

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>	
<p>第1節 一般事項</p>	<p>第1節 一般事項</p>	
<p>1.1.1 適用範囲及び一般事項</p> <p>(1) 適用範囲 配水管工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、<u>「東京都水道局財務規定」（昭和35年水道局管理規程第22号）第243条第5項の規定に基づく、土木工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るため、「東京都水道局工事施行規程」（昭和46年水道局管理規程第31号）第13条の規定に基づき定めているものである。</u></p> <p>(2) 標準仕様書の適用 受注者は、標準仕様書の適用に当たっては、<u>「建設業法」（昭和24年法律100号）第18条（建設工事の請負契約の原則）の規定により施工管理体制を遵守しなければならない。</u> また、受注者はこれら監督、検査（完了検査、既済部分検査）に当たっては、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15（監督又は検査の方法）第1項及び第2項に基づくものであることを認識しなければならない。</u></p> <p>(3) 優先事項 契約図書のうち特記仕様書及び図面に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。</p> <p>(4) 東京都土木工事標準仕様書 受注者は、<u>設計図書において特に定めのない事項については、「東京都土木工事標準仕様書（東京都財務局）」（以下、「都標準仕様書」という。）による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u> なお、都標準仕様書と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、<u>疑義がある場合は、監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>(5) 設計図書の不整合 特記仕様書と図面との間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。</p>	<p>1.1.1 適用範囲及び一般事項</p> <p>(1) 適用範囲 配水管工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、<u>東京都水道局（以下「当局」という。）が施行する配水管工事（給水管、導水管、送水管、シールド工事等を含む。以下同じ。）に適用する。</u></p> <p>(2) 標準仕様書 標準仕様書は、<u>当局が施行する配水管工事に係る工事請負契約書（頭書きを含む。以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るため、「東京都水道局工事施行規定」第13条の規定に基づき定めているものである。</u></p> <p>(3) 特記仕様書 標準仕様書に規定のない事項及び規定があるもののうち特に当局が指定する事項については、<u>別に定める特記仕様書による。</u></p> <p>(4) 優先事項 契約図書に添付されている特記仕様書及び図面に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。</p> <p>(5) 設計図書の不整合 特記仕様書と図面との間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受注者は、監督員に確認して指示を受けること。</p> <p>(6) 設計図書に示されていない事項 受注者は、標準仕様書、特記仕様書及び図面に示されていない事項であっても、<u>工事の性質上、当然行う必要があるものについては、実施すること。</u></p> <p>(7) 標準仕様書の適用 受注者は、標準仕様書の適用に当たっては、<u>建設業法（昭和24年法律第100号）第18条（建設工事の請負契約の原則）の規定により施工管理体制を遵守する</u></p>	<p>・東京都土木工事標準仕様書（以下、「都仕様書」という。）の記載内容を反映しました。</p> <p>・都仕様書の取扱を記載しました。</p> <p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	<p>(6) <b>SI</b> 単位 設計図書は、<b>SI</b>単位を使用するものとする。<b>SI</b>単位については、<b>SI</b>単位と<b>非SI</b>単位が併記されている場合は（ ）内を<b>非SI</b>単位とする。</p>		<p>こと。 (8) <b>SI</b> 単位 設計図書は、<b>SI</b>単位を使用する。</p>	
1.1.2 用語の定義	<p>(1) <b>監督員</b> 監督員とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、<b>段階</b>確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに、現場監督業務を掌理する者をいう。</p> <p>(2) <b>契約図書</b> 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>(3) <b>設計図書</b> 設計図書とは、仕様書、図面及び質問回答書をいう。</p> <p>(4) <b>仕様書</b> 仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書<b>及び</b>工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。</p> <p>(5) <b>質問回答書</b> <u>質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</u></p> <p>(6) <b>標準仕様書</b> 標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施行する上で必要な技術的要求及び工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>(7) <b>特記仕様書</b> 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施行に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>(8) <b>図面</b> 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。 なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p>	1.1.2 用語の定義	<p>(1) <b>監督員</b> 監督員とは、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、<b>施工状況</b>確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに、現場監督業務を掌理する者をいう。</p> <p>(2) <b>現場代理人</b> 現場代理人とは、契約書第9条（現場代理人及び主任技術者等）の規定に基づき受注者が通知した現場代理人をいう。</p> <p>(3) <b>契約図書</b> 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>(4) <b>設計図書</b> 設計図書とは、<b>特記</b>仕様書、<b>設計工事数量表</b>、<b>図面</b>、<b>標準仕様書</b>、<b>配水管工事標準図</b>及び<b>入札に伴う</b>質問回答書をいう。</p> <p>(5) <b>仕様書</b> 仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書<b>と各</b>工事ごとに規定される特記仕様書<b>と</b>を総称していう。</p> <p>(6) <b>標準仕様書</b> 標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施行する上で必要な技術的要求及び工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>(7) <b>配水管工事標準図</b> 配水管工事標準図とは、制水弁室や空気弁室等の構造物、防護コンクリート等の標準的な仕様を定めた図書をいう。</p> <p>(8) <b>特記仕様書</b> 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施行に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>(9) <b>図面</b> 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。 なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>(9) 指示</b> 指示とは、<u>契約図書の定めに基づき</u>、監督員が受注者に対し、工事の施行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p><b>(10) 承諾</b> 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。</p> <p><b>(11) 協議</b> 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者とが対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。</p> <p><b>(12) 提出</b> 提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><b>(13) 提示</b> 提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員若しくは検査員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p><b>(14) 報告</b> 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。</p> <p><b>(15) 通知</b> 通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、<u>工事の施行</u>に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p><b>(16) 連絡</b> 連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第 17 条（条約変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。<u>なお、後日</u>書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p><b>(17) 納品</b> <u>納品とは、受注者が監督員に工事完了時に成果品を納めることをいう。</u></p> <p><b>(18) 電子納品</b> <u>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</u></p> <p><b>(19) 情報共有システム</b> <u>情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u> <u>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p><b>(20) 書面</b> 書面とは、<u>施工計画書等の提出書類をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。</u> <u>また、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものも有効とする。</u></p>	<p><b>(10) 指示</b> 指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p><b>(11) 承諾</b> 承諾とは、契約図書の承諾事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により合意することをいう。</p> <p><b>(12) 協議</b> 協議とは、契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。</p> <p><b>(13) 提出</b> 提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><b>(14) 提示</b> 提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p><b>(15) 報告</b> 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><b>(16) 通知</b> 通知とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、<u>施工</u>に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><b>(17) 連絡</b> 連絡とは、監督員と受注者との間で、契約書第 17 条（条約変更等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、<u>ファクシミリ</u>、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。<u>（書面による連絡内容の伝達は不要とする。）。</u></p> <p><b>(18) 書面</b> 書面とは、<u>発行年月日を記載し、署名又は押印した文章をいう。</u></p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>なお、関係規程等により、署名又は押印がない書類や電子提出した文書も有効な書面として取り扱うこととする。</p> <p><b>(21) 電子成果品</b>  <u>電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</u></p> <p><b>(22) 確認</b>                      確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>(23) 立会い</b>                      立会いとは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>(24) 段階確認</b>  <u>段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</u></p> <p><b>(25) 工事検査</b>                      工事検査とは、検査員が契約書第 30 条（検査及び引渡し）、第 38 条（部分払）<u>及び第 39 条（一部しゅん工）の規定により、</u>給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p><b>(26) 検査員</b>                      検査員とは、<u>「東京都水道局財務規程」（昭和 35 年水道局管理規程第二二号）第二百六十八条に定める者で、</u>契約書第 30 条第 2 項に規定する検査を行う者をいう。</p> <p><b>(27) 工期</b>                      工期とは、契約確定の日の翌日又は着手指定日から契約図書に明示した日数（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除く。）を累積して得られた日までの期間をいう。ただし、工期を限定した場合は、限定した日までの期間をいう。</p> <p><b>(28) 工事</b>                      工事とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。</p> <p><b>(29) 本体工事</b>                      本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p><b>(30) 仮設工事</b>                      仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施行及び完成に必要とされるものをいう。</p>	<p>なお、関係規程等により、署名又は押印がない書類や電子提出した文書も有効な書面として取り扱うこととする。</p> <p><b>(19) 確認</b>                      確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>(20) 立会い</b>                      立会いとは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>(21) 工事検査</b>                      工事検査とは、検査員が契約書第 30 条（検査及び引渡し）、第 38 条（部分払）、<b>第 39 条（一部しゅん工）又は第 46 条（解除に伴う措置）に基づいて行う完成検査、既済部分検査、打切検査及び中間検査を総称し、受注者が施工した工事目的物と設計図書とを照合する等</b>給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p><b>(22) 検査員</b>                      検査員とは、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき、<b>工事検査を行うために発注者が定めた者</b>をいう。</p> <p><b>(23) 同等以上の品質</b>  <b>同等以上の品質とは、品質について、設計図書に指定する品質又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関にて品質の確認を得たもの又は監督員の承諾を得たものをいう。</b>  <b>なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。</b></p> <p><b>(24) 工期</b>                      工期とは、契約確定の日の翌日又は着手指定日から契約図書に明示した日数（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除く。）を累積して得られた日までの期間をいう。ただし、工期を限定した場合は、限定した日までの期間をいう。</p> <p><b>(25) 工事</b>                      工事とは、本体工事及び仮設工事又はそれらの一部をいう。</p> <p><b>(26) 本体工事</b>                      本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p><b>(27) 仮設工事</b>                      仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施行及び完成に必要とされるものをいう。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、記載箇所を 2.2.1 へ見直しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(31) <b>工事区域</b> 工事区域とは、工事用地及びその他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>(32) <b>現場</b> 現場とは、工事を施行する場所、工事の施行に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>(33) <b>SI</b> <u>SI</u>とは、国際単位系をいう。</p> <p>(34) <b>現場発生品</b> <u>現場発生品とは、工事の施行により現場において副次的に生じた物で、その所有権は発注者に帰属する。</u></p> <p>(35) <b>JIS 規格</b> JIS 規格とは、日本産業規格をいう。</p> <p>(36) <b>工事記録写真</b> 工事記録写真とは、工事着手前及び工事完了後並びに施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完了後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「附則-1 工事記録写真撮影要綱」等に基づき撮影したものをいう。 <u>また、受注者は、監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の小黑板情報電子化により工事記録写真帳等を作成できるものとする。この場合において、受注者は、改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。</u></p> <p>(37) <b>天災等</b> 天災等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。</p>	<p>(28) <b>工事区域</b> 工事区域とは、工事用地及びその他の設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>(29) <b>現場</b> 現場とは、工事を施行する場所、工事の施行に必要な場所及び<u>その他の</u>設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>(30) <b>SI</b> <u>SI</u>とは、国際単位系をいう。</p> <p>(31) <b>JIS 規格</b> JIS 規格とは、「<u>産業標準化法</u>（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格をいう。</p> <p>(32) <b>工事記録写真</b> 工事記録写真とは、工事着手前及び工事完了後、<u>並びに</u>施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完了後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を「附則-1 工事記録写真撮影要綱」等に基づき撮影したものをいう。</p> <p>(33) <b>天災等</b> 天災等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象をいう。</p> <p>(34) <b>電子成果品</b> <u>電子成果品とは、電子的手段によって当局に引渡しする成果品となる電子データをいう。</u></p> <p>(35) <b>電子納品</b> <u>電子納品とは、電子成果品の引渡しを行うことをいう。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.1.3 <b>監督員の権限等</b></p> <p>(1) <b>一般事項</b> 契約書第 8 条（監督員）第 1 項に規定する監督員は、次のとおりとする。 ア 総括監督員 イ 副総括監督員 ウ 監督員</p> <p>(2) <b>監督員の権限</b> ア 監督員の権限は、契約書第 8 条第 2 項に規定する事項である。 イ 監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行について</p>	<p>1.1.3 <b>監督員の権限等</b></p> <p>(1) <b>一般事項</b> 契約書第 8 条（監督員）第 1 項に規定する監督員は、次のとおりとする。 ア 総括監督員 イ 副総括監督員 ウ 監督員</p> <p>(2) <b>監督員の権限</b> ア 監督員の権限は、契約書第 8 条第 2 項に規定する事項である。 イ 監督員が行う受注者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行について</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>は、(1) のいずれの監督員も受注者に対して行うことができる。</p> <p>ウ 監督員がアの権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、監督員と受注者との両者において書面により指示内容等を確認する<u>ものとする</u>。</p>	<p>は、(1) のいずれの監督員も受注者に対して行うことができる<u>ものとする</u>。</p> <p>ウ 監督員がアの権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、監督員が受注者に対し、口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、監督員と受注者との両者において書面により指示内容等を確認する<u>こと</u>。</p> <p><b>(3) 受注者の権限</b>  <u>受注者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、監督員（事務取扱者：監督事務及び受注者に対する窓口事務を行う監督員）に対して行うものとする。ただし、監督員（事務取扱者）が不在又は欠けた場合は、副総括監督員に対して行い、副総括監督員が不在又は欠けた場合は、総括監督員に対して行うものとする。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.1.4 設計図書の照査等</b></p> <p>(1) 図面原図の貸与                  受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図又は電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備え<u>なければならない</u>。</p> <p>(2) 設計図書の照査                  受注者は、施工前及び施工途中において、<u>発注者</u>が別途定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、自らの負担により契約書第 17 条（条件変更等）第 1 項第 1 号から第 5 号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求め<u>なければならない</u>。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。</p> <p>また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は、その要求に従<u>わなければならない</u>。</p> <p>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 18 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</p> <p>(3) 契約図書等の使用制限                  受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p>	<p><b>1.1.4 設計図書の照査等</b></p> <p>(1) 図面原図の貸与                  受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図又は電子データを貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備え<u>るものとする</u>。</p> <p>(2) 設計図書の照査                  受注者は、施工前及び施工途中において、<u>当局</u>が別途定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、自らの負担により契約書第 17 条（条件変更等）第 1 項第 1 号から第 5 号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求め<u>ること</u>。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。</p> <p>また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は、その要求に従<u>うこと</u>。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 18 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</p> <p>(3) 契約図書等の使用制限                  受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.1.5 ワンデーレスポンス</b></p> <p><u>監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。</u>  <u>ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、その日のうちに、あるいは適切な期限までに回答することをいう。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.1.6 ウィークリースタンス</b></p> <p><u>監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。</u>  <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.1.7 工事用地等の使用</b></p> <p><b>(1) 維持・管理</b>  <u>受注者は、発注者から使用承認又は提供を受けた工事用地等を、善良なる管理</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定		現行	現行	改定の要旨
	<p><u>者の注意をもって維持・管理するものとする。</u></p> <p><b>(2) 用地の確保</b>  <u>設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施行上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施行上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</u></p> <p><b>(3) 第三者からの調達用地</b>  <u>受注者は、工事の施行上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間で締結した契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</u></p> <p><b>(4) 用地の返還</b>  <u>受注者は、(1)の工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完了前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。</u></p> <p><b>(5) 復旧費用の負担</b>  <u>発注者は、(1)の工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して、発注者に異議を申し立てることができない。</u></p> <p><b>(6) 用地の使用制限</b>  <u>受注者は、発注者から使用承認又は提供を受けた用地を工事中仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</u></p>			
<p>1.1.8 受注者相互の協力</p>	<p>受注者は、契約書第2条（関連工事の調整）の規定により、隣接工事又は関連工事の<u>請負業者</u>と相互に協力し、<u>施工しなければならない</u>。</p> <p>また、他事業者が施行する関連工事が同時に施行される場合にも、これらの関係者と相互に協力<u>しなければならない</u>。</p>	<p>1.1.5 受注者相互の協力</p>	<p>受注者は、契約書第2条（関連工事の調整）の規定により、隣接工事又は関連工事の<u>受注者</u>と相互に協力し、<u>施工すること</u>。</p> <p>また、他事業者が施行する関連工事が同時に施行される場合にも、これらの関係者と相互に協力<u>すること</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.1.9 調査・試験に対する協力</p>	<p><b>(1) 一般事項</b>                  受注者は、発注者が自ら、又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に<u>対して</u>、監督員の指示によりこれに協力<u>しなければならない</u>。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知する<u>ものとする</u>。</p> <p><b>(2) 公共事業労務費調査</b>                  受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象<u>工事</u>となった場合には、次に掲げる協力を<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等の必要な協力を<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ 調査票等を提出した事業所を<u>発注者が</u>、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力<u>しなければならない</u>。</p>	<p>1.1.6 調査・試験に対する協力</p>	<p><b>(1) 一般事項</b>                  受注者は、発注者が自ら、又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に<u>ついて</u>、監督員の指示によりこれに協力<u>する</u>。この場合において、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知する<u>こと</u>。</p> <p><b>(2) 公共事業労務費調査</b>                  受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次に掲げる協力を<u>すること</u>。</p> <p>また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等の必要な協力を<u>すること</u>。</p> <p>イ 調査票等を提出した事業所が、<u>発注者が</u>事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力<u>すること</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、「<u>労働基準法</u>」(昭和22年法律第49号)等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>エ 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p><b>(3) 諸経費動向調査</b> 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p><b>(4) 施工合理化調査等</b> 受注者は、当該工事が発注者等の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査票等の必要な協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p><b>(5) 低入札価格調査</b> 受注者は、低入札価格調査を経て当該工事の契約に至った場合には、提出した調査票等の記載内容に沿った施工を行わなければならない。 また、工期経過後においても報告書を提出し、ヒアリング調査等に協力しなければならない。</p> <p><b>(6) 独自の調査・試験等を行う場合の処置</b> 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。</p>	<p>ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日ごろより使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。</p> <p>エ <b>本調査</b>対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る、二次以降の下請負者を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めること。</p> <p><b>(3) 諸経費動向調査</b> 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p><b>(4) 施工合理化調査等</b> 受注者は、当該工事が発注者等の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査票等の必要な協力をすること。 また、工期経過後においても同様とする。</p> <p><b>(5) 低入札価格調査</b> 受注者は、低入札価格調査を経て当該工事の契約に至った場合には、提出した調査票等の記載内容に沿った施工を行わなければならない。 また、工期経過後においても報告書を提出し、ヒアリング調査等に協力しなければならない。</p> <p><b>(6) 独自の調査・試験等を行う場合の処置</b> 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得ること。 また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得ること。</p>	
<p><b>1.1.10 設計図書の変更等</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p><b>(2) 設計図書の変更等</b> 契約書に規定する設計図書の変更、工事の中止、工期の変更等は、発注者が別途定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、適正に行わなければならない。</p>	<p><b>1.1.7 設計図書の変更等</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p><b>(2) 設計図書の変更等</b> 契約書に規定する設計図書の変更、工事の中止、工期の変更等は、発注者が別に定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」に基づき、適正に行わなければならない。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.1.11 工事の一時中止</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 発注者は、契約書第19条（工事の中止）の規定により、次の各事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施行について一時中止をさせることができる。</p> <p>ア 契約書第15条（<u>工事用地の確保等</u>）に規定する工事用地等が確保できない場合 イ 天災等により、工事目的物等に損害が生じた場合又は工事現場の状態が変動した</p>	<p><b>1.1.8 工事の一時中止</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 発注者は、契約書第19条<b>第1項又は第2項</b>（工事の中止）の規定により、次の各事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ書面をもって受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施行について一時中止をさせることができる。</p> <p>ア 契約書第15条に規定する工事用地等が確保できない場合 イ 天災等により、工事目的物等に損害が生じた場合、又は工事現場の状態が変動し</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>場合 ウ 契約書第 17 条（条件変更等）に規定する事実確認の結果により、設計図書の訂正又は変更等が必要となった場合 エ 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見された場合のほか、関連する他の工事の進捗の遅れ、環境問題等の発生など、発注者が中止する必要があると認めた場合</p> <p>なお、<u>受注者は</u>、工事の中止期間中においても、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p><b>(2) 発注者の中止権</b> 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等において、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の<u>施工</u>について、一時中止をさせることができる。</p> <p><b>(3) 基本計画書の作成</b> 受注者は、(1) 又は (2) の場合において、施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。<u>ただし、猛暑による作業の一時的な中止を行った場合は、基本計画書の作成は不要であり、一時的な中止を行った作業、日時が分かる資料（週報等）を発注者に提出することとする。</u></p> <p>また、受注者は、工事の続行に備え、<u>工事現場を保全しなければならない</u>。</p> <p>基本計画書の記載内容等については、<u>発注者が別途定める「工事請負契約設計変更ガイドライン」</u>によるものとする。</p> <p>なお、一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。</p> <p><b>(4) 工事の一時中止の場合の工期変更</b> <u>発注者</u>が工事を一時中止した場合の工期の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>ア 工期を日数（何日間）で定めてある場合 (7) 全部一時中止の場合、工期の日数は変更しない。ただし、工事完成予定日は、中止期間に相当する日数を延長した日とする。 (i) 一部一時中止の場合、工期の日数は変更しない。ただし、一部一時中止に伴い、特に発注者が変更の必要を認めた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 工期を期限（〇月△日まで）で定めてある場合 この場合は、工期は変更しない。ただし、特に発注者が変更の必要を認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>場合 ウ 契約書第 17 条（条件変更等）に規定する事実確認の結果により、設計図書の訂正又は変更等が必要となった場合 エ 埋蔵文化財の調査及び発掘の遅延のほか、関連する他の工事の進捗の遅れ、環境問題等の発生など、発注者が中止する必要があると認めた場合</p> <p>なお、工事の中止期間中においても、受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p><b>(2) 発注者の中止権</b> 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等において、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の<u>施行</u>について、一時中止をさせることができる。</p> <p><b>(3) 基本計画書の作成</b> 受注者は、(1) 又は (2) の場合において、施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者は、工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p>基本計画書の記載内容等については、「<u>工事の一時中止に伴う事務取扱要領</u>」によるものとする。</p> <p>なお、一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。</p> <p><b>(4) 工事の一時中止の場合の工期変更</b> <u>当局</u>が工事を一時中止した場合の工期の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>ア 工期を日数（何日間）で定めてある場合 (7) 全部一時中止の場合、工期の日数は変更しない。ただし、工事完成予定日は、中止期間に相当する日数を延長した日とする。 (i) 一部一時中止の場合、工期の日数は変更しない。ただし、一部一時中止に伴い、特に発注者が変更の必要を認めた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 工期を期限（〇月△日まで）で定めてある場合 この場合は、工期は変更しない。ただし、特に発注者が変更の必要を認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.1.12 工期変更</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 契約書第 14 条（支給材料、貸与品及び発生品）第 7 項、第 16 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第 1 項、第 17 条（<u>条件変更等</u>）第 5 項、第 18 条（設計図書の変更）、第 19 条（<u>工事の中止</u>）第 3 項、第 20 条（受注者の請求による工期の延長）及び第 40 条（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 22 条（工期の変更等）</p>	<p><b>1.1.9 工期変更</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 契約書第 14 条（支給材料、貸与品及び発生品）第 7 項、第 16 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第 1 項、第 17 条第 5 項、第 18 条（設計図書の変更）、第 19 条第 3 項、第 20 条（受注者の請求による工期の延長）及び第 40 条（前払金等の不払に対する受注者の工事中止）第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 22 条（工期の変更等）の工期変更の協議の対象であるか</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>の工期変更の協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（以下本条において「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知する<u>ものとする。</u></p> <p>(2) 設計図書の変更等 受注者は、契約書第 17 条 <u>(条件変更等)</u> 第 5 項及び第 18 条 <u>(設計図書の変更)</u> の規定による設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、(1) に示す事前協議において工期変更の協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議<u>しなければならない。</u></p> <p>(3) 工事の一時中止 受注者は、契約書第 19 条 <u>(工事の中止)</u> の規定により、工事の全部又は一部の<u>施工</u>が一時中止となった場合は、(1) の事前協議において工期変更の協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議<u>しなければならない。</u></p> <p>(4) 工期の延長 受注者は、契約書第 20 条 <u>(受注者の請求による工期の延長)</u> に規定する、工期の延長を求める場合は、(1) に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議<u>しなければならない。</u></p> <p>(5) 工期の短縮 受注者は、契約書第 21 条（発注者の請求による工期の短縮等）に規定する、工期の短縮を求められた場合は、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議<u>しなければならない。</u></p>	<p>否かを監督員と受注者との間で確認する（以下本条において「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知する。</p> <p>(2) 設計図書の変更等 受注者は、契約書第 17 条第 5 項及び第 18 条の規定による設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、(1) に示す事前協議において工期変更の協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議<u>すること。</u></p> <p>(3) 工事の一時中止 受注者は、契約書第 19 条 <u>に基づく</u> 工事の全部又は一部の<u>施行</u>が一時中止となった場合は、(1) <u>に示す</u>事前協議において工期変更の協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議<u>すること。</u></p> <p>(4) 工期の延長 受注者は、契約書第 20 条 <u>の規定により</u> 工期の延長を求める場合は、(1) に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議<u>すること。</u></p> <p>(5) 工期の短縮 受注者は、契約書第 21 条（発注者の請求による工期の短縮等）に規定する、工期の短縮を求められた場合は、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議<u>すること。</u></p>	
<p>1.1.13 出来形数量の算出</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施<u>しなければならない。</u></p> <p>(2) 出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を<u>監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時まで</u>に監督員に提出<u>しなければならない。</u>出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、発注者が別途定める「土木工事施工管理基準」を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 <u>なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</u></p>	<p>1.1.10 出来形数量の算出</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施<u>すること。</u></p> <p>(2) 出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って、<u>出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出すること。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.1.14 部分使用</p> <p>(1) 一般事項 発注者は、受注者の承諾を得て工事目的物を部分使用することができる。</p> <p>(2) 使用前の検査 受注者は、発注者が契約書第 33 条（部分使用）の規定する当該工事に係る部分</p>	<p>1.1.11 部分使用</p> <p>(1) 一般事項 発注者は、受注者の承諾を得て工事目的物を部分使用することができる。</p> <p>(2) 使用前の検査 受注者は、発注者が契約書第 33 条（部分使用）の規定する当該工事に係る部分</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>使用を行う場合には、検査員又は監督員による品質及び出来形等の中間検査（確認を含む。）を受けなければならない。</p>	<p>使用を行う場合には、検査員又は監督員による品質、出来形等の検査（確認を含む。）を受け<u>ること</u>。</p>	
<p><b>1.1.15 履行報告及び提出書類</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、契約書第10条（履行報告）の規定により、履行状況を監督員に報告<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(2) 報告様式</b> 受注者は、工事に必要な提出書類を、「標準仕様書」、「水道工事用書類・様式の記載例集」（以下「記載例集」という。）及び「調査・設計委託標準仕様書」（以下「委託標準仕様書」という。）により作成し、指定の期日までに監督員に提出<u>すること</u>。 また、受注者は、記載例集及び委託標準仕様書に定めのない書類を提出する場合は、監督員の指示による<u>こと</u>。 なお、書類の提出方法（紙面又は電子）については、契約確定後速やかに監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p><b>(3) 変更書類の提出</b> 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに<u>変更した書類を監督員に提出すること</u>。</p> <p><b>(4) 土質調査を実施した場合の資料提出</b> 土質調査を実施した場合は、発注者に提出する報告書とは別に、<u>公益財団法人東京都道路整備保全公社 東京都土木技術支援センター提出用の調査結果を委託標準仕様書に準拠して作成し、監督員に提出すること</u>。</p>	<p><b>1.1.12 履行報告</b></p> <p>受注者は、必要に応じ契約書第10条（履行報告）の規定により、履行状況を監督員に報告<u>すること</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.1.16 週休二日の対応</b></p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告<u>しなければならない</u>。 なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所又は技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.1.17 日雇労働者の雇用</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、工事の施行に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月30日付51労職第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努め<u>なければならない</u>。 なお、同要綱を適用する工事の完了時には、「公共事業遵守証明願（兼竣工届）」を公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターに提出し、「公共事業遵守証明書」を監督員に提出<u>しなければならない</u>。ただし、「公共事業施行通知書」により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの收受印が押印されている「公共事業施行通知書」の写しをもって、「公共事業遵守証明書」に代えることができるものとする。</p> <p><b>(2) 無技能者の雇用</b> 受注者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働</p>	<p><b>1.1.13 日雇労働者の雇用</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、工事の施行に当たっては、「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月30日付51労職第221号）に基づき、日雇労働者の雇用に努め<u>ること</u>。 なお、同要綱を適用する工事の<u>工事着手時</u>には、「公共事業<u>施行通知書</u>」を公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターに提出し、<u>完成時には</u>、「公共事業遵守証明書」を監督員に提出<u>すること</u>。ただし、公共事業施行通知書により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は（公財）城北労働・福祉センターの收受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、公共事業遵守証明書に代えることができるものとする。</p> <p><b>(2) 無技能者の雇用</b> 受注者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は（公財）城北労働</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨
	<p>働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者数を差し引いた人員とする。</p>		<p>働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者数を差し引いた人員とする。</p>	
<p>1.1.18 環境対策</p>	<p>1) 環境保全 受注者は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)その他関係法令等を遵守し、当該工事の施行に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都が行うこれらに関する施策に協力しなければならない。</p> <p>(2) 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、監督員に連絡しなければならない。 また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。</p> <p>(3) 注意義務 受注者は、工事の施行に伴う地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避けられなかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。</p> <p>(4) 廃棄物等の焼却 受注者は、現場から発生した全ての廃棄物等(事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等)を関係法令に適合した焼却設備を使用せず焼却(以下「野外焼却」という。)してはならない。ただし、関係法令による野外焼却禁止の例外となる焼却(軽微なたき火、病害虫に侵された伐採木等の焼却等)についてはこの限りでない。 なお、この場合で、悪臭や煙害等が発生しないように周辺の生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行ってはならない。</p> <p>(5) アイドリング・ストップ 受注者は、自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止(アイドリング・ストップ)を行わせるなどの適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(6) ディーゼル車 東京都は、ディーゼル自動車(軽油を燃料とする自動車をいう。)等の排出ガスに含まれる粒子状物質等の削減を図るため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)を制定している。工事に当たっては、本条例の主旨を十分に踏まえて施行しなければならない。</p> <p>(7) 環境により良い自動車の利用 自動車を使用し、又は利用する場合は、次に掲げる事項によらなければならない。 ア 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。</p>	<p>1.1.14 環境対策</p>	<p>(1) 環境保全 受注者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)その他関係法令等を遵守し、当該工事の施行に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都が行うこれらに関する施策に協力すること。</p> <p>(2) 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従うこと。 また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告すること。</p> <p>(3) 注意義務 監督員は、工事の施行に伴う地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避けられなかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出すること。</p> <p>(4) 廃棄物等の焼却 受注者は、現場から発生した全ての廃棄物等(事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等)を関係法令に適合した焼却設備を使用せず焼却(以下「野外焼却」という。)しないこと。ただし、関係法令による野外焼却禁止の例外となる焼却(軽微なたき火、病害虫に侵された伐採木等の焼却等)についてはこの限りでない。 なお、この場合で、悪臭や煙害等が発生しないように周囲の生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行わないこと。</p> <p>(5) アイドリング・ストップ 受注者は、自動車等を運転する者に対して荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止(アイドリング・ストップ)を行わせるなどの適切な措置を講じること。</p> <p>(6) ディーゼル車 東京都は、ディーゼル自動車(軽油を燃料とする自動車をいう。)等の排出ガスに含まれる粒子状物質等の削減を図るため「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を制定している。工事に当たっては、本条例の主旨を十分に踏まえて施工しなければならない。</p> <p>(7) 環境により良い自動車の利用 自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項によらなければならない。 ア 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>イ <u>「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」</u>(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。</p> <p>ウ <u>非ガソリン車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又はハイブリッド自動車)又は低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。</u></p> <p>エ <u>エコドライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者の車両の使用又は利用に努めること。</u></p> <p>なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示を求められた場合には、速やかに提示<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(8) 建設機械等の燃料</b></p> <p>ア 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする建設機械等を使用する場合は、<u>JIS規格</u>に合った軽油を使用<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、<u>監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない</u>。</p> <p><u>なお</u>、軽油を燃料とする建設機械等の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>イ 発注者が行う軽油採取調査において、監督員等が建設機械等から燃料を採取する場合、発注者は調査の主旨や燃料の採取の作業方法等を事前に受注者に通知し、受注者の協力を求めることとする。</p> <p>なお、燃料採取を行う日時等は事前に受注者に通知せず、原則抜き打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず受発注者双方の立会いの下で行うこととする。</p> <p><b>(9) 排出ガス対策型建設機械(一般工事中用建設機械)</b></p> <p>受注者は、工事の施行に当たり、「表1.1 一般工事中用建設機械」に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(<u>平成17年法律第51号</u>)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付国土交通省告示第348号)若しくは、「<u>第3次排出ガス対策型建設機械指定要領</u>」(平成18年3月17日付国総第6号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された「<u>民間開発建設技術の技術審査・証明事業</u>」若しくは「<u>建設技術審査証明事業</u>」により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	<p>イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。</p> <p>なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示を求められた場合には、速やかに提示<u>すること</u>。</p> <p><b>(8) 建設機械等の燃料</b></p> <p>ア 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び軽油を燃料とする建設機械等を使用する場合は、<u>規格(JIS)</u>に合った軽油を使用<u>すること</u>。</p> <p>また、軽油を燃料とする建設機械等の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>イ 発注者が行う軽油採取調査において、監督員等が建設機械等から燃料を採取する場合、発注者は調査の主旨や燃料の採取の作業方法等を事前に受注者に通知し、受注者の協力を求めることとする。</p> <p>なお、燃料採取を行う日時等は事前に受注者に通知せず、原則抜き打ちで行うとともに、燃料採取は、必ず受発注者双方の立会いの下で行うこととする。</p> <p><b>(9) 排出ガス対策型建設機械(一般工事中用建設機械)</b></p> <p>受注者は、工事の施行に当たり、「表1.1 一般工事中用建設機械」に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の<u>規定</u>に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(<u>最終改正平成14年4月1日付国総施第225号</u>)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(<u>最終改正平成24年3月31日付国土交通省告示第318号</u>)若しくは、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成28年8月30日付国総環第6号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行																						
<p style="text-align: center;"><b>表 1.1 一般工事中用建設機械</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 種</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①バックホウ</td><td rowspan="8">ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td></tr> <tr><td>②トラクタショベル（車輪式）</td></tr> <tr><td>③ブルドーザ</td></tr> <tr><td>④発動発電機（可搬式）</td></tr> <tr><td>⑤空気圧縮機（可搬式）</td></tr> <tr><td>⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベアマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭 圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</td></tr> <tr><td>⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td></tr> <tr><td>⑧ホイールクレーン</td></tr> </tbody> </table> <p>(10) 排出ガス対策型建設機械（トンネル工事中用建設機械）</p> <p>受注者は、「表 1.2 トンネル工事中用建設機械」に掲げるトンネル工事中用建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 18 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 16 条第 1 項第 2 号若しくは第 20 条第 1 項第 2 号口に「する」表示が付された特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付国施第 215 号）に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	機 種	備 考	①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	②トラクタショベル（車輪式）	③ブルドーザ	④発動発電機（可搬式）	⑤空気圧縮機（可搬式）	⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベアマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭 圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	⑧ホイールクレーン	<p style="text-align: center;"><b>表 1.1 一般工事中用建設機械</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 種</th> <th style="width: 70%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①バックホウ</td><td rowspan="8">ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5～260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td></tr> <tr><td>②トラクタショベル（車輪式）</td></tr> <tr><td>③ブルドーザ</td></tr> <tr><td>④発動発電機（可搬式）</td></tr> <tr><td>⑤空気圧縮機（可搬式）</td></tr> <tr><td>⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベアマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭 圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</td></tr> <tr><td>⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</td></tr> <tr><td>⑧ホイールクレーン</td></tr> </tbody> </table> <p>(10) 排出ガス対策型建設機械（トンネル工事中用建設機械）</p> <p>受注者は、「表 1.2 トンネル工事中用建設機械」に掲げるトンネル工事中用建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 18 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 16 条第 1 項第 2 号又は第 20 条第 1 項第 2 号の口に「定める」表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定されたトンネル工事中用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事中用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>	機 種	備 考	①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5～260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	②トラクタショベル（車輪式）	③ブルドーザ	④発動発電機（可搬式）	⑤空気圧縮機（可搬式）	⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベアマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭 圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	⑧ホイールクレーン
機 種	備 考																						
①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																						
②トラクタショベル（車輪式）																							
③ブルドーザ																							
④発動発電機（可搬式）																							
⑤空気圧縮機（可搬式）																							
⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベアマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭 圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）																							
⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																							
⑧ホイールクレーン																							
機 種	備 考																						
①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5～260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																						
②トラクタショベル（車輪式）																							
③ブルドーザ																							
④発動発電機（可搬式）																							
⑤空気圧縮機（可搬式）																							
⑥油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベアマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭 圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）																							
⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																							
⑧ホイールクレーン																							

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																										
<p style="text-align: center;"><b>表 1.2 トンネル工事中用建設機械</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①バックホウ</td> <td rowspan="7">ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>②トラクタショベル</td> </tr> <tr> <td>③大型ブレーカ</td> </tr> <tr> <td>④コンクリート吹付機</td> </tr> <tr> <td>⑤ドリルジャンボ</td> </tr> <tr> <td>⑥ダンプトラック</td> </tr> <tr> <td>⑦トラックミキサ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 騒音振動の防止 受注者は、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）等の規定に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう、適切な公害防止の措置を講ずるとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等を遵守し、また、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日付建設省経機発第 58 号通達）を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。 なお、騒音及び振動の調査を行う場合は、設計図書に示されたものを除き、委託標準仕様書に準拠して行うこと。</p> <p>(12) 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、「表 1.3 低騒音型・低振動型建設機械」に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月 31 日付建設省告示第 1536 号）の規定に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用しなければならない。 <u>ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>表 1.3 低騒音型・低振動型建設機械</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">〔低騒音型〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①バックホウ</td> <td>②クラムシェル</td> <td>③トラクタショベル</td> </tr> <tr> <td>④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤油圧式杭圧入引抜機</td> <td></td> <td>⑥アースオーガ</td> </tr> <tr> <td>⑦オールケーシング掘削機</td> <td></td> <td>⑧アースドリル</td> </tr> <tr> <td>⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩アスファルトフィニッシャー</td> <td>⑪空気圧縮機</td> <td>⑫発動発電機</td> </tr> <tr> <th colspan="3">〔低振動型〕</th> </tr> <tr> <td colspan="3">①バイプロハンマ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(13) 低騒音型・低振動型建設機械の使用促進</p>	機 種	備 考	①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	②トラクタショベル	③大型ブレーカ	④コンクリート吹付機	⑤ドリルジャンボ	⑥ダンプトラック	⑦トラックミキサ	〔低騒音型〕			①バックホウ	②クラムシェル	③トラクタショベル	④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン			⑤油圧式杭圧入引抜機		⑥アースオーガ	⑦オールケーシング掘削機		⑧アースドリル	⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ			⑩アスファルトフィニッシャー	⑪空気圧縮機	⑫発動発電機	〔低振動型〕			①バイプロハンマ			<p style="text-align: center;"><b>表 1.2 トンネル工事中用建設機械</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①バックホウ</td> <td rowspan="7">ディーゼルエンジン（エンジン出力30<del>以上</del>260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td>②トラクタショベル</td> </tr> <tr> <td>③大型ブレーカ</td> </tr> <tr> <td>④コンクリート吹付機</td> </tr> <tr> <td>⑤ドリルジャンボ</td> </tr> <tr> <td>⑥ダンプトラック</td> </tr> <tr> <td>⑦トラックミキサ<del>二</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 騒音振動の防止 受注者は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）等の規定に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう適切な公害防止の措置を講ずるとともに、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等を遵守し、また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 62 年 3 月 30 日付建設大臣官房技術参事官通達）を参考にして、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めること。 なお、騒音及び振動の調査を行う場合は、設計図書に示されたものを除き、<u>当局の定める調査・設計委託標準仕様書（以下「委託標準仕様書」という。）</u>に準拠して行うこと。</p> <p>(12) 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、表 1.3 に掲げる機種の建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（<u>最終改正</u>平成 13 年 4 月 9 日付国土交通省告示第 487 号）の規定に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 1.3 低騒音型・低振動型建設機械</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">〔低騒音型〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①バックホウ</td> <td>②クラムシェル</td> <td>③トラクタショベル</td> </tr> <tr> <td>④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤油圧式杭圧入引抜機</td> <td></td> <td>⑥アースオーガ</td> </tr> <tr> <td>⑦オールケーシング掘削機</td> <td></td> <td>⑧アースドリル</td> </tr> <tr> <td>⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩アスファルトフィニッシャー</td> <td>⑪空気圧縮機</td> <td>⑫発動発電機</td> </tr> <tr> <th colspan="3">〔低振動型〕</th> </tr> <tr> <td colspan="3">①バイプロハンマ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(13) 低騒音型・低振動型建設機械の使用促進</p>	機 種	備 考	①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30 <del>以上</del> 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	②トラクタショベル	③大型ブレーカ	④コンクリート吹付機	⑤ドリルジャンボ	⑥ダンプトラック	⑦トラックミキサ <del>二</del>	〔低騒音型〕			①バックホウ	②クラムシェル	③トラクタショベル	④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン			⑤油圧式杭圧入引抜機		⑥アースオーガ	⑦オールケーシング掘削機		⑧アースドリル	⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ			⑩アスファルトフィニッシャー	⑪空気圧縮機	⑫発動発電機	〔低振動型〕			①バイプロハンマ			
機 種	備 考																																																																											
①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																																																																											
②トラクタショベル																																																																												
③大型ブレーカ																																																																												
④コンクリート吹付機																																																																												
⑤ドリルジャンボ																																																																												
⑥ダンプトラック																																																																												
⑦トラックミキサ																																																																												
〔低騒音型〕																																																																												
①バックホウ	②クラムシェル	③トラクタショベル																																																																										
④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン																																																																												
⑤油圧式杭圧入引抜機		⑥アースオーガ																																																																										
⑦オールケーシング掘削機		⑧アースドリル																																																																										
⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ																																																																												
⑩アスファルトフィニッシャー	⑪空気圧縮機	⑫発動発電機																																																																										
〔低振動型〕																																																																												
①バイプロハンマ																																																																												
機 種	備 考																																																																											
①バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30 <del>以上</del> 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。																																																																											
②トラクタショベル																																																																												
③大型ブレーカ																																																																												
④コンクリート吹付機																																																																												
⑤ドリルジャンボ																																																																												
⑥ダンプトラック																																																																												
⑦トラックミキサ <del>二</del>																																																																												
〔低騒音型〕																																																																												
①バックホウ	②クラムシェル	③トラクタショベル																																																																										
④クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン																																																																												
⑤油圧式杭圧入引抜機		⑥アースオーガ																																																																										
⑦オールケーシング掘削機		⑧アースドリル																																																																										
⑨ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ																																																																												
⑩アスファルトフィニッシャー	⑪空気圧縮機	⑫発動発電機																																																																										
〔低振動型〕																																																																												
①バイプロハンマ																																																																												

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、(9) 及び(10) において第2次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械及び(12) の「表 1.3 <u>低騒音型・低振動型建設機械</u>」に掲げる機種以外（低騒音型：ブルドーザ、パイプロハンマ、コンクリートカッター等、低振動型：バックホウ）の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努め<u>なければならない</u>。</p> <p>(14) 建設機械の協議 受注者は、(9)、(10) 及び(12) の規定により難しい場合は、監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>(15) 特別品目、特定調達品目、調達推進品目等 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号・グリーン購入法）並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品調達方針」で規定する特別品目等の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>ア 一般事項 受注者は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用しなければならない。</p> <p>イ 特別品目等の検討 受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない資材等においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。 <u>ただし、その使用に当たっては、事前に監督員の承諾を得ること。</u></p> <p>なお、特別品目等が使用可能かは、資材等の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。</p> <p>ウ 実績調査 受注者は、当該工事が特別品目等の調達実績の調査（建設グリーン調達実績調査等）の対象となった場合には、「1.1.8 調査・試験に対する協力」（4）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に従い、対応しなければならない。</p>	<p>受注者は、(9) 及び(10) において第2次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械及び(12) の表 1.3 に掲げる機種以外（低騒音型：ブルドーザ、パイプロハンマ、コンクリートカッター等、低振動型：バックホウ）の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努め<u>ること</u>。</p> <p>(14) 建設機械の協議 受注者は、(9)、(10) 及び(12) の規定により難しい場合は、監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>(15) <u>使用した建設機械の報告</u> 受注者は、(9) 及び(10) の場合においては、当該建設機械の<u>写真撮影を行い、監督員に提出すること</u>。</p> <p>(16) 特別品目、特定調達品目、調達推進品目等 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）<u>（グリーン購入法という）</u>並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」<u>（東京都）</u>及び「東京都環境物品調達方針」<u>（東京都）</u>で規定する特別品目等の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>ア 一般事項 受注者は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用しなければならない。</p> <p>イ 特別品目等の検討 受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない資材等においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。</p> <p>なお、特別品目等が使用可能かは、資材等の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。</p> <p>ウ 実績調査 受注者は、当該工事が特別品目等の調達実績の調査（建設グリーン調達実績調査等）の対象となった場合には、「1.1.6 調査・試験に対する協力」（4）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に従い、対応しなければならない。</p>	
<p>1.1.19 文化財の保護</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、施工に当たって、文化財の保護に十分注意し、<u>使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、</u>工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>(2) 文化財発見時の処置 受注者が施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。</p>	<p>1.1.15 文化財の保護</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、施工に当たって、文化財の保護に十分注意し、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議<u>すること</u>。</p> <p>(2) 文化財発見時の処置 受注者が施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>1.1.20 諸法令等の遵守</p> <p>(1) 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進ちょくを図るとともに、諸法令の適用及び運用については、受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は、次に掲げるとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)</li> <li>○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号)</li> <li>○ 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号)</li> <li>○ 下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年法律第 120 号)</li> <li>○ 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)</li> <li>○ 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)</li> <li>○ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 111 号)</li> <li>○ 作業環境測定法 (昭和 50 年法律第 28 号)</li> <li>○ じん肺法 (昭和 35 年法律第 30 号)</li> <li>○ 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)</li> <li>○ 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)</li> <li>○ 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)</li> <li>○ 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号)</li> <li>○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和 51 年法律第 33 号)</li> <li>○ 出入国管理及び難民認定法 (平成 3 年法律第 94 号)</li> <li>○ 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)</li> <li>○ 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)</li> <li>○ 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)</li> <li>○ 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)</li> <li>○ 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)</li> <li>○ 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)</li> <li>○ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> (<u>昭和 36 年法律第 191 号</u>)</li> <li>○ 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)</li> <li>○ 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)</li> <li>○ 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)</li> <li>○ <u>港則法</u> (<u>昭和 23 年法律第 174 号</u>)</li> <li>○ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (<u>昭和 25 年法律第 137 号</u>)</li> <li>○ 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)</li> <li>○ 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)</li> <li>○ <u>航空法</u> (<u>昭和 27 年法律第 231 号</u>)</li> <li>○ <u>公有水面埋立法</u> (<u>大正 10 年法律第 57 号</u>)</li> <li>○ 軌道法 (大正 10 年法律第 76 号)</li> <li>○ <u>森林法</u> (<u>昭和 26 年法律第 249 号</u>)</li> <li>○ 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)</li> </ul>	<p>1.1.16 諸法令等の遵守</p> <p>(1) 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進ちょくを図るとともに、諸法令の適用及び運用については、受注者の責任において行うこと。</p> <p>なお、主な法令は、参考として章末に例示する。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
○ 火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号)		
○ 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)		
○ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における 総量の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号)		
○ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)		
○ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)		
○ 湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)		
○ 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)		
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)		
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法 (昭和 43 年法律第 98 号)		
○ 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)		
○ 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)		
○ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)		
○ 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)		
○ 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号)		
○ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)		
○ <u>都市公園法</u> ( <u>昭和 31 年法律第 79 号</u> )		
○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)		
○ 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)		
○ <u>駐車場法</u> ( <u>昭和 32 年法律第 106 号</u> )		
○ 鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号)		
○ <u>水路業務法</u> ( <u>昭和 25 年法律第 102 号</u> )		
○ <u>漁業法</u> ( <u>昭和 26 年法律第 267 号</u> )		
○ <u>海上交通安全法</u> ( <u>昭和 47 年法律第 115 号</u> )		
○ <u>海上衝突予防法</u> ( <u>昭和 52 年法律第 62 号</u> )		
○ <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> ( <u>昭和 45 年法律第 136 号</u> )		
○ <u>船員法</u> ( <u>昭和 22 年法律第 100 号</u> )		
○ <u>船舶職員及び小型船舶操縦者法 (旧船舶職員方)</u> (昭和 26 年法律第 149 号)		
○ <u>船舶安全法</u> ( <u>昭和 8 年法律第 11 号</u> )		
○ <u>自然環境保全法</u> ( <u>昭和 47 年法律第 85 号</u> )		
○ <u>自然公園法</u> ( <u>昭和 32 年法律第 161 号</u> )		
○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)		
○ <u>河川法施行法</u> ( <u>昭和 39 年法律第 168 号</u> )		
○ 産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号)		
○ 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号)		
○ <u>空港法 (旧空港整備法)</u> ( <u>昭和 31 年法律第 80 号</u> )		
○ 計量法 (平成 4 年法律第 51 号)		

# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)</li> <li>○ <u>航路標識法</u> (<u>昭和 24 年法律第 99 号</u>)</li> <li>○ 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)</li> <li>○ 低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)</li> <li>○ 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)</li> <li>○ 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)</li> <li>○ <u>水産資源保護法</u> (<u>昭和 26 年法律第 313 号</u>)</li> <li>○ <u>船員保険法</u> (<u>昭和 14 年法律第 73 号</u>)</li> <li>○ 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)</li> <li>○ <u>電波法</u> (<u>昭和 25 年法律第 131 号</u>)</li> <li>○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号)</li> <li>○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)</li> <li>○ <u>農薬取締法</u> (<u>昭和 23 年法律第 82 号</u>)</li> <li>○ <u>肥料取締法</u> (<u>昭和 25 年法律第 127 号</u>)</li> <li>○ 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)</li> <li>○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年法律第 51 号)</li> <li>○ 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)</li> <li>○ 特許法 (昭和 34 年法律第 121 号)</li> <li>○ 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)</li> <li>○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号)</li> <li>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)</li> <li>○ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号)</li> <li>○ 水道施設の技術的基準を定める省令 (平成 12 年厚生省令第 15 号)</li> <li>○ 労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号)</li> <li>○ 酸素欠乏症等防止規 (昭和 47 年労働省令第 42 号)</li> <li>○ 石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号)</li> <li>○ 建設工事公衆災害防止対策要綱 (令和元年 9 月 2 日付国土交通省告示第 496 号)</li> <li>○ 東京都給水条例 (昭和 33 年東京都条例第 41 号)</li> <li>○ 東京都給水条例施行規程 (昭和 33 年東京都水道局管理規程第 1 号)</li> <li>○ 東京都火災予防条例 (昭和 37 年東京都条例第 65 号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合には、発生するであろう責任が、発注者に及ばないようにすること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が発注者に及ばないようにしな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責任が、発注者に及ばないようにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特記仕様書の記載内容を追記しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 不適当な契約図書の処置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 不適当な契約図書の処置</li> </ul>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが（１）の諸法令に照らし不相当又は矛盾していることが判明した場合には、<u>速やかに</u>監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>（４）個人情報の保護</b> 受注者は、個人情報の保護に当たり、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。 <u>発注者</u>が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。</p> <p><b>（５）情報セキュリティの確保</b> 電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保<u>しなければならない</u>。 <u>また、受注者は、附則—10「サイバーセキュリティに係る標準仕様書」に従うこと。</u> なお、受注者が情報セキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。</p>	<p>受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが（１）の諸法令に照らし不相当又は矛盾していることが判明した場合には、<u>直ちに</u>監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p><b>（４）個人情報の保護</b> 受注者は、個人情報の保護に当たり、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。 当局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て当局の個人情報であり、当局に許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。</p> <p><b>（５）情報セキュリティの確保</b> 電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保<u>すること</u>。  なお、受注者が情報セキュリティを確保することができないことにより当局が被害を被った場合には、当局は受注者に損害賠償を請求することができる。当局が請求する損害賠償額は、当局が実際に被った損害額とする。</p>	
<p><b>1.1.21 官公署等への手続等</b></p> <p><b>（１）一般事項</b> 受注者は、工事期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を<u>保たなければならない</u>。</p> <p><b>（２）関係機関への届出</b> 受注者は、工事施行に伴う受注者の行うべき関係官公署<u>及び</u>その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施<u>しなければならない</u>。  なお、受注者は、仮設物が道路上を占用する場合は、関係法令への対応方針について必ず施工前に当局に報告し、道路管理者の了承を得たことを確認したのちに施行すること。</p> <p><b>（３）監督員への事前報告</b> 受注者は、（２）の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>（４）諸手続の提示、提出</b> <u>受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。</u> <u>なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</u></p> <p><b>（５）許可承諾条件の遵守</b> 受注者は、<u>手続に</u>許可承諾条件がある場合、これを遵守<u>しなければならない</u>。</p>	<p><b>1.1.17 官公署等への手続等</b></p> <p><b>（１）一般事項</b> 受注者は、工事期間中、<u>常に</u>関係官公署及びその他の関係機関との連絡<u>できる体制を維持すること</u>。</p> <p><b>（２）関係機関への届出</b> 受注者は、工事施行に伴う受注者の行うべき関係官公署、<u>その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施すること。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示を受けること。</u>  なお、受注者は、仮設物が道路上を占用する場合は、関係法令への対応方針について必ず施工前に当局に報告し、道路管理者の了承を得たことを確認したのちに施行すること。</p> <p><b>（３）監督員への事前報告</b> 受注者は、（２）の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告<u>すること</u>。 <u>なお、申請の結果については、速やかに監督員にその書面の写しを提出すること。</u></p> <p><b>（４）許可承諾条件の遵守</b> 受注者は、許可、<u>承諾等に</u>条件がある場合、これを遵守<u>する</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨
	<p>なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>(6) コミュニケーション 受注者は、工事の施行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努め<u>なければならない</u>。</p> <p>(7) 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当た<u>らなければならない</u>。</p> <p>(8) 交渉時の注意 受注者は、国、区市町村その他関係団体、地域住民等と工事の施行上必要な交渉を自らの責任において行<u>わなければならない</u>。 また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に<u>連絡</u>の上、これらの交渉に<u>当たって</u>は誠意をもって対応<u>しなければならない</u>。</p> <p>(9) 交渉内容の明確化 受注者は、(1) から (8) までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で<u>取り交わす</u>等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示が<u>あればそれに従うものとする</u>。</p>		<p>なお、受注者は、許可、承諾等の内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>(5) コミュニケーション 受注者は、工事の施行に当たり、<u>節度のある態度でコミュニケーションを取り</u>、地域住民との間に紛争が生じないように努め<u>ること</u>。</p> <p>(6) 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当た<u>ること</u>。</p> <p>(7) 交渉時の注意 受注者は、国、区市町村その他関係<u>公共</u>団体、地域住民等と工事の施行上必要な交渉を、<u>自らの責任において行</u>うこと。 また、受注者は、交渉に先立ち、監督員に<u>事前報告</u>の上、これらの交渉には誠意をもって対応<u>すること</u>。</p> <p>(8) 交渉内容の明確化 受注者は、(1) から (7) までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で<u>確認する</u>等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、その指示に<u>従うこと</u>。</p>	
<p>1.1.22 不可抗力による損害</p>	<p>(1) 工事災害の報告 受注者は、災害発生後、直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 28 条（天災その他の不可抗力による損害）の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害の発生を書面により監督員に報告<u>しなければならない</u>。</p> <p>(2) 設計図書で定めた基準 契約書第 28 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次に掲げるものをいう。 ア 波浪及び高潮に起因する場合 想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる<u>場合</u> イ 降雨に起因する場合（次のいずれかに該当する場合とする。） (7) 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上  (i) 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上 (ii) 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 mm 以上 (e) その他設計図書で定めた基準 ウ 強風に起因する場合 最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/s 以上あった<u>場合</u> <u>エ 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</u> <u>オ 地震、津波及び豪雪に起因する場合</u> 周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を</p>	<p>1.1.18 不可抗力による損害</p> <p>(1) 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 28 条（天災その他の不可抗力による損害）の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害の発生を書面により監督員に報告<u>すること</u>。</p> <p>(2) 設計図書で定めた基準 契約書第 28 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次に掲げるものをいう。 ア 波浪及び高潮に起因する場合 想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる<u>とき</u>。 イ 降雨に起因する場合（次のいずれかに該当する場合とする。） (7) 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上<u>のとき</u>。  (i) 1 時間雨量(任意の 60 分における雨量をいう。)が 20mm 以上<u>のとき</u>。 (ii) 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 mm 以上<u>のとき</u>。 (e) その他設計図書で定めた基準<u>にあるとき</u>。 ウ 強風に起因する場合 最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/s 以上あった<u>とき</u>。  <u>エ</u> 地震、津波及び豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>	

## 新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨
	<p>及ぼしたと認められる場合</p> <p>(3) その他</p> <p>契約書第 28 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 25 条（臨機の措置）に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責めによるとされるものをいう。</p>		<p>及ぼしたと認められるとき。</p> <p>(3) その他</p> <p>契約書第 28 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 25 条（臨機の措置）に規定する臨機の予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責めによるとされるものをいう。</p>	
1.1.23 特許権等	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第 7 条(特許権等の使用)の規定により発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 保全措置</p> <p>受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>(3) 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p>(4) 発注者の著作物</p> <p>受注者は、発注者が提供する著作物について、工事の施行に関連し必要かつ「1.1.4 設計図書の照査等」の (3) に反しない範囲に限り、これを利用することができる。</p>	1.1.19 特許権等	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、特許権を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第 7 条(特許権等の使用)の規定により発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議すること。</p> <p>(2) 保全措置</p> <p>受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願、権利の帰属等については、発注者と協議すること。</p> <p>(3) 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、受注者は、当該著作物の著作権（第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を発注者に譲渡する。</p> <p>また、発注者の行為について人格権を行使しない。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p> <p>・発注者の著作物の取扱いを追記しました。</p>
1.1.24 保険の付保及び事故の補償	<p>(1) 保険加入の義務</p> <p>受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「厚生年金保険法」の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>(2) 法定外の労災保険の付保</p> <p>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>なお、法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p> <p>(3) 補償</p>	1.1.20 保険の加入及び事故の補償	<p>(1) 社会保険加入の義務</p> <p>受注者は、「雇用保険法」（昭和 49 年法律第 116 号）、「健康保険法」（大正 11 年法律第 70 号）及び「厚生年金保険法」（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。</p> <p>(2) 労災保険加入の義務</p> <p>受注者は、工事着手後速やかに「労災保険加入証明願」を所轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、確認を受けた後、発注者へ提出すること。</p> <p>また、受注者は、法定外の労災保険を付さなければならない。その際、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。</p> <p>なお、法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p> <p>(3) 補償</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故について、責任をもって適正な補償を<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(4) 建設業退職金共済制度の履行</b></p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、<u>原則</u> 1 か月以内（電子申請方式の場合は、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に発注者に提出<u>しなければならない</u>。</p> <p><u>また、工事完了時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。</u> <u>なお、掛金充当実績総括表の確認に際し、監督員から請求があった場合は、速やかに就労状況報告書や工事別共済証紙受払簿（電子申請方式の場合は掛金充当書（工事別））等を提示しなければならない。</u></p> <p><b>(5) 標識の掲示</b></p> <p>受注者は、「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に<u>対して</u>責任をもって適正な補償を<u>すること</u>。</p> <p><b>(4) 建設業退職金共済制度</b></p> <p>建設業退職金共済制度の適用及び運用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。</p> <p><b>(5) 掛金収納書の提出</b></p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事着手後 1 か月以内（電子申請方式の場合は、工事着手後原則 40 日以内）に発注者に提出<u>すること</u>。</p> <p><b>(6) 受払い状況</b></p> <p>受注者は、発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式の場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出しなければならない。</p> <p><b>(7) 標識の掲示</b></p> <p>受注者は、「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	
<p><b>1.1.25 臨機の措置</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(2) 天災等</b></p> <p>監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求できる。</p>	<p><b>1.1.21 臨機の措置</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知<u>すること</u>。</p> <p><b>(2) 天災等</b></p> <p>監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求できる<u>ものとする</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
	<p><b>1.1.22 提出書類</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事に必要な提出書類を、「水道工事用書類・様式の記載例集」（以下「記載例集」という。）及び「委託標準仕様書」により作成し、指定の期日までに監督員に提出すること。</p> <p>また、書類の提出方法（紙面又は電子）については、契約確定後速やかに監督員と協議すること。</p> <p><b>(2) 提出書類</b></p> <p>受注者は、記載例集及び委託標準仕様書に定めのない書類を提出する場合は、監督員の指示によること。</p> <p><b>(3) 変更書類の提出</b></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、1.1.15 に移行しました。</p>

## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨																	
		<p>受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を監督員に提出すること。</p> <p><b>(4) 土質調査を実施した場合の資料提出</b></p> <p>土質調査を実施した場合は、当局に提出する報告書とは別に、東京都土木技術支援・人材育成センター提出用の調査結果を委託標準仕様書に準拠して作成し、監督員に提出すること。</p>																		
1.1.26 住民に対する広報等	<p>受注者は、現場付近の住民に対し、工事内容について具体的な説明を行い、施工について協力が得られるよう努めること。</p> <p>なお、住民への説明の時期、方法、内容等については、監督員と打合せを行うこと。</p>	1.1.23 住民に対する広報等	<p>受注者は、現場付近の住民に対し、工事内容について具体的な説明を行い、施工について協力が得られるよう努めること。</p> <p>なお、住民への説明の時期、方法、内容等については、監督員と打合せを行うこと。</p>																	
1.1.27 工事現場の環境改善	<p><b>(1) 現場環境改善</b></p> <p><u>受注者は、工事現場の環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成し、女性や若手の活躍支援の取組を進めるとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化に努めるものとする。</u></p> <p><b>(2) 地域との連携</b></p> <p>受注者は、現場条件や経常的な維持工事等で環境改善の必要性のない場合を除き、工事現場の環境改善の方針を<b>発注者</b>と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。</p> <p><b>(3) 実施写真の提出</b></p> <p>受注者は、工事現場の環境改善の具体的な実施内容及び実施期間について施工計画書に含めて提出し、工事完了時には工事記録写真撮影要綱に基づき実施写真を監督員に提出すること。</p> <p><b>(4) 実施内容</b></p> <p>工事現場の環境改善の具体的な実施内容は、表 1.4 に挙げるもののうち、原則として計上費目ごとに最低一つと併せて、合計五つと<b>し</b>、選択に当たっては、現場状況に応じて適切な組合せを行うこと。</p> <p><u>なお、現場状況に応じて熱中症対策、防寒対策を上記とは別に実施すること。</u></p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p><b>表 1.4 工事現場の環境改善対策</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">計上費目</th> <th style="width: 85%;">実施<b>する</b>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>①環境負荷の低減 ②用水、電力等の供給設備の設置 ③緑化・花壇の設置 ④ライトアップ施設の設置 ⑤見学通路及び椅子の設置 ⑥昇降設備の充実</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ②労務者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実<b>等</b></td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>①工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 ②盗難防止対策（警報機等）の実施</td> </tr> </tbody> </table> </div>	計上費目	実施 <b>する</b> 内容	仮設備関係	①環境負荷の低減 ②用水、電力等の供給設備の設置 ③緑化・花壇の設置 ④ライトアップ施設の設置 ⑤見学通路及び椅子の設置 ⑥昇降設備の充実	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ②労務者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実 <b>等</b>	安全関係	①工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 ②盗難防止対策（警報機等）の実施	1.1.24 工事現場の環境改善	<p><b>(1) 環境改善の目的</b></p> <p>工事現場の環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、女性や若手の活躍支援の取組を進め、公共事業の円滑な執行に資することを<b>目的</b>とする。</p> <p><b>(2) 地域との連携</b></p> <p>受注者は、現場条件や経常的な維持工事等で環境改善の必要性のない場合を除き、工事現場の環境改善の方針を<b>当局</b>と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。</p> <p><b>(3) 実施写真の提出</b></p> <p>受注者は、工事現場の環境改善の具体的な実施内容及び実施期間について施工計画書に含めて提出し、工事完了時には工事記録写真撮影要綱に基づき実施写真を監督員に提出すること。</p> <p><b>(4) 実施内容</b></p> <p>工事現場の環境改善の具体的な実施内容は、表 1.4 に挙げるもののうち、原則として計上費目ごとに最低一つと併せて、合計五つと<b>する</b>。</p> <p><b>なお、</b>選択に当たっては、現場状況に応じて適切な組合せを行うこと。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p><b>表 1.4 工事現場の環境改善対策</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">計上費目</th> <th style="width: 85%;">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>①環境負荷の低減 ②用水、電力等の供給設備の設置 ③緑化・花壇の設置 ④ライトアップ施設の設置 ⑤見学通路及び椅子の設置 ⑥昇降設備の充実</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） ②労務者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 ④現場休<b>息</b>所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>①工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 ②盗難防止対策（警報機等）の実施 ③<b>避暑</b></td> </tr> </tbody> </table> </div>	計上費目	実施内容	仮設備関係	①環境負荷の低減 ②用水、電力等の供給設備の設置 ③緑化・花壇の設置 ④ライトアップ施設の設置 ⑤見学通路及び椅子の設置 ⑥昇降設備の充実	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） ②労務者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 ④現場休 <b>息</b> 所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実	安全関係	①工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 ②盗難防止対策（警報機等）の実施 ③ <b>避暑</b>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p> <p>・配水管工事積算基準に合わせ表現を修正した。</p>
計上費目	実施 <b>する</b> 内容																			
仮設備関係	①環境負荷の低減 ②用水、電力等の供給設備の設置 ③緑化・花壇の設置 ④ライトアップ施設の設置 ⑤見学通路及び椅子の設置 ⑥昇降設備の充実																			
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。） ②労務者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実 <b>等</b>																			
安全関係	①工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 ②盗難防止対策（警報機等）の実施																			
計上費目	実施内容																			
仮設備関係	①環境負荷の低減 ②用水、電力等の供給設備の設置 ③緑化・花壇の設置 ④ライトアップ施設の設置 ⑤見学通路及び椅子の設置 ⑥昇降設備の充実																			
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む。） ②労務者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置 ④現場休 <b>息</b> 所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実																			
安全関係	①工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施 ②盗難防止対策（警報機等）の実施 ③ <b>避暑</b>																			

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	<p>地域連携</p> <p>①完成予想図の掲示 ②工法説明図の掲示 ③工事工程表の掲示 ④デザイン工事看板（各種事業のPR看板）の設置 ⑤見学会等の開催（イベント等の開催含む。） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑦パンフレット、工法説明ビデオの作成 ⑧地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上 ⑨社会貢献</p>		<p>(熱中症予防)、防寒対策</p> <p>地域連携</p> <p>①完成予想図の掲示 ②工法説明図の掲示 ③工事工程表の掲示 ④デザイン工事看板（各種事業のPR看板）の設置 ⑤見学会等の開催（イベント等の開催含む。） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑦パンフレット、工法説明ビデオの作成 ⑧地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上 ⑨社会貢献</p>	
1.1.28 ICT等の活用	<p>受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督員と協議の上、ICTやBIM/CI M等の取組により、3次元データを活用することができる。</p>	1.1.25 ICT等の活用	<p>受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督員と協議の上、ICT等を活用することができる。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
1.1.29 石綿使用の有無	<p>受注者は、関係法令等に基づき、次に掲げる事項により、あらかじめ石綿含有建材の事前調査を行うこと。</p> <p>ア 「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）第8条に基づく、改修工事又は解体工事における、対象工作物その他の施設等の石綿含有建材の使用状況等の発注者からの通知は、特記仕様書による。</p> <p>イ 事前調査は、工事目的物の施工範囲の全ての箇所において、石綿含有建材の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。以下同じ。）を既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により実施し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出及び説明するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行うこと。</p> <p>ウ 調査の結果、材料の石綿含有が判明しない場合は、設計図書で定めのある場合を除き、監督員との協議による。</p> <p>なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」（令和3年12月22日基発1222第17号通達）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記仕様書による。</p> <p>エ イの事前調査（一部を除く。）及びウの分析調査は、それぞれ厚生労働大臣が定めるものを行うこと。</p> <p>オ 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。</p> <p>カ 石綿含有建材の有無にかかわらず、関係法令等に基づき、事前調査結果を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示すること。</p>			<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
1.1.30 品質証明	<p>受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次に掲げる事項によるものとする。</p> <p>ア 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施行途中において必要と認める時期及び検査（完了、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督員へ提出すること。</p> <p>イ 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会うこと。</p> <p>ウ 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。</p>			<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	<p><u>エ 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士又は1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>オ 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出すること。</u></p> <p><u>なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</u></p>			
1.1.31 創意工夫	<p><u>受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完了時までに監督員に提出することができる。</u></p>			<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
1.1.32 前払金等の請求	<p>受注者は、前払金、中間前払金及び部分払いの請求に先立ち、これらの請求意思について監督員に連絡すること。</p>	1.1.26 前払金等の請求	<p>受注者は、前払金、中間前払金及び部分払いの請求に先立ち、これらの請求意思について監督員に連絡すること。</p>	
第2節 着 手		第2節 着 手		
1.2.2 測 量	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、測量に当たって、設計図書に示されたものを除き、<u>発注者</u>の定める「委託標準仕様書」に準拠して行うこと。</p> <p>(2) 設計図書との照合</p> <p>受注者は、測量を実施し、地盤高、基準点、用地境界等を確認すること。測量結果が設計図書に示されている数値と差異が生じた場合は、<u>監督員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>(3) 引照点等の設置</p> <p>受注者は、工事施行に必要な測量標（仮 BM）、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合は、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角点測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p>(4) 工事用測量標の取扱い</p> <p>受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。</p> <p>また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p>	1.2.2 測 量	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、測量に当たって、設計図書に示されたものを除き、<u>当局</u>の定める「委託標準仕様書」に準拠して行うこと。</p> <p>(2) 設計図書との照合</p> <p>受注者は、測量を実施し、地盤高、基準点、用地境界等を確認すること。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、<u>監督員の指示を受けること。</u></p> <p>(3) 引照点等の設置</p> <p><u>受注者は、工事に必要な中心測量の引照点及び水準測量の測量標（仮 BM）を、移動、沈下等のおそれがない箇所へ堅固に設置すること。</u></p> <p>(4) 引照点等の管理</p> <p>受注者は、工事施工に必要な測量標（仮 BM）、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めること。変動や損傷が生じた場合は、監督員に報告し、直ちに水準測量、多角点測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元すること。</p> <p>(5) 工事用測量標の取扱い</p> <p>受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができるものとする。</p> <p>また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従うこと。</p> <p>なお、移設する場合は、隣接土地所有者との紛争が生じないようにすること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>(5) 既存杭の保全</b></p> <p>受注者は、工事の施行に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p>		
<p>1.2.3 工程表の提出</p> <p>受注者は、契約書第3条（工程表）に規定する工程表を作成し、提出<u>しなければならない</u>。</p>	<p>1.2.3 工程表の提出</p> <p>受注者は、契約書第3条（工程表）に規定する工程表を作成し、<b>監督員に提出すること</b>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.2.4 施工計画書</p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の<u>施行</u>に先立ち、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、附則－4の「施工計画書記載要領」により施工計画書を作成し、監督員に提出し、<u>その内容</u>を遵守して施工に当たらなければならない。</p> <p>なお、配水小管工事、補修工事等の軽易な工事で監督員の承諾を得た場合は、記載内容の一部を省略することができる。ただし、附則－4の「施工計画書記載要領」の「1 工事概要」及び「7 建設副産物の処理（リサイクル計画）」の各項目と、工程表、現場管理組織計画、安全管理計画、緊急保安体制、労務計画、下請負計画及び材料計画に関する書類は省略することができない。</p> <p><b>(2) 施工環境の考慮</b></p> <p>受注者は、施工計画を立てるに当たっては、公害を防止し、工事の安全かつ円滑な施工を確保するため、施工現場の地質状況、地上・地下工作物の位置とその規模、交通状況、家屋の密集度等施工環境を考慮すること。</p> <p><b>(3) 施工計画書の提出</b></p> <p>受注者は、施工計画書を一括して提出すること。ただし、やむを得ない場合は、これを分割して提出することができる。</p> <p>なお、分割して提出する場合においても、工事概要、工程表、現場管理組織計画、安全管理計画、緊急保安体制及び当面実施する工事の内容は、原則として、初回提出分の施工計画書に記載すること。</p> <p><b>(4) 変更施工計画書</b></p> <p>受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（<u>工期や数量等の軽微な変更は除く</u>）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関連する事項について、<u>変更施工計画書を監督員に提出しなければならない</u>。</p> <p><b>(5) 詳細施工計画書</b></p> <p>受注者は、監督員が指示した事項については、更に詳細な施工計画書を提出<u>しなければならない</u>。</p>	<p>1.2.4 施工計画書</p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>受注者は、工事<u>着手</u>に先立ち、<b>契約図書に基づき</b>、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、附則－4の「施工計画書記載要領」により施工計画書を作成し、監督員に提出<b>すること</b>。</p> <p><b>また、受注者は、施工計画書を遵守し、</b>施工に当たらなければならない。</p> <p>なお、配水小管工事、補修工事等の軽易な工事で監督員の承諾を得た場合は、記載内容の一部を省略することができる。ただし、附則－4の「施工計画書記載要領」の「1 工事概要」及び「7 建設副産物の処理（リサイクル計画）」の各項目と、工程表、現場管理組織計画、安全管理計画、緊急保安体制、労務計画、下請負計画及び材料計画に関する書類は省略することができない。</p> <p><b>(2) 施工環境の考慮</b></p> <p>受注者は、施工計画を立てるに当たっては、公害を防止し、工事の安全かつ円滑な施工を確保するため、施工現場の地質状況、地上・地下工作物の位置とその規模、交通状況、家屋の密集度等施工環境を考慮すること。</p> <p><b>(3) 施工計画書の提出</b></p> <p>受注者は、施工計画書を一括して提出すること。ただし、やむを得ない場合は、これを分割して提出することができる。</p> <p>なお、分割して提出する場合においても、工事概要、工程表、現場管理組織計画、安全管理計画、緊急保安体制及び当面実施する工事の内容は、原則として、初回提出分の施工計画書に記載すること。</p> <p><b>(4) 変更施工計画書</b></p> <p>受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に、変更に関連する事項について<b>変更施工計画書を監督員に提出すること</b>。</p> <p><b>(5) 詳細施工計画書</b></p> <p>受注者は、監督員が指示した事項については、更に詳細な施工計画書を提出<b>すること</b>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
	<p>1.2.8 アスベストに係る対応</p> <p>受注者は、<b>アスベストに関する事前調査及び調査結果の掲示等を規定している関係法令（大気汚染防止法等）を遵守すること</b>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>第3節 施工管理</b></p>	<p><b>第3節 施工管理</b></p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
	<p><b>1.3.1 一般事項</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をすること。</p> <p><b>(2) 設計図書の記載寸法</b> 設計図書の記載寸法は、特記する場合を除き、全て仕上がり寸法とする。</p> <p><b>(3) 記録及び関係書類</b> 受注者は、当局が定める土木工事の施工管理及び規格値を定めた「土木工事出来形管理基準」により施工管理を行い、また、附則一「工事記録写真撮影要綱」により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完了までに提出すること。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は、直ちに提示すること。 なお、「土木工事出来形管理基準」及び「工事記録写真撮影要綱」が定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真撮影を行うこと。</p> <p><b>(4) 施工管理頻度、密度の変更</b> 監督員は、次に掲げる場合は、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更できるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うこと。これに伴う費用は、受注者の負担とする。 ア 工事の初期で作業が定常的になっていない場合 イ 管理試験結果が限界値に異常接近した場合 ウ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合 エ 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合</p> <p><b>(5) 周辺への影響防止</b> 受注者は、施工に際し、施工現場周辺並びに他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 また、影響が生じるおそれがある場合、又は影響が生じた場合には、直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。 なお、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p><b>(6) 労働環境等の改善</b> 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。 また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めること。</p> <p><b>(7) 衛生管理</b> ア 水道施設（浄水場、給水所等）での工事及び調査の施行に当たっては、「水道</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、1.3.8に移行しました。</p>

新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		<p>法」(昭和 32 年法律第 177 号) 其他関係法令を遵守し、衛生管理を行うこと。</p> <p>イ 「水道法」第 21 条、「水道法施行規則」(昭和 32 年厚生省令第 45 号) 第 16 条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日付厚生労働省健康局水道課長通知) に基づき、受注者は、作業従事者の健康診断(細菌検査)について、次のとおり受検させること。</p> <p>(7) 検査対象者 稼働中の水道施設で 6 か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び監督員が指定する者</p> <p>(i) 検査する病原体 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎(ポリオ)、A 型肝炎、E 型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎等の感染症(病原体がし尿に排出されるものに限る。)が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても行うこと。</p> <p>(ウ) 健康診断(細菌検査)対象作業従事者一覧の提出 1.3.1 (6) イ(7)に該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書の提出前に健康診断(細菌検査)対象作業従事者一覧を監督員に提出すること。 なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>(エ) 検査の実施時期 現場作業を開始する直前に第 1 回目を行い、その後はおおむね 6 か月ごとに行うこと。ただし、(i)に掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行うこと。 なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従うこと。</p> <p>(オ) 検査結果の提出 検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出すること。</p> <p>ウ 「水道法施行規則」第 16 条第 4 項の規定により同条第 1 項の健康診断に相当する健康診断(以下「受注者実施健康診断」という。)については、同条第 1 項の健康診断とみなすものとする。 この場合、イの検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を監督員に提出することで、イの検査を受検を要しないものとする。</p> <p>エ 次に掲げる者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。</p> <p>(7) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号) に基づいて就業を制限される者</p> <p>(i) (7)に掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患者及び無症状病原体保有者(7)に該当する者を除く。)</p> <p>(ウ) (7)に掲げる法律に定める感染症のうち、病原体がし尿に排出されるクリプト</p>	

新旧対照表

改定		現行	現行	改定の要旨
			<p>スポリジウム症等の患者及び無症状病原体保有者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く。）</p> <p>オ 前項に掲げる者に該当する疑いのある者及びイの検査で病原体の保有が確認された者（前項に該当する者は除く。）については、監督員と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限すること。</p> <p><b>(8) 既存構造物等の撤去又は復旧</b></p> <p>受注者は、既存の構造物等を撤去又は復旧する場合は、あらかじめその処置方法について監督員と協議すること。</p> <p>なお、施工前に現状の測量、写真撮影等を行い記録しておくこと。</p> <p><b>(9) 既設構造物の防護措置</b></p> <p>受注者は、工事により汚損のおそれのある既設構造物、施工済部分等については、損傷を与えないような防護措置を講ずること。</p> <p><b>(10) 発見・拾得物の処置</b></p> <p>受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合は、直ちに監督員及び関係官公署へ通知し、その指示を受けること。</p>	
<p>1.3.1 現場代理人</p>	<p>(1) 現場代理人</p> <p>現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（<u>契約確定日において、3か月以上の雇用関係</u>）を有し、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者とする。</p> <p>なお、受注者は、現場代理人に与えた権限についてその責任を負う。</p> <p>(2) 監理技術者等との兼任</p> <p>現場代理人は、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用すること。</p>	<p>1.3.2 現場代理人</p>	<p>(1) 現場代理人</p> <p>現場代理人は、受注者と直接雇用関係を有し、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者とする。</p> <p>なお、受注者は、現場代理人に与えた権限についてその責任を負う。</p> <p>(2) 監理技術者等との兼任</p> <p>現場代理人は、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用すること。</p>	<p>・現場代理人について、東京都水道局工事施行適正化推進要綱の解説の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.3.2 監理技術者等</p>	<p>(1) 主任技術者又は監理技術者</p> <p>受注者は、「建設業法」第26条第1項及び第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（工事希望締切日において、3か月以上の雇用関係）を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、次に掲げる職務を誠実に履行する者を配置<u>しなければならない</u>。</p> <p>ア 施工計画書の作成 イ 工程管理 ウ 品質管理 エ 安全管理 オ その他の技術上の管理 カ 工事の施行に従事する者の技術上の指導監督</p> <p>(2) 技術者の交代</p> <p>配置予定の主任技術者又は監理技術者の変更又は交代については、「東京都水道局工事施行適正化推進要綱」（東京都水道局）によ<u>らなければならない</u>。</p>	<p>1.3.3 監理技術者等</p>	<p>(1) 主任技術者又は監理技術者</p> <p>受注者は、建設業法第26条第1項及び第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（<u>特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を含む。以下同じ。</u>）については、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（工事希望締切日において、3か月以上の雇用関係）を有するとともに、適切な資格、技術力等を有し、次に掲げる職務を誠実に履行する者を配置<u>すること</u>。</p> <p>ア 施工計画書の作成 イ 工程管理 ウ 品質管理 エ 安全管理 オ その他の技術上の管理 カ 工事の施行に従事する者の技術上の指導監督</p> <p>(2) 技術者の交代</p> <p>配置予定の主任技術者又は監理技術者の変更又は交代については、東京都水道局工事施行適正化推進要綱（東京都水道局）によ<u>るものとする</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(3) 資格者証等の携帯と提示</p> <p>監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けるとともに、監理技術者にあつては、監理技術者講習終了履歴が裏面に貼付けされた監理技術者資格者証を常時携帯し、発注者から請求があった場合には、これを提示<u>しなければならない</u>。</p> <p>なお、監理技術者補佐とは、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者をいう。</p>	<p>(3) 資格者証等の携帯と提示</p> <p>監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けるとともに、監理技術者にあつては、監理技術者講習終了履歴が裏面に貼付けされた監理技術者資格者証を常時携帯し、発注者から請求があった場合には、これを提示<u>すること</u>。</p> <p>なお、監理技術者補佐とは、建設業法第 26 条第 3 項<u>ただし書</u>による監理技術者の職務を補佐する者をいう。</p>	
<p>1.3.3 主要現場従事者</p> <p>受注者は、標準仕様書及び特記仕様書において、1.3.3 の他に技術者の専任や配置が必要な場合は、主要現場<u>従事者</u>等届に記載し、監督員に提出すること。</p>	<p>1.3.4 主要現場従事者</p> <p>受注者は、標準仕様書及び特記仕様書において、1.3.3 の他に技術者の専任や配置が必要な場合は、主要現場<u>重視者</u>等届に記載し、監督員に提出すること。</p>	<p>・誤植を修正しました。</p>
<p>1.3.4 技能士</p> <p>受注者は、施工に当たって、「職業能力開発促進法」(昭和 44 年法律第 64 号)による技能士の作業指導の下で行うよう努めること。</p>	<p>1.3.5 技能士</p> <p>受注者は、施工に当たって、「職業能力開発促進法」(昭和 44 年法律第 64 号)による技能士の作業指導の下で行うよう努めること。</p>	
<p>1.3.5 工事の下請負</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 14 条及び「建設業法」第 22 条の規定に違反する一括下請負、契約書の規定に反するなどの不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。</p> <p>(2) 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件を全て満た<u>さなければならない</u>。</p> <p>ア 受注者が、工事の施行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>イ 下請負者が、東京都の工事指名競争入札参加資格者である場合<u>には</u>、指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 下請負者<u>は</u>、当該下請負工事の施行能力を有すること。</p> <p><u>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u></p>	<p>1.3.6 工事の下請負</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(<u>平成 12 年法律第 127 号</u>)第 14 条及び「建設業法」第 22 条の規定に違反する一括下請負、契約書の規定に反するなどの不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。</p> <p>(2) 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件を全て満た<u>す必要がある</u>。</p> <p><u>なお、下請負契約を締結するときは、法定福利費を内訳明示した見積書を活用するなど、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。</u></p> <p>ア 受注者が、工事の施行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>イ 下請負者が、東京都の工事指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 下請負者<u>が</u>、当該下請負工事の施行能力を有すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.3.6 施工体制台帳等の作成、提出等</p> <p><u>(1) 一般事項</u></p> <p>受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合、「建設業法<u>施行規則</u>」(昭和 24 年建設省令第 14 号)及び「<u>施工体制台帳の作成等について(通知)</u>」(令和 4 年 12 月 28 日付国不建第 467 号通達)に従って記載した<u>施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 施工体系図</u></p>	<p>1.3.7 施工体制台帳等の作成、提出等</p> <p>受注者は、工事を施行するために下請負契約を締結した場合は、「建設業法」及び「<u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</u>」等に基づき、<u>次のアからオまでに従うこと。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>(1)の受注者は</u>、「建設業法施行規則」及び「施工体制台帳の作成等について(通知)」に従って、<u>各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従って</u>、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、<u>その写しを監督員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(3) 施工体制台帳及び施工体系図の記載の範囲</u>            施工体制台帳及び施工体系図には、建設業法第 24 条の 8 第 1 項及び件建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項及び一次下請負人となる警備会社を記載しなければならない。</p> <p><u>(4) 施工体制台帳変更時の処置</u>            施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。ただし、作業員名簿のみの変更が生じた場合は、施工体系図等、その他様式の変更に併せて提出することとし、その他様式に変更が生じない場合は、工事完成時に提出すること。</p>	<p><u>ア</u> 「建設業法施行規則」(昭和 24 年建設省令第 14 号) 及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和 3 年 3 月 5 日付け国官技第 319 号、国営建技第 16 号、令和 3 年 3 月 22 日付け国港技第 90 号) に従って記載した施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。)を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p><u>イ</u> 施工体制台帳及び施工体系図には、建設業法第 24 条の 8 第 1 項及び件建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項及び一次下請負人となる警備会社を記載しなければならない。</p> <p><u>ウ</u> 施工体制台帳に添付する作業員名簿について、建設業法第 2 条第 1 項で規定されている 29 業種以外は、必ずしも提出する必要はない。</p> <p><u>エ</u> 発注者又は監督員が施工体制台帳又は施工体系図の点検等を行う際はこれに協力しなければならない。</p> <p><u>オ</u> 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。ただし、作業員名簿のみの変更が生じた場合は、施工体系図等、その他様式の変更に併せて提出することとし、その他様式に変更が生じない場合は、工事完成時に提出すること。</p>	
<p><b>1.3.7 工事実績情報の登録</b></p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ) <u>に基づき</u>、受注・変更・完了・訂正時の工事実績情報として作成し、コリンズから監督員に電子メールで送付される「登録のための確認のお願い」を監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、<u>「東京都の休日に関する条例」(平成元年東京都条例第 10 号) 第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日(以下「休日」という。)</u>を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から「休日」を除き 10 日以内に、完了時は工事完了後、「休日」を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が 10 日間(「休日」を除く。)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本工事の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、<u>コリンズから発注者にメール送信され</u>、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p><b>1.3.8 工事実績情報の登録</b></p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ) <u>を用いて作成した</u>、受注・変更・完了・訂正時の工事実績情報 <u>を</u>、コリンズから監督員に電子メールで送付される「登録のための確認のお願い」に対する監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後(着手指定の場合は着手後)、休日を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から休日を除き 10 日以内に、完了時は工事完了後、休日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜、コリンズに登録すること。</p> <p><u>コリンズ登録時に(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が、コリンズ登録時に監督員にメール送信されるため、受注者は、登録完了後、登録完了した旨を監督員に連絡すること。</u></p> <p>なお、登録内容がオンラインで確認できない場合は、書面で提出する。</p> <p>変更時と完了時の間が 10 日間(「休日」を除く。)に満たない場合は、変更時の変更申請を省略できるものとする。</p> <p>また、<u>受注者は</u>、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で、コリンズに登録しなければならない。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.3.8 施工管理</b></p> <p><u>(1) 一般事項</u>  <u>受注者は、工事の施行に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければ</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>ならない。</u></p> <p><b>(2) 品質管理の測定頻度、出来形管理の測定密度の変更</b></p> <p><u>監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。</u></p> <p><u>ア 工事の初期で作業が定常的になっていない場合</u></p> <p><u>イ 管理試験結果が限界値に異常接近した場合</u></p> <p><u>ウ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合</u></p> <p><u>エ 前各事項に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合</u></p> <p><b>(3) 整理整頓</b></p> <p><u>受注者は、工事期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</u></p> <p><b>(4) 周辺への影響防止</b></p> <p><u>受注者は、施工に際し、施工現場周辺並びに他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合又は影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。</u></p> <p><u>また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</u></p> <p><b>(5) 労働環境等の改善</b></p> <p><u>受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p> <p><u>また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう、作業場所、現場事務所、作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</u></p> <p><b>(6) 発見・拾得物の処置</b></p> <p><u>受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。</u></p> <p><b>(7) 記録及び関係書類</b></p> <p><u>受注者は、発注者が別途定める土木工事の施工管理及び規格値を定めた「土木工事出来形管理基準」により施工管理を行い、また、附則－１「工事記録写真撮影要綱」により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完了時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。</u></p> <p><u>なお、「土木工事出来形管理基準」及び「工事記録写真撮影要綱」に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理及び写真撮影を行うものとする。</u></p> <p><b>(8) 不具合等発生時の措置</b></p> <p><u>受注者は、工事施行途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を</u></p>		

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>監督員に直ちに通知しなければならない。</u></p> <p><b>(9) 衛生管理</b></p> <p><u>ア 水道施設（浄水場、給水所等）での工事及び調査の施行に当たっては、「水道法」（昭和 32 年法律第 177 号）その他関係法令を遵守し、衛生管理を行うこと。</u></p> <p><u>イ 「水道法」第 21 条、「水道法施行規則」（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり受検させること。</u></p> <p><b>(ア) 検査対象者</b></p> <p><u>稼働中の水道施設で 6 か月以上継続して現場作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者及び監督員が指定する者</u></p> <p><b>(イ) 検査する病原体</b></p> <p><u>赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌感染症の病原体の保有の有無について検査する。ただし、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A 型肝炎、E 型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎等の感染症（病原体がし尿に排出されるものに限る。）が流行した場合又はこれらの病原体を保有する疑いのある者がいる場合は、監督員の指示によりこれらの病原体についても行うこと。</u></p> <p><b>(ウ) 健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧の提出</b></p> <p><u>1.3.8 (9) イ(ア)に該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書と健康診断（細菌検査）対象作業従事者一覧を監督員に提出すること。</u></p> <p><u>なお、検査対象者を追加する場合は、速やかに監督員に提出すること。</u></p> <p><b>(エ) 検査の実施時期</b></p> <p><u>現場作業を開始する直前に第 1 回目を行い、その後はおおむね 6 か月ごとに行うこと。ただし、(イ)に掲げる感染症が流行し、又は病原体の保有の疑いがある者がいる場合は、監督員の指示により随時行うこと。</u></p> <p><u>なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督員に報告し、その指示に従うこと。</u></p> <p><b>(オ) 検査結果の提出</b></p> <p><u>検査結果は、現場代理人等を通じて、速やかに監督員に提出すること。</u></p> <p><u>ウ 「水道法施行規則」第 16 条第 4 項の規定により同条第 1 項の健康診断に相当する健康診断（以下「受注者実施健康診断」という。）については、同条第 1 項の健康診断とみなすものとする。</u></p> <p><u>この場合、イの検査を受検させる前に、受注者実施健康診断の検査結果を監督員に提出することで、イの検査の受検を要しないものとする。</u></p> <p><u>エ 次に掲げる者を稼働中の水道施設で作業させてはならない。</u></p> <p><u>(ア) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に基づいて就業を制限される者</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げる法律で病原体に汚染された場所の消毒が必要となる感染症の患</u></p>		

新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
	<p><u>者及び無症状病原体保有者（(ア)に該当する者を除く。）</u>  <u>(ウ) (ア)に掲げる法律に定める感染症のうち、病原体がし尿に排出されるクリプトスポリジウム症等の患者及び無症状病原体保有者（(ア)又は(イ)に該当する者を除く。）</u>  <u>オ 前項に掲げる者に該当する疑いのある者及びイの検査で病原体の保有が確認された者（前項に該当する者は除く。）については、監督員と協議し、必要により稼働中の水道施設での作業の範囲を制限すること。</u>  <b>(10) 既存構造物等の撤去又は復旧</b>  <u>受注者は、既存の構造物等を撤去又は復旧する場合は、あらかじめその処置方法について監督員と協議すること。</u>  <u>なお、施工前に現状の測量、写真撮影等を行い記録しておくこと。</u>  <b>(11) 既設構造物の防護措置</b>  <u>受注者は、工事により汚損のおそれのある既設構造物、施工済部分等については、損傷を与えないような防護措置を講じること。</u></p>		
<p>1.3.9 施工時期及び施工時間の変更</p>	<p><b>(1) 施工時間の変更</b>  受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。  <b>(2) 休日又は夜間の作業連絡</b>  受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、あらかじめ監督員と打ち合わせを行い、事前に施行年月日、施工箇所、理由及び工事内容を記載した週間工程表を監督員に提出すること。  なお、浄水場等の当局施設内で行う作業の場合は、打合せ内容を記載した電子メール等による連絡としてよい。</p>	<p>1.3.9 施工時期及び施工時間の変更</p> <p><b>(1) 施工時間の変更</b>  受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議すること。  <b>(2) 休日又は夜間の作業連絡</b>  受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の休日又は夜間に作業を行うときは、あらかじめ監督員と打ち合わせを行い、事前に施行年月日、施工箇所、理由及び工事内容を記載した週間工程表を監督員に提出すること。  なお、浄水場等の当局施設内で行う作業の場合は、打合せ内容を記載した電子メール等による連絡としてよい。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.3.10 建設副産物対策</p>	<p><b>(1) 一般事項</b>  受注者は、建設工事に伴い、副次的に得られた建設廃棄物、建設発生土等（以下「建設副産物」という。）の対策について、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる要綱、指針等に基づき、発生抑制、再使用、再生利用、適正処理の確保等に努めなければならない。  ア 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号通達）  イ 建設廃棄物処理指針（平成22年度版）（平成23年3月30日付環産第110329004号通達）  ウ 東京都建設リサイクルガイドライン及び東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）（以下「ガイドライン」という。）  エ 東京都建設泥土リサイクル指針（以下「泥土指針」という。）  なお、受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、</p>	<p>1.3.10 建設副産物対策</p> <p><b>(1) 一般事項</b>  受注者は、建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物、建設発生土等（以下「建設副産物」という。）の対策について、関係法令を遵守するとともに、次の要綱、指針等に基づき、発生抑制、再使用、再生利用、適正処理の確保等に努めること。  ア 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付国土交通事務次官通達）  イ 建設廃棄物処理指針（平成22年度版）  ウ 東京都建設リサイクルガイドライン（以下「ガイドライン」という。）  エ 東京都建設泥土リサイクル指針（以下「泥土指針」という。）  なお、受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>設計図書に明示がない任意の仮設工事に<u>当たっては</u>、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>(2) 特定建設資材に係る分別解体</b></p> <p>受注者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事である場合には、同法の規定に従い、適正に特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート等）に係る分別解体等を行<u>わなければならない</u>。</p> <p>また、発生した特定建設資材廃棄物については、設計図書の定めにより、適正に再資源化等を行<u>わなければならない</u>。</p> <p>なお、同法に基づき、説明、告知、再資源化等完了報告、再資源化等の記録の保存等の手続を、発注者の定める様式により適正に行<u>わなければならない</u>。</p> <p><b>(3) 再生資源利用（促進）計画書、実施書等の提出</b></p> <p>受注者は、<u>関係法令及び</u>ガイドラインに定める内容に従い、再生資源の利用、建設副産物の再資源化及び適正処理に係る計画並びに当該工事の規模等に応じた関係書類を施工計画書に<u>添付して</u>監督員に提出<u>しなければならない</u>。</p> <p><u>また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>なお、主な関係書類の取扱い等については、<u>次に掲げる</u>事項によらなければならない。</p> <p>ア 土砂・砕石・加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、「再生資源利用計画書」を、<u>また、</u>建設副産物を工事現場から搬出する場合は「再生資源利用促進計画書」を作成する<u>とともに、</u></p> <p>建設副産物の処理の完了後速やかに「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ 建設発生土を受入地のある区市町村に一定規模以上搬出する場合は、あらかじめ「建設発生土搬出のお知らせ」を当該区市町村に提出し<u>なければならない</u>。</p> <p>ウ 関係書類の様式は、ガイドラインに定めるもののほか、<u>監督員の指示による。</u></p> <p><b>(4) 再生資材等の利用</b></p> <p>受注者は、建設副産物の再使用、再生利用<u>及び</u>建設発生土・再生砕石・再生加熱アスファルト混合物などの再生資材等の利用を行うときは、設計図書の定めにより適正に行<u>わなければならない</u>。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(5) 建設泥土等</b></p> <p>受注者は、泥土指針に基づき発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努める<u>ものとする</u>。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p>	<p>設計図書に明示がない任意の仮設工事に<u>あっては</u>、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>(2) 特定建設資材に係る分別解体</b></p> <p>受注者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(<u>平成12年法律第104号</u>)の対象工事である場合には、同法の規定に従い、適正に特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート等）に係る分別解体等を行<u>うこと</u>。</p> <p>また、発生した特定建設資材廃棄物については、設計図書の定め<u>るところ</u>により、適正に再資源化等を行<u>うこと</u>。</p> <p>なお、同法に基づき、説明、告知、再資源化等完了報告、再資源化等の記録の保存等の手続を、発注者の定める様式により適正に行<u>うこと</u>。</p> <p><b>(3) 再生資源利用（促進）計画書、実施書等の提出</b></p> <p>受注者は、ガイドラインに定める内容に従い、再生資源の利用、建設副産物の再資源化及び適正処理に係る計画並びに当該工事の規模等に応じた関係書類を施工計画書に<u>含めて</u>監督員に提出<u>すること</u>。</p> <p>なお、主な関係書類の取扱い等については、<u>次の</u>事項によらなければならない。</p> <p>ア 土砂・砕石・加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、「再生資源利用計画書」を<u>作成すること</u>。建設副産物を工事現場から搬出する場合は「再生資源利用促進計画書」を作成する<u>こと</u>。</p> <p><u>なお、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、再生資源利用促進計画書の作成に先立ち「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」（以下「確認結果票」という。）を作成すること。</u>建設副産物の処理の完了後速やかに「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出<u>すること</u>。</p> <p>イ 建設発生土を受入地のある区市町村に一定規模以上搬出する場合は、あらかじめ「建設発生土搬出のお知らせ」<u>受理窓口</u>に提出し、<u>提出後速やかにその写しを施工計画書に添付して監督員に提供すること</u>。</p> <p>ウ 関係書類の様式は、ガイドラインに定めるもののほか監督員の指示による。</p> <p><b>(4) 再生資材等の利用</b></p> <p>受注者は、建設副産物の再使用、再生利用<u>や</u>建設発生土・再生砕石・再生加熱アスファルト混合物などの再生資材等の利用を行うときは、設計図書の定めにより適正に行<u>うこと</u>。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p><b>(5) 建設泥土等</b></p> <p>受注者は、<u>建設泥土等の処理を行う場合は、設計図書の定めるところにより適正に行うこと。</u></p> <p><u>また、</u>泥土指針に基づき発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に</p>	

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(6) 伐採材及び伐根材等 受注者は、当該工事から発生した伐採材、伐根材等について、設計図書の定めにより、再資源化及び適正処理に努め<u>なければならない</u>。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>(7) 建設副産物の処理 受注者は、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を適切に行うため、発注者との連絡調整、現場管理及び施工体制の整備、下請負者や資材納入業者等の協力業者への指導等責任をもって行<u>わなければならない</u>。</p> <p>(8) マニフェスト等 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、自らの責任において適正に処理<u>しなければならない</u>。 なお、処理を委託する場合には、次に掲げる事項によらなければならない。 ア 運搬と処分について、それぞれ許可業者と書面により委託契約するとともに、契約内容を<u>適正</u>に履行するよう指導監督する。 イ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）（以下「マニフェスト」という。）等で処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの交付状況、廃棄物の搬出数量、運搬日等を整理した集計表を作成する。 ウ マニフェスト及び集計表を監督員に提示（集計表は提出。）するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。</p> <p>(9) 建設廃棄物の運搬 受注者は、建設廃棄物の運搬に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に従い、運搬車の車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車であることの表示をし、かつ、その運搬車に書面を備え<u>なければならない</u>。</p> <p><u>(10) 受領書の交付</u> 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付し<u>なければならない</u>。</p> <p><u>(11) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</u> 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の<u>手続状況や、搬出先が「宅地造成及び特定盛土等規制法」の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない</u>。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において<u>公衆の見やすい場所に掲げなければならない</u>。</p> <p><u>(12) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</u> 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と(11)で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知し<u>なければならない</u>。</p>	<p>努める<u>こと</u>。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>(6) 伐採材及び伐根材等 受注者は、当該工事から発生した伐採材、伐根材等について、設計図書の定めるところにより、再資源化及び適正処理に努め<u>ること</u>。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>(7) 建設副産物の処理 受注者は、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を適切に行うため、発注者との連絡調整、現場管理及び施工体制の整備、下請負者や資材納入業者等の協力業者への指導等責任をもって行<u>うこと</u>。</p> <p>(8) マニフェスト等 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、自らの責任において適正に処理<u>すること</u>。 なお、処理を委託する場合には、次に掲げる事項によらなければならない。 ア 運搬と処分について、それぞれ許可業者と書面により委託契約するとともに、契約内容を<u>適切</u>に履行するよう指導監督する<u>こと</u>。 イ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）（以下「マニフェスト」という。）等で処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの交付状況、廃棄物の搬出数量、運搬日等を整理した集計表を作成する<u>こと</u>。 ウ マニフェスト及び集計表を監督員に提示（集計表は提出。）するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する<u>こと</u>。</p> <p>(9) 建設廃棄物の運搬 受注者は、建設廃棄物の運搬に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」<u>（昭和45年法律第137号）</u>の規定に従い、運搬車の車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車であることの表示をし、かつ、その運搬車に書面を備え<u>ること</u>。</p>	

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>(13) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</b>  <u>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u></p> <p><b>(14) 汚染土壌等</b>            受注者は、汚染土壌に遭遇した場合は、「土壌汚染対策法」及び「<u>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例</u>」に基づく適正処理について、監督員と協議しなければならない。            また、その他の有害物質等が発生した場合についても、関係法令等に基づく適正処理について、監督員と協議すること。</p> <p><b>(15) 実態調査等の協力</b>            受注者は、当該工事が建設副産物に係る実態調査等の対象となった場合には、1.1.8（調査・試験に対する協力）（4）及びガイドラインに従い、対応<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(16) 建設副産物情報交換システムへの登録</b>            受注者は、設計図書の定めにより、「建設副産物情報交換システム」に当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムを活用して、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、再資源化施設等の検索及び選択、建設副産物実態調査の情報登録等を行<u>わなければならない</u>。</p>	<p><b>(10) 汚染土壌等</b>            受注者は、汚染土壌が発生した場合は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく適正処理について、監督員と協議すること。            また、その他の有害物質等が発生した場合についても、関係法令等に基づく適正処理について、監督員と協議すること。</p> <p><b>(11) 実態調査等の協力</b>            受注者は、当該工事が建設副産物に係る実態調査等の対象となった場合には、1.1.6（調査・試験に対する協力）（4）及びガイドラインに従い、対応<u>すること</u>。</p> <p><b>(12) 建設副産物情報交換システムへの登録</b>            受注者は、設計図書の定めにより、「建設副産物情報交換システム」に当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムを活用して、「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、再資源化施設等の検索及び選択、建設副産物実態調査の情報登録等を行<u>うこと</u>。</p>	
<p><b>1.3.11 過積載の防止</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b>            受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等（以下「土砂等」という。）の<u>輸送</u>を伴う工事は、<u>事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない</u>。</p> <p><b>(2) 法令遵守</b>            受注者は、土砂等の運搬に当たっては、ダンプトラック等の過積載防止を厳守するとともに、関係法令の定めに従い、<u>次に掲げる</u>事項によらなければならない。            ア 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。            イ 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないようにすること。            ウ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p><b>(3) 過積載の防止及び交通安全の確保</b>            受注者は、土砂等の運搬に当たりダンプトラック等を使用するときは、「<u>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法</u>」（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏</p>	<p><b>1.3.11 過積載の防止</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b>            受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等（以下「土砂等」という。）の<u>運搬</u>を伴う工事については、<u>搬送計画、通行道路の選定その他車両の通行に係る安全対策について、関係機関と協議して必要な具体的内容を定め、監督員に提出すること</u>。</p> <p><b>(2) 法令遵守</b>            受注者は、土砂等の運搬に当たっては、ダンプトラック等の過積載防止を厳守するとともに、関係法令の定めに従い、<u>次の</u>事項によらなければならない。            ア 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。            イ 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないようにすること。            ウ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p><b>(3) 過積載の防止及び交通安全の確保</b>            受注者は、土砂等の運搬に当たりダンプトラック等を使用するときは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努め<u>なければならない</u>。</p> <p>(4) 公正な取引の確保</p> <p>受注者は、土砂等の運搬を下請負に付する場合には、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結し<u>てはならない</u>。</p>	<p>え、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努め<u>ること</u>。</p> <p>(4) 公正な取引の確保</p> <p>受注者は、土砂等の運搬を下請負に付する場合には、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結し<u>ないこと</u>。</p>	
	<p><b>1.3.12 工事中の機械器具等</b></p> <p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、工事中の機械器具、仮設物等の使用に当たっては、各工事に適したものを使用すること。</p> <p>(2) 改善指示への措置</p> <p>受注者は、監督員が工事中の機械器具、仮設物等が不相当であると判断し、改善を指示した場合は、取替え等の措置を講じること。</p> <p>(3) 使用する建設機械</p> <p>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、仕様について設計図書に建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用すること。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、1.4.1に移行しました。</p>
<p>1.3.12 契約解除権の行使に伴う措置</p> <p>受注者は、契約書第45条（受注者の催告による解除権）及び第45条の2（受注者の催告によらない解除権）第1項の規定により、工事請負契約を解除する場合は、保安対策、地元住民及び関係機関との調整等に必要相当期間をおいてから行うこと。</p>	<p>1.3.13 契約解除権の行使に伴う措置</p> <p>受注者は、契約書第45条（受注者の催告による解除権）及び第45条の2（受注者の催告によらない解除権）第1項の規定により、工事請負契約を解除する場合は、保安対策、地元住民及び関係機関との調整等に必要相当期間をおいてから行うこと。</p>	
<p>1.3.13 支障物件の取扱い</p> <p>(1) 監督員への報告と指示</p> <p>受注者は、施工中において、地上・地下工作物の移設、防護、切回し等を必要とする場合又は当該施設の管理者から直接指示があった場合は、速やかに監督員にその内容を報告し、指示を受けること。</p> <p>(2) 支障物件の工事への立ち会い</p> <p>受注者は、支障物件の移設、防護、切回し等の工事を他の事業者に行わせる場合は、これに立ち会い、協力すること。</p> <p>(3) 施工中の防護と原形復旧</p> <p>受注者は、施工中は他の構造物及び施設に損傷を与えないよう防護等の措置を施し、工事完了後は原形に復旧すること。ただし、原形復旧が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(4) 杭の設置換え、移設及び復元</p> <p>受注者は、施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元は、事前に監督員及び関係者の了解を得るとともに、オフセット測量、写真撮影等を行い、監督員及び関係者に現状の確認を求めるとともに、オフセット測量、写真撮影等を行い、監督員、関係者立ち会いの下に行う。</p>	<p>1.3.14 支障物件の取扱い</p> <p>(1) 監督員への報告と指示</p> <p>受注者は、施工中において、地上・地下工作物の移設、防護、切回し等を必要とする場合又は当該施設の管理者から直接指示があった場合は、速やかに監督員にその内容を報告し、指示を受けること。</p> <p>(2) 支障物件の工事への立ち会い</p> <p>受注者は、支障物件の移設、防護、切回し等の工事を他の事業者に行わせる場合は、これに立ち会い、協力すること。</p> <p>(3) 施工中の防護と原形復旧</p> <p>受注者は、施工中は他の構造物及び施設に損傷を与えないよう防護等の措置を施し、工事完了後は原形に復旧すること。ただし、原形復旧が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(4) 杭の設置換え、移設及び復元</p> <p>受注者は、施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元は、事前に監督員及び関係者の了解を得るとともに、オフセット測量、写真撮影等を行い、監督員及び関係者に現状の確認を求めるとともに、オフセット測量、写真撮影等を行い、監督員、関係者立ち会いの下に行う。</p>	

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
1.3.14 家屋等の調査	受注者は、家屋調査実施の必要が生じた場合は、 <u>附則11「家屋等損害賠償仕様書」に従う</u> こと。	1.3.15 家屋等の調査	受注者は、家屋等調査に当たっては、 <u>当局の定める「委託標準仕様書」に準拠して行う</u> こと。	・都仕様書の記載内容を反映しました。
1.3.15 後片付け	受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残がい及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にする <u>ものとする</u> 。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。 また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去する <u>ものとする</u> 。	1.3.16 後片付け	受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残がい及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にする <u>こと</u> 。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。 また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去する <u>こと</u> 。	・都仕様書の記載内容を反映しました。
		1.3.17 工事記録写真等	<p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、<u>附則1「工事記録写真撮影要綱」に基づき工事記録写真を撮影し、監督員に提出すること</u>。 また、受注者は、<u>監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の黒板情報電子化により工事記録写真帳等を作成できるものとする</u>。 なお、この場合において、<u>受注者は写真帳等の信憑性の確認結果を監督員に提出しなければならない</u>。</p> <p><b>(2) 工事記録写真等の不備</b> 受注者は、<u>工事記録写真等の不備により施工状況が確認できない場合は、監督員の指示により再掘削、破壊、分解等を行い、施工状況の確認を受けること</u>。</p>	・都仕様書の記載内容を反映しました。
<b>第4節 安全衛生管理</b>		<b>第4節 安全管理</b>		・都仕様書の記載内容を反映しました。
1.4.1 工事中の安全衛生確保	<p><b>(1) 安全指針等の遵守</b> 受注者は、「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和47年労働省令第42号)等に定めるところ並びに<u>最新の「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達)及び「建設機械施工安全技術指針」(平成17年3月31日付国官技第303号、国総施第190号通達)</u>を参考にして、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p><b>(2) 建設工事公衆災害防止対策要綱</b> 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p><b>(3) 安全衛生協議会の設置</b> 監督員が、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)第30条第1項に規定する措置を講じる<u>もの</u>として、同条第2項の規定により受注者を指名した場合には、受注者はこれに従う<u>ものとする</u>。</p> <p><b>(4) 安全優先</b> 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、「労働安全衛生法」等関連法令に基づく措置を常に講じておく<u>ものとする</u>。特に重機械の運転、電気設</p>	1.4.1 工事中の安全確保	<p><b>(1) 安全指針等の遵守</b> 受注者は、「労働安全衛生規則」(昭和47年労働省令第32号)、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和47年労働省令第42号)等に定めるところ並びに「土木工事安全施工技術指針」(<u>令和3年3月25日付</u>国土交通省大臣官房技術審議官通達)及び「建設機械施工安全技術指針」(平成17年3月31日付<u>国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局建設施工企画課長</u>通達)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図る<u>こと</u>。ただし、これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p><b>(2) 建設工事公衆災害防止対策要綱</b> 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)を遵守して災害の防止を図る<u>こと</u>。</p> <p><b>(3) 安全衛生協議会の設置</b> 監督員が、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)第30条第1項に規定する措置を講じる<u>者</u>として、同条第2項の規定により受注者を指名した場合には、受注者はこれに従う<u>こと</u>。</p> <p><b>(4) 安全優先</b> 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、「労働安全衛生法」等関連法令に基づく措置を常に講じる<u>こと</u>。特に重機械の運転、電気設備等につい</p>	・都仕様書の記載内容を反映しました。

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>(5) 圧気併用工事の安全管理対策 受注者は、工事に圧気を併用する場合は、「労働安全衛生規則」、「高気圧作業安全衛生規則」(昭和47年労働省令第40号)等を遵守し、安全管理対策を講じること。</p> <p>(6) クレーン等使用工事の安全管理対策 受注者は、クレーン等を設置及び使用する場合は、「労働安全衛生規則」、「クレーン等安全規則」(昭和47年労働省令第34号)等を遵守し、安全管理対策を講じること。</p> <p>(7) 有機溶剤使用作業の安全管理対策 受注者は、管内、槽内、室内、坑内等で有機溶剤を使用する作業を行う場合は、「労働安全衛生規則」、「有機溶剤中毒予防規則」(昭和47年労働省令第36号)等を遵守し、安全管理対策を講じること。</p> <p>(8) 定期安全教育・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次に掲げる事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する教育・訓練等を実施しなければならない。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。 ア 水道工事事故防止アクションプラン(東京都水道局)や安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 イ 当該工事内容等の周知徹底 ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 エ 当該工事における災害対策訓練 オ 当該工事現場で予想される事故対策 カ その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>(9) 安全教育・訓練等の計画 受注者は、工事の内容に応じた安全教育、安全訓練、<u>工事事務防止対策等(リスクアセスメントの実施、熱中症対策等を含む)</u>の具体的な安全管理の計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>(10) 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等、工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示するものとする。</p> <p>(11) 支障行為等の防止 受注者は、<u>工事施行中</u>、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>(12) 第三者の立入り禁止措置</p>	<p>ては、関係法令に基づいて適切な措置を講じること。</p> <p>また、工事現場は、照明、仮囲い、足場、標示等により適切な作業環境を整えること。</p> <p>(5) 圧気併用工事の安全管理対策 受注者は、工事に圧気を併用する場合は、「労働安全衛生規則」、「高気圧作業安全衛生規則」(昭和47年労働省令第40号)等を遵守し、安全管理対策を講じること。</p> <p>(6) クレーン等使用工事の安全管理対策 受注者は、クレーン等を設置及び使用する場合は、「労働安全衛生規則」、「クレーン等安全規則」(昭和47年労働省令第34号)等を遵守し、安全管理対策を講じること。</p> <p>(7) 有機溶剤使用作業の安全管理対策 受注者は、<u>管きよ</u>内、槽内、室内、坑内等で有機溶剤を使用する作業を行う場合は、「労働安全衛生規則」、「有機溶剤中毒予防規則」(昭和47年労働省令第36号)等を遵守し、安全管理対策を講じること。</p> <p>(8) 定期安全教育・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、次の事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する教育・訓練等を実施すること。 なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。 ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育  イ 当該工事内容等の周知徹底 ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 エ 当該工事における災害対策訓練 オ 当該工事現場で予想される事故対策 カ その他、安全教育・訓練等として必要な事項</p> <p>(9) 安全教育・訓練等の計画 受注者は、工事の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、<u>監督員に提出すること</u>。</p> <p>(10) 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等、工事報告等に記録した資料を整理・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示すること。</p> <p>(11) 支障行為等の防止 受注者は、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしないこと。</p> <p>(12) 第三者の立入り禁止措置</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板等を設け<u>なければならない</u>。</p> <p>(13) <b>安全巡視</b> 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視又は連絡を行い、安全を確保<u>しなければならない</u>。</p> <p>(14) <b>関係機関との連絡</b> 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保<u>しなければならない</u>。</p> <p>(15) <b>工事関係者の連絡会議</b> 受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、<u>請負業者</u>間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織<u>するものとする</u>。</p> <p>(16) <b>使用する建設機械</b> <u>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、仕様について設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</u></p> <p>(17) <b>防災体制</b> 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立し<u>なければならない</u>。</p> <p>(18) <b>災害発生時の応急措置</b> 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させる<u>ものとし</u>、応急措置を講じるとともに、直ちに関係機関に<u>通報及び監督員に連絡しなければならない</u>。</p> <p>(19) <b>周辺への支障防止</b> <u>受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。</u></p> <p>(20) <b>架空線等事故防止対策</b> <u>受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件のある場合に、監督員へ報告しなければならない。</u></p> <p>(21) <b>地下埋設物件等の調査</b> 受注者は、工事施<u>行</u>箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、<u>監督員に報告しなければならない</u>。</p> <p>(22) <b>不明の地下埋設物件等の処置</b> 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に<u>連絡</u>し、その処置<u>については</u>占有者全体<u>の現地確認</u>を求め、管理者を明確に<u>しな</u></p>	<p>受注者は、工事現場及びその付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の標示板等を設け<u>ること</u>。</p> <p>(13) <b>安全巡回</b> 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視又は連絡を行い、安全を確保<u>すること</u>。</p> <p>(14) <b>関係機関との連絡</b> 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保<u>すること</u>。</p> <p>(15) <b>工事関係者の連絡調整</b> 受注者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、<u>受注者</u>間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織<u>しなければならない</u>。</p> <p>(16) <b>防災体制</b> 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立し<u>ておくこと</u>。</p> <p>(17) <b>災害発生時の応急措置</b> 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させ<u>た上で</u>、応急措置を講じるとともに、直ちに<u>監督員及び関係機関に通知すること</u>。</p> <p>(18) <b>地下埋設物件等の調査</b> 受注者は、工事施<u>工</u>箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告<u>すること</u>。</p> <p>(19) <b>不明の地下埋設物件等の処置</b> 受注者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に<u>報告</u>し、その処置<u>のため</u>占有者全体<u>に立会い</u>を求め、管理者を明確に<u>すること</u>。</p>	

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>なければならない。</p> <p>(23) 地下埋設物件等損害時の措置</p> <p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ち関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。</p>	<p>(20) 地下埋設物件等損害時の措置</p> <p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、その損害を補修すること。</p> <p>(21) 緊急連絡体制の整備</p> <p>受注者は、工事中は、万一の事故等に備え、緊急時における連絡先、人員招集、資器材調達等必要な体制を整備しておくこと。</p> <p>(22) 安全管理</p> <p>受注者は、受注者の責任において工事の履行に必要な安全管理を行うこと。</p>	
<p>1.4.2 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第 33 条（部分使用）の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。</p>	<p>1.4.2 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第 33 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.4.3 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う措置</p> <p>受注者は、工事着手に先立ち「南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う緊急時対策計画」（以下、「緊急時対策計画」という。）を施工計画書に記載し、監督員に提出すること。</p> <p>また、南海トラフ地震臨時情報が発表された際は、直ちに工事を中止し、緊急時対策計画に従い、必要な措置を講じること。</p>	<p>1.4.3 地震警戒宣言の発令等に伴う措置</p> <p>受注者は、次の事項により地震警戒宣言の発令等に伴う対応策を講じること。</p> <p>ア 受注者は、工事着手に先立ち「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」を施工計画書に記載し、監督員に提出すること。</p> <p>イ 受注者は、警戒宣言が発令等の際、直ちに工事を中止し、「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」に従い、必要な措置を講じること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.4.4 爆発及び火災の防止</p> <p>(1) 火薬類の使用</p> <p>受注者は、火薬類の使用については、次に掲げる事項による。</p> <p>ア 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、「火薬類取締法」等関係法令を遵守しなければならない。</p> <p>また、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。</p> <p>(2) 火気の使用</p> <p>受注者は、火気の使用については、次に掲げる事項による。</p> <p>ア 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>1.4.4 爆発及び火災の防止</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合の保管及び取扱いについて、「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）、「危険物の規制に関する政令」（昭和 34 年政令第 306 号）等を遵守し、安全対策を講じること。</p> <p>(2) 火薬類の使用</p> <p>受注者は、火薬類の使用については、次の事項によること。</p> <p>ア 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄、使用する必要がある場合、「火薬類取締法」（昭和 25 年法律第 149 号）等関係法令を遵守すること。</p> <p>また、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じること。</p> <p>なお、従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督員に提示すること。</p> <p>イ 受注者は、火薬類を使用して施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出すること。</p> <p>ウ 受注者は、現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保すること。</p> <p>(3) 火気の使用</p> <p>受注者は、火気の使用については、次の事項によること。</p> <p>ア 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>イ 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。</p>	<p>イ 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めること。</p> <p>ウ 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止すること。</p> <p>エ 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野外焼却しないこと。</p>	
<p><b>1.4.5 局地的集中豪雨対策</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、大型台風の通過や突発的に発生する局地的集中豪雨に対する安全対策について、次の内容を施工計画書に定めること。</p> <p><b>(2) ハザードマップ等による浸水予想区域の確認</b> ハザードマップ等を活用し、工事場所周辺が浸水予想区域でないか確認し、浸水予想区域に該当する場合は、想定される浸水の深さ等を記載すること。</p> <p><b>(3) 周辺河川等の氾濫による浸水リスクの確認</b> 現場周辺の河川、幹線下水道等氾濫の原因となるものがないか確認し、その内容を記載すること。</p> <p><b>(4) 気象情報等の取得体制の構築</b> 気象警報・注意報のみならず、雨量データ等のリアルタイムの情報を現場において取得できる体制を構築し、その内容を記載すること。</p> <p><b>(5) 作業中止基準の策定</b> 受注者は、大型台風及び局地的集中豪雨における作業中止基準をあらかじめ定め、その内容を記載すること。</p> <p><b>(6) 緊急退避方法の整備</b> 受注者は、大型台風及び局地的集中豪雨における作業員の退避方法についてあらかじめ定め、その内容を記載すること。</p> <p><b>(7) 緊急資機材の整備</b> 受注者は、現場状況等を考慮して必要に応じ、土のう、非常用排水ポンプ等緊急資機材の整備を行うとともに、浮き輪、救命ロープ等の救命器具等を現場に備え付け、その内容を記載すること。</p>		<p>・特記仕様書の記載内容を追記しました。</p>
<p><b>1.4.6 事故報告書</b></p> <p>受注者は、工事の施行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに工事事務報告書を提出しなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>1.4.7 交通安全管理</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、又は汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。 なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条（第三者に及ぼした損害）の規定により処置するものとする。</p> <p><b>(2) 施工計画書</b> 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及</p>	<p><b>1.4.5 交通安全管理</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害（騒音・振動など）による損害を与えないようにすること。 なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</u></p> <p><b>(3) 輸送災害の防止</b> 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、<u>機械等</u>の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項に係る計画を立て、災害の防止を<u>図らなければならない</u>。</p> <p><b>(4) 交通安全法令の遵守</b> 受注者は、供用中の<u>公共</u>道路に係る<u>工事</u>の施工に当たっては、交通の安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17付総理府・建設省令第3号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(平成18年3月31日付国道利第37号・国道国防第205号<u>通達</u>)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日付国道利第38号・国道国防第206号<u>通達</u>)、「道路工事保安施設設置基準」(昭和40年10月14日付<u>建関道管第756号</u>)及び「道路工事保安施設設置基準 <u>(案)</u>」(令和6年2月19日付<u>国道技第193号通達</u>)に基づき、安全対策を講じ<u>なければならない</u>。</p> <p><b>(5) 工事用道路使用の責任</b> <u>発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</u></p> <p><b>(6) 工事用道路共用時の処置</b> <u>受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せを行い、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</u></p> <p><b>(7) 工事用道路の維持管理</b> <u>受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</u></p> <p><b>(8) 公衆交通の確保</b> 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管して<u>はならない</u>。 また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去<u>しなくてはならない</u>。</p> <p><b>(9) 交通及び保安上の措置</b> 受注者は、交通の妨げ、公衆に迷惑を及ぼすような行為等がないよう、次の事項を守り、交通及び保安上の措置を講じること。 ア 受注者は、官公署の指示、条件等を遵守し、交通保安対策を講じて施工すること。 なお、国道にあっては、道路占用工事共通指示書、(国土交通省関東地方整備</p>	<p><b>(2) 輸送災害の防止</b> 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び<u>機械など</u>の輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項に係る計画を立て、災害の防止を<u>図ること</u>。</p> <p><b>(3) 交通安全法令の遵守</b> 受注者は、供用中の道路に係る施工に当たっては、交通の安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17付総理府・建設省令第3号)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改定について」(平成18年3月31日付国道利第37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日付<u>国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知</u>国道利第38号・国道国防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準 <u>(案)</u>」(昭和47年2月<u>建設省道路局国道第一課通知</u>)並びに「道路工事保安施設設置基準」(令和元年5月21日付<u>国関整道管第8号</u>)に基づき、安全対策を講じ<u>ること</u>。</p> <p><b>(4) 公衆交通の確保</b> 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管し<u>ないこと</u>。 また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去<u>すること</u>。</p> <p><b>(5) 交通及び保安上の措置</b> 受注者は、交通の妨げ、公衆に迷惑を及ぼすような行為等がないよう、次の事項を守り、交通及び保安上の措置を講じること。 ア 受注者は、官公署の指示、条件等を遵守し、交通保安対策を講じて施工すること。 なお、国道にあっては、道路占用工事共通指示書、(国土交通省関東地方整備</p>	

## 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨																																					
<p>局道路部)、道路占用の取扱いについて(東京国道工事事務所)等を遵守すること。</p> <p>イ 受注者は、附図-1「工事保安施設設置標準図」を参考に保安施設及び工事標識を設けるとともに、夜間には照明及び保安灯を点灯し、通行者、車両交通等の保安に努めること。</p> <p>また、保安施設には原則として緩衝資材を設置すること。ただし、交通管理者との協議により設置を必要としない場合を除く。</p> <p>ウ 受注者は、通行者及び車両交通等の安全を確保するため、交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導及び整理を行うこと。</p> <p>エ 受注者は、工事現場の起点及び終点等に工事標示板を掲示し、夜間は白色照明灯を点灯すること。</p> <p>また、主要道路にあつては、内照式標示板を併設すること。</p> <p><b>(10) 通行許可等</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、「車両制限令」(昭和 36 年政令第 265 号)第 3 条における、「<u>表 1.5 一般的制限値</u>」に掲げる一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第 47 条の 2 に規定する通行許可を<u>又は道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答</u>得ていることを確認<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、「道路交通法<u>施行令</u>」(昭和 35 年政令第 270 号)第 22 条における、制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第 57 条に<u>規定する</u>許可を得ていることを確認しなければならない。</p>		<p>局道路部)、道路占用の取扱いについて(東京国道工事事務所)等を遵守すること。</p> <p>イ 受注者は、附図-1「工事保安施設設置標準図」を参考に保安施設及び工事標識を設けるとともに、夜間には照明及び保安灯を点灯し、通行者、車両交通等の保安に努めること。</p> <p>また、保安施設には原則として緩衝資材を設置すること。ただし、交通管理者との協議により設置を必要としない場合を除く。</p> <p>ウ 受注者は、通行者及び車両交通等の安全を確保するため、交通誘導警備員、標識等を配置し、通行の誘導及び整理を行うこと。</p> <p>エ 受注者は、工事現場の起点及び終点等に工事標示板を掲示し、夜間は白色照明灯を点灯すること。</p> <p>また、主要道路にあつては、内照式標示板を併設すること。</p> <p><b>(6) 通行許可</b></p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、「車両制限令」(第 3 条における一般的制限値 <u>(表 1.5)</u> を超える車両を通行させるときは、「道路法」第 47 条の 2 に規定する通行許可を得ていることを確認<u>すること</u>。</p> <p>また、「道路交通法」<u>施行令</u>第 22 条に<u>規定する</u>制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第 57 条に<u>基づく</u>許可を得ていることを確認しなければならない。</p>																																						
<p><b>表 1.5 一般的制限値</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">幅</td> <td style="text-align: center;">2.5m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長さ</td> <td style="text-align: center;">12.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高さ</td> <td style="text-align: center;">3.8m (ただし、指定道路に関しては 4.1m)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">重量</td> <td>総重量</td> <td>20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大 25.0 t)</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満の場合は 18.0 t (ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 t 以下の場合は 19.0 t) ○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上の場合は 20.0 t</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元		一般的制限値	幅		2.5m	長さ		12.0m	高さ		3.8m (ただし、指定道路に関しては 4.1m)	重量	総重量	20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大 25.0 t)	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満の場合は 18.0 t (ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 t 以下の場合は 19.0 t) ○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上の場合は 20.0 t		<p><b>表 1.5 一般的制限値</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">幅</td> <td style="text-align: center;">2.5m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長さ</td> <td style="text-align: center;">12.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高さ</td> <td style="text-align: center;">3.8m (ただし、指定道路に関しては 4.1m)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">重量</td> <td>総重量</td> <td>20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大 25.0 t)</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0 t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満の場合は 18.0 t (ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 t 以下の場合は 19.0 t) ○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上の場合は 20.0 t</td> </tr> </tbody> </table>	車両の諸元		一般的制限値	幅		2.5m	長さ		12.0m	高さ		3.8m (ただし、指定道路に関しては 4.1m)	重量	総重量	20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大 25.0 t)	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満の場合は 18.0 t (ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 t 以下の場合は 19.0 t) ○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上の場合は 20.0 t
車両の諸元		一般的制限値																																						
幅		2.5m																																						
長さ		12.0m																																						
高さ		3.8m (ただし、指定道路に関しては 4.1m)																																						
重量	総重量	20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大 25.0 t)																																						
	軸重	10.0 t																																						
	隣接軸重の合計	○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満の場合は 18.0 t (ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 t 以下の場合は 19.0 t) ○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上の場合は 20.0 t																																						
車両の諸元		一般的制限値																																						
幅		2.5m																																						
長さ		12.0m																																						
高さ		3.8m (ただし、指定道路に関しては 4.1m)																																						
重量	総重量	20.0 t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大 25.0 t)																																						
	軸重	10.0 t																																						
	隣接軸重の合計	○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 未満の場合は 18.0 t (ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3m 以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5 t 以下の場合は 19.0 t) ○隣り合う車軸の軸距が 1.8m 以上の場合は 20.0 t																																						

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">輪 荷 重</td> <td style="text-align: center;">5.0 t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最小回転半径</td> <td style="text-align: center;">12.0m</td> </tr> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。</p>	輪 荷 重	5.0 t	最小回転半径	12.0m		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">輪 荷 重</td> <td style="text-align: center;">5.0 t</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">最小回転半径</td> <td style="text-align: center;">12.0m</td> </tr> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合には、その状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。</p>	輪 荷 重	5.0 t	最小回転半径	12.0m	
輪 荷 重	5.0 t											
最小回転半径	12.0m											
輪 荷 重	5.0 t											
最小回転半径	12.0m											
<b>1.4.8 歩行者通路の確保</b>	<p>(1) 一般事項 受注者は、歩道等で施工する場合、官公署の指示及び地元住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路を確保すること。</p> <p>(2) 車道への歩行者通路の設置 受注者は、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後等に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置すること。 また、歩行者誘導及び車両交通に必要な交通誘導警備員を配置すること。</p> <p>(3) 歩行者通路上空での作業 受注者は、歩行者通路の上空で作業を行う場合、あらかじめ落下防止の設備を施す等、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>(4) 視覚障害者の安全誘導 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックを一時撤去又は覆う場合は、視覚障害者の安全誘導ができるような措置を講じること。</p>	<b>1.4.6 歩行者通路の確保</b>	<p>(1) 一般事項 受注者は、歩道等で施工する場合、官公署の指示及び地元住民の意向を尊重し、安全な歩行者通路を確保すること。</p> <p>(2) 車道への歩行者通路の設置 受注者は、車道に歩行者通路を設置する場合、堅固な柵等で車道と明確に区分し、その前後等に歩行者通路及び矢印を表示した標示板を設置すること。 また、歩行者誘導及び車両交通に必要な交通誘導警備員を配置すること。</p> <p>(3) 歩行者通路上空での作業 受注者は、歩行者通路の上空で作業を行う場合、あらかじめ落下防止の設備を施す等、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>(4) 視覚障害者の安全誘導 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックを一時撤去又は覆う場合は、視覚障害者の安全誘導ができるような措置を講じること。</p>									
<b>1.4.9 事故防止</b>	<p>(1) 一般事項 受注者は、第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑等を防止するための措置を講じること。</p> <p>(2) 障害等の報告、協議 受注者は、施工について障害等を発見した場合、遅滞なく監督員に報告し、その処置について協議すること。</p> <p>(3) 既設工作物等の機能確保 受注者は、施工に先立ち、施工区域の調査を行い、地上・地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与えないよう、又はその機能を阻害しないよう必要な措置を講じること。</p> <p>(4) 埋設物との接近工事 受注者は、埋設物に接近して工事を行う場合、周囲地盤の緩み、沈下等が生じないようにすること。 また、防護等が必要な場合は、監督員及び当該埋設物の管理者と協議の上、状況に応じた措置を講じること。</p> <p>(5) 掘削内埋設物の防護及び表示 受注者は、掘削内に当局及び他企業の埋設物が露出する場合、監督員及び関係する管理者との協議により、防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急時対策を熟知させておくこと。</p> <p>(6) 墜落・転落防止措置 受注者は、足場通路、作業床端部、開口部等の墜落・転落危険箇所には、必要</p>	<b>1.4.7 事故防止</b>	<p>(1) 一般事項 受注者は、第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑等を防止するための措置を講じること。</p> <p>(2) 障害等の報告、協議 受注者は、施工について障害等を発見した場合、遅滞なく監督員に報告し、その処置について協議すること。</p> <p>(3) 既設工作物等の機能確保 受注者は、施工に先立ち、施工区域の調査を行い、地上・地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与えないよう、又はその機能を阻害しないよう必要な措置を講じること。</p> <p>(4) 埋設物との接近工事 受注者は、埋設物に接近して工事を行う場合、周囲地盤の緩み、沈下等が生じないようにすること。 また、防護等が必要な場合は、監督員及び当該埋設物の管理者と協議の上、状況に応じた措置を講じること。</p> <p>(5) 掘削内埋設物の防護及び表示 受注者は、掘削内に当局及び他企業の埋設物が露出する場合、監督員及び関係する管理者との協議により、防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急時対策を熟知させておくこと。</p> <p>(6) 墜落・転落防止措置 受注者は、足場通路、作業床端部、開口部等の墜落・転落危険箇所には、必要</p>									

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>な強度の手すり、囲い、覆い等を設置すること。</p> <p>また、墜落・転落のおそれのある作業については、必要に応じて防護網の設置、墜落制止用器具の着用等を行うとともに、作業員に対して、事前に安全教育を実施するなどの墜落・転落防止措置を講じること。</p> <p><b>(7) 酸素欠乏症等の防止措置</b></p> <p>受注者は、施工中は可燃性ガス、有毒ガス（以下「有害ガス」という。）、酸欠空気等の発生に備え、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、酸素欠乏症等防止規則等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救助用具等を設備するとともに、酸素欠乏作業主任者を置く等、事故の未然防止に万全の対策を講じること。</p> <p>なお、酸素欠乏等危険作業主任者を配置する場合は、主要現場従事者等届に記載し、修了証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</p> <p>また、 施工中に異常を発見した場合は、直ちに施工を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告すること。</p>	<p>な強度の手すり、囲い、覆い等を設置すること。</p> <p>また、墜落・転落のおそれのある作業については、必要に応じて防護網の設置、墜落制止用器具の着用等を行うとともに、作業員に対して、事前に安全教育を実施するなどの墜落・転落防止措置を講じること。</p> <p><b>(7) 酸素欠乏症等の防止措置</b></p> <p>受注者は、施工中は可燃性ガス、有毒ガス（以下「有害ガス」という。）、酸欠空気等の発生に備え、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、酸素欠乏症等防止規則等を遵守し、換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、警報器、避難用具、救助用具等を設備するとともに、酸素欠乏作業主任者を置く等、事故の未然防止に万全の対策を講じること。</p> <p>なお、酸素欠乏等危険作業主任者を配置する場合は、主要現場従事者等届に記載し、修了証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</p> <p>また、 施工中に異常を発見した場合は、直ちに施工を中止して必要な措置を講じるとともに、原因を調査して監督員に報告すること。</p>	
<p><b>1.4.10 事故時の措置</b></p> <p>受注者は、施工中に事故が発生した場合、直ちに施工を中止して応急措置を講じること。</p> <p>また、当該事故の被害拡大や人身災害の発生が予測される場合、一般住民等への広報及び避難、作業員の避難等の措置を講じるとともに緊急連絡通報図に基づき、関係機関に連絡しその指示に従い、被害拡大の防止に努めること。</p> <p>なお、これらの措置後、事故発生の原因、措置及び被害状況をまとめた事故発生報告書を遅滞なく監督員に提出すること。</p>	<p><b>1.4.8 事故時の措置</b></p> <p>受注者は、施工中に事故が発生した場合、直ちに施工を中止して応急措置を講じること。</p> <p>また、当該事故の被害拡大や人身災害の発生が予測される場合、一般住民等への広報及び避難、作業員の避難等の措置を講じるとともに緊急連絡通報図に基づき、関係機関に連絡しその指示に従い、被害拡大の防止に努めること。</p> <p>なお、これらの措置後、事故発生の原因、措置及び被害状況をまとめた事故発生報告書を遅滞なく監督員に提出すること。</p>	
	<p><b>1.4.9 現場の整理、整とん</b></p> <p>受注者は、現場付近居住者の迷惑及び交通保安並びに当局事業の障害とならないように、資機材、発生土等を整理し、又は現場外に搬出し、工事現場内（資材置場等を含む。）を工事完了まで常に整理、整とん及び清掃しておくこと。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>第5節 監督員による確認及び立合い等</b></p>	<p><b>第5節 監督員による確認及び立合い等</b></p>	
<p><b>1.5.1 監督員による確認及び立合い等</b></p> <p><b>(1) 監督員の立会い</b></p> <p>監督員は、工事が契約図書どおりに行われているか否かの確認をするために、必要に応じて、工事現場又は製作工場に立入り、立会い又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(2) 確認、立合いの準備等</b></p> <p>受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立合いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真、その他資料の整備<u>しなければならない</u>。</p> <p>なお、監督員が、製作工場において立会い及び監督員による検査（確認を含む。）を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供<u>なければならない</u>。</p> <p><b>(3) 確認及び立合いの時間</b></p>	<p><b>1.5.1 監督員による確認及び立合い等</b></p> <p><b>(1) 監督員の立会い</b></p> <p>監督員は、工事が契約図書どおりに行われているか否かの確認をするために、必要に応じて、工事現場又は製作工場に立入り、立会い又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力<u>すること</u>。</p> <p><b>(2) 確認、立合いの準備等</b></p> <p>受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立合いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整理<u>をすること</u>。</p> <p>なお、監督員が、製作工場において立会い及び監督員による検査（確認を含む。）を行う場合、受注者は、監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供<u>すること</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																			
<p style="text-align: center;"><u>監督員による検査（確認を含む。）及び立会いの時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p><b>(4) 遵守義務</b> 受注者は、契約書第8条第2項第3号、第12条（工事材料の品質及び検査等）第2項又は第13条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項若しくは第2項の規定により、監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第16条（<u>設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等</u>）及び第30条（<u>検査及び引渡し</u>）に規定する義務を免れないものとする。</p> <p><b>(5) 段階確認</b> <u>段階確認は、次に掲げる事項に基づいて行うものとする。</u></p> <p><u>ア 受注者は、「表 1.6 段階確認一覧表」に示す確認時期において、段階確認を受けること。</u></p> <p><u>イ 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に書面により行うこと。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けること</u></p> <p><u>ウ 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完了時までに監督員へ提出すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、既済部分検査及び中間検査の対象工種については、当該検査時までに監督員へ提出すること。</u></p> <p><u>エ 受注者は、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう、監督員に十分な機会を提供するものとする。</u></p> <p><b>(6) 段階確認の臨場</b> 監督員は、設計図書に定められた<u>段階確認</u>において、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を監督員に提示し、<u>確認</u>を受けること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 1.6 段階確認一覧表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 別</th> <th style="width: 30%;">細 別</th> <th style="width: 40%;">確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定仮設工</td> <td></td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸・砂防土工 <u>（掘削工）道路土工 （掘削工）</u></td> <td></td> <td><u>土（岩）質の変化した時</u></td> </tr> <tr> <td><u>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</u></td> <td></td> <td><u>ブルーフローリング実 施時</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>表層安定処理工</u></td> <td><u>表層混合処理・路床安 定処理</u></td> <td><u>処理完了時</u></td> </tr> <tr> <td><u>置換</u></td> <td><u>掘削完了時</u></td> </tr> <tr> <td><u>サンドマット</u></td> <td><u>処理完了時</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	指定仮設工		設置完了時	河川・海岸・砂防土工 <u>（掘削工）道路土工 （掘削工）</u>		<u>土（岩）質の変化した時</u>	<u>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</u>		<u>ブルーフローリング実 施時</u>	<u>表層安定処理工</u>	<u>表層混合処理・路床安 定処理</u>	<u>処理完了時</u>	<u>置換</u>	<u>掘削完了時</u>	<u>サンドマット</u>	<u>処理完了時</u>	<p><b>(3) 遵守義務</b> 受注者は、契約書第8条第2項第3号、第12条（工事材料の品質及び検査等）第2項又は第13条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項若しくは第2項の規定により、監督員の立会いを受け、材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第16条及び第30条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p><b>(4) 不可視箇所の調査機会</b></p> <p>受注者は、<u>監督員に</u>、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供する<u>こと</u>。</p> <p><b>(5) 施工状況の確認</b> 監督員は、設計図書に定められた<u>施工状況</u>の確認において、臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を<u>整理し、監督員にこれらを</u>提示し確認を受けること。</p>	
種 別	細 別	確 認 時 期																			
指定仮設工		設置完了時																			
河川・海岸・砂防土工 <u>（掘削工）道路土工 （掘削工）</u>		<u>土（岩）質の変化した時</u>																			
<u>道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）</u>		<u>ブルーフローリング実 施時</u>																			
<u>表層安定処理工</u>	<u>表層混合処理・路床安 定処理</u>	<u>処理完了時</u>																			
	<u>置換</u>	<u>掘削完了時</u>																			
	<u>サンドマット</u>	<u>処理完了時</u>																			

新旧対照表

改定			現行	改定の要旨
<u>バーチカルドレーン工</u>	<u>サンドドレーン</u> <u>袋詰式サンドドレーン</u> <u>ペーパードレーン等</u>	<u>施工時</u> <u>施工完了時</u>		
<u>締固め改良工</u>	<u>サンドコンパクション</u> <u>パイル</u>	<u>施工時</u> <u>施工完了時</u>		
<u>固結工</u>	<u>粉体噴射攪拌</u> <u>高圧噴射攪拌</u> <u>セメントミルク攪拌</u> <u>生石灰パイル</u>	<u>施工時</u> <u>施工完了時</u>		
	<u>薬液注入</u>	<u>施工時</u>		
<u>矢板工</u> <u>(任意仮設を除く)</u>	<u>鋼矢板</u> <u>鋼管矢板</u>	<u>打込時</u> <u>打込完了時</u>		
<u>既製杭工</u>	<u>既製コンクリート杭</u> <u>鋼管杭</u> <u>H鋼杭</u>	<u>打込時</u> <u>打込完了時 (打込杭)</u> <u>掘削完了時 (中掘杭)</u> <u>施工完了時 (中掘杭)</u> <u>杭頭処理完了時</u>		
<u>場所打杭工</u>	<u>リバース杭</u> <u>オールケーシング杭</u> <u>アースドリル杭</u> <u>大口径杭</u>	<u>掘削完了時</u> <u>鉄筋組立て完了時</u> <u>施工完了時</u> <u>杭頭処理完了時</u>		
<u>深礎工</u>		<u>土 (岩) 質の変化した時</u> <u>掘削完了時</u> <u>鉄筋組立て完了時</u> <u>施工完了時</u> <u>グラウト注入時</u>		
<u>オープンケーソン基礎工</u> <u>ニューマチックケーソン基礎工</u>		<u>鉄沓据え付け完了時</u> <u>本体設置前 (オープンケーソン)</u> <u>掘削完了時 (ニューマチックケーソン)</u> <u>土 (岩) 質の変化した時</u> <u>鉄筋組立て完了時</u>		
<u>鋼管矢板基礎工</u>		<u>打込時</u> <u>打込完了時</u> <u>杭頭処理完了時</u>		
<u>置換工 (重要構造物)</u>		<u>掘削完了時</u>		
<u>築堤・護岸工</u>		<u>法線設置完了時</u>		
<u>砂防堰堤</u>		<u>法線設置完了時</u>		

## 新旧対照表

改定			現行	改定の要旨
<u>護岸工</u>	<u>法覆工（覆土施工がある場合）</u>	<u>覆土前</u>		
	<u>基礎工・根固工</u>	<u>設置完了時</u>		
<u>重要構造物</u> <u>函渠工（樋門・樋管含む）</u> <u>躯体工（橋台）</u> <u>RC 躯体工（橋脚）</u> <u>橋脚フーチング工</u> <u>RC 擁壁</u> <u>砂防堰堤</u> <u>堰本体工</u> <u>排水機場本体工</u> <u>水門工</u> <u>共同溝本体工</u>		<u>土（岩）質の変化した時</u> <u>床掘掘削完了時</u> <u>鉄筋組立て完了時</u> <u>埋戻し前</u>		
<u>躯体工</u> <u>RC 躯体工</u>		<u>杵座の位置決定時</u>		
<u>床版工</u>		<u>鉄筋組立て完了時</u>		
<u>鋼橋</u>		<u>仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）</u>		
<u>ポストテンション T</u> <u>(I) 桁製作工</u> <u>プレビーム桁製作工</u> <u>プレキャストブロック</u> <u>桁組立工</u> <u>PC ホロースラブ製作工</u> <u>PC 版桁製作工</u> <u>PC 箱桁製作工</u> <u>PC 片持箱桁製作工</u> <u>PC 押出し箱桁製作工</u> <u>床版・横組工</u>		<u>プレストレスト導入完了時</u> <u>横締め作業完了時</u> <u>プレストレスト導入完了時</u> <u>縦締め作業完了時</u> <u>PC 鋼線・鉄筋組立完了時</u> <u>（工場製作除く）</u>		
<u>地覆工</u> <u>橋梁用高欄工</u>		<u>鉄筋組立て完了時</u>		
<u>トンネル掘削工</u>		<u>土（岩）質の変化した時</u>		
<u>トンネル支保工</u>		<u>支保工完了時</u> <u>（保工変化毎）</u>		
<u>トンネル覆工</u>		<u>コンクリート打設前</u> <u>コンクリート打設後</u>		
<u>トンネルインバート工</u>		<u>鉄筋組立て完了時</u>		

新旧対照表

改定				現行		改定の要旨
	<p><u>鋼板巻立て工</u></p> <p><u>フーチング定着アンカ</u> <u>ー穿孔工</u></p> <p><u>鋼板取付け工</u> <u>固定アンカー工</u></p> <p><u>現場溶接工</u></p> <p><u>現場塗装工</u></p> <p><u>ダム工</u></p>	<p><u>フーチング定着アンカ</u> <u>ー穿孔完了時</u></p> <p><u>鋼板建込み固定アンカ</u> <u>ー完了時</u></p> <p><u>溶接前</u> <u>溶接完了時</u></p> <p><u>塗装前</u> <u>塗装完了時</u></p> <p><u>各工事ごと別途定める</u></p>				
<b>第6節 検 査</b>				<b>第6節 検 査</b>		
1.6.1 一般事項	工事検査は、発注者が別に定める「工事関係検査基準」による。			1.6.1 一般事項	<p>工事検査は、発注者が別に定める「工事関係検査基準」による。</p> <p><u>なお、工事関係検査基準は経理部出納課、多摩水道改革推進本部、水源管理事務所、各浄水管理事務所、各支所及び各建設事務所で閲覧することができる。</u></p>	・局ホームページで閲覧できることから削除しました。
1.6.2 工事完了検査	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、完了届を監督員に提出する際には、次に掲げる要件を全て満た<u>さなくてはならない</u>。</p> <p>ア 設計図書（追加<u>及び</u>変更指示も含む。）に示される全ての工事が完了していること。</p> <p>イ 契約書第16条（<u>設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等</u>）第1項の規定により、監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>ウ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図面等の資料の<u>整備</u>が全て完了していること。</p> <p>エ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>(2) 完了届の提出</p> <p>受注者は、契約書第30条（<u>検査及び引渡し</u>）の規定により、完了届を監督員に提出<u>しなければならない</u>。</p> <p>(3) 検査日の通知</p> <p>発注者は、工事完了検査に先立<u>ち</u>、監督員を通じて<u>受注者に</u>検査日を通知するものとする。</p> <p>(4) 検査内容</p> <p>検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>イ 工事管理状況に関する書類、記録、写真等</p> <p><u>ウ 週休二日の履行状況</u></p> <p>(5) <u>手直し</u>の指示</p> <p>検査員は、<u>手直し</u>の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定</p>			1.6.2 工事完了検査	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、<u>工事</u>完了届を監督員に提出する際には、次に掲げる要件を全て満た<u>す必要がある</u>。</p> <p>ア 設計図書（追加<u>、</u>変更指示も含む。）に示される全ての工事が完了していること。</p> <p>イ 契約書第16条第1項の規定により、監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>ウ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図面等の資料の<u>整理</u>が全て完了していること。</p> <p>エ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>(2) <u>工事</u>完了届の提出</p> <p>受注者は、契約書第30条の規定により、<u>工事</u>完了届を監督員に提出<u>すること</u>。</p> <p>(3) 検査日の通知</p> <p>発注者は、工事完了検査に先立<u>って</u>、監督員を通じて検査日を通知するものとする。</p> <p>(4) 検査内容</p> <p>検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行う。</p> <p>ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>イ 工事管理状況に関する書類、記録、写真等</p> <p>(5) <u>修補</u>の指示</p> <p>検査員は、<u>修補</u>の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定め</p>	・都仕様書の記載内容を反映しました。

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>めて手直しの指示を行うことができる。</p> <p>(6) 適用規定 受注者は、当該工事完了検査については、「1.5.1 監督員による確認及び立会い等」(2)の規定を準用する。</p>	<p>て修補の指示を行うことができる。</p> <p>(6) 修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示した日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第 30 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>(7) 適用規定 受注者は、当該工事完了検査については、1.5.1 (監督員による確認及び立会い等)の(2)の規定を準用すること。</p> <p>(8) 技術者の立会い 受注者は、工事完了検査に当たっては、現場代理人、監理技術者等及び専門の技術者が立ち会うこと。</p>	
<p>1.6.3 既済部分検査等</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、契約書第 38 条(部分払)第 1 項の規定による部分払の請求を行った場合は既済部分検査を、契約書第 39 条(一部しゅん功)の規定による工事の完了の通知を行った場合は一部しゅん功検査検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 部分払いの請求 受注者は、契約書第 38 条に規定する部分払請求を行うときは、(1)の検査を受ける前に、工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 検査日の通知 発注者は、既済部分検査に先立ち、監督員を通じて受注者に検査日を通知するものとする。</p> <p>(4) 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。 ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ イ 工事管理状況に関する書類、記録、写真等 ウ 週休二日の履行状況</p> <p>(5) 手直しの指示 受注者は、検査員の指示による手直しについては、「1.6.2 工事完了検査」の(5)の規定に従うものとする。</p> <p>(6) 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、「1.5.1 監督員による確認及び立会い等」(2)の規定を準用する。</p> <p>(7) 中間前払金の請求 受注者は、契約書第 37 条の 2 (中間前金払)に規定する中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1.6.3 既済部分検査等</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、契約書第 38 条第 1 項の部分払の確認の請求を行った場合又は契約書第 39 条の工事の完了の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けること。</p> <p>(2) 部分払いの請求 受注者は、契約書第 38 条に規定する部分払の請求を行うときは、(1)の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3) 検査日の通知 発注者は、工事完了検査に先立って、監督員を通じて検査日を通知するものとする。</p> <p>(4) 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次に掲げる検査を行う。 ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ イ 工事管理状況に関する書類、記録、写真等</p> <p>(5) 修補の指示 受注者は、検査員の指示による修補については、1.6.2 (工事完了検査)の(5)の規定に従うこと。</p> <p>(6) 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、1.5.1 (監督員による確認及び立会い等)の(2)の規定を準用すること。</p> <p>(7) 中間前払金の請求 受注者は、契約書第 37 条の 2 (中間前金払)に規定する中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>1.6.4 中間検査</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、施工途中でなければその検査が不可能なとき、又は著しく困難なとき</p>	<p>1.6.4 中間検査</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、施工途中でなければその検査が不可能なとき、又は著しく困難なとき</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>きは、それぞれの段階において、発注者に検査の請求を<u>しなければならない</u>。</p> <p>(2) 中間検査の請求 受注者は、(1)の検査を受ける前に、中間検査の目的物に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 検査日の通知 発注者は、中間検査に先立<u>ち</u>、受注者の意見を<u>聴取した上で</u>、監督員を通じて受注者に検査日を通知するものとする。</p> <p>(4) 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、中間検査の工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。 ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ イ 工事管理状況に関する、書類、記録、写真等</p> <p>(5) <u>手直し</u>の指示 受注者は、検査員の指示による<u>手直し</u>については、「1.6.2 工事完了検査」(5)の規定に従<u>わなければならない</u>。</p> <p>(6) 適用規定 受注者は、当該<u>中間</u>検査については、「1.5.1 監督員による確認立会い等」(2)の規定を準用する。</p>	<p>きは、それぞれの段階において、<u>直ちに</u>発注者に<u>対し</u>、検査の請求を<u>すること</u>。</p> <p>(2) 中間検査の請求 受注者は、(1)の検査を受ける前に、中間検査の目的物に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 検査日の通知 発注者は、中間検査に先立<u>って</u>、受注者の意見を<u>聞いて</u>監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>(4) 検査内容 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、中間検査の工事目的物を対象として契約図書と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。 ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ イ 工事管理状況に関する、書類、記録、写真等</p> <p>(5) <u>修補</u>の指示 受注者は、検査員の指示による<u>修補</u>については、1.6.2 <u>(工事完了検査)</u>の(5)の規定に従<u>うこと</u>。</p> <p>(6) 適用規定 受注者は、当該検査については、1.5.1 <u>(監督員による確認、立会い等)</u>の(2)の規定を準用すること。</p>	
<p>1.6.5 完成図書等の提出</p> <p>受注者は、<u>工事完了の際には出来形測量を行い、その測量結果に基づいて工事完成図等を作成し</u>、次の完成図書等を完了届に添えて監督員に提出すること。</p> <p>なお、電子納品については、附則一9によること。</p> <p>ア 附則一1「工事記録写真撮影要綱」に基づき作成した写真帳等 イ 記載例集「計画書等作成要領」の「工事完成図」に基づき作成した工事完成図 ウ この仕様書に定める一連の報告書類等 エ 監督員が指示した工事報告書</p>	<p>1.6.5 完成図書等の提出</p> <p>受注者は、次の完成図書等を工事完了届に添えて監督員に提出すること。</p> <p>なお、電子納品については、附則一9によること。</p> <p>ア 附則一1「工事記録写真撮影要綱」に基づき作成した写真帳等 イ 記載例集「計画書等作成要領」の「工事完成図」に基づき作成した工事完成図 ウ この仕様書に定める一連の報告書類等 エ 監督員が指示した工事報告書</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
	<p>〈参考 関係法令等〉</p> <p>(1) 建設業法 (昭和24年法律第100号) (2) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号) (3) 労働基準法 (昭和22年法律第49号) (4) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) (5) 作業環境測定法 (昭和50年法律第28号) (6) じん肺法 (昭和35年法律第30号) (7) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) (8) 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) (9) 職業安定法 (昭和22年法律第141号) (10) 健康保険法 (大正11年法律第70号) (11) 中小企業退職金共済法 (昭和34年法律第160号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51年法律第33号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成3年法律第94号) (14) 道路法 (昭和27年法律第180号)</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、1.1.20に移行しました。</p>

新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		(15) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)	
		(16) 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)	
		(17) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)	
		(18) 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)	
		(19) 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	
		(20) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)	
		(21) 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)	
		(22) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)	
		(23) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)	
		(24) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)	
		(25) 鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号)	
		(26) 軌道法 (大正 10 年法律第 76 号)	
		(27) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)	
		(28) 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)	
		(29) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における送料の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号)	
		(30) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)	
		(31) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)	
		(32) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)	
		(33) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)	
		(34) 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)	
		(35) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法 (昭和 43 年法律第 98 号)	
		(36) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)	
		(37) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)	
		(38) 火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号)	
		(39) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)	
		(40) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	
		(41) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)	
		(42) 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)	
		(43) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)	
		(44) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)	
		(45) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号)	
		(46) 計量法 (平成 4 年法律第 51 号)	
		(47) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)	
		(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)	
		(49) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号)	
		(50) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	

## 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		(昭和 42 年法律第 131 号)	
		(51) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)	
		(52) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)	
		(53) 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)	
		(54) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)	
		(55) 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号)	
		(56) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)	
		(57) 特許法 (昭和 34 年法律第 121 号)	
		(58) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)	
		(59) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号)	
		(60) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 18 年法律第 62 号)	
		(61) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号)	
		(62) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)	
		(63) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)	
		(64) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号)	
		(65) 水道施設の技術的基準を定める省令 (平成 12 年厚生省令第 15 号)	
		(66) 労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号)	
		(67) 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号)	
		(68) 石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号)	
		(69) 建設工事公衆災害防止対策要綱 (令和元年 9 月 2 日付国土交通省告示第 496 号)	
		(70) 東京都給水条例 (昭和 33 年東京都条例第 41 号)	
		(71) 東京都給水条例施行規程 (昭和 33 年東京都水道局管理規程第 1 号)	
		(72) 東京都工業用水道条例 (昭和 38 年東京都条例第 72 号)	
		(73) 東京都工業用水道条例施行規程 (昭和 38 年東京都水道局管理規程第 9 号)	
		(74) 東京都火災予防条例 (昭和 37 年東京都条例第 65 号)	
		(75) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 111 号)	
		(76) 産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号)	

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
第2章 材 料		第2章 材 料		
第2節 受注者持材料		第2節 受注者持材料		
2.2.1 一般事項	<p>(1) 一般事項 受注者持材料には、配管材料とその他の材料とがある。</p> <p>(2) 規定に適合した材料の使用 受注者は、設計図書に示されたものを除き、日本産業規格（以下「JIS」という。）、日本農林規格（以下「JAS」という。）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）、<u>日本水道鋼管協会（以下「WSP」という。）、</u>土木材料仕様書（東京都建設局）（以下「土木材料仕様書」という。）等の規定に適合した材料を使用すること。</p> <p>(3) 品質を証明する図書の提出 受注者は、<u>工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、</u><u>ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備及び保管し、監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。</u> <u>なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</u></p> <p>(4) <u>中等の品質及び同等以上の品質</u> <u>契約書第 12 条（工事材料の品質及び検査等）第 1 項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、検査員及び材料検査を行う監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は検査員及び材料検査を行う監督員の承諾した品質をいう。</u> <u>なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</u></p> <p>(5) <u>試験を行う工事材料</u> <u>受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS 又は設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督員に提出しなければならない。</u> <u>なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。</u></p> <p>(6) <u>見本・品質証明資料</u> <u>受注者は、設計図書において監督員の試験又は確認及び承諾を得て使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。</u> <u>なお、JIS マーク表示品については、JIS マーク表示状態の確認とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。</u></p>	2.2.1 一般事項	<p>(1) 一般事項 受注者持材料には、配管材料とその他の材料とがある。</p> <p>(2) 規定に適合した材料の使用 受注者は、設計図書に示されたものを除き、日本産業規格（以下「JIS」という。）、日本農林規格（以下「JAS」という。）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）、土木材料仕様書（東京都建設局）（以下「土木材料仕様書」という。）等の規定に適合した材料を使用すること。</p> <p>(3) 品質を証明する図書の提出 受注者は、<u>受注者持材料の品質を証明する図書を監督員に提出すること。ただし、省略する場合は、監督員の承諾を得ること。</u></p> <p>(4) <u>工事材料の品質記録</u> <u>受注者は、使用した工事材料の品質記録について、遅滞なく作成し、監督員に提出すること。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>(7) 環境への配慮</b>            受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）並びに「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針」により、環境負荷を低減できる材料の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>ア 一般事項            受注者は、設計図書で指定する特別品目等は、原則として使用しなければならない。</p> <p>イ 特別品目等の検討            受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない材料においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。<u>ただし、その使用に当たっては、事前に監督員の承諾を得ること。</u></p> <p>なお、特別品目等が使用可能かは、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。</p> <p><b>(8) 受注者持配管材料の取扱い</b>            受注者は、工事に先立ち、受注者持配管材料の取扱いをする配管材料管理責任者を定め、監督員に提出すること。</p> <p>なお、受注者持材料の他に、支給材料を使用する場合は、2.1.1（一般事項）の（1）の規定によること。</p> <p><b>(9) 配管材料管理責任者</b>            配管材料管理責任者は、配管材料の使用計画の作成及び在庫管理、発生品の管理等を責任をもって行うこと。</p> <p><b>(10) 配管材料の管理</b>            受注者は、配管材料の管理に当たって、配管材料の受入れ及び使用の都度を適切に管理すること。</p> <p><b>(11) 配管材料に関する提出図書</b>            受注者は配管材料の確認に必要な次の図書を監督員に提出すること。</p> <p>ア 受注者持材料搬入内訳調書            イ 受注者持配管材料検査チェック表            ウ 納品書(ロット番号等を記入する。)</p>	<p><b>(5) 環境への配慮</b>            受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」により、<u>設計図書に定めのある場合を除き、</u>環境負荷を低減できる材料の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>ア 一般事項            受注者は、<u>原則として</u>設計図書で指定する特別品目等を使用するものとする。</p> <p>イ 特別品目等の検討            受注者は、設計図書で特別品目等が指定されていない材料においても、特別品目等が使用可能な場合には、積極的に特別品目等を使用するものとする。</p> <p>なお、特別品目等が使用可能かは、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目等の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して検討する。</p> <p><b>(6) 受注者持配管材料の取扱い</b>            受注者は、工事に先立ち、受注者持配管材料の取扱いをする配管材料管理責任者を定め、監督員に提出すること。</p> <p>なお、受注者持材料の他に、支給材料を使用する場合は、2.1.1（一般事項）の（1）の規定によること。</p> <p><b>(7) 配管材料管理責任者</b>            配管材料管理責任者は、配管材料の使用計画の作成及び在庫管理、発生品の管理等を責任をもって行うこと。</p> <p><b>(8) 配管材料の管理</b>            受注者は、配管材料の管理に当たって、配管材料の受入れ及び使用の都度を適切に管理すること。</p> <p><b>(9) 配管材料に関する提出図書</b>            受注者は配管材料の確認に必要な次の図書を監督員に提出すること。</p> <p>ア 受注者持材料搬入内訳調書            イ 受注者持配管材料検査チェック表            ウ 納品書(ロット番号等を記入する。)</p>	
<p>2.2.3 材料の検査</p> <p><b>(1) 受注者持材料の検査</b>            受注者は、2.2.1（一般事項）の（2）に準拠し、工事に使用する受注者持材料の検査を行い、また、当局の材料検査を受け、合格したものを使用すること。</p> <p>なお、不合格品は、直ちに工事現場外に搬出すること。</p> <p><b>(2) 材料検査への立会い</b>            受注者は、材料検査に際してこれに立ち会うこと。</p> <p>なお、受注者が立ち会わない場合は、検査結果に対し、異議を申し立てることができない。</p> <p><b>(3) 工事使用材料からの除外</b></p>	<p>2.2.3 材料の検査</p> <p><b>(1) 受注者持材料の検査</b>            受注者は、2.2.1（一般事項）の（2）に準拠し、工事に使用する受注者持材料の検査を行い、また、当局の材料検査を受け、合格したものを使用すること。</p> <p>なお、不合格品は、直ちに工事現場外に搬出すること。</p> <p><b>(2) 材料検査への立会い</b>            受注者は、材料検査に際してこれに立ち会うこと。</p> <p>なお、受注者が立ち会わない場合は、検査結果に対し、異議を申し立てることができない。</p> <p><b>(3) 工事使用材料からの除外</b></p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、検査及び試験のため使用に耐えることができなくなった材料を工事に使用する数量に算入しないこと。</p> <p><b>(4) 損傷・変質材料の取扱い</b> 受注者は、材料検査に合格した材料が使用時に損傷又は変質している場合は、新品と取り替え、再び材料検査を受けること。</p> <p><b>(5) 配管材料の検査証印の確認</b> 受注者は、配管材料の検査証印について、次の内容を確認すること。 ア ダクタイトル鋳鉄管、異形管、弁類、付属品（ゴム輪を除く。）、NS形ロックリング芯出し用ゴム、ライナ芯出し用ゴムの検査証印については、検査から3年未満は1個、3年以上については（公社）日本水道協会の再検査を受け2個であること。 イ 水道用ゴム輪の検査証印については、検査から1年未満は1個、検査後1年を経過したものについては、（公社）日本水道協会の再検査を受け2個であること。 なお、製造から3年を経過しているものは使用しないこと。</p> <p><b>(6) 材料検査</b> <span style="color: red;">発注者</span>の材料検査とは、水道局材料検査実施基準に規定されている材料検査をいう。</p>	<p>受注者は、検査及び試験のため使用に耐えることができなくなった材料を工事に使用する数量に算入しないこと。</p> <p><b>(4) 損傷・変質材料の取扱い</b> 受注者は、材料検査に合格した材料が使用時に損傷又は変質している場合は、新品と取り替え、再び材料検査を受けること。</p> <p><b>(5) 配管材料の検査証印の確認</b> 受注者は、配管材料の検査証印について、次の内容を確認すること。 ア ダクタイトル鋳鉄管、異形管、弁類、付属品（ゴム輪を除く。）、NS形ロックリング芯出し用ゴム、ライナ芯出し用ゴムの検査証印については、検査から3年未満は1個、3年以上については（公社）日本水道協会の再検査を受け2個であること。 イ 水道用ゴム輪の検査証印については、検査から1年未満は1個、検査後1年を経過したものについては、（公社）日本水道協会の再検査を受け2個であること。 なお、製造から3年を経過しているものは使用しないこと。</p> <p><b>(6) 材料検査</b> <span style="background-color: yellow;">当局</span>の材料検査とは、水道局材料検査実施基準に規定されている材料検査をいう。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>2.2.8 材料の規格等</b></p> <p><b>(1) 使用材料の品質、規格等（その1）</b> 受注者は、工事に使用する次の材料の品質、規格等は、土木材料仕様書によること。 ア クラッシュラン イ 再生クラッシュラン ウ 粒度調整砕石 エ 割ぐり石 オ 単粒度砕石 カ 再生粒度調整砕石 キ コンクリート用砕石 ク 道路の埋め戻しに用いる改良土（第一種改良土及び第二種改良土）</p> <p><b>(2) 使用材料の品質、規格等（その2）</b> 受注者は、工事に使用する下記の材料は、次に掲げる品質、規格等によること。 ア 洗砂利 (7) 洗砂利は、強硬・耐久的・清浄で、死石（軟石）・ごみ・泥、有機物・平らなもの・細長いもの等を有害量含まないものとする。 なお、コンクリート用洗砂利については、海砂利を使用しない。 (i) 種類及び粒度は、土木材料仕様書による。 イ 洗砂 (7) 洗砂は、天然の砂で、強硬・耐久的・清浄で、ごみ・泥等を有害量含まないものとする。</p>	<p><b>2.2.8 材料の規格等</b></p> <p><b>(1) 使用材料の品質、規格等（その1）</b> 受注者は、工事に使用する次の材料の品質、規格等は、土木材料仕様書によること。 ア クラッシュラン イ 再生クラッシュラン ウ 粒度調整砕石 エ 割ぐり石 オ 単粒度砕石 カ 再生粒度調整砕石 キ コンクリート用砕石 ク 道路の埋め戻しに用いる改良土（第一種改良土及び第二種改良土）</p> <p><b>(2) 使用材料の品質、規格等（その2）</b> 受注者は、工事に使用する下記の材料は、次に掲げる品質、規格等によること。 ア 洗砂利 (7) 洗砂利は、強硬・耐久的・清浄で、死石（軟石）・ごみ・泥、有機物・平らなもの・細長いもの等を有害量含まないものとする。 なお、コンクリート用洗砂利については、海砂利を使用しない。 (i) 種類及び粒度は、土木材料仕様書による。 イ 洗砂 (7) 洗砂は、天然の砂で、強硬・耐久的・清浄で、ごみ・泥等を有害量含まないものとする。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																				
<p>また、有機不純物は、JIS A 1105（細骨材の有機不純物試験方法）により、試験溶液の色が標準色液より薄くなければならない。</p> <p>なお、コンクリート用洗砂については、海砂を使用しないこと。</p> <p>(i) 種類及び粒度は、土木材料仕様書による。</p> <p>ウ 敷砂、埋め戻し等に用いる土砂</p> <p>(f) 敷砂、埋め戻し等に用いる砂は、天然の砂で、強硬・耐久的で、ごみ・泥・有機不純物等を多量に含まないものとする。</p> <p>(i) 敷砂、しゃ断層用砂、埋め戻し用砂の粒度は、土木材料仕様書による。</p> <p>(g) 施工に先立ち、生産地、粒度分析の結果及び見本品を監督員に提出すること。</p> <p>(e) 道路の埋め戻しに用いる良質土は、地盤の掘削等から発生する未改良の土砂で自然含水比の状態において、次の規定に適合したものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a ごみ、がら、有機物、産業廃棄物等の異物を含まない。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 最大粒径 40 mm以下の礫又は碎石を若干含んでもよい。</p> <p style="margin-left: 20px;">c 団塊の径が 100 mm以上のものを含まない。</p> <p style="margin-left: 20px;">d 品質等は表 2.1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2.1 良質土の品質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">試 験 項 目</th> <th style="width: 33%;">基 準 値</th> <th style="width: 33%;">試 験 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 質 区 分</td> <td>砂又は砂質土</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">同一土質について 3 個以上</td> </tr> <tr> <td>75<math>\mu</math>m ふるい通過質量百分率</td> <td>25 % 以下</td> </tr> <tr> <td>C B R</td> <td>3 % 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 鋳鉄製品</p> <p>鋳鉄製品の規格は、「配管材料仕様書」に準拠すること。</p> <p>オ 鉄筋</p> <p>(f) 鉄筋は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に適合したものとする。これ以外の鉄筋を使用する場合は、同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(i) 使用する鉄筋は、プレキャスト製品及び設計図書に特に示す場合を除き、異形棒鋼はSD345を標準とする。</p> <p>カ レディーミクストコンクリート</p> <p>(f) レディーミクストコンクリートの規格及び仕様は、表 2.2 のとおりとする。ただし、表 2.2 以外の設計基準強度、スランプを使用する場合は JISA5308 によるものとする。</p> <p>なお、コンクリートは、塩化物総量規制及びアルカリ反応試験を行って、無害な骨材を使用すること。</p>	試 験 項 目	基 準 値	試 験 頻 度	土 質 区 分	砂又は砂質土	同一土質について 3 個以上	75 $\mu$ m ふるい通過質量百分率	25 % 以下	C B R	3 % 以上	<p>また、有機不純物は、JIS A 1105（細骨材の有機不純物試験方法）により、試験溶液の色が標準色液より薄くなければならない。</p> <p>なお、コンクリート用洗砂については、海砂を使用しないこと。</p> <p>(i) 種類及び粒度は、土木材料仕様書による。</p> <p>ウ 敷砂、埋め戻し等に用いる土砂</p> <p>(f) 敷砂、埋め戻し等に用いる砂は、天然の砂で、強硬・耐久的で、ごみ・泥・有機不純物等を多量に含まないものとする。</p> <p>(i) 敷砂、しゃ断層用砂、埋め戻し用砂の粒度は、土木材料仕様書による。</p> <p>(g) 施工に先立ち、生産地、粒度分析の結果及び見本品を監督員に提出すること。</p> <p>(e) 道路の埋め戻しに用いる良質土は、地盤の掘削等から発生する未改良の土砂で自然含水比の状態において、次の規定に適合したものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a ごみ、がら、有機物、産業廃棄物等の異物を含まない。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 最大粒径 40 mm以下の礫又は碎石を若干含んでもよい。</p> <p style="margin-left: 20px;">c 団塊の径が 100 mm以上のものを含まない。</p> <p style="margin-left: 20px;">d 品質等は表 2.1 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2.1 良質土の品質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">試 験 項 目</th> <th style="width: 33%;">基 準 値</th> <th style="width: 33%;">試 験 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 質 区 分</td> <td>砂又は砂質土</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">同一土質について 3 個以上</td> </tr> <tr> <td>75<math>\mu</math>m ふるい通過質量百分率</td> <td>25 % 以下</td> </tr> <tr> <td>C B R</td> <td>3 % 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 鋳鉄製品</p> <p>鋳鉄製品の規格は、「配管材料仕様書」に準拠すること。</p> <p>オ 鉄筋</p> <p>(f) 鉄筋は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に適合したものとする。これ以外の鉄筋を使用する場合は、同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(i) 使用する鉄筋は、プレキャスト製品及び設計図書に特に示す場合を除き、異形棒鋼はSD345を標準とする。</p> <p>カ レディーミクストコンクリート</p> <p>(f) レディーミクストコンクリートの規格及び仕様は、表 2.2 のとおりとする。ただし、表 2.2 以外の設計基準強度、スランプを使用する場合は JISA5308 によるものとする。</p> <p>なお、コンクリートは、塩化物総量規制及びアルカリ反応試験を行って、無害な骨材を使用すること。</p>	試 験 項 目	基 準 値	試 験 頻 度	土 質 区 分	砂又は砂質土	同一土質について 3 個以上	75 $\mu$ m ふるい通過質量百分率	25 % 以下	C B R	3 % 以上	
試 験 項 目	基 準 値	試 験 頻 度																				
土 質 区 分	砂又は砂質土	同一土質について 3 個以上																				
75 $\mu$ m ふるい通過質量百分率	25 % 以下																					
C B R	3 % 以上																					
試 験 項 目	基 準 値	試 験 頻 度																				
土 質 区 分	砂又は砂質土	同一土質について 3 個以上																				
75 $\mu$ m ふるい通過質量百分率	25 % 以下																					
C B R	3 % 以上																					

# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																																																																																														
<p style="text-align: center;">表 2.2 レディーミクストコンクリートの仕様 (JIS 表記-旧種別対応表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>表記名</th> <th>設計基準 強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th> <th>種 類</th> <th>種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通 18-8-20BB, 普通 18-8-20N, 普通 18-8-20H</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>管防護、立坑の無筋コ ンクリート、弁室等の なら 均しコンクリート等</td> <td>BB182B, 182B, H182B</td> </tr> <tr> <td>普通 21-8-20BB, 普通 21-8-20N, 普通 21-8-20H</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>鉄筋の構造物 (弁室・ 立坑)、無筋の構造物 (弁室等)</td> <td>BB212B, 212B, H212B</td> </tr> <tr> <td>普通 24-8-20BB, 普通 24-8-20N</td> <td>24</td> <td>8</td> <td>20</td> <td></td> <td>BB242B, 242B</td> </tr> <tr> <td>普通 21-15-20BB, 普通 21-15-20N</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>点検通路方式<sup>シールドトンネル</sup> の二次覆工コンクリー ト</td> <td>BB212C, 212C</td> </tr> <tr> <td>普通 27-8-20BB, 普通 27-8-20N, 普通 27-8-20H</td> <td>27</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>弁室等の頂版塊等</td> <td>BB272B, 272B, H272B</td> </tr> <tr> <td>普通 30-18-20BB, 普通 30-18-20N</td> <td>30</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>場所打コンクリート<sup>杭</sup> 地中連続壁 (水中用)</td> <td>BB302D, 302D</td> </tr> </tbody> </table> <p>(i) スランプの許容差は、表 2.3 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2.3 スランプの許容差 (単位 cm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ス ラ ン プ</th> <th>許 容 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 及び 18</td> <td>± 2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 現場練りモルタル及び現場練りコンクリート モルタル及びコンクリートの 1m<sup>3</sup>当たりの示方配合は、表 2.4 及び表 2.5 の とおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2.4 現場練りモルタル 1m<sup>3</sup>当たりの示方配合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>セメント (kg)</th> <th>洗 砂 (m<sup>3</sup>)</th> <th>洗 砂 利 (m<sup>3</sup>)</th> <th>W / C (%)</th> <th>スランプ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">モルタル</td> <td>1 : 1</td> <td>1100</td> <td>0.75</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1 : 2</td> <td>720</td> <td>0.95</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1 : 3</td> <td>530</td> <td>1.05</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	表記名	設計基準 強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	種 類	種 別	普通 18-8-20BB, 普通 18-8-20N, 普通 18-8-20H	18	8	20	管防護、立坑の無筋コ ンクリート、弁室等の なら 均しコンクリート等	BB182B, 182B, H182B	普通 21-8-20BB, 普通 21-8-20N, 普通 21-8-20H	21	8	20	鉄筋の構造物 (弁室・ 立坑)、無筋の構造物 (弁室等)	BB212B, 212B, H212B	普通 24-8-20BB, 普通 24-8-20N	24	8	20		BB242B, 242B	普通 21-15-20BB, 普通 21-15-20N	21	15	20	点検通路方式 <sup>シールドトンネル</sup> の二次覆工コンクリー ト	BB212C, 212C	普通 27-8-20BB, 普通 27-8-20N, 普通 27-8-20H	27	8	20	弁室等の頂版塊等	BB272B, 272B, H272B	普通 30-18-20BB, 普通 30-18-20N	30	18	20	場所打コンクリート <sup>杭</sup> 地中連続壁 (水中用)	BB302D, 302D	ス ラ ン プ	許 容 量	8 及び 18	± 2.5	名 称	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗 砂 利 (m <sup>3</sup> )	W / C (%)	スランプ (cm)	モルタル	1 : 1	1100	0.75	—	60	—	1 : 2	720	0.95	—	55	—	1 : 3	530	1.05	—	55	—	<p style="text-align: center;">表 2.2 レディーミクストコンクリートの仕様 (JIS 表記-旧種別対応表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>表記名</th> <th>設計基準 強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th> <th>種 類</th> <th>種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通 18-8-20BB, 普通 18-8-20N, 普通 18-8-20H</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>管防護、立坑の無筋コ ンクリート、弁室等の なら 均しコンクリート等</td> <td>BB182B, 182B, H182B</td> </tr> <tr> <td>普通 21-8-20BB, 普通 21-8-20N, 普通 21-8-20H</td> <td>21</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>鉄筋の構造物 (弁室・ 立坑)、無筋の構造物 (弁室等)</td> <td>BB212B, 212B, H212B</td> </tr> <tr> <td>普通 24-8-20BB, 普通 24-8-20N</td> <td>24</td> <td>8</td> <td>20</td> <td></td> <td>BB242B, 242B</td> </tr> <tr> <td>普通 21-15-20BB, 普通 21-15-20N</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>点検通路方式<sup>シールドトンネル</sup> の二次覆工コンクリー ト</td> <td>BB212C, 212C</td> </tr> <tr> <td>普通 27-8-20BB, 普通 27-8-20N, 普通 27-8-20H</td> <td>27</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>弁室等の頂版塊等</td> <td>BB272B, 272B, H272B</td> </tr> <tr> <td>普通 30-18-20BB, 普通 30-18-20N</td> <td>30</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>場所打コンクリート<sup>杭</sup> 地中連続壁 (水中用)</td> <td>BB302D, 302D</td> </tr> </tbody> </table> <p>(i) スランプの許容差は、表 2.3 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2.3 スランプの許容差 (単位 cm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ス ラ ン プ</th> <th>許 容 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 及び 18</td> <td>± 2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 現場練りモルタル及び現場練りコンクリート モルタル及びコンクリートの 1m<sup>3</sup>当たりの示方配合は、表 2.4 及び表 2.5 の とおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2.4 現場練りモルタル 1m<sup>3</sup>当たりの示方配合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>セメント (kg)</th> <th>洗 砂 (m<sup>3</sup>)</th> <th>洗 砂 利 (m<sup>3</sup>)</th> <th>W / C (%)</th> <th>スランプ (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">モルタル</td> <td>1 : 1</td> <td>1100</td> <td>0.75</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1 : 2</td> <td>720</td> <td>0.95</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1 : 3</td> <td>530</td> <td>1.05</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	表記名	設計基準 強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	種 類	種 別	普通 18-8-20BB, 普通 18-8-20N, 普通 18-8-20H	18	8	20	管防護、立坑の無筋コ ンクリート、弁室等の なら 均しコンクリート等	BB182B, 182B, H182B	普通 21-8-20BB, 普通 21-8-20N, 普通 21-8-20H	21	8	20	鉄筋の構造物 (弁室・ 立坑)、無筋の構造物 (弁室等)	BB212B, 212B, H212B	普通 24-8-20BB, 普通 24-8-20N	24	8	20		BB242B, 242B	普通 21-15-20BB, 普通 21-15-20N	21	15	20	点検通路方式 <sup>シールドトンネル</sup> の二次覆工コンクリー ト	BB212C, 212C	普通 27-8-20BB, 普通 27-8-20N, 普通 27-8-20H	27	8	20	弁室等の頂版塊等	BB272B, 272B, H272B	普通 30-18-20BB, 普通 30-18-20N	30	18	20	場所打コンクリート <sup>杭</sup> 地中連続壁 (水中用)	BB302D, 302D	ス ラ ン プ	許 容 量	8 及び 18	± 2.5	名 称	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗 砂 利 (m <sup>3</sup> )	W / C (%)	スランプ (cm)	モルタル	1 : 1	1100	0.75	—	60	—	1 : 2	720	0.95	—	55	—	1 : 3	530	1.05	—	55	—	
表記名	設計基準 強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	種 類	種 別																																																																																																																																											
普通 18-8-20BB, 普通 18-8-20N, 普通 18-8-20H	18	8	20	管防護、立坑の無筋コ ンクリート、弁室等の なら 均しコンクリート等	BB182B, 182B, H182B																																																																																																																																											
普通 21-8-20BB, 普通 21-8-20N, 普通 21-8-20H	21	8	20	鉄筋の構造物 (弁室・ 立坑)、無筋の構造物 (弁室等)	BB212B, 212B, H212B																																																																																																																																											
普通 24-8-20BB, 普通 24-8-20N	24	8	20		BB242B, 242B																																																																																																																																											
普通 21-15-20BB, 普通 21-15-20N	21	15	20	点検通路方式 <sup>シールドトンネル</sup> の二次覆工コンクリー ト	BB212C, 212C																																																																																																																																											
普通 27-8-20BB, 普通 27-8-20N, 普通 27-8-20H	27	8	20	弁室等の頂版塊等	BB272B, 272B, H272B																																																																																																																																											
普通 30-18-20BB, 普通 30-18-20N	30	18	20	場所打コンクリート <sup>杭</sup> 地中連続壁 (水中用)	BB302D, 302D																																																																																																																																											
ス ラ ン プ	許 容 量																																																																																																																																															
8 及び 18	± 2.5																																																																																																																																															
名 称	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗 砂 利 (m <sup>3</sup> )	W / C (%)	スランプ (cm)																																																																																																																																											
モルタル	1 : 1	1100	0.75	—	60	—																																																																																																																																										
	1 : 2	720	0.95	—	55	—																																																																																																																																										
	1 : 3	530	1.05	—	55	—																																																																																																																																										
表記名	設計基準 強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	種 類	種 別																																																																																																																																											
普通 18-8-20BB, 普通 18-8-20N, 普通 18-8-20H	18	8	20	管防護、立坑の無筋コ ンクリート、弁室等の なら 均しコンクリート等	BB182B, 182B, H182B																																																																																																																																											
普通 21-8-20BB, 普通 21-8-20N, 普通 21-8-20H	21	8	20	鉄筋の構造物 (弁室・ 立坑)、無筋の構造物 (弁室等)	BB212B, 212B, H212B																																																																																																																																											
普通 24-8-20BB, 普通 24-8-20N	24	8	20		BB242B, 242B																																																																																																																																											
普通 21-15-20BB, 普通 21-15-20N	21	15	20	点検通路方式 <sup>シールドトンネル</sup> の二次覆工コンクリー ト	BB212C, 212C																																																																																																																																											
普通 27-8-20BB, 普通 27-8-20N, 普通 27-8-20H	27	8	20	弁室等の頂版塊等	BB272B, 272B, H272B																																																																																																																																											
普通 30-18-20BB, 普通 30-18-20N	30	18	20	場所打コンクリート <sup>杭</sup> 地中連続壁 (水中用)	BB302D, 302D																																																																																																																																											
ス ラ ン プ	許 容 量																																																																																																																																															
8 及び 18	± 2.5																																																																																																																																															
名 称	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗 砂 利 (m <sup>3</sup> )	W / C (%)	スランプ (cm)																																																																																																																																											
モルタル	1 : 1	1100	0.75	—	60	—																																																																																																																																										
	1 : 2	720	0.95	—	55	—																																																																																																																																										
	1 : 3	530	1.05	—	55	—																																																																																																																																										

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																																												
<p style="text-align: center;">表 2.5 現場練りコンクリート 1 m<sup>3</sup> 当たりの示方配合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">配合強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th colspan="6">材 料</th> </tr> <tr> <th colspan="3">普通コンクリート</th> <th colspan="3">早強コンクリート</th> </tr> <tr> <th>セメント (kg)</th> <th>洗 砂 (m<sup>3</sup>)</th> <th>洗砂利 (m<sup>3</sup>)</th> <th>セメント (kg)</th> <th>洗 砂 (m<sup>3</sup>)</th> <th>洗砂利 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>264</td> <td>0.569</td> <td>0.732</td> <td>282</td> <td>0.529</td> <td>0.750</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>284</td> <td>0.549</td> <td>0.740</td> <td>306</td> <td>0.505</td> <td>0.761</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>302</td> <td>0.532</td> <td>0.750</td> <td>329</td> <td>0.488</td> <td>0.768</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク <u>エアモルタル・エアミルク</u>                      使用に当たっては、起泡剤の種類及び圧縮強度、配合設計等について計画案を提出し、監督員の承諾を得ること。                      また、試験練りを行い、その圧縮強度等を確認の上使用すること。ただし、使用量が少なく監督員の承諾を得た場合は、試験練りを省略することができるものとする。</p> <p>ケ コンクリート製品                      (f) PC板、コンクリート板、PCトラフ、弁室等のコンクリートブロック、側塊等のコンクリート製品は、製造工程が一貫して管理されている J I S マーク認証品を出荷できる工場の製品とする。これ以外の製品を使用する場合は、同等以上の品質を有するものとする。                      また、事前にその製作図、計算書等を監督員に提出し承諾を得ること。ただし、設計図書に示されているもの、使用量が少ない等で、監督員の承諾を得た場合は、これを省略することができるものとする。                      (g) コンクリート製品は、その形状ごとに寸法検査、荷重試験等を行い、その結果を監督員に提出すること。ただし、製品の使用量が少なく監督員の承諾を得た場合は、その検査方法等を別途決めることができる。                      (h) コンクリート製品は、全面が平滑に仕上がり、ひび割れ、はく離、変形等がないものとする。                      (e) コンクリート製品は、有害な影響を与えないよう運搬し、現場に仮置する場合も異常な荷重がかからないようにする。                      (d) レジンコンクリート製品の品質については、表 2.6 の規定のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2.6 レジンコンクリート製品の物性強度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮強度</td> <td>90MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>吸 水 性</td> <td>質量変化率±0.3%以内</td> </tr> </tbody> </table>	配合強度 (N/mm <sup>2</sup> )	材 料						普通コンクリート			早強コンクリート			セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗砂利 (m <sup>3</sup> )	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗砂利 (m <sup>3</sup> )	18	264	0.569	0.732	282	0.529	0.750	21	284	0.549	0.740	306	0.505	0.761	24	302	0.532	0.750	329	0.488	0.768	項 目	規 定	圧縮強度	90MPa 以上	吸 水 性	質量変化率±0.3%以内	<p style="text-align: center;">表 2.5 現場練りコンクリート 1 m<sup>3</sup> 当たりの示方配合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">配合強度 (N/mm<sup>2</sup>)</th> <th colspan="6">材 料</th> </tr> <tr> <th colspan="3">普通コンクリート</th> <th colspan="3">早強コンクリート</th> </tr> <tr> <th>セメント (kg)</th> <th>洗 砂 (m<sup>3</sup>)</th> <th>洗砂利 (m<sup>3</sup>)</th> <th>セメント (kg)</th> <th>洗 砂 (m<sup>3</sup>)</th> <th>洗砂利 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>264</td> <td>0.569</td> <td>0.732</td> <td>282</td> <td>0.529</td> <td>0.750</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>284</td> <td>0.549</td> <td>0.740</td> <td>306</td> <td>0.505</td> <td>0.761</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>302</td> <td>0.532</td> <td>0.750</td> <td>329</td> <td>0.488</td> <td>0.768</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク <b>発泡モルタル</b>  <b>発泡モルタル</b>の使用に当たっては、起泡剤の種類及び圧縮強度、配合設計等について計画案を提出し、監督員の承諾を得ること。                      また、試験練りを行い、その圧縮強度等を確認の上使用すること。ただし、使用量が少なく監督員の承諾を得た場合は、試験練りを省略することができるものとする。</p> <p>ケ コンクリート製品                      (f) PC板、コンクリート板、PCトラフ、弁室等のコンクリートブロック、側塊等のコンクリート製品は、製造工程が一貫して管理されている J I S マーク認証品を出荷できる工場の製品とする。これ以外の製品を使用する場合は、同等以上の品質を有するものとする。                      また、事前にその製作図、計算書等を監督員に提出し承諾を得ること。ただし、設計図書に示されているもの、使用量が少ない等で、監督員の承諾を得た場合は、これを省略することができるものとする。                      (g) コンクリート製品は、その形状ごとに寸法検査、荷重試験等を行い、その結果を監督員に提出すること。ただし、製品の使用量が少なく監督員の承諾を得た場合は、その検査方法等を別途決めることができる。                      (h) コンクリート製品は、全面が平滑に仕上がり、ひび割れ、はく離、変形等がないものとする。                      (e) コンクリート製品は、有害な影響を与えないよう運搬し、現場に仮置する場合も異常な荷重がかからないようにする。                      (d) レジンコンクリート製品の品質については、表 2.6 の規定のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2.6 レジンコンクリート製品の物性強度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮強度</td> <td>90MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>吸 水 性</td> <td>質量変化率±0.3%以内</td> </tr> </tbody> </table>	配合強度 (N/mm <sup>2</sup> )	材 料						普通コンクリート			早強コンクリート			セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗砂利 (m <sup>3</sup> )	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗砂利 (m <sup>3</sup> )	18	264	0.569	0.732	282	0.529	0.750	21	284	0.549	0.740	306	0.505	0.761	24	302	0.532	0.750	329	0.488	0.768	項 目	規 定	圧縮強度	90MPa 以上	吸 水 性	質量変化率±0.3%以内	<p>・エアミルクを追記しました</p>
配合強度 (N/mm <sup>2</sup> )		材 料																																																																																												
		普通コンクリート			早強コンクリート																																																																																									
	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗砂利 (m <sup>3</sup> )	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗砂利 (m <sup>3</sup> )																																																																																								
18	264	0.569	0.732	282	0.529	0.750																																																																																								
21	284	0.549	0.740	306	0.505	0.761																																																																																								
24	302	0.532	0.750	329	0.488	0.768																																																																																								
項 目	規 定																																																																																													
圧縮強度	90MPa 以上																																																																																													
吸 水 性	質量変化率±0.3%以内																																																																																													
配合強度 (N/mm <sup>2</sup> )	材 料																																																																																													
	普通コンクリート			早強コンクリート																																																																																										
	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗砂利 (m <sup>3</sup> )	セメント (kg)	洗 砂 (m <sup>3</sup> )	洗砂利 (m <sup>3</sup> )																																																																																								
18	264	0.569	0.732	282	0.529	0.750																																																																																								
21	284	0.549	0.740	306	0.505	0.761																																																																																								
24	302	0.532	0.750	329	0.488	0.768																																																																																								
項 目	規 定																																																																																													
圧縮強度	90MPa 以上																																																																																													
吸 水 性	質量変化率±0.3%以内																																																																																													

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>コ <small>れき</small> 瀝青材料</p> <p>(7) 受注者は、次の材料の品質、規格等は、土木材料仕様書によること。 また、国道に使用する材料の品質については、土木工事共通仕様書（国土交通省）によること。</p> <p>a アスファルト混合物 b 再生加熱アスファルト混合物 c アスファルト処理混合物 d 再生加熱アスファルト処理混合物</p> <p>(i) 配合報告書の提出 a から d までの各アスファルトプラントの能力、精度、使用材料の種類、品質、配合、アスファルトの溶解温度、骨材の加熱温度、混合物の温度及び混合時間については、あらかじめ監督員に各アスファルト混合物配合報告書を提出し承諾を得ること。</p> <p>(j) アスファルト混合物事前審査制度 受注者は、当該工事に使用するアスファルト混合物で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定書の写しを監督員に提出すること。この認定書の写しを工事に使用する前に監督員に提出することにより、(i)の配合報告書の提出に代えることができる。</p>	<p>コ <small>れき</small> 瀝青材料</p> <p>(7) 受注者は、次の材料の品質、規格等は、土木材料仕様書によること。 また、国道に使用する材料の品質については、土木工事共通仕様書（国土交通省）によること。</p> <p>a アスファルト混合物 b 再生加熱アスファルト混合物 c アスファルト処理混合物 d 再生加熱アスファルト処理混合物</p> <p>(i) 配合報告書の提出 a から d までの各アスファルトプラントの能力、精度、使用材料の種類、品質、配合、アスファルトの溶解温度、骨材の加熱温度、混合物の温度及び混合時間については、あらかじめ監督員に各アスファルト混合物配合報告書を提出し承諾を得ること。</p> <p>(j) アスファルト混合物事前審査制度 受注者は、当該工事に使用するアスファルト混合物で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定書の写しを監督員に提出すること。この認定書の写しを工事に使用する前に監督員に提出することにより、(i)の配合報告書の提出に代えることができる。</p>	

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
第3章 一般工事		第3章 一般工事		
第1節 仮設工事		第1節 仮設工事		
<p>3.1.1 共通事項</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、仮設工事については、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において<u>施工しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 仮設物の撤去・原形復旧</u> 受注者は、仮設物については、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。ただし、原形復旧が困難な場合、受注者は、監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>(3) 建設副産物の規定</u> 工事の施行に伴い生じた建設副産物については、「1.3.10 建設副産物」の規定による。</p> <p><u>(4) コンクリート塊等の運搬処理</u> 受注者は、コンクリート塊等の運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。</p> <p><u>(5) 河川等への排水時の処置</u> 受注者は、工事に使用した水又は工事現場からの湧水等を河川、下水道等に排水する場合は、施工前に、「河川法」、「下水道法」等の規定に基づき、当該管理者に届出又は許可を受けなければならない。</p> <p><u>(6) 杭・矢板引抜き跡の埋戻し</u> 受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。 また、空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>(7) 仮設アンカー影響防止</u> 受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物、周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。</p> <p><u>(8) 切梁・腹起し取付け時の注意</u> 受注者は、切梁・腹起しの取付けに当たり、各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。</p> <p><u>(9) 使用材料</u> 受注者は、現場状況及び仮設物の種類に応じた材料を使用すること。</p> <p><u>(10) 図面、計算書等の提出</u> 受注者は、仮設の構造、工法等について、あらかじめ監督員に仮設物の図面、計算書等を提出すること。ただし、軽易な工事であって監督員の承諾を得た場合は、提出を要しないものとする。</p> <p><u>(11) 施工中の作用応力への対応</u> 受注者は、施工中の各段階に作用する応力に耐え得る仮設物を施工すること。</p>	<p>3.1.1 共通事項</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、仮設工事については、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において<u>施行すること。</u></p>	<p>(2) 使用材料 受注者は、現場状況及び仮設物の種類に応じた材料を使用すること。</p> <p>(3) 図面、計算書等の提出 受注者は、仮設の構造、工法等について、あらかじめ監督員に仮設物の図面、計算書等を提出すること。ただし、軽易な工事であって監督員の承諾を得た場合は、提出を要しないものとする。</p> <p>(4) 施工中の作用応力への対応 受注者は、施工中の各段階に作用する応力に耐え得る仮設物を施工すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>特に接続部、交差部、支承部等が弱点とならないように施工すること。</p> <p><b>(12) 仮設物の点検</b> 受注者は、施工計画書で計画した機能が発揮できるように仮設物を常時点検するとともに、不備な点を発見した場合は、速やかに修理及び補強を行うこと。</p>	<p>特に接続部、交差部、支承部等が弱点とならないように施工すること。</p> <p><b>(5) 仮設物の点検</b> 受注者は、施工計画書で計画した機能が発揮できるように仮設物を常時点検するとともに、不備な点を発見した場合は、速やかに修理及び補強を行うこと。</p> <p><b>(6) 仮設物の撤去、原形復旧</b> 受注者は、設計図書の定め又は監督員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧すること。ただし、原形復旧が困難な場合、受注者は、監督員と協議すること。</p>	
<p><b>3.1.2 工事中 道路工</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 工事中道路とは、工事中の資機材及び土砂を運搬するために仮に施工された道路をいう。</p> <p><b>(2) 工事中道路の計画・施工</b> 受注者は、工事中道路の施工に当たり、予定交通量、地形及び気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。</p> <p><b>(3) 一般交通の支障防止</b> 受注者は、工事中道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようにその維持管理に留意しなければならない。</p> <p><b>(4) 工事中道路の盛土の施工</b> 受注者は、工事中道路盛土の施工に当たり、不等沈下を起ささないように締め固めなければならない。</p> <p><b>(5) 盛土部の法面の整形</b> 受注者は、工事中道路の盛土部法面を整形する場合は、法面の崩壊が起らないように締め固めなければならない。</p> <p><b>(6) 工事中道路の敷砂利</b> 受注者は、工事中道路の敷砂利を行うに当たり、石材を均一に敷き均さなければならない。</p> <p><b>(7) 工事中道路の敷鉄板</b> 受注者は、工事中道路の敷鉄板を行うに当たり、ずれ、浮きが無いように敷設しなければならない。</p> <p><b>(8) 安定シート</b> 受注者は、安定シートを用いて、工事中道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。</p> <p><b>(9) 既設構造物への影響防止</b> 受注者は、工事中道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。</p> <p><b>(10) 再生資源の使用</b> 受注者は、特に指定のない場合は、再生資源を使用しなければならない。</p> <p><b>(11) 工事中道路の切替え</b></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>受注者は、工事用道路の設置に当たり、現場状況を調査し、供用期間、工事の進行に伴う道路の切替方法等について、監督員と協議すること。</u></p> <p><b>(12) 工事用道路の安全対策</b></p> <p><u>受注者は、工事用道路の設置に際して、既存道路とのすり付け、安全施設の設置、路面排水の処理等の措置を講じること。</u></p> <p><b>(13) 工事用道路の点検</b></p> <p><u>受注者は、工事用道路を常時巡回点検し、欠陥を発見した場合は、直ちに補修する等、事故防止に努めること。</u></p> <p><b>(14) 現場付近居住者への迷惑防止</b></p> <p><u>受注者は、工事専用を使用する工事用道路であっても、現場付近居住者に迷惑を及ぼさないよう、危険防止施設の設置、防じん処理、路面排水の処理等の措置を講じること。</u></p>		
<p><b>3.1.3 路面覆工</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p><u>受注者は、路面覆工を施工するに当たり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り、覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。</u></p> <p><u>また、路面覆工の横断方向端部には、必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。</u></p> <p><b>(2) 第三者の立入り防止</b></p> <p><u>受注者は、覆工部の出入口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立入りの防止に対して留意しなければならない。</u></p> <p><b>(3) 路面覆工桁の転倒防止</b></p> <p><u>受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにするとともに、受桁が転倒しない構造としなければならない。</u></p> <p><b>(4) 覆工板</b></p> <p><u>受注者は、現場条件、規模等を考慮し、一般の車両重量等に耐え得る覆工とすること。</u></p> <p><u>なお、表面にアスファルト、合成樹脂等で滑り止めを施した覆工板を用いること。</u></p> <p><b>(5) すり付け及び流入防止</b></p> <p><u>覆工板と在来路面との取付け部に段差又は隙間が生じないよう、アスファルト混合物等ですり付けること。</u></p> <p><u>また、掘削妻部及び土留の欠損部について確実に養生を実施し、覆工内に土砂が流入しないようにすること。</u></p> <p><b>(6) 覆工板の設置と点検</b></p> <p><u>受注者は、止金具の緩み、脱落、バタつき等がないように覆工板を設置し、設置状況を常時巡回点検すること。</u></p> <p><u>また、地震発生時（東京都内（島しょ部を除く）の中で最大震度4以上）、急な豪雨等異常気象時には速やかに覆工内外を点検し、結果を監督員に報告すること。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>なお、台風接近時には通過前、通過後に速やかに点検を行い、結果を監督員に報告すること。</u></p> <p><b>(7) 点検口用等の覆工板</b>  <u>受注者は、点検口用、換気口用等の覆工板を設置する場合は、歩行者、自転車等の通行の支障とならないよう処置すること。</u></p> <p><b>(8) 交通の支障への対策</b>  <u>受注者は、路面覆工を施工するに当たり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面等の滑り、覆工板の跳上がり等に注意し、交通の支障とならないようにすること。</u>  <u>また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けること。</u></p> <p><b>(9) 第三者の立入り防止</b>  <u>受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資機材の搬入出に際して、関係者以外の立入りの防止に対して留意しなければならない。</u></p> <p><b>(10) 路面覆工桁の転倒防止</b>  <u>受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにするとともに、受桁が転倒しない構造としなければならない。</u></p> <p><b>(11) 附属施設上部の覆工</b>  <u>受注者は、稼働中（供用中）の附属施設（制水弁・空気弁・消火栓等）の上部を覆工する場合は、監督員と協議の上、覆工板上に施設名等を表示するとともに、常時使用可能な状態にすること。</u></p>		
<p><b>3.1.4 土留・仮締切</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b>  <u>受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。</u></p> <p><b>(2) 埋設物の確認</b>  <u>受注者は、土留・仮締切工の仮設 H 鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、布掘（溝掘）等を行い、埋設物を確認しなければならない。</u>  <u>また、施工に先立ち埋設物の管理者と協議しなければならない。</u></p> <p><b>(3) 溝掘りの仮復旧</b>  <u>受注者は、溝掘りを行うに当たり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い、一般の交通に開放しなければならない。</u></p> <p><b>(4) 埋戻し</b>  <u>受注者は、埋戻しを行うに当たり、埋戻箇所<sup>ぐい</sup>の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋め戻さなければならない。</u></p> <p><b>(5) 埋戻箇所の排水</b>  <u>受注者は、埋戻箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。</u></p> <p><b>(6) 埋戻土の締固め</b>  <u>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合には、十分に締固めを行わなければならない。</u></p> <p><b>(7) 埋設構造物周辺の埋戻し</b></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p style="text-align: center;"><u>受注者は、埋戻しを行うに当たり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋め戻さなければならない。</u></p> <p><b>(8) 埋設物等への損傷防止</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、仮設H鋼杭・鋼矢板等の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。</u></p> <p><b>(9) ウォータージェット工の最終打止め</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。</u></p> <p><b>(10) 土留材の締付け</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、タイロッド・腹起し又は切梁・腹起しの取付けに当たっては、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。</u></p> <p><b>(11) 横矢板の施工</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、横矢板の施工に当たり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間がないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂その他適切な材料を用いて裏込めを行うとともに土留材のフランジと土留板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。</u></p> <p><b>(12) 騒音・振動の抑制</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、仮設杭等の打込み又は引抜きに際して、周囲の環境を考慮し、騒音及び振動の発生を抑制する対策を講ずること。</u></p> <p><b>(13) 杭・矢板引抜き跡の埋戻し</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡の空隙を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>また、空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、監督員と協議しなければならない</u></p>		
<p><b>3.1.5 水替工</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、ポンプ排水を行うに当たり、土質の確認によって、クイックサンド及びボイリングが起きないことを検討するとともに、湧水、雨水等の流入水量を十分に排水しなければならない。</u></p> <p><b>(2) 排水管理</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、(1)の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。</u></p> <p><b>(3) 濁水処理</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.1.6 地下水 位低下工</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p style="text-align: center;"><u>受注者は、ウェルポイント又はディープウェルを行うに当たり、施工前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。</u></p> <p><b>(2) 周辺被害の防止</b></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p style="text-align: center;"><u>受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め、被害を与えないようにしなければならない。</u></p>		
<p><b>3.1.7 地中連続壁（一般事項）</b></p> <p><b><u>(1) 適用すべき諸基準</u></b>  <u>受注者は、地中連続壁の施工に当たり、トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）及びコンクリート標準示方書（土木学会）に準拠するほか、次のとおりとする。</u></p> <p><b><u>(2) 責任技術者の常駐</u></b>  <u>受注者は、知識、経験のある責任技術者を定め、施工中、現場に常駐させ、施工管理を行うこと。</u></p> <p><b><u>(3) 周辺への影響防止</u></b>  <u>ア 受注者は、周辺地盤や支持層を乱さないように、地質を確認しながら掘削を行うこと。</u>  <u>イ 受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物、周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。</u></p> <p><b><u>(4) 支持地盤の確認</u></b>  <u>受注者は、支持層の地質と設計図書に示す地質とを、監督員の立会いのもとで照合すること。ただし、掘削土砂、写真等の資料で確認が可能で、監督員の承諾を得た場合は、監督員の立会いを省略することができる。</u></p> <p><b><u>(5) 掘削土及び排泥液の処分</u></b>  <u>受注者は、掘削土及び排泥液の処分に当たっては、「1.3.10 建設副産物対策」の定めに従うこと。</u></p> <p><b><u>(6) 切梁・腹起しの取付け</u></b>  <u>受注者は切梁・腹起しの取付けに当たり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。</u></p> <p><b><u>(7) コンクリート工の施工</u></b>  <u>受注者は、コンクリート工の施工に当たっては、「第3章第4節コンクリート工事」に準拠するほか、次のとおりとする。</u>  <u>ア 受注者は、トレミー管を用いたプランジャー方式によりコンクリートを打ち込むものとし、打設量及び打設高を正確に計測しながら、練り混ぜ後、連続して打ち込むこと。</u>  <u>また、トレミー管以外のものを用いる場合は、監督員の承諾を得ること。</u>  <u>イ 受注者は、コンクリート内にスライムや安定液が混入しないように打込み開始時を除いて、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入してコンクリートを打ち込むこと。</u></p> <p><b><u>(8) 施工管理記録の提出</u></b>  <u>受注者は、壁厚、掘削深度、垂直精度、スライム処理、安定液、鉄筋かご（継手含む。）、コンクリートの配合、打設量等の施工管理に関する記録を各施工区分ごとに作成し、監督員に提出すること。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>3.1.8 地中連続壁（壁式）</b></p> <p><b>（1）ガイドウォールの設置</b>            受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重及び隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。</p> <p><b>（2）安定液の配合</b>            受注者は、現場の土質に適合するよう安定液（ベントナイト、懸濁液等）の配合を定めること。            また、ゲル化したもの、有害物が混入したものを使用しないこと。</p> <p><b>（3）出来形断面の測定</b>            受注者は、掘削終了後、エレメントごとにスライム（溝底沈でん物）を完全に除去し、出来形断面(壁厚、掘削深度、垂直精度等)を測定すること。            また、監督員が指示した場合は、掘削途中及び掘削完了後、監督員の立会いを受けること。</p> <p><b>（4）地中連続壁鉄筋の組立て</b>            受注者は、地中連続壁（以下「連壁」という。）鉄筋の組立てに際して、運搬時及び建込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。</p> <p><b>（5）鉄筋かごの製作精度の確保</b>            連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。</p> <p><b>（6）エレメント間の止水性向上</b>            受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建込み前に、先行エレメントの、連壁継ぎ手部に付着している泥土や残存している充てん碎石を取り除く等、エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。</p> <p><b>（7）連壁コンクリート打設時の注意</b>            受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。</p> <p><b>（8）余盛りコンクリート工の施工</b>            打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は 50 cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.1.9 地中連続壁（柱列式）</b></p> <p><b>（1）ガイドトレンチの設置</b>            受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重及び隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。</p> <p><b>（2）柱列杭の施工</b>            受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線、掘孔精度等に留意し、連壁の連続性の確保に努めなければならない。</p> <p><b>（3）オーバーラップ配置</b>            受注者は、オーバーラップ配置の場合に、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>(4) 芯材の建込み</b> 受注者は、芯材の建込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。</p> <p><b>(5) 芯材の挿入</b> 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲がり、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p>		
<p><b>3.1.10 発生土等仮置き施工</b></p> <p><b>(1) 搬入土砂の周囲への流出防止</b> 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。</p> <p><b>(2) コンクリートブロック等の仮置き時の防護</b> 受注者は、コンクリートブロック、プレキャストL型擁壁又はプレキャスト逆T型擁壁を仮置きする場合には、転倒及び他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.1.11 作業ヤード整備工</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、作業ヤード造成を行うに当たり、工事の進行に支障のないように位置や規模を十分に検討し、造成・整備しなければならない。</p> <p><b>(2) 敷砂利施工の注意</b> 受注者は、作業ヤード内に敷砂利を施工する場合、作業ヤード敷地内に砕石を平坦に敷き均さなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.1.12 電力設備工</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備及び照明設備を設置するに当たり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。</p> <p><b>(2) 電気主任技術者</b> 受注者は、「電気事業法」において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、免状を監督員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。</p> <p><b>(3) 防音対策</b> 受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.1.13 トンネル仮設備工</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性能等の確保のため、その保守に努めなければならない。</p> <p><b>(2) トンネル照明設備の設置</b> 受注者は、トンネル照明設備を設置するに当たり、切羽等直接作業を行う場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>なくするようにしなければならない。</u></p> <p><u>また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。</u></p> <p><b>(3) 用水設備の設置</b></p> <p><u>受注者は、用水設備を設置するに当たり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗淨水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。</u></p> <p><b>(4) トンネル排水設備の設置</b></p> <p><u>受注者は、トンネル排水設備を設置するに当たり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。</u></p> <p><u>また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した設備としなければならない。</u></p> <p><b>(5) トンネル換気設備の設置</b></p> <p><u>受注者は、トンネル換気設備の設置に当たり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。</u></p> <p><u>また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。</u></p> <p><b>(6) トンネル送気設備の設置</b></p> <p><u>受注者は、トンネル送気設備の設置に当たり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。</u></p> <p><u>また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。</u></p> <p><u>受注者は、機械による掘削作業、せん孔作業及びコンクリート等の吹付け作業に当たり、湿式の機械装置を用いて粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならない。</u></p> <p><b>(7) トンネル工事連絡設備の設置</b></p> <p><u>受注者は、トンネル工事連絡設備の設置に当たり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。</u></p> <p><b>(8) 換気装置の設置</b></p> <p><u>受注者は、換気装置の設置に当たり、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気装置のものを選定しなければならない。</u></p> <p><b>(9) 集じん装置の設置</b></p> <p><u>受注者は、集じん装置の設置に当たり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</u></p> <p><b>(10) 換気等の効果確認</b></p> <p><u>受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2mg/m<sup>3</sup>以</u></p>		

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>下とし、掘削断面が小さいため、2 mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2 mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。</u></p> <p><u>また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>粉じん濃度等の測定結果は、関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</u></p> <p><b>(11) トンネル充電設備の設置</b></p> <p><u>受注者は、トンネル充電設備を設置するに当たり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないように充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。</u></p> <p><u>また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。</u></p> <p><b>(12) スライドセントルの組立解体</b></p> <p><u>受注者は、スライドセントル組立解体に当たり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。</u></p> <p><b>(13) 防水作業台車</b></p> <p><u>受注者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体に当たり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。</u></p> <p><b>(14) ターンテーブル設備の設置</b></p> <p><u>受注者は、ターンテーブル設備の設置に当たり、その動きを円滑にするため、据付け面をよく整地し不陸をなくさなければならない。</u></p> <p><b>(15) トンネル用濁水処理設備の設置</b></p> <p><u>受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置に当たり、「水質汚濁防止法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければならない。</u></p>		
<p><b>3.1.14 防じん対策工</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p><u>受注者は、工事車両が車輪に泥土又は土砂を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設備並びにその対策について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><b>(2) 砂じん被害防止</b></p> <p><u>受注者は、工事用機械及び車両の走行によって砂じんの被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水又は路面清掃について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>3.1.15 防護施設</b></p> <p>(1) 一般事項 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定に当た<sup>り</sup>、発破等に伴う飛散物の周辺への影響がないように<u>留意しなければならない</u>。</p> <p>(2) 仮囲い等による支障対策 受注者は、仮囲い<sup>又は</sup>立入防止柵等の設置に当た<sup>り</sup>、交通に支障を<sup>きた</sup>す場合又は苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じ<sup>なければなら</sup>ない。</p>	<p><b>3.1.2 防護施設・仮囲い</b></p> <p>(1) 一般事項 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定に当た<sup>っては</sup>、発破等に伴う飛散物の周辺への影響がないように<sup>注意</sup>すること。</p> <p>(2) 仮囲い等による支障対策 受注者は、仮囲い<sup>、</sup>立入防止柵等の設置に当た<sup>っては</sup>、交通に支障を<sup>来</sup>す場合又は苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講<sup>じ</sup>ること。</p> <p><b>(3) 立入禁止の表示</b> 受注者は、工事のために使用する区域を、定められた規格、寸法及び色彩を有する材料を用いて仮囲い、柵等を設置して周囲と区分し、立入禁止の表示をすること。 また、必要な場合は、通行者の視界を妨げない金網等の構造とすること。</p> <p><b>(4) 安全管理</b> 受注者は、仮囲い、柵等を設置した区域に車両を出入りさせる場合は、標識を設置するとともに交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者を安全に誘導すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
	<p><b>3.1.3 土留・仮締切</b></p> <p>(1) 一般事項 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工すること。</p> <p>(2) 埋設物の確認 受注者は、仮設杭等の打込みに先行し、布掘（溝掘）等を行い埋設物等を確認して、安全な位置に仮設杭等を打ち込むこと。 また、施工に先立ち埋設物の管理者と協議すること。</p> <p>(3) 埋設物等への損傷防止 受注者は、仮設H鋼杭・鋼矢板等の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないように施工すること。</p> <p>(4) ウォータージェット工の最終打止め 受注者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を打設する場合には、最後の打止まりを落すい等で貫入させ落ち着かせること。</p> <p>(5) 土留材の締付け 受注者は、タイロッド・腹起し<sup>又は</sup>切梁・腹起しの取付けに当た<sup>っては</sup>、各部位が一様に働くよう締め付けること。</p> <p>(6) 横矢板の施工 受注者は、横矢板の施工に当た<sup>っては</sup>、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間がないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込めを行うとともに土留杭のフランジと土留板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定すること。</p> <p>(7) 騒音・振動の抑制 受注者は、仮設杭等の打込み<sup>又は</sup>引抜きに際して、周囲の環境を考慮し、騒音</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.1.4に移行しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		<p>及び振動の発生を抑制する対策を講じること。</p> <p><b>(8) 仮設杭引抜き後の処置</b></p> <p>受注者は、埋設物、周辺家屋等に影響を与えないように仮設杭を引き抜き、引抜き後の空隙を砂等で充てんすること。</p> <p>また、空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、監督員と協議すること。</p>	
	<p><b>3.1.4 路面覆工</b></p>	<p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>受注者は、現場条件、規模等を考慮し、一般の車両重量等に耐え得る覆工とすること。</p> <p><b>(2) 覆工板</b></p> <p>受注者は、表面にアスファルト、合成樹脂等で滑り止めを施した覆工板を用いること。</p> <p><b>(3) すり付け及び流入防止</b></p> <p>覆工板と在来路面との取付け部に段差又は隙間が生じないように、アスファルト混合物等ですり付けること。</p> <p>また、覆工内に土砂が流入しないように、土留の欠損部を養生すること。</p> <p><b>(4) 覆工板の設置と点検</b></p> <p>受注者は、止金具の緩み、脱落、バタつき等がないように覆工板を設置し、設置状況を常時巡回点検すること。</p> <p>また、地震発生時（東京都内（島しょ部を除く）の中で最大震度4以上）、急な豪雨等異常気象時には速やかに覆工内外を点検し、結果を監督員に報告すること。</p> <p>なお、台風接近時には通過前、通過後に速やかに点検を行い、結果を監督員に報告すること。</p> <p><b>(5) 点検口用等の覆工板</b></p> <p>受注者は、点検口用、換気口用等の覆工板を設置する場合は、歩行者、自転車等の通行の支障とならないよう処置すること。</p> <p><b>(6) 交通の支障への対策</b></p> <p>受注者は、路面覆工を施工するに当たり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面等の滑り、覆工板の跳上がり等に注意し、交通の支障とならないようにすること。</p> <p>また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けること。</p> <p><b>(7) 第三者の立入り防止</b></p> <p>受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資機材の搬入出に際して、関係者以外の立入りの防止に対して注意すること。</p> <p><b>(8) 路面覆工桁の転倒防止</b></p> <p>受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにするとともに、受桁が転倒しない構造とすること。</p> <p><b>(9) 附属施設上部の覆工</b></p> <p>受注者は、稼働中（供用中）の附属施設（制水弁・空気弁・消火栓等）の上部</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.1.3に移行しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
			を覆工する場合は、監督員と協議の上、覆工板上に施設名等を表示するとともに、常時使用可能な状態にすること。	
3.1.16 除雪工	<p><u>受注者は、除雪を行うに当たり、路面、構造物及び計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。</u></p> <p><u>なお、万一損傷を与えた場合には、受注者の責任において元に戻さなければならない。</u></p>			<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
3.1.17 足場	<p><b>(1) 一般事項</b></p> <p><u>受注者は、足場及び防護設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。</u></p> <p><b>(2) 防護工</b></p> <p><u>受注者は、歩道又は供用道路上等に足場を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張り防護、シート張り防護等を行わなければならない。</u></p> <p><b>(3) 昇降用設備工</b></p> <p><u>受注者は、登り栈橋及び工事用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。</u></p> <p><b>(4) 枠組み足場</b></p> <p><u>受注者は、足場の施工に当たり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月)によるものとし、足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</u></p> <p><b>(5) 点検</b></p> <p><u>足場は、安全で、かつ、常時使用できるようにその種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努めなければならない。</u></p>			<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
3.1.18 搬入路整備工	<p><b>(1) 一般事項</b></p> <p><u>搬入路とは、現道から工事作業ヤードに乗り入れるための仮に設置された通路等をいう。</u></p> <p><b>(2) 搬入路の管理</b></p> <p><u>受注者は、搬入路を常に良好な状態に保たなければならない。</u></p> <p><u>また、一般道路の一部、管理用通路・敷地等を搬入路として使用する場合は、損傷の発生等に注意しなければならない。</u></p> <p><b>(3) 搬入路の施工</b></p> <p><u>受注者は、搬入路整備の施工に当たっては「3.1.2 工事用道路工」の(2)、(3)及び(8)の規定によるものとする。</u></p>			<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>3.1.19 排水</b></p> <p>(1) 一般事項 受注者は、工事区域に湧水、<b>漏水及び</b>滞留水等がある場合は、現場に適した施設及び方法により排水<b>しなければならない</b>。 なお、排水に当たっては、必ず沈砂槽等を設置し、土砂等を沈降させた後に上水を排水すること。</p> <p>(2) 排水時の処理 受注者は、排水処理を行うときは、最寄りの排水施設、河川等へその管理者の許可を受けて放流することとし、路面に放流しないこと。</p> <p>(3) <b>河川等への排水時の処置</b> 受注者は、工事に使用した水又は工事現場からの湧水等を河川、<u>下水道等</u>に排水する場合は、<b>施工前に</b>、「河川法」、「下水道法」等の規定に基づき、当該管理者に必要な届出<b>又は</b>許可を受け<b>なければならない</b>。</p> <p>(4) 現場付近居住者等への迷惑防止 受注者は、現場付近居住者及び通行人に迷惑とならないように排水し、冬期においては、凍結防止策を講じること。</p>	<p><b>3.1.5 排水</b></p> <p>(1) 一般事項 受注者は、工事区域に湧水、滞留水等がある場合は、現場に適した施設及び方法により排水<b>すること</b>。 なお、排水に当たっては、必ず沈砂槽等を設置し、土砂等を沈降させた後に上水を排水すること。</p> <p>(2) 排水時の処理 受注者は、排水処理を行うときは、最寄りの排水施設、河川等へその管理者の許可を受けて放流することとし、路面に放流しないこと。</p> <p>(3) 排水時の処置 受注者は、工事に使用した水又は工事現場からの湧水等を河川<b>又は</b>下水道に排水する場合は、<b>工事着手前に</b>「河川法」、「下水道法」等の規定に基づき、当該管理者に必要な届出<b>を行い、</b>許可を受け<b>ること</b>。</p> <p>(4) 現場付近居住者等への迷惑防止 受注者は、現場付近居住者及び通行人に迷惑とならないように排水し、冬期においては、凍結防止策を講じること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
	<p><b>3.1.6 工事用道路</b></p> <p>(1) 一般事項 工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために仮に施工された道路をいう。</p> <p>(2) 工事用道路の計画・施工 受注者は、工事用道路の施工に当たっては、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じること。</p> <p>(3) 一般交通の支障防止 受注者は、工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようにその維持管理に留意すること。</p> <p>(4) 工事用道路の盛土の施工 受注者は、工事用道路盛土の施工に当たっては、不等沈下を起こさないように締め固めること。</p> <p>(5) 盛土部の法面の整形 受注者は、工事用道路の盛土部法面を整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締め固めること。</p> <p>(6) 工事用道路の敷砂利 受注者は、工事用道路の敷砂利を行うに当たっては、石材を十分に敷きならすこと。</p> <p>(7) 安定シート 受注者は、安定シートを用いて工事用道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土とが一体化して所定の効果が発揮できるように施工すること。</p> <p>(8) 既設構造物への影響防止 受注者は、工事用道路を堤防等の既設構造物に設置及び撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにすること。</p> <p>(9) 再生資源の使用</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.1.2に移行しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		<p>受注者は、特に指定のない場合は、再生資源を使用すること。</p> <p><b>(10) 工事用道路の切替え</b> 受注者は、工事用道路の設置に当たり、現場状況を調査し、供用期間、工事の進行に伴う道路の切替方法等について、監督員と協議すること。</p> <p><b>(11) 工事用道路の安全対策</b> 受注者は、工事用道路の設置に際して、既存道路とのすり付け、安全施設の設置、路面排水の処理等の措置を講じること。</p> <p><b>(12) 工事用道路の点検</b> 受注者は、工事用道路を常時巡回点検し、欠陥を発見した場合は、直ちに補修する等、事故防止に努めること。</p> <p><b>(13) 現場付近居住者への迷惑防止</b> 受注者は、工事専用使用する工事用道路であっても、現場付近居住者に迷惑を及ぼさないよう、危険防止施設の設置、防じん処理、路面排水の処理等の措置を講じること。</p>	
	<p><b>3.1.7 地中連続壁（一般事項）</b></p>	<p><b>(1) 適用すべき諸基準</b> 受注者は、地中連続壁の施工に当たり、トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）及びコンクリート標準示方書（土木学会）に準拠するほか、次のとおりとする。</p> <p><b>(2) 責任技術者の常駐</b> 受注者は、知識、経験のある責任技術者を定め、施工中、現場に常駐させ、施工管理を行うこと。</p> <p><b>(3) 周辺への影響防止</b> ア 受注者は、周辺地盤や支持層を乱さないように、地質を確認しながら掘削を行うこと。 イ 受注者は、仮設アンカーの削孔施工に当たり、地下埋設物、周辺家屋等に影響を与えないように行うこと。</p> <p><b>(4) 支持地盤の確認</b> 受注者は、支持層の地質と設計図書に示す地質とを、監督員の立会いのもとで照合すること。ただし、掘削土砂、写真等の資料で確認が可能で、監督員の承諾を得た場合は、監督員の立会いを省略することができる。</p> <p><b>(5) 掘削土及び排泥液の処分</b> 受注者は、掘削土及び排泥液の処分に当たっては、1.3.10（建設副産物対策）の定めに従うこと。</p> <p><b>(6) 切梁・腹起しの取付け</b> 受注者は切梁・腹起しの取付けに当たっては、各部材が一様に働くように締め付けを行うこと。</p> <p><b>(7) コンクリート工の施工</b> 受注者は、コンクリート工の施工に当たっては、「第3章第4節コンクリート工」に準拠するほか、次のとおりとする。 ア 受注者は、トレミー管を用いたプランジャー方式によりコンクリートを打ち</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.1.7に移行しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		<p>込むものとし、打設量及び打設高を正確に計測しながら、練り混ぜ後、連続して打ち込むこと。</p> <p>また、トレミー管以外のものを用いる場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>イ 受注者は、コンクリート内にスライムや安定液が混入しないように打込み開始時を除いて、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入してコンクリートを打ち込むこと。</p> <p><b>(8) 施工管理記録の提出</b></p> <p>受注者は、壁厚、掘削深度、垂直精度、スライム処理、安定液、鉄筋かご（継手含む。）、コンクリートの配合、打設量等の施工管理に関する記録を各施工区分ごとに作成し、監督員に提出すること。</p>	
	<p><b>3.1.8 地中連続壁（壁式）</b></p>	<p><b>(1) ガイドウォールの設置</b></p> <p>受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重及び隣接構造物との関係を考慮して、形状、寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置すること。</p> <p><b>(2) 安定液の配合</b></p> <p>受注者は、現場の土質に適合するよう安定液（ベントナイト、懸濁液等）の配合を定めること。</p> <p>また、ゲル化したもの、有害物が混入したものを使用しないこと。</p> <p><b>(3) 出来形断面の測定</b></p> <p>受注者は、掘削終了後、エレメントごとにスライム（溝底沈でん物）を完全に除去し、出来形断面（壁厚、掘削深度、垂直精度等）を測定すること。</p> <p>また、監督員が指示した場合は、掘削途中及び掘削完了後、監督員の立会いを受けること。</p> <p><b>(4) 鉄筋かごの組立て・建込み</b></p> <p>ア 受注者は、設計図書に従って鉄筋かごの加工及び組立てを正確に行い、運搬及び建込みに際して、曲がり、座屈、脱落等のないよう堅固に施工すること。</p> <p>また、鉄筋かごを正確な位置に建て込み、コンクリートの打込みの際に浮上しない措置を講じること。</p> <p>イ 地中連続壁の鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保つこと。</p> <p>ウ 受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建込み前に、先行エレメントの連壁継手部に付着している泥土や残存している充てん砕石を取り除く等、エレメント間の止水性の向上を図ること。</p> <p><b>(5) 余盛コンクリート工の施工</b></p> <p>受注者は、コンクリートを設計図書に示す打設面より50cm以上高く打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すこと。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.1.8に移行しました。</p>
	<p><b>3.1.9 地中連続壁（柱列式）</b></p>	<p><b>(1) ガイドトレンチの設置</b></p> <p>受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位、上載荷重及び隣接構造物との関係を考慮して、形状、寸法等を決定し、所定の位置に</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.1.9に移行しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		<p>精度よく設置すること。</p> <p><b>(2) 柱列杭の施工</b> 受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線、掘孔精度等に注意し、地中連続壁の連続性の確保に努めること。</p> <p><b>(3) オーバーラップ配置</b> オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔すること。</p> <p><b>(4) 芯材の建込み</b> 受注者は、芯材の建込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込むこと。</p> <p><b>(5) 芯材の挿入</b> 受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲がり、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントのかくはん不良等の原因を調査し、適切な措置を講ずること。</p>	
		<p><b>3.1.10 足場</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、足場、防護設備、登り栈橋及び工事用エレベーターの設置に際して、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工すること。</p> <p><b>(2) 防護の実施</b> 受注者は、歩道又は供用道路上等に足場を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張り防護、シート張り防護等を行うこと。</p> <p><b>(3) 枠組み足場</b> 受注者は、足場工の施工に当たり枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」によるものとし、足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において、二段手すりの機能を有する手すり及び幅木を設置すること。</p> <p><b>(4) 点検</b> 足場は、安全で、かつ、常時使用できるようにその種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努めること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.1.17に移行しました。</p>
		<p><b>3.1.11 電力設備</b> 受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備等の電力設備についての設置、維持管理及び撤去に当たっては、関係法令の規定に基づき施工すること。 また、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施行に支障が生じない設備とすること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.1.12に移行しました。</p>
		<p><b>3.1.12 防じん対策</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、工事車両が車輪に泥土又は土砂を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設備、その対策について監督員と設計図書に関して協議すること。</p> <p><b>(2) 砂じん被害防止</b></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.1.14に移行しました。</p>

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
			受注者は、工事用機械及び車両の走行によって砂じんの被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水又は路面清掃について、監督員と設計図書に関して協議すること。	
3.1.20 仮囲い工	<p><b>(1) 一般事項</b>  <u>受注者は、工事のために使用する区域は、監督員の承諾を得てから、柵等を設置して周囲と区分し、立入禁止の表示をしなければならない。</u>  <u>また、必要な場合は、通行者の視界を妨げない金網等の構造としなければならない。</u></p> <p><b>(2) 安全管理</b>  <u>受注者は、柵等を設置した箇所に車両を出入りさせる場合は、交通誘導警備員を置き、車両及び歩行者を安全に誘導しなければならない。</u></p>			
<b>第2節 土工事</b>		<b>第2節 土工事</b>		
3.2.1 一般事項	<p><b>(1) 適用範囲</b>            本節は、各工事に共通的に使用する工種として、<u>試験掘、掘削、埋め戻し、盛土その他これらに類する工種について適用するものとする。</u></p> <p><b>(2) 適用規定</b>  <u>本節に特に定めのない事項については、「第2章 材料」の規定による。</u></p> <p><b>(3) 適用すべき諸基準</b>            受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類及びその他の関係基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得<u>なければならない。</u>  <u>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路土工要綱 (日本道路協会)</li> <li><u>○道路土工一切土工・斜面安定工指針 (日本道路協会)</u></li> <li>○道路土工一軟弱地盤対策工指針 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一盛土工指針 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一カルバート工指針 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一擁壁工指針 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一仮設構造物工指針 (日本道路協会)</li> <li><u>○建設発生土利用技術マニュアル (土木研究センター)</u></li> <li>○河川土工マニュアル (国土開発技術研究センター)</li> <li>○道路土工構造物技術基準 (国土交通省通達)</li> <li>○道路土工構造物技術基準・同解説 (日本道路協会)</li> <li><u>○道路占用工事要綱等 (各道路管理者)</u></li> </ul> <p><b>(4) 建設発生土等の処理</b>            受注者は、建設発生土等については、「1.3.10 建設副産物対策」の規定により適切に処理<u>しなければならない。</u></p>	3.2.1 一般事項	<p><b>(1) 適用範囲</b>            本節は、各工事に共通的に使用する工種として試験掘、掘削、埋め戻し、盛土その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>(2) 適用規定</b>            特に定めのない事項については、第2章 (材料) による。</p> <p><b>(3) 適用すべき諸基準</b>            受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類及びその他の関係基準類によること。<u>ただし、これにより難い場合は、監督員の承諾を得ること。</u>  <u>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路土工要綱 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一軟弱地盤対策工指針 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一切土工・斜面安定工指針 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一盛土工指針 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一カルバート工指針 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一擁壁工指針 (日本道路協会)</li> <li>○道路土工一仮設構造物工指針 (日本道路協会)</li> <li>○河川土工マニュアル (国土開発技術研究センター)</li> <li>○道路土工構造物技術基準 (国土交通省通達)</li> <li>○道路土工構造物技術基準・同解説 (日本道路協会)</li> </ul> <p><b>(4) 建設発生土の処理</b>            受注者は、建設発生土については、1.3.10 (建設副産物対策) により適切に処理<u>すること。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(5) <b>建設発生土等の運搬時の注意</b> 受注者は、<b>建設発生土等</b>を受入地へ運搬する場合には、沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑がかからないように努め<b>なければならない</b>。</p>	<p>(5) <b>残土運搬時の注意</b> 受注者は、<b>掘削工により発生する残土</b>を受入<b>れ</b>地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努め<b>ること</b>。</p>	
<p>3.2.2 試験掘</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、工事に先立ち、試験掘について監督員と打合せの上、地下埋設物の管理者に立会いを求めて試験掘を行い、その位置、構造、機能等を確認すること。</p> <p>(2) 地下埋設物の損傷防止 受注者は、地下埋設物が予想される場所、管の連絡箇所等で試験掘を行い、地下埋設物が損傷しないように措置を講じること。</p> <p>(3) 既設埋設物の測定 受注者は、既設埋設物の形状、位置等を正確に測定するとともに、埋め戻し後もその位置が確認できるような措置を講じること。</p> <p>(4) 試験掘結果の提出 受注者は、記載例集「計画書等作成要領」の「試験掘調査報告書」に基づき報告書を作成し、試験掘の結果を監督員に提出すること。</p> <p>(5) 試験掘復旧箇所の点検及び管理 受注者は、試験掘復旧箇所を<b>常時</b>巡回点検し、交通等に支障を及ぼさないよう路面の状態を保守及び管理すること。</p>	<p>3.2.2 試験掘</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、工事に先立ち、試験掘について監督員と打合せの上、地下埋設物の管理者に立会いを求めて試験掘を行い、その位置、構造、機能等を確認すること。</p> <p>(2) 地下埋設物の損傷防止 受注者は、地下埋設物が予想される場所、管の連絡箇所等で試験掘を行い、地下埋設物が損傷しないように措置を講じること。</p> <p>(3) 既設埋設物の測定 受注者は、既設埋設物の形状、位置等を正確に測定するとともに、埋め戻し後もその位置が確認できるような措置を講じること。</p> <p>(4) 試験掘結果の提出 受注者は、記載例集「計画書等作成要領」の「試験掘調査報告書」に基づき報告書を作成し、試験掘の結果を監督員に提出すること。</p> <p>(5) 試験掘復旧箇所の点検及び管理 受注者は、試験掘復旧箇所を巡回点検し、交通等に支障を及ぼさないよう路面の状態を保守及び管理すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>3.2.3 掘削</p> <p>(1) 人力での掘削 受注者は、床付け部及び管接合部を人力で掘削し、配管及び接合作業が確実にできるよう設計図書に示す形状に仕上げること。 なお、えぐり掘等をしないこと。</p> <p>(2) 支障物の除去 受注者は、床付け面に岩石、コンクリート塊等の支障物が露出した場合は、床付面から 10 cm以上取り除き、砂等に置き換えること。</p> <p>(3) 近接掘削施工 受注者は、構造物及び埋設物に接近して掘削する場合は、損傷等の事故を防止するための措置を講じること。 また、周辺地盤の緩み、沈下等を与えないよう施工し、防護が必要な場合は、監督員及びこれら施設の管理者と協議の上、措置を講じること。</p> <p>(4) <b>承諾を得ない掘削土量</b> 受注者は、監督員の承諾を得ないで掘削した<b>掘削</b>土量の増加分は、監督員に報告するとともに適切に処理<b>しなければならない</b>。</p> <p>(5) <b>地山の監視</b> <b>受注者は、掘削工の施工中、地山の挙動を監視しなければならない。</b></p> <p>(6) 湧水処理 受注者は、工事箇所に<b>おいて</b>工事目的物に影響を及ぼすおそれがある<b>ような予期できなかつた</b>湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議<b>しなけれ</b></p>	<p>3.2.3 掘削</p> <p>(1) 人力での掘削 受注者は、床付け部及び管接合部を人力で掘削し、配管及び接合作業が確実にできるよう設計図書に示す形状に仕上げること。 なお、えぐり掘等をしないこと。</p> <p>(2) 支障物の除去 受注者は、床付け面に岩石、コンクリート塊等の支障物が露出した場合は、床付面から 10 cm以上取り除き、砂等に置き換えること。</p> <p>(3) 近接掘削施工 受注者は、構造物及び埋設物に接近して掘削する場合は、損傷等の事故を防止するための措置を講じること。 また、周辺地盤の緩み、沈下等を与えないよう施工し、防護が必要な場合は、監督員及びこれら施設の管理者と協議の上、措置を講じること。</p> <p>(4) <b>発生土の抑制</b> 受注者は、<b>土砂の発生量が最小限となるよう、発生を抑制すること。</b> <b>なお、監督員の承諾を得ないで掘削した土量の増加分は、監督員に報告するとともに適切に処理すること。</b></p> <p>(5) 湧水の処理 受注者は、工事箇所に工事目的物に影響を及ぼすおそれがある<b>予測不可能な</b>湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議<b>すること</b>。ただし、緊急を</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>ばならない</u>。ただし、緊急を要する場合には応急措置を<u>とった後、直ちにその措置内容を</u>監督員に通知<u>しなければならない</u>。</p> <p>(7) 自然崩壊等異常時の処置 受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合又はそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、<u>監督員と協議しなければならない</u>。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、<u>直ちにその措置内容を</u>監督員に通知<u>しなければならない</u>。</p>	<p>要する場合には、応急措置を<u>施すとともに</u>、監督員に通知<u>すること</u>。</p> <p><b>(6) 地山の監視</b> <u>受注者は、掘削の施工中、地山の挙動を監視すること。</u></p> <p>(7) 自然崩壊等異常時の処置 受注者は、掘削の施工中に自然に崩壊、地滑り等が生じた場合又はそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、<u>必要に応じて災害防止のための措置をとること</u>。受注者は、<u>災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を</u>監督員に通知<u>すること</u>。</p>	
<p>3.2.4 埋め戻し</p> <p>(1) 確実な締め固めの実施 受注者は、1層の仕上がり厚を路床部（通常は路盤下面1m程度）にあつては20cm以下、路床部以外にあつては30cm以下となるように締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように埋め戻<u>さなければならない</u>。 なお、管等埋設物の周囲とその上端10cmまでは、その保護等を考慮し、突き棒や電動式振動締め固め機械等を併用して<u>入念に締め固め、均一になるように仕上げなければならない</u>。 <u>なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない</u>。</p> <p>(2) 既設構造物の損傷防止 受注者は、管その他の構造物に損傷を与えたり、移動したりしないように埋め戻すこと。 また、周囲の状況に応じて管据付けの胴締め材、キャンバー等を取り外すこと。</p> <p>(3) 埋戻し箇所の排水 受注者は、埋戻し箇所に湧水又は滞水などがある場合には、施工前に排水<u>しなければならない</u>。</p> <p>(4) 適切な含水比の確保 受注者は、埋戻しの施工に<u>当たり</u>、適切な含水比の状態で行<u>わなければならない</u>。</p> <p>(5) 締め固めが困難な箇所の対応 受注者は、埋設管が多数埋設されている箇所、防護工の下に当たる部分で締め固めが困難な箇所又は地下水位が高くポンプで揚水しても締め固めができない箇所は、監督員と協議すること。</p> <p>(6) 支持力の確保 ア 受注者は、路床仕上面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。 なお、支持力の確認については、道路占用許可条件によることとし、試験方法、箇所数等について監督員が別途指示した場合は、それに従うこと。 イ 受注者は、道路占用許可条件によらない場合の支持力の確認方法について、監督員の指示によるものとする。</p> <p>(7) 試験結果等の提出</p>	<p>3.2.4 埋め戻し</p> <p>(1) 確実な締め固めの実施 受注者は、1層の仕上がり厚を路床部（通常は路盤下面1m程度）にあつては20cm以下、路床部以外にあつては30cm以下となるように締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように埋め戻<u>すこと</u>。 なお、管等埋設物の周囲とその上端10cmまでは、その保護等を考慮し、突き棒や電動式振動締め固め機械等を併用して締め固め<u>を行うこと</u>。</p> <p>(2) 既設構造物の損傷防止 受注者は、管その他の構造物に損傷を与えたり、移動したりしないように埋め戻すこと。 また、周囲の状況に応じて管据付けの胴締め材、キャンバー等を取り外すこと。</p> <p>(3) 埋め戻し箇所の排水 受注者は、埋め戻し箇所に湧水又は滞水などがある場合には、施工前に排水<u>すること</u>。</p> <p>(4) 適切な含水比の確保 受注者は、埋め戻しの施工に<u>当たっては</u>、適切な含水比の状態で行<u>うこと</u>。</p> <p>(5) 締め固めが困難な箇所の対応 受注者は、埋設管が多数埋設されている箇所、防護工の下に当たる部分で締め固めが困難な箇所又は地下水位が高くポンプで揚水しても締め固めができない箇所は、監督員と協議すること。</p> <p>(6) 支持力の確保 ア 受注者は、路床仕上面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。 なお、支持力の確認については、道路占用許可条件によることとし、試験方法、箇所数等について監督員が別途指示した場合は、それに従うこと。 イ 受注者は、道路占用許可条件によらない場合の支持力の確認方法について、監督員の指示によるものとする。</p> <p>(7) 試験結果等の提出</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	受注者は、埋め戻し復旧後の試験結果（施工管理記録）、施工及び試験の状況写真を、監督員に提出すること。		受注者は、埋め戻し復旧後の試験結果（施工管理記録）、施工及び試験の状況写真を、監督員に提出すること。	
3.2.5 盛土	<p>(1) 丁張の設置 受注者は、指定の高さ及び勾配となるよう、あらかじめ丁張を設けて盛土すること。</p> <p>(2) 有害物の除去 受注者は、盛土の施工に当たっては、地盤に存在する有害な雑物を除去すること。</p> <p>(3) 地盤との一体性の確保 受注者は、盛土工の開始に当たって、地盤の表面を、<u>盛土における一層仕上がり厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締め固め、地盤と盛土との一体性を確保しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>盛土の滑動防止</u> 受注者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止<u>しなければならない。</u></p> <p>(5) 盛土面の締め固め 受注者は、不陸が生じないように盛土面を締め固めること。</p> <p>(6) 確実な締め固めの実施 締め固めについては、<u>「3.2.4 埋め戻し」</u>に準拠すること。</p> <p>(7) <u>法面の良質土仕上げ</u> 受注者は、<u>法面を設計図書に従って良質な土を用い、正しい形状に仕上げる</u>こと。</p>	3.2.5 盛土	<p>(1) 丁張の設置 受注者は、指定の高さ及び勾配となるよう、あらかじめ丁張を設けて盛土すること。</p> <p>(2) 有害物の除去 受注者は、盛土の施工に当たっては、地盤に存在する有害な雑物を除去すること。</p> <p>(3) 地盤との一体性の確保 受注者は、盛土工の開始に当たって、地盤の表面を盛土層厚の1/2の厚さまで<u>かき起こしてほぐし、盛土材料とともに締め固め、地盤と盛土との一体性を確保すること。</u></p> <p>(4) <u>段切による滑動防止</u> 受注者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止<u>すること。</u></p> <p>(5) 盛土面の締め固め 受注者は、不陸が生じないように盛土面を締め固めること。</p> <p>(6) 確実な締め固めの実施 締め固めについては、3.2.4 <u>(埋め戻し)</u>に準拠すること。</p> <p>(7) <u>法面の良質土仕上げ</u> 受注者は、<u>法面を設計図書に従って良質な土を用い、正しい形状に仕上げる</u>こと。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<b>第3節 基礎工事</b>		<b>第3節 基礎工事</b>		
3.3.1 一般事項	<p>(1) 適用工種 本節は、基礎工として、既製杭工、場所打杭工、深礎工、鋼管矢板及びケーソンその他これらに類する工種について適用する。</p> <p>(2) 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>本節及び次の基準類による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u> <u>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</u> ○道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）（日本道路協会） ○杭基礎施工便覧（日本道路協会）</p> <p>(3) 施工計画書、施工記録 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に際し、施工計画書に次に掲げる事項について記載<u>しなければならない。</u></p>	3.3.1 一般事項	<p>(1) 適用工種 本節は、基礎工として、既製杭工、場所打杭工、深礎工、鋼管矢板及びケーソンその他これらに類する工種について適用する。</p> <p>(2) 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による<u>こと。</u> ○道路橋示方書（IV下部構造編）（日本道路協会） ○杭基礎施工便覧（日本道路協会）</p> <p>(3) 施工計画書、施工記録 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に際し、施工計画書に次に掲げる事項について記載<u>すること。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>また、施工に当たり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合には遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出<u>しなければならない</u>。</p> <p>ア 要員計画</p> <p>イ 品質や出来形の確認方法（監督員の立会い、中間検査の実施など）</p> <p>ウ 施工記録（記録内容、データ等未取得時の代替手法、保存方法など）</p> <p>なお、受注者は施工記録を10年間保存すること。</p> <p>エ 杭長決定の管理方法など</p> <p>オ 受注者による杭の支持層到達確認方法（立会い、その他）</p> <p><b>（4）作業条件の考慮</b></p> <p>受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に使用する機械の施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮に入れて機械の方向を定め、水平度や安定度を確保し、据え付け<u>なければならない</u>。</p> <p><b>（5）機械据付け地盤の整備</b></p> <p>受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度、安定度などを確保するために、据付け地盤を整備<u>しなければならない</u>。掘削機は、杭位置に据え付け<u>なければならない</u>。</p> <p><b>（6）試験杭の施工</b></p> <p>受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工においては、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、<u>試験杭の施工に際して、原則</u>、監督員の立会いのもと設計図書に従って試験杭を施工し、設計工法での施工可否、騒音・振動の影響、支持層把握など、施工管理に必要な資料を得<u>なければならない</u>。</p> <p>また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工<u>しなければならない</u>。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように、<u>最初の一本を</u>試験杭として施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>なお、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p> <p>試験杭の施工後は、支持地盤等の状況記録や解析結果を取りまとめ、<u>監督員から請求があった場合は</u>、速やかに提示しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、試験杭の動的支持力、打止め時一打当たり貫入量については、監督員の承諾を得ること。</p> <p>ウ 受注者は、静的載荷試験等を実施する場合は、設計図書に示された事項に従い、監督員の立会いの下に実施すること。</p> <p><b>（7）周辺への影響防止</b></p> <p>受注者は、既設杭工及び場所打杭工の施工に当たり、周辺地盤及び支持層を乱さないように打込み及び掘削を行うこと。</p> <p><b>（8）打込み及び掘削不能の場合の措置</b></p> <p>受注者は、既設杭工及び場所打杭工の施工に当たり、設計図書に示された<u>杭先</u></p>	<p>また、施工に当たり施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合には遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出<u>すること</u>。</p> <p>ア 要員計画</p> <p>イ 品質や出来形の確認方法（監督員の立会い、中間検査の実施など）</p> <p>ウ 施工記録（記録内容、データ等未取得時の代替手法、保存方法など）</p> <p>なお、受注者は施工記録を10年間保存すること。</p> <p>エ 杭長決定の管理方法など</p> <p>オ 受注者による杭の支持層到達確認方法（立会い、その他）</p> <p><b>（4）作業条件の考慮</b></p> <p>受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に使用する機械の施工順序、機械進入路、隣接構造物等の作業条件を考慮に入れて機械の方向を定め、水平度や安定度を確保し据え付け<u>ること</u>。</p> <p><b>（5）機械据付け地盤の整備</b></p> <p>受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度、安定度などを確保するために、据付け地盤を整備<u>すること</u>。掘削機は、杭位置に据え付<u>けること</u>。</p> <p><b>（6）試験杭の施工</b></p> <p>受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工においては、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、監督員の立会いのもと設計図書に従って試験杭を施工し、設計工法での施工可否、騒音・振動の影響、支持層把握など、施工管理に必要な資料を得<u>ること</u>。</p> <p>また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工<u>すること</u>。ただし、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、<u>設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工すること</u>。<u>これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること</u>。</p> <p>なお、1本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</p> <p>試験杭の施工後は、支持地盤等の状況記録や解析結果を取りまとめ、速やかに<u>監督員に提出</u>しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、試験杭の動的支持力、打止め時一打当たり貫入量については、監督員の承諾を得ること。</p> <p>ウ 受注者は、静的載荷試験等を実施する場合は、設計図書に示された事項に従い、監督員の立会いの下に実施すること。</p> <p><b>（7）周辺への影響防止</b></p> <p>受注者は、既設杭工及び場所打杭工の施工に当たり、周辺地盤及び支持層を乱さないように打込み及び掘削を行うこと。</p> <p><b>（8）打込み及び掘削不能の場合の措置</b></p> <p>受注者は、既設杭工及び場所打杭工の施工に当たり、設計図書に示された<u>深度</u></p>	<p>「<u>しなければならない</u>」を「<u>すること</u>」に変更。</p> <p>「<u>掘削機は、杭位置に据え付けなければならない</u>」を「<u>掘削機は、杭位置に据え付けること</u>」に変更。</p> <p>「<u>試験杭を施工しなければならない</u>」を「<u>試験杭を施工すること</u>」に変更。</p> <p>「<u>試験杭として施工しなければならない</u>」を「<u>試験杭として施工すること</u>」に変更。</p> <p>「<u>試験杭の施工に際して、原則</u>」を「<u>監督員の立会いのもと</u>」に変更。</p> <p>「<u>設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように、最初の一本を試験杭として施工すること</u>」を「<u>設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工すること</u>」に変更。</p> <p>「<u>これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること</u>」を「<u>これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議すること</u>」に変更。</p> <p>「<u>監督員から請求があった場合は</u>」を「<u>監督員に提出</u>」に変更。</p> <p>「<u>杭先</u>」を「<u>深度</u>」に変更。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>端の深度に達する前に打込みあるいは掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、<u>対応策を検討し</u>、設計図書に関して、監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、<u>対応策を検討し</u>、設計図書に関して監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>(9) 鉛直の保持 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工を行うに当たり、常に鉛直を保持し、<u>所定の深度まで確実に掘削しなければならない</u>。</p> <p>(10) 掘削速度 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工を行うに当たり、<u>地質</u>に適した速度で<u>掘削しなければならない</u>。</p> <p>(11) 支持地盤の確認 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に当たり、設計図書に示した支持地盤に達したことを掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図、サンプルなどにより確認した後、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出<u>しなければならない</u>。 <u>また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち、孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない</u>。</p> <p>(12) 杭施工跡の埋め戻し 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、「第3章第2節土工事」により、これを埋め戻<u>さなければならない</u>。</p> <p>(13) 杭頭処理 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の杭頭処理に際しては、杭本体を損傷させないように行<u>わなければならない</u>。</p>	<p>に達する前に打込みあるいは掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>また、支持力の測定値が設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>(9) 鉛直の保持 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工を行うに当たり、<u>旋回と傾斜を与えないよう</u>常に鉛直を保持し、<u>設計図書に示す位置にまっすぐに杭を貫入させること</u>。</p> <p>(10) 掘削速度 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工を行うに当たり、<u>杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う</u>。</p> <p>(11) 支持地盤の確認 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工に当たり、設計図書に示した支持地盤に達したことを掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図、サンプルなどにより確認した後、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出<u>すること</u>。</p> <p>(12) 杭施工跡の埋め戻し 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、「第3章第2節土工事」により、これを埋め戻<u>すこと</u>。</p> <p>(13) 杭頭処理 受注者は、既製杭工及び場所打杭工の杭頭処理に際しては、杭本体を損傷させないように行<u>うこと</u>。</p>	
<p>3.3.2 既製杭</p> <p>(1) 既製杭工の種類 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭及び木杭をいうものとする。</p> <p>(2) 既製杭工の工法 既製杭の工法は、打込み工法、<u>中掘り杭工法</u>、プレボーリング杭工法とし、取扱いは、本項及び設計図書によ<u>らなければならない</u>。</p> <p>(3) 既製杭工の打込み工法の選定 受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については、打込み地点の土質条件、立地条件及び杭の種類に応じたものを選<u>ばなければならない</u>。</p> <p>(4) 杭の打込み 受注者は、途中で長時間休止することなく、連続して杭を打ち終わるようにすること。ただし、杭に<u>極度の偏心</u>、破損等が生じた場合は、杭打ちを中止して監督員と協議すること。</p> <p>(5) 打込みキャップ等</p>	<p>3.3.2 既製杭</p> <p>(1) 既製杭工の種類 既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、H鋼杭及び木杭をいうものとする。</p> <p>(2) 既製杭工の工法 既製杭の工法は、打込み工法<u>及び中掘り杭工法</u>、プレボーリング杭工法とし、取扱いは、本条及び設計図書による。</p> <p>(3) 既製杭工の打込み工法の選定 受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については、打込み地点の土質条件、立地条件及び杭の種類に応じたものを選<u>ぶこと</u>。</p> <p>(4) 杭の打込み 受注者は、途中で長時間休止することなく、連続して杭を打ち終わるようにすること。ただし、杭に<u>極度の偏心</u>、破損等が生じた場合は、杭打ちを中止して監督員と協議すること。</p> <p>(5) 打ち込みキャップ等</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、<u>コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは、杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは、変形のないものをを用いなければならない。</u></p> <p>(6) <b>杭頭損傷の補修</b> 受注者は、既製杭工の施工に当たり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように補修し、又は取り替え<u>なければならない。</u></p> <p>(7) <b>杭の打止め管理方法</b> 受注者は、打込み杭工法の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定、柱頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）、埋込み杭工法の支持層確認方法（オーガ駆動電流値や積分電流値の測定など）、回転杭工法の支持層確認方法（回転抵抗値（電流値やトルク値）の測定など）、根固液及び杭周固定液の注入量測定）等を定め、施工計画書に記載し、施工に当たり施工記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合には、遅滞なく提示するとともに、<u>工事完了</u>時まで監督員へ提出<u>しなければならない。</u></p> <p>(8) <b>中掘杭工法による既製杭工施工</b> 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、次のとおりとすること。 ア 掘削及び沈設中は、土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺部及び先端地盤の乱れを最小限にとどめるように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持<u>しなければならない。</u> イ 施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。 ウ 受注者は、掘削中は原則として過大な先掘りを行わないこと。ただし、中間層が比較的硬く、貫通が困難な場合は、杭径程度の先掘りを行うことはやむを得ないが、杭径以上の拡大掘を行わないこと。 エ 受注者は、荷重を載荷する場合は、荷重が杭全体に平均に分布するようにすること。 オ 受注者は、杭先端が支持層の近くに達した場合は、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように設計図書に示す深度まで沈設すること。 カ 受注者は、杭先端が設計図書に示す深度に達した場合は、支持層の確認をして設計図書に示されている方法で、確実に先端処理を行うこと。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行うこと。</p> <p>(9) <b>残杭の再使用時の注意</b> 受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得<u>なければならない。</u></p> <p>(10) <b>既製コンクリート杭の施工</b> 受注者は、既設コンクリート杭の施工については、次の事項によるものとする。 ア 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い及び杭の施工法分類は、JIS A 7201（<u>既製</u>コンクリートくいの施工標準）の規定によら<u>なければならない。</u></p>	<p>受注者は、打込みに際して、<u>偏打及び必要以上の打撃を避けるとともに、杭径に適したキャップ及び変形のないクッションを使用し、杭頭の破損を防止すること。</u></p> <p>(6) <b>杭頭損傷の補修</b> 受注者は、既製杭工の施工に当たり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように補修し、又は取り替え<u>ること。</u></p> <p>(7) <b>杭の打止め管理方法</b> 受注者は、打込み杭工法の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定、柱頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）、埋込み杭工法の支持層確認方法（オーガ駆動電流値や積分電流値の測定など）、回転杭工法の支持層確認方法（回転抵抗値（電流値やトルク値）の測定など）、根固液及び杭周固定液の注入量測定）等を定め、施工計画書に記載し、施工に当たり施工記録を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、<u>検査</u>時まで監督員へ提出<u>すること。</u></p> <p>(8) <b>中掘杭工法による既製杭工施工</b> 受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合は、次のとおりとすること。 ア 掘削及び沈設中は、土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺部及び先端地盤の乱れを最小限にとどめるように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持<u>すること。</u> イ 施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。 ウ 受注者は、掘削中は原則として過大な先掘りを行わないこと。ただし、中間層が比較的硬く、貫通が困難な場合は、杭径程度の先掘りを行うことはやむを得ないが、杭径以上の拡大掘を行わないこと。 エ 受注者は、荷重を載荷する場合は、荷重が杭全体に平均に分布するようにすること。 オ 受注者は、杭先端が支持層の近くに達した場合は、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように設計図書に示す深度まで沈設すること。 カ 受注者は、杭先端が設計図書に示す深度に達した場合は、支持層の確認をして設計図書に示されている方法で、確実に先端処理を行うこと。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行うこと。</p> <p>(9) <b>残杭の再使用時の注意</b> 受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得<u>ること。</u></p> <p>(10) <b>既製コンクリート杭の施工</b> 受注者は、既設コンクリート杭の施工については、次の事項によるものとする<u>こと。</u> ア 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い及び杭の施工法分類は、JIS A 7201（<u>遠心力</u>コンクリートくいの施工標準）の規定によ<u>るものとする。</u></p>	

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>イ 受注者は、杭の打込み及び埋め込みは、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>ウ 受注者は、杭の継ぎ手は、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>エ 受注者は、設計図書に基づき、確実に杭とフーチングとを接続すること。</p> <p>(11) 杭支持層の確認・記録</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の「7 施工」 「7.4 くい施工」による施工で、「7.4.2 埋込み工法」を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又はコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならぬ。</p> <p>セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならぬ。</p> <p>また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打ち込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならぬ。</p> <p>(12) 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理</p> <p>既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている、工法技術又はこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は、施工に先立ち当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならぬ。ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式は、これらの規定には該当しない。</p> <p>(13) セメントミルクの水セメント比</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、根固球根を造成するセメントミルクの水セメント比が設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならぬ。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを引き起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならぬ。</p> <p>また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながらゆっくりと引き上げなければならぬ。</p> <p>(14) 既製コンクリート杭のカットオフ</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工に当たっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。特に、PC杭及びPHC杭を切断する場合は、プレストレスの減少を最小値に抑えるよう鋼製バンドを巻き、バンドの上20 cmから30 cmまでの位置を油圧ジャッキ等を用いて施工すること。</p> <p>(15) H鋼杭及び鋼管杭の運搬・保管</p>	<p>イ 受注者は、杭の打込み及び埋め込みは、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定によるものとする。</p> <p>ウ 受注者は、杭の継手を、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定によるものとする。</p> <p>エ 受注者は、設計図書に基づき、確実に杭とフーチングとを接続すること。</p> <p>(11) 杭支持層の確認・記録</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の7 施工 7.4 くい施工による施工で、「7.4 埋込み工法」を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又はコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出すること。</p> <p>セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにすること。</p> <p>また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打ち込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めすること。</p> <p>(12) 既製コンクリート杭の先端処理</p> <p>既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌（かくはん）方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている、工法技術又はこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は、施工に先立ち当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式については、この限りではない。</p> <p>(13) セメントミルクの水セメント比</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、根固球根を造成するセメントミルクの水セメント比が設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下とすること。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを引き起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削すること。</p> <p>また、攪拌（かくはん）完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながらゆっくりと引き上げること。</p> <p>(14) 既製コンクリート杭のカットオフ</p> <p>受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工に当たっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行うこと。特に、PC杭及びPHC杭を切断する場合は、プレストレスの減少を最小値に抑えるよう鋼製バンドを巻き、バンドの上20 cmから30 cmまでの位置を油圧ジャッキ等を用いて施工すること。</p> <p>(15) H鋼杭及び鋼管杭</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、<u>H鋼杭及び鋼管杭の運搬・保管に当たっては、杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継ぎ手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。</u></p> <p>また、杭の断面特性を<u>考えて</u>、大きなたわみ及び変形が生じないように<u>しなければならない。</u></p> <p>(16) H鋼杭・鋼管杭及び鋼管矢板の現場継ぎ手</p> <p>既製杭工におけるH鋼杭及び鋼管杭の現場継ぎ手並びに鋼管矢板基礎工における鋼管矢板の溶接については、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の現場継ぎ手を溶接継ぎ手による場合は、アーク溶接継ぎ手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、イからスまでによらなければならない。</p> <p>イ 受注者は、JIS A 7201（既製コンクリートくい施工標準）に準拠して杭の継ぎ手等の現場溶接を行うこと。これ以外の溶接を行う場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>ウ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせなければならない。</p> <p>エ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接に従事する溶接工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。</p> <p>オ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接には、直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側には、電流計及び電圧計を備え、溶接作業場にて電流調節を可能とするものでなければならない。</p> <p>カ 受注者は、降雪雨時及び強風時に露天で鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。風はセルフシールドアーク溶接の場合には10m/s以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/s以内とする。ただし、作業が可能なように遮へいした場合等は、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。</p> <p>また、気温が5℃以下の時は、溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分全てが+36℃以上に予熱した場合は、施工できるものとする。</p> <p>キ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等で磨いて清掃し、乾燥させなければならない。</p>	<p>受注者は、杭の運搬、積下ろし、貯蔵等に当たり、杭に損傷を与えないこと。</p> <p>また、杭の断面特性を考慮し、大きなたわみ及び変形が生じないようにすること。</p> <p>(16) H鋼杭・鋼管杭及び鋼管矢板の現場継ぎ手</p> <p>受注者は、既製杭工におけるH鋼杭及び鋼管杭の現場継ぎ手並びに鋼管矢板基礎工における鋼管矢板の溶接については、次の事項によること。</p> <p>ア 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の現場継ぎ手を溶接継ぎ手による場合は、アーク溶接継ぎ手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、イからサまでによること。</p> <p>イ 受注者は、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）に準拠して杭の継ぎ手等の現場溶接を行うこと。これ以外の溶接を行う場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>ウ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6か月以上の者に行わせること。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ、現場溶接の施工経験が6か月以上の物に行わせること。</p> <p>エ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接に従事する溶接工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。</p> <p>また、溶接工は資格証明書を常時携帯し、監督員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じること。</p> <p>オ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接には、直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側には、電流計及び電圧計を備え、溶接作業場にて電流調節を可能とすること。</p> <p>カ 受注者は、降雪雨時及び強風時に露天で鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接作業を行ってはならない。風はセルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように遮へいした場合等は、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。</p> <p>また、気温が5℃以下の時は、溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分全てが+36℃以上に予熱した場合は、施工できるものとする。</p> <p>キ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等で磨いて清掃し、乾燥させること。</p>	

# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																								
<p>い。</p> <p>ク 受注者は、杭の現場継手に際して、打撃時及び荷重負担時の軸方向の偏心による曲げモーメントの発生を防止するため、上下の杭軸線を同一線上に合致するように組み合わせて保持すること。この場合、下杭頭の打止め高さを、溶接姿勢、スパッタの影響、溶接足場等を考慮して溶接が確実にできる高さとする。</p> <p>ケ 受注者は、<u>鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、その測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</u></p> <p>また、<u>鋼管杭及び鋼管矢板については、「表 3.1 現場円周溶接部の目違いの許容値」の許容量を満足するように施工しなければならない。</u></p> <p><u>なお、「表 3.1 現場円周溶接部の目違いの許容値」中の許容量とは、上下杭の外径における差をいい、測定は、外周長に換算し行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.1 現場円周溶接部の目違いの許容値</b></p> <table border="1" data-bbox="421 835 1193 1268"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2 mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を <math>2\text{mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3 mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を <math>3\text{mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm 超 え 1,524mm 以下</td> <td>4 mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を <math>4\text{mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>コ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。</p> <p>なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダー、ガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。</p> <p>サ 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接に当たり、自重により継ぎ手が引張りを受ける側から開始しなければならない。</p> <p>シ 受注者は、ケ及びコのほか、杭の現場溶接継ぎ手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時に監督員へ提出しなければならない。</p> <p>ス 受注者は、H鋼杭の溶接に当たり、まず下杭のフランジの外側に継ぎ目板を当て、周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み、上下杭軸の一致を確認の上、継ぎ目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合せ溶接は、両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行わなければならない。ウェブに継ぎ目板を使用する場合、継ぎ目板の溶接は、フランジ</p>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2 mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1,016mm 以下	3 mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm 超 え 1,524mm 以下	4 mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<p>ク 受注者は、杭の現場継手に際して、打撃時及び荷重負担時の軸方向の偏心による曲げモーメントの発生を防止するため、上下の杭軸線を同一線上に合致するように組み合わせて保持すること。この場合、下杭頭の打止め高さを、溶接姿勢、スパッタの影響、溶接足場等を考慮して溶接が確実にできる高さとする。</p> <p>ケ 受注者は、<u>継杭の上下の軸方向に直角に近い異なる二方向から外周長の測定を行い、継手部の目違いの許容値が表 3.1 を満足するよう施工すること。</u></p> <p>また、表 3.1 中の許容量とは、<u>継杭の上下の外径（直径）における差をいい、測定は、外周長を外径（直径）に換算し行うこと。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.1 現場円周溶接部の目違いの許容値</b></p> <table border="1" data-bbox="1617 835 2389 1268"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2 mm 以下</td> <td>継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求め。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1016mm 以下</td> <td>3 mm 以下</td> <td>継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求め。</td> </tr> <tr> <td>1016mm を超 え 1524mm 以下</td> <td>4 mm 以下</td> <td>継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求め。</td> </tr> </tbody> </table> <p>コ 受注者は、鋼管杭、H鋼杭及び鋼管矢板の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行うこと。</p> <p>なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダー、ガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修すること。</p> <p>サ 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接に当たり、自重により継ぎ手が引張りを受ける側から開始すること。</p> <p>シ 受注者は、キ及びクのほか、杭の現場溶接継ぎ手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p>ス 受注者は、H鋼杭の溶接に当たっては、まず下杭のフランジの外側に継ぎ目板を当て、周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み、上下杭軸の一致を確認の上、継ぎ目板を上杭にすみ肉溶接すること。突合せ溶接は、両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継ぎ目板を使用する場合、継ぎ目板の溶接は、フランジと同一の順序とし、</p>	外 径	許容量	摘 要	700mm 未満	2 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求め。	700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求め。	1016mm を超 え 1524mm 以下	4 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求め。	
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2 mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
700mm 以上 1,016mm 以下	3 mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
1,016mm 超 え 1,524mm 以下	4 mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																								
外 径	許容量	摘 要																								
700mm 未満	2 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求め。																								
700mm 以上 1016mm 以下	3 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求め。																								
1016mm を超 え 1524mm 以下	4 mm 以下	継杭の上下の外周長の差から外径（直径）の差を求め。																								

新旧対照表

改定	改定	現行	改定の要旨
	<p>と同一の順序とし、杭断面の突合せ溶接は、フランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。</p> <p>(17) 鋼管杭中掘り杭工法の先端処理 鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、(11)から(13)までによるものとする。</p> <p>(18) 鋼管杭及びH鋼杭の頭部の切りそろえ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止め等を取り付ける時は、確実に施工しなければならない。</p> <p>(19) 鋼管杭防食処置 受注者は、鋼管杭防食を行うに当たっては、現地状況に適合した防食を行わなければならない。</p> <p>(20) 部材の損傷防止 受注者は、鋼管杭防食の施工を行うに当たっては、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷つけないようにすること。</p> <p>(21) 木杭の施工 受注者は、木杭の施工に当たっては、木杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。</p> <p>(22) 木杭の先端 木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。</p> <p>(23) コンクリート塊運搬処理 受注者は、コンクリート塊運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p>	<p>杭断面の突合せ溶接は、フランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。</p> <p>(17) 鋼管杭の先端処理 鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、(10)から(12)までによるものとする。</p> <p>(18) 鋼管杭及びH鋼杭の頭部の切りそろえ 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止め等を取り付ける時は、確実に施工すること。</p> <p>(19) 鋼管杭防食処置 受注者は、鋼管杭防食を行うに当たっては、現地状況に適合した防食を行うこと。</p> <p>(20) 部材の損傷防止 受注者は、鋼管杭防食の施工を行うに当たっては、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷つけないようにすること。</p> <p>(21) 木杭の施工 受注者は、木杭の施工に当たっては、木杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用すること。</p> <p>(22) 木杭の先端 木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度とすること。</p>	
<p>3.3.3 場所打杭</p>	<p>(1) 鉄筋かごの建込み 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後には、湾曲、脱落、座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4か所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。 特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長について500～700mmの間隔で設置するものとする。</p> <p>(2) 鉄筋かごの継ぎ手 受注者は、場所打杭における鉄筋かごの継ぎ手は重ね継ぎ手としなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。</p>	<p>3.3.3 場所打杭</p> <p>(1) 鉄筋かごの建込み 受注者は、場所打杭の施工に際しては鉄筋かごを正確な位置に建て込み、建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落、座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサを同一深さ位置に4か所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けること。 特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長について500～700mmの間隔で設置するものとする。</p> <p>(2) 鉄筋かごの継ぎ手 受注者は、場所打杭における鉄筋かごの継ぎ手は重ね継ぎ手とする。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>(3) 鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には、監督員と協議すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものと<u>しなければならない</u>。</p> <p>なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないように<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(4) コンクリート打設</b></p> <p>受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みに当たっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測<u>しなければならない</u>。</p> <p>これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得<u>なければならない</u>。</p> <p><u>また</u>、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立<u>ち上がり</u>高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量により検討するとともに、打込み開始時を除き、トレミー管をコンクリート内に2 m以上入れてお<u>かなければならない</u>。</p> <p><b>(5) 杭頭の処理</b></p> <p>受注者は、場所内杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行<u>わなければならない</u>。</p> <p>また、受注者は、場所打杭の施工に当たり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除<u>いて</u>、品質不良のコンクリート部分を見込み、孔内水を使用しない場合は、<u>設計図書に示す打上り面から50cm以上</u>、孔内水を使用する場合は、<u>80cm以上高く打込み</u>、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊<u>さなければならない</u>。オールケーシング工法による場所打杭の施工に当たっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p> <p><b>(6) オールケーシング工法の施工</b></p> <p>受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きに当たり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から2 m以上コンクリート内に挿入しておくこと。</p> <p><b>(7) 杭径確認</b></p> <p>受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い、監督員に提出<u>しなければならない</u>。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議を行<u>わなければならない</u>。</p> <p><b>(8) 水頭差の確保</b></p> <p>受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工に当たり、掘削中に孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。</p> <p>また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理<u>しなければならない</u>。</p>	<p>また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものと<u>すること</u>。</p> <p>なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないように<u>すること</u>。</p> <p><b>(4) コンクリート打設</b></p> <p>受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みに当たっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測<u>すること</u>。これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得<u>ること</u>。</p> <p>受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量により検討するとともに、打込み開始時を除き、トレミー管をコンクリート内に2 m以上入れてお<u>くこと</u>。</p> <p><u>また、コンクリート打込みに先立ち、孔底沈殿物（スライム）を除去すること</u>。</p> <p><b>(5) 杭頭の処理</b></p> <p>受注者は、場所内杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行<u>うこと</u>。</p> <p>また、受注者は、場所打杭の施工に当たり、連続してコンクリートを打<u>ち</u>込み、レイタンス部分を除<u>き</u>、品質不良のコンクリート部分を見込み、<u>設計図書に示す仕上がり面より</u>孔内水を使用しない場合<u>で50cm以上</u>、孔内水を使用する場合<u>で80cm以上高く打</u>ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊<u>すこと</u>。</p> <p>オールケーシング工法による場所打杭の施工に当たっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打<u>ち</u>込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p> <p><b>(6) オールケーシング工法の施工</b></p> <p>受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きに当たり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から2 m以上コンクリート内に挿入しておくこと。</p> <p><b>(7) 杭径確認</b></p> <p>受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い、監督員に提出<u>すること</u>。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議を行<u>うこと</u>。</p> <p><b>(8) 水頭差の確保</b></p> <p>受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工に当たり、掘削中に孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。</p> <p>また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理<u>すること</u>。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(9) 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるに当たり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないように<u>しなければならない</u>。</p> <p>(10) 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うに当たり、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日付環境庁告示第59号)、都道府県公害防止条例等の関係法令に従い、適切に処理を行<u>わなければならない</u>。</p> <p>(11) 杭土処理 受注者は、発生土等の杭土処理を行うに当たり、適切な方法及び機械を用いて処理<u>しなければならない</u>。</p> <p>(12) 地下への影響防止 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から、作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査及び対策について、<u>設計図書</u>に関して監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>(13) 泥水・油脂等の飛散防止 受注者は、基礎杭施工時における泥水、油脂等が飛散しないように<u>しなければならない</u>。</p>	<p>(9) 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるに当たり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないように<u>すること</u>。</p> <p>(10) 泥水処理 受注者は、泥水処理を行うに当たり、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日付環境庁告示第59号)、都道府県公害防止条例等の関係法令に従い、適切に処理を行<u>うこと</u>。</p> <p>(11) 杭土処理 受注者は、発生土等の杭土処理を行うに当たり、適切な方法及び機械を用いて処理<u>すること</u>。</p> <p>(12) 地下への影響防止 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査及び対策について設計図書に関して監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>(13) 泥水・油脂等の飛散防止 受注者は、基礎杭施工時における泥水、油脂等が飛散しないように<u>すること</u>。</p>	
<p>3.3.5 深礎</p> <p>(1) 仮巻コンクリート 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行い、コンクリートは、ライナープレートと隙間なく打設<u>しなければならない</u>。</p> <p>(2) 深礎掘削 受注者は、深礎掘削を行うに当たり、常に鉛直を保持し、支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは、最小限に<u>しなければならない</u>。 また、常に孔内の排水を行<u>わなければならない</u>。</p> <p>(3) 土留工 受注者は、掘削工の全長にわたって土留工を行い、撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議<u>しなければならない</u>。 <u>また、土留材は、脱落、変形及び緩みのないよう</u>に組み立てなければなら<u>ない</u>。 なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆<u>わなければならない</u>。</p> <p>(4) 支持地盤の確認 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管して、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出<u>しなければならない</u>。</p> <p>(5) コンクリート打設 受注者は、コンクリートの打設に当たっては、打込み量及び打込み高を常に計測<u>なければならない</u>。</p>	<p>3.3.5 深礎</p> <p>(1) 仮巻コンクリート 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行い、コンクリートは、ライナープレートと隙間なく打設<u>すること</u>。</p> <p>(2) 深礎掘削 受注者は、深礎掘削を行うに当たり、常に鉛直を保持し、支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは、最小限に<u>すること</u>。 また、常に孔内の排水を行<u>うこと</u>。</p> <p>(3) 土留工 受注者は、掘削工の全長にわたって土留工を行い、撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議<u>すること</u>。  なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆<u>うこと</u>。</p> <p>(4) 支持地盤の確認 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管して、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出<u>すること</u>。</p> <p>(5) コンクリート打設 受注者は、コンクリートの打<u>込み</u>に当たっては、打込み量及び打込み高を常に計測<u>すること</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>(6) 鉄筋組立て</b>            受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画の下所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</p> <p><b>(7) 鉄筋の継ぎ手</b>            軸方向鉄筋の継ぎ手は、機械式継ぎ手とし、せん断補強鉄筋は重ね継ぎ手又は機械式継ぎ手とする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>(8) 裏込め注入</b>            受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込め注入を行わなければならない。            なお、これに当たり裏込め注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>(9) 裏込め材注入圧力</b>            裏込め材注入圧力は、低圧（0.1N/mm<sup>2</sup>程度）とするが、これにより難しい場合には、施工に先立って監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>(10) 湧水処理</b>            受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>(11) ライナープレートの組立て</b>            受注者は、ライナープレートの組立てに当たっては、偏心と歪みをできるだけ小さくするようにしなければならない。</p> <p><b>(12) 施工計画書、施工記録</b>            受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工に当たっては、施工記録を整備保管して、監督員の請求があった場合は、直ちに提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出しなければならない。</p> <p><b>(13) コンクリート塊等の運搬処理</b>            受注者は、コンクリート塊等の運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。</p> <p><b>(14) 出来形確認結果の提出</b>            受注者は、掘削完了後、掘削孔の寸法、掘削底面の状態等、出来形断面を確認し、確認結果を監督員に提出すること。            また、監督員が指示した場合は、監督員の立会いを受けること</p>	<p><b>(6) 鉄筋の継ぎ手</b>            受注者は、軸方向鉄筋の継ぎ手は、機械式重ね継ぎ手とし、せん断補強鉄筋は、重ね継ぎ手又は機械式継ぎ手とする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(7) 鉄筋組立て</b>            受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定すること。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行わないこと。</p> <p><b>(8) 裏込め注入</b>            受注者は、土留材と地山の間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込め注入を行うこと。            なお、これに当たり裏込め注入材料が設計図書に示されていない場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(9) 裏込め材注入圧力</b>            裏込め材注入圧力は、低圧（0.1MPa程度）とするが、これにより難しい場合には、施工に先立って監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(10) 湧水処理</b>            受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p><b>(11) ライナープレートの組立て</b>            受注者は、ライナープレートの組立てに当たっては、偏心と歪みをできるだけ小さくすること。</p> <p><b>(12) 施工計画書、施工記録</b>            受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整備保管して、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。</p> <p><b>(13) コンクリート塊等の運搬処理</b>            受注者は、コンクリート塊等の運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行うこと。</p> <p><b>(14) 出来形確認結果の提出</b>            受注者は、掘削完了後、掘削孔の寸法、掘削底面の状態等、出来形断面を確認し、確認結果を監督員に提出すること。            また、監督員が指示した場合は、監督員の立会いを受けること</p>	

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
3.3.6 その他の基礎	<p>(1) 岩盤上の直接基礎 受注者は、岩盤上に直接基礎を設ける場合は、表面を丁寧<sup>に</sup>に切りならずこと。岩盤の表面が風化している場合は、これを完全に<sup>に</sup>取り除くこと。 また、表面が傾斜している場合は、階段状に切りならずこと。</p> <p>(2) 基礎工の施工 受注者は、切込砂利、碎石基礎工及び割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎<sup>に</sup>は、割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙充てん材を加えて）締め固めながら仕上げ<sup>なければならない</sup>。</p> <p>(3) 玉石、割ぐり石等の施工 受注者は、玉石、割ぐり石等を基礎底面に用いる場合は、石材がかみ合うように張り立て、クラッシュランを間隙充てん材に用い、むらのないように突き固めること。</p> <p>(4) 碎石、砂利、砂等の施工 受注者は、碎石、砂利、砂等を基礎底面に用いる場合は、設計図書に示す厚さまでむらなく敷き均<sup>なら</sup>して締め固めること。</p>	3.3.6 その他の基礎	<p>(1) 岩盤上の直接基礎 受注者は、岩盤上に直接基礎を設ける場合は、表面を丁寧<sup>に</sup>に切りならずこと。岩盤の表面が風化している場合は、これを完全に<sup>に</sup>取り除くこと。 また、表面が傾斜している場合は、階段状に切りならずこと。</p> <p>(2) 基礎工の施工 受注者は、切込砂利、碎石基礎工及び割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎<sup>で</sup>は、割ぐり石に切込砂利、碎石などの間隙充てん材を加えて）締め固めながら仕上げ<sup>ること</sup>。</p> <p>(3) 玉石、割ぐり石等の施工 受注者は、玉石、割ぐり石等を基礎底面に用いる場合は、石材がかみ合うように張り立て、クラッシュランを間隙充てん材に用い、むらのないように突き固めること。</p> <p>(4) 碎石、砂利、砂等の施工 受注者は、碎石、砂利、砂等を基礎底面に用いる場合は、設計図書に示す厚さまでむらなく敷き均<sup>なら</sup>して締め固めること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>第4節 コンクリート工事</p>	<p>第4節 コンクリート工事</p>	
<p>3.4.1 一般事項</p> <p>(1) 適用工種 本節は、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。</p> <p>(2) 適用規定 ア 本節に特に定めのない事項については、「第2章 材料」による。 イ 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>ア コンクリート標準示方書(施工編) (土木学会) イ コンクリート標準示方書(設計編) (土木学会) ウ コンクリートのポンプ施工指針 (土木学会) エ アルカリ骨材反応抑制対策について (国土交通省) オ 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (国土交通省) カ 鉄筋定着・継手指針 (土木学会) キ 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (公益財団法人日本鉄筋継手協会)</p> <p><u>ク 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン</u> (機械式鉄筋継手工法技術検討委員会)</p> <p><u>ケ 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン</u> (流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)</p> <p><u>コ 現場打ちコンクリート構造物に運用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</u> (機械式鉄筋継手工法技術検討委員会)</p> <p><u>サ</u> プレストレストコンクリート標準示方書 (土木学会) <u>シ</u> 水道用プレストレストコンクリート設計施工指針・解説 (日本水道協会)</p> <p>(4) アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用に当たって、「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号通</p>	<p>3.4.1 一般事項</p> <p>(1) 適用工種 本節は、無筋及び鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。</p> <p>(2) 適用規定 ア 本節に特に定めのない事項については、第2章 (材料) の規定による。 イ 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会)の品質の規定による。これによらない場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>(3) 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によること。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議すること。</p> <p>ア コンクリート標準示方書(施工編) (土木学会) イ コンクリート標準示方書(設計編) (土木学会) ウ コンクリートのポンプ施工指針 (土木学会) エ アルカリ骨材反応抑制対策について (国土交通省) オ 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (国土交通省) カ 鉄筋定着・継手指針 (土木学会) キ 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (公益財団法人日本鉄筋継手協会)</p> <p><u>ク</u> プレストレストコンクリート標準示方書 (土木学会) <u>ケ</u> 水道用プレストレストコンクリート設計施工指針・解説 (日本水道協会) <u>コ</u> 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン (流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会) <u>サ</u> 現場打ちコンクリート構造物に運用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン (機械式鉄筋継手工法技術検討委員会)</p> <p>(4) 塩分の浸透防止 受注者は、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>達) 及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」(平成 14 年 7 月 31 日付国官技第 113 号、国港環第 36 号、国空建第 79 号通達)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。</u></p> <p>(5) 許容塩化物量 受注者は、コンクリートの使用に当たって、次に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用<u>しなければならない。</u></p> <p>ア 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シーす内のグラウトを除く。）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（C<sub>I</sub><sup>-</sup>）は、0.30 kg/m<sup>3</sup>以下とする。</p> <p>イ プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（C<sub>I</sub><sup>-</sup>）は、0.30 kg/m<sup>3</sup>以下とする。 また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の 0.08%以下とする。</p> <p><u>(6) 塩分の浸透防止</u> 受注者は、土木工事においては、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリシリカ反応による損傷が構造物の品質及び性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>品質及び性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>(5) 許容塩化物量 受注者は、コンクリートの使用に当たって、次に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用<u>すること。</u></p> <p>ア 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シーす内のグラウトを除く。）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（C<sub>I</sub><sup>-</sup>）は、0.30 kg/m<sup>3</sup>以下とする<u>こと。</u></p> <p>イ プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（C<sub>I</sub><sup>-</sup>）は、0.30 kg/m<sup>3</sup>以下とする<u>こと。</u> また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の 0.08%以下とする<u>こと。</u></p> <p><u>(6) アルカリシリカ反応抑制対策</u> 受注者は、コンクリートの使用に当たって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成 14 年 7 月 31 日付国土交通省大臣官房技術審議官通達) 及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」(平成 14 年 7 月 31 日付国土交通省官房技術調査課長通達)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認すること。</p>	
<p><u>3.4.2 レディー</u> <u>ーミクストコン</u> <u>クリート</u></p> <p><u>(1) 一般事項</u> 本項は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本項に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。</p> <p><u>(2) 工場の選定</u> ア 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。 <u>(7)JIS マーク表示認証製品を製造している工場（「産業標準化法」に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</u> <u>(7)JIS マーク表示認証製品を製造している工場（「産業標準化法」に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により監督員の確認を得なければならない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</u></p> <p><u>イ JIS のレディーミクストコンクリート</u>  <u>受注者は、(2) ア(ア)により選定した工場が製造した JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員又は検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p><u>ウ JIS 以外のレディーミクストコンクリート</u>  <u>受注者は、(2) ア(イ)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び、「3.4.5 現場練りコンクリート」(4)の規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認の上、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。</u>  <u>また、バッチごとの計量記録、レディーミクストコンクリート納入書等の品質を確認又は証明できる資料を整備及び保管し、監督員又は検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p><u>エ レディーミクストコンクリートの品質検査</u>  <u>受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。</u>  <u>なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場しなければならない。</u>  <u>また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。</u></p>		
<p><b>3.4.3 再生骨材コンクリート</b></p> <p><u>(1) 一般事項</u>  <u>本項は、再生骨材M、Lを用いたコンクリート（以下「再生骨材コンクリート」という。）の製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。</u>  <u>本項に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート（以下「再生骨材コンクリートM」という。））及び JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート（以下「再生骨材コンクリートL」という。））を適用する。</u>  <u>なお、再生骨材Hを用いる場合は、「3.4.2 レディミクストコンクリート」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 工場の選定</u>  <u>ア 受注者は、再生骨材コンクリートを用いる場合には、JIS マーク認証品を出荷できる工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐している工場から選定し、再生骨材コンクリートMについては JIS A 5022、再生骨材</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨																																																								
	<p style="color: red;">コンクリートLについてはJIS A 5023 に適合するものを用いなければならない。</p> <p style="color: red;">なお、トラックミキサーで練り混ぜを行う再生骨材コンクリートは原則として使用してはならない。</p> <p style="color: red;">イ 受注者は、JIS マーク認証品を出荷できる工場で製造され、JIS A 5022 (再生骨材コンクリートM) 又は JIS A 5023 (再生骨材コンクリートL) により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比、呼び強度、塩化物含有量等が指定されるコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p style="color: red;">ウ 受注者は、再生骨材コンクリートM又は再生骨材コンクリートLの品質を確かめるための検査を、JIS A 5022 (再生骨材コンクリートM) 又は JIS A 5023 (再生骨材コンクリートL) により実施しなければならない。</p> <p style="color: red;">なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場しなければならない。</p>																																																											
3.4.4 配合	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、コンクリートの配合において、設計図書に規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。</p> <p>(2) 配合試験</p> <p>受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、「表 3.2 示方配合表」を作成し、監督員の確認を得なければならない。ただし、既に他工事（公共工事に限る。）において使用実績があり、かつ、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る。）の配合表に代えることができる。</p> <p style="color: red;">また、JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。</p> <p style="text-align: center;">表 3.2 示方配合表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">スランプ (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比 W/C (%)</th> <th rowspan="2">空気量 (%)</th> <th rowspan="2">細骨材率 s/a (%)</th> <th colspan="6">単 位 量 (kg/m<sup>3</sup>)</th> </tr> <tr> <th>水 W</th> <th>セメント C</th> <th>混和材 F</th> <th>細骨材 S</th> <th>粗骨材 G</th> <th>混和剤 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 水セメント比</p> <p>受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。ただし、以下で使用するコンクリート（設計基準強度 18N/mm<sup>2</sup>）は、この限りではない。</p> <p>ア 管防護</p>	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材率 s/a (%)	単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )						水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A												3.4.2 配合	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、コンクリートの配合において、設計図書に規定するもののほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能及び水密性が得られる配合とすること。</p> <p style="color: yellow;">また、作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めること。</p> <p>(2) 配合試験</p> <p>受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表 3.2 に示す示方配合表を作成し、監督員の承諾を得ること。ただし、既に他工事（公共工事に限る。）において使用実績があり、かつ、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事（公共工事に限る。）の配合表に代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">表 3.2 示方配合表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th rowspan="2">スランプ (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比 W/C (%)</th> <th rowspan="2">空気量 (%)</th> <th rowspan="2">細骨材率 s/a (%)</th> <th colspan="6">単 位 量 (kg/m<sup>3</sup>)</th> </tr> <tr> <th>水 W</th> <th>セメント C</th> <th>混和材 F</th> <th>細骨材 S</th> <th>粗骨材 G</th> <th>混和剤 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 水セメント比</p> <p>受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とすることを標準とすること。ただし、以下で使用するコンクリート（設計基準強度 18N/mm<sup>2</sup>）は、この限りではない。</p> <p>ア 管防護</p>	粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材率 s/a (%)	単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )						水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A												<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)						水セメント比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材率 s/a (%)	単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )																																																		
		水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G				混和剤 A																																																		
粗骨材の最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	水セメント比 W/C (%)	空気量 (%)	細骨材率 s/a (%)	単 位 量 (kg/m <sup>3</sup> )																																																							
					水 W	セメント C	混和材 F	細骨材 S	粗骨材 G	混和剤 A																																																		

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>イ 立坑・弁室等の内部の無筋コンクリート                      ウ 均しコンクリート                      エ 基礎コンクリート                      オ その他（上記ア～エに類するもの）</p> <p>(4) 現場配合                      受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、混和剤の希釈水量等を考慮しなければならぬ。</p> <p>(5) 材料変更等                      受注者は、使用する材料の変更又は示方配合の修正が必要と認められた場合には、(2)に従って示方配合表を作成し、事前に監督員に協議しなければならぬ。</p> <p>(6) セメント混和材料                      受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督員の確認を得なければならぬ。</p>	<p>イ 立坑・弁室等の内部の無筋コンクリート                      ウ 均しコンクリート                      エ 基礎コンクリート                      オ その他（上記ア～エに類するもの）</p> <p>(4) 現場配合                      受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、混和剤の希釈水量等を考慮すること。</p> <p>(5) 材料変更等                      受注者は、使用する材料の変更又は示方配合の修正が必要と認められた場合には、(2)に従って示方配合表を作成して事前に監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>(6) セメント混和材料                      受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料をその使用前に監督員に提出し承諾を得ること。</p>	
	<p>3.4.3 レディー                      ーミクストコン                      クリート</p> <p>(1) 一般事項                      本項は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱う。                      なお、本項に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。</p> <p>(2) 工場の選定                      ア 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次によること。                      (i) 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示の認証を受けた製品（以下「JISマーク認証品」という。）を出荷できる工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いること。これによらない場合は、(i)及びウによること。                      (i) 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場が工事現場近くにない場合には、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督員の確認を得ること。                      なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定すること。</p> <p>イ 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場で製造され、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比、呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートに</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.4.2に移行しました。</p>

新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		<p>については、配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出すること。</p> <p>ウ 受注者は、JISマーク認証品以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書、3.4.2 (配合) 及び3.4.5 (現場練りコンクリート) (4) の規定によるとともに臨場し、製造会社の材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得ること。</p> <p>エ 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) により実施すること。</p> <p>なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場すること。</p> <p>また、現場練りコンクリートについても、これに準ずること。</p> <p><b>(3) 配合</b></p> <p>3.4.2 (配合) の規定によるものとする。</p>	
	<p><b>3.4.4 再生骨材コンクリート</b></p>	<p><b>(1) 一般事項</b></p> <p>本項は、再生骨材M、Lを用いたコンクリート (以下「再生骨材コンクリート」という。) の製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>なお、本項に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5022 (再生骨材Mを用いたコンクリート (以下「再生骨材コンクリートM」という。)) 及びJIS A 5023 (再生骨材Lを用いたコンクリート (以下「再生骨材コンクリートL」という。)) を適用する。</p> <p>また、再生骨材Hを用いる場合は、3.4.3 (レディミクストコンクリート) の規定によるものとする。</p> <p><b>(2) 工場の選定</b></p> <p>ア 受注者は、再生骨材コンクリートを用いる場合には、JISマーク認証品を出荷できる工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技師等) が常駐している工場から選定し、再生骨材コンクリートMについてはJIS A 5022、再生骨材コンクリートLについてはJIS A 5023 に適合するものを用いなければならない。</p> <p>なお、トラックミキサーで練り混ぜを行う再生骨材コンクリートは原則として使用してはならない。</p> <p>イ 受注者は、JISマーク認証品を出荷できる工場で製造され、JIS A 5022 (再生骨材コンクリートM) 又はJIS A 5023 (再生骨材コンクリートL) により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比、呼び強度、塩化物含有量等が指定されるコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時までに監督員へ提出しなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、再生骨材コンクリートM又は再生骨材コンクリートLの品質を確かめるための検査を、JIS A 5022 (再生骨材コンクリートM) 又はJIS A 5023 (再</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.4.3 に移行しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
			<p>生骨材コンクリートL) により実施しなければならない。</p> <p>なお、生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場しなければならない。</p>	
3.4.5 現場練りコンクリート	<p>(1) 一般事項</p> <p>本項は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>(2) 材料の貯蔵</p> <p>ア <u>セメントの貯蔵</u></p> <p>受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用して<u>はならない</u>。</p> <p>イ <u>混和材量の貯蔵</u></p> <p>受注者は、ごみ<u>及び</u>その他不純物が混入しない構造の容器、<u>防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離又は変質しないように貯蔵しなければならない</u>。</p> <p>また、貯蔵中に分離又は変質した混和材料を使用し<u>てはならない</u>。</p> <p>ウ <u>骨材の貯蔵</u></p> <p>受注者は、ごみ、泥<u>及び</u>その他異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵<u>しなければならない</u>。</p> <p>(3) 配合</p> <p><u>コンクリートの配合については、「3.4.2 配合」の規定による。</u></p> <p>(4) 材料の計量<u>及び練混ぜ</u></p> <p>ア 計量装置</p> <p>(7) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるもの<u>でなければならない</u>。</p> <p>なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、<u>施工計画書へ記載しなければならない</u>。</p> <p>また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。</p> <p>(イ) 受注者は、材料の計量<u>設備</u>の計量精度の定期的な点検を行<u>わなければならない</u>。</p> <p>なお、点検結果の資料を整備<u>及び</u>保管し、監督員<u>又は検査員</u>の請求があった場合は、<u>速やかに提示しなければならない</u>。</p> <p>イ 材料の計量</p> <p>(7) 受注者は計量については現場配合によって行<u>わなければならない</u>。</p> <p>また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111 (細骨材の表面水率試験方法) 若しくは JIS A 1125 (骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)、JIS A 1802 (<u>コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法</u>)、JIS A 1803 (<u>コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法</u>)、連続測定が可能な簡易試験方法又は監督員の承諾を得た方法によ<u>らなければならない</u>。</p> <p>なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸</p>	3.4.5 現場練りコンクリート	<p>(1) 一般事項</p> <p>本項は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>(2) 材料の貯蔵</p> <p>ア 受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵<u>すること</u>。</p> <p>また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用しない<u>こと</u>。</p> <p>イ 受注者は、ごみ、<u>その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離又は変質しないように貯蔵すること</u>。</p> <p>また、貯蔵中に分離又は変質した混和材料を使用しない<u>こと</u>。</p> <p>ウ 受注者は、ごみ、泥その他異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵<u>すること</u>。</p> <p>(3) 配合</p> <p>3.4.2 (<u>配合</u>) の規定による<u>ものとする</u>。</p> <p>(4) 材料の計量</p> <p>ア 計量装置<u>については、次の事項に注意すること</u>。</p> <p>(7) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量値の許容差内で計量できるもの<u>とする</u>。</p> <p>なお、受注者は、<u>施工に先立ち、各材料の計量方法及び計量装置について、監督員に報告すること</u>。</p> <p>また、練り混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。</p> <p>(イ) 受注者は、材料の計量<u>装置</u>の計量精度の定期的な点検を行<u>うこと</u>。</p> <p>なお、点検結果の資料を整理<u>及び</u>保管し、監督員の請求があった場合は<u>遅滞なく提示すること</u>。</p> <p>イ 材料の計量<u>については、次の事項によらなければならない</u>。</p> <p>(7) 受注者は計量については、<u>現場配合によって行うこと</u>。</p> <p>また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111 (細骨材の表面水率試験方法) 若しくは JIS A 1125 (骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)、JIS A 1802 (<u>「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」</u>)、JIS A 1803 (<u>「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」</u>)、連続測定が可能な簡易試験方法又は監督員の承諾を得た方法によ<u>ること</u>。</p> <p>なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																								
<p>水させて求めなければならない。</p> <p>(イ) 受注者は、「3.4.2 配合」で定めた示方配合を現場配合に修正した内容その都度、監督員に協議しなければならない。</p> <p>(ロ) 計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表 3.3 計量値の許容差」の値以下とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.3 計量値の許容差</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">材料の種類</th> <th style="width: 70%;">計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2 ※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) とする。</p> <p>(エ) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してもよいものとする。 その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表 3.3 計量値の許容差」の値以下とする。 なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(オ) 受注者は材料の計量値を、自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p>(カ) 受注者は、各材料を一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、「表 3.3 計量値の許容差」に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。 なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>(キ) 受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水又は混和剤を薄めるのに用いた水は、練混ぜ水の一部としなければならない。</p> <p><b>ウ 練混ぜ</b></p> <p>(ク) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサー又は連続ミキサーを使用するものとする。</p> <p>(コ) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>(ク) 受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー 第1部：用語及び仕様項目)、若しくは JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー 第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能で、かつ、簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p> <p>(ケ) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。 やむを得ず練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチ</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 ※	混和剤	3	<p>水させて求めること。</p> <p>(イ) 受注者は、3.4.2 (配合) で定めた示方配合を現場配合に修正した内容その都度、監督員に承諾を得なければならない。</p> <p>(ロ) 計量値の許容差は、1回計量分に対し、表 3.3 の値以下とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 3.3 計量値の許容差</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">材料の種類</th> <th style="width: 70%;">最大値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2 注</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p> <p>(エ) 連続ミキサーを使用する場合は、各材料は容積計量してもよい。その計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、表 3.3 の値以下とすること。 なお、受注者は、ミキサーの種類、練り混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めること。</p> <p>(オ) 受注者は材料の計量値を、自動記録装置により記録すること。</p> <p>(カ) 受注者は、各材料を一バッチ分ずつ質量で計量すること。ただし、水及び混和剤溶液については、表 3.3 に示した許容差内である場合には容積で計量してもよい。 なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打設量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めること。</p> <p>(キ) 受注者は、混和剤を溶かすために用いた水又は混和剤を薄めるために用いた水は、練り混ぜ水の一部とすること。</p> <p><b>(5) 練り混ぜ</b></p> <p>ア 受注者は、コンクリートの練り混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサー及び連続ミキサーを使用すること。</p> <p>イ 受注者は、ミキサーの練り混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練り混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準 (連続ミキサの練り混ぜ性能試験方法) により行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー 第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー 第2部：練り混ぜ性能試験方法) に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサーを使用すること。ただし、機械練りが不可能で、かつ、簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>エ 受注者は、練り混ぜ時間を試験練りによって定めること。やむを得ず練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用い</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2 注	混和剤	3	
材料の種類	計量値の許容差 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2 ※																									
混和剤	3																									
材料の種類	最大値 (%)																									
水	1																									
セメント	1																									
骨材	3																									
混和材	2 注																									
混和剤	3																									

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>チミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とする<u>ものとする</u>。</p> <p>(f) 受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、<u>練混ぜを行わなければならない</u>。</p> <p>(g) 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、<u>ミキサー内に新たに材料を投入してはならない</u>。</p> <p>(h) 受注者は、使用の前後にミキサーを清掃<u>しなければならない</u>。</p> <p>(i) ミキサーは、練上げコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造で<u>なければならない</u>。</p> <p>(j) 受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用い<u>てはならない</u>。</p> <p>なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。</p> <p>(k) 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行<u>わなければならない</u>。</p> <p>(l) 受注者は、練上がりコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜ<u>なければならない</u>。</p>	<p>る場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とする<u>こと</u>。</p> <p><b>オ</b> 受注者は、あらかじめ定めた練り混ぜ時間の3倍以内で行<u>うこと</u>。</p> <p><b>カ</b> 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければミキサー内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p><b>キ</b> 受注者は、使用の前後にミキサーを清掃<u>すること</u>。</p> <p><b>ク</b> ミキサーは、練上<u>がり</u>コンクリートを排出するときに、<u>材料の分離を起こさない構造とすること</u>。</p> <p><b>ケ</b> 受注者は、連続ミキサーを用いる場合は、練り混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用い<u>ないこと</u>。</p> <p>なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。</p> <p><b>コ</b> 受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行<u>うこと</u>。</p> <p><b>サ</b> 受注者は、練上がりコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜ<u>ること</u>。</p>	
<p><b>3.4.6 運搬・打設</b> <b>3.4.6.1 一般事項</b></p> <p><u>本項は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般事項を取り扱うものとする。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.4.6.2 準備</b></p> <p>(1) <b>一般事項</b> 受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下ろし場所等の状況を把握してお<u>かななければならない</u>。</p> <p>(2) <b>打設前の確認</b> 受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめ<u>なければならない</u>。</p> <p>(3) <b>打設時の注意</b> 受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定し<u>なければならない</u>。</p> <p>また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ<u>湿らせておかななければならない</u>。</p>	<p><b>3.4.6 コンクリートの運搬</b></p> <p>(1) <b>現場状況の把握</b> 受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下ろし場所等の状況を把握してお<u>くこと</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.4.6.3 運搬</b></p> <p>(1) <b>一般事項</b> 受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬<u>しなければならない</u>。</p> <p>(2) <b>品質の保持</b> 受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬<u>しなければならない</u>。</p> <p>(3) <b>トラックアジテータ</b> 受注者は、運搬車の使用に当たって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持</p>	<p>(2) <b>速やかな運搬</b> 受注者は、コンクリート練り混ぜ後、速やかに運搬<u>すること</u>。</p> <p>(3) <b>品質の保持</b> 受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬<u>すること</u>。</p> <p>(4) <b>運搬車</b> 受注者は、運搬車の使用に当たって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用<u>しなければならない</u>。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p>	<p>し、材料の分離を起こさずに容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用<u>すること</u>。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議<u>すること</u>。</p>	
<p><b>3.4.6.4 打設</b></p> <p>(1) <b>一般事項</b>            受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打ち込み、十分に締め固め<u>なければならない</u>。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を越える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつ、コンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は、<u>1.5時間以内としなければならない</u>。これ以外で施工する可能性がある場合は、<u>監督員と協議しなければならない</u>。            なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護<u>しなければならない</u>。</p> <p>(2) <b>適用気温</b>            受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え、25℃以下の範囲に予想されるときに実施<u>しなければならない</u>。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、<u>「3.4.9 暑中コンクリート」又は「3.4.10 寒中コンクリート」の規定による</u>。</p> <p>(3) <b>施工計画書</b>            受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に<u>記載しなければならない</u>。また、受注者は、これを変更する場合には、<u>施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない</u>。</p> <p>(4) <b>コンクリート打設中の注意</b>  <u>受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮き上がり、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない</u>。</p> <p>(5) <b>コンクリートポンプ使用時の注意</b>            受注者は、コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 5章圧送」（土木学会）の規定による。これにより難しい場合は、<u>監督員の承諾を得なければならない</u>。            また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、<u>材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない</u>。</p> <p>(6) <b>ベルトコンベアの使用時の注意</b></p>	<p><b>3.4.7 コンクリートの打込み</b></p> <p>(1) <b>型枠、鉄筋の配置確認</b>  <u>受注者は、コンクリート打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめること</u>。</p> <p>(2) <b>打込み前処理</b>  <u>受注者は、打込みに先立ち、打込み場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定すること</u>。  <u>また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところはあらかじめ湿らせておくこと</u>。</p> <p>(3) <b>打込み時間等</b>            受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打ち込み、十分に締め固める。<u>練り混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を越える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない</u>。これ以外で施工する可能性がある場合は、<u>設計図書に関して監督員の承諾を得ること</u>。            なお、コンクリートの練り混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護<u>すること</u>。</p> <p>(4) <b>打込み時の気温</b>            受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え、25℃以下の範囲に予想されるときに実施<u>すること</u>。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、<u>3.4.13（暑中コンクリート）、3.4.14（寒中コンクリート）の規定によるものとする</u>。</p> <p>(5) <b>コンクリート打込み高さの明記</b>            受注者は、1回の打込みで完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打込み高さを施工計画書に<u>明記すること</u>。ただし、受注者は、これを変更する場合には、<u>施工計画書に記載し、監督員に提出すること</u>。</p> <p>(6) <b>コンクリートポンプの使用</b>            受注者は、コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針5章圧送」（土木学会）の規定による<u>ものとする</u>。これにより難しい場合は、<u>監督員の承諾を得ること</u>。            また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も材料の分離を防ぐようこれらを配置<u>すること</u>。</p> <p>(7) <b>ベルトコンベアの使用</b></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものと<u>しなければならない</u>。</p> <p>なお、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるように<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(7) バケツ及びスキップ使用時の注意</b></p> <p>受注者は、バケツ及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な措置を講じ<u>なければならない</u>。</p> <p>また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものと<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(8) シュート使用時の注意</b></p> <p>受注者は、<u>打設に</u>シュートを使用する場合には、縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により自由に曲がる構造のものを選定<u>しなければならない</u>。</p> <p>なお、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾を得<u>なければならない</u>。</p> <p><b>(9) 打設コンクリートの横移動防止</b></p> <p>受注者は、<u>打設</u>したコンクリートを型枠内で横移動させ<u>てはならない</u>。</p> <p><b>(10) 連続打設</b></p> <p>受注者は、<u>1</u>区画内のコンクリートの<u>1層</u>を打設が完了するまで連続して打設<u>しなければならない</u>。</p> <p><b>(11) 水平打設</b></p> <p>受注者は、コンクリートの打上り面が<u>1</u>区画内ではほぼ水平となるように打設<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、締め固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定め<u>なければならない</u>。</p> <p><b>(12) 打設計画書</b></p> <p>受注者は、<u>コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない</u>。</p> <p>また、受注者は、<u>型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュート又はポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない</u>。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホップ等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。</p> <p><b>(13) 材料分離防止</b></p> <p>受注者は、<u>著しい材料分離が生じないように打ち込まなければならない</u>。</p> <p><b>(14) 上層下層一体の締め固め</b></p> <p>受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打ち込む場合、上層のコンクリートの打込みは、<u>下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体</u></p>	<p>受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合は、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものと<u>すること</u>。</p> <p>なお、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるように<u>すること</u>。</p> <p><b>(8) バケツの使用</b></p> <p>受注者は、バケツ及びスキップを使用する場合は、コンクリートに振動を与えないよう適切な措置を講じ<u>ること</u>。</p> <p>また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものと<u>すること</u>。</p> <p><b>(9) シュートの使用</b></p> <p>受注者は、シュートを使用する場合には、縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により自由に曲がる構造のものを選定<u>すること</u>。</p> <p>なお、これにより難い場合は、事前に監督員の承諾を得<u>ること</u>。</p> <p><b>(10) 打込み作業中の留意点</b></p> <p>受注者は、<u>コンクリートの打込み作業中、型枠のずれ、浮上がり、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意すること</u>。</p> <p><b>(11) 横移動防止</b></p> <p>受注者は、<u>打込み</u>したコンクリートを型枠内で横移動させない<u>こと</u>。</p> <p><b>(12) 連続打込み</b></p> <p>受注者は、<u>1</u>区画内の<u>1層</u>のコンクリート打込みが完了するまで連続して打ち込む<u>こと</u>。</p> <p><b>(13) 打込み高さの決定</b></p> <p>受注者は、コンクリートの打上り面が<u>1</u>区画内ではほぼ水平になるように打ち込む<u>こと</u>。</p> <p>なお、締め固め能力等を考慮して、コンクリート打込みの1層の高さを定め<u>ること</u>。</p> <p><b>(14) 2層以上に分けての打込み</b></p> <p>受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打ち込む場合は、上層のコンクリートの打込みは下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層とが</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>になるように施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>(15) ブリーディング水の除去 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打<u>たなければならない</u>。</p> <p>(16) 壁又は柱の連続打設時の注意 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打ち込む場合には、打込み及び締め固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上がり速度を調整<u>しなければならない</u>。</p> <p>(17) アーチ形式の<u>コンクリート端部</u> 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進め<u>なければならない</u>。</p> <p>(18) アーチ形式の<u>コンクリート打設</u> 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打<u>たなければならない</u>。</p> <p>(19) アーチ形式の<u>コンクリート打継ぎ目</u> 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継ぎ目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設け<u>なければならない</u>。</p>	<p>体になるように施工<u>すること</u>。</p> <p>(15) 打設計画書 受注者は、1回の打込みで完了するような小規模構造物を除き、コンクリートの打込み作業に当たっては、あらかじめ打設計画書を作成し、監督員に提出<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュート又はポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込むこと。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは、自由落下1.5m以下とすること。</p> <p>(16) 材料分離の防止 受注者は、著しい材料分離が生じないように、適度な速度でコンクリートを打ち込むこと。</p> <p>(17) ブリーディング水の除去 受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打<u>ち込むこと</u>。</p> <p>(18) 壁、柱等の打込み 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打ち込む場合には、打込み及び締め固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上がり速度を調整<u>すること</u>。</p> <p>(19) スラブ、梁の打込み 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合は、沈下ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してから、スラブ又は梁のコンクリートを打ち込むこと。</p> <p>また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工すること。</p> <p>(20) 沈下ひびわれの防止 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合は、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復すること。</p> <p>再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質低下を招かないように適正な時期に行うこと。</p> <p>(21) アーチ形式の打込み（その1） 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進め<u>ること</u>。</p> <p>(22) アーチ形式の打込み（その2） 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチ中心に対し、左右対称に同時に打<u>ち込むこと</u>。</p> <p>(23) アーチ形式の打込み（その3） 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設け<u>ること</u>。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>また、打込み幅が広いときは、アーチ軸に平行な方向の鉛直打継ぎ目を設けてもよい。</p> <p>(20) 濁水の処分 コンクリートの打込みに伴う生コンクリート車、ミキサー、ホッパー等を洗浄した後の濁水については、適正に処分すること。</p>	<p>また、打設幅が広いときは、アーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよい。</p> <p>(24) コンクリートの締め固め（その1） 受注者は、コンクリートの締め固めに際し、棒状バイブレータを用いること。 なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用すること。</p> <p>(25) コンクリートの締め固め（その2） 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠の隅々に行き渡るように打ち込み、速やかにコンクリートを締め固めること。</p> <p>(26) 洗浄後の廃水処分 受注者は、コンクリートの打込みに伴い、生コンクリート車、ミキサー、ホッパー等を洗浄した後の廃水については、適正に処分すること。</p> <p>(27) 上、下層一体の締め固め 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打ち込む場合、バイブレータを下層のコンクリート中に10 cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めること。</p>	
<p><b>3.4.6.5 締め</b></p> <p>(1) 一般事項 受注者は、コンクリートの締め固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。 なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。</p> <p>(2) 締め固め方法 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠の隅々に行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。</p> <p>(3) 上層下層一体の締め固め 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に10 cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。</p> <p>(4) 狭隘・過密鉄筋箇所における締め固め 狭隘・過密鉄筋箇所における締め固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締め固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.4.6.6 沈下ひび割れに対する措置</b></p> <p>(1) 沈下ひび割れ対策 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。 また、張り出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>(2) 沈下ひび割れの防止</u></p> <p><u>受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。</u></p> <p><u>再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質低下を招かないように適正な時期に行わなければならない。</u></p>		
<p><b>3.4.6.7 打継ぎ目</b></p> <p><u>(1) 一般事項</u></p> <p><u>打継ぎ目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継ぎ目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 打継ぎ目を設ける位置</u></p> <p><u>受注者は、打継ぎ目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、P C鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継ぎ面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</u></p> <p><u>(3) 打継ぎ目を設ける場合の注意</u></p> <p><u>受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継ぎ目を設ける場合には、打継ぎ目に、ほぞ又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法、差し筋等の鉄筋によって打継ぎ目を補強する方法等の対策を講ずることとする。</u></p> <p><u>また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</u></p> <p><u>(4) 新コンクリート打継ぎ時の注意</u></p> <p><u>受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打ち継ぐ場合には、その打込み前に、型枠を締め直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物等を取り除き吸水させなければならない。</u></p> <p><u>また、受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継ぎ面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等により、粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタル、湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。</u></p> <p><u>(5) 床と一体になった柱又は壁の打継ぎ目</u></p> <p><u>受注者は、床組みと一体となった柱又は壁の打継ぎ目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張り出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。</u></p> <p><u>(6) 床組みの打継ぎ目</u></p> <p><u>受注者は、床組みにおける打継ぎ目を設ける場合には、スラブ又は梁の<span style="font-size: small;">はり</span>の中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、梁がその<span style="font-size: small;">はり</span>の中央で小梁と交わる場合には、小梁の幅の約2倍の距離を隔てて、梁の打継ぎ目を設け、打継ぎ目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。</u></p> <p><u>(7) 目地</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。</u></p> <p><b>(8) 伸縮目地</b> 伸縮目地の材質、厚さ及び間隔は、設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は、<sup>れき</sup>瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔は10m程度とする。</p> <p><b>(9) ひび割れ誘発目地</b> 受注者は、温度変化、乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督員と協議しなければならない。</p>		
<p><b>3.4.6.8 表面仕上げ</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げに当たっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み及び締め固めをしなければならない。</p> <p><b>(2) せき板に接しない面の仕上げ</b> 受注者は、せき板に接しない面の仕上げに当たっては、締め固めを終わり、<sup>なら</sup>均したコンクリートの上面に、染み出た水がなくなるか、又は上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。</p> <p><b>(3) 不完全な部分の仕上げ</b> 受注者は、コンクリート表面にできた突起、筋等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート又はモルタルのパッチングを施し、平らな表面が得られるように仕上げなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.4.6.9 養生</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。</p> <p><b>(2) 湿潤状態の保持</b> 受注者は、<u>打込み後の</u>コンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類、養生期間中の環境温度等に応じて、<u>施工実績、信頼できるデータ、試験等により定めるものとする</u>。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、「表 3.4 コンクリートの湿潤養生期間の目安」を標準とする。</p>	<p><b>3.4.8 コンクリートの養生</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないようにその部位に応じた適切な方法により養生<u>すること</u>。</p> <p><b>(2) 養生期間</b> 受注者は、コンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて<u>適切に定めなければならない</u>。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、「表 3.4 コンクリートの養生期間」を標準とする。 <u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の「表 3.4 コンクリートの養生期間」に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員の承諾を得なければならない。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																								
<p style="text-align: center;"><b>表 3.4 コンクリートの湿潤養生期間の目安</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日平均 気温</th> <th>早強 ポルトランド セメント</th> <th>普通 ポルトランド セメント</th> <th>混合セメント B種</th> <th>中庸熟 ポルトランド セメント</th> <th>低熟 ポルトランド セメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。</p> <p>〔注〕寒中コンクリートの場合は、「3.4.10 寒中コンクリート」の規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p><b>(3) 温度制御養生</b> 受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>(4) 蒸気養生等</b> 受注者は、蒸気養生又はその他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度、養生時間等の養生方法を施工計画書に記載しなければならない。 なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	日平均 気温	早強 ポルトランド セメント	普通 ポルトランド セメント	混合セメント B種	中庸熟 ポルトランド セメント	低熟 ポルトランド セメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	<p style="text-align: center;"><b>表 3.4 コンクリートの養生期間</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 寒中コンクリートの場合は、3.4.14 寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p><b>(3) 温度制御養生</b> 受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数について、コンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して養生方法を施工計画書に記載すること。</p> <p><b>(4) 蒸気養生その他の促進養生</b> 受注者は、蒸気養生又はその他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう、養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度、養生時間などの養生方法を施工計画書に記載すること。 なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督員と協議すること。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	15℃以上	5日	3日	7日	10℃以上	7日	4日	9日	5℃以上	9日	5日	12日	
日平均 気温	早強 ポルトランド セメント	普通 ポルトランド セメント	混合セメント B種	中庸熟 ポルトランド セメント	低熟 ポルトランド セメント																																					
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																					
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																					
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																					
日平均気温	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																							
15℃以上	5日	3日	7日																																							
10℃以上	7日	4日	9日																																							
5℃以上	9日	5日	12日																																							
	<p><b>3.4.9 コンクリートの打継目</b></p> <p><b>(1) 打継目の位置及び構造</b> 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合には、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(2) 打継目位置の選定</b> 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、P C鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</p> <p><b>(3) 打継目の補強</b> 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目にほぞ又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。 また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> <p><b>(4) 硬化後の打ち継ぎ</b> 受注者は、硬化したコンクリートに新しいコンクリートを打ち継ぐ場合には、その打込み前に型枠を締め直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.4.6.7に移行しました。</p>																																								

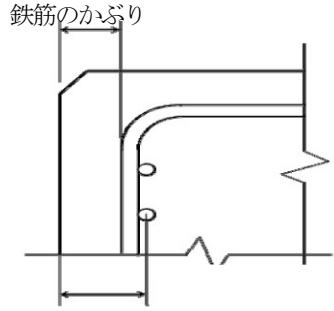
新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		<p>んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させること。</p> <p>また、受注者は、構造物の品質を確保する必要がある場合には、硬化したコンクリートの表面をワイヤブラシで削るか、チッピング等により、粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新しいコンクリートを打ち継ぐこと。</p> <p><b>(5) 床組みと一体の柱や壁の打継目</b></p> <p>受注者は、床組みと一体となった柱又は壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けること。スラブと一体になるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打ち込むこと。張出し部を持つ構造物の場合も、同様にして施工すること。</p> <p><b>(6) 床組みにおける打継目</b></p> <p>受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブ又は梁の<span>はり</span>の<span>はり</span>中央付近に設けること。ただし、受注者は、梁がその<span>はり</span>の中央で小梁と交わる場合には、小梁の幅の約2倍の距離を隔てて、梁の打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置してせん断力に対して補強すること。</p> <p><b>(7) 目地の施工</b></p> <p>目地の施工は、設計図書の定めによらなければならない。</p> <p><b>(8) 伸縮目地</b></p> <p>受注者は、伸縮目地の材質、厚さ及び間隔については、設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は、<span>れき</span>瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔は10m程度とする。</p> <p><b>(9) ひび割れ誘発目地</b></p> <p>受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は、監督員と協議の上、設置すること。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造及び位置を定めること。</p>	
<p>3.4.7 鉄筋工</p> <p>3.4.7.1 一般事項</p>	<p><b>(1) 適用事項</b></p> <p>本項は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継ぎ手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。</p> <p><b>(2) 照査</b></p> <p>受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立てが可能か、また、打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保できていることを確認しなければならない。不備を発見したときは、監督員に協議しなければならない。</p> <p><b>(3) 亜鉛めっき鉄筋の加工</b></p> <p>受注者は、亜鉛めっき鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。</p> <p><b>(4) エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立て</b></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、<u>エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立てを行う場合、塗装及び鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷がないことを作業完了時に確かめなければならない。</u></p> <p><b>(5) エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接</b></p> <p><u>エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落、加工・組立てに伴う有害な損傷部を確認した場合、受注者は、十分に清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。</u></p> <p><b>(6) 組立完了の確認</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋の組立てが完了したときは、監督員の確認を受けなければならない。</u></p>		
<p><b>3.4.7.2 貯蔵</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋を直接地表へ置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。</u></p> <p><u>また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の進入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.4.7.3 加工</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。</u></p> <p><b>(2) 鉄筋加工時の温度</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときは、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。</u></p> <p><u>なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p><b>(3) 鉄筋の曲げ半径</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）」本編第13章鉄筋コンクリートの前提及び標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><b>(4) 曲げ戻しの禁止</b></p> <p><u>受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。</u></p> <p><b>(5) かぶり</b></p> <p><u>受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋、金網、配管等）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつ、その鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨
	 <p style="text-align: center;">主鉄筋までの距離 図 3-1 鉄筋のかぶり</p>		
3.4.7.4 組立て	<p><b>(1) 一般事項</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋を組み立てる前にこれを清掃し、浮きさび並びに鉄筋の表面に付いた泥、油、ペンキ又はその他鉄筋及びコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除かなければならない。</u></p> <p><b>(2) 配筋・組立て</b></p> <p><u>受注者は、配筋・組立てにおいて次に掲げる事項によらなければならない。</u></p> <p>ア <u>受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</u></p> <p><u>なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。</u></p> <p>イ <u>受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径 0.8 mm以上の焼なまし鉄線、クリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。</u></p> <p><u>また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</u></p> <p>ウ <u>受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持、施工中の安全対策等を目的として、組立鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋又はアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u></p> <p><b>(3) 鉄筋のかぶり確保</b></p> <p><u>受注者は、設計図書に特に定めのない限り鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については1㎡当たり2～4個程度、構造物の底面については1㎡当たり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。</u></p> <p><u>また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製又はモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>なお、これ以外のスペーサを使用する場合は、使用前に監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><b>(4) コンクリート打設前の点検及び清掃</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋を組み立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋位置のずれ、泥、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。</u></p> <p><b>(5) 上層部の鉄筋組立時の注意</b></p> <p><u>受注者は、上層部の鉄筋の組立てを、下層部のコンクリート打設後 24 時間以上経過した後に行わなければならない。</u></p>		
<p><b>3.4.7.5 継ぎ手</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b></p> <p><u>受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継ぎ手を設けるときには、継ぎ手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><b>(2) 重ね継ぎ手</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋の重ね継ぎ手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8 mm 以上の焼なまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。</u></p> <p><u>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継ぎ手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（平成 15 年 11 月土木学会）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の 85% として求めてよい。</u></p> <p><b>(3) 継ぎ手位置</b></p> <p><u>受注者は、原則、継ぎ手を同一断面に集めてはならない。</u></p> <p><u>また、継ぎ手を同一断面に集めないため、継ぎ手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継ぎ手の長さに鉄筋直径の 25 倍を加えた長さ以上としなければならない。継ぎ手が同一断面となる場合は、継ぎ手が確実に施工でき、継ぎ手付近のコンクリートが確実に充てんされ、継ぎ手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</u></p> <p><b>(4) 継ぎ手構造の選定</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋の継ぎ手に圧接継ぎ手、溶接継ぎ手又は機械式継ぎ手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p><b>(5) 継ぎ足し鉄筋の保護</b></p> <p><u>受注者は、将来の継ぎ足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護しなければならない。</u></p> <p><b>(6) 引張断面での継ぎ手の禁止</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋の継ぎ手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。</u></p> <p><b>(7) 鉄筋間の寸法</b></p> <p><u>受注者は、継ぎ手部と隣接する鉄筋とのあき又は継ぎ手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>(8) 機械式鉄筋継ぎ手</b></p> <p><u>ア 機械式鉄筋継ぎ手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継ぎ手工法ガイドライン」に基づき実施するものとする。</u></p> <p><u>受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験及び評価が可能な大学、自治体又は民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員に提出し、承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>また、機械式鉄筋継ぎ手の施工については、次に掲げる事項によらなければならない。</u></p> <p><u>(7) 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>(イ) 機械式鉄筋継ぎ手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目、頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理又は検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。</u></p> <p><u>また、機械式鉄筋継ぎ手工法の信頼度は、「鉄筋定着・継手指針」の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>イ 設計時に機械式鉄筋継ぎ手工法が適用されていない継ぎ手において、機械式鉄筋継ぎ手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していること及び性能を確保するために必要な継ぎ手等級について、監督員の承諾を得た上で適用すること。</u></p>		
<p><b>3.4.7.6 ガス圧接</b></p> <p><b>(1) 圧接工の資格</b></p> <p><u>圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。</u></p> <p><u>また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。</u></p> <p><u>なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>また、圧接工の技量の確認に関して、監督員又は検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。</u></p> <p><b>(2) 書類の提出</b></p> <p><u>受注者は、あらかじめ当該工事に従事する圧接工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</u></p> <p><b>(3) 施工できない場合の処置</b></p> <p><u>受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><b>(4) 圧接の禁止</b></p> <p><u>受注者は、規格又は形状が著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は、手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>(5) 圧接面の清掃</b></p> <p>受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、公益社団法人日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメントペースト又はその他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p><b>(6) 圧接面の隙間</b></p> <p>突き合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺の隙間は2mm以下とする。</p> <p><b>(7) 圧接面の施工</b></p> <p>受注者は、ガス圧接を施工する際には、鉄筋軸方向の最終加圧力は、母材断面積当たり30MPa以上（SD490の場合は40MPa以上、かつ、下限圧については20～25MPaまで）としなければならない。</p> <p>また、圧接部のふくらみの直径は、原則として鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋径）の1.4倍（SD490は1.5倍）以上、ふくらみの長さは1.1倍（SD490は1.2倍）以上とし、その形状は、なだらかとなるようにしなければならない。</p> <p><b>(8) 軸心のくい違い</b></p> <p>受注者は、ガス圧接を施工する際は、軸心のくい違いは、鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋径）の1/5以下としなければならない。</p> <p><b>(9) 圧接のふくらみの頂部と圧接部とのずれ</b></p> <p>受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接のふくらみの頂部と圧接部とのずれは、鉄筋径の1/4以下としなければならない。</p> <p><b>(10) 悪天候時の作業禁止</b></p> <p>受注者は、降雪雨、強風等のときは作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は、作業を行うことができる。</p> <p><b>(11) 接合部の急冷防止</b></p> <p>受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接後は、接合部を雨水等で急冷しないようにすること。</p> <p><b>(12) 圧接部の検査</b></p> <p>受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接部の検査は、原則として外観検査及び超音波探傷検査とすること。</p> <p><b>(13) 超音波探傷検査</b></p> <p>超音波探傷検査はJIS Z 3062（鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）により、検査対象とその頻度については、次の方法による。</p> <p>ア 受注者は、対象となる検査ロットについては、原則として、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所とし、その大きさは200か所程度を標準とすること。</p> <p>イ 受注者は、各検査ロットごとに30か所のランダムサンプリングを行うこ</p>		

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>と。</p> <p>ウ 受注者は、ロットの合否判定については、各検査ロットごとに30か所の超音波探傷試験を行った結果、不合格箇所数が1か所以下の場合、ロットを合格とし、2か所以上の場合にはロットを不合格とすること。</p> <p>エ 受注者は、ロットの処置については、合格ロットはそのまま受け入れ不合格ロットは残り全数の検査を行うこと。</p> <p>また、いずれの検査でも検出された不合格圧接部の処置は、圧接部を切り取って再圧接し、再度超音波探傷試験を行うこと。</p> <p>オ 受注者は、超音波探傷試験に用いる試験器については、記録式のものを用いること。やむを得ず記録式でない試験器を用いる場合には監督員の承諾を得ること。</p>		
<p>3.4.8 型枠・支保</p> <p>3.4.8.1 一般事項</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>本項は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定めるものとする。</p> <p>(2) 構造</p> <p>ア 一般事項</p> <p>受注者は、型枠・支保をコンクリート建造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造と<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ 面取り</p> <p>受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用<u>しなければならない</u>。</p> <p>ウ 型枠の構造</p> <p>受注者は、型枠を容易に組立て及び取り外すことができ、せき板又はパネルの継ぎ目はなるべく部材軸に直角又は平行とし、モルタルの漏れない構造に<u>しなければならない</u>。</p> <p>エ 主要建造物の型枠</p> <p>受注者は、主要建造物の型枠については、鋼製又はこれと同程度の仕上がりとなる型枠を使用<u>しなければならない</u>。</p> <p>オ 合板型枠</p> <p>受注者は、合板型枠を使用する場合は、合理的使用により反復使用に努めなければならない。合板は、ウレタン樹脂等で表面処理した塗装合板、合成樹脂フィルム等で覆ったものを使用するものとする。</p> <p>カ 支保形式</p> <p>受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐え得る強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定<u>しなければならない</u>。</p> <p>キ 支保基礎の注意</p> <p>受注者は、支保の基礎に過度の沈下、不等沈下等が生じないように<u>しなければならない</u>。</p>	<p>3.4.10 型枠及び支保工</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、型枠及び支保をコンクリート建造物の位置及び形状寸法を正確に保つために、十分な強度と安定性を持つ構造と<u>すること</u>。</p> <p>(2) 面取り用の型枠</p> <p>受注者は、特に定めのない場合は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用<u>すること</u>。</p> <p>(3) 型枠構造</p> <p>型枠は、容易に組立て及び取外しができ、せき板又はパネルの継目はなるべく部材軸に直角又は平行とし、モルタルの漏れない構造に<u>すること</u>。</p> <p>(4) 支保の選定</p> <p>受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐え得る強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定<u>すること</u>。</p> <p>また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないように<u>すること</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
	<p>(3) <u>組立て</u></p> <p>ア <u>一般事項</u></p> <p>受注者は、型枠を締め付けるに当たって、ボルト又は棒鋼を用い<u>なければならぬ</u>。</p> <p>また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載<u>しなければならない</u>。</p> <p>なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締め付け材を<u>残しておいてはならない</u>。</p> <p>イ <u>剥離材</u></p> <p>受注者は、型枠の内側に、<u>剥離材</u>を均一に塗布するとともに、<u>剥離剤</u>が鉄筋に付着しないように<u>しなければならない</u>。</p> <p>ウ <u>コンクリート出来形の確保</u></p> <p>受注者は、型枠・支保工の<u>取外しの時期及び順序について</u>、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され、工事目的物の品質及び性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>(4) <u>取外し</u></p> <p>ア <u>一般事項</u></p> <p>受注者は、型枠・支保の取外しの時期並びに順序について、設計図書に定め<u>られていない</u>場合には、<u>構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、</u>コンクリートの強度、構造物の種類とその重要度、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、<u>取外しの時期及び順序の計画を</u>、施工計画書に記載<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ <u>取外し時期</u></p> <p>受注者は、コンクリートがその自重及び施工に加わる荷重を受ける<u>ために</u>必要な強度に達するまで、型枠及び支保を取り外<u>してはならない</u>。</p> <p>ウ <u>型枠穴の補修</u></p> <p>受注者は、型枠の組立てに使用した締め付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修<u>しなければならない</u>。</p>	<p>(5) <u>主要構造物の型枠</u></p> <p>受注者は、主要構造物の型枠については、鋼製又はこれと同程度の仕上がりとなる型枠を使用すること。</p> <p>(6) <u>合板型枠</u></p> <p>受注者は、合板型枠を使用する場合は、<u>反復使用に努めること</u>。合板は、ウレタン樹脂等で表面処理した塗装合板、合成樹脂フィルム等で覆ったものを使用すること。</p> <p>(7) <u>型枠の締め付け</u></p> <p>受注者は、型枠を締め付けるに当たって、ボルト又は棒鋼を用い<u>ること</u>。</p> <p>また、外周をバンド等で締め付ける場合<u>は</u>、その構造、施工手順等を施工計画書に記載<u>すること</u>。</p> <p>なお、<u>受注者は</u>、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締め付け材を<u>残さないこと</u>。</p> <p>(8) <u>剥離材の塗布</u></p> <p>受注者は、型枠の内側に、剥離材を均一に塗布するとともに、剥離剤が鉄筋に付着しないように<u>すること</u>。</p> <p>(9) <u>型枠及び支保工の施工</u></p> <p>受注者は、型枠<u>及び</u>支保工の<u>施工に当たり</u>、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され、工事目的物の品質及び性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工<u>すること</u>。</p> <p>(10) <u>型枠及び支保の取外し（その1）</u></p> <p>受注者は、型枠<u>及び</u>支保の取外しの時期並びに順序について、設計図書に定め<u>のない</u>場合には、コンクリートの強度、構造物の種類とその重要度、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、<u>これらを適切に定め</u>、施工計画書に記載<u>すること</u>。</p> <p>(11) <u>型枠及び支保の取外し（その2）</u></p> <p>受注者は、コンクリートがその自重及び施工に加わる荷重を受ける<u>のに</u>必要な強度に達するまで、型枠及び支保を取り外<u>さないこと</u>。</p> <p>(12) <u>組立用の穴の補修</u></p> <p>受注者は、型枠の組立てに使用した締め付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修<u>すること</u>。</p>	
		<p>3.4.11 <u>鉄筋工</u></p> <p>(1) <u>施工前の図面照査</u></p> <p>受注者は、<u>施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立てが可</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.4.7に移行しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
	<p>能か、また打込み及び締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。</p> <p><b>(2) 鉄筋の貯蔵</b> 受注者は、鉄筋を直接地表へ置くことを避け、倉庫内に貯蔵すること。屋外に貯蔵する場合は、雨水等の進入を防ぐためシート等で適切な覆いを行うこと。</p> <p><b>(3) 鉄筋の加工</b> 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工すること。</p> <p><b>(4) 鉄筋の曲げ加工</b> 受注者は、鉄筋を常温で加工すること。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときは、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工すること。 なお、調査・試験及び確認資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完了時まで監督員へ提出すること。 また、受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）」（土木学会）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(5) 曲げ戻しの禁止</b> 受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻さないこと。</p> <p><b>(6) 組立前の清掃</b> 受注者は、鉄筋を組み立てる前にこれを清掃し、浮錆や鉄筋の表面についた泥、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートとの付着を害するおそれのあるものを除くこと。</p> <p><b>(7) 鉄筋の組立て</b> 受注者は、図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打込み中に動かないよう堅固に組み立てること。 なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用すること。 受注者は、鉄筋の交点の要所を直径 0.8 mm以上のなまし鉄線又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにすること。 また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うこと。</p> <p><b>(8) 設計図書に示されていない鋼材等の配置</b> 受注者は、設計図書に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつ、その鋼材等と他の鉄筋との空きを粗骨材の最大寸法の 4 / 3 以上とすること。</p> <p><b>(9) 仮設物を構造物本体に存置する場合の確認</b> 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
	<p><b>(10) 鉄筋のかぶり確保</b></p> <p>受注者は、設計図書に特に定めのない限り鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するとともに、構造物の側面については1㎡当たり2個から4個程度、構造物の底面については1㎡当たり4個以上設置すること。</p> <p>鉄筋のかぶりとは、コンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。</p> <p>また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製又はモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用すること。これ以外のスペーサを使用する場合は、使用前に監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(11) 打込み前の清掃</b></p> <p>受注者は、鉄筋を組み立ててからコンクリートを打ち込むまでに、鉄筋の位置がずれ、泥、油等の付着の有無について点検し、清掃してからコンクリートを打ち込むこと。</p> <p><b>(12) 上層部の鉄筋組立て</b></p> <p>受注者は、上層部の鉄筋組立てを、下層部のコンクリート打込み後24時間以上経過した後に行うこと。</p> <p><b>(13) 組立て完了時の確認</b></p> <p>受注者は、鉄筋の組立てが完了したときは、監督員の確認を得ること。</p> <p><b>(14) 鉄筋継手の追加施工</b></p> <p>受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>また、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて直径0.8mm以上の焼きなまし鉄線で数箇所緊結すること。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」(H15.11土木学会)により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてもよい。</p> <p><b>(15) 同一断面継手の防止</b></p> <p>受注者は、原則、継手を同一断面に集めないこと。</p> <p>また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上とすること。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充てんされ、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認すること。</p> <p><b>(16) 鉄筋の継手位置</b></p> <p>受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けること。</p> <p><b>(17) 隣接鉄筋との空き</b></p> <p>受注者は、継手部と隣接する鉄筋との空き又は継手部相互の空きを粗骨材の最大寸法以上とすること。</p> <p><b>(18) 重ね継手以外の継手</b></p> <p>受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手又は機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明す</p>	

## 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		<p>る資料を監督員に提出すること。</p> <p><b>(19) 継足し用の鉄筋の保護</b> 受注者は、将来の継ぎ足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等からこれを保護すること。</p> <p><b>(20) 亜鉛メッキ鉄筋の加工</b> 受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合は、その特性に応じた適切な方法でこれを行うこと。</p> <p><b>(21) エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工及び組立て</b> 受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工及び組立てを行う場合、塗装及び鉄筋の材質を害さないよう、衝撃又はこすれによる損傷のないことを作業完了時に確認すること。</p> <p><b>(22) エポキシ系樹脂塗装鉄筋の補修</b> エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断又は溶接による塗膜欠落や、加工及び組立てに伴う有害な損傷部を確認した場合、受注者は、十分に清掃した上で、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修すること。</p>	
		<p><b>3.4.12 機械式鉄筋継手</b></p> <p><b>(1) 機械式鉄筋継手</b> ア 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督員に提出し、承諾を得なければならない。 また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (7) 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。 (8) 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。 イ 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級について、監督員の承諾を得た上で適用すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.4.7に移行しました。</p>
		<p><b>3.4.13 鉄筋ガス圧接</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者としてすること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.4.7.6に移行しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
	<p>また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素又はアセチレン炎により圧接する技量を有する技術者としてすること。</p> <p>なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を、熱間押抜き法とする場合は、施工方法について監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(2) 書類の提出</b></p> <p>受注者は、あらかじめ当該工事に従事する圧接工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</p> <p><b>(3) ガス圧接箇所の変更協議</b></p> <p>受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督員と協議すること。</p> <p><b>(4) 圧接面の前処理</b></p> <p>受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断すること。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、錆、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去すること。</p> <p><b>(5) 異規格等の鉄筋の圧接禁止</b></p> <p>受注者は、規格又は形状が著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は、手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。</p> <p><b>(6) 圧接面の仕様</b></p> <p>突き合わせた圧接面は、なるべく平面とし、圧接端面間の隙間は2mm以下とすること。</p> <p><b>(7) 最終加圧力等</b></p> <p>受注者は、ガス圧接を施工する際は、鉄筋軸方向の最終加圧力は、母材断面積当たり30MPa以上（SD490の場合は40MPa以上、かつ、下限圧については20MPaから25MPaまで）とすること。</p> <p>また、圧接部の膨らみの直径は、原則として鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋径）の1.4倍（SD490は1.5倍）以上、膨らみの長さは1.1倍（SD490は1.2倍）以上とし、その形状はなだらかとなるようにすること。</p> <p><b>(8) 軸心のくい違い</b></p> <p>受注者は、ガス圧接を施工する際は、軸心のくい違いは、鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋径）の1/5以下とすること。</p> <p><b>(9) 膨らみ頂部と圧接部とのずれ</b></p> <p>受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接の膨らみの頂部と圧接部とのずれは、鉄筋径の1/4以下とすること。</p> <p><b>(10) 圧接面の条こう</b></p>	

新旧対照表

改定			現行	改定の要旨
			<p>受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接部には突き合わせた圧接面の条こうが残らないようにすること。</p> <p>(11) 接合部の急冷防止 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接後は、接合部を雨水等で急冷しないようにすること。</p> <p>(12) 降雪雨、強風時の作業禁止 受注者は、降雪雨、強風等のときは、作業をしないこと。ただし、作業が可能ないように防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は、作業を行うことができる。</p> <p>(13) 圧接部の検査 受注者は、ガス圧接を施工する際には、圧接部の検査は、原則として外観検査及び超音波探傷検査とすること。</p> <p>(14) 超音波探傷検査 超音波探傷検査は JIS Z 3062（鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）により、検査対象とその頻度については、次の方法による。</p> <p>ア 受注者は、対象となる検査ロットについては、原則として、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所とし、その大きさは 200 か所程度を標準とすること。</p> <p>イ 受注者は、各検査ロットごとに 30 か所のランダムサンプリングを行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、ロットの合否判定については、各検査ロットごとに 30 か所の超音波探傷試験を行った結果、不合格箇所数が 1 か所以下の場合は、ロットを合格とし、2 か所以上の場合はロットを不合格とすること。</p> <p>エ 受注者は、ロットの処置については、合格ロットはそのまま受け入れ不合格ロットは残り全数の検査を行うこと。</p> <p>また、いずれの検査でも検出された不合格圧接部の処置は、圧接部を切り取って再圧接し、再度超音波探傷試験を行うこと。</p> <p>オ 受注者は、超音波探傷試験に用いる試験器については、記録式のものを用いること。やむを得ず記録式でない試験器を用いる場合には監督員の承諾を得ること。</p>	
<p>3.4.9 暑中コンクリート</p>	<p>(1) 一般事項 ア 本項は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本項に定めのない事項は、「3.4.2 レディーミクストコンクリート」、「3.4.5 現場練りコンクリート」及び「3.4.6 運搬・打設」の規定による。</p> <p>イ 受注者は、日平均気温が 25℃を超えると予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。</p> <p>(2) 施工</p>	<p>3.4.14 暑中コンクリート</p>	<p>(1) 一般事項 ア 本項は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>イ 受注者は、日平均気温が 25℃を超えると予想されるときは、暑中コンクリートとしての施工を行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用する<u>こと</u>。</p> <p>(2) 施工</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>ア 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、<u>AE</u>減水剤、流動化剤等を使用する場合は、<u>JIS A 6204</u>（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用すること<u>が望ましい</u>。</p> <p>なお、遅延剤等を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法、添加量等について施工計画書に記載<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分は十分に吸水させ<u>なければならない</u>。</p> <p>また、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水、覆い等の適切な措置を講じ<u>なければならない</u>。</p> <p>ウ 打設時のコンクリートの温度の<u>上限</u>は、<u>所定の品質を確保できる場合、38℃とし、それ以外の場合は35℃以下とする</u>。</p> <p>エ 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬<u>しなければならない</u>。</p> <p>オ コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない。</p> <p>カ 受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないように行<u>わなければならないものとする</u>。</p> <p>キ 受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリート表面を乾燥から保護<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な措置を<u>施さなければならない</u>。</p>	<p>ア 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤<u>及びAE</u>減水剤、流動化剤等を使用する場合は <u>JIS A 6204</u>（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用すること。</p> <p>なお、遅延剤等を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法、添加量等について施工計画書に記載<u>すること</u>。</p> <p>イ 受注者は、コンクリートの打込み前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分は十分に吸水させる<u>こと</u>。</p> <p>また、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合<u>には</u>、散水、覆い等の適切な措置を講じ<u>ること</u>。</p> <p>ウ 打込み時のコンクリートの温度は、<u>35℃以下とする</u>。<u>コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない</u>。</p> <p>エ 受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬<u>すること</u>。</p> <p>オ コンクリートの練り混ぜから打込み完了までの時間は、1.5時間を超えてはならない。</p> <p>カ 受注者は、コンクリートの打込みをコールドジョイントが生じないように行<u>うこと</u>。</p> <p>キ 受注者は、コンクリートの打込み終了後、速やかに養生を開始し、コンクリート表面を乾燥から保護<u>すること</u>。</p> <p>また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な措置を<u>講じること</u>。</p>	
<p>3.4.10 寒中コンクリート</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>ア 本項は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p><u>なお、本項に定めのない事項は、「3.4.2 レディーミクストコンクリート」、「3.4.5 現場練りコンクリート」及び「3.4.6 運搬・打設」の規定による。</u></p> <p>イ 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行<u>わなければならない</u>。</p> <p>ウ 受注者は、寒中コンクリートの施工に当たり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠及び支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるように<u>しなければならない</u>。</p> <p>(2) 施工</p> <p>ア 受注者は、寒中コンクリートの<u>施工</u>においては、次<u>によらなければならない</u>。</p> <p>(7) 受注者は、凍結しているか又は氷雪の混入している骨材をそのまま用い<u>てはならない</u>。</p> <p>(4) 受注者は、材料を加熱する場合、水又は骨材を加熱することとし、セメント</p>	<p>3.4.15 寒中コンクリート</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>ア 本項は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>イ 受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想されるときには、寒中コンクリートとしての施工を行<u>うこと</u>。</p> <p>ウ 受注者は、寒中コンクリートの施工に当た<u>っては</u>、材料、配合、練り混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠及び支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるように<u>すること</u>。</p> <p>(2) 施工</p> <p>ア 受注者は、寒中コンクリートに<u>使用する材料</u>は、次<u>のとおりとすること</u>。</p> <p>(7) 受注者は、凍結しているか又は氷雪の混入している骨材をそのまま用い<u>ないこと</u>。</p> <p>(4) 受注者は、材料を加熱する場合は、水又は骨材を加熱することとし、セメン</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>はどのような場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ、過度に乾燥しない方法によるものとする。</p> <p>(ウ) 受注者は、<u>AE</u>コンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、<u>監督員と協議しなければならない</u>。</p> <p>イ 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練混ぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、<u>構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃までの範囲に保たなければならない</u>。</p> <p>エ 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定しなければならない。</p> <p>オ 受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打込んで<u>ならない</u>。 また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に<u>打設しなければならない</u>。</p> <p>カ 受注者は、凍結融解によって害を受けたコンクリートを除かななければならない。</p> <p>(3) 養生</p> <p>ア 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。</p> <p>イ 受注者は、コンクリートの打込み終了後、直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面温度の急冷を防がなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。</p> <p>エ 受注者は、コンクリートに給熱する場合は、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにしなければならない。 また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させ<u>てはならない</u>。</p> <p>オ 受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間については、「<u>表 3.5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</u>」の値以上とするのを標準とする。 <u>なお、「表 3.5 寒中コンクリートの温度制御養生期間」の養生期間の後、さらに2日間は、コンクリート温度を0℃以上に保たなければならない</u>。 また、湿潤養生に保つ養生日数として「<u>表 3.4 コンクリートの湿潤養生期間の目安</u>」に示す期間も満足する必要がある。</p>	<p>トはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ、過度に乾燥しない方法によること。</p> <p>(ウ) 受注者は、<u>AE</u>コンクリートを用いる。これ以外を用いる場合は、<u>使用前に設計図書に関して監督員の承諾を得ること</u>。</p> <p>イ 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練り混ぜ、運搬及び打込みを行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、打込み時のコンクリートの温度を構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して5℃から20℃までの範囲に保つこと。</p> <p>エ 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサーに投入する順序を設定すること。</p> <p>オ 受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打ち込まないこと。 また、地盤が凍結している場合は、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打ち込むこと。</p> <p>カ 受注者は、凍結融解によって害を受けたコンクリートを除くこと。</p> <p>(3) 養生</p> <p>ア 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類や大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画すること。</p> <p>イ 受注者は、コンクリートの打込み終了後、直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防ぐこと。</p> <p>ウ 受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防ぐこと。</p> <p>エ 受注者は、コンクリートに給熱する場合は、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにすること。 また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させない。</p> <p>オ 受注者は、養生温度を5℃以上に保つこと。 また、養生期間については、表 3.5 の日数以上とするのを標準とする。 <u>さらに、表 3.5 の養生期間の後、2日間はコンクリート温度を0℃以上に保つこと</u>。 また、湿潤養生に保つ養生日数として表 3.4 に示す期間も満足する必要がある。</p>	

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																				
<p style="text-align: center;"><b>表 3.5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p style="text-align: center;"><b>表 3.5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">断面 5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに設定される凍結融解の程度</th> <th colspan="3">普通の場合</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランド</th> <th>早強ポルトランド</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減すること。</p>	断面 5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに設定される凍結融解の程度		普通の場合			普通ポルトランド	早強ポルトランド	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件			養生温度	セメントの種類																																																		
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント		混合セメントB種																																																		
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
断面 5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに設定される凍結融解の程度		普通の場合																																																				
		普通ポルトランド	早強ポルトランド	混合セメントB種																																																		
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
<p><b>3.4.11 マスコ</b> <b>ンクリート</b></p> <p>(1) <b>一般事項</b> 本項は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>(2) <b>施工</b></p> <p>ア 受注者は、マスコンクリートの施工に当たって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。</p> <p>イ 受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継ぎ目の位置及び構造並びに打込み時間間隔を設定しなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打込みを行ってはならない。</p> <p>エ 受注者は、養生に当たって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。</p> <p>オ 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>																																																				
<p><b>3.4.12 水中コ</b> <b>ンクリート</b></p> <p>(1) <b>水セメント比</b> 受注者は、コンクリートの配合に当たって、水セメント比を55%以下にして、設計図書に示す強度が得られるようにすること。</p> <p>(2) <b>静水中への打込み</b> 受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打設してはならない。</p> <p>(3) <b>水中落下の防止</b> 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは、水と直接接しないようにしなければならない。</p>	<p><b>3.4.16 水中コ</b> <b>ンクリート</b></p> <p>(1) <b>水セメント比</b> 受注者は、コンクリートの配合に当たって、水セメント比を55%以下にして、設計図書に示す強度が得られるようにすること。</p> <p>(2) <b>静水中への打込み</b> 受注者は、コンクリートを静水中に打ち込むこと。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打ち込んではいならない。</p> <p>(3) <b>水中落下の禁止</b> 受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打込み開始時のコンクリートは、水と直接に接しないようにすること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>																																																				

新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨
	<p>(4) <b>水中コンクリート打設時の注意</b>            受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。            なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ、次のコンクリートを打設してはならない。</p> <p>(5) <b>レイタンス発生の抑制</b>            受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかき乱さないようにしなければならない。</p> <p>(6) <b>水の流動防止</b>            受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。            なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p> <p>(7) <b>コンクリートの打込み方法</b>            コンクリートは、トレミー管、コンクリートポンプ等を使用して打ち込むこと。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議すること。</p> <p>(8) <b>トレミー打設</b>            ア 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。            イ 受注者は、1本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。            ウ 受注者は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。            エ 受注者は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。</p> <p>(9) <b>コンクリートポンプ打設</b>            ア コンクリートポンプの配管は水密でなければならない。            イ 打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。</p> <p>(10) <b>底開き箱及び底開き袋による打設</b>            受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。            また、打設に当たっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱又は底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(4) <b>コンクリートの打込み</b>            受注者は、コンクリート打込み中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打ち込むこと。            なお、やむを得ず打込みを中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ、次のコンクリートを打ち込んではならない。</p> <p>(5) <b>レイタンス発生の抑制</b>            受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打込み中のコンクリートをかき乱さないようにすること。</p> <p>(6) <b>未硬化時の水の流動防止</b>            受注者は、コンクリートが硬化するまで水の流動を防ぐこと。            なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従うこと。</p> <p>(7) <b>コンクリートの打込み方法</b>            コンクリートは、トレミー管、コンクリートポンプ等を使用して打ち込むこと。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議すること。</p> <p>(8) <b>トレミー打設</b>            ア トレミー管を水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打込み中は常にコンクリートで満たすこと。            また、トレミー管は、打込み中に水平移動させないこと。            イ 受注者は、1本のトレミー管で打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大としないこと。            ウ 受注者は、トレミー管の取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じること。            エ 受注者は、特殊なトレミー管を使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討すること。</p> <p>(9) <b>コンクリートポンプ打設</b>            ア コンクリートポンプの配管は水密とすること。            イ 打込みの方法は、トレミー打設の場合に準じること。</p> <p>(10) <b>底開き箱及び底開き袋による打設</b>            受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。            また、打設に当たっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱又は底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</p>	
<p>3.4.13 海水の作用を受けるコンクリート</p>	<p>(1) <b>一般事項</b>            受注者は、海水の作用、波浪及び海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート</p>	<p>3.4.17 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>(1) <b>一般事項</b>            受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工に当たっては、品質が確保できるように打込み、締め固め、養生などを行うこと。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>自体の劣化、鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。</u></p> <p>(2) 水平打継ぎ目の位置 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 <b>600mm</b> 及び最低潮位から下 <b>600mm</b> の間のコンクリートに水平打継ぎ目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継ぎ目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) <u>海水からの保護期間</u> 受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合は、材齢5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメント用いた場合は、B種については、材齢7日以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日以上になるまで海水に洗われないよう保護しなければならない。</p>	<p>(2) 水平打継ぎ目の位置 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 <b>60cm</b> 及び最低潮位から下 <b>60cm</b> の間のコンクリートに水平打継ぎ目を設けないこと。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継ぎ目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得ること。</p> <p>(3) <u>セメントの種類と保護期間</u> 受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合は材齢5日以上、高炉セメント又はフライアッシュセメント用いた場合、B種については材齢7日以上とし、更に、日平均気温が10℃以下となる場合には、材齢9日以上になるまで海水に洗われないように保護すること。</p>	
	<p><b>3.4.18 マスコ ンクリート</b></p> <p>(1) <u>一般事項</u> 本項は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p> <p>(2) <u>施工</u> ア 受注者は、マスコンクリートの施工に当たって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行うこと。 イ 受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造並びに打込み時間間隔を設定すること。 ウ 受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打込みを行わないこと。 エ 受注者は、養生に当たって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御すること。 オ 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.4.11に移行しました。</p>
	<p><b>3.4.19 表面仕 上げ</b></p> <p>(1) <u>せき板に接する露出面の仕上げ</u> 受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げに当たっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み及び締め固めをすること。</p> <p>(2) <u>せき板に接しない面の仕上げ</u> 受注者は、せき板に接しない面の仕上げに当たっては、締め固めを終わり、均したコンクリートの上面に、しみ出した水がなくなるか、又は上面の水を処理した後でなければ、仕上げ作業にかからないこと。</p> <p>(3) <u>平らな表面仕上げ</u> 受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート又はモルタルのパッチングを施し、平らな表面が得られるように仕上げること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.4.6.8に移行しました。</p>

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
<p>3.4.14 左官仕上げ</p>	<p>(1) モルタル塗りの下地 受注者は、モルタル塗りに当たっては、下地を清掃し、下塗り、上塗りともこて押さえを十分に、こてむらが出来ないように平坦に出隅入隅を正しく塗りたて、刷毛及びこて仕上げ、目地切り等は入念に施工しなければならぬ。</p> <p>(2) モルタルのろ引き仕上げ 受注者は、モルタルのろ引き仕上げに当たっては、下地を十分湿らせてから下地が見え透く所のないように刷毛で塗らなければならない。</p> <p>(3) 防水モルタル塗り 受注者は、防水モルタル塗りに当たっては、下地清掃の後入念に仕上げなければならない。</p> <p>(4) 人造石洗出し 受注者は、人造石洗出しは、十分に種石を押え込み、水引加減を見計らい、清水で全面まだらなく種石がきれいに浮き出るよう洗い出しをしなければならぬ。</p> <p>(5) 人造石研出し 受注者は、人造研出しの上塗りに当たっては、表面に石粒をむらなく擦り込み、こて押さえを十分に行い、硬化程度を見計らい、荒研ぎをしなければならぬ。</p> <p>(6) 人造石の小たたき仕上げ 受注者は、人造石の小たたき仕上げに当たっては、上塗り後3昼夜以上経過した後小たたき仕上げを行わなければならない。</p> <p>(7) 人造石の仕上げ面 受注者は、人造石の仕上げ面を、塗上げ後1週間は満遍なく散水し、風及び日光の直射を避け、寒暑に対しては適切な防護をしなければならない。</p>	<p>3.4.20 左官仕上げ</p>	<p>(1) モルタル塗りの下地 受注者は、モルタル塗りに当たっては、下地を清掃し、下塗り、上塗りともこて押さえを十分に、こてむらが出来ないように平坦に出隅入隅を正しく塗りたて、刷毛及びこて仕上げ、目地切等は入念に施工すること。</p> <p>(2) モルタルのろ引き仕上げ 受注者は、モルタルのろ引き仕上げは、下地を十分湿らせてから下地が見え透く所のないように刷毛で塗ること。</p> <p>(3) 防水モルタル塗り 受注者は、防水モルタル塗りは、下地清掃の後、入念に仕上げること。</p> <p>(4) 人造石洗出し 受注者は、人造石洗出しは、十分に種石を押さえ込み、水引加減を見計らい、清水で全面まだらなく種石がきれいに浮き出るよう洗い出しをすること。</p> <p>(5) 人造石研出し 受注者は、人造研出しの上塗りは、表面に石粒をむらなく擦り込み、こて押さえを十分に行い、硬化程度を見計らい、荒研ぎをすること。</p> <p>(6) 造石の小たたき仕上げ 受注者は、人造石の小たたき仕上げは、上塗り後、三昼夜以上経過した後、小たたき仕上げを行うこと。</p> <p>(7) 人造石の仕上げ面 受注者は、人造石の仕上げ面を、塗上げ後一週間は満遍なく散水し、風及び日光の直射を避け、寒暑に対しては適切な防護をすること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>3.4.15 コンクリート面の塗装</p>	<p>(1) 素地調整 受注者は、塗装に先立ち、コンクリート面の素地調整において、次の項目に従わなければならない。 ア 受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、じんあい、油脂類、塩分等の有害物、脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは、確実に除去しなければならない。 イ 受注者は、コンクリート表面に小穴、亀裂等のある場合は、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</p> <p>(2) 塗装 受注者は、塗装に当たり、塗り残し、ながれ、しわ等のないように全面を均一の厚さに塗りあげなければならない。</p> <p>(3) 塗装の禁止事項 受注者は、次の場合、塗装を行ってはならない。 ア 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用</p>	<p>3.4.21 コンクリート面の塗装</p>	<p>(1) 素地調整 受注者は、塗装に先立ち、コンクリート面の素地調整において、次の項目に従うこと。 ア 受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、塵あい、油脂類、塩分等有害物、脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去すること。 イ 受注者は、コンクリート表面に小穴や亀裂等のある場合は、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にすること。</p> <p>(2) 塗装 受注者は、塗装に当たっては、塗り残し、ながれ、しわ等のないように全面を均一の厚さに塗りあげること。</p> <p>(3) 塗装の禁止事項 受注者は、次の場合は、塗装を行わないこと。 ア コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で気温が5℃以下のとき、<u>又は</u>コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗<u>及び</u>柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗及びポリウレタン系塗料を用いる場合で気温が0℃以下のとき。</p> <p><u>イ</u> 湿度が85%以上のとき。  <u>ウ</u> 風が強いとき、<u>及び</u><u>じん</u>あいが多いたとき。  <u>エ</u> 塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき。  <u>オ</u> コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき。  <u>カ</u> コンクリート表面の含水率が<u>高</u>周波水分計で8%以上のとき。  <u>キ</u> コンクリート面の漏水部  <u>ク</u> その他監督員が不相当と認めたとき。</p> <p>(4) <b>塗重ね</b>  受注者は、塗重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行<u>わなければならない</u>。</p>	<p>樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で気温が5℃以下のとき、<u>イ</u> コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗、<u>ウ</u> 柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗及びポリウレタン系塗料を用いる場合で気温が0℃以下のとき。  <u>ウ</u> 湿度が85%以上のとき。  <u>エ</u> 風が強いとき及び<u>塵</u>あいが多いたとき。  <u>オ</u> 塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき。  <u>カ</u> コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき。  <u>キ</u> コンクリート表面の含水率が高周波水分計で8%以上のとき。  <u>ク</u> コンクリート面の漏水部  <u>ケ</u> その他監督員が不相当と認めたとき。</p> <p>(4) <b>塗重ね</b>  受注者は、塗重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行<u>うこと</u>。</p>	
<p>3.4.16 試験</p> <p>(1) <b>圧縮強度試験</b>  受注者は、コンクリートの圧縮強度試験は、国又は公立の試験機関及びこれに準ずる機関に委託して行うこと。ただし、これにより難しい場合は、J I S 認証品を出荷できる工場で原則として監督員の立会いの下に実施し、試験結果を監督員に提出することができるものとする。</p> <p>(2) <b>適用規格と試験項目</b>  受注者は、コンクリートの試験に当たっては、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に基づき行うこと。  なお、試験項目及び試料採取等は、「表 3.6 <u>試料採取単位</u>」の規定による。</p>	<p>3.4.22 試験</p> <p>(1) <b>圧縮強度試験</b>  受注者は、コンクリートの圧縮強度試験は、国又は公立の試験機関及びこれに準ずる機関に委託して行うこと。ただし、これにより難しい場合は、J I S 認証品を出荷できる工場で原則として監督員の立会いの下に実施し、試験結果を監督員に提出することができるものとする。</p> <p>(2) <b>適用規格と試験項目</b>  受注者は、コンクリートの試験に当たっては、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に基づき行うこと。  なお、試験項目及び試料採取等は、表 3.6 の規定による。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨																
<p>表 3.6 試料採取単位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試料採取単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スランプ 及び 空気量</td> <td> <p>構造物の重要性と工事の規模に応じて 50m<sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td>圧縮強度</td> <td> <p>コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。</p> <p>① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び 150m<sup>3</sup> ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が 150m<sup>3</sup> を越えない場合でも、1日2回（午前・午後）行う。</p> <p>② 上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積（張）の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1～3回程度とする。</p> <p>③ テストピースは荷卸し時点で採取する。（3本／1組）</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td>塩化物量</td> <td> <p>午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。</p> <p>1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートに限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試料採取単位	スランプ 及び 空気量	<p>構造物の重要性と工事の規模に応じて 50m<sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>	圧縮強度	<p>コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。</p> <p>① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び 150m<sup>3</sup> ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が 150m<sup>3</sup> を越えない場合でも、1日2回（午前・午後）行う。</p> <p>② 上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積（張）の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1～3回程度とする。</p> <p>③ テストピースは荷卸し時点で採取する。（3本／1組）</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>	塩化物量	<p>午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。</p> <p>1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートに限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>	<p>表 3.6 試料採取単位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試料採取単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スランプ 及び 空気量</td> <td> <p>構造物の重要性と工事の規模に応じて 50m<sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td>圧縮強度</td> <td> <p>コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。</p> <p>① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び 150m<sup>3</sup> ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が 150m<sup>3</sup> を越えない場合でも、1日2回（午前・午後）行う。</p> <p>② 上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積（張）の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1～3回程度とする。</p> <p>③ テストピースは荷卸し時点で採取する。（3本／1組）</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td>塩化物量</td> <td> <p>午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。</p> <p>1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートに限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試料採取単位	スランプ 及び 空気量	<p>構造物の重要性と工事の規模に応じて 50m<sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>	圧縮強度	<p>コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。</p> <p>① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び 150m<sup>3</sup> ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が 150m<sup>3</sup> を越えない場合でも、1日2回（午前・午後）行う。</p> <p>② 上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積（張）の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1～3回程度とする。</p> <p>③ テストピースは荷卸し時点で採取する。（3本／1組）</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>	塩化物量	<p>午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。</p> <p>1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートに限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>	
試験項目	試料採取単位																			
スランプ 及び 空気量	<p>構造物の重要性と工事の規模に応じて 50m<sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>																			
圧縮強度	<p>コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。</p> <p>① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び 150m<sup>3</sup> ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が 150m<sup>3</sup> を越えない場合でも、1日2回（午前・午後）行う。</p> <p>② 上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積（張）の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1～3回程度とする。</p> <p>③ テストピースは荷卸し時点で採取する。（3本／1組）</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>																			
塩化物量	<p>午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。</p> <p>1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートに限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>																			
試験項目	試料採取単位																			
スランプ 及び 空気量	<p>構造物の重要性と工事の規模に応じて 50m<sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときに行う。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>																			
圧縮強度	<p>コンクリートの製造工場ごと及び、コンクリートの配合が異なるごとに次により行う。</p> <p>① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び 150m<sup>3</sup> ごととその端数につき1回行う。ただし、1日を通して打設し、日打設量が 150m<sup>3</sup> を越えない場合でも、1日2回（午前・午後）行う。</p> <p>② 上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積（張）の胴込コンクリート等は、工事規模に応じて1工事当たり1～3回程度とする。</p> <p>③ テストピースは荷卸し時点で採取する。（3本／1組）</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートで、1工種当たりの総使用量が 50m<sup>3</sup> 未満の場合に限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>																			
塩化物量	<p>午前及び午後に各1回行う。ただし、午前に1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。</p> <p>1試験の測定回数は3回とし、測定値の平均で判定する。</p> <p>〔備考〕 無筋コンクリートに限り、1工種1回以上採取し又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等の提出のみとすることができる。</p>																			
<p>第5節 舗装工事</p>		<p>第5節 舗装工事</p>																		

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>3.5.1 一般事項</p> <p>(1) 適用すべき基準            受注者は、<u>設計図書において</u>特に定めのない事項については、<u>以下の</u>基準類による。  <u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u>            なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、<u>監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>ア 共通</p> <p>(7) 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (日本道路協会)            (4) 舗装設計施工指針 (日本道路協会)            (7) 舗装設計便覧 (日本道路協会)            (エ) 舗装施工便覧 (日本道路協会)            (4) 舗装再生便覧 (日本道路協会)            (4) 道路維持修繕要綱 (日本道路協会)            (キ) 舗装調査・試験法便覧 (日本道路協会)            (7) アスファルト混合所便覧 (日本道路協会)            (7) 舗装標準示方書 (土木学会)            (ロ) インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (インターロッキングブロック舗装技術協会)</p> <p>イ 国道</p> <p>(7) 道路占用工事共通指示書 (国土交通省)            (4) 道路占用の取扱いについて (東京国道工事事務所)            (7) 土木工事共通仕様書 (国土交通省)</p> <p>ウ 都道</p> <p>(7) 東京都土木工事標準仕様書 (東京都)            (4) 土木材料仕様書 (東京都建設局)            (7) 標準構造図集 (東京都建設局)            (エ) 道路占用工事要綱 (東京都建設局)</p> <p>エ 区(市・町)道            各区(市・町)の道路工事施行基準、道路占用工事要綱等</p> <p>(2) 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度            受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定に当たっては、監督員の確認を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次の式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度と<u>しなければならない。</u>            なお、マーシャル供試体の作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換え<u>なければならない。</u>ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した<u>もの</u>)や定期試験で基準密度が<u>求められている</u>場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度試験</p>	<p>3.5.1 一般事項</p> <p>(1) 適用基準            受注者は、<u>舗装工事を施行する場合は、</u>特に定めのない事項については、<u>次の</u>基準類<u>及びその他関係基準等</u>による<u>こと。</u></p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、<u>監督員に確認を求めること。</u></p> <p>ア 共通</p> <p>(7) 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (日本道路協会)            (4) 舗装設計施工指針 (日本道路協会)            (7) 舗装設計便覧 (日本道路協会)            (エ) 舗装施工便覧 (日本道路協会)            (4) 舗装再生便覧 (日本道路協会)            (4) 道路維持修繕要綱 (日本道路協会)            (キ) 舗装調査・試験法便覧 (日本道路協会)            (7) アスファルト混合所便覧 (日本道路協会)            (7) 舗装標準示方書 (土木学会)            (ロ) インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (インターロッキングブロック舗装技術協会)</p> <p>イ 国道</p> <p>(7) 道路占用工事共通指示書 (建設省)            (4) 道路占用の取扱いについて (建設省)            (7) 土木工事共通仕様書 (国土交通省)</p> <p>ウ 都道</p> <p>(7) 東京都土木工事標準仕様書 (東京都)            (4) 土木材料仕様書 (東京都建設局)            (7) 標準構造図集 (東京都建設局)            (エ) 道路占用工事要綱 (東京都建設局)</p> <p>エ 区(市・町)道            各区(市・町)の道路工事施行基準、道路占用工事要綱等</p> <p>(2) 独自条件についての協議  <u>受注者は、各道路管理者等の舗装復旧条件が、設計図書や(1)に定める基準類と異なる場合は、監督員と協議すること。</u></p> <p>(3) 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度            受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定に当たっては、監督員の確認を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次の式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度と<u>すること。</u>            なお、マーシャル供試体の作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25mmから13mmまでの骨材と置き換える<u>こと。</u>ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した<u>実績</u>)や定期試験で<u>求められている密度を</u>基準密度とする場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度試験</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>ることができるものとする。</p> $\text{密度}(\text{g/cm}^3) = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量}(\text{g})}{\left( \begin{array}{c} \text{表乾供試体の} \\ \text{空中質量}(\text{g}) \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{供試体の水} \\ \text{中質量}(\text{g}) \end{array} \right)} \times \text{常温の水の密度}(\text{g/cm}^3)$ <p><b>(3) 表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度</b></p> <p>受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定に当たっては、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間までの混合物から、午前・午後の各々3個のマーシャル供試体を作製し、次の式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度と<u>しなければならない</u>。</p> <p>なお、マーシャル供試体の作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えること。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した<u>もの</u>）や定期試験で基準密度が<u>求められている</u>場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度試験を省略することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開粒度アスファルト混合物以外</li> </ul> $\text{密度}(\text{g/cm}^3) = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量}(\text{g})}{\left( \begin{array}{c} \text{表乾供試体の} \\ \text{空中質量}(\text{g}) \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{供試体の水} \\ \text{中質量}(\text{g}) \end{array} \right)} \times \text{常温の水の密度}(\text{g/cm}^3)$ <ul style="list-style-type: none"> <li>開粒度アスファルト混合物</li> </ul> <p><u>別途定められた「土木材料仕様書」</u>によるものとする。</p> <p><b>(4) 締め固め度</b></p> <p><u>クラッシュラン鉄鋼スラグ、粒度調整砕石、セメント処理混合物及び粒度調整鉄鋼スラグの締め固め度は、最大乾燥密度に対する百分率で求める。</u></p> <p><u>最大乾燥密度は、JIS A 1210（突固めによる土の締固め試験方法）により求めるものとする。</u></p> <p><b>(5) 舗設機械</b></p> <p><u>受注者は、機械施工に当たっては、舗設機械の整備及び試運転を十分に行い、作業中に故障が発生しないようにしなければならない。</u></p> <p><b>(6) 施工継目</b></p> <p><u>受注者は、施工継目に当たっては、次の事項によらなければならない。</u></p> <p><u>ア 受注者は、加熱アスファルト安定処理、セメント安定処理及び基層工・表層工において、舗設機械の故障、予期し得ない降雨等により作業を中断する場合は、中断位置に施工継目を設けなければならない。</u></p> <p><u>なお、施工継目の構造については、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>イ 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角かつ鉛直に、横断施工継目を設けなければならない。</u></p> <p><u>また、横断方向の施工継目は、セメントを用いた場合は、施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には、前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</u></p>	<p>を省略することができるものとする。</p> $\text{密度}(\text{g/cm}^3) = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量}(\text{g})}{\left( \begin{array}{c} \text{表乾供試体の} \\ \text{空中質量}(\text{g}) \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{供試体の水} \\ \text{中質量}(\text{g}) \end{array} \right)} \times \text{常温の水の密度}(\text{g/cm}^3)$ <p><b>(4) 表装及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度</b></p> <p>受注者は、表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定に当たっては、監督員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1日<u>から</u>2日間までの混合物から、午前・午後の各々3個のマーシャル供試体を作製し、次の式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度と<u>すること</u>。</p> <p>なお、マーシャル供試体の作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25mm<u>から</u>13mm<u>まで</u>の骨材と置き換えること。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した<u>実績</u>）や定期試験で<u>求められている密度を</u>基準密度と<u>する</u>場合には、その試験結果を監督員が承諾した場合に限り、基準密度試験を省略することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開粒度アスファルト混合物以外</li> </ul> $\text{密度}(\text{g/cm}^3) = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量}(\text{g})}{\left( \begin{array}{c} \text{表乾供試体の} \\ \text{空中質量}(\text{g}) \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{供試体の水} \\ \text{中質量}(\text{g}) \end{array} \right)} \times \text{常温の水の密度}(\text{g/cm}^3)$ <ul style="list-style-type: none"> <li>開粒度アスファルト混合物 <u>においては、</u>土木材料仕様書によるものとする。</li> </ul>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>施工継目は、次に施工する部分の材料を敷き均し、整形及び締め固めを行う際、既に施工した部分に損傷を与えることのないように保護しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締め固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。既に舗設した端部の締め固めが不足している場合又は亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。</u></p> <p><u>また、上層及び下層は、同一箇所施工継目が重ならないように施工しなければならない。</u></p> <p><u>エ 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。</u></p> <p><u>オ 受注者は、セメント安定処理路盤を2層以上に施工する場合、縦継目の位置は、1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は1m以上ずらさなければならない。</u></p> <p><u>カ 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層又はセメント安定処理層の各層の縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1m以上ずらさなければならない。</u></p> <p><u>キ 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。</u></p> <p><b>(7) 舗装の品質及び出来形規格値</b>          舗装の各工種の品質及び出来形規格値は、土木工事出来形管理基準のとおりとする。          受注者は、品質管理に必要な資料採取について、事前に監督員の指示を受けること。          なお、復旧面積が少ない場合の試料採取量については、監督員の指示による。</p> <p><b>(8) 品質管理</b>          受注者は、工事に使用するアスファルト混合物について、アスファルトプラントの能力、精度、使用材料の種類、品質、配合、アスファルトの溶解温度、骨材の加熱温度、混合物の温度及び混合時間に<u>係る</u>アスファルト混合物配合報告書をあらかじめ監督員に提出し、承諾を得<u>なければならない</u>。ただし、事前審査による認定を受けたものについては、認定書の写しを施工前に監督員に提出することによって、これに換えるものとする。  <u>なお、品質管理は、別途発注者が定める</u>土木工事出来形管理基準によるものとする。</p> <p><b>(9) 独自条件についての協議</b>  <u>受注者は、各道路管理者等の舗装復旧条件が、設計図書や(1)に定める基準類と異なる場合は、監督員と協議すること。</u></p>	<p><b>(5) 舗装の品質及び出来形規格値</b>          舗装の各工種の品質及び出来形規格値は、土木工事出来形管理基準のとおりとする。          受注者は、品質管理に必要な資料採取について、事前に監督員の指示を受けること。          なお、復旧面積が少ない場合の試料採取量については、監督員の指示による。</p> <p><b>(6) 品質管理</b>          受注者は、工事に使用するアスファルト混合物について、アスファルトプラントの能力、精度、使用材料の種類、品質、配合、アスファルトの溶解温度、骨材の加熱温度、混合物の温度及び混合時間に<u>ついての</u>アスファルト混合物配合報告書をあらかじめ監督員に提出し、承諾を得<u>ること</u>。ただし、事前審査による認定を受けたものについては、認定書の写しを施工前に監督員に提出することによって、これに換えるものとする。  <u>また、品質管理(コア抜き検査(密度及び厚さ)温度管理等)は、3.5.1の各事項及び土木工事出来形管理基準によるものとする。</u></p> <p><b>(7) 横断施工継目</b>  <u>受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角かつ鉛直に、横断施工継目を設けること。</u>  <u>また、施工継目は、次に施工する部分の材料を敷き均し、整形及び締め固めを行う際に、既に施工した部分に損傷を与えることのないように保護すること。</u></p> <p><b>(8) 2層以上のセメント安定処理路盤の継目</b>          受注者は、セメント安定処理路盤を2層以上に施工する場合、縦継目の位置</p>	

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
			<p>は1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は1 m以上ずらすこと。</p> <p>(9) 縦継目及び横継目の位置 受注者は、表装と基層及び加熱アスファルト安定処理層又はセメント安定処理層の縦継目の位置は15cm 以上、横継目の位置は1 m以上ずらすこと。</p> <p>(10) 舗設機械 受注者は、機械施工に当たっては、舗設機械の整備及び試運転を十分に行い、作業中に故障が発生しないようにしなければならない。</p>	
3.5.4 舗装準備	<p><b>(1) 舗装準備工</b> 受注者は、舗装準備工に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、舗装箇所を切り取る場合は、影響範囲を考慮し、破損箇所周辺の十分健全な部分まで取り除かなければならない。 また、切断面は、必ず路面に垂直にしなければならない。</p> <p>イ 受注者は、舗装箇所を切り取る場合は、カッター、手のみ等により隣接面及び基礎に損傷を与えないように施工しなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って、上層路盤の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。</p> <p><b>(2) 路床面の不陸整正</b> 受注者は、舗装の着手に当たっては、前もって路床面の有害物を除去し、不陸を整正すること。</p> <p><b>(3) 高さ調整及び清掃</b> 受注者は、消火栓、各種弁室、マンホール鉄枠等、舗装と接触する部分について、舗装に先立ち高さを調整し、清掃すること。 また、舗装の切断面は整正し、清掃すること。</p> <p><b>(4) 舗装の切断及び取壊し</b> 受注者は、掘削前に道路舗装の表層・基層を完全に切断し、直接的に施工すること。 また、隣接舗装面に影響を与えないよう、舗装の取壊しを行うこと。</p> <p><b>(5) 濁水の処理</b> 受注者は、舗装の切断時には、作業に伴い発生する濁水を吸引・貯留する工法等を用いること。 また、濁水の運搬・処理について施工計画書に記載すること。 なお、濁水の運搬・処理については、「1.3.10 建設副産物対策」によること。</p> <p><b>(6) 舗装切断時の安全対策</b> 受注者は、舗装の切断を行う場合は、交通に支障を及ぼさないよう保安設備、保安要員等を配置し、交通の安全を確保すること。</p>	3.5.4 舗装準備	<p>(1) 路床面の不陸整正 受注者は、舗装の着手に当たっては、前もって路床面の有害物を除去し、不陸を整正すること。</p> <p>(2) 高さ調整及び清掃 受注者は、消火栓、各種弁室、マンホール鉄枠等、舗装と接触する部分について、舗装に先立ち高さを調整し、清掃すること。 また、舗装の切断面は整正し、清掃すること。</p> <p>(3) 舗装の切断及び取壊し 受注者は、掘削前に道路舗装の表層・基層を完全に切断し、直接的に施工すること。 また、隣接舗装面に影響を与えないよう、舗装の取壊しを行うこと。</p> <p><b>(4) 舗装切断時の安全対策</b> 受注者は、舗装の切断を行う場合は、交通に支障を及ぼさないよう保安設備、保安要員等を配置し、交通の安全を確保するとともに、切断に使用した冷却水及び発生した泥水を路面上に残置することなく適切に処理すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p> <p>・特記仕様書の記載内容を反映しました。</p>
3.5.7 アスファルト舗装工	<p>(1) 一般事項 ア 受注者は、路床面を損なわないように、各層の路盤材料を所定の厚さに均一</p>	3.5.7 路盤	<p>(1) 一般事項 ア 受注者は、路床面を損なわないように各層の路盤材料を設計図書に示す厚さ</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>3.5.7.1 路盤</b></p> <p>に敷き均して締め固めなければならない。</p> <p>イ 受注者は、均一な支持力が得られるよう路盤を十分締め固めなければならない。</p> <p>        なお、下層路盤については、プルーフローリング等を行い、結果を監督員に報告しなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、各層の仕上がり面が平坦となるよう施工しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、各層の施工後、別途発注者が定める出来形管理基準に基づく測定等を行わなければならない。</p>	<p>に均一に敷き均して締め固めること。</p> <p>イ 受注者は、均一な支持力が得られるよう路盤を十分締め固めること。</p> <p>        なお、下層路盤については、プルーフローリング等を行い、締め固め度の確認をし、その結果を監督員に報告する。ただし、小規模工事で監督員の承諾を得た場合は、この試験を省略することができる。</p> <p>ウ 受注者は、各層の仕上がり面が平坦となるように施工すること。</p> <p>エ 受注者は、下層路盤及び上層路盤の施工後、土木工事出来形管理基準に基づく測定等を行うこと。</p> <p>オ 受注者は、上層路盤を施工する場合は、下層路盤を損傷しないように仕上げること。</p> <p>カ 受注者は、粒状路盤材及び粒度調整路盤材の締め固めを行う場合は、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締め固めること。</p>	
<p><b>3.5.7.2 下層路盤</b></p> <p><b>(1) 下層路盤</b></p> <p>        受注者は、下層路盤の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>        ア 受注者は、粒状路盤の敷き均しに当たり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上り厚さが20cmを超えないように均一に敷き均さなければならない。</p> <p>        イ 受注者は、粒状路盤の締め固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締め固めなければならない。</p> <p>        また、クラッシュラン鉄鋼スラグ材の場合は、転圧時に適量の散水を行わなければならない。ただし、路床の状態及び使用材料の性状から、これによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>(2) クラッシュラン層及びクラッシュラン鉄鋼スラグ材</b></p> <p>        受注者は、材料の分離に留意しながら、路盤材料を1層の仕上り厚さが20cmを超えないように、均一な厚さに敷き均して締め固めること。</p> <p>        また、クラッシュラン鉄鋼スラグ材の場合は、締め固め時に適量の散水を行うこと。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、監督員の承諾を得ること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.5.7.3 上層路盤</b></p> <p><b>(1) 上層路盤</b></p> <p>        受注者は、上層路盤の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>        ア 受注者は、各材料を均一に混合できる設備により、承諾を得た粒度及び締め固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。</p> <p>        イ 受注者は、粒度調整路盤材の敷き均しに当たり、材料の分離に注意し、1層の仕上り厚は15cm以下を標準として、敷き均さなければならない。ただし、締め固めに振動ローラーを使用する場合には、仕上り厚の上限を20cmとすることができる。</p> <p>        ウ 受注者は、粒度調整路盤材の締め固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締め固めなければならない。</p> <p>        また、粒度調整鉄鋼スラグ材の場合は、適量の散水を行わなければならない。</p> <p>        エ 受注者は、路盤の締め固め完了後は、直ちに所定量のプライムコートを均一に散布して養生しなければならない。</p> <p>        なお、プライムコートの使用量は、設計図書によらなければならない。</p>	<p><b>(3) 粒度調整碎石層及び粒度調整鉄鋼スラグ材</b></p> <p>        ア 受注者は、粒度調整碎石の敷き均しに当たり、材料の分離に注意し、1層の仕上り厚さは15cm以下を標準として、敷き均さなければならない。</p> <p>        また、粒度調整鉄鋼スラグ材の場合は、締め固め時に適量の散水を行うこと。</p> <p>        イ 受注者は、路盤の締め固め完了後は、直ちに所定量のプライムコートを均一に散布して養生すること。</p> <p>        なお、プライムコートの使用量は、設計図書によること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>3.5.7.4 セメント処理混合物層</b></p> <p>(1) セメント処理混合物層（プラント混合方式による場合）  <u>受注者は、セメント処理混合物（プラント混合方式による場合）の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</u></p> <p>ア 受注者は、材料の搬入に先立ち、使用材料の種類、品質、配合等について監督員の承諾を得<u>なければならない。</u></p> <p>イ 受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき、<u>及び雨天時に施工を行ってはならない。</u></p> <p>ウ 受注者は、<u>所定の</u>仕上がり厚さが得られるように均一に混合物を敷き均し、一層ごとに締め固め<u>なければならない。</u></p> <p><u>エ 受注者は、混合物を敷き均した後、直ちに転圧を行い、材料の混合開始後2時間以内に完了させなければならない。</u></p> <p><u>オ 受注者は、転圧の一層の仕上がり厚は、15cm以下を標準とし、締め固め機械には、施工条件に合ったローラを選定しなければならない。</u></p> <p><u>カ 受注者は、上下2層として施工する場合は、下層の転圧完了後引き続き上層を施工し、原則として同日内に2層が仕上がるようにしなければならない。</u>  <u>なお、受注者は、下層の施工完了後</u>引き続き上層の施工ができない場合には、下層の締め固め完了後、直ちに所定量のプライムコートを散布して養生<u>しなければならない。</u>            また、プライムコートの使用量は、設計図書によら<u>なければならない。</u></p> <p><u>キ 受注者は、施工継目を施工する場合は、既設部分を垂直に切り取り、突き合わせなければならない。</u>            また、上層と下層は、同一箇所施工<u>継目</u>が重ならないように施工<u>しなければならない。</u></p> <p><u>ク 受注者は、締め固め完了後、直ちに所定量のプライムコートを均一に</u>散布して養生<u>しなければならない。</u>  <u>なお、プライムコートの使用量は、設計図書によらなければならない。</u></p>	<p><b>(4) セメント処理混合物層（プラント混合方式による場合）</b></p> <p>ア 受注者は、材料の搬入に先立ち、使用材料の種類、品質、配合等について監督員の承諾を得<u>ること。</u></p> <p>イ 受注者は、監督員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、<u>施工を行わないこと。</u></p> <p>ウ 受注者は、<u>設計図書に示す</u>仕上がり厚さが得られるように均一に混合物を敷き均し、1層ごとに締め固め<u>ること。</u></p> <p><u>エ 受注者は、1層の仕上がり厚は15cm以下を標準とし、締め固め機械には、施工条件に合ったローラを選定すること。</u>  <u>なお、締め固めは、混合物を敷き均し後直ちに行い、材料の混合開始後2時間以内に完了すること。</u></p> <p><u>オ 受注者は、上下2層として施工する場合は、下層の施工後、引き続き上層を施工し、同日内に2層が仕上がるようにすること。</u><u>やむを得ず</u>引き続き上層の施工ができない場合には、下層の締め固め完了後、直ちに所定量のプライムコートを散布して養生<u>すること。</u></p> <p>また、プライムコートの使用量は、設計図書に<u>よること。</u>  <u>なお、プライムコートの品質は、土木材料仕様書によること。</u></p> <p><u>カ 受注者は、施工継目を施工する場合は、既設部分を垂直に切り取り、突き合わせること。</u>            また、上層と下層は、同一箇所施工<u>目地</u>が重ならないように施工<u>すること。</u></p> <p><u>キ 受注者は、締め固め完了後は、直ちに所定量のプライムコートを散布して養生すること。</u>  <u>また、プライムコートの使用量は、設計図書によること。</u>  <u>なお、プライムコートの品質は、土木材料仕様書によること。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.5.7.5 アスファルト処理混合物層</b></p> <p>(1) アスファルト処理混合物層            ア 受注者は、アスファルト処理混合物層の施工に当たっては、<u>「3.5.7.1 路盤」から「3.5.7.4 上層路盤」まで及び「3.5.7.6 表層」から「3.5.7.10 アスファルト混合物転圧」までの各項目のうち、同一工種に係るものを準用して施工しなければならない。</u></p> <p>イ 受注者は、1層の仕上がり厚は10cm以下を標準とし<u>なければならない。</u>  <u>また、締め固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。</u></p>	<p><b>(5) アスファルト処理混合物層</b></p> <p>ア 受注者は、アスファルト処理混合物層の施工に当たっては、<u>3.5.7(路盤)、3.5.8(基層)及び3.5.9(表層)の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</u></p> <p>イ 受注者は、1層の仕上がり厚は10cm以下を標準とし、<u>締め固め機械は施工条件に合ったローラを選定すること。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.5.7.6 基層</b></p> <p>(1) <b>基層</b>  <u>受注者は、基層の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</u></p> <p>ア 受注者は、路盤面を損傷しないように注意して施工し、損傷が生じたとき</p>	<p><b>3.5.8 基層</b></p> <p>(1) 一般事項            ア 受注者は、<u>基層の施工に当たっては、</u>路盤面を損傷しないように注意して施</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>は、直ちに手直しを行わなければならない。</p> <p>イ 受注者は、混合物を工事の施行に支障なく搬入しなければならない。また、材料が分離しないように注意しなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、降雨等のために工事の施行が不相当であると認めるときは、施工してはならない。</p> <p>エ 受注者は、均一に締め固めを十分行い、仕上がり面は、平坦であって規定の縦横断勾配を有するように施工しなければならない。</p> <p>オ 受注者は、基層の施工後、別途発注者が定める出来形管理基準に基づく測定等を行わなければならない。</p>	<p>工し、損傷を生じたときは、直ちに手直しを行うこと。</p> <p>イ 受注者は、混合物の品質に悪影響を与えないよう、また、施工に支障のないように配車計画を立てて運搬すること。</p> <p>ウ 受注者は、降雨等のため施工が不適切なときは、施工しないこと。</p> <p>エ 受注者は、均一に締め固めを行い、仕上がり面は、平坦で規定の縦横断勾配を有するように施工すること。</p> <p>オ 受注者は、基層の施工後、土木工事出来形管理基準に基づく測定等を行うこと。</p> <p><b>(2) アスファルト混合物層</b></p> <p>ア 受注者は、アスファルト混合物層の施工に当たっては、3.5.8(基層)及び3.5.9(表層)の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。なお、1層の厚さは、設計図書に示す以外は10cm以下を標準とし、設計図書に示す締め固め度が得られるよう適切なローラによって締め固めること。</p> <p>イ 受注者は、加熱アスファルト混合物の継目を締め固めて密着させ平坦に仕上げること。既に舗設した端部の締め固めが不足している場合や亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工すること。また、上層と下層は、同一箇所施工継目が重ならないように施工すること。</p> <p>ウ 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布すること。</p> <p>エ 受注者は、表層と基層及びアスファルト安定処理層との縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置すること。</p>	
<p>3.5.7.7 表層</p> <p>(1) 表層</p> <p>受注者は、表層の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、路盤面又は基層表面を損傷しないように注意して施工しなければならない。損傷を生じたときは、直ちに手直しを行わなければならない。</p> <p>イ 受注者は、降雨等のために工事の施行が不相当であると認めるときは、施工してはならない。</p> <p>ウ 受注者は、表層の施工後、別途発注者が定める出来形管理基準に基づく測定等を行わなければならない。</p>	<p>3.5.9 表層</p> <p>(1) 一般事項</p> <p>ア 受注者は、表層の施工に当たっては、路盤面又は基層表面を損傷しないように注意し、損傷を生じたときは、直ちに手直しを行うこと。</p> <p>イ 受注者は、混合物の品質に悪影響を与えないよう、また、施工に支障のないように配車計画を立てて運搬すること。</p> <p>ウ 受注者は、降雨等のため施工が不適切なときは、施工しないこと。</p> <p>エ 受注者は、均一に締め固めを行い、仕上がり面は平坦で規定の縦横断勾配を有するように施工すること。</p> <p>オ 受注者は、表層の施工後、土木工事出来形管理基準に基づく測定等を行うこと。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>3.5.7.8 アスファルト混合物の運搬</p> <p>(1) アスファルト混合物の運搬</p> <p>受注者は、アスファルト混合物の運搬に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、加熱アスファルト混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
	<p><u>するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する対策を施さなければならない。</u></p> <p><u>イ 受注者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐため、運搬中は、シート類で覆わなければならない。</u></p> <p><u>ウ 受注者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>なお、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲としなければならない。</u></p> <p><u>また、混合物の出荷温度及び到着温度については、運搬車1台ごとに測定しなければならない。</u></p> <p><u>エ 受注者は、混合物を運搬車に積み込み、又は、積み卸す場合は、混合物が分離しないようにしなければならない。</u></p> <p><u>オ 受注者は、現場の状況又は必要量に応じて適切に配車し、舗設作業に支障のないように運搬しなければならない。</u></p>	
<p><b>3.5.7.9 アスファルト混合物の舗設</b></p>	<p><b>(1) アスファルト混合物層の舗設</b></p> <p><u>受注者は、アスファルト混合物層の舗設に当たっては、次の事項によらなければならない。</u></p> <p><u>ア 受注者は、監督員が承諾したときを除き、加熱アスファルト混合物の舗設作業を気温が5℃以下の場合は、施工してはならない。</u></p> <p><u>また、雨が降り出した場合、敷き均し作業を中止し、既に敷き均した箇所の混合物を速やかに締め固めて作業を完了させなければならない。</u></p> <p><u>イ 受注者は、舗設作業に先立ち、基層又は路盤が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ及びその他の有害物を除去しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 受注者は、路盤面及び基層面に異常を発見したときは、監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>エ 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面には、瀝青材料を均一に塗布しなければならない。</u></p> <p><u>オ 受注者は、タックコートの散布に当たって、縁石等の構造物を汚さないようにして所定量を均一に散布しなければならない。</u></p> <p><u>なお、タックコートの使用量は、設計図書によらなければならない。</u></p> <p><u>カ 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。</u></p> <p><u>キ 受注者は、設計図書に示す場合を除き、混合物の敷均し温度は110℃以上としなければならない。</u></p> <p><u>ク 受注者は、混合物の敷き均しにおいて、締め固め後の厚さが所定の値になるように調整しなければならない。</u></p> <p><u>ケ 受注者は、混合物が敷き均し前に分離を起こしているとき、温度が所定の範囲外のとき、又は部分的に固まっているときは使用してはならない。</u></p> <p><u>コ 受注者は、機械で敷き均し作業ができない部分については、監督員と協議の上、人力で施工しなければならない。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>サ <u>受注者は、混合物の敷き均しを人力で行う場合は、特に熟練者を充てて迅速に行い、締め固め後は、均一な密度及び所定の厚さが得られるように施工しなければならない。</u></p>		
<p><b>3.5.7.10 アスファルト混合物の転圧</b></p> <p><b>(1) アスファルト混合物の転圧</b></p> <p><u>受注者は、アスファルト混合物層の舗設に当たっては、次の事項によらなければならない。</u></p> <p>ア <u>受注者は、転圧の一層の仕上がり厚は、設計図書に示す以外は、基層に当たっては 10 cm以下、表層に当たっては7 cm以下を標準とし、設計図書に示す締め固め度が得られるよう、適切なローラによって締め固めなければならない。</u></p> <p>イ <u>受注者は、ローラによる締め固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締め固めなければならない。</u></p> <p>ウ <u>受注者は、3 mプロフィールメータ又はこれと同等の平坦性を算定できる測定方法によって、道路中心線と平行に、車線ごとに仕上げ面の平坦性を測定しなければならない。</u></p> <p><u>なお、横断方向は、所定の勾配がとれているかを測定しなければならない。</u></p> <p>エ <u>受注者は、施工後、所定の割合でコアを採取し、厚さ及び密度の測定を行い、アスファルト量及び骨材粒度についても試験を行わなければならない。</u></p> <p>オ <u>受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が 50℃以下になってから交通開放しなければならない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.5.7.11 樹脂系すべり止め舗装</b></p> <p><b>(1) 樹脂系すべり止め舗装</b></p> <p><u>受注者は、樹脂系すべり止め舗装工の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</u></p> <p>ア <u>受注者は、施工条件、施工方法、すべり抵抗の測定方法等については、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>イ <u>受注者は、在来路面の舗設作業を行う前に入念に清掃し、十分乾燥させなければならない。</u></p> <p><u>また、区画線及び道路標示は、マスキング処理を行わなければならない。</u></p> <p>ウ <u>受注者は、樹脂骨材の散布に当たっては、歩行者に十分注意するとともに、人家、縁石類を汚さないように適切な措置を行わなければならない。</u></p> <p><u>なお、悪臭が発生するおそれがある場合は、周囲に影響を及ぼさないよう適切な措置を行わなければならない。</u></p> <p>エ <u>受注者は、表面に遊離した骨材を交通開放前に掃き取らなければならない。</u></p> <p><u>また、交通開放後、飛散した骨材を速やかに掃き取らなければならない。</u></p> <p>オ <u>受注者は、すべり抵抗の測定を施工後 1 週間以内に行い、その成果を監督員に提出しなければならない。</u></p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>3.5.8 コンクリート舗装工</b> <b>3.5.8.1 コンクリートの製造及び運搬</b></p> <p>(1) <b>コンクリートの製造及び運搬</b> 受注者は、セメントコンクリート層におけるコンクリート製造及び運搬に当たっては、「第3章第4節コンクリート工事」の各項目を準用するほか、設計図書によらなければならない。</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.5.8.2 セメントコンクリート層の型枠</b></p> <p>(1) <b>セメントコンクリート層の型枠</b> 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工に当たって、型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、正確な仕上がり厚さ及び正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際に型枠が移動しないように所定の位置に据え付けなければならない。 また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に型枠を取り外さなければならない。ただし、型枠を取り外した後交通車両が直接コンクリート版に当たるような懸念がある場合や気温が低い場合には、取り外し時期を遅くしなければならない。</p>	<p>(2) <b>セメントコンクリート層</b> ア 受注者は、セメントコンクリート層（コンクリート製造及び運搬）の施工に当たっては、「第3章第4節コンクリート工事」の各規定を準用するほか、設計図書の定めるところによること。</p> <p>イ 型枠は、十分清掃し、曲がり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、正確な仕上がり厚さ及び正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据え付けること。</p> <p>また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に型枠を取り外すこと。ただし、型枠を取り外した後交通車両が直接にコンクリート版に当たるような懸念がある場合や気温が低い場合には、取り外し時期を遅くすること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.5.8.3 セメントコンクリート層の舗設</b></p> <p>(1) <b>セメントコンクリート層の舗設</b> 受注者は、セメントコンクリート層の舗設に当たっては、次の事項によらなければならない。 ア 受注者は、原則として雨天の場合は、舗設作業を行ってはならない。 なお、日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には、暑中コンクリートとしての施工ができるように準備をしておき、コンクリートの舗設時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとしなければならない。 また、日平均気温が4℃以下又は舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとしなければならない。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工に当たっては、「舗装施工便覧」（日本道路協会）の暑中及び寒中コンクリートの施工の定めによるものとし、あらかじめ施工計画書にその施工、養生方法等を記載しなければならない。 イ 受注者は、路盤上、基層上及び構造物接触面に瀝青材を塗布するときは、均一かつ丁寧に行わなければならない。 ウ 受注者は、コンクリートが分離しないように迅速に敷き均さなければならない。特にコンクリート版の四隅、目地、ダウエルバー、タイバー、路面構造物等の付近は、注意して敷き均さなければならない。 エ 受注者は、締め固め後、コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷き均さなければならない。 オ 受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締め固めなければならない。 カ 受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところな</p>	<p>ウ 舗設</p> <p>(7) 受注者は、原則として雨天の場合は、舗設作業を行わないこと。 なお、日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には、暑中コンクリートとしての施工ができるように準備をしておき、コンクリートの舗設時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとすること。 また、日平均気温が4℃以下又は舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとすること。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工に当たっては、舗装施工便覧（日本道路協会）の暑中及び寒中コンクリート版の施工の規定によるものとし、あらかじめ施工計画書にその施工、養生方法等を記載すること。 (4) 受注者は、路盤上、基層上及び構造物接触面に瀝青材を塗布する場合は、均一かつ丁寧に行うこと。 (7) 受注者は、コンクリートが分離しないように迅速に敷き均さずこと。特に、コンクリート版の四隅、目地、ダウエルバー、タイバー、路面構造物等の付近は、注意して敷き均さずこと。 (5) 受注者は締め固め後、コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷き均さずこと。 (4) 受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締め固めること。 (6) 受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところな</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>どの締め固めのため、平面バイブレータ又は棒状バイブレータを準備して締め固めなければならない。</p> <p><b>キ</b> 受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締め固めなければならない。</p> <p>また、作業中、ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意しなければならない。</p> <p><b>ク</b> 受注者は、鉄筋又は鉄網を入れるときの敷き均し、締め固め等については、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>ケ</b> 受注者は、目地と目地との間では、コンクリート舗設作業を中止してはならない。</p> <p><b>コ</b> 受注者は、鉄網部を締め固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。</p> <p><b>サ</b> 鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせなければならない。</p> <p><b>シ</b> 受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。</p> <p><b>ス</b> 受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷き均した後、上層のコンクリートを舗設するまでの時間を30分以内としなければならない。</p> <p><b>セ</b> 受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密・堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。</p> <p><b>ソ</b> 受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャ若しくはテンプレートタンパによる人力仕上げで行わなければならない。</p> <p><b>タ</b> 受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる人力仕上げを行わなければならない。</p> <p><b>チ</b> 受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。</p> <p>また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。</p> <p><b>ツ</b> 受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。</p> <p><b>テ</b> 受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。</p> <p><b>ト</b> 受注者は、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えた後、機械又は人力により、版全体を均一な粗面に仕上げなければならない。</p> <p><b>ナ</b> 受注者は、コンクリート舗設中に雨が降ってきたときは、直ちに作業を中止しなければならない。</p> <p><b>ニ</b> 受注者は、降雨等のため舗設を中止せざる得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにするものとする。この場合</p>	<p>どの締め固めのため、平面バイブレータ又は棒状バイブレータを準備して、締め固めること。</p> <p><b>(キ)</b> 受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締め固めること。</p> <p>また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意すること。</p> <p><b>(ク)</b> 受注者は、鉄筋又は鉄網を入れるときの敷き均し、締め固め等については、あらかじめ監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(ケ)</b> 受注者は、目地と目地との間では、コンクリート舗設作業を中止しないこと。</p> <p><b>(コ)</b> 受注者は、鉄網部を締め固めるときに、たわませたり移動させたりしないこと。</p> <p><b>(サ)</b> 鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせること。</p> <p><b>(シ)</b> 受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束すること。</p> <p><b>(ス)</b> 受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷き均した後、上層のコンクリートを舗設するまでの時間を30分以内とすること。</p> <p><b>(セ)</b> 受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密かつ堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げること。</p> <p><b>(ソ)</b> 受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ又は簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる人力仕上げで行うこと。</p> <p><b>(タ)</b> 受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる人力仕上げを行うこと。</p> <p><b>(チ)</b> 受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行うこと。</p> <p>また、コンクリート面が低くてフロートが当たらない場合は、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げること。</p> <p><b>(ツ)</b> 受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えないこと。ただし、著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよい。</p> <p><b>(テ)</b> 受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行うこと。</p> <p>なお、横断方向は、所定の勾配がとれているかを定規等で点検すること。</p> <p><b>(ト)</b> 受注者は、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、機械又は人力により版全体を均一な粗面に仕上げること。</p> <p><b>(ナ)</b> 受注者は、コンクリート舗設中に雨が降ってきたときは、直ちに作業を中止すること。</p> <p><b>(ニ)</b> 受注者は、降雨等のため、舗設を中止せざる得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにすること。それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにすること。この場合の目地構造</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p style="text-align: center;">改定</p> <p>の目地構造は、タイバーを使った突<sup>き</sup>合<sup>わ</sup>せ目地とする。</p> <p>ス 受注者は、舗設機械の運転に際し、型枠の縁等にコンクリートを掻き込まないように注意<sup>し</sup>なければならない。</p>	<p>は、タイバーを使った突合せ目地とする<sup>こと</sup>。</p> <p>(ウ) 受注者は、舗設機械の運転に際し、型枠の縁等にコンクリートを掻き込まないように注意<sup>すること</sup>。</p>	<p></p>
<p><b>3.5.8.4 セメントコンクリート層の目地</b></p> <p>(1) <b>セメントコンクリート層の目地</b></p> <p>受注者は、セメントコンクリート層の目地の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性<sup>をもつ</sup>ように仕上げなければならない。目地付近にモルタルのみをよせて施工してはならない。</p> <p>イ 目地を挟んだ隣接コンクリート版相互の高さの差は、2mmを超えてはならない。</p> <p>また、目地は、コンクリート版面に垂直になるよう施工<sup>し</sup>なければならない。</p> <p>ウ 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをする<sup>ものとする</sup>。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッター等で目地を切る場合は、面取りを行わなくてもよいものとする。</p> <p>エ 目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げを<sup>し</sup>なければならない。</p> <p>オ 受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近にコンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないように、道路中心線に平行に挿入<sup>し</sup>なければならない。</p> <p>カ 受注者は、膨張目地のダウエルバーに版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ<sup>さび</sup>止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布してコンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせ<sup>なければならない</sup>。</p> <p>キ 受注者は、収縮目地を施工する場合、ダミー目地を定められた深さまで路面に垂直にコンクリートカッターで切り込み、目地材を注入<sup>し</sup>なければならない。</p> <p>ク 受注者は、収縮目地を施工する場合、突<sup>き</sup>合<sup>わ</sup>せ目地の硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、又はアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないように<sup>しなければならない</sup>。</p> <p>ケ 注入目地材の品質は、<u>別途定められた「土木材料仕様書」</u>によるものとする。</p>	<p>エ 目地</p> <p>(ウ) 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性<sup>を持つ</sup>ように仕上げ<sup>ること</sup>。目地付近にモルタルのみをよせて施工しない<sup>こと</sup>。</p> <p>(イ) 目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は、2mmを超えない<sup>こと</sup>。</p> <p>また、目地は、コンクリート版面に垂直になるよう施工<sup>すること</sup>。</p> <p>(ウ) 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをする<sup>こと</sup>。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッター等で目地を切る場合は、面取りを行わなくてもよいものとする。</p> <p>(エ) 目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げを<sup>すること</sup>。</p> <p>(オ) 受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないように、道路中心線に平行に挿入<sup>すること</sup>。</p> <p>(カ) 受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、<sup>さび</sup>錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、<sup>コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせること</sup>。</p> <p>(キ) 受注者は、収縮目地を施工する場合<sup>に</sup>、ダミー目地を定められた深さまで路面に垂直にコンクリートカッターで切り込み、目地材を注入<sup>すること</sup>。</p> <p>(ク) 受注者は、収縮目地を施工する場合<sup>に</sup>、突合せ目地の硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、又はアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないように<sup>すること</sup>。</p> <p>(ケ) 注入目地材の品質は、土木材料仕様書によるものとする。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p><b>3.5.8.5 セメントコンクリート層の養生</b></p> <p>(1) <b>セメントコンクリート層の養生</b></p> <p>受注者は、セメントコンクリート層の養生に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、表面仕上げが終わったコンクリート版は、<u>所定の強度になるまで</u></p>	<p>オ 養生</p> <p>(ウ) 受注者は、表面仕上げが終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等有害な影響を受けないよう、養生をしなければならない。</p> <p>イ 受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。</p> <p>ウ 受注者は、養生期間原則試験により定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の 70%までとする。</p> <p>交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が 4.4MPa 未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が 3.5MPa 以上で交通開放することとなる。</p> <p>後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。</p> <p>また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は 2 週間、早強ポルトランドセメントの場合は 1 週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメント B 種及び高炉セメント B 種の場合は 3 週間とするものとする。ただし、これらにより難い場合は、施工計画書にその理由、施工方法等を記載しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、寒中コンクリート版の養生は、少なくとも圧縮強度が 5 MPa、曲げ強度が 1 MPa になるまで凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。</p> <p>オ 受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重、衝撃等有害な影響を受けないよう養生すること。</p> <p>(イ) 受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで後期養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行うこと。</p> <p>(ウ) 受注者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が 3.5MPa 以上となるまで、養生マット、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水すること。</p> <p>また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は 2 週間、早強ポルトランドセメントの場合は 1 週間、中庸熱ポルトランドセメント、高炉セメント B 種の場合は 3 週間とすること。ただし、これらにより難い場合は、施工計画書にその理由、施工方法等を記載すること。</p> <p>(エ) 受注者は、寒中コンクリート版の養生は、少なくとも圧縮強度が 5 MPa、曲げ強度が 1 MPa になるまで凍結しないよう保護し、特に風を防ぐこと。</p> <p>(オ) 受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督員の承諾を得ること。</p> <p><b>(3) アスファルト混合物層</b></p> <p>ア 混合物運搬</p> <p>(イ) 受注者は、加熱アスファルト混合物を運搬する場合は、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する対策を施すこと。</p> <p>(ロ) 受注者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆うこと。</p> <p>(ハ) 受注者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得ること。</p> <p>なお、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲とすること。</p> <p>また、混合物の出荷温度及び到着温度については、運搬車 1 台ごとに測定すること。</p> <p>(ニ) 受注者は、混合物を運搬車に積み込み又は積み下ろす場合は、混合物が分離しないようにすること。</p> <p>(ホ) 受注者は、現場の状況又は必要量に応じて適切に配車し、舗設作業に支障のないように運搬すること。</p> <p>イ 人力舗設</p> <p>(イ) 受注者は、混合物の敷き均しを人力で行う場合は、特に熟練者を充て迅速に</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.5.7.8 に移行しました。</p> <p>・都仕様書の記載内容を反映</p>

新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
		<p>行い、均一な密度及び所定の厚さが得られるよう施工すること。</p> <p>(i) 受注者は、その他については、下記ウを準用して施工すること。</p> <p><b>ウ 機械舗設</b></p> <p>(7) 受注者は、加熱アスファルト混合物の舗設作業を、監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下の場合には施工しないこと。</p> <p>また、雨が降り出した場合は、敷き均し作業を中止し、既に敷き均した箇所<sup>なら</sup>の混合物を速やかに締め固めて作業を完了させること。</p> <p>(i) 受注者は、舗設作業に先立ち、基層又は路盤が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみその他の有害物を除去すること。</p> <p>(ii) 受注者は、路盤面及び基層面に異常を発見したときは、監督員と協議すること。</p> <p>(c) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に<sup>れき</sup>瀝青材料を均一に塗布すること。</p> <p>(d) 受注者は、タックコートの散布に当たって、縁石等の構造物を汚さないようにして、所定量を均一に散布すること。</p> <p>なお、タックコートの使用量は、設計図書によること。</p> <p>(h) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持すること。</p> <p>(k) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、混合物の敷き均し<sup>なら</sup>の温度は110℃以上とすること。</p> <p>(l) 受注者は、混合物の敷き均し<sup>なら</sup>において、厚さを締め固め後所定の値になるように調整すること。</p> <p>(n) 受注者は、混合物が敷き均し<sup>なら</sup>前に分離を起こしているとき、温度が所定温度の範囲外のとき又は部分的に固まっているときは使用してはならない。</p> <p>(o) 受注者は、機械敷き均し<sup>なら</sup>のできない部分については、監督員と協議の上、人力で施工すること。</p> <p><b>エ 転圧</b></p> <p>(7) 受注者は、転圧の1層の厚さは、設計図書に示す以外は、7cm以下を標準とし、設計図書に示す締め固め度が得られるよう、適切なローラーによって締め固めること。</p> <p>(i) 受注者は、ローラーによる締め固めが不可能な箇所は、タンバ、プレート、こて等で締め固めること。</p> <p>(ii) 受注者は、3mプロフィールメータ又はこれと同等の平坦性を算定できる測定方法によって、道路中心線と平行に車線ごとに仕上げ面の平坦性を測定すること。</p> <p>なお、横断方向は、所定の勾配がとれているかを定規等により測定すること。</p> <p>(e) 受注者は、施工後、所定の割合でコアを採取し、厚さ及び密度の測定を行い、アスファルト量及び骨材粒度についても試験を行うこと。</p>	<p>し、3.5.7.9に移行しました。</p> <p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.5.7.9に移行しました。</p> <p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.5.7.10に移行しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>3.5.9 低騒音（排水性）舗装</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 受注者は、低騒音（排水性）舗装工の施工に当たっては、<u>本項によるもののほか、「3.5.7 アスファルト舗装工」のうち同一工種に係るものを準用して施工しなければならない。</u></p> <p><b>(2) 混合物のバインダ（アスファルト）</b> 低騒音（排水性）舗装に用いる混合物のバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、<u>別途定められた「土木材料仕様書」の規定に適合しなければならない。</u></p> <p><b>(3) 瀝青材</b> タックコートに用いる瀝青材は、原則として改質アスファルト乳剤PKR-Tを使用することとし、<u>別途定められた「土木材料仕様書」の規定に適合しなければならない。</u></p> <p><b>(4) 施工方法</b> 施工方法については、次の事項によらなければならない。 ア 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止又はリフレクションクラック防止のための処置を、監督員の承諾を得てから講じなければならない（切削オーバーレイ又はオーバーレイの工事の場合）。 イ 混合物の舗設は、通常より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し、速やかに敷き均して転圧を行わなければならない。 ウ 低騒音（排水性）舗装の継目の施工に当たっては、継目をよく清掃した後に加温を行い、敷き均した混合物を十分に密着させなければならない。 また、擦付け部の施工に当たっては、混合物が飛散しないように入念に行わなければならない。</p> <p><b>(5) 施工管理</b> 受注者は、「1.2.4 施工計画書」の記載内容に加えて、一般部及び交差点部の標準的な一日当たりの施工工程を、<u>施工計画書に記載しなければならない。</u> なお、作成に当たり、夏期においては、初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に注意し、冬期においては、締め固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下対策を講じなければならない。</p>	<p>(ウ) 受注者は、監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行うこと。</p> <p><b>(4) 低騒音（排水性）舗装</b> ア 受注者は、低騒音（排水性）舗装の施工に当たっては、3.5.9（表層）の一般事項及びアスファルト混合物層の各規定を準用すること。</p> <p>イ 低騒音（排水性）舗装に用いる混合物のバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトとし、土木材料仕様書の規定によること。</p> <p>ウ タックコートに用いる瀝青材は、原則として改質アスファルト乳剤（PKR-T）を使用し、土木材料仕様書の規定によること。</p> <p>エ 施工方法については、次のとおりとすること。 (7) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止又はリフレクションクラック防止のための処置を監督員の承諾を得てから講じること（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）。 (1) 混合物の舗設は、通常より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し、速やかに敷き均し、転圧を行うこと。 (ウ) 低騒音（排水性）舗装の継目の施工に当たっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷き均した混合物を十分に密着させること。 また、擦付け部の施工に当たっては、混合物が飛散しないように入念に行うこと。</p> <p>オ 受注者は、一般部及び交差点部の標準的な一日当たりの施工工程を施工計画書に記載すること。 なお、作成に当たり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に注意し、冬期においては締め固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下の対策を講ずること。</p> <p><b>(5) 樹脂系すべり止め舗装</b> ア 受注者は、施工条件、施工方法、すべり抵抗の測定方法等について、あらかじめ監督員の承諾を得ること。 イ 受注者は、舗設に先立ち、施工面が乾燥していることを確認するとともに、</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p> <p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.5.7.11に移行しました。</p>

新旧対照表

改定			現行	改定の要旨
			<p>浮石、ごみその他の有害物を除去すること。</p> <p>また、区画線及び道路標示は、マスキング処理を行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、施工に当たって、使用材料の種類、品質等についてあらかじめ監督員に報告書を提出し、承諾を得ること。</p> <p>また、樹脂の塗布に当たっては、人家及び縁石類を汚さないよう注意するとともに、悪臭が発生するおそれがある場合は、周囲に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。</p> <p>エ 受注者は、樹脂を塗布後、直ちに骨材を均一に散布し、樹脂に定着させ、余剰の骨材を除去すること。</p> <p>また、交通開放後も、はく離した骨材は、速やかに除去すること。</p> <p>オ 受注者は、すべり抵抗の測定を施工後1週間以内に行い、その成果を監督員に提出すること。</p>	
<p>3.5.10 半たわみ性舗装</p>	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装の施工に当たっては、<u>本項によるもののほか「3.5.7 アスファルト舗装工」のうち同一工種に係るものを準用して施工しなければならない。</u></p> <p>(2) 浸透用セメントミルクの施工</p> <p>受注者は、浸透用セメントミルクの施工は、<u>一般的に舗装体表面の温度が50℃以下になってから行わなければならない。</u>その場合、舗装体にごみ、泥、水などが残っていないことを確認<u>しなければならない。</u></p> <p>(3) すべりに対する配慮</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装を施工する場合には、セメントミルクにケイ砂を用いる<u>か、又は注入後の余剰セメントミルクを除去するなど、すべりに対する配慮をしなければならない。</u></p>	<p>3.5.10 半たわみ性舗装</p>	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装の施工に当たっては、3.5.7 (路盤)、3.5.8 (基層) 及び3.5.9 (表層) の各規定のうち、同一工種に<u>関わるものを準用して施工すること。</u></p> <p>(2) 浸透用セメントミルクの施工</p> <p>受注者は、浸透用セメントミルクの施工は、一般に舗装体表面の温度が50℃以下になってから<u>行うこと。</u>その場合、舗装体にごみ、泥、水などが残っていないことを確認<u>すること。</u></p> <p>(3) すべりに対する配慮</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装を施工する場合には、セメントミルクにケイ砂を用いる又は注入後の余剰セメントミルクを除去するなど、<u>すべりに対する配慮をすること。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p>3.5.11 歩道舗装</p>	<p>(1) 透水性アスファルト舗装</p> <p><u>受注者は、透水性アスファルト舗装工の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</u></p> <p>ア 受注者は、路床の<u>障害物及び不良土を取り除き、転圧しなければならない。</u></p> <p>イ 受注者は、フィルター層を所定の厚さまで敷き<u>均さなければならない。</u></p> <p>ウ 受注者は、路盤を施工する場合は、<u>「3.5.7.1 路盤」から「3.5.7.5 アスファルト処理混合物層」のうち、同一工種に係るものを準用して施工しなければならない。</u>ただし、プライムコートを使用<u>してはならない。</u></p> <p>エ 受注者は、表層を施工する場合は、<u>「3.5.7.6 基層」から「3.5.7.10 アスファルト混合物の転圧」のうち、同一工種に係るものを準用して施工しなければならない。</u></p> <p>オ 受注者は、施工後、<u>所定の割合で透水量の測定を行い、同一箇所をコアを採取し、厚さ及び密度の測定を行い、アスファルト量及び骨材密度についても試験を行わなければならない。</u></p>	<p>3.5.11 歩道舗装</p>	<p>(1) 透水性アスファルト舗装</p> <p>ア 受注者は、<u>路盤の施工に先立ち、路床面の有害物及び不良土を取り除き、路床を締め固めること。</u></p> <p>イ 受注者は、フィルター層を<u>設計図書に示す</u>所定の厚さまで敷き<u>ならすこと。</u></p> <p>ウ 受注者は、路盤を施工する場合は、3.5.7 (路盤) の各規定のうち、同一工種に<u>関わるものを準用して施工すること。</u>ただし、プライムコートを使用<u>しないこと。</u></p> <p>エ 受注者は、表層を施工する場合は、3.5.9 (表層) の各規定のうち、同一工種に<u>関わるものを準用して施工すること。</u></p> <p>オ 受注者は、施工後は、<u>土木工事出来形管路基準に示す、厚さ、密度及び透水量の測定を同一箇所で行うこと。</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(2) アスファルト舗装</p> <p><u>受注者は、アスファルト舗装の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</u></p> <p>ア 受注者は、路床の<u>障害物及び不良土を取り除き、転圧しなければならない。</u></p> <p>イ 受注者は、路盤を施工する場合は、「<u>3.5.7.1 路盤</u>」から「<u>3.5.7.5 アスファルト処理混合物層</u>」のうち、同一工種に係るものを準用して施工<u>しなければならない</u>。ただし、路盤に粒度調整砕石を使用した場合は<u>密度試験を省く</u>ことができる<u>ものとする</u>。</p> <p>ウ 受注者は、表層を施工する場合は、「<u>3.5.7.6 基層</u>」から「<u>3.5.7.10 アスファルト混合物の転圧</u>」のうち、同一工種に係るものを準用して施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>エ 受注者は、施工後、<u>所定の割合でコアを採取し、</u>厚さ及び密度の測定を行わ<u>なければならない</u>。</p> <p>(3) ブロック舗装</p> <p>受注者は、インターロッキングブロック舗装の施工に当たっては、インターロッキングブロック舗装設計施工要領の規定によるものとする。</p> <p>(4) コンクリート平板ブロック及び誘導用ブロック舗装</p> <p>受注者は、コンクリート平板ブロック及び誘導用ブロック舗装の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、路床、路盤を施工する場合は、(2)を準用して十分に転圧し、均一に仕上げなければならない。</p> <p>イ 敷砂及び空練りモルタルの敷き均し時の余盛厚さは、路盤の使用材料によって路盤に食い込む量が異なるので調整しなければならない。</p> <p>ウ コンクリート平板等の敷設は、割付図を基に始点となる基準線、目地ラインを合わせ正確に敷設しなければならない。</p> <p>エ コンクリート平板等の目地幅は、定規を用いるなどして所定の幅となるように調整しなければならない。</p> <p>オ 歩道の切下げ部や勾配が大きく変化する箇所では、コンクリート平板等の目地間隔が大きく開かないように、コンクリート平板等のすり合わせを行い、敷設しなければならない。</p> <p>カ 排水口、<u>人孔</u>などの周囲では、雨水などによる水溜まりができないように十分注意して施工しなければならない。</p> <p>キ コンクリート平板等の敷設後、敷砂層の締め固めとブロックの不陸を調整するために、コンクリート平板の表面をコンパクタにより十分に転圧しなければならない。</p> <p>ク 砂目地の砂の充てんは、乾燥した細目砂をほうき、デッキブラシなどで掃き込み、木づち等でコンクリート平板に振動を与え十分に充てんしなければならない。</p> <p>また、ブロック表面に残った砂は、きれいに取り除かなければならない</p>	<p>(2) アスファルト舗装</p> <p>ア 受注者は、<u>路盤の施工に先立ち、</u>路床面の<u>有害物及び不良土を取り除き、路床を締め固めること。</u></p> <p>イ 受注者は、路盤を施工する場合は、<u>3.5.7 (路盤) の各規定</u>のうち、同一工種に<u>関わるものを準用して施工すること</u>。ただし、路盤に粒度調整砕石を使用した場合の密度試験は<u>省略</u>することができる。</p> <p>ウ 受注者は、表層を施工する場合は、<u>3.5.9 (表層) の各規定</u>のうち、同一工種に<u>関わるものを準用して施工すること</u>。</p> <p>エ 受注者は、施工後、<u>土木工事出来形管路基準に示す</u>厚さ及び密度の測定を行う<u>こと</u>。</p> <p>(3) ブロック舗装</p> <p>受注者は、インターロッキングブロック舗装の施工に当たっては、インターロッキングブロック舗装設計施工要領の規定によるものとする。</p> <p>(4) コンクリート平板ブロック及び誘導用ブロック舗装</p> <p>受注者は、コンクリート平板ブロック及び誘導用ブロック舗装の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</p> <p>ア 受注者は、路床、路盤を施工する場合は、(2)を準用して十分に転圧し、均一に仕上げなければならない。</p> <p>イ 敷砂及び空練りモルタルの敷き均し時の余盛厚さは、路盤の使用材料によって路盤に食い込む量が異なるので調整しなければならない。</p> <p>ウ コンクリート平板等の敷設は、割付図を基に始点となる基準線、目地ラインを合わせ正確に敷設しなければならない。</p> <p>エ コンクリート平板等の目地幅は、定規を用いるなどして所定の幅となるように調整しなければならない。</p> <p>オ 歩道の切下げ部や勾配が大きく変化する箇所では、コンクリート平板等の目地間隔が大きく開かないように、コンクリート平板等のすり合わせを行い、敷設しなければならない。</p> <p>カ 排水口、<u>マンホール</u>などの周囲では、雨水などによる水たまりができないように十分注意して施工しなければならない。</p> <p>キ コンクリート平板等の敷設後、敷砂層の締め固めとブロックの不陸を調整するために、コンクリート平板の表面をコンパクタにより十分に転圧しなければならない。</p> <p>ク 砂目地の砂の充てんは、乾燥した細目砂をほうき、デッキブラシなどで掃き込み、木づち等でコンクリート平板に振動を与え十分に充てんしなければならない。</p> <p>また、ブロック表面に残った砂は、きれいに取り除かなければならない</p>	

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>ケ 受注者は、現場打ちコンクリートを必要とするところは、監督員の指示により施工しなければならない。</p> <p>コ コンクリート平板間の段差は、3mm以内としなければならない。</p> <p><b>(5) 車乗入れ用歩道切下げ部舗装</b></p> <p>ア 受注者は、路盤を施工する場合は、「<u>3.5.7.1 路盤</u>」から「<u>3.5.7.5 アスファルト処理混合物層</u>」の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p> <p>イ 受注者は、基層を施工する場合は、「<u>3.5.7.6 基層</u>」から「<u>3.5.7.10 アスファルト混合物の転圧</u>」の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用すること。</p> <p>ウ 受注者は、表層を施工する場合は、「<u>3.5.7.7 表層</u>」から「<u>3.5.7.10 アスファルト混合物の転圧</u>」の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p>	<p>ケ 受注者は、現場打ちコンクリートを必要とするところは、監督員の指示により施工しなければならない。</p> <p>コ コンクリート平板間の段差は、3mm以内としなければならない。</p> <p><b>(5) 車乗入れ用歩道切下げ部舗装</b></p> <p>ア 受注者は、路盤を施工する場合は、3.5.7 (路盤) の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p> <p>イ 受注者は、基層を施工する場合は、3.5.8 (基層) の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用すること。</p> <p>ウ 受注者は、表層を施工する場合は、3.5.9 (表層) の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工すること。</p>	
<p><b>3.5.12 仮舗装</b></p> <p><b>(1) 仮舗装と路面標示の施工</b></p> <p>受注者は、埋め戻しが完了した箇所は、設計図書に基づき速やかに仮舗装を行うこと。</p> <p>なお、仮舗装完了後は、「<u>3.6.5 区画線</u>」により直ちに仮区画線及び仮道路標示を施工すること。</p> <p><b>(2) 関連規定の準用</b></p> <p>受注者は、仮舗装を施工する場合は、「<u>3.5.4 舗装準備</u>」から「<u>3.5.9 表層</u>」までの各規定のうち同一工種に関わるものを準用すること。</p> <p><b>(3) 交通の支障への対策</b></p> <p>受注者は、仮舗装を施工するに当たり、既設舗装との段差がないよう擦り付けを行い、交通の支障とならないようにすること。</p> <p><b>(4) 点検・管理</b></p> <p>受注者は、仮舗装をした箇所を、常時巡回及び点検し、交通等に支障を与えないように保守及び管理すること。</p>	<p><b>3.5.12 仮舗装</b></p> <p><b>(1) 仮舗装と路面標示の施工</b></p> <p>受注者は、埋め戻しが完了した箇所は、設計図書に基づき速やかに仮舗装を行うこと。</p> <p>なお、仮舗装完了後は、3.6.4 (区画線) により直ちに仮区画線及び仮道路標示を施工すること。</p> <p><b>(2) 関連規定の準用</b></p> <p>受注者は、仮舗装を施工する場合は、3.5.4 (舗装準備) から 3.5.9 (表層) までの各規定のうち同一工種に関わるものを準用すること。</p> <p><b>(3) 交通の支障への対策</b></p> <p>受注者は、仮舗装を施工するに当たり、既設舗装との段差がないよう擦り付けを行い、交通の支障とならないようにすること。</p> <p><b>(4) 点検・管理</b></p> <p>受注者は、仮舗装をした箇所を、常時巡回及び点検し、交通等に支障を与えないように保守及び管理すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
<p align="center"><b>第6節 街築工事</b></p>	<p align="center"><b>第6節 街築工事</b></p>	
<p><b>3.6.1 一般事項</b></p> <p><b>(1) 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書に従うものとし、疑義がある場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>○<u>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説</u> (地盤工学会)</p> <p>○<u>道路土工要綱</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路土工・切土工・斜面安定工指針</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路土工・盛土工指針</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路土工・擁壁工指針</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路土工・カルバート工指針</u> (日本道路協会)</p>		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>○<u>道路土工-仮設構造物工指針</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>土木構造物標準設計 第2巻</u> (全日本建設技術協会)</p> <p>○<u>のり枠工の設計施工指針</u> (全国特定法面保護協会)</p> <p>○<u>落石対策便覧</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>鋼道路橋防食便覧</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル</u> (土木研究センター)</p> <p>○<u>補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル</u> (土木研究センター)</p> <p>○<u>多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル</u> (土木研究センター)</p> <p>○<u>道路緑化技術基準・同解説</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路照明施設設置基準・同解説</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路反射鏡設置指針</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路土工構造物技術基準</u> (国土交通省)</p> <p>○<u>道路土工構造物技術基準・同解説</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>防護柵の設置基準の改定について</u> (国土交通省)</p> <p>○<u>防護柵の設置基準・同解説</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>車両用防護柵標準仕様・同解説</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路橋床版防水便覧</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路附属物の基礎について</u> (建設省)</p> <p>○<u>道路維持修繕要綱</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路橋補修便覧</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>道路トンネル維持管理便覧</u> (日本道路協会)</p> <p>○<u>景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (日本みち研究所)</p>		
<p><b>3.6.2 排水構造物</b></p> <p><b>3.6.2.1 街きよ、側溝</b></p> <p><u>(1) 街きよ、側溝</u></p> <p><u>受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、次の事項によらなければならない。</u></p> <p><u>ア 受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、降雨若しくは融雪によって路面又は斜面から道路に流入する地表水並びに隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。</u></p> <p><u>イ 受注者は、街きよ、側溝等の継目部の施工に当たり、付着及び水密性を保つとともに、段差が生じないように注意して施工しなければならない。</u></p> <p><u>ウ 受注者は、街きよの施工に当たっては、その表面は、締め固めたコンクリートが半乾きの状態のときにコテを使用し、かつ、突端部は、面ゴテを使用して仕上げなければならない。</u></p> <p><u>エ 受注者は、場所打コンクリートにより側溝を施工する場合の順序は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</u></p>	<p><b>3.6.1 排水</b></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>オ 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</u></p> <p><u>カ 受注者は、街きよ、側溝及び側溝蓋の据付けに当たっては、材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。</u></p> <p><u>キ 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>ク 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦(たん)に施工しなければならない。</u></p> <p><u>ケ 受注者は、街きよ、側溝等の接合部について、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。</u></p> <p><u>コ 受注者は、<sup>ます</sup>樹の間隔が10m以上ある街きよを施工する場合は、<sup>ます</sup>樹間中央部のブロックの継目に合わせて施工目地を設けなければならない。</u></p> <p><u>サ 受注者は、低騒音（排水性）舗装における排水用パイプの施工に当たっては、浮き上がり防止の措置を行うとともに、排水用パイプの流末を集水<sup>ます</sup>樹縁塊の孔へ確実に挿入しなければならない。</u></p> <p><u>なお、半たわみ性舗装部において、排水用パイプを施工する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</u></p> <p><u>シ 受注者は、雨水管、汚水管等を設置する場合は、相互に誤接続がないように確認を行うこと。</u></p>		
<p><b>3.6.2.2 管きよ</b></p> <p>(1) 管きよ</p> <p>受注者は、管きよの施工に当たっては、次の事項に<u>よらなければならない</u>。</p> <p>ア 受注者は、現場に管を保管する場合は、第三者が保管場所に立ち入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じ<u>なければならない</u>。</p> <p>(イ) 受注者は、管の運搬に当たっては、落下、ぶつかり合い等管材に悪影響を与えるような取扱いを<u>してはならない</u>。</p> <p>また、管等と荷台との接触部、特に管端部には、クッション材料等をはさみ受け口や差し口が損傷及び傷がつかないように十分注意<u>しなければならない</u>。</p> <p>(ロ) 鉄筋コンクリート管の<u>布設において使用する</u>接着剤、樹脂系接合剤、滑材、シール材等<u>については、</u>材質の変化を防止する措置（冷暗な場所に保管する等）をとら<u>なければならない</u>。</p> <p>イ 受注者は、管きよを布設する場合は、あらかじめ丁張等を設置し、正確に<u>行わなければならない</u>。</p> <p>ウ 受注者は、管きよの基礎については、設計図書によるほか、次の事項に<u>よらなければならない</u>。</p>	<p>(1) 管きよ</p> <p>受注者は、管きよの施工に当たっては、次の事項に<u>注意すること</u>。</p> <p>ア 受注者は、現場に管を保管する場合は、第三者が保管場所に立ち入らないよう柵等を設けるとともに、倒壊等が生じないよう十分な安全対策を講じ<u>ること</u>。</p> <p>(イ) 受注者は、管の運搬に当たっては、落下、ぶつかり合い等管材に悪影響を与えるような取扱いを<u>しないこと</u>。</p> <p>また、管等と荷台との接触部、特に管端部には、クッション材料等をはさみ受け口や差し口が損傷及び傷がつかないように十分注意<u>すること</u>。</p> <p>(ロ) 鉄筋コンクリート管は、<u>接着剤、樹脂系接合剤、滑材、シール材等は材質の変化を防止する措置（冷暗な場所に保管する等）をとること</u>。</p> <p>イ 受注者は、管きよを布設する場合は、あらかじめ丁張を設置し、正確に<u>布設すること</u>。</p> <p>ウ 受注者は、管きよの基礎については、設計図書によるほか、次の事項に<u>注意して施工すること</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(7) 再生クラッシュラン基礎は、再生クラッシュランを所定の厚さにむらなく敷き均し、十分締め固めて仕上げ<u>なければならない</u>。</p> <p>(i) 砂基礎は、しゃ断層用砂又は改良土を 15cm ごとに締め固めて所定の厚さまで仕上げた後、横木材（ただし、塩ビ管及びFRP 管を除く。）を設置して管を布設し、くさび材で固定して、<u>さらに</u>しゃ断層用砂又は改良土を敷き均し、15cm ごとに締め固めて空隙が生じないよう仕上げ<u>なければならない</u>。</p> <p>(ii) 塩ビ管及びFRP 管の砂基礎は、しゃ断層用砂又は改良土を 15 cm ごとに締め固め、空隙が生じないように仕上げ<u>なければならない</u>。基礎材の投入に当たっては、管が移動しないように管の左右に交互に投入<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、管の心出し及び管の移動防止用あて木は取り除き、石、ガラ等の固形物を混入させない<u>ようにしなければならない</u>。</p> <p>(e) 梯子胴木基礎は、床付け後直ちに梯子胴木を所定の位置に設置し、再生クラッシュランを敷き均して十分に締め固め、管を布設した後くさび材で固定して、<u>さらに</u>しゃ断層用砂又は改良土を敷き均し、15cm ごとに締め固めて空隙が生じないよう仕上げ<u>なければならない</u>。</p> <p>(o) コンクリート基礎は、床付け後直ちに再生クラッシュランを敷き均して<u>十分に</u>締め固めた後、所定の寸法になるようにコンクリートを打込み、締め固めて空隙のないように仕上げ<u>なければならない</u>。</p> <p>エ 受注者は、管の布設に当たり、所定の基礎を施した後、下流側又は低い側から布設し、<u>他方の管端を既設管に密着させ</u>、上流の方向に受口を向け、管の中心線、勾配及び管底高を正確に保ち、かつ、漏水、不陸、偏心等が生じないように施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>オ 受注者は、管の切断及びせん孔する場合は、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、切口及びせん孔部を所定の寸法に仕上げ<u>なければならない</u>。 損傷させた場合は、取り換え<u>なければならない</u>。 特に塩ビ管については、切断面に生じたバリ等を平滑に仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は規定の面取りを<u>しなければならない</u>。</p> <p>カ 受注者は、管きよの吐口等の施工のため在来構造物を取り壊す<u>ときは</u>、周囲に損傷を与えないよう行い、復旧は在来構造物に倣って取り合わ<u>なければならない</u>。</p> <p>キ 受注者は、接合前に受口内面及びゴム輪を点検清掃し、必ず土砂等を除去<u>しなければならない</u>。 接合にゴム輪を用いる管については、これを挿し口に正しく装てんし、受口両面及びゴム輪に滑剤を十分塗布し、密着するよう接合<u>なければならない</u>。 管をモルタル接合するときは、十分モルタルを詰め込み、モルタルが管の内面に出ないよう丁寧に仕上げ<u>なければならない</u>。 また、モルタルが硬化するまで、移動その他衝撃を与えないように施工<u>なければならない</u>。</p> <p>ク 受注者は、塩ビ管のゴム輪接合の場合は、ゴム輪が正確に溝に納まっている</p>	<p>(7) 再生クラッシュラン基礎は、再生クラッシュランを所定の厚さにむらなく敷き均し、十分締め固めて仕上げ<u>ること</u>。</p> <p>(i) 砂基礎は、しゃ断層用砂又は改良土を 15cm ごとに締め固めて所定の厚さまで仕上げた後、横木材（ただし、塩ビ管、FRP 管を除く。）を設置して管を布設し、くさび材で固定して<u>更</u>にしゃ断層用砂又は改良土を敷き均し、15cm ごとに締め固めて空隙が生じないよう仕上げ<u>ること</u>。</p> <p>(ii) 塩ビ管及びFRP 管の砂基礎は、しゃ断層用砂又は改良土を 15 cm ごとに締め固め、空隙が生じないように仕上げ<u>ること</u>。基礎材の投入に当たっては、管が移動しないように管の左右に交互に投入<u>すること</u>。</p> <p>また、管の心出し及び管の移動防止用あて木は取り除き、石、ガラ等の固形物を混入させない<u>こと</u>。</p> <p>(e) 梯子胴木基礎は、床付け後直ちに梯子胴木を所定の位置に設置し、再生クラッシュラン<u>碎石</u>を敷き均して十分に締め固め、管を布設後くさび材で固定して、<u>更</u>にしゃ断層用砂又は改良土を敷き均し、15cm ごとに締め固めて空隙が生じないよう仕上げ<u>ること</u>。</p> <p>(o) コンクリート基礎は、床付け後直ちに再生クラッシュランを敷き均して締め固めた後、所定の寸法になるようにコンクリートを打<u>ち</u>込み、締め固めて空隙のないように仕上げ<u>ること</u>。</p> <p>エ 受注者は、管の布設に当たり、所定の基礎を施した<u>後</u>に、下流側又は低い側から布設し上流の方向に受口を向け、管の中心線、勾配及び管底高を正確に保ち、かつ、漏水、不陸、偏心等が生じないように施工<u>すること</u>。</p> <p>オ 受注者は、管の切断及びせん孔する場合は、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、切り口及びせん孔部を所定の寸法に仕上げ<u>ること</u>。 <u>また、管を</u>損傷させた場合は、取り換える<u>こと</u>。特に塩ビ管については、切断面に生じたバリ等を平滑に仕上げるとともに、管端内外面を軽く面取りし、ゴム輪接合の場合は規定の面取りを<u>すること</u>。</p> <p>カ 受注者は、管きよの吐口等の施工のため、<u>在来構造物を取り壊す場合は</u>、周囲に損傷を与えないよう行い、復旧は在来構造物に倣って取り合わ<u>せること</u>。</p> <p>キ 受注者は、接合前に受口内面及びゴム輪を点検清掃し、必ず土砂等を除去<u>すること</u>。 接合にゴム輪を用いる管については、これを挿し口に正しく装てんし、受口両面及びゴム輪に滑剤を十分に塗布し、密着するよう接合<u>すること</u>。 管をモルタル接合するときは、十分モルタルを詰め込み、モルタルが管の内面に出ないよう丁寧に仕上げ<u>ること</u>。 また、モルタルが硬化するまで、移動その他衝撃を与えないように施工<u>すること</u>。</p> <p>ク 受注者は、塩ビ管のゴム輪接合の場合は、ゴム輪が正確に溝に納まっている</p>	

新旧対照表

改定	改定	現行	改定の要旨
	<p>かを確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、正確に再装着を行う。</p> <p>接合部に付着している土砂、水分及び油分は、乾いた布で清掃<u>しなければならない</u>。</p> <p>ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び挿し口管に均等に塗り、管軸に合わせて挿し口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ及びはみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認<u>しなければならない</u>。内径 200 mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用する<u>ものとする</u>。</p> <p>なお、接合用滑剤は、ゴム輪接合専用滑剤を使用すること。</p> <p>ケ 受注者は、塩ビ管の接着接合の場合は、受口内面及び挿し口外面を乾いた布で清掃し、特に油分と水分を完全に拭き取った後に施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>挿し口には、挿し込み深さの<u>標線</u>を、挿し口の端から規定寸法の<u>位置</u>に入<u>なければならない</u>。</p> <p>接着剤を受<u>け</u>口内面及び挿し口外<u>側</u>の接着面に、塗り漏らしなく均一に素早く塗<u>らなければならない</u>。</p> <p>内径 200 mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用し、<u>接合</u>する。受口からはみ出した接着剤は、<u>拭き取らなければならない</u>。</p> <p>接着直後、接合部に無理な外力が加わらないよう注意<u>しなければならない</u>。</p> <p>コ 受注者は、管きよ<u>周辺</u>の埋戻し及び盛土に<u>ついて</u>は、管きよを損傷しないように、かつ偏心及び偏圧のかからないよう<u>に</u>、左右均等に層状に十分締め固め<u>なければならない</u>。</p>	<p>か確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、正確に再装着を行う<u>こと</u>。</p> <p>接合部に付着している土砂、水分及び油分は、乾いた布で清掃<u>すること</u>。</p> <p>ゴム輪接合用滑剤をゴム輪表面及び挿し口管に均等に塗り、管軸に合わせて挿し口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ及びはみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認<u>すること</u>。内径 200 mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用する<u>こと</u>。</p> <p>なお、接合用滑剤は、ゴム輪接合専用滑剤を使用すること。</p> <p>ケ 受注者は、塩ビ管の接着接合の場合は、受口内面及び挿し口外面を乾いた布で清掃し、特に油分と水分を完全に拭き取った後に施工<u>すること</u>。</p> <p>挿し口には挿し込み深さを挿し口の端から規定寸法に<u>標線</u>を入<u>ること</u>。</p> <p>接着剤を受口内面及び挿し口外<u>面</u>の接着面を塗り<u>も</u>らしなく均一に素早く塗<u>ること</u>。</p> <p>内径 200 mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用し接合する<u>こと</u>。受口からはみ出した接着剤は拭き取<u>ること</u>。</p> <p>接着直後、接合部に無理な外力が加わらないよう注意<u>すること</u>。</p> <p>コ 受注者は、管きよの埋<u>め</u>戻し及び盛土に<u>当たっ</u>ては、管きよを損傷しないように、かつ、<u>偏</u>心及び偏圧のかからないよう<u>埋め戻し材</u>を左右均等<u>かつ</u>層状に十分締め固め<u>ること</u>。</p>	
<p>3.6.2.3 人孔及び柵</p>	<p>(1) 人孔及び柵</p> <p>受注者は、人孔及び柵の施工に当たっては、次の事項に<u>よ</u>らなければならない。</p> <p>ア 受注者は、人孔及び柵の基礎については、支持力が均等となるように、かつ、不陸を生じないように<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ 受注者は、人孔及び柵の側塊が動揺しないよう、接合用モルタルを敷き均して据え付け、漏水等が生じないよう目地を入念に仕上げ<u>なければならない</u>。</p> <p>ウ 受注者は、人孔及び柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないよう<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護<u>しなければならない</u>。</p> <p>エ 受注者は、人孔及び柵の縁塊<u>並びに</u>蓋を据え付ける際は、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工すること。</p> <p>また、蓋がずれることのないように<u>しなければならない</u>。</p> <p>オ 受注者は、躯体及び側塊に使用する足掛金物は、ポリプロピレン防錆被膜とし、設計図書に<u>基づき</u>、コンクリート打込み時に取り付け<u>なければならない</u>。</p> <p>なお、人孔天端の仕上がり高さに変動<u>が</u>生じた場合は、監督員の指示に従い設置<u>しなければならない</u>。</p> <p>カ 受注者は、特に指示するものを除き、ちり除け金物には、防錆塗料を塗布<u>し</u></p>	<p>(2) 人孔及び柵</p> <p>受注者は、人孔及び柵の施工に当たっては、次の事項に<u>注意</u>しなければならない。</p> <p>ア 受注者は、人孔及び柵の基礎については、支持力が均等となるように、かつ、不陸を生じないよう<u>すること</u>。</p> <p>イ 受注者は、人孔及び柵の側塊が動揺しないよう、接合用モルタルを敷き均して据え付け、漏水等が生じないよう目地を入念に仕上げ<u>ること</u>。</p> <p>ウ 受注者は、人孔及び柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないよう<u>すること</u>。</p> <p>また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護<u>すること</u>。</p> <p>エ 受注者は、人孔及び柵の縁塊、蓋を据え付ける際は、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工すること。</p> <p>また、蓋がずれることのないように<u>すること</u>。</p> <p>オ 受注者は、躯体及び側塊に使用する足掛金物はポリプロピレン防錆被膜とし、設計図書<u>の定めるところに</u>従い、コンクリート打込み時に取り付け<u>ること</u>。</p> <p>なお、人孔天端の仕上がり高さに変動<u>を</u>生じた場合は、監督員の指示に従い設置<u>すること</u>。</p> <p>カ 受注者は、特に指示するものを除き、ちり除け金物には防錆塗料を塗布<u>する</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定		現行	改定の要旨
	<p><u>なければならない。</u></p> <p>キ 受注者は、人孔及び柵の施工に<sup>ます</sup>当たっては、管きよ等との接続部は漏水が生じないように施工<u>しなければならない。</u></p>	<p><u>こと。</u></p> <p>キ 受注者は、人孔及び柵の施工に<sup>ます</sup>ついては、管きよ等との接続部は漏水が生じないように施工<u>すること。</u></p> <p><b>(3) 街きよ、側溝等</b></p> <p>受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、次の事項に注意すること。</p> <p>ア 受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、降雨、融雪によって路面又は斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工すること。</p> <p>イ 受注者は、街きよ、側溝等の継目部の施工に当たり、付着、水密性を保つとともに段差が生じないように注意して施工すること。</p> <p>ウ 受注者は、街きよの表面については、締め固めたコンクリートが半乾きの状態のときにこてを使用し、かつ、突端部は面ごてを使用して仕上げること。</p> <p>エ 受注者は、場所打コンクリートにより側溝を施工する場合の施工順序は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。</p> <p>オ 受注者は、街きよ、側溝等の施工に当たっては、設計図書又は監督員の指示する勾配で下流側又は低い側から設置するとともに、流水面は、滞水のないよう十分注意して施工すること。</p> <p>カ 受注者は、街きよ、側溝及び側溝蓋の施工に当たっては、材料が破損しないよう丁寧に施工すること。</p> <p>キ 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打込みについては、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関し監督員と協議すること。</p> <p>ク 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工すること。</p> <p>ケ 受注者は、街きよ、側溝等の接合部について、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工すること。</p> <p>コ 受注者は、柵の間隔が10m以上ある街きよを施工する場合は、柵間中央部のブロックの継目に合わせて施工目地を設けること。</p> <p>サ 受注者は、低騒音（排水性）舗装における排水用パイプの施工に当たっては、浮き上がり防止の措置を行うとともに、排水用パイプの流末を<sup>ます</sup>集水樹縁塊の孔へ確実に挿入すること。</p> <p>なお、半たわみ性舗装部において、排水用パイプを施工する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。</p> <p>シ 受注者は、雨水管、污水管等を設置する場合は、相互に誤接続がないように確認を行うこと。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映し、3.6.2.1に移行しました。</p>
<p>3.6.3 縁石</p>	<p><u>(1) 縁石工</u></p> <p>受注者は、縁石等の施工に当たっては、次の事項に<u>よらなければならない。</u></p> <p>ア 受注者は、縁石等の施工に当たり障害物がある場合などは、設計図書に関し</p>	<p>3.6.2 縁石</p> <p>受注者は、縁石等の施工に当たっては、次の事項に<u>注意すること。</u></p> <p>ア 受注者は、縁石<sup>工</sup>の施工に当たり、<u>障害物がある場合などは、設計図書に関し</u></p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>て監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ 受注者は、曲線部の縁石等の基礎コンクリートは、曲線に<u>倣</u>って施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>ウ 受注者は、縁石等の曲線部と直線部との境界部を施工する場合は、なじみよくし、コンクリートブロックを使用する場合は、この位置を目地と<u>しなければならない</u>。</p> <p>エ 受注者は、縁石等を施工する場合は、施工後直ちに養生を<u>施さなければならない</u>。</p> <p>また、受注者は、養生期間中は、荷重、衝撃等が加わらないよう措置<u>しなければならない</u>。</p> <p>オ 縁石等の施工に当たり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎に敷き均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付け<u>なければならない</u>。</p>	<p>て監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>イ 受注者は、曲線部の縁石等の基礎コンクリートは、曲線に<u>なら</u>って施工<u>すること</u>。</p> <p>ウ 受注者は、縁石等の曲線部と直線部との境界部を施工する場合は、なじみよくし、コンクリートブロックを使用する場合は、この位置を目地と<u>すること</u>。</p> <p>エ 受注者は、縁石等を施工する場合は、施工後直ちに養生<u>すること</u>。</p> <p>また、受注者は、養生期間中は、荷重、衝撃等が加わらないよう措置<u>すること</u>。</p> <p>オ 縁石等の施工に当たり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎に敷き均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据え付け<u>ること</u>。</p>	
<p><b>3.6.4 防護柵</b></p> <p>(1) 適用規定 受注者は、防護柵を施工する場合は、特に指示するものを除き、次の基準等に従って行<u>なければならない</u>。<u>これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防護柵の設置基準・同解説<u>ポラードの設置便覧</u> 4-1、施工の規定（日本道路協会）</li> <li>○ 道路土工要綱 第5章施工計画（日本道路協会）</li> </ul> <p>(2) 材料の承認 受注者は、防護柵を施工する際に使用する材料のうち、監督員が指示するものは、現物又は図面を提出し、承諾を<u>得なければならない</u>。</p> <p>(3) 据付けの確認 受注者は、ガードレール、ガードケーブル、ガードパイプ、金網等防護施設本体の取付け又は据付けを施工する場合は、支柱、基礎等が正しく設置されているかどうか確認<u>しなければならない</u>。</p> <p>(4) 防護柵の位置 受注者は、防護柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるとき又は位置が明示されていない<u>場合</u>には、設計図書に関して監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>(5) 防護柵の施工 受注者は、防護柵の施工に当たっては、次の事項に<u>よらなければならない</u>。</p> <p>ア 受注者は、支柱の施工に当たって、自転車や歩行者への影響を考慮の上、地下埋設物に破損<u>及び</u>障害を発生させないように、また、既設舗装を損傷させないように施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ 受注者は、防護柵基礎工の施工に当たっては、支持力が均等となるように、かつ、不陸を生じないように<u>しなければならない</u>。</p> <p>ウ 受注者は、土中埋込み式の支柱を、打込み機、オーガ<u>一</u>ボーリングなどを用い</p>	<p><b>3.6.3 防護柵</b></p> <p>(1) 適用規定 受注者は、防護柵を施工する場合は、特に指示するものを除き、次の基準等に従って行<u>うこと</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防護柵の設置基準・同解説 4-1、施工の規定（日本道路協会）</li> <li>○ 道路土工要綱 第5章施工計画（日本道路協会）</li> </ul> <p>(2) 材料の承認 受注者は、防護柵を施工する際に使用する材料のうち、監督員が指示するものは、現物又は図面を提出し、承諾を<u>受けること</u>。</p> <p>(3) 据付けの確認 受注者は、ガードレール、ガードケーブル、ガードパイプ、金網等防護施設本体の取付け又は据付けを施工する場合は、支柱、基礎等が正しく設置されているかどうかを確認す<u>ること</u>。</p> <p>(4) 防護柵の位置 受注者は、防護柵を設置する場合<u>で</u>、現地の状況により、位置に支障があるとき又は位置が明示されていない<u>とき</u>には、設計図書に関して監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>(5) 防護柵の施工 受注者は、防護柵の施工に当たっては、次の事項に<u>注意すること</u>。</p> <p>ア 受注者は、支柱の施工に当たって、自転車や歩行者への影響を考慮の上、地下埋設物に破損<u>や</u>障害を発生させないように、また、既設舗装を損傷させないように施工<u>すること</u>。</p> <p>イ 受注者は、防護柵基礎工の施工に当たっては、支持力が均等となるように、かつ、不陸を生じないように<u>すること</u>。</p> <p>ウ 受注者は、土中埋込み式の支柱を、打込み機、オーガボーリングなどを用い</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定	改定	現行	現行	改定の要旨
	<p>いて堅固に建て込まなければならない。この場合、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにするとともに、既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。</p> <p>エ 受注者は、支柱の施工に当たって設置穴を掘削して埋め戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかななければならない。</p> <p>オ 受注者は、ガードレールのビームを取り付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締め付けなければならない。</p> <p>カ 受注者は、防護柵を設置する場合、支柱に直接取り付けるボルトは、ナットを車道側で締め付け、ボルト頭が歩道側に位置するようにしなければならない。</p> <p>また、ボルトの頭の形状は、丸味をもったものとしなければならない。</p> <p>キ 受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打込んだコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締め固めながら埋め戻しをしなければならない。</p> <p>ク 受注者は、ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに、所定の張力（A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本）を与えなければならない。</p>		<p>て堅固に建て込むこと。この場合、受注者は、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工すること。</p> <p>エ 受注者は、支柱の施工に当たって、設置穴を掘削して埋め戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合は、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておくこと。</p> <p>オ 受注者は、ガードレールのビームを取り付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締め付けること。</p> <p>カ 受注者は、防護柵を設置する場合、支柱に直接取り付けるボルトは、ナットを車道側で締め付け、ボルト頭が歩道側に位置するように施工すること。</p> <p>また、ボルトの頭の形状は、丸味を持ったものとする。</p> <p>キ 受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合は、打込みしたコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締め固めながら埋め戻しをすること。</p> <p>ク 受注者は、ガードケーブルを支柱に取り付ける場合は、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに、所定の張力（A種は20kN、B種及びC種は9.8kN）を与えらること。</p>	
<p>3.6.5 区画線</p>	<p>(1) 区画線</p> <p>区画線の施工については、次の事項に<u>よらなければならない</u>。</p> <p>ア 区画線の施工に当たり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ 各標示のペイントの色及び使用量については、設計図書によら<u>なければならない</u>。</p> <p>また、区画線等の指示方法について設計図書に示されていない事項は、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日付総理府、建設省令第3号)により施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>ウ 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性及び仮区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂じん、ほこり及び油等の不純物を取り除き、均一に<u>接着するようにしなければならない</u>。</p> <p>エ 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性及び仮区画線の施工に先立ち、施工箇所、施工時間帯及び施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打合せを行い、交通渋滞を<u>きたすことのないように施工しなければならない</u>。</p> <p>オ 受注者は、塗装路面を清掃し、濡れた路面は乾燥させてから施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、新設コンクリート舗装面への塗装は、舗装路面の清掃を入念（ノロを除去）に行ってから塗装<u>しなければならない</u>。</p>	<p>3.6.4 区画線</p>	<p>(1) 区画線</p> <p>区画線の施工については、次の事項に<u>注意すること</u>。</p> <p>ア 区画線の施工に当たり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議<u>すること</u>。</p> <p>イ 各標示のペイントの色及び使用量については、設計図書<u>の定めによる</u>。</p> <p>また、区画線等の標示方法について設計図書に示されていない事項は、「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日付総理府、建設省令第3号)により施工<u>すること</u>。</p> <p>ウ 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂じん、ほこり及び油等の不純物を取り除き、均一に<u>接着させること</u>。</p> <p>エ 受注者は、熔融式、ペイント式、高視認性及び仮区画線の施工に先立ち、施工箇所、施工時間帯及び施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打合せを行い、交通渋滞を<u>来すことのないように施工すること</u>。</p> <p>オ 受注者は、塗装路面を清掃し、<u>ぬれた路面は乾燥させてから施工すること</u>。</p> <p>また、新設コンクリート舗装面への塗装は、舗装面の清掃を入念（ノロを除去）に行ってから塗装<u>すること</u>。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>カ 溶融式区画線及び高視認性区画線の施工に当たって、やむを得ず気温が5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し、路面温度を上昇させた後に施工<u>しなければならない</u>。</p> <p>キ 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性及び仮区画線の施工に先立ち、路面に作図を行い、施工場所、施工延長、施工幅等の適合を確認<u>しなければならない</u>。</p> <p>また、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>ク 受注者は、<u>区画線等</u>の施工に当たっては、歩行者、通行車両等に危険のないように<u>しなければならない</u>。</p> <p>ケ 受注者は、<u>区画線等</u>の施工に当たっては、標示幅を均一にして凹凸のないよう丁寧に<u>施工しなければならない</u>。</p> <p>コ 受注者は、溶融式及び高視認性区画線の施工に当たって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布<u>しなければならない</u>。</p> <p>サ 受注者は、溶融式及び高視認性区画線の施工に当たって、常に180～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を適温に管理<u>しなければならない</u>。</p> <p>シ ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は、10%以下と<u>なければならない</u>。</p> <p>ス 受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗が<u>生じ</u>ないように均等に固着させ<u>なければならない</u>。</p> <p>セ 受注者は、車両及び歩行者への塗膜の付着防止のため、塗装後直ちに、防護器具を交通への支障が少ないよう配置し、乾燥した時点で早期に撤去して交通を開放<u>しなければならない</u>。</p> <p>ソ 路面標示用塗料及びガラスビーズは、土木材料仕様書の規定に適合するものを使用すること。</p> <p><b>(2) 区画線等の消去</b></p> <p>区画線等の消去については、次の事項に<u>よらなければならない</u>。</p> <p>ア 受注者は、<u>区画線等の消去</u>に当たっては、標示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめ<u>なければならない</u>。</p> <p>また、<u>受注者は、消去する際に発生する塗料粉じん</u>の飛散防止<u>について、適正な処理を行わなければならない</u>。</p> <p>イ 区画線等の消去に当たっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。</p>	<p>カ 溶融式区画線及び高視認性区画線の施工に当たって、やむを得ず気温が5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し、路面温度を上昇させた後に施工<u>すること</u>。</p> <p>キ 受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性及び仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工場所、施工延長、施工幅等の適合を確認<u>すること</u>。</p> <p>また、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議すること。</p> <p>ク 受注者は、<u>路面標示</u>の施工に当たっては、歩行者、通行車両等に危険のないように<u>すること</u>。</p> <p>ケ 受注者は、<u>路面標示</u>の施工に当たっては、標示幅を均一にして凹凸のないよう丁寧に<u>行うこと</u>。</p> <p>コ 受注者は、溶融式及び高視認性区画線の施工に当たって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布<u>すること</u>。</p> <p>サ 受注者は、溶融式及び高視認性区画線の施工に当たって、常に180～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を適温に管理<u>すること</u>。</p> <p>シ ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は、10%以下と<u>すること</u>。</p> <p>ス 受注者は、塗布面<u>に</u>ガラスビーズを散布する場合は、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないように均等に固着させ<u>ること</u>。</p> <p>セ 受注者は、車両及び歩行者への塗膜の付着防止のため、塗装後直ちに、防護器具を交通への支障が少ないよう配置し、乾燥した時点で早期に撤去して交通を開放<u>すること</u>。</p> <p>ソ 路面標示用塗料及びガラスビーズは、土木材料仕様書の規定に適合するものを使用すること。</p> <p><b>(2) 区画線等の消去</b></p> <p>区画線等の消去については、次の事項に<u>注意すること</u>。</p> <p>ア 受注者は、<u>路面標示</u>の<u>抹消</u>に当たっては、標示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめ<u>ること</u>。</p> <p>また、消去に<u>より</u>発生する塗料粉塵の飛散を防止する<u>適正な処理を行うこと</u>。</p> <p>イ 区画線等の消去に当たっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。</p>	
<p>3.6.6 植栽</p> <p>受注者は、植栽については、東京都土木工事標準仕様書により施工すること。</p>	<p>3.6.5 植栽</p> <p>受注者は、植栽については、東京都土木工事標準仕様書により施工すること。</p>	

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
<b>第7節 薬液注入工事</b>		<b>第7節 薬液注入工事</b>		
<p><b>3.7.5 事前調査</b></p> <p>受注者は、注入工事に先立ち、適切な注入を行うため、次の調査を行い、その結果を監督員に提出すること。</p> <p>ア 土質調査</p> <p>土質調査は、<u>表 3.7 注入工事前土質調査項目一覧の項目</u>について、次のように実施するものとする。ただし、別途に同様な調査を実施した場合には、これを利用することができるが、不足又は不十分な部分は、受注者が補って調査すること。</p> <p>(ア) 調査頻度は、設計図書に特に示す場合を除き、施工面積 1000 m<sup>2</sup>につき 1 か所以上、各箇所間の距離は 100mを超えない範囲とすること。</p> <p>(イ) 河川の付近、旧河床等、局部的に土質の変化が予測される箇所については、アに定める基準よりも密にボーリングを行うこと。</p> <p>(ウ) ア又はイによりボーリングを行った各地点の間は、必要に応じてサウンディング等によって補足調査を行い、受注者はその間の変化を把握するよう努めること。</p> <p>イ 地下埋設物調査</p> <p>地下埋設物調査は、注入工事現場及びその周辺の地下埋設物の位置、規格、構造及び老朽度について関係機関から資料を収集し、必要に応じて試験掘等により現地の実態を確認すること。</p> <p>ウ 地下水位等の調査</p> <p>(ア) 受注者は、注入工事現場及びその周辺の地下水、井戸、河川等について、次の調査を行うこと。調査範囲は、設計図書に特に示す場合を除き、ローム層相当の地層については周囲 100m以内、砂礫層については周囲 150m以内とすること。</p> <p>a 井戸等の位置、深さ、構造、使用目的及び使用状況</p> <p>b 河川、湖沼、海域等の公共用水域、飲用のための貯水池及び養魚施設（以下これらを「公共用水域等」という。）の位置、深さ、形状、構造、利用目的及び利用状況</p> <p>(イ) 受注者は、公共用水域等の調査や採水に当たっては、当該施設管理者の立会いを受けること。</p> <p>エ 植物、農作物等の調査</p> <p>受注者は、工事現場、その周辺の樹木・草木類及びに農作物について、その種類、大小、利用目的、位置等を調査すること。</p>	<p><b>3.7.5 事前調査</b></p> <p>受注者は、注入工事に先立ち、適切な注入を行うため、次の調査を行い、その結果を監督員に提出すること。</p> <p>ア 土質調査</p> <p>土質調査は、表 3.7 注入工事前土質調査項目一覧の項目について、次のように実施するものとする。ただし、別途に同様な調査を実施した場合には、これを利用することができるが、不足又は不十分な部分は、受注者が補って調査すること。</p> <p>(ア) 調査頻度は、設計図書に特に示す場合を除き、施工面積 1000 m<sup>2</sup>につき 1 か所以上、各箇所間の距離は 100mを超えない範囲とすること。</p> <p>(イ) 河川の付近、旧河床等、局部的に土質の変化が予測される箇所については、アに定める基準よりも密にボーリングを行うこと。</p> <p>(ウ) ア又はイによりボーリングを行った各地点の間は、必要に応じてサウンディング等によって補足調査を行い、受注者はその間の変化を把握するよう努めること。</p> <p>イ 地下埋設物調査</p> <p>地下埋設物調査は、注入工事現場及びその周辺の地下埋設物の位置、規格、構造及び老朽度について関係機関から資料を収集し、必要に応じて試験掘等により現地の実態を確認すること。</p> <p>ウ 地下水位等の調査</p> <p>(ア) 受注者は、注入工事現場及びその周辺の地下水、井戸、河川等について、次の調査を行うこと。調査範囲は、設計図書に特に示す場合を除き、ローム層相当の地層については周囲 100m以内、砂礫層については周囲 150m以内とすること。</p> <p>a 井戸等の位置、深さ、構造、使用目的及び使用状況</p> <p>b 河川、湖沼、海域等の公共用水域、飲用のための貯水池及び養魚施設（以下これらを「公共用水域等」という。）の位置、深さ、形状、構造、利用目的及び利用状況</p> <p>(イ) 受注者は、公共用水域等の調査や採水に当たっては、当該施設管理者の立会いを受けること。</p> <p>エ 植物、農作物等の調査</p> <p>受注者は、工事現場、その周辺の樹木・草木類及びに農作物について、その種類、大小、利用目的、位置等を調査すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>		

新旧対照表

改定		現行				改定の要旨																																																																																																																																																		
<p>表 3.7 注入工事前土質調査項目一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">土の種類</th> <th>砂質土</th> <th>粘性土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な注入目的</td> <td></td> <td>透水(気)性の減少</td> <td>地盤の強化</td> </tr> <tr> <td>工事の目的</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>土の透水性の減少</li> <li>ボーリングの防止</li> <li>漏気の防止</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建造物沈下の防止</li> <li>土圧の軽減、切羽の安定</li> <li>シールドトンネル及び土砂トンネル切羽の安定</li> <li>地盤支持力の増強</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>土性の項目</td> <td>記号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原位置試験</td> <td>N 値</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土質柱状図</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">物理的性質</td> <td>単位体積質量(t/m<sup>3</sup>)</td> <td>γ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土粒子の比重</td> <td>Gs</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>間隙比</td> <td>e</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>飽和度</td> <td>Sr</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>粒径加積曲線</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自然含水比(%)</td> <td>W<sub>n</sub></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>液性限界(%)</td> <td>W<sub>t</sub></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンシス</td> <td>塑性限界(%)</td> <td>W<sub>p</sub></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>せん断特性</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">せん断特性</td> <td>一軸圧縮強度(MPa)</td> <td>qu</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鋭敏比</td> <td>St</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>粘着力(MPa)</td> <td>C</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>内部摩擦角</td> <td>φ</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">〈調査の実施：○：必要に応じて調査すること。〉</p> <p>注 1 特殊土（例えば泥炭）及び特殊地域（工場外、温泉及び海岸付近）については、pH 試験をする必要がある。</p> <p>2 貝殻の含有量の多い土層については、その含有量を調査すること。</p>		土の種類		砂質土	粘性土	主な注入目的		透水(気)性の減少	地盤の強化	工事の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>土の透水性の減少</li> <li>ボーリングの防止</li> <li>漏気の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建造物沈下の防止</li> <li>土圧の軽減、切羽の安定</li> <li>シールドトンネル及び土砂トンネル切羽の安定</li> <li>地盤支持力の増強</li> </ul>	土性の項目	記号			原位置試験	N 値	○	○	透水係数	○	○	土質柱状図	○	○	物理的性質	単位体積質量(t/m <sup>3</sup> )	γ	○	土粒子の比重	Gs	○	間隙比	e	○	飽和度	Sr	○	粒径加積曲線		○	自然含水比(%)	W <sub>n</sub>	○	液性限界(%)	W <sub>t</sub>		コンシス	塑性限界(%)	W <sub>p</sub>	○	せん断特性			せん断特性	一軸圧縮強度(MPa)	qu	○	鋭敏比	St	○	粘着力(MPa)	C	○	内部摩擦角	φ	○	<p>表 3.7 注入工事前土質調査項目一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">土の種類</th> <th>砂質土</th> <th>粘性土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な注入目的</td> <td></td> <td>透水(気)性の減少</td> <td>地盤の強化</td> </tr> <tr> <td>工事の目的</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>土の透水性の減少</li> <li>ボーリングの防止</li> <li>漏気の防止</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建造物沈下の防止</li> <li>土圧の軽減、切羽の安定</li> <li>シールドトンネル及び土砂トンネル切羽の安定</li> <li>地盤支持力の増強</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>土性の項目</td> <td>記号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原位置試験</td> <td>N 値</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土質柱状図</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">物理的性質</td> <td>単位体積質量(t/m<sup>3</sup>)</td> <td>γ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>土粒子の比重</td> <td>Gs</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>間隙比</td> <td>e</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>飽和度</td> <td>Sr</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>粒径加積曲線</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自然含水比(%)</td> <td>W<sub>n</sub></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>液性限界(%)</td> <td>W<sub>t</sub></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンシス</td> <td>塑性限界(%)</td> <td>W<sub>p</sub></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>せん断特性</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">せん断特性</td> <td>一軸圧縮強度(MPa)</td> <td>qu</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鋭敏比</td> <td>St</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>粘着力(MPa)</td> <td>C</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>内部摩擦角</td> <td>φ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧密特性</td> <td>圧密降伏荷重(MPa)</td> <td>P<sub>c</sub></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>圧縮指数</td> <td>C<sub>c</sub></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>圧密係数</td> <td>C<sub>v</sub></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 特殊土（例えば泥炭）及び特殊地域（工場外、温泉及び海岸付近）については、pH 試験をする必要がある。</p> <p>2 貝殻の含有量の多い土層については、その含有量を調査すること。</p>				土の種類		砂質土	粘性土	主な注入目的		透水(気)性の減少	地盤の強化	工事の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>土の透水性の減少</li> <li>ボーリングの防止</li> <li>漏気の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建造物沈下の防止</li> <li>土圧の軽減、切羽の安定</li> <li>シールドトンネル及び土砂トンネル切羽の安定</li> <li>地盤支持力の増強</li> </ul>	土性の項目	記号			原位置試験	N 値	○	○	透水係数	○	○	土質柱状図	○	○	物理的性質	単位体積質量(t/m <sup>3</sup> )	γ	○	土粒子の比重	Gs	○	間隙比	e	○	飽和度	Sr	○	粒径加積曲線		○	自然含水比(%)	W <sub>n</sub>	○	液性限界(%)	W <sub>t</sub>		コンシス	塑性限界(%)	W <sub>p</sub>	○	せん断特性			せん断特性	一軸圧縮強度(MPa)	qu	○	鋭敏比	St	○	粘着力(MPa)	C	○	内部摩擦角	φ	○	圧密特性	圧密降伏荷重(MPa)	P <sub>c</sub>	○	圧縮指数	C <sub>c</sub>	○	圧密係数	C <sub>v</sub>	○	<p>・配水管工事の検討範囲を踏まえ調査対象を修正しました。</p> <p>・表の説明を追記しました。</p>
土の種類		砂質土	粘性土																																																																																																																																																					
主な注入目的		透水(気)性の減少	地盤の強化																																																																																																																																																					
工事の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>土の透水性の減少</li> <li>ボーリングの防止</li> <li>漏気の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建造物沈下の防止</li> <li>土圧の軽減、切羽の安定</li> <li>シールドトンネル及び土砂トンネル切羽の安定</li> <li>地盤支持力の増強</li> </ul>																																																																																																																																																					
土性の項目	記号																																																																																																																																																							
原位置試験	N 値	○	○																																																																																																																																																					
	透水係数	○	○																																																																																																																																																					
	土質柱状図	○	○																																																																																																																																																					
物理的性質	単位体積質量(t/m <sup>3</sup> )	γ	○																																																																																																																																																					
	土粒子の比重	Gs	○																																																																																																																																																					
	間隙比	e	○																																																																																																																																																					
	飽和度	Sr	○																																																																																																																																																					
	粒径加積曲線		○																																																																																																																																																					
	自然含水比(%)	W <sub>n</sub>	○																																																																																																																																																					
	液性限界(%)	W <sub>t</sub>																																																																																																																																																						
コンシス	塑性限界(%)	W <sub>p</sub>	○																																																																																																																																																					
	せん断特性																																																																																																																																																							
せん断特性	一軸圧縮強度(MPa)	qu	○																																																																																																																																																					
	鋭敏比	St	○																																																																																																																																																					
	粘着力(MPa)	C	○																																																																																																																																																					
	内部摩擦角	φ	○																																																																																																																																																					
土の種類		砂質土	粘性土																																																																																																																																																					
主な注入目的		透水(気)性の減少	地盤の強化																																																																																																																																																					
工事の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>土の透水性の減少</li> <li>ボーリングの防止</li> <li>漏気の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建造物沈下の防止</li> <li>土圧の軽減、切羽の安定</li> <li>シールドトンネル及び土砂トンネル切羽の安定</li> <li>地盤支持力の増強</li> </ul>																																																																																																																																																					
土性の項目	記号																																																																																																																																																							
原位置試験	N 値	○	○																																																																																																																																																					
	透水係数	○	○																																																																																																																																																					
	土質柱状図	○	○																																																																																																																																																					
物理的性質	単位体積質量(t/m <sup>3</sup> )	γ	○																																																																																																																																																					
	土粒子の比重	Gs	○																																																																																																																																																					
	間隙比	e	○																																																																																																																																																					
	飽和度	Sr	○																																																																																																																																																					
	粒径加積曲線		○																																																																																																																																																					
	自然含水比(%)	W <sub>n</sub>	○																																																																																																																																																					
	液性限界(%)	W <sub>t</sub>																																																																																																																																																						
コンシス	塑性限界(%)	W <sub>p</sub>	○																																																																																																																																																					
	せん断特性																																																																																																																																																							
せん断特性	一軸圧縮強度(MPa)	qu	○																																																																																																																																																					
	鋭敏比	St	○																																																																																																																																																					
	粘着力(MPa)	C	○																																																																																																																																																					
	内部摩擦角	φ	○																																																																																																																																																					
圧密特性	圧密降伏荷重(MPa)	P <sub>c</sub>	○																																																																																																																																																					
	圧縮指数	C <sub>c</sub>	○																																																																																																																																																					
	圧密係数	C <sub>v</sub>	○																																																																																																																																																					

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>3.7.9 水質監視</b></p> <p>受注者は、薬液注入による地下水、公共用水域等の水質汚染を防止するため、次の要領で水質汚濁の監視を行うこと。</p> <p>ア 受注者は、注入箇所及びその周辺の地形、地盤、地下水の流向等に応じて、注入箇所から 10m以内に数箇所、適切な採水地点を設けること。</p> <p>なお、採水は、状況に応じて観測井又は既存の井戸を利用して行うこと。</p> <p>イ 受注者は、観測井の設置及び撤去に当たっては、次の事項に注意すること。</p> <p>(ア) 観測井の位置は、監督員と協議すること。</p> <p>(イ) 削孔に当たっては、清水を使用し、ベントナイト等は使用しないこと。</p> <p>(ウ) 観測井は、硬質塩化ビニル管（内径 40 mm）を使用するものとし、地下水位以下の部分の管の両側に内径 10 mmの孔を 20 cmピッチに設けてストレーナとすること。</p> <p>(エ) 観測井には、ネジ加工したキャップを取り付けること。</p> <p>(オ) 測定終了後の観測井の処置は、監督員と協議すること。</p> <p>ウ 受注者は、水質試験を現場での試験又は検査が可能なものを除き、公的機関及びこれに準ずる機関において行うこと。</p> <p>なお、水質試験は、次の基準により実施すること。</p> <p>(ア) 注入工事着手前 1回 検査項目は、「表 3.8 水質基準」による。</p> <p>(イ) 注入工事中 毎日 1回以上 検査項目は、「表 3.8 水質基準」による。</p> <p>(ウ) 注入終了後</p> <p>a 注入終了後の 1 回目の検査項目は(ア)に同じ。</p> <p>b 2 週間を経過するまで毎日 1 回以上。ただし、状況に応じて調査回数を減じても監視の目的が達成される場合は、監督員と協議して週 1 回以上とすることができる。</p> <p>検査項目は、(イ)に同じ。</p> <p>c 2 週間経過後半年を経過するまでの間は、月 2 回以上。 検査項目は、(イ)に同じ。</p> <p>d 現場における採水及び pH 測定の方法は、監督員の指示による。</p> <p>エ 受注者は、水質試験の測定値が「表 3.8 水質基準」に定める水質基準に適合していない場合又はそのおそれがある場合は、直ちに工事を中止し、監督員と協議して、必要な措置を講じること。</p> <p>オ 受注者は、水質試験の結果について記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書」中の水質検査結果集計表を作成して、監督員に提出すること。</p>	<p><b>3.7.9 水質監視</b></p> <p>受注者は、薬液注入による地下水、公共用水域等の水質汚染を防止するため、次の要領で水質汚濁の監視を行うこと。</p> <p>ア 受注者は、注入箇所及びその周辺の地形、地盤、地下水の流向等に応じて、注入箇所から 10m以内に数箇所、適切な採水地点を設けること。</p> <p>なお、採水は、状況に応じて観測井又は既存の井戸を利用して行うこと。</p> <p>イ 受注者は、観測井の設置及び撤去に当たっては、次の事項に注意すること。</p> <p>(ア) 観測井の位置は、監督員と協議すること。</p> <p>(イ) 削孔に当たっては、清水を使用し、ベントナイト等は使用しないこと。</p> <p>(ウ) 観測井は、硬質塩化ビニル管（内径 40 mm）を使用するものとし、地下水位以下の部分の管の両側に内径 10 mmの孔を 20 cmピッチに設けてストレーナとすること。</p> <p>(エ) 観測井には、ネジ加工したキャップを取り付けること。</p> <p>(オ) 測定終了後の観測井の処置は、監督員と協議すること。</p> <p>ウ 受注者は、水質試験を現場での試験又は検査が可能なものを除き、公的機関及びこれに準ずる機関において行うこと。</p> <p>なお、水質試験は、次の基準により実施すること。</p> <p>(ア) 注入工事着手前 1回 検査項目は、表 3.8 による。</p> <p>(イ) 注入工事中 毎日 1回以上 検査項目は、表 3.8 による。</p> <p>(ウ) 注入終了後</p> <p>a 注入終了後の 1 回目の検査項目は(ア)に同じ。</p> <p>b 2 週間を経過するまで毎日 1 回以上。ただし、状況に応じて調査回数を減じても監視の目的が達成される場合は、監督員と協議して週 1 回以上とすることができる。</p> <p>検査項目は、(イ)に同じ。</p> <p>c 2 週間経過後半年を経過するまでの間は、月 2 回以上。 検査項目は、(イ)に同じ。</p> <p>d 現場における採水及び pH 測定の方法は、監督員の指示による。</p> <p>エ 受注者は、水質試験の測定値が表 3.8 に定める水質基準に適合していない場合又はそのおそれがある場合は、直ちに工事を中止し、監督員と協議して、必要な措置を講じること。</p> <p>オ 受注者は、水質試験の結果について記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書」中の水質検査結果集計表を作成して、監督員に提出すること。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨																										
<p align="center"><b>表 3.8 水質基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有機物を含むもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>全有機炭素（TOC）の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> </tr> </tbody> </table>		薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	全有機炭素（TOC）の量	厚生労働省令に定める方法	<p align="center"><b>表 3.8 水質基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有機物を含むもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>全有機炭素（TOC）の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> </tr> </tbody> </table>		薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	全有機炭素（TOC）の量	厚生労働省令に定める方法	
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																											
水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法																											
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上																											
		全有機炭素（TOC）の量	厚生労働省令に定める方法																											
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																											
水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法																											
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上																											
		全有機炭素（TOC）の量	厚生労働省令に定める方法																											
<p>3.7.10 排水・発生土及び残材の処理</p> <p>(1) 排水の水質基準 受注者は、注入機器の洗浄水及び注入箇所からの湧水を公共用水域へ排水する場合の水質を「表 3.9 排水基準」に適合させること。</p> <p>(2) 排水の水質検査 受注者は、排水の水質検査を、排水の都度（連続して行う場合は1日1回）行い、その結果を監督員に提出すること。</p> <p>(3) 発生泥土の処分 受注者は、(1)の排水に伴い発生した泥土の処分は、「1.3.10 建設副産物対策」によること。</p> <p>(4) 掘削発生土の処分 受注者は、注入した地盤の掘削発生土の処分に当たっては、地下水、公共用水域等を汚染させることのないよう措置を講じること。</p> <p>(5) 使用材料の点検 受注者は、注入工事に使用する材料を毎日点検し、空き容器及び使い残した注入材を必ずメーカーに返却すること。</p> <p align="center"><b>表 3.9 排水基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有機物を含むもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	同上	<p>3.7.10 排水・発生土及び残材の処理</p> <p>(1) 排水の水質基準 受注者は、注入機器の洗浄水及び注入箇所からの湧水を公共用水域へ排水する場合の水質を表 3.9 の排水基準に適合させること。</p> <p>(2) 排水の水質検査 受注者は、排水の水質検査を、排水の都度（連続して行う場合は1日1回）行い、その結果を監督員に提出すること。</p> <p>(3) 発生泥土の処分 受注者は、(1)の排水に伴い発生した泥土の処分は、1.3.10（建設副産物対策）によること。</p> <p>(4) 掘削発生土の処分 受注者は、注入した地盤の掘削発生土の処分に当たっては、地下水、公共用水域等を汚染させることのないよう措置を講じること。</p> <p>(5) 使用材料の点検 受注者は、注入工事に使用する材料を毎日点検し、空き容器及び使い残した注入材を必ずメーカーに返却すること。</p> <p align="center"><b>表 3.9 排水基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有機物を含むもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	同上	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>		
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																											
水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法																											
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上																											
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	同上																											
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																											
水ガラス系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本産業規格 JIS K 0102 に定める方法																											
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上																											
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	同上																											
<p align="center"><b>第8節 噴射かくはん杭工事</b></p>		<p align="center"><b>第8節 噴射かくはん杭工事</b></p>																												
<p>3.8.4 排泥処理</p> <p>受注者は、排泥を処理する場合は、施工計画書で計画した処置を、「1.3.10 建設副産物対策」に基づき行うこと。</p>	<p>3.8.4 排泥処理</p> <p>受注者は、排泥を処理する場合は、施工計画書で計画した処置を、1.3.10（建設副産物対策）に基づき行うこと。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>																												

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<b>第9節 その他共通事項</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>都仕様書の記載内容を反映しました。</li> </ul>
<p><b>3.9.1 一般事項</b></p> <p><b>(1) 一般事項</b> 矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板及び可とう鋼矢板のことをいう。</p> <p><b>(2) 鋼矢板の継ぎ手部</b> 鋼矢板の継ぎ手部は、かみ合わせて施工しなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>(3) 打込み工法の選定</b> 受注者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。</p> <p><b>(4) 矢板の打込み</b> 受注者は、矢板の打込みに当たり、導材を設置する等して、ぶれ、よじれ及び倒れを防止し、また、隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。</p> <p><b>(5) 異常時の処置</b> 受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>(6) 控索材（タイロッド）の取付け</b> 受注者は、控索材（タイロッド）の取め付けに当たり、各控索材（タイロッド）が一様に働くように締付けを行わなければならない。</p> <p><b>(7) ウォータージェット工法の打止め</b> 受注者は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。</p> <p><b>(8) 矢板引抜き跡の埋戻し</b> 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>(9) 鋼矢板の運搬、保管の注意</b> 受注者は、鋼矢板の運搬及び保管に当たり、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>(10) 腹起し施工の一般事項</b> 受注者は、腹起しの施工に当たり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合には、パッキン材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。</p> <p><b>(11) 腹起し材の落下防止処置</b> 受注者は、腹起しの施工に当たり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。</p> <p><b>(12) コンクリート矢板の運搬</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>都仕様書の記載内容を反映しました。</li> </ul>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>受注者は、コンクリート矢板の運搬に当たり、矢板を2点以上で支えなければならない。</p> <p><b>(13) コンクリート矢板の保管</b></p> <p>受注者は、コンクリート矢板の保管に当たり、矢板を水平に置くものとし、3段以上に積み重ねてはならない。</p> <p><b>(14) 落錘による打込み</b></p> <p>受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。</p> <p><b>(15) 鋼矢板防食処置</b></p> <p>受注者は、鋼矢板防食を行うに当たり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。</p> <p><b>(16) 部材損傷防止</b></p> <p>受注者は、鋼矢板防食を行うに当たり、部材の運搬、保管、打込み時等には、部材を傷つけないようにしなければならない。</p> <p><b>(17) 控え板の施工</b></p> <p>受注者は、控え板の施工に当たり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材（タイロッド）に曲げが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>(18) 控え板の据付け調整</b></p> <p>受注者は、控え板の据付けに当たり、矢板側の控索材（タイロッド）取付孔と控え板側の取付孔との位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。</p>		

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
第4章 配水管工事		第4章 配水管工事		
第1節 施工一般		第1節 施工一般		
<p>4.1.2 管弁類の取扱い及び運搬</p>	<p>(1) ダクタイル鋳鉄管 受注者は、次の事項を厳守して、ダクタイル鋳鉄管を取り扱うこと。 ア 受注者は、クッション材を使用し、管体及び塗覆装に損傷を与えないようにして、管の積下ろし及び運搬を行うこと。 イ 受注者は、管を吊る場合は、管両端に吊具を取り付け2点吊りすること。ただし、2点吊りが適当でないものについては、この限りでない。     なお、吊具については、塗覆装部を保護するためにナイロンスリング、ゴムで被覆したワイヤロープ等を使用すること。 ウ 受注者は、管を引きずったり、転がしたりせず、吊り上げて移動させること。 エ 受注者は、管の塗覆装面上を直接歩かないこと。     なお、作業上やむを得ず歩く場合は、ゴムマットを敷く等の保護措置を講じること。 オ 受注者は、内外面の塗覆装を傷めないよう太鼓落とし、角材等の上に管を置いて保管すること。     また、管が移動しないように歯止め等の保安対策を講じること。</p> <p>(2) 鋼管及びステンレス鋼管 受注者は、次の事項を厳守して、鋼管及びステンレス鋼管を取り扱うこと。 ア 受注者は、<u>管の運搬、仮置き、吊りおろし等の各作業において、WSP004 水道用塗覆装鋼管梱包基準に基づき、外面梱包や管端支柱により塗覆装の保護や管変形を防止</u>すること。 イ 受注者は、(1) のイからオまでの規定に従い、管の塗覆装面及び開先に損傷を与えないように取り扱うこと。</p> <p>(3) 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 受注者は、次の事項を厳守して、水道用硬質塩化ビニル管（以下「塩ビ管」という。）を取り扱うこと。 ア 受注者は、運搬に際して変形及び損傷させないように取り扱うこと。 イ 受注者は、直射日光を避け、風通しの良いところに保管すること。 ウ 受注者は、高熱、火気による温度変形及び揮発性薬品（アセトン、ベンゾール、四塩化炭素、クロロホルム及び酢酸エチル）並びにクレオソート類等による薬品浸食を受けないように保管すること。</p> <p>(4) 弁類 ア 受注者は、太鼓落とし又は角材を敷いて弁類を水平に置き、損傷を与えないように運搬すること。 イ 受注者は、粉体塗装、ゴム等の劣化を避けるため、屋内に置く又はシート等で覆うなどにより直射日光を避けて保管すること。</p>	<p>4.1.2 管弁類の取扱い及び運搬</p>	<p>(1) ダクタイル鋳鉄管 受注者は、次の事項を厳守して、ダクタイル鋳鉄管を取り扱うこと。 ア 受注者は、クッション材を使用し、管体及び塗覆装に損傷を与えないようにして、管の積下ろし及び運搬を行うこと。 イ 受注者は、管を吊る場合は、管両端に吊具を取り付け2点吊りすること。ただし、2点吊りが適当でないものについては、この限りでない。     なお、吊具については、塗覆装部を保護するためにナイロンスリング、ゴムで被覆したワイヤロープ等を使用すること。 ウ 受注者は、管を引きずったり、転がしたりせず、吊り上げて移動させること。 エ 受注者は、管の塗覆装面上を直接歩かないこと。     なお、作業上やむを得ず歩く場合は、ゴムマットを敷く等の保護措置を講じること。 オ 受注者は、内外面の塗覆装を傷めないよう太鼓落とし、角材等の上に管を置いて保管すること。     また、管が移動しないように歯止め等の保安対策を講じること。</p> <p>(2) 鋼管及びステンレス鋼管 受注者は、次の事項を厳守して、鋼管及びステンレス鋼管を取り扱うこと。 ア 受注者は、<u>管端の非塗覆装部に砂袋等の当て材を介して支持し、管の運搬</u>すること。 イ 受注者は、<u>管の支保材、スノコ等を、据付け直前まで取り外さないこと。</u> ウ 受注者は、(1) のイからオまでの規定に従い、管の塗覆装面及び開先に損傷を与えないように取り扱うこと。</p> <p>(3) 水道用硬質塩化ビニル管 受注者は、次の事項を厳守して、水道用硬質塩化ビニル管（以下「塩ビ管」という。）を取り扱うこと。 ア 受注者は、運搬に際して変形及び損傷させないように取り扱うこと。 イ 受注者は、直射日光を避け、風通しの良いところに保管すること。 ウ 受注者は、高熱、火気による温度変形及び揮発性薬品（アセトン、ベンゾール、四塩化炭素、クロロホルム及び酢酸エチル）並びにクレオソート類等による薬品浸食を受けないように保管すること。</p> <p>(4) 弁類 ア 受注者は、太鼓落とし又は角材を敷いて弁類を水平に置き、損傷を与えないように運搬すること。 イ 受注者は、粉体塗装、ゴム等の劣化を避けるため、屋内に置く又はシート等で覆うなどにより直射日光を避けて保管すること。</p>	<p>・運搬等について記載を見直しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																		
<p>(5) 接合部品 受注者は、次の事項を厳守して、次の接合部品を取り扱うこと。 ア 受注者は、表 4.1 に示すゴム輪等は直射日光、火気等にさらすことのないよう屋内に保管すること。 また、未使用品は、必ずこん包ケースに戻して保管すること。</p> <p style="text-align: center;">表 4.1 接合部品 (ゴム輪等)</p> <table border="1" data-bbox="371 466 1240 982"> <thead> <tr> <th>接合形式</th> <th>接合部品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G X形</td> <td>ゴム輪・ロックリングホルダ・ライナボード</td> </tr> <tr> <td>N S形</td> <td>ゴム輪・防食ゴム・ロックリング心出し用ゴム ライナ心出し用ゴム・バックアップリング</td> </tr> <tr> <td>U S形</td> <td>ゴム輪・ビニルチューブ</td> </tr> <tr> <td>U F形</td> <td>ゴム輪</td> </tr> <tr> <td>K 形</td> <td>ゴム輪・防食ゴム</td> </tr> <tr> <td>P N形</td> <td>ゴム輪</td> </tr> <tr> <td>フランジ形</td> <td>R F形ガスケット・G F形ガスケット</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 受注者は、ゴム輪、ボルト・ナット、押輪、ライナ等接合部品を、直接地面に置かないこと。 また、ボルト及びナットは、ガソリン、シンナー等で洗浄しないこと。</p>	接合形式	接合部品	G X形	ゴム輪・ロックリングホルダ・ライナボード	N S形	ゴム輪・防食ゴム・ロックリング心出し用ゴム ライナ心出し用ゴム・バックアップリング	U S形	ゴム輪・ビニルチューブ	U F形	ゴム輪	K 形	ゴム輪・防食ゴム	P N形	ゴム輪	フランジ形	R F形ガスケット・G F形ガスケット	<p>(5) 接合部品 受注者は、次の事項を厳守して、次の接合部品を取り扱うこと。 ア 受注者は、表 4.1 に示すゴム輪等は直射日光、火気等にさらすことのないよう屋内に保管すること。 また、未使用品は、必ずこん包ケースに戻して保管すること。</p> <p style="text-align: center;">表 4.1 接合部品 (ゴム輪等)</p> <table border="1" data-bbox="1567 466 2436 1037"> <thead> <tr> <th>接合形式</th> <th>接合部品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K 形</td> <td>ゴム輪・防食ゴム</td> </tr> <tr> <td>S 形</td> <td>ゴム輪・バックアップリング</td> </tr> <tr> <td>U F形</td> <td>ゴム輪</td> </tr> <tr> <td>U S形</td> <td>ゴム輪・ビニルチューブ</td> </tr> <tr> <td>N S形</td> <td>ゴム輪・防食ゴム・ロックリング心出し用ゴム ライナ心出し用ゴム・バックアップリング</td> </tr> <tr> <td>G X形</td> <td>ゴム輪・ロックリングホルダ・ライナボード</td> </tr> <tr> <td>P N形</td> <td>ゴム輪</td> </tr> <tr> <td>フランジ形</td> <td>R F形ガスケット・G F形ガスケット</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 受注者は、ゴム輪、ボルト・ナット、押輪、ライナ等接合部品を、直接地面に置かないこと。 また、ボルト及びナットは、ガソリン、シンナー等で洗浄しないこと。</p>	接合形式	接合部品	K 形	ゴム輪・防食ゴム	S 形	ゴム輪・バックアップリング	U F形	ゴム輪	U S形	ゴム輪・ビニルチューブ	N S形	ゴム輪・防食ゴム・ロックリング心出し用ゴム ライナ心出し用ゴム・バックアップリング	G X形	ゴム輪・ロックリングホルダ・ライナボード	P N形	ゴム輪	フランジ形	R F形ガスケット・G F形ガスケット	<p>・S形を削除し、記載順を見直しました。</p>
接合形式	接合部品																																			
G X形	ゴム輪・ロックリングホルダ・ライナボード																																			
N S形	ゴム輪・防食ゴム・ロックリング心出し用ゴム ライナ心出し用ゴム・バックアップリング																																			
U S形	ゴム輪・ビニルチューブ																																			
U F形	ゴム輪																																			
K 形	ゴム輪・防食ゴム																																			
P N形	ゴム輪																																			
フランジ形	R F形ガスケット・G F形ガスケット																																			
接合形式	接合部品																																			
K 形	ゴム輪・防食ゴム																																			
S 形	ゴム輪・バックアップリング																																			
U F形	ゴム輪																																			
U S形	ゴム輪・ビニルチューブ																																			
N S形	ゴム輪・防食ゴム・ロックリング心出し用ゴム ライナ心出し用ゴム・バックアップリング																																			
G X形	ゴム輪・ロックリングホルダ・ライナボード																																			
P N形	ゴム輪																																			
フランジ形	R F形ガスケット・G F形ガスケット																																			
<p>4.1.3 配水管工</p> <p>(1) 配水管工の要件 配水管工は、主に管の芯出し・据付け・接合等を行うものとし、2年以上の経験を有し、かつ、(公社)日本水道協会が行う当該配水管工講習会受講修了者又はそれと同等以上の技術を有する者とする。 なお、(公社)日本水道協会が行う当該配水管工講習会受講修了者とは、配水小管工事に従事する場合は、(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会(小口径管)の受講を修了して(公社)日本水道協会に耐震継手配水管技能者として登録されている者をいい、配水本管工事に従事する場合は、(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会(小口径管)及び配水管工技能講習会(大口径管)の受講を修了して(公社)日本水道協会に大口径管技能者として登録されている者をいう。 <u>ただし、耐震継手配水管技能者及び大口径管技能者が登録から5年以上経過している場合、登録証の更新を行うこと。また、大口径管技能者の場合は登録更新後に必要に応じて大口径実技講習会を受講すること。</u></p> <p>(2) 腕章等の着用 配水管工は、監督員等が常に確認しやすいように当局が指定する写真入りの腕章等を着用すること(腕章については、記載例集「計画書等作成要領」の「配水管工の腕章」を参照)。</p>	<p>4.1.3 配水管工</p> <p>(1) 配水管工の要件 配水管工は、主に管の芯出し・据付け・接合等を行うものとし、2年以上の経験を有し、かつ、(公社)日本水道協会が行う当該配水管工講習会受講修了者又はそれと同等以上の技術を有する者とする。 なお、(公社)日本水道協会が行う当該配水管工講習会受講修了者とは、配水小管工事に従事する場合は、(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会Iの受講を修了して(公社)日本水道協会に耐震継手配水管技能者として登録されている者をいい、配水本管工事に従事する場合は、(公社)日本水道協会が行う配水管工技能講習会I及び大口径管講習会の受講を修了して(公社)日本水道協会に大口径管技能者として登録されている者をいう。</p> <p>(2) 腕章等の着用 配水管工は、監督員等が常に確認しやすいように当局が指定する写真入りの腕章等を着用すること(腕章については、記載例集「計画書等作成要領」の「配水管工の腕章」を参照)。</p>	<p>・講習会の名称を見直すとともに、特記仕様書の記載内容を反映しました。</p>																																		

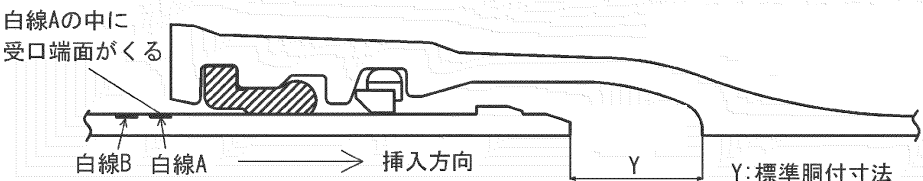
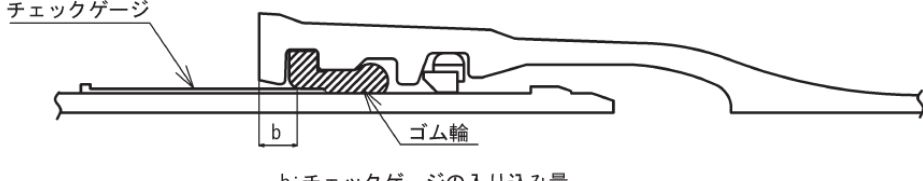
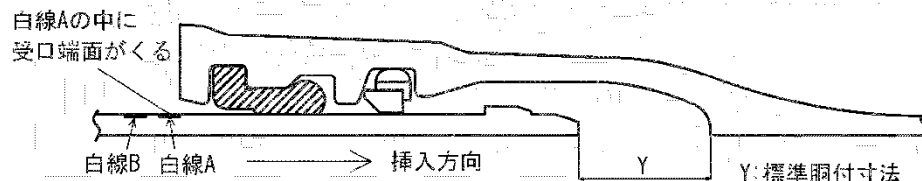
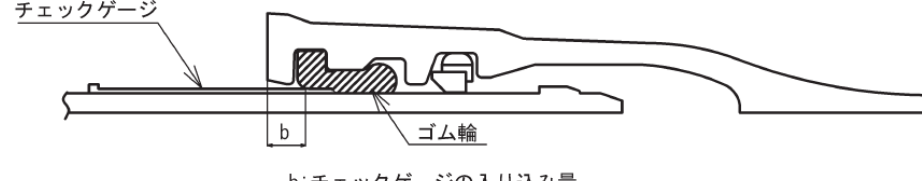
## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(3) 書類の提出</p> <p>受注者は、あらかじめ当該工事に従事する配水管工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。</p>	<p>(3) 書類の提出</p> <p>受注者は、あらかじめ当該工事に従事する配水管工を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写し及び経歴書を添えて、監督員に提出すること。</p>	
<p><b>4.1.11 管防護</b></p> <p>(1) 管防護の仕様</p> <p>管防護の施工箇所、形状寸法、材料等については、設計図書による。ただし、設計図書により難しい場合は、施工図を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、設計図書に示された箇所以外でも、監督員が指示した場合は、その指示により防護を行うこと。</p> <p>(2) 管防護の施工</p> <p>受注者は、次により管防護の施工を行うこと。</p> <p>ア コンクリート防護</p> <p>(ア) 受注者は、管の据付け前に砕石の基礎を施工すること。</p> <p>(イ) 受注者は、管の表面をよく清掃し、設計図書に示す配筋を行い型枠を設けてコンクリートの打込みを行うこと。</p> <p>(ウ) 受注者は、「第3章第3節基礎工事」、「第3章第4節コンクリート工事」により基礎工、鉄筋工、コンクリート工及び型枠工を施工すること。ただし、現場状況等によりこれにより難しい場合は、設計図書の定めによること。</p> <p><u>(エ) 受注者は、G X形ダクタイル鋳鉄管のP-Link及びG-Linkの取付け部分にコンクリートを打設するに当たっては、P-Link及びG-Linkと挿し口との隙間を防食用ビニル粘着テープによって3重巻に覆い、セメントミルクの流入を防止すること。</u></p> <p><u>なお、防食用ビニル粘着テープは、JIS Z 1901の規定に適合した品質で、幅50mm以上のものを使用すること。</u></p> <p>イ 特殊押輪（K形、NS形及びGX形）</p> <p>受注者は、特殊押輪を取り付ける場合は、4.2（ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠すること。</p> <p>また、押ボルトの締付けトルクを100N・mから120N・mまでとし、必ずトルクレンチにより確認すること。</p> <p>なお、締付け完了後、T頭ボルトの締付け状況を点検し、取付け箇所に必要に応じて防食塗料を塗布すること。</p> <p>ウ ライナ防護（NS形及びGX形）</p> <p>受注者は、ライナによる異形管防護を施す際は、配水管工事標準図（以下「標準図」という。）に基づき行うこと。</p> <p>エ 鋼材防護</p> <p>受注者は、次の要領により鋼材防護を施工すること。</p> <p>(ア) 受注者は、鋼材の製作加工、取付けは正確に行い、接合後の鋼材にねじれ、曲がり、遊び等の欠陥がないようにすること。</p> <p>(イ) 受注者は、鋼材の切断面を平滑に仕上げること。</p> <p>(ウ) 受注者は、鋼材の接触面を清掃し、ボルト穴を正しく合わせ締め付ける</p>	<p><b>4.1.11 管防護</b></p> <p>(1) 管防護の仕様</p> <p>管防護の施工箇所、形状寸法、材料等については、設計図書による。ただし、設計図書により難しい場合は、施工図を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、設計図書に示された箇所以外でも、監督員が指示した場合は、その指示により防護を行うこと。</p> <p>(2) 管防護の施工</p> <p>受注者は、次により管防護の施工を行うこと。</p> <p>ア コンクリート防護</p> <p>(ア) 受注者は、管の据付け前に砕石の基礎を施工すること。</p> <p>(イ) 受注者は、管の表面をよく清掃し、設計図書に示す配筋を行い型枠を設けてコンクリートの打込みを行うこと。</p> <p>(ウ) 受注者は、「第3章第3節基礎工事」、「第3章第4節コンクリート工事」により基礎工、鉄筋工、コンクリート工及び型枠工を施工すること。ただし、現場状況等によりこれにより難しい場合は、設計図書の定めによること。</p> <p>イ 特殊押輪（K形、NS形及びGX形）</p> <p>受注者は、特殊押輪を取り付ける場合は、4.2（ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠すること。</p> <p>また、押ボルトの締付けトルクを100N・mから120N・mまでとし、必ずトルクレンチにより確認すること。</p> <p>なお、締付け完了後、T頭ボルトの締付け状況を点検し、取付け箇所に必要に応じて防食塗料を塗布すること。</p> <p>ウ ライナ防護（NS形及びGX形）</p> <p>受注者は、ライナによる異形管防護を施す際は、配水管工事標準図（以下「標準図」という。）に基づき行うこと。</p> <p>エ 鋼材防護</p> <p>受注者は、次の要領により鋼材防護を施工すること。</p> <p>(ア) 受注者は、鋼材の製作加工、取付けは正確に行い、接合後の鋼材にねじれ、曲がり、遊び等の欠陥がないようにすること。</p> <p>(イ) 受注者は、鋼材の切断面を平滑に仕上げること。</p>	<p>・特記仕様書の記載内容を反映しました。</p>

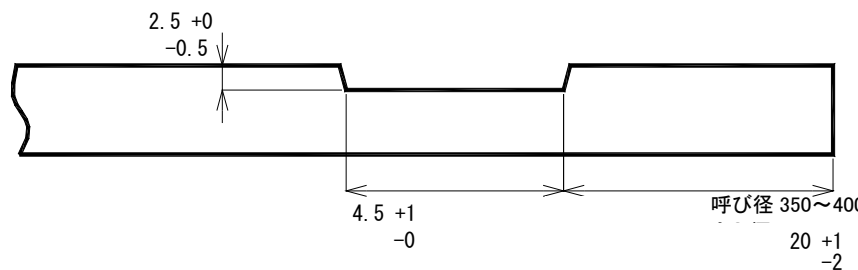
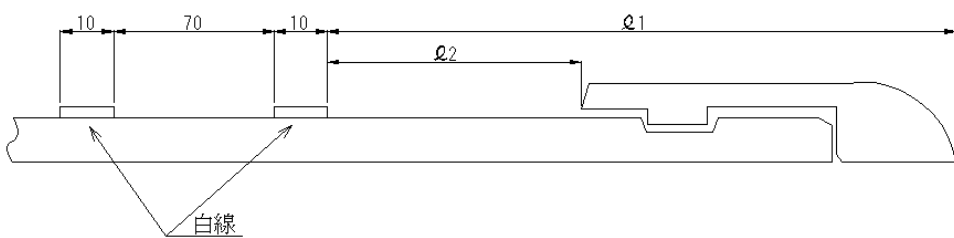
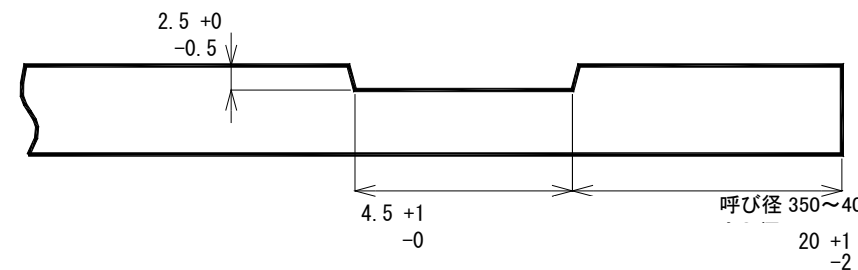
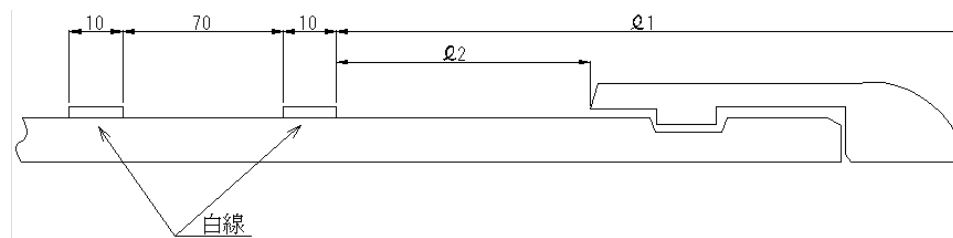
## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	<p>こと。</p> <p>また、ボルト穴はドリルでせん孔し、裂け目や変形を生じさせないこと。</p> <p>(エ) 受注者は、J I Sその他に定める有資格者に鋼材の溶接を行わせて欠陥のないようにすること。</p> <p>(オ) 受注者は、鋼材に付着している油脂その他の異物を除去すること。</p> <p>(カ) 受注者は、鋼材防護を緩めないようにコンクリートを打ち込むこと。</p>		<p>(ウ) 受注者は、鋼材の接触面を清掃し、ボルト穴を正しく合わせ締め付けること。</p> <p>また、ボルト穴はドリルでせん孔し、裂け目や変形を生じさせないこと。</p> <p>(エ) 受注者は、J I Sその他に定める有資格者に鋼材の溶接を行わせて欠陥のないようにすること。</p> <p>(オ) 受注者は、鋼材に付着している油脂その他の異物を除去すること。</p> <p>(カ) 受注者は、鋼材防護を緩めないようにコンクリートを打ち込むこと。</p>	
4.1.12 水圧試験	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、一部の異形管継手を除いて、呼び径 1000 以上の铸铁管の継手箇所はテストバンドにより水圧試験を行うこと。ただし、特記仕様書で別の定めがある場合は、これによること。</p> <p>また、呼び径 900 以下の管については、設計図書に示した場合、水圧試験を行うこと。</p> <p><u>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。</u></p> <p>(2) 試験水圧</p> <p>受注者は、水圧試験における試験水圧を 0.5MPa とし、加圧後、5 分間を経過した後の水圧が 0.4MPa より下がらないようにすること。もし、これより下がった場合は、再度接合し直し再び水圧試験を行うこと。</p> <p>(3) 試験報告書</p> <p>受注者は、次の項目の試験報告書を作成し監督員に提出すること。</p> <p>継手番号、試験年月日、時分、試験水圧、5 分後の水圧</p>	4.1.12 水圧試験	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、一部の異形管継手を除いて、呼び径 1000 以上の铸铁管の継手箇所はテストバンドにより水圧試験を行うこと。ただし、特記仕様書で別の定めがある場合は、これによること。</p> <p>また、呼び径 900 以下の管については、設計図書に示した場合、水圧試験を行うこと。</p> <p>(2) 試験水圧</p> <p>受注者は、水圧試験における試験水圧を 0.5MPa とし、加圧後、5 分間を経過した後の水圧が 0.4MPa より下がらないようにすること。もし、これより下がった場合は、再度接合し直し再び水圧試験を行うこと。</p> <p>(3) 試験報告書</p> <p>受注者は、次の項目の試験報告書を作成し監督員に提出すること。</p> <p>継手番号、試験年月日、時分、試験水圧、5 分後の水圧</p>	<p>・監督員との協議について追記しました。</p>
4.1.14 伏越し	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、次により、河川、水路等の伏越しを行うこと。</p> <p>ア 受注者は、伏越しのため水路その他を締め切る場合は、監督員及び関係管理者と協議を行い、流水の支障、氾濫のおそれ等がないように水樋等を施工すること。</p> <p>なお、締切りについては 3.1.4 (土留・仮締切) によること。</p> <p>イ 受注者は、降雨による河川水位の増大に備えて予備資材等を準備すること。</p> <p>ウ 受注者は、河川横過箇所に、監督員の指示により標示板を作成し、堤防又は護岸に設置すること。</p> <p>(2) 関係管理者の立会い</p> <p>受注者は、既設構造物を伏せ越す場合、施工に先立ち、関係管理者の立会いを求め施工方法の確認をしてから施工すること。</p>	4.1.14 伏越し	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、次により、河川、水路等の伏越しを行うこと。</p> <p>ア 受注者は、伏越しのため水路その他を締め切る場合は、監督員及び関係管理者と協議を行い、流水の支障、氾濫のおそれ等がないように水樋等を施工すること。</p> <p>なお、締切りについては 3.1.3 (土留・仮締切) によること。</p> <p>イ 受注者は、降雨による河川水位の増大に備えて予備資材等を準備すること。</p> <p>ウ 受注者は、河川横過箇所に、監督員の指示により標示板を作成し、堤防又は護岸に設置すること。</p> <p>(2) 関係管理者の立会い</p> <p>受注者は、既設構造物を伏せ越す場合、施工に先立ち、関係管理者の立会いを求め施工方法の確認をしてから施工すること。</p>	

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																										
<p align="center"><b>第2節 ダクティル铸铁管の接合</b></p>	<p align="center"><b>第2節 ダクティル铸铁管の接合</b></p>																											
<p>4.2.3 G X 形ダクティル铸铁管の接合</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、G X形ダクティル铸铁管の接合については、4.2.4 (NS形ダクティル铸铁管の接合) に準拠するほか、次の規定によること。 ア 受注者は、接合時、表 4.7 に示す標準胴付間隔にすること。</p> <p align="center">表 4.7 標準胴付間隔 (単位 mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th>胴付間隔</th> </tr> <tr> <th>Y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75・100</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>150～250</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>  <p align="center">図 4.2 接合状態図</p> <p>イ 受注者は、管挿入後、受口と挿し口の隙間にチェックゲージの厚さ 2mm 側を差し込み、その入り込み量 (b) が表 4.8 に示す合格範囲内であることを確認すること。合格範囲外があった場合は、厚さ 4mm 側を差し込み、再度測定すること。(2mm のチェックゲージで合格範囲外でも 4mm のチェックゲージで合格範囲内であればよい。)</p> <p>ウ 受注者は、厚さ 2mm、4mm のいずれかのチェックゲージを用いても、入り込み量 (b) が、表 4.8 に示す合格範囲外の場合は、継手を解体して点検すること。</p>  <p align="center">図 4.3 チェックゲージを用いたゴム輪の位置確認</p>	呼び径	胴付間隔	Y	75・100	45	150～250	60	300	72	350	74	400	75	<p>4.2.5 G X 形ダクティル铸铁管の接合</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、G X形ダクティル铸铁管の接合については、4.2.3 (NS形ダクティル铸铁管の接合) に準拠するほか、次の規定によること。 ア 受注者は、接合時、表 4.12 に示す標準胴付間隔にすること。</p> <p align="center">表 4.12 標準胴付間隔 (単位 mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th>胴付間隔</th> </tr> <tr> <th>Y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75・100</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>150～250</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>  <p align="center">図 4.8 接合状態図</p> <p>イ 受注者は、管挿入後、受口と挿し口の隙間にチェックゲージの厚さ 2mm 側を差し込み、その入り込み量 (b) が表 4.13 に示す合格範囲内であることを確認すること。合格範囲外があった場合は、厚さ 4mm 側を差し込み、再度測定すること。(2mm のチェックゲージで合格範囲外でも 4mm のチェックゲージで合格範囲内であればよい。)</p> <p>ウ 受注者は、厚さ 2mm、4mm のいずれかのチェックゲージを用いても、入り込み量 (b) が、表 4.13 に示す合格範囲外の場合は、継手を解体して点検すること。</p>  <p align="center">図 4.9 チェックゲージを用いたゴム輪の位置確認</p>	呼び径	胴付間隔	Y	75・100	45	150～250	60	300	72	350	74	400	75	<p>・記載順を見直しました。</p>
呼び径		胴付間隔																										
	Y																											
75・100	45																											
150～250	60																											
300	72																											
350	74																											
400	75																											
呼び径	胴付間隔																											
	Y																											
75・100	45																											
150～250	60																											
300	72																											
350	74																											
400	75																											

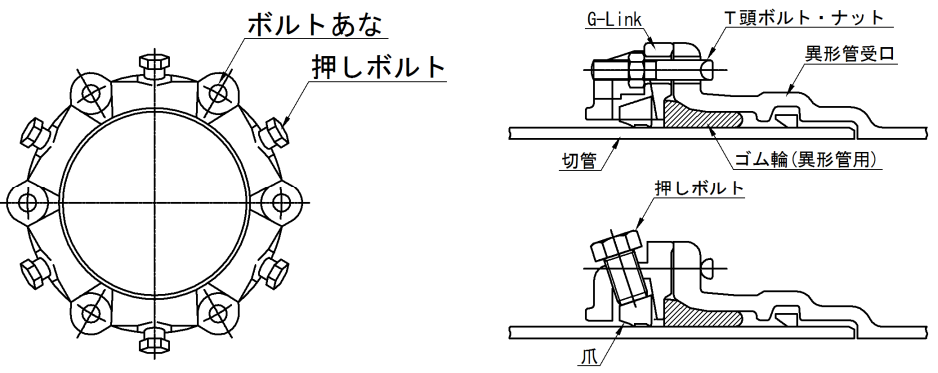
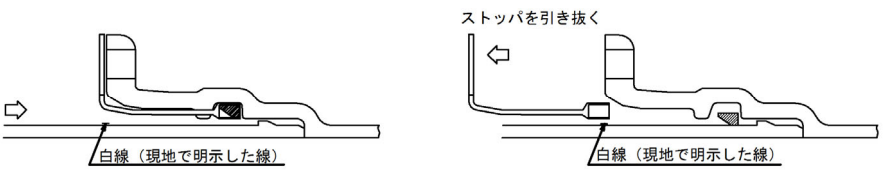
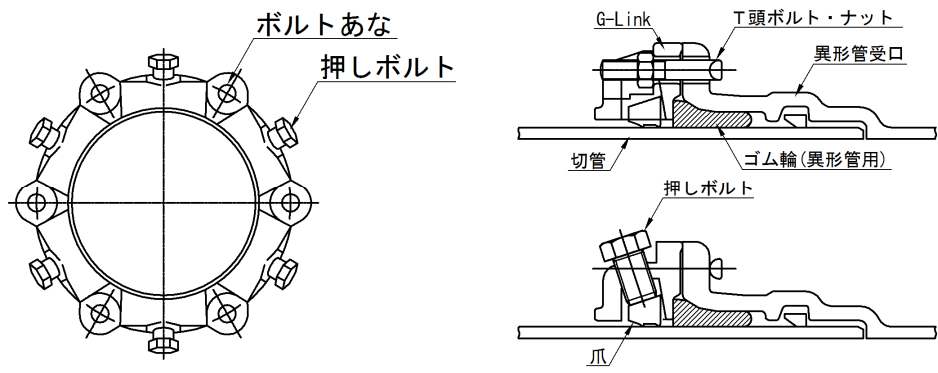
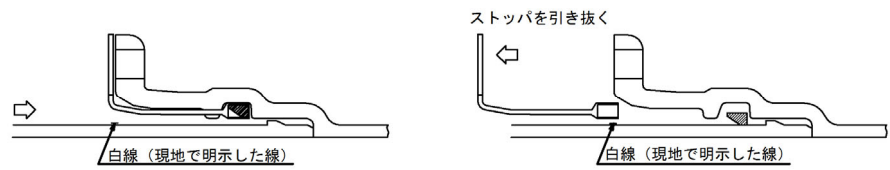
# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																		
<p style="text-align: center;"><b>表 4.8 チェックゲージ入り込み量の合格範囲</b></p> <p style="text-align: center;">【呼び径 75～250 (2mm、4mm共通)】      【呼び径 300～400 (2mmのみ)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲 (mm)</th> <th>呼び径</th> <th>合格範囲 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>8 ～ 18</td> <td>300</td> <td>14 ～ 24</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>8 ～ 18</td> <td>350</td> <td>14 ～ 25</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>11 ～ 21</td> <td>400</td> <td>14 ～ <del>28</del></td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>11 ～ 21</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>11 ～ 21</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 受注者は、切管を行う場合は、1種管を使用すること。</p> <p>オ 受注者は、切管の挿し口を用いて接合する場合は、呼び径 75～300 においては、直管受口に接合する場合は P-Link を用いて行い、異形管受口に接合する場合は、G-Link を用いること。呼び径 350～400 においては、図 4.4-1 を用いて溝切加工を行い、附則一 3 (管切断面補修要領) による塗料の補修を行った後、切管用挿し口リングを取り付けること。</p> <p>また、挿し口に白線 2 本を図 4.4-2 及び表 4.9-1 により表示すること。</p>  <p style="text-align: center;">図 4.4-1 溝切り加工図及び寸法 (単位 mm)</p>  <p style="text-align: center;">図 4.4-2 白線表示位置図 (単位 mm)</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.9-1 φ1、φ2 寸法 (単位 mm)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>φ1</th> <th>φ2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350</td> <td>235</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>240</td> <td>202</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 受注者は、直管と異形管とで使用するゴム輪の形状が異なるので、使用前に形状を確認すること。</p> <p>(2) P-Link を用いる場合の接合 (適用呼び径 : 75～300)</p>	呼び径	合格範囲 (mm)	呼び径	合格範囲 (mm)	75	8 ～ 18	300	14 ～ 24	100	8 ～ 18	350	14 ～ 25	150	11 ～ 21	400	14 ～ <del>28</del>	200	11 ～ 21			250	11 ～ 21			口 径	φ1	φ2	350	235	197	400	240	202	<p style="text-align: center;"><b>表 4.13 チェックゲージ入り込み量の合格範囲</b></p> <p style="text-align: center;">【呼び径 75～250 (2mm、4mm共通)】      【呼び径 300～400 (2mmのみ)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲 (mm)</th> <th>呼び径</th> <th>合格範囲 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>8 ～ 18</td> <td>300</td> <td>14 ～ 24</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>8 ～ 18</td> <td>350</td> <td>14 ～ 25</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>11 ～ 21</td> <td>400</td> <td>14 ～ <del>25</del></td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>11 ～ 21</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>11 ～ 21</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 受注者は、切管を行う場合は、1種管を使用すること。</p> <p>オ 受注者は、切管の挿し口を用いて接合する場合は、呼び径 75～300 においては、直管受口に接合する場合は P-Link を用いて行い、異形管受口に接合する場合は、G-Link を用いること。呼び径 350～400 においては、図 4.9-1 を用いて溝切加工を行い、附則一 3 (管切断面補修要領) による塗料の補修を行った後、切管用挿し口リングを取り付けること。</p> <p>また、挿し口に白線 2 本を図 4.9-2 及び表 4.13-1 により表示すること。</p>  <p style="text-align: center;">図 4.9-1 溝切り加工図及び寸法 (単位 mm)</p>  <p style="text-align: center;">図 4.9-2 白線表示位置図 (単位 mm)</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.13-1 φ1、φ2 寸法 (単位 mm)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>φ1</th> <th>φ2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350</td> <td>235</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>240</td> <td>202</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 受注者は、直管と異形管とで使用するゴム輪の形状が異なるので、使用前に形状を確認すること。</p> <p>(2) P-Link を用いる場合の接合 (適用呼び径 : 75～300)</p>	呼び径	合格範囲 (mm)	呼び径	合格範囲 (mm)	75	8 ～ 18	300	14 ～ 24	100	8 ～ 18	350	14 ～ 25	150	11 ～ 21	400	14 ～ <del>25</del>	200	11 ～ 21			250	11 ～ 21			口 径	φ1	φ2	350	235	197	400	240	202	<p>・接合要領書の記載を反映しました。</p>
呼び径	合格範囲 (mm)	呼び径	合格範囲 (mm)																																																																	
75	8 ～ 18	300	14 ～ 24																																																																	
100	8 ～ 18	350	14 ～ 25																																																																	
150	11 ～ 21	400	14 ～ <del>28</del>																																																																	
200	11 ～ 21																																																																			
250	11 ～ 21																																																																			
口 径	φ1	φ2																																																																		
350	235	197																																																																		
400	240	202																																																																		
呼び径	合格範囲 (mm)	呼び径	合格範囲 (mm)																																																																	
75	8 ～ 18	300	14 ～ 24																																																																	
100	8 ～ 18	350	14 ～ 25																																																																	
150	11 ～ 21	400	14 ～ <del>25</del>																																																																	
200	11 ～ 21																																																																			
250	11 ～ 21																																																																			
口 径	φ1	φ2																																																																		
350	235	197																																																																		
400	240	202																																																																		

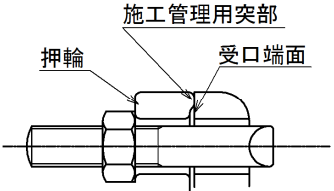
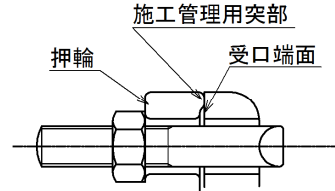
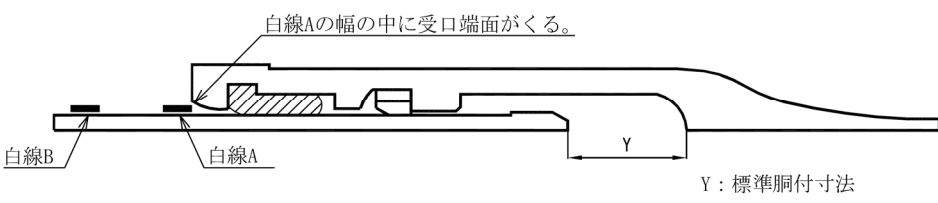
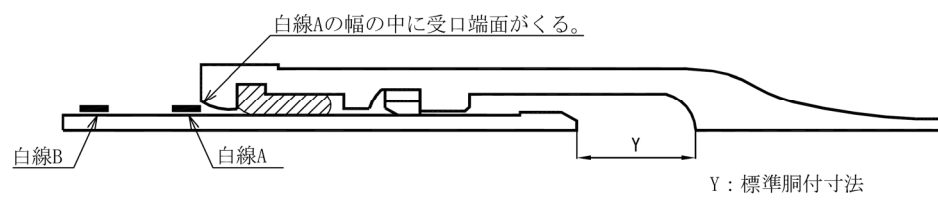
## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																						
<p>ア 受注者は、P-Link を使用する場合は、図 4.5 に示すように P-Link を含めて 1 本の切管として使用すること。そのため、管の切断長さは、切管有効長から P-Link の有効長（表 4.10 参照）を差し引いて決定すること。</p> <p>また、P-Link は、異形管や継ぎ輪と接合できない。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 4.5 P-Link を用いた切管有効長</p> <p style="text-align: center;">表 4.10 P-Link の有効長 (単位 mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>P-Link の有効長</th> <th>P-Link による伸び量 y2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>180</td><td>17</td></tr> <tr><td>100</td><td>180</td><td>20</td></tr> <tr><td>150</td><td>210</td><td>23</td></tr> <tr><td>200</td><td>220</td><td>22</td></tr> <tr><td>250</td><td>220</td><td>23</td></tr> <tr><td>300</td><td>267</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 受注者は、P-Link にゴム輪を取り付ける前に、P-Link 端面から奥部までののみ込み量を測定し、のみ込み位置を切断した挿し口の外周全面（又は円周 4 か所）に白線で明示すること。</p> <p>ウ 受注者は、P-Link にゴム輪をセットし、切管挿し口を白線位置まで挿入後、ゴム輪の位置確認を行うこと。厚さ 0.5mm の隙間ゲージの入り込み量が、表 4.11 に示す合格範囲内にあることを確認すること。合格範囲外であった場合は、厚さ 2mm のチェックゲージを差し込み、再度ゴム輪の位置確認を行うこと（0.5mm の隙間ゲージで合格範囲外でも、2mm のチェックゲージで合格範囲内であればよい。ただし、いずれを用いても合格範囲外の場合は、解体して点検し、再度接合するときは、ゴム輪は新しいものと交換する。）。</p> <p style="text-align: center;">表 4.11 ゲージ入り込み量の合格範囲 (単位 mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>54～63</td></tr> <tr><td>100</td><td>57～66</td></tr> <tr><td>150</td><td>57～66</td></tr> <tr><td>200</td><td>63～72</td></tr> <tr><td>250</td><td>63～72</td></tr> <tr><td>300</td><td>70～80</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	P-Link の有効長	P-Link による伸び量 y2	75	180	17	100	180	20	150	210	23	200	220	22	250	220	23	300	267	20	呼び径	合格範囲	75	54～63	100	57～66	150	57～66	200	63～72	250	63～72	300	70～80	<p>ア 受注者は、P-Link を使用する場合は、図 4.10 に示すように P-Link を含めて 1 本の切管として使用すること。そのため、管の切断長さは、切管有効長から P-Link の有効長（表 4.14 参照）を差し引いて決定すること。</p> <p>また、P-Link は、異形管や継ぎ輪と接合できない。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 4.10 P-Link を用いた切管有効長</p> <p style="text-align: center;">表 4.14 P-Link の有効長 (単位 mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>P-Link の有効長</th> <th>P-Link による伸び量 y2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>180</td><td>17</td></tr> <tr><td>100</td><td>180</td><td>20</td></tr> <tr><td>150</td><td>210</td><td>23</td></tr> <tr><td>200</td><td>220</td><td>22</td></tr> <tr><td>250</td><td>220</td><td>23</td></tr> <tr><td>300</td><td>267</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 受注者は、P-Link にゴム輪を取り付ける前に、P-Link 端面から奥部までののみ込み量を測定し、のみ込み位置を切断した挿し口の外周全面（又は円周 4 か所）に白線で明示すること。</p> <p>ウ 受注者は、P-Link にゴム輪をセットし、切管挿し口を白線位置まで挿入後、ゴム輪の位置確認を行うこと。厚さ 0.5mm の隙間ゲージの入り込み量が、表 4.15 に示す合格範囲内にあることを確認すること。合格範囲外であった場合は、厚さ 2mm のチェックゲージを差し込み、再度ゴム輪の位置確認を行うこと（0.5mm の隙間ゲージで合格範囲外でも、2mm のチェックゲージで合格範囲内であればよい。ただし、いずれを用いても合格範囲外の場合は、解体して点検し、再度接合するときは、ゴム輪は新しいものと交換する。）。</p> <p style="text-align: center;">表 4.15 ゲージ入り込み量の合格範囲 (単位 mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75</td><td>54～63</td></tr> <tr><td>100</td><td>57～66</td></tr> <tr><td>150</td><td>57～66</td></tr> <tr><td>200</td><td>63～72</td></tr> <tr><td>250</td><td>63～72</td></tr> <tr><td>300</td><td>70～80</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	P-Link の有効長	P-Link による伸び量 y2	75	180	17	100	180	20	150	210	23	200	220	22	250	220	23	300	267	20	呼び径	合格範囲	75	54～63	100	57～66	150	57～66	200	63～72	250	63～72	300	70～80	
呼び径	P-Link の有効長	P-Link による伸び量 y2																																																																						
75	180	17																																																																						
100	180	20																																																																						
150	210	23																																																																						
200	220	22																																																																						
250	220	23																																																																						
300	267	20																																																																						
呼び径	合格範囲																																																																							
75	54～63																																																																							
100	57～66																																																																							
150	57～66																																																																							
200	63～72																																																																							
250	63～72																																																																							
300	70～80																																																																							
呼び径	P-Link の有効長	P-Link による伸び量 y2																																																																						
75	180	17																																																																						
100	180	20																																																																						
150	210	23																																																																						
200	220	22																																																																						
250	220	23																																																																						
300	267	20																																																																						
呼び径	合格範囲																																																																							
75	54～63																																																																							
100	57～66																																																																							
150	57～66																																																																							
200	63～72																																																																							
250	63～72																																																																							
300	70～80																																																																							

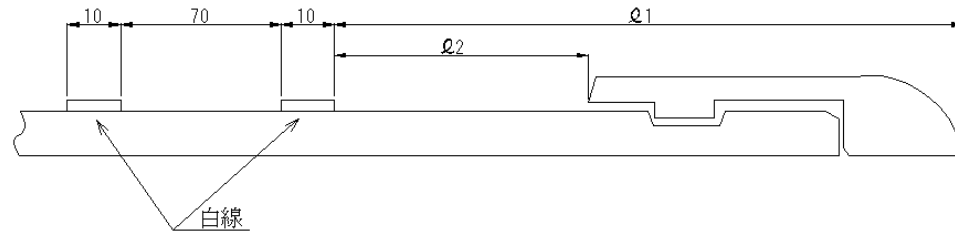
# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>エ 受注者は、爪が管と接するまで、全数の押しボルトを均等に手で仮締めし、トルクレンチを用いて規定の締め付けトルク 100N・m で締め付けること。</p> <p>(3) G-Link を用いる場合の接合 (適用呼び径 : 75~300)</p>  <p>図 4.6 G-Link の構造</p> <p>ア 受注者は、G-Link を使用する場合は、異形管受口に接合すること。</p> <p>イ 受注者は、ロックリング及びストッパが、所定の受口溝に正常な状態にあるか目視及び手で触って確認すること。</p> <p>ウ 受注者は、G-Link 及びゴム輪を挿し口にセットする前に、異形管受口端面から奥部までののみ込み量を測定し、のみ込み位置を切断した挿し口の外周全面 (又は円周 4 か所) に白線で明示すること。</p> <p>エ 受注者は、その明示した白線が、受口端面の位置まで全周にわたって挿入されていることを確認したら、ストッパを引き抜くこと。これによりロックリングが挿し口外面に抱きつき、継手が抜け出さないことを確認すること。</p>  <p>図 4.7 挿し口の挿入</p> <p>オ 受注者は、受口と G-Link の間隔が全周にわたって均一になるように注意しながらナットを締め付け、G-Link の施工管理用突部と受口が接触するまで行うこと。締め付け完了後は、G-Link の施工管理用突部と受口端面に隙間がないことを隙間ゲージ (厚さ 0.5mm) で確認すること。</p>	<p>エ 受注者は、爪が管と接するまで、全数の押しボルトを均等に手で仮締めし、トルクレンチを用いて規定の締め付けトルク 100N・m で締め付けること。</p> <p>(3) G-Link を用いる場合の接合 (適用呼び径 : 75~300)</p>  <p>図 4.11 G-Link の構造</p> <p>ア 受注者は、G-Link を使用する場合は、異形管受口に接合すること。</p> <p>イ 受注者は、ロックリング及びストッパが、所定の受口溝に正常な状態にあるか目視及び手で触って確認すること。</p> <p>ウ 受注者は、G-Link 及びゴム輪を挿し口にセットする前に、異形管受口端面から奥部までののみ込み量を測定し、のみ込み位置を切断した挿し口の外周全面 (又は円周 4 か所) に白線で明示すること。</p> <p>エ 受注者は、その明示した白線が、受口端面の位置まで全周にわたって挿入されていることを確認したら、ストッパを引き抜くこと。これによりロックリングが挿し口外面に抱きつき、継手が抜け出さないことを確認すること。</p>  <p>図 4.12 挿し口の挿入</p> <p>オ 受注者は、受口と G-Link の間隔が全周にわたって均一になるように注意しながらナットを締め付け、G-Link の施工管理用突部と受口が接触するまで行うこと。締め付け完了後は、G-Link の施工管理用突部と受口端面に隙間がないことを隙間ゲージ (厚さ 0.5mm) で確認すること。</p>	

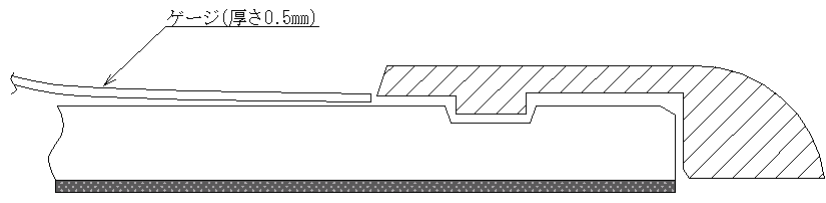
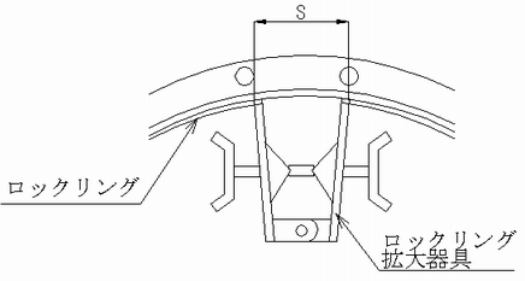
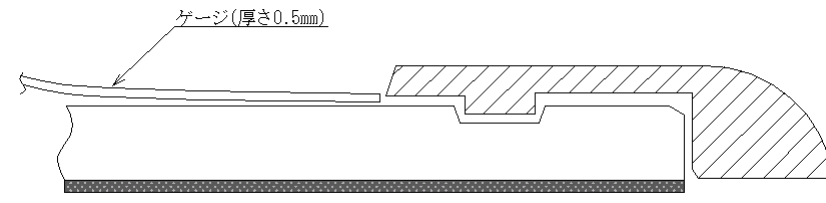
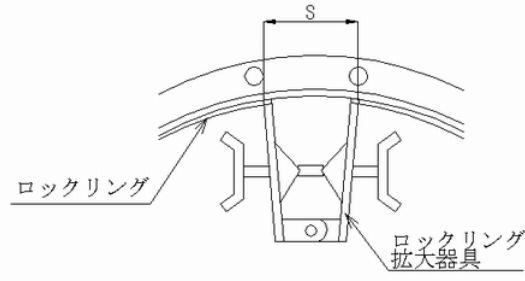
# 新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨																														
	 <p>図 4.8 締め付け完了の状態</p> <p>カ 受注者は、爪が管と接するまで、全数の押しボルトを均等に手で仮締めし、トルクレンチを用いて規定の締め付けトルク 100N・m で締め付けること。</p>		 <p>図 4.13 締め付け完了の状態</p> <p>カ 受注者は、爪が管と接するまで、全数の押しボルトを均等に手で仮締めし、トルクレンチを用いて規定の締め付けトルク 100N・m で締め付けること。</p>																															
4.2.4 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合	<p>(1) 呼び径75から450までの接合</p> <p>ア 受注者は、取り付けられた状態で納品されたロックリングと心出し用ゴムが正常な状態にあるか、目視及び手で触って確認すること。</p> <p>イ 受注者は、ゴム輪を、ヒール部を手前にして受口内にふくらみがないように装着すること。ゴム輪装着後、プラスチックハンマでゴム輪を受口内面になじませるようにたたくこと。</p> <p>ウ 受注者は、挿し口側の管をクレーン等で吊った状態で受口に預け、この時2本の管が1直線になるようにし、接合器具の操作によりゆっくりと挿し口を受口に挿入すること。</p> <p>その場合、図4.9 のとおり挿し口外面に表示してある2本の白線のうち白線Aの幅の中に受口端面がくるように合わせる。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 4.9 接合状態図</p> </div> <p>エ 受注者は、接合時、表4.12 に示す標準胴付間隔にすること。</p> <p>表 4.12 標準胴付間隔 (単位 mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th>胴付間隔</th> </tr> <tr> <th>Y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75・100</td><td>45</td></tr> <tr><td>150～250</td><td>60</td></tr> <tr><td>300</td><td>69</td></tr> <tr><td>350</td><td>70</td></tr> <tr><td>400</td><td>71</td></tr> <tr><td>450</td><td>73</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	胴付間隔	Y	75・100	45	150～250	60	300	69	350	70	400	71	450	73	4.2.3 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合	<p>(1) 呼び径 75 から 450 までの接合</p> <p>ア 受注者は、取り付けられた状態で納品されたロックリングと心出し用ゴムが正常な状態にあるか、目視及び手で触って確認すること。</p> <p>イ 受注者は、ゴム輪を、ヒール部を手前にして受口内にふくらみがないように装着すること。ゴム輪装着後、プラスチックハンマでゴム輪を受口内面になじませるようにたたくこと。</p> <p>ウ 受注者は、挿し口側の管をクレーン等で吊った状態で受口に預け、この時2本の管が1直線になるようにし、接合器具の操作によりゆっくりと挿し口を受口に挿入すること。</p> <p>その場合、図 4.2 のとおり挿し口外面に表示してある2本の白線のうち白線Aの幅の中に受口端面がくるように合わせる。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 4.2 接合状態図</p> </div> <p>エ 受注者は、接合時、表 4.7 に示す標準胴付間隔にすること。</p> <p>表 4.7 標準胴付間隔 (単位 mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th>胴付間隔</th> </tr> <tr> <th>Y</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>75・100</td><td>45</td></tr> <tr><td>150～250</td><td>60</td></tr> <tr><td>300</td><td>69</td></tr> <tr><td>350</td><td>70</td></tr> <tr><td>400</td><td>71</td></tr> <tr><td>450</td><td>73</td></tr> </tbody> </table>	呼び径	胴付間隔	Y	75・100	45	150～250	60	300	69	350	70	400	71	450	73	<p>・継手の記載順を見直しました。</p>
呼び径	胴付間隔																																	
	Y																																	
75・100	45																																	
150～250	60																																	
300	69																																	
350	70																																	
400	71																																	
450	73																																	
呼び径	胴付間隔																																	
	Y																																	
75・100	45																																	
150～250	60																																	
300	69																																	
350	70																																	
400	71																																	
450	73																																	

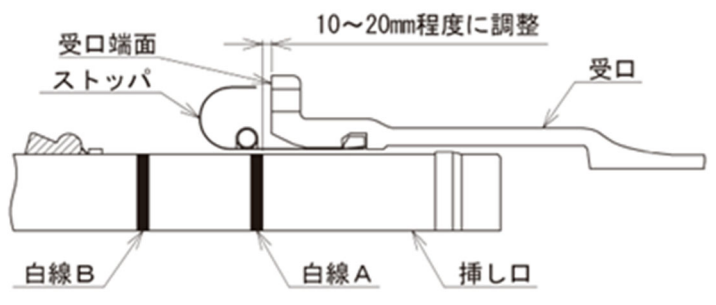
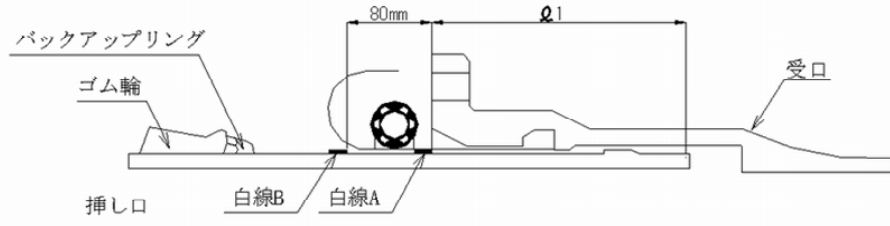
# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																										
<p>オ 受注者は、管挿入後、受口と挿し口とのすき間に薄板ゲージを挿し込み全周にわたりゴム輪が正しい位置にあることを確認すること。</p> <p>カ 切管を行う場合は、1種管を使用すること。</p> <p>キ 受注者は、切管の挿し口を用いて接合する場合は、図4.10により専用の加工機を用いて溝切り加工を行い、溝部に溝部ゴムを、挿し口端面に防食ゴムを附則－6（防食ゴム施工要領）により取り付けた後、切管用挿し口リングを取り付けること。</p> <p>また、挿し口に白線2本を図4.11及び表4.13により表示すること。</p>  <p>図 4.10 溝切り加工図及び寸法（単位 mm）</p>  <p>図 4.11 白線表示位置図（単位 mm）</p> <p>表 4.13 φ1、φ2寸法（単位 mm）</p> <table border="1" data-bbox="563 1449 1053 1827"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>φ1</th> <th>φ2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>165</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>170</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>150～250</td> <td>195</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>230</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>350～400</td> <td>240</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>245</td> <td>207</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 切管用挿し口リング取付け後の確認 受注者は、管と切管用挿し口リングの間に、図4.12のとおり 0.5mmの隙間</p>	口 径	φ1	φ2	75	165	131	100	170	136	150～250	195	161	300	230	192	350～400	240	202	450	245	207	<p>オ 受注者は、管挿入後、受口と挿し口とのすき間に薄板ゲージを挿し込み全周にわたりゴム輪が正しい位置にあることを確認すること。</p> <p>カ 切管を行う場合は、1種管を使用すること。</p> <p>キ 受注者は、切管の挿し口を用いて接合する場合は、図4.3により専用の加工機を用いて溝切り加工を行い、溝部に溝部ゴムを、挿し口端面に防食ゴムを附則－6（防食ゴム施工要領）により取り付けた後、切管用挿し口リングを取り付けること。</p> <p>また、挿し口に白線2本を図4.4及び表4.8により表示すること。</p>  <p>図 4.3 溝切り加工図及び寸法（単位 mm）</p>  <p>図 4.4 白線表示位置図（単位 mm）</p> <p>表 4.8 φ1、φ2寸法（単位 mm）</p> <table border="1" data-bbox="1751 1449 2240 1827"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>φ1</th> <th>φ2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>165</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>170</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>150～250</td> <td>195</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>230</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>350～400</td> <td>240</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>245</td> <td>207</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 切管用挿し口リング取付け後の確認 受注者は、管と切管用挿し口リングの間に、図4.5のとおり 0.5mmの隙間</p>	口 径	φ1	φ2	75	165	131	100	170	136	150～250	195	161	300	230	192	350～400	240	202	450	245	207	
口 径	φ1	φ2																																										
75	165	131																																										
100	170	136																																										
150～250	195	161																																										
300	230	192																																										
350～400	240	202																																										
450	245	207																																										
口 径	φ1	φ2																																										
75	165	131																																										
100	170	136																																										
150～250	195	161																																										
300	230	192																																										
350～400	240	202																																										
450	245	207																																										

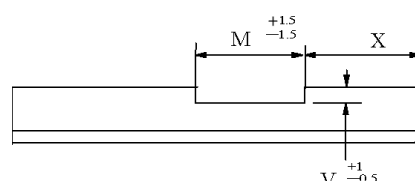
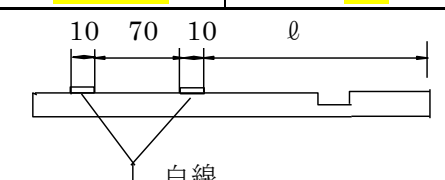
# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																								
<p>ゲージを挿入し、全周にわたり隙間ゲージが入らないことを必ず確認すること。</p>  <p>図 4.12 取付状況確認図</p> <p>(2) 呼び径 500 から 1000 までの接合</p> <p>受注者は、呼び径 500 から 1000 までの接合については、(1) 及び 4.2.5(K形ダクタイル鋳鉄管の接合) に準拠するほか、次の規定によること。</p> <p>ア ロックリングは、テーパ面が受口端面側となるように受口に取り付ること。</p> <p>イ ロックリング拡大器具を用いて、ロックリング部が表 4.14 に示す S 寸法 (目安値) になるまで拡大し、ストッパーを装着すること。</p> <p>表 4.14 S 寸法 (単位 mm)</p> <table border="1" data-bbox="638 1008 979 1333"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>S 寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500~600</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>700</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>800</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 4.13 ロックリング拡大器具の装着</p> <p>ウ 受口端面が挿し口外面に明示してある 2 本の白線の内白線 A との間隔が <u>10~20 mm 程度になる</u> ようにゆっくりと挿入し、ロックリング分割部に装着していたストッパーを引き抜くこと。</p>	呼び径	S 寸法	500~600	122	700	132	800	153	900	157	1000	162	<p>ゲージを挿入し、全周にわたり隙間ゲージが入らないことを必ず確認すること。</p>  <p>図 4.5 取付状況確認図</p> <p>(2) 呼び径 500 から 1000 までの接合</p> <p>受注者は、呼び径 500 から 1000 までの接合については、(1) 及び 4.2.4(K形ダクタイル鋳鉄管の接合) に準拠するほか、次の規定によること。</p> <p>ア ロックリングは、テーパ面が受口端面側となるように受口に取り付ること。</p> <p>イ ロックリング拡大器具を用いて、ロックリング部が表 4.9 に示す S 寸法 (目安値) になるまで拡大し、ストッパーを装着すること。</p> <p>表 4.9 S 寸法 (単位 mm)</p> <table border="1" data-bbox="1825 1008 2166 1333"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>S 寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500~600</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>700</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>800</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>900</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 4.6 ロックリング拡大器具の装着</p> <p>ウ 受口端面が挿し口外面に明示してある 2 本の白線の内白線 A <u>の幅の中に来る</u> ようにゆっくりと挿入し、ロックリング分割部に装着していたストッパーを引き抜くこと。</p>	呼び径	S 寸法	500~600	122	700	132	800	153	900	157	1000	162	<p>・接合要領書の記載を反映しました。</p>
呼び径	S 寸法																									
500~600	122																									
700	132																									
800	153																									
900	157																									
1000	162																									
呼び径	S 寸法																									
500~600	122																									
700	132																									
800	153																									
900	157																									
1000	162																									

# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨										
 <p>図 4.14 管の挿入</p>	 <p>図 4.7 管の挿入</p> <p>表 4.10 (単位 mm)</p> <table border="1" data-bbox="1706 661 2300 924"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>Ø1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500~600</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>700</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>800~900</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>268</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	Ø1	500~600	220	700	257	800~900	265	1000	268	
呼び径	Ø1											
500~600	220											
700	257											
800~900	265											
1000	268											
<p>4.2.7 S形ダクタイル鋳鉄管の接合</p>	<p>受注者は、S形ダクタイル鋳鉄管の接合については、4.2.4 (K形ダクタイル鋳鉄管の接合) に準拠するほか、次の規定によること。</p> <p>ア 受注者は、ロックリングを挿し口外面の規定の位置で長さ調整し、結合ピースが回転しないように受口内面のロックリング溝に確実に入れること。ただし、結合ピースⅢの円周方向の余裕は 1.5mm から 2.0mm までとすること。</p> <p>イ 受注者は、ロックリングの長さ調整を両方の調整ボルトで均等に行い、ロックリング内面と挿し口外面との隙間を 1 mm 以内にすること。</p> <p>ウ 受注者は、管を表 4.18 に規定する胴付間隔で接合すること。</p> <p>また、呼び径 700 以上は、堅ろうなディスタンスピースを使用し、呼び径 600 以下は挿し口外面に表示してある白線を利用して表 4.18 に規定する胴付間隔を確保すること。</p> <p>なお、使用したディスタンスピースを接合完了後必ず撤去すること。</p> <p>表 4.18 標準胴付間隔 (単位 mm)</p> <table border="1" data-bbox="1602 1585 2315 1816"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>胴付間隔 (Y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500~900</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>1000~1500</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>1600~1800</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>2000</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 受注者は、バックアップリングの挿入に当たっては、バックアップリングの補強板の中心とロックリング結合部の中心とが合うように行うこと。</p> <p>オ 受注者は、受口のタップネジ部のごみ、砂等を取り除いた後、ボルトの締付けを表 4.11 に規定するトルクで全周均等に行うこと。</p>	呼び径	胴付間隔 (Y)	500~900	75	1000~1500	80	1600~1800	75	2000	80	<p>・使用頻度を踏まえ削除しました。</p>
呼び径	胴付間隔 (Y)											
500~900	75											
1000~1500	80											
1600~1800	75											
2000	80											

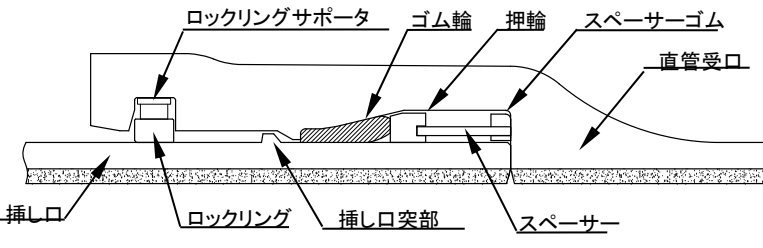
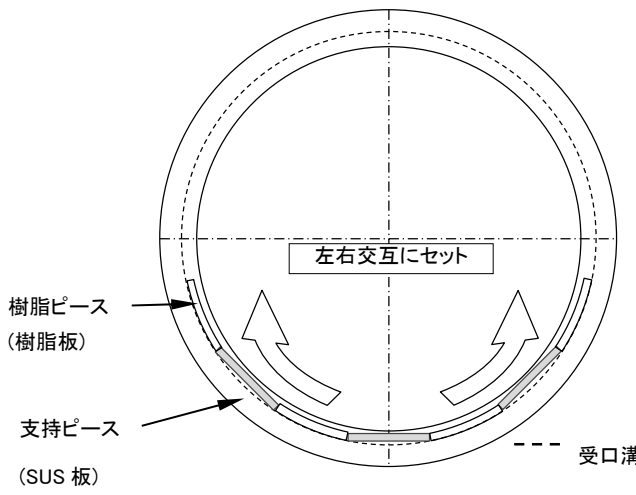
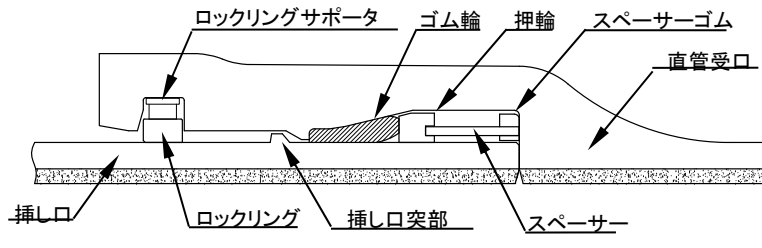
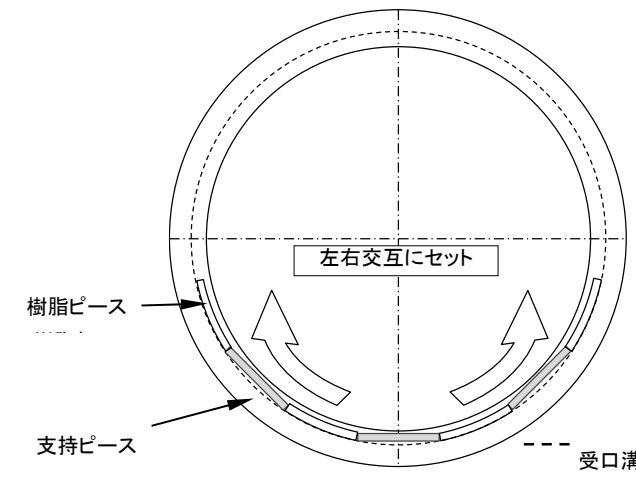
# 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨																																											
		<p>カ 受注者は、切管を行う場合は、1種管を使用すること。</p> <p>キ 受注者は、切管の挿し口突部の製作は原則として工場等管理された施工場所（加工機械を安定的に据え付けることができ、安全かつ確実な施工が可能な場所）で行うこと。</p> <p>ク 受注者は、切管の挿し口を用いて接合する場合は、表 4.19 及び図 4.17 により、専用の加工機を用いて溝切り加工を行った後、防食塗料（JWWA K139 に適合した塗料）を塗布し、表 4.20 及び図 4.18 により白線を標示し、溝切部分に切管用挿し口リングを取り付けること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.19 溝切り加工寸法（単位 mm）</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>V</th> <th>M</th> <th>X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500・600</td> <td>3</td> <td>22</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>700～900</td> <td>4</td> <td>27</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>1000～1200</td> <td>5</td> <td>32</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>1350</td> <td>5</td> <td>32</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>1500・1600</td> <td>6</td> <td>37</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>Vの許容差</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>呼び径 500～1500</td> <td>+1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-0.5</td> </tr> <tr> <td>呼び径 1600</td> <td>+1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-0.5</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;"><b>Xの許容差</b></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>呼び径 500、600</td> <td>± 2</td> </tr> <tr> <td>700～1600</td> <td>± 2</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>図 4.17 溝切り加工図</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.20 白線の位置ℓ寸法（単位 mm）</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th>ℓ</th> </tr> <tr> <th>一般用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500・600</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>700～900</td> <td>255</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;"><b>図 4.18 白線表示位置</b></p>	呼び径	V	M	X	500・600	3	22	40	700～900	4	27	55	1000～1200	5	32	50	1350	5	32	60	1500・1600	6	37	55	呼び径 500～1500	+1.0		-0.5	呼び径 1600	+1.0		-0.5	呼び径 500、600	± 2	700～1600	± 2	呼び径	ℓ	一般用	500・600	215	700～900	255	
呼び径	V	M	X																																											
500・600	3	22	40																																											
700～900	4	27	55																																											
1000～1200	5	32	50																																											
1350	5	32	60																																											
1500・1600	6	37	55																																											
呼び径 500～1500	+1.0																																													
	-0.5																																													
呼び径 1600	+1.0																																													
	-0.5																																													
呼び径 500、600	± 2																																													
700～1600	± 2																																													
呼び径	ℓ																																													
	一般用																																													
500・600	215																																													
700～900	255																																													
<p>4.2.5 US形ダクタイル鋳鉄管の接合</p>	<p>(1) 一般事項 受注者は、US形ダクタイル鋳鉄管の接合を 4.2.6（UF形ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠するほか、次の規定によること。</p>	<p>4.2.8 US形ダクタイル鋳鉄管の接合</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、US形ダクタイル鋳鉄管の接合を 4.2.6（UF形ダクタイル鋳鉄管の接合）に準拠するほか、次の規定によること。</p>	<p>・継手の記載順を見直しました。</p>																																											

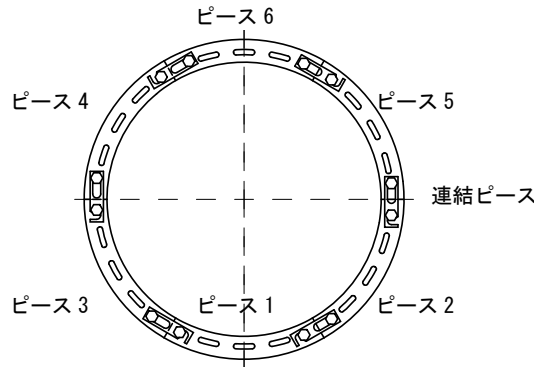
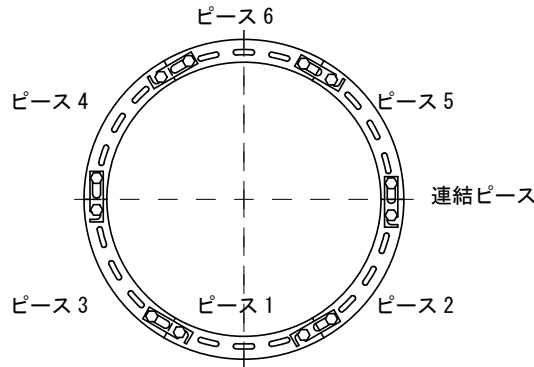
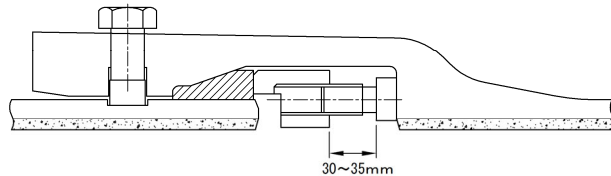
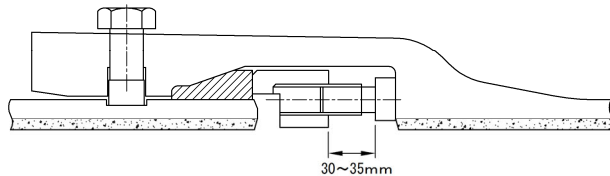
# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																
<p>ただし、R方式については、(3) R方式の規程によること。</p> <p>(2) ロックリング絞り (LS) 方式</p> <p>ア 受注者は、ロックリングを完全に挿し口外面に圧着させた状態で切断面の間隔 (a 1) を測定し記録すること。</p> <p>イ 受注者は、ロックリングのセットに当たっては、ロックリングの<b>分割部</b>が必ず管底に来るようにすること。</p> <p>ウ 受注者は、挿し口を受口に挿入する前に、受口内面奥に表 4.15 に規定する胴付間隔に相当するディスタンスピースを置くこと。</p> <p>なお、特別な理由で胴付間隔を変える場合は、その寸法のディスタンスピースを用いること。</p> <p>また、使用したディスタンスピースは、接合完了後必ず撤去すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.15 標準胴付間隔 (単位 mm)</b></p> <table border="1" data-bbox="418 705 1193 919"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>胴付間隔(Y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800 ~1500</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>1600 ~2400</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 受注者は、受口の溝にロックリング絞り用ゴムをねじれないように挿入すること。</p> <p>なお、口径800~1000はロックリング絞り用ゴムが無いので、この作業は不要である。</p> <p>オ 受注者は、ロックリング絞り用ゴムの装着は円周4か所の穴の位置・向きを確認し、図 4.15の方法で行うこと。</p> <p>カ 受注者はロックリング絞り用ゴスを管に装着後、ロックリング絞り用ゴムの表面にダクタイト鉄管継手用滑材を塗布すること。</p> <p>キ 受注者は、ロックリングが挿し口に充分装着されているかを確認すること。</p> <p>確認方法は、挿し口を受口に挿入後、ロックリング切断面の間隔(a 2)を測定して記録し、この時の間隔と挿入前に測定した間隔 (a 1) とを比較し、呼び径800~1500の場合は <math>a 2 \leq a 1 + 5 \text{ mm}</math>、呼び径1600以上の場合は <math>a 2 \leq a 1 + 8 \text{ mm}</math>であれば正常と判断すること。</p> <div data-bbox="463 1549 1104 1843"> </div> <p style="text-align: center;"><b>図 4.15 ロックリング絞り用ゴム装着方法 (呼び径1100以上)</b></p>	呼び径	胴付間隔(Y)	800 ~1500	105	1600 ~2400	115	2600	130	<p>ただし、R方式については、(3) R方式の規程によること。</p> <p>(2) ロックリング絞り (LS) 方式</p> <p>ア 受注者は、ロックリングを完全に挿し口外面に圧着させた状態で切断面の間隔 (a 1) を測定し記録すること。</p> <p>イ 受注者は、ロックリングのセットに当たっては、ロックリングの<b>切断箇所</b>が必ず管底に来るようにすること。</p> <p>ウ 受注者は、挿し口を受口に挿入する前に、受口内面奥に表 4.21 に規定する胴付間隔に相当するディスタンスピースを置くこと。</p> <p>なお、特別な理由で胴付間隔を変える場合は、その寸法のディスタンスピースを用いること。</p> <p>また、使用したディスタンスピースは、接合完了後必ず撤去すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.21 標準胴付間隔 (単位 mm)</b></p> <table border="1" data-bbox="1614 705 2389 919"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>胴付間隔(Y)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700 ~1500</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>1600 ~2400</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 受注者は、受口の溝にロックリング絞り用ゴムをねじれないように挿入すること。</p> <p>なお、口径800~1000はロックリング絞り用ゴムが無いので、この作業は不要である。</p> <p>オ 受注者は、ロックリング絞り用ゴムの装着は円周4か所の穴の位置・向きを確認し、図 4.19の方法で行うこと。</p> <p>カ 受注者はロックリング絞り用ゴスを管に装着後、ロックリング絞り用ゴムの表面にダクタイト鉄管継手用滑材を塗布すること。</p> <p>キ 受注者は、ロックリングが挿し口に充分装着されているかを確認すること。</p> <p>確認方法は、挿し口を受口に挿入後、ロックリング切断面の間隔(a 2)を測定して記録し、この時の間隔と挿入前に測定した間隔 (a 1) とを比較し、呼び径800~1500の場合は <math>a 2 \leq a 1 + 5 \text{ mm}</math>、呼び径1600以上の場合は <math>a 2 \leq a 1 + 8 \text{ mm}</math>であれば正常と判断すること。</p> <div data-bbox="1659 1549 2300 1843"> </div> <p style="text-align: center;"><b>図 4.19 ロックリング絞り用ゴム装着方法 (呼び径1100以上)</b></p>	呼び径	胴付間隔(Y)	700 ~1500	105	1600 ~2400	115	2600	130	<p>・接合要領書の記載内容を反映しました。</p> <p>・接合要領書の記載内容を反映しました。</p>
呼び径	胴付間隔(Y)																	
800 ~1500	105																	
1600 ~2400	115																	
2600	130																	
呼び径	胴付間隔(Y)																	
700 ~1500	105																	
1600 ~2400	115																	
2600	130																	

# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(3) R方式 (呼び径 1500~2600) (図 4.16-1)</p>  <p>図 4.16-1 直管の継手構造</p> <p>受注者は、(2) のア及びイに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 受注者は、受口溝にロックリングサポータを装着する。ロックリングサポータは、支持ピース (SUS 板) と樹脂ピース (樹脂板) を、連結ピースを用いて交互に組み立てること。(図 4.16-2)</p>  <p>図 4.16-2 ロックリングサポータのセット</p> <p>イ 受注者は、ロックリング分割部をコイル状に重ね合わせ、受口溝内に預け入れること。</p> <p>ウ 受注者は、ロックリング分割部を拡大器を使って拡大し、ストッパをセットすること。</p> <p>エ 受注者は、挿し口端部から挿し口突部までの挿し口外面及び受口内面のゴム輪がセットされる部分にダクタイト鉄管継手用滑材を塗布すること。</p> <p>オ 受注者は、接合に必要な胴付き間隔を確保するため、受口内面奥にディスタンスピースをセットし、ロックリングに挿し口が当たらないように注意しながら、受口に挿し口を挿入する。</p> <p>ディスタンスピースに挿し口端面が当たるまで挿入したら、ストッパを取り外す。</p> <p>カ 受注者は、ロックリングが挿し口に十分抱きついていることを確認するため、ロックリング分割部の間隔 (a2) を測定する。</p> <p>(a2) 寸法と接合前に測定した (a1) 寸法とを比較し、呼び径 1500 の場合は</p>	<p>(3) R方式 (呼び径 1500~2600) (図 4.19-1)</p>  <p>図 4.19-1 直管の継手構造</p> <p>受注者は、(2) のア及びイに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 受注者は、受口溝にロックリングサポータを装着する。ロックリングサポータは、支持ピース (SUS 板) と樹脂ピース (樹脂板) を、連結ピースを用いて交互に組み立てること。(図 4.19-2)</p>  <p>図 4.19-2 ロックリングサポータのセット</p> <p>イ 受注者は、ロックリング分割部をコイル状に重ね合わせ、受口溝内に預け入れること。</p> <p>ウ 受注者は、ロックリング分割部を拡大器を使って拡大し、ストッパをセットすること。</p> <p>エ 受注者は、挿し口端部から挿し口突部までの挿し口外面及び受口内面のゴム輪がセットされる部分にダクタイト鉄管継手用滑材を塗布すること。</p> <p>オ 受注者は、接合に必要な胴付き間隔を確保するため、受口内面奥にディスタンスピースをセットし、ロックリングに挿し口が当たらないように注意しながら、受口に挿し口を挿入する。</p> <p>ディスタンスピースに挿し口端面が当たるまで挿入したら、ストッパを取り外す。</p> <p>カ 受注者は、ロックリングが挿し口に十分抱きついていることを確認するため、ロックリング分割部の間隔 (a2) を測定する。</p> <p>(a2) 寸法と接合前に測定した (a1) 寸法とを比較し、呼び径 1500 の場合は</p>	

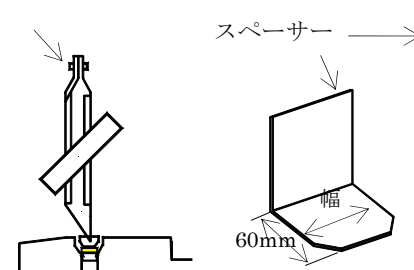
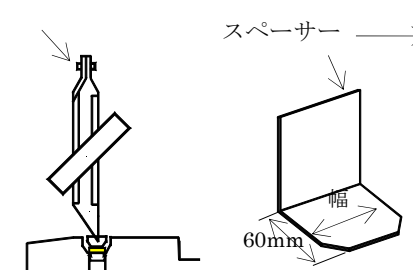
新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><math>a2 \leq a1 + 5\text{mm}</math>、呼び径 1600 以上の場合は <math>a2 \leq a1 + 8\text{mm}</math> であれば正常と判断すること。</p> <p>キ 受注者は、ゴム輪の向きを確認して、挿し口に預け入れる。</p> <p>ク 受注者は、押輪を下から順次挿入し、ピースごとに連結ピース・ボルトで固定する。(図 4.16-3)</p>  <p>図 4.16-3 押輪のセット (6つ割の例)</p> <p>ケ 受注者は、専用の押込み治具を使用し、継手内にゴム輪、押輪を押込み、スペーサーを押輪のスペーサー用穴 (凹み) にセットする。スペーサーは6つ割の場合、押輪1本当たり3か所セットする。スペーサーのセットは管下から順次、押輪1本ごとに左右交互に行う。</p> <p>コ 全てのスペーサーをセットした後、全てのスペーサーゴムが受口奥部に当たっていることを確認する。</p> <p>サ 油圧ジャッキ等を用いて挿し口端部が受口奥に当たるまで、挿し口の再挿入を行う。</p>	<p><math>a2 \leq a1 + 5\text{mm}</math>、呼び径 1600 以上の場合は <math>a2 \leq a1 + 8\text{mm}</math> であれば正常と判断すること。</p> <p>キ 受注者は、ゴム輪の向きを確認して、挿し口に預け入れる。</p> <p>ク 受注者は、押輪を下から順次挿入し、ピースごとに連結ピース・ボルトで固定する。(図 4.19-3)</p>  <p>図 4.19-3 押輪のセット (6つ割の例)</p> <p>ケ 受注者は、専用の押込み治具を使用し、継手内にゴム輪、押輪を押込み、スペーサーを押輪のスペーサー用穴 (凹み) にセットする。スペーサーは6つ割の場合、押輪1本当たり3か所セットする。スペーサーのセットは管下から順次、押輪1本ごとに左右交互に行う。</p> <p>コ 全てのスペーサーをセットした後、全てのスペーサーゴムが受口奥部に当たっていることを確認する。</p> <p>サ 油圧ジャッキ等を用いて挿し口端部が受口奥に当たるまで、挿し口の再挿入を行う。</p>	
<p>4.2.6 U F形ダクタイトル鋳鉄管の接合</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、U F形ダクタイトル鋳鉄管の接合については、4.2.7 (K形ダクタイトル鋳鉄管の接合) に準拠するほか、次の規定によること。</p> <p>(2) ボルトの締め付け ア 受注者は、押輪のボルトの一部 (3本に1本の割合程度) をスパナで逆回転させて 30~35mm 程度まで押輪からねじ出し、ゴム輪を奥に入れること。</p>  <p>図 4.17 ボルトのねじ出し</p> <p>イ 受注者は、まだねじ出していないボルトの頭部の皿に継ぎ棒を取り付けること。次に、継ぎ棒を取り付けたボルトを少しねじ出して、初めのボルトをいったんねじ込み、この頭部にも継ぎ棒を取り付け、全ボルトの継ぎ足しを完了させること。</p>	<p>4.2.6 U F形ダクタイトル鋳鉄管の接合</p> <p>(1) 一般事項 受注者は、U F形ダクタイトル鋳鉄管の接合については、4.2.4 (K形ダクタイトル鋳鉄管の接合) に準拠するほか、次の規定によること。</p> <p>(2) ボルトの締め付け ア 受注者は、押輪のボルトの一部 (3本に1本の割合程度) をスパナで逆回転させて 30~35mm 程度まで押輪からねじ出し、ゴム輪を奥に入れること。</p>  <p>図 4.14 ボルトのねじ出し</p> <p>イ 受注者は、まだねじ出していないボルトの頭部の皿に継ぎ棒を取り付けること。次に、継ぎ棒を取り付けたボルトを少しねじ出して、初めのボルトをいったんねじ込み、この頭部にも継ぎ棒を取り付け、全ボルトの継ぎ足しを完了させること。</p>	<p>・継手の記載順を見直しました。</p>

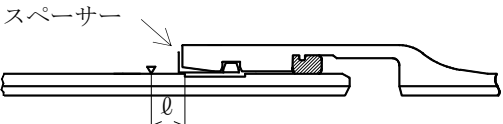
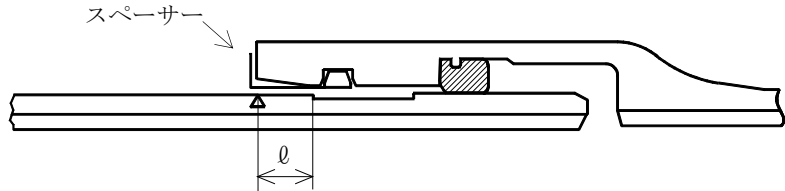
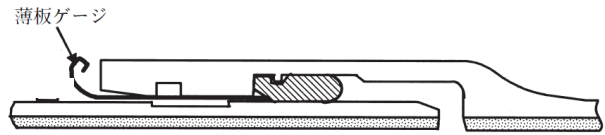
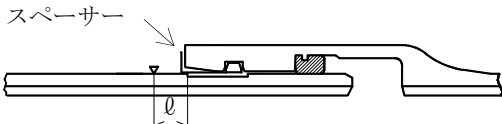
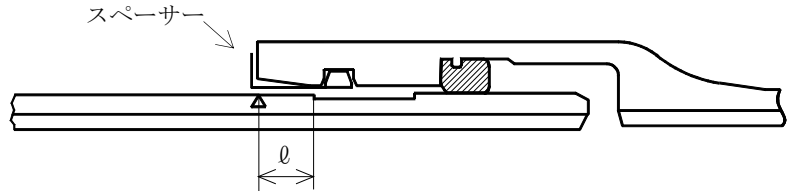
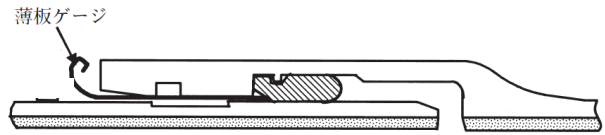
# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																												
<div data-bbox="477 218 1092 390" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="676 434 976 468" data-label="Caption"> <p>図 4.18 継ぎ棒のセット</p> </div> <p data-bbox="365 522 1285 686">ウ 受注者は、ねじ出し間隔が上下左右均等になるように注意しながら、図 4.19 の a 寸法が表 4.16 に示す値になるまで全ボルトをねじ出すこと。ただし、締め付けトルクが非常に大きくなってそこまでのねじ出しが困難な場合は、表 4.17 に示す所定のトルクに達した時点で締め付け完了とする。</p> <div data-bbox="477 720 1062 871" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="700 907 952 940" data-label="Caption"> <p>図 4.19 接合完了図</p> </div> <div data-bbox="552 1125 1089 1159" data-label="Caption"> <p>表 4.16 締め付け完了時の a 寸法 (単位 mm)</p> </div> <table border="1" data-bbox="463 1159 1139 1339"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>締め付け完了時の a 寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700~1500</td> <td>57~60</td> </tr> <tr> <td>1600~2400</td> <td>67~70</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>77~80</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="676 1392 976 1425" data-label="Caption"> <p>表 4.17 締め付けトルク</p> </div> <table border="1" data-bbox="463 1425 1139 1564"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>締め付けトルク (N・m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700~1500</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>1600~2600</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="326 1617 602 1650">(3) モルタルの充てん</p> <p data-bbox="365 1661 1294 1736">受注者は、接合完了後、4.1.12 (水圧試験) に示す水圧試験 (テストバンド) を行い、次の方法で受口と押輪との間にモルタルを充てんすること。</p> <p data-bbox="365 1747 1279 1866">ア 受注者は、押輪及び受口内面に軟練りモルタル (W/C=0.35~0.40、セメント：砂≧2：1) をブラシ等で適切な範囲 (次の硬練りモルタルを充てんするまでに軟練りモルタルが乾ききらない程度の範囲) に塗布すること。</p> <p data-bbox="365 1877 1279 1953">イ 受注者は、押輪と受口内面との間に、硬練りモルタル (W/C=0.2、セメント：砂=1：1) を球状にして詰め込み、ハンマー等で十分突き固め、こてで</p>	呼び径	締め付け完了時の a 寸法	700~1500	57~60	1600~2400	67~70	2600	77~80	呼び径	締め付けトルク (N・m)	700~1500	120	1600~2600	140	<div data-bbox="1668 218 2282 390" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1866 434 2169 468" data-label="Caption"> <p>図 4.15 継ぎ棒のセット</p> </div> <p data-bbox="1558 522 2478 686">ウ 受注者は、ねじ出し間隔が上下左右均等になるように注意しながら、図 4.18 の a 寸法が表 4.16 に示す値になるまで全ボルトをねじ出すこと。ただし、締め付けトルクが非常に大きくなってそこまでのねじ出しが困難な場合は、表 4.17 に示す所定のトルクに達した時点で締め付け完了とする。</p> <div data-bbox="1668 720 2252 871" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1896 907 2148 940" data-label="Caption"> <p>図 4.16 接合完了図</p> </div> <div data-bbox="1745 1125 2282 1159" data-label="Caption"> <p>表 4.16 締め付け完了時の a 寸法 (単位 mm)</p> </div> <table border="1" data-bbox="1656 1159 2332 1339"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>締め付け完了時の a 寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700~1500</td> <td>57~60</td> </tr> <tr> <td>1600~2400</td> <td>67~70</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>77~80</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1866 1392 2169 1425" data-label="Caption"> <p>表 4.17 締め付けトルク</p> </div> <table border="1" data-bbox="1656 1425 2332 1564"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>締め付けトルク (N・m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700~1500</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>1600~2600</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1519 1617 1795 1650">(3) モルタルの充てん</p> <p data-bbox="1558 1661 2487 1736">受注者は、接合完了後、4.1.12 (水圧試験) に示す水圧試験 (テストバンド) を行い、次の方法で受口と押輪との間にモルタルを充てんすること。</p> <p data-bbox="1558 1747 2472 1866">ア 受注者は、押輪及び受口内面に軟練りモルタル (W/C=0.35~0.40、セメント：砂=2：1) をブラシ等で適切な範囲 (次の硬練りモルタルを充てんするまでに軟練りモルタルが乾ききらない程度の範囲) に塗布すること。</p> <p data-bbox="1519 1877 2490 1953">イ 受注者は、押輪と受口内面との間に、硬練りモルタル (W/C=0.2、セメント：砂=1：1) を球状にして詰め込み、ハンマー等で十分突き固め、こてで表面を仕上</p>	呼び径	締め付け完了時の a 寸法	700~1500	57~60	1600~2400	67~70	2600	77~80	呼び径	締め付けトルク (N・m)	700~1500	120	1600~2600	140	
呼び径	締め付け完了時の a 寸法																													
700~1500	57~60																													
1600~2400	67~70																													
2600	77~80																													
呼び径	締め付けトルク (N・m)																													
700~1500	120																													
1600~2600	140																													
呼び径	締め付け完了時の a 寸法																													
700~1500	57~60																													
1600~2400	67~70																													
2600	77~80																													
呼び径	締め付けトルク (N・m)																													
700~1500	120																													
1600~2600	140																													

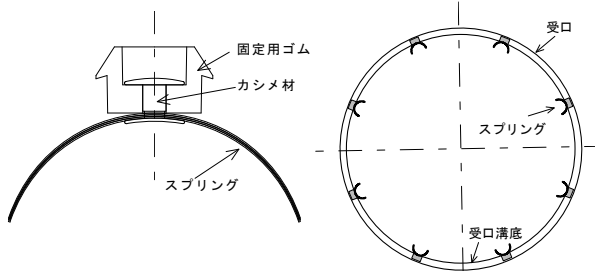
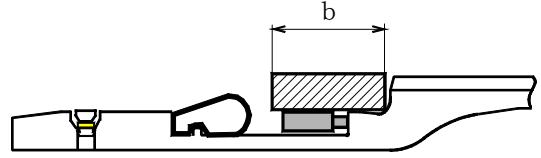
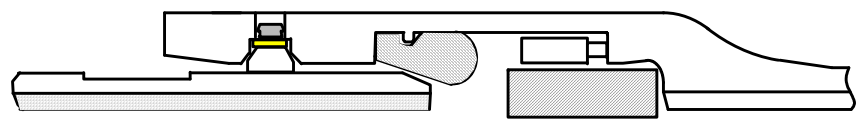
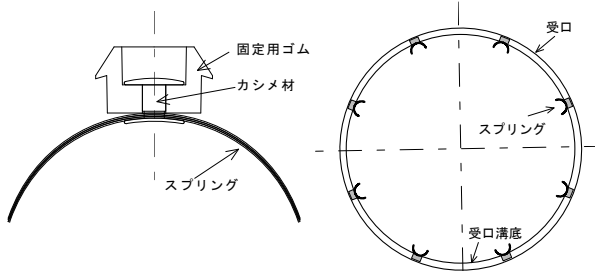
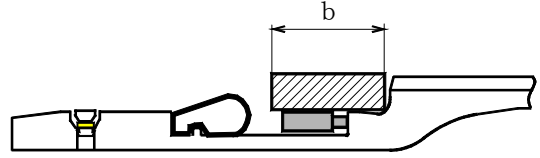
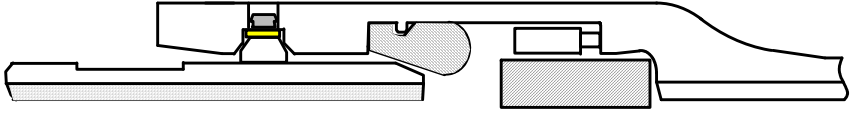
## 新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨																																								
	表面を仕上げること。		げること。																																									
4.2.7 K形ダクタイル鋳鉄管の接合	<p>(1) 呼び径 600 以下の管の挿入 受注者は、呼び径 600 以下の管については、挿し口に表示されている白線（挿し口端面から1本目）が受口端面に合うように挿入すること。</p> <p>(2) 同心円状の接合 受注者は、受口内面と挿し口外面及び押輪を、同心円となるように接合すること。</p> <p>(3) ボルトの締付け 受注者は、接合部の各ボルトを片締めにならないよう上下左右対称に少しずつ締め、押輪面と受口端面とが均等になるように締め付けること。 なお、最後の締付けを必ずトルクレンチを用いて、表 4.18 に規定するトルクまで行うこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.18</b> メカニカル継手管（K形）標準締付けトルク</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>トルク(N・m)</th> <th>ボルトの呼び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>60</td> <td>M16</td> </tr> <tr> <td>100 ~ 600</td> <td>100</td> <td>M20</td> </tr> <tr> <td>700 ~ 800</td> <td>140</td> <td>M24</td> </tr> <tr> <td>900 ~ 2600</td> <td>200</td> <td>M30</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	トルク(N・m)	ボルトの呼び	75	60	M16	100 ~ 600	100	M20	700 ~ 800	140	M24	900 ~ 2600	200	M30	4.2.4 K形ダクタイル鋳鉄管の接合	<p>(1) 呼び径 600 以下の管の挿入 受注者は、呼び径 600 以下の管については、挿し口に表示されている白線（挿し口端面から1本目）が受口端面に合うように挿入すること。</p> <p>(2) 同心円状の接合 受注者は、受口内面と挿し口外面及び押輪を、同心円となるように接合すること。</p> <p>(3) ボルトの締付け 受注者は、接合部の各ボルトを片締めにならないよう上下左右対称に少しずつ締め、押輪面と受口端面とが均等になるように締め付けること。 なお、最後の締付けを必ずトルクレンチを用いて、表 4.11 に規定するトルクまで行うこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.11</b> メカニカル継手管（K形）標準締付けトルク</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>トルク(N・m)</th> <th>ボルトの呼び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>60</td> <td>M16</td> </tr> <tr> <td>100 ~ 600</td> <td>100</td> <td>M20</td> </tr> <tr> <td>700 ~ 800</td> <td>140</td> <td>M24</td> </tr> <tr> <td>900 ~ 2600</td> <td>200</td> <td>M30</td> </tr> </tbody> </table>	呼び径	トルク(N・m)	ボルトの呼び	75	60	M16	100 ~ 600	100	M20	700 ~ 800	140	M24	900 ~ 2600	200	M30	・継手の記載順を見直しました。										
呼び径	トルク(N・m)	ボルトの呼び																																										
75	60	M16																																										
100 ~ 600	100	M20																																										
700 ~ 800	140	M24																																										
900 ~ 2600	200	M30																																										
呼び径	トルク(N・m)	ボルトの呼び																																										
75	60	M16																																										
100 ~ 600	100	M20																																										
700 ~ 800	140	M24																																										
900 ~ 2600	200	M30																																										
4.2.8 PN形ダクタイル鋳鉄管の接合	<p>受注者は、PN形ダクタイル鋳鉄管の接合については、次の規定によること。</p> <p>(1) 呼び径 300~600 の場合</p> <p>ア ゴム輪の装着 ゴム輪を清掃し管受口に装着する。</p> <p>イ ロックリングのセット</p> <p>(イ) ロックリングをセットする。</p> <p>(イ) ロックリング拡大器を用いて、ロックリングが全周にわたり、受口溝内に収まるまでロックリングを拡径させる。 なお、呼び径 600 以下の場合、ロックリング拡大の際にスペーサーを用いること。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption><b>表 4.19</b> スペーサーの幅</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th colspan="2">スペーサー幅 (mm)</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>推奨値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300</td> <td>46~59</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>50~66</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>53~69</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>82~98</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>82~98</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;"><b>図 4.20</b> ロックリングの拡径</p>	呼び径	スペーサー幅 (mm)		幅	推奨値	300	46~59	52	350	50~66	58	400	53~69	61	500	82~98	90	600	82~98	90	4.2.9 PN形ダクタイル鋳鉄管の接合	<p>受注者は、PN形ダクタイル鋳鉄管の接合については、次の規定によること。</p> <p>(1) 呼び径 300~600 の場合</p> <p>ア ゴム輪の装着 ゴム輪を清掃し管受口に装着する。</p> <p>イ ロックリングのセット</p> <p>(イ) ロックリングをセットする。</p> <p>(イ) ロックリング拡大器を用いて、ロックリングが全周にわたり、受口溝内に収まるまでロックリングを拡径させる。 なお、呼び径 600 以下の場合、ロックリング拡大の際にスペーサーを用いてもよい。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption><b>表 4.22</b> スペーサーの幅</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径</th> <th colspan="2">スペーサー幅 (mm)</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>推奨値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300</td> <td>46~59</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>350</td> <td>50~66</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>400</td> <td>53~69</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>82~98</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>82~98</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;"><b>図 4.20</b> ロックリングの拡径</p>	呼び径	スペーサー幅 (mm)		幅	推奨値	300	46~59	52	350	50~66	58	400	53~69	61	500	82~98	90	600	82~98	90	・接合要領書の記載内容を反映しました。
呼び径	スペーサー幅 (mm)																																											
	幅	推奨値																																										
300	46~59	52																																										
350	50~66	58																																										
400	53~69	61																																										
500	82~98	90																																										
600	82~98	90																																										
呼び径	スペーサー幅 (mm)																																											
	幅	推奨値																																										
300	46~59	52																																										
350	50~66	58																																										
400	53~69	61																																										
500	82~98	90																																										
600	82~98	90																																										

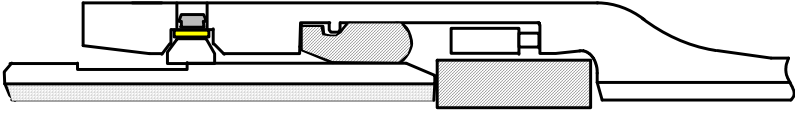
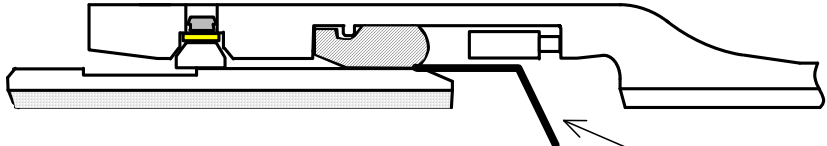
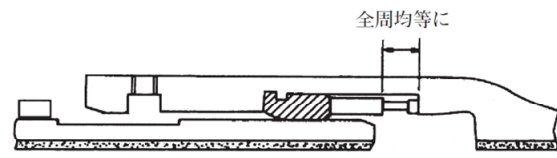
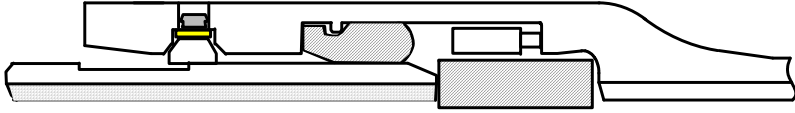
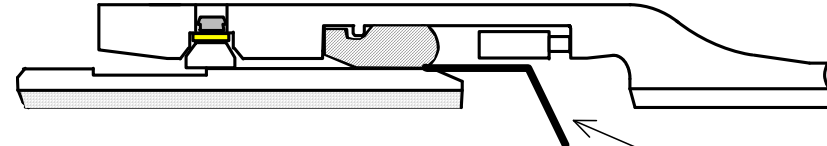
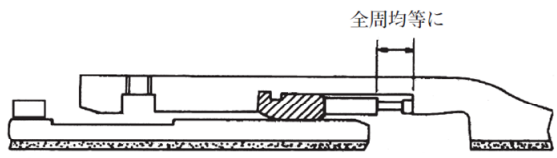
# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨												
<p>ウ 滑剤の塗布 受口溝、挿し口外面及びゴム輪内面にダクタイトル鉄管用滑剤を塗布する。</p> <p>エ 挿し口の挿入</p> <p>(ア) 管を吊り上げ、受口と挿し口の心出しを十分に行い、挿し口先端がゴム輪に当たるまで静かに挿入する。この際、挿し口は受口に対して真っ直ぐな状態にセットし、土砂などが付着しないように留意する。管頂部の挿し口溝端より<math>\ell</math>の位置(図4.21及び表4.20参照)にチョークなどでけがき線を入れる。</p> <p><b>表 4.20 けがき線位置</b></p> <table border="1" data-bbox="388 667 688 789"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th><math>\ell</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300~500</td> <td>22mm</td> </tr> <tr> <td>600・700</td> <td>30mm</td> </tr> </tbody> </table>  <p><b>図 4.21 挿し口の挿入位置</b></p> <p>(イ) レバーホイストなどを用いて挿し口(又は受口)を押し込む。 (必要なレバーホイストの目安) 呼び径 300~400 : 1.5tf×1台、呼び径 500・600 : 3tf×1台</p> <p>(ウ) 挿し口の挿入スピードはできるだけゆっくり行う。挿入が進んで挿し口がゴム輪を乗り越えると急に挿入抵抗が減少する。抵抗が減少しない時は異常と判断し、解体して点検する。</p> <p>(エ) 挿し口溝端から<math>\ell</math>の位置に設けたけがき線と受口端面が一致する位置まで挿入する。</p>  <p><b>図 4.22 一時停止位置</b></p> <p>オ ゴム輪の位置の確認 受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを挿し込み、全周にわたりゴム輪が所定の位置にあることを確認する。</p>  <p><b>図 4.23 ゴム輪の確認</b></p> <p>(2) 呼び径 700~1500 の場合</p>	呼び径	$\ell$	300~500	22mm	600・700	30mm	<p>ウ 滑剤の塗布 受口溝、挿し口外面及びゴム輪内面にダクタイトル鉄管用滑剤を塗布する。</p> <p>エ 挿し口の挿入</p> <p>(ア) 管を吊り上げ、受口と挿し口の心出しを十分に行い、挿し口先端がゴム輪に当たるまで静かに挿入する。この際、挿し口は受口に対して真っ直ぐな状態にセットし、土砂などが付着しないように留意する。管頂部の挿し口溝端より<math>\ell</math>の位置(図 4.21 及び表 4.23 参照)にチョークなどでけがき線を入れる。</p> <p><b>表 4.23 けがき線位置</b></p> <table border="1" data-bbox="1584 667 1884 789"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th><math>\ell</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300~500</td> <td>22mm</td> </tr> <tr> <td>600・700</td> <td>30mm</td> </tr> </tbody> </table>  <p><b>図 4.21 挿し口の挿入位置</b></p> <p>(イ) レバーホイストなどを用いて挿し口(又は受口)を押し込む。 (必要なレバーホイストの目安) 呼び径 300~400 : 1.5tf×1台、呼び径 500・600 : 3tf×1台</p> <p>(ウ) 挿し口の挿入スピードはできるだけゆっくり行う。挿入が進んで挿し口がゴム輪を乗り越えると急に挿入抵抗が減少する。抵抗が減少しない時は異常と判断し、解体して点検する。</p> <p>(エ) 挿し口溝端から<math>\ell</math>の位置に設けたけがき線と受口端面が一致する位置まで挿入する。</p>  <p><b>図 4.22 一時停止位置</b></p> <p>オ ゴム輪の位置の確認 受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを挿し込み、全周にわたりゴム輪が所定の位置にあることを確認する。</p>  <p><b>図 4.23 ゴム輪の確認</b></p> <p>(2) 呼び径 700~1500 の場合</p>	呼び径	$\ell$	300~500	22mm	600・700	30mm	
呼び径	$\ell$													
300~500	22mm													
600・700	30mm													
呼び径	$\ell$													
300~500	22mm													
600・700	30mm													


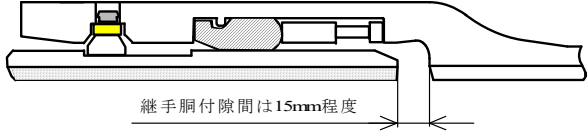
# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																				
<p>受注者は、(1) のアからウに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 押輪の装着</p> <p>(ア) すべての押輪用ボルトをねじ一杯まで押輪にねじ込む。</p> <p>(イ) 押輪をコイル状にして受口の所定の位置に装着する。</p> <p>イ スプリングのセット (呼び径 900 以上)</p> <p>呼び径 900 以上は受口溝部の穴にスプリングをセットする。</p> <p>図 4.24 に示すスプリングを受口の穴にセットする。この場合、固定用ゴムを受口の穴に手で押し込む。</p>  <p>表 4.21 受口の穴及びスプリングの数</p> <table border="1" data-bbox="934 661 1202 913"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>穴スプリング数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>900</td><td>8</td></tr> <tr><td>1000</td><td>8</td></tr> <tr><td>1100</td><td>8</td></tr> <tr><td>1200</td><td>8</td></tr> <tr><td>1350</td><td>8</td></tr> <tr><td>1500</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> <p>図 4.24 スプリングのセット状況</p> <p>ウ ディスタンスピースのセット</p> <p>受口内面奥の管底にディスタンスピース (木製・金属製いずれでもよい) を置く。</p> <p>表 4.22 ディスタンスピースの長さ</p> <table border="1" data-bbox="468 1176 682 1470"> <thead> <tr> <th colspan="2">単位mm</th> </tr> <tr> <th>呼び径</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>700</td><td>70</td></tr> <tr><td>800</td><td>80</td></tr> <tr><td>900</td><td>80</td></tr> <tr><td>1000</td><td>80</td></tr> <tr><td>1100</td><td>85</td></tr> <tr><td>1200</td><td>90</td></tr> <tr><td>1350</td><td>90</td></tr> <tr><td>1500</td><td>90</td></tr> </tbody> </table>  <p>図 4.25 ディスタンスピース</p> <p>エ 挿し口の挿入</p> <p>(ア) 管を吊り上げ、受口と挿し口の心出しを十分に行い、挿し口先端がゴム輪に当たるまで静かに挿入する。</p>  <p>図 4.26 挿し口 (又は受け口) の挿入</p> <p>(イ) レバーホイストなどを用いて挿し口 (又は受口) を押し込む。 (必要なレバーホイストの目安)</p>	呼び径	穴スプリング数	900	8	1000	8	1100	8	1200	8	1350	8	1500	8	単位mm		呼び径	b	700	70	800	80	900	80	1000	80	1100	85	1200	90	1350	90	1500	90	<p>受注者は、(1) のアからウに準拠するほか、次の規程によること。</p> <p>ア 押輪の装着</p> <p>(ア) すべての押輪用ボルトをねじ一杯まで押輪にねじ込む。</p> <p>(イ) 押輪をコイル状にして受口の所定の位置に装着する。</p> <p>イ スプリングのセット (呼び径 900 以上)</p> <p>呼び径 900 以上は受口溝部の穴にスプリングをセットする。</p> <p>図 4.29 に示すスプリングを受口の穴にセットする。この場合、固定用ゴムを受口の穴に手で押し込む。</p>  <p>表 4.24 受口の穴及びスプリングの数</p> <table border="1" data-bbox="2131 661 2398 913"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>穴スプリング数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>900</td><td>8</td></tr> <tr><td>1000</td><td>8</td></tr> <tr><td>1100</td><td>8</td></tr> <tr><td>1200</td><td>8</td></tr> <tr><td>1350</td><td>8</td></tr> <tr><td>1500</td><td>8</td></tr> </tbody> </table> <p>図 4.24 スプリングのセット状況</p> <p>ウ ディスタンスピースのセット</p> <p>受口内面奥の管底にディスタンスピース (木製・金属製いずれでもよい) を置く。</p> <p>表 4.25 ディスタンスピースの長さ</p> <table border="1" data-bbox="1662 1176 1875 1470"> <thead> <tr> <th colspan="2">単位mm</th> </tr> <tr> <th>呼び径</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>700</td><td>70</td></tr> <tr><td>800</td><td>80</td></tr> <tr><td>900</td><td>80</td></tr> <tr><td>1000</td><td>80</td></tr> <tr><td>1100</td><td>85</td></tr> <tr><td>1200</td><td>90</td></tr> <tr><td>1350</td><td>90</td></tr> <tr><td>1500</td><td>90</td></tr> </tbody> </table>  <p>図 4.25 ディスタンスピース</p> <p>エ 挿し口の挿入</p> <p>(ア) 管を吊り上げ、受口と挿し口の心出しを十分に行い、挿し口先端がゴム輪に当たるまで静かに挿入する。</p>  <p>図 4.26 挿し口 (又は受け口) の挿入</p> <p>(イ) レバーホイストなどを用いて挿し口 (又は受口) を押し込む。 (必要なレバーホイストの目安)</p>	呼び径	穴スプリング数	900	8	1000	8	1100	8	1200	8	1350	8	1500	8	単位mm		呼び径	b	700	70	800	80	900	80	1000	80	1100	85	1200	90	1350	90	1500	90	
呼び径	穴スプリング数																																																																					
900	8																																																																					
1000	8																																																																					
1100	8																																																																					
1200	8																																																																					
1350	8																																																																					
1500	8																																																																					
単位mm																																																																						
呼び径	b																																																																					
700	70																																																																					
800	80																																																																					
900	80																																																																					
1000	80																																																																					
1100	85																																																																					
1200	90																																																																					
1350	90																																																																					
1500	90																																																																					
呼び径	穴スプリング数																																																																					
900	8																																																																					
1000	8																																																																					
1100	8																																																																					
1200	8																																																																					
1350	8																																																																					
1500	8																																																																					
単位mm																																																																						
呼び径	b																																																																					
700	70																																																																					
800	80																																																																					
900	80																																																																					
1000	80																																																																					
1100	85																																																																					
1200	90																																																																					
1350	90																																																																					
1500	90																																																																					

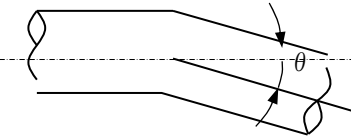
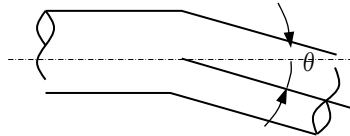
## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>呼び径 700～1200 : 3tf× 2 台、呼び径 1350・1500 : 3tf× 3 台</p> <p>(ウ) φ600以下と同様にゆっくりと挿入する。</p> <p>(エ) 挿し口先端がディスタンスピースに当たったら挿入を一時停止する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 4.27 一時停止位置</p> <p>(オ) ロックリング拡大器は、挿し口を挿入すると外れるので回収する。</p> <p>オ ゴム輪の位置の確認 管内面から受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを挿し込み、全周にわたりゴム輪所定の位置にあることを確認する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 4.28 ゴム輪の位置確認</p> <p>カ 押輪用ボルトのねじ出し</p> <p>(ア) ディスタンスピースを撤去する。</p> <p>(イ) 受口と押輪のすき間が全周均等になるように押輪用ボルトをねじ出す。</p> <p>(ウ) 標準締め付けトルクは 10N・m (100kgf・cm) とする。</p> <p>(エ) 締め付けトルクの確認を行う時は、図 4.34 に示すとおり、回転方向に対し 90° 以上の位置からトルクレンチをセットした状態から行う。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 4.29 押輪用ボルトのねじ出し</p> <p>キ 挿し口の再挿入 レバーブロック等を用いて挿し口（又は受口）を継手胴付隙間が所定の 15 mm 程度になるまで挿入する。</p>	<p>呼び径 700～1200 : 3tf× 2 台、呼び径 1350・1500 : 3tf× 3 台</p> <p>(ウ) φ600以下と同様にゆっくりと挿入する。</p> <p>(ク) 挿し口先端がディスタンスピースに当たったら挿入を一時停止する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 4.27 一時停止位置</p> <p>(コ) ロックリング拡大器を撤去する。</p> <p>オ ゴム輪の位置の確認 管内面から受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを挿し込み、全周にわたりゴム輪所定の位置にあることを確認する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 4.28 ゴム輪の位置確認</p> <p>カ 押輪用ボルトのねじ出し</p> <p>(ア) ディスタンスピースを撤去する。</p> <p>(イ) 受口と押輪のすき間が全周均等になるように押輪用ボルトをねじ出す。</p> <p>(ウ) 標準締め付けトルクは 10N・m (100kgf・cm) とする。</p> <p>(エ) 締め付けトルクの確認を行う時は、図 4.34 に示すとおり、回転方向に対し 90° 以上の位置からトルクレンチをセットした状態から行う。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 4.29 押輪用ボルトのねじ出し</p> <p>キ 挿し口の再挿入 レバーブロック等を用いて挿し口（又は受口）を継手胴付隙間が所定の 15 mm 程度になるまで挿入する。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
 <p>継手胴付隙間は15mm程度</p> <p>図 4.30 挿入位置</p>	 <p>継手胴付隙間は15mm程度</p> <p>図 4.30 挿入位置</p>	
<p><b>4.2.9 検査</b></p> <p>(1) <b>モルタル充てん箇所の工事検査</b>            受注者は、内面継手によるモルタル充てん箇所については、次により検査員の工事検査を受けること。            ア 受注者は、工事検査に当たっては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び配水管工が立ち会うこと。            イ 受注者は、工事検査に当たっては、次の資料及び写真を提出すること。            (イ) 受注者は、管の胴付間隔、ゴム輪の装着状態、ボルトの締付けトルク、継手の曲げ角度等の測定結果等を記録した継手チェックシートを提出すること。            (ロ) 受注者は、呼び径 1000 以上については、4.1.12（水圧試験）により行った水圧試験の記録を提出すること。</p> <p>(2) <b>モルタル充てん状態の検査</b>            受注者は、内面継手のモルタル充てん状態については、目視によるひび割れ、平滑度及びハンマリングによるモルタルの密着等の検査を受けること。</p> <p>(3) <b>再検査</b>            受注者は、工事検査の結果、不合格となった箇所は、手直しをして再検査を受けること。</p>	<p><b>4.2.10 検査</b></p> <p>(1) <b>モルタル充てん箇所の工事検査</b>            受注者は、内面継手によるモルタル充てん箇所については、次により検査員の工事検査を受けること。            ア 受注者は、工事検査に当たっては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び配水管工が立ち会うこと。            イ 受注者は、工事検査に当たっては、次の資料及び写真を提出すること。            (イ) 受注者は、管の胴付間隔、ゴム輪の装着状態、ボルトの締付けトルク、継手の曲げ角度等の測定結果等を記録した継手チェックシートを提出すること。            (ロ) 受注者は、呼び径 1000 以上については、4.1.12（水圧試験）により行った水圧試験の記録を提出すること。</p> <p>(2) <b>モルタル充てん状態の検査</b>            受注者は、内面継手のモルタル充てん状態については、目視によるひび割れ、平滑度及びハンマリングによるモルタルの密着等の検査を受けること。</p> <p>(3) <b>再検査</b>            受注者は、工事検査の結果、不合格となった箇所は、手直しをして再検査を受けること。</p>	
<b>第3節 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装（塗装）工事</b>	<b>第3節 鋼管及びステンレス鋼管溶接・塗覆装（塗装）工事</b>	
<p><b>4.3.5 自動溶接</b></p> <p>(1) <b>溶接士</b>            受注者は、この溶接及び使用する自動溶接機の扱いに適する技能と実務経験を有した溶接士に施工させること。            溶接士は、自動溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定におけ試験方法及び判定基準）及び JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験に合格した者とする。</p> <p>(2) <b>溶接方法</b>            受注者は、ガスシールドアーク溶接で多層盛溶接の溶接方法によること。</p> <p>(3) <b>溶接鋼ワイヤの範囲</b>            受注者は、溶接鋼ワイヤを JIS Z 3312（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ）、JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）に定められた物とすること。ただし、これによらない場合は、監督員と協議しこれと同等以上の品質を有するものを使用すること。</p>	<p><b>4.3.5 自動溶接</b></p> <p>(1) <b>溶接士</b>            受注者は、この溶接及び使用する自動溶接機の扱いに適する技能と実務経験を有した溶接士に施工させること。            溶接士は、自動溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定におけ試験方法及び判定基準）及び JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験に合格した者とする。</p> <p>(2) <b>溶接方法</b>            受注者は、ガスシールドアーク溶接で多層盛溶接の溶接方法によること。</p> <p>(3) <b>溶接鋼ワイヤの範囲</b>            受注者は、溶接鋼ワイヤを JIS Z 3312（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ）、JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）に定められた物とすること。ただし、これによらない場合は、監督員と協議しこれと同等以上の品質を有するものを使用すること。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨												
<p>(4) 溶接ワイヤ、使用ガス等</p> <p>受注者は、溶接ワイヤ、使用ガス等の管理については、次の規定によること。</p> <p>ア 受注者は、ワイヤを常時乾燥状態に保ち、水滴、さび、油脂、ごみその他有害物が付着しないよう管理すること。</p> <p>イ 受注者は、使用ガスを JIS Z 3253（溶接及び熱切断用シールドガス）に定められた物を使用すること。</p> <p>また、混合ガスを用いる場合は、使用ガスは JIS K 1101（酸素）、JIS K 1105（アルゴン）、JIS K 1106（液化二酸化炭素(液化炭酸ガス)）（2種、3種）等によること。</p> <p>なお、その他のガスを使用する場合は、あらかじめ監督員に承諾を得ること。</p> <p>(5) 溶接</p> <p>ア 受注者は、溶接については、4.3.3（被覆アーク溶接）の（4）に準拠すること。</p> <p>イ 受注者は、溶着金属がルートギャップから流出しないように、裏当金を取り付けて行うこと。</p> <p>また、銅製裏当金が必要な場合は、併用して取り付けること。</p> <p>ウ 受注者は、許容溶接曲げ角度については、表 4.23 によること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.23 許容溶接曲げ角度</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>許容角度θ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1600 以下</td> <td>4°</td> </tr> <tr> <td>1800～3000</td> <td>3°</td> </tr> </tbody> </table>  <p>エ 受注者は、気温が0℃以下の場合は、予熱（10℃から20℃まで）をしてから溶接を行うこと。</p> <p>なお、このとき塗覆装に損傷を与えないこと。</p> <p>オ 受注者は、溶接機を最適な条件に取り付けてから連続溶接を行うこと。</p> <p>なお、やむを得ず溶接を中断した場合は、スラグ、ほこり等を完全に除去し、清掃して再開すること。</p> <p>カ 受注者は、単層盛溶接及び仮付け溶接で手溶接を行う場合は、4.3.3（被覆アーク溶接）によること。</p> <p>なお、溶接棒は、JIS Z 3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）に規定されたものとする。</p> <p>キ 受注者は、自動溶接に代えて一部手溶接を行う場合は、開先部の角度をアークエアガウジング、グラインダ等で矯正すること。</p> <p>(6) 溶接記録の提出</p> <p>受注者は、溶接記録を記載例集「計画書等作成要領」の「溶接記録」に基づいて作成し、監督員に提出すること。</p>	呼び径	許容角度θ	1600 以下	4°	1800～3000	3°	<p>(4) 溶接ワイヤ、使用ガス等</p> <p>受注者は、溶接ワイヤ、使用ガス等の管理については、次の規定によること。</p> <p>ア 受注者は、ワイヤを常時乾燥状態に保ち、水滴、さび、油脂、ごみその他有害物が付着しないよう管理すること。</p> <p>イ 受注者は、使用ガスを JIS Z 3253（溶接及び熱切断用シールドガス）に定められた物を使用すること。</p> <p>また、混合ガスを用いる場合は、使用ガスは JIS K 1101（酸素）、JIS K 1105（アルゴン）、JIS K 1106（液化二酸化炭素(液化炭酸ガス)）（2種、3種）等によること。</p> <p>なお、その他のガスを使用する場合は、あらかじめ監督員に承諾を得ること。</p> <p>(5) 溶接</p> <p>ア 受注者は、溶接については、4.3.3（被覆アーク溶接）の（4）に準拠すること。</p> <p>イ 受注者は、溶着金属がルートギャップから流出しないように、裏当金を取り付けて行うこと。</p> <p>また、銅製裏当金が必要な場合は、併用して取り付けること。</p> <p>ウ 受注者は、許容溶接曲げ角度については、表 4.27 によること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.26 許容溶接曲げ角度</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>許容角度θ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1600 以下</td> <td>4°</td> </tr> <tr> <td>1800～3000</td> <td>3°</td> </tr> </tbody> </table>  <p>エ 受注者は、気温が0℃以下の場合は、予熱（10℃から20℃まで）をしてから溶接を行うこと。</p> <p>なお、このとき塗覆装に損傷を与えないこと。</p> <p>オ 受注者は、溶接機を最適な条件に取り付けてから連続溶接を行うこと。</p> <p>なお、やむを得ず溶接を中断した場合は、スラグ、ほこり等を完全に除去し、清掃して再開すること。</p> <p>カ 受注者は、単層盛溶接及び仮付け溶接で手溶接を行う場合は、4.3.3（被覆アーク溶接）によること。</p> <p>なお、溶接棒は、JIS Z 3211（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）に規定されたものとする。</p> <p>キ 受注者は、自動溶接に代えて一部手溶接を行う場合は、開先部の角度をアークエアガウジング、グラインダ等で矯正すること。</p> <p>(6) 溶接記録の提出</p> <p>受注者は、溶接記録を記載例集「計画書等作成要領」の「溶接記録」に基づいて作成し、監督員に提出すること。</p>	呼び径	許容角度θ	1600 以下	4°	1800～3000	3°	
呼び径	許容角度θ													
1600 以下	4°													
1800～3000	3°													
呼び径	許容角度θ													
1600 以下	4°													
1800～3000	3°													

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>4.3.8 熱収縮チューブ又は熱収縮シート</b></p> <p>(1) 品質及び施工要領 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートの品質及び施工要領については、JWWA K 153（水道用ジョイントコート）によるものとし、あらかじめ監督員の承諾を得ること。</p> <p>(2) 被覆面の前処理 ア 受注者は、溶接部のスラグ、スパッタ、仮付ピース跡、ビード部の突起物等をグラインダ、ディスクサンダ等によって平滑に仕上げること。 イ 受注者は、土砂、水分、油分、溶接の熱影響を受けたプライマー等を完全に除去した後、被覆面を十分乾燥させること。 ウ 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートを装着する部分の工場塗装部が損傷している場合は、損傷部を補修し凹凸のないようにトーチランプ、へら等を用いて平滑に仕上げること。</p> <p>(3) 重ね長さ 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートの工場塗装部との重ね長さを 50 mm 以上とすること。 また、熱収縮シートの円周方向の重ね長さを 50mm 以上とすること。</p> <p>(4) 使用条件 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートについては、地中埋設部、コンクリート防護部等での使用を原則とし、ステンレス鋼管の溶接部外面についても本防食材料により防食を行うこと。ただし、水管橋など紫外線等の外的要因を受けると場合は、監督員の承諾を得ること。 なお、コンクリート防護部や場内露出配管部には、JWWA K 153（水道用ジョイントコート）のタイプ I を使用すること。</p> <p>(5) 耐衝撃シート 耐衝撃シートは、ジョイントコートの幅よりも片側 50 mm 以上の余裕幅を確保し、テープ又は固定バンドで固定すること。</p> <p>(6) 防食作業完了後の処置 受注者は、防食作業完了後、速やかに埋め戻しを行うこと。ただし、やむを得ず放置する場合は、シート等により日除けを行い養生をすること。</p> <p>(7) 材料放置の禁止 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートを必要量だけ梱包から取り出し余分な材料を放置しないこと。</p>	<p><b>4.3.8 熱収縮チューブ又は熱収縮シート</b></p> <p>(1) 品質及び施工要領 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートの品質及び施工要領については、JWWA K 153（水道用ジョイントコート）のうち、原則としてプラスチック系ジョイントコートのタイプ II（耐衝撃シート使用）によるものとし、あらかじめ監督員の承諾を得ること。</p> <p>(2) 被覆面の前処理 ア 受注者は、溶接部のスラグ、スパッタ、仮付ピース跡、ビード部の突起物等をグラインダ、ディスクサンダ等の電動工具を用いて平滑に仕上げること。 イ 受注者は、土砂、水分、油分、溶接の熱影響を受けたプライマー等を完全に除去した後、被覆面を十分乾燥させること。 ウ 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートを装着する部分の工場塗装部が損傷している場合は、損傷部を補修し凹凸のないようにトーチランプ、へら等を用いて平滑に仕上げること。</p> <p>(3) 重ね長さ 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートの工場塗装部との重ね長さを 50 mm 以上とすること。 また、熱収縮シートの円周方向の重ね長さを 50mm 以上とすること。</p> <p>(4) 使用条件 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートについては、地中埋設部、コンクリート防護部等での使用を原則とし、ステンレス鋼管の溶接部外面についても本防食材料により防食を行うこと。ただし、水管橋など紫外線等の外的要因を受けると場合は、監督員の承諾を得ること。 なお、コンクリート防護部や場内露出配管部には、JWWA K 153（水道用ジョイントコート）プラスチック系ジョイントコートのタイプ I を使用すること。</p> <p>(5) 耐衝撃シート 耐衝撃シートは、ジョイントコートの幅よりも片側 50 mm 以上の余裕幅を確保し、テープ又は固定バンドで固定すること。</p> <p>(6) 防食作業完了後の処置 受注者は、防食作業完了後、速やかに埋め戻しを行うこと。ただし、やむを得ず放置する場合は、シート等により日除けを行い養生をすること。</p> <p>(7) 材料放置の禁止 受注者は、熱収縮チューブ又は熱収縮シートを必要量だけ梱包から取り出し余分な材料を放置しないこと。</p>	<p>・JWWA の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																			
<p style="text-align: center;"><b>表 4.24 熱収縮チューブ又は熱収縮シートの適用一覧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">タイプ</th> <th colspan="2">構成</th> <th rowspan="2">施行場所</th> </tr> <tr> <th>防食系</th> <th>耐衝撃シート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ジョイントコート (熱収縮チューブ)</td> <td>I型</td> <td>熱収縮スリーブ</td> <td></td> <td>(※)コンクリート防護部・場内露出部</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>熱収縮チューブ</td> <td>ポリエチレンシートP</td> <td>(※)以外の場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ジョイントコート (熱収縮シート)</td> <td>I型</td> <td>熱収縮シート</td> <td></td> <td>(※)コンクリート防護部・場内露出部</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>熱収縮シート</td> <td>ポリエチレンシートP</td> <td>(※)以外の場所</td> </tr> </tbody> </table> <p>ポリエチレンシートPとは、<u>熱収縮チューブ及び熱収縮シート用の低密度ポリエチレンをいう。</u></p>	種類	タイプ	構成		施行場所	防食系	耐衝撃シート	ジョイントコート (熱収縮チューブ)	I型	熱収縮スリーブ		(※)コンクリート防護部・場内露出部	II型	熱収縮チューブ	ポリエチレンシートP	(※)以外の場所	ジョイントコート (熱収縮シート)	I型	熱収縮シート		(※)コンクリート防護部・場内露出部	II型	熱収縮シート	ポリエチレンシートP	(※)以外の場所	<p style="text-align: center;"><b>表 4.27 熱収縮チューブ又は熱収縮シートの適用一覧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">タイプ</th> <th colspan="3">構成</th> <th rowspan="2">施行場所</th> </tr> <tr> <th>防食系</th> <th>保護ゴムシート</th> <th>耐衝撃シート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラスチック系 ジョイントコート (熱収縮チューブ)</td> <td>I型</td> <td>熱収縮スリーブ</td> <td></td> <td></td> <td>(※)コンクリート防護部・場内露出部</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>熱収縮チューブ</td> <td></td> <td>ポリエチレンシートP</td> <td>(※)以外の場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プラスチック系 ジョイントコート (熱収縮シート)</td> <td>I型</td> <td>熱収縮シート</td> <td></td> <td></td> <td>(※)コンクリート防護部・場内露出部</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>熱収縮シート</td> <td></td> <td>ポリエチレンシートP</td> <td>(※)以外の場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゴム系 ジョイントコート</td> <td>I型</td> <td>防食ゴムシート</td> <td>保護ゴムシート</td> <td></td> <td>(※)コンクリート防護部・場内露出部</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>防食ゴムシート</td> <td>保護ゴムシート</td> <td>ポリエチレンシートR</td> <td>(※)以外の場所</td> </tr> </tbody> </table> <p>ポリエチレンシートPは、<u>厚さ 1.0 mm以上でプラスチック系ジョイントコートに適用する。</u></p> <p>ポリエチレンシートRは、<u>厚さ 1.5 mm以上でゴム系ジョイントコートに適用する。</u></p>	種類	タイプ	構成			施行場所	防食系	保護ゴムシート	耐衝撃シート	プラスチック系 ジョイントコート (熱収縮チューブ)	I型	熱収縮スリーブ			(※)コンクリート防護部・場内露出部	II型	熱収縮チューブ		ポリエチレンシートP	(※)以外の場所	プラスチック系 ジョイントコート (熱収縮シート)	I型	熱収縮シート			(※)コンクリート防護部・場内露出部	II型	熱収縮シート		ポリエチレンシートP	(※)以外の場所	ゴム系 ジョイントコート	I型	防食ゴムシート	保護ゴムシート		(※)コンクリート防護部・場内露出部	II型	防食ゴムシート	保護ゴムシート	ポリエチレンシートR	(※)以外の場所	
種類			タイプ	構成		施行場所																																																															
	防食系	耐衝撃シート																																																																			
ジョイントコート (熱収縮チューブ)	I型	熱収縮スリーブ		(※)コンクリート防護部・場内露出部																																																																	
	II型	熱収縮チューブ	ポリエチレンシートP	(※)以外の場所																																																																	
ジョイントコート (熱収縮シート)	I型	熱収縮シート		(※)コンクリート防護部・場内露出部																																																																	
	II型	熱収縮シート	ポリエチレンシートP	(※)以外の場所																																																																	
種類	タイプ	構成			施行場所																																																																
		防食系	保護ゴムシート	耐衝撃シート																																																																	
プラスチック系 ジョイントコート (熱収縮チューブ)	I型	熱収縮スリーブ			(※)コンクリート防護部・場内露出部																																																																
	II型	熱収縮チューブ		ポリエチレンシートP	(※)以外の場所																																																																
プラスチック系 ジョイントコート (熱収縮シート)	I型	熱収縮シート			(※)コンクリート防護部・場内露出部																																																																
	II型	熱収縮シート		ポリエチレンシートP	(※)以外の場所																																																																
ゴム系 ジョイントコート	I型	防食ゴムシート	保護ゴムシート		(※)コンクリート防護部・場内露出部																																																																
	II型	防食ゴムシート	保護ゴムシート	ポリエチレンシートR	(※)以外の場所																																																																
<p><b>4.3.9 液状エポキシ樹脂塗装</b></p> <p>(1) 一般事項 受注者は、水道用液状エポキシ樹脂塗料及び塗装方法については、次に規定する仕様及び設計図書に示されたものを除き、配管材料仕様書に準拠すること。</p> <p>(2) 塗装</p> <p>ア 下地処理</p> <p>(f) 受注者は、溶接によって生じた有害な突起があるときは、グラインダ、ディスクサンダ等の電動工具を用いて平滑に仕上げること。</p> <p>(g) 受注者は、ちり、ほこり、どろ等が付着しているときは、きれいな綿布で除去し清掃すること。</p> <p>(h) 受注者は、水分が付着しているときは、乾いた綿布でふき取った後に乾燥させること。</p> <p>(e) 受注者は、スパッタ、溶接部の熱影響によって生ずるヒートスケール、溶接酸化物等をロータリ式下地処理工具で除去し、清掃すること。</p> <p>受注者は、下地処理の程度については、STEEL STRUCTURES PAINTING COUNCIL (USA) の規定する SSPC-SP11 (Power Tool Cleaning to Bare Metal (動力工具による鋼面清掃)) (国際規格 ISO 8501 (塗料及びその関連製品の施工前の鋼材の素地調整—表面清浄程度の目視評価) の Sa 2 相当) (以下「SSPC-SP11」という。) 以上とすること。</p> <p>(i) 受注者は、付着した油分を溶剤で布等を用いて完全に除去すること。</p> <p>(j) 受注者は、溶接によって損傷した部分の塗膜をサンダ等により除去すること。</p> <p>また、除去部分周辺の損傷を受けていない塗膜及び幅 20 mm程度にわたる工場塗装部との重ね塗り部分は、サンダ等で処理して表面を粗にし、層間剥離が起きないようにすること。</p> <p>イ 塗料の選定</p> <p>(f) 受注者は、配管材料仕様書の規定に適合した塗料を使用すること。</p> <p>(g) 受注者は、塗装時の気温に対応し、標準型塗料は 10℃以上、低温型は 5℃</p>	<p><b>4.3.9 液状エポキシ樹脂塗装</b></p> <p>(1) 一般事項 受注者は、水道用液状エポキシ樹脂塗料及び塗装方法については、次に規定する仕様及び設計図書に示されたものを除き、配管材料仕様書に準拠すること。</p> <p>(2) 塗装</p> <p>ア 下地処理</p> <p>(f) 受注者は、溶接によって生じた有害な突起があるときは、グラインダ、ディスクサンダ等の電動工具を用いて平滑に仕上げること。</p> <p>(g) 受注者は、ちり、ほこり、どろ等が付着しているときは、きれいな綿布で除去し清掃すること。</p> <p>(h) 受注者は、水分が付着しているときは、乾いた綿布でふき取った後に乾燥させること。</p> <p>(e) 受注者は、スパッタ、溶接部の熱影響によって生ずるヒートスケール、溶接酸化物等をロータリ式下地処理工具で除去し、清掃すること。</p> <p>受注者は、下地処理の程度については、STEEL STRUCTURES PAINTING COUNCIL (USA) の規定する SSPC-SP11 (Power Tool Cleaning to Bare Metal (動力工具による鋼面清掃)) (国際規格 ISO 8501 (塗料及びその関連製品の施工前の鋼材の素地調整—表面清浄程度の目視評価) の Sa 2 相当) (以下「SSPC-SP11」という。) 以上とすること。</p> <p>(i) 受注者は、付着した油分を溶剤で布等を用いて完全に除去すること。</p> <p>(j) 受注者は、溶接によって損傷した部分の塗膜をサンダ等により除去すること。</p> <p>また、除去部分周辺の損傷を受けていない塗膜及び幅 20 mm程度にわたる工場塗装部との重ね塗り部分は、サンダ等で処理して表面を粗にし、層間剥離が起きないようにすること。</p> <p>イ 塗料の選定</p> <p>(f) 受注者は、配管材料仕様書の規定に適合した塗料を使用すること。</p> <p>(g) 受注者は、塗装時の気温に対応し、標準型塗料は 10℃以上、低温型は 5℃</p>																																																																				

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>から 20℃までの範囲で使用すること。</p> <p>ウ 塗料の配合調整</p> <p>(7) 受注者は、配合調整に先立ち、塗料が塗料製造会社の指定する有効期間内にあること及び塗装条件に適合することを確認すること。</p> <p>(4) 受注者は、塗料を主剤と硬化剤とが所定の配合比になるよう計量して、かくはん機等により混合すること。</p> <p>(9) 受注者は、塗装作業時の気温や被塗装面の状態等により希釈が必要なときは、専用シンナーを塗料製造会社の指定する範囲内で添加することができる。この場合、最適粘度となるように粘度測定器を使用して粘度調整を行うこと。ただし、専用シンナーの添加量は、最大 10%（重量）を超えないようにすること。</p> <p>(5) 受注者は、配合調整された塗料を塗料製造会社の指定するポットライフ（時間）内に使用すること。</p> <p>なお、これを経過したものにシンナーを加えて使用してはならない。</p> <p>エ 塗装</p> <p>(7) 受注者は、被塗装面の結露防止のため予熱する必要があるときは、赤外線、熱風等により塗料製造会社の指定する温度まで均一な加熱を行うこと。</p> <p>(4) 受注者は、はけ、ハンドスプレーガン等によって塗装をすること。</p> <p>(9) 受注者は、異物の混入、塗りむら、ピンホール、塗りもれ等がなく均一な塗膜が得られるように塗装すること。</p> <p>(5) 受注者は、塗膜の厚さを確保するために、重ね塗りを行うときは、塗料製造会社の指定する重ね塗り期間内に塗装すること。この場合、同じ塗料製造会社の同一製品を使用すること。</p> <p>なお、ア(カ)の表面を粗とした部分についても、重ね塗り塗装を行うこと。</p> <p>(4) 受注者は、重ね塗り部分以外の工場塗装面を重ね塗り作業により塗料が付着しないように保護をすること。</p> <p>(カ) 受注者は、塗装作業については、製品に示されている最適気象条件で行うこと。</p> <p>オ 塗膜の保護及び硬化促進</p> <p>(7) 受注者は、指触乾燥までの間、ちり、ほこり、水分等が塗膜に付着しないようにすること。特に水分は、不完全硬化の原因となるので付着させないようにすること。</p> <p>その後の硬化過程においても、塗装を損傷しないようにすること。</p> <p>(4) 受注者は、溶剤が揮散しやすいように、塗膜を大気中に開放すること。</p> <p>なお、気象条件が不順な場合、早期に塗膜を硬化する必要がある場合等は、塗膜の硬化促進のため赤外線、熱風等により加熱すること。</p> <p>カ 塗膜の厚さ</p> <p>受注者は、硬化後の塗膜の厚さについて表 4.25 に準拠すること。</p>	<p>から 20℃までの範囲で使用すること。</p> <p>ウ 塗料の配合調整</p> <p>(7) 受注者は、配合調整に先立ち、塗料が塗料製造会社の指定する有効期間内にあること及び塗装条件に適合することを確認すること。</p> <p>(4) 受注者は、塗料を主剤と硬化剤とが所定の配合比になるよう計量して、かくはん機等により混合すること。</p> <p>(9) 受注者は、塗装作業時の気温や被塗装面の状態等により希釈が必要なときは、専用シンナーを塗料製造会社の指定する範囲内で添加することができる。この場合、最適粘度となるように粘度測定器を使用して粘度調整を行うこと。ただし、専用シンナーの添加量は、最大 10%（重量）を超えないようにすること。</p> <p>(5) 受注者は、配合調整された塗料を塗料製造会社の指定するポットライフ（時間）内に使用すること。</p> <p>なお、これを経過したものにシンナーを加えて使用してはならない。</p> <p>エ 塗装</p> <p>(7) 受注者は、被塗装面の結露防止のため予熱する必要があるときは、赤外線、熱風等により塗料製造会社の指定する温度まで均一な加熱を行うこと。</p> <p>(4) 受注者は、はけ、ハンドスプレーガン等によって塗装をすること。</p> <p>(9) 受注者は、異物の混入、塗りむら、ピンホール、塗りもれ等がなく均一な塗膜が得られるように塗装すること。</p> <p>(5) 受注者は、塗膜の厚さを確保するために、重ね塗りを行うときは、塗料製造会社の指定する重ね塗り期間内に塗装すること。この場合、同じ塗料製造会社の同一製品を使用すること。</p> <p>なお、ア(カ)の表面を粗とした部分についても、重ね塗り塗装を行うこと。</p> <p>(4) 受注者は、重ね塗り部分以外の工場塗装面を重ね塗り作業により塗料が付着しないように保護をすること。</p> <p>(カ) 受注者は、塗装作業については、製品に示されている最適気象条件で行うこと。</p> <p>オ 塗膜の保護及び硬化促進</p> <p>(7) 受注者は、指触乾燥までの間、ちり、ほこり、水分等が塗膜に付着しないようにすること。特に水分は、不完全硬化の原因となるので付着させないようにすること。</p> <p>その後の硬化過程においても、塗装を損傷しないようにすること。</p> <p>(4) 受注者は、溶剤が揮散しやすいように、塗膜を大気中に開放すること。</p> <p>なお、気象条件が不順な場合、早期に塗膜を硬化する必要がある場合等は、塗膜の硬化促進のため赤外線、熱風等により加熱すること。</p> <p>カ 塗膜の厚さ</p> <p>受注者は、硬化後の塗膜の厚さについて表 4.28 に準拠すること。</p>	

## 新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨												
	<p><b>表 4.25 硬化後の塗膜の厚さ</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 別</th> <th style="width: 50%;">塗膜の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼び径 3 5 0 以下</td> <td style="text-align: center;">0.3 mm以上</td> </tr> <tr> <td>呼び径 4 0 0 以上</td> <td style="text-align: center;">0.5 mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	塗膜の厚さ	呼び径 3 5 0 以下	0.3 mm以上	呼び径 4 0 0 以上	0.5 mm以上		<p><b>表 4.28 硬化後の塗膜の厚さ</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 別</th> <th style="width: 50%;">塗膜の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼び径 3 5 0 以下</td> <td style="text-align: center;">0.3 mm以上</td> </tr> <tr> <td>呼び径 4 0 0 以上</td> <td style="text-align: center;">0.5 mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	塗膜の厚さ	呼び径 3 5 0 以下	0.3 mm以上	呼び径 4 0 0 以上	0.5 mm以上	
種 別	塗膜の厚さ															
呼び径 3 5 0 以下	0.3 mm以上															
呼び径 4 0 0 以上	0.5 mm以上															
種 別	塗膜の厚さ															
呼び径 3 5 0 以下	0.3 mm以上															
呼び径 4 0 0 以上	0.5 mm以上															
	<p>キ 通水までの塗膜の乾燥期間</p> <p>受注者は、通水までの塗膜の乾燥期間を管両端が開放されてよく換気されている状態で 90 日以上とすること。これ以外の乾燥期間とする場合は、監督員の承諾を得て、塗膜の硬化促進のため赤外線、熱風等により乾燥させること。</p>		<p>キ 通水までの塗膜の乾燥期間</p> <p>受注者は、通水までの塗膜の乾燥期間を管両端が開放されてよく換気されている状態で 90 日以上とすること。これ以外の乾燥期間とする場合は、監督員の承諾を得て、塗膜の硬化促進のため赤外線、熱風等により乾燥させること。</p>													
4.3.10 無溶剤形エポキシ樹脂塗装	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、無溶剤形エポキシ樹脂塗装については、次に規定する仕様及び設計図書に示されたものを除き、配管材料仕様書及び WSP 072-2009（水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法）に準拠すること。</p> <p>(2) 塗装</p> <p>ア 下地処理</p> <p>(7) 受注者は、溶接によって生じた有害な突起があるときは、グラインダ、ディスクサンダ等の電動工具を用いて平滑に仕上げること。</p> <p>(4) 受注者は、ちり、ほこり、どろ等が付着しているときは、きれいな綿布で除去し清掃すること。</p> <p>(9) 受注者は、水分が付着しているときは、乾いた綿布で拭き取った後に乾燥させること。</p> <p>(5) 受注者は、スパッタ、溶接部の熱影響によって生ずるヒートスケール、溶接酸化物等をロータリ式下地処理工具で除去し、清掃をすること。</p> <p>受注者は、下地処理の程度については、SSPC-SP11 以上とすること。</p> <p>(6) 受注者は、付着した油分を溶剤で布等を用いて完全に除去すること。</p> <p>(8) 受注者は、溶接によって損傷した部分の塗膜をロータリ式下地処理工具により除去すること。</p> <p>また、除去部分周辺の損傷を受けていない塗膜及び幅 20 mm 程度にわたる工場塗装部との重ね塗り部分は、サンダ等で処理して表面を粗にし、層間剥離が起きないようにすること。</p> <p>イ 塗料の選定</p> <p>(7) 受注者は、配管材料仕様書の規定に適合した塗料を使用すること。</p> <p>(4) 受注者は、塗装時の気温が 5℃から 30℃までの範囲内で使用すること。</p> <p>ウ 塗装</p> <p>(7) 受注者は、被塗装面の結露防止のため予熱する必要があるときは、赤外線、熱風等により塗料製造会社の指定する温度まで均一な加熱を行うこと。</p> <p>(4) 受注者は、下地処理後に、現場プライマー（水道用エポキシ樹脂系プライマー（JWWA K 135 附属書 A））を塗装した後、塗料を塗装すること。</p> <p>(9) 受注者は、はけ、ローラ等によって塗装をすること。</p>	4.3.10 無溶剤形エポキシ樹脂塗装	<p>(1) 一般事項</p> <p>受注者は、無溶剤形エポキシ樹脂塗装については、次に規定する仕様及び設計図書に示されたものを除き、配管材料仕様書及び WSP 072-2009（水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法）に準拠すること。</p> <p>(2) 塗装</p> <p>ア 下地処理</p> <p>(7) 受注者は、溶接によって生じた有害な突起があるときは、グラインダ、ディスクサンダ等の電動工具を用いて平滑に仕上げること。</p> <p>(4) 受注者は、ちり、ほこり、どろ等が付着しているときは、きれいな綿布で除去し清掃すること。</p> <p>(9) 受注者は、水分が付着しているときは、乾いた綿布で拭き取った後に乾燥させること。</p> <p>(5) 受注者は、スパッタ、溶接部の熱影響によって生ずるヒートスケール、溶接酸化物等をロータリ式下地処理工具で除去し、清掃をすること。</p> <p>受注者は、下地処理の程度については、SSPC-SP11 以上とすること。</p> <p>(6) 受注者は、付着した油分を溶剤で布等を用いて完全に除去すること。</p> <p>(8) 受注者は、溶接によって損傷した部分の塗膜をロータリ式下地処理工具により除去すること。</p> <p>また、除去部分周辺の損傷を受けていない塗膜及び幅 20 mm 程度にわたる工場塗装部との重ね塗り部分は、サンダ等で処理して表面を粗にし、層間剥離が起きないようにすること。</p> <p>イ 塗料の選定</p> <p>(7) 受注者は、配管材料仕様書の規定に適合した塗料を使用すること。</p> <p>(4) 受注者は、塗装時の気温が 5℃から 30℃までの範囲内で使用すること。</p> <p>ウ 塗装</p> <p>(7) 受注者は、被塗装面の結露防止のため予熱する必要があるときは、赤外線、熱風等により塗料製造会社の指定する温度まで均一な加熱を行うこと。</p> <p>(4) 受注者は、下地処理後に、現場プライマー（水道用エポキシ樹脂系プライマー（JWWA K 135 附属書 A））を塗装した後、塗料を塗装すること。</p> <p>(9) 受注者は、はけ、ローラ等によって塗装をすること。</p>													

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨												
<p>(e) 受注者は、異物の混入、塗りむら、ピンホール、塗りもれ等がなく均一な塗膜が得られるように塗装すること。</p> <p>(f) 受注者は、塗膜の厚さを確保するために、塗り重ねを行うときは、塗料製造会社の指定する塗り重ね期間内に塗装すること。この場合、同じ塗料製造会社の同一製品を使用すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、ア(ハ)の表面を粗とした部分についても、塗装を行うこと。</p> <p>(g) 受注者は、重ね塗り部分以外の工場塗装面を重ね塗り作業により塗料が付着しないように保護をすること。</p> <p>エ 塗膜の保護及び硬化促進</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、指触乾燥までの間、ちり、ほこり、水分等が塗膜に付着しないようにすること。特に水分は、白色変化の原因となるので付着させないようにすること。</p> <p style="padding-left: 20px;">その後の硬化過程においても、塗装を損傷しないようにすること。</p> <p>オ 塗膜の厚さ</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、硬化後の塗膜の厚さについて表 4.26 に準拠すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.26 硬化後の塗膜の厚さ</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 別</th> <th style="width: 50%;">塗膜の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径 3 5 0 以下</td> <td style="text-align: center;">0.3 mm 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径 4 0 0 以上</td> <td style="text-align: center;">0.5 mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 通水までの塗膜の乾燥期間</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、通水までの塗膜の乾燥期間を、よく換気されている状態で7日以上とすること。</p>	種 別	塗膜の厚さ	呼び径 3 5 0 以下	0.3 mm 以上	呼び径 4 0 0 以上	0.5 mm 以上	<p>(e) 受注者は、異物の混入、塗りむら、ピンホール、塗りもれ等がなく均一な塗膜が得られるように塗装すること。</p> <p>(f) 受注者は、塗膜の厚さを確保するために、塗り重ねを行うときは、塗料製造会社の指定する塗り重ね期間内に塗装すること。この場合、同じ塗料製造会社の同一製品を使用すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、ア(ハ)の表面を粗とした部分についても、塗装を行うこと。</p> <p>(g) 受注者は、重ね塗り部分以外の工場塗装面を重ね塗り作業により塗料が付着しないように保護をすること。</p> <p>エ 塗膜の保護及び硬化促進</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、指触乾燥までの間、ちり、ほこり、水分等が塗膜に付着しないようにすること。特に水分は、白色変化の原因となるので付着させないようにすること。</p> <p style="padding-left: 20px;">その後の硬化過程においても、塗装を損傷しないようにすること。</p> <p>オ 塗膜の厚さ</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、硬化後の塗膜の厚さについて表 4.29 に準拠すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.29 硬化後の塗膜の厚さ</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 別</th> <th style="width: 50%;">塗膜の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径 3 5 0 以下</td> <td style="text-align: center;">0.3 mm 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">呼び径 4 0 0 以上</td> <td style="text-align: center;">0.5 mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 通水までの塗膜の乾燥期間</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、通水までの塗膜の乾燥期間を、よく換気されている状態で7日以上とすること。</p>	種 別	塗膜の厚さ	呼び径 3 5 0 以下	0.3 mm 以上	呼び径 4 0 0 以上	0.5 mm 以上	
種 別	塗膜の厚さ													
呼び径 3 5 0 以下	0.3 mm 以上													
呼び径 4 0 0 以上	0.5 mm 以上													
種 別	塗膜の厚さ													
呼び径 3 5 0 以下	0.3 mm 以上													
呼び径 4 0 0 以上	0.5 mm 以上													
<p><b>4.3.11 検査</b></p> <p>(1) 一般事項</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、現場溶接及び塗装の箇所については、次により検査員又は監督員(以下「検査職員」という。)の検査を受けること。</p> <p>ア 受注者は、検査に当たっては、現場代理人、監理技術者等及び溶接工事にあつては溶装士、塗覆装工事にあつては塗装工が立ち会うこと。</p> <p>イ 受注者は、検査に当たっては、社内検査データ及び写真を提出すること。</p> <p>ウ 受注者は、塗覆装検査に当たっては、ホリデーデテクタ、電磁微厚計、テストハンマ、表面温度計等を準備すること。</p> <p>(2) 溶接部の非破壊検査</p> <p>ア 外観検査</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、目視により次の項目について外観検査を受けること。</p> <p>(f) 余盛りの形状</p> <p>(g) アンダーカットの深さ、長さ及びその分布状況</p> <p>(h) 溶接部及びその付近の割れ、オーバーラップ、ピット、ビード形状、スラグ及びスパッタの付着の有無</p> <p>(e) その他</p>	<p><b>4.3.11 検査</b></p> <p>(1) 一般事項</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、現場溶接及び塗装の箇所については、次により検査員又は監督員(以下「検査職員」という。)の検査を受けること。</p> <p>ア 受注者は、検査に当たっては、現場代理人、監理技術者等及び溶接工事にあつては溶装士、塗覆装工事にあつては塗装工が立ち会うこと。</p> <p>イ 受注者は、検査に当たっては、社内検査データ及び写真を提出すること。</p> <p>ウ 受注者は、塗覆装検査に当たっては、ホリデーデテクタ、電磁微厚計、テストハンマ、表面温度計等を準備すること。</p> <p>(2) 溶接部の非破壊検査</p> <p>ア 外観検査</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、目視により次の項目について外観検査を受けること。</p> <p>(f) 余盛りの形状</p> <p>(g) アンダーカットの深さ、長さ及びその分布状況</p> <p>(h) 溶接部及びその付近の割れ、オーバーラップ、ピット、ビード形状、スラグ及びスパッタの付着の有無</p> <p>(e) その他</p>													

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>イ 放射線透過試験</p> <p>(7) 受注者は、次の方法で、放射線透過試験を行うこと。</p> <p>放射線透過試験は、炭素鋼の場合、JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）に、ステンレスクラッド鋼及びステンレス鋼の場合には、JIS Z 3106（ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法）によること。</p> <p>(i) 放射線透過試験を行う技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に定められた放射線透過試験の非破壊試験レベル2以上の資格を有する者又はJIS Z 3861（溶接部の放射線透過試験の技術検定における試験方法及び判定基準）に定められたT種試験に合格した者とする。</p> <p>また、放射透過試験技術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</p> <p>(ii) 撮影方法は、内部線源撮影方法により行うこと。</p> <p>なお、小口径管等で人が入れない場合は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊検査方法）の二重壁片面撮影方法によること。</p> <p>また、これ以外の方法で行う場合、受注者は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(e) 透過撮影は、監督員が指示した箇所で行うものとし、1口につき、呼び径900以下のときは1か所、呼び径1000以上のときは2か所とする。ただし、監督員が指示した場合は、撮影箇所を増すことがある。</p> <p>(f) 受注者は、透過写真（ネガ）を撮影完了後、撮影箇所を明示し監督員に提出すること。</p> <p>(h) 放射線透過試験の結果は、次の規定を満足すること。</p> <p>a 引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す2類以上</p> <p>b 圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す3類以上</p> <p>ウ 超音波探傷試験</p> <p>受注者は、現場溶接部の検査が放射線透過試験でできない場合は、超音波探傷試験を行うこと。</p> <p>(7) 溶接部の超音波探傷試験は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊試験方法）及びJIS Z 3060（鋼溶接部の超音波探傷試験方法）による。</p> <p>(i) 超音波探傷試験を行う技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に定められた超音波探査試験レベル2技術者、又はレベル3技術者の資格及び認証を有する者とする。ただし、結果の判定以外の作業については、超音波探傷試験レベル1技術者でもよい。また、超音波探傷試験術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</p> <p>(ii) 探傷箇所は、1口につき2か所とし、その位置は、監督員が指示すること。</p> <p>また、1か所の検査長さは50cmとすること。ただし、監督員が指示した場合は、検査箇所及び検査長さを増すことがある。</p> <p>(e) 探傷走査は、溶接部両側から行うものとする。</p>	<p>イ 放射線透過試験</p> <p>(7) 受注者は、次の方法で、放射線透過試験を行うこと。</p> <p>放射線透過試験は、炭素鋼の場合、JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）に、ステンレスクラッド鋼及びステンレス鋼の場合には、JIS Z 3106（ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法）によること。</p> <p>(i) 放射線透過試験を行う技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に定められた放射線透過試験の非破壊試験レベル2以上の資格を有する者又はJIS Z 3861（溶接部の放射線透過試験の技術検定における試験方法及び判定基準）に定められたT種試験に合格した者とする。</p> <p>また、放射透過試験技術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</p> <p>(ii) 撮影方法は、内部線源撮影方法により行うこと。</p> <p>なお、小口径管等で人が入れない場合は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊検査方法）の二重壁片面撮影方法によること。</p> <p>また、これ以外の方法で行う場合、受注者は、監督員の承諾を得ること。</p> <p>(e) 透過撮影は、監督員が指示した箇所で行うものとし、1口につき、呼び径900以下のときは1か所、呼び径1000以上のときは2か所とする。ただし、監督員が指示した場合は、撮影箇所を増すことがある。</p> <p>(f) 受注者は、透過写真（ネガ）を撮影完了後、撮影箇所を明示し監督員に提出すること。</p> <p>(h) 放射線透過試験の結果は、次の規定を満足すること。</p> <p>a 引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す2類以上</p> <p>b 圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示す3類以上</p> <p>ウ 超音波探傷試験</p> <p>受注者は、現場溶接部の検査が放射線透過試験でできない場合は、超音波探傷試験を行うこと。</p> <p>(7) 溶接部の超音波探傷試験は、JIS Z 3050（パイプライン溶接部の非破壊試験方法）及びJIS Z 3060（鋼溶接部の超音波探傷試験方法）による。</p> <p>(i) 超音波探傷試験を行う技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に定められた超音波探査試験レベル2技術者、又はレベル3技術者の資格及び認証を有する者とする。ただし、結果の判定以外の作業については、超音波探傷試験レベル1技術者でもよい。また、超音波探傷試験術者を主要現場従事者等届に記載し、資格証明書の写しを添えて、監督員に提出すること。</p> <p>(ii) 探傷箇所は、1口につき2か所とし、その位置は、監督員が指示すること。</p> <p>また、1か所の検査長さは50cmとすること。ただし、監督員が指示した場合は、検査箇所及び検査長さを増すことがある。</p> <p>(e) 探傷走査は、溶接部両側から行うものとする。</p>	

## 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨																																																																		
<p>また、受注者は、横割れに対する検査の必要が生じた場合、またぎ走査又は斜め平行走査を行うこと。</p> <p>(㊦) エコー高さの領域区分は、表 4.27 によること。</p> <p>なお、検出レベルは、M検出レベルとすること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.27 エコー高さの領域区分</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">エコー高さの範囲</th> <th style="text-align: center;">エコー高さ領域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">M線を超えH線以下</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H線を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">Ⅳ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(㊧) 超音波探傷試験による合否判定基準については、次によること。</p> <p>a 欠陥の評価は、母材の厚さに応じて表 4.28 のA、B又はCの値で区分される欠陥指示長さ最大エコー高さの領域により表 4.29 に従って行うこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.28 超音波探傷試験における欠陥指示長さの区分 (単位 mm)</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">欠陥指示長さによる 区分の境界</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">母材の厚さ 6以上18以下</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">t/3</td> <td style="text-align: center;">t/2</td> <td style="text-align: center;">t</td> </tr> </tbody> </table> <p>t : 母材の板厚、板厚の異なる突合せ溶接のときは、薄いほうの板厚とすること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.29 超音波探傷試験における欠陥の評価点</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">欠陥指示長さ</th> <th style="text-align: center;">A以下</th> <th style="text-align: center;">Aを超え B以下</th> <th style="text-align: center;">Bを超え C以下</th> <th style="text-align: center;">Cを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最大エコー高さ 領域Ⅲ</td> <td style="text-align: center;">1点</td> <td style="text-align: center;">2点</td> <td style="text-align: center;">3点</td> <td style="text-align: center;">4点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領域Ⅳ</td> <td style="text-align: center;">2点</td> <td style="text-align: center;">3点</td> <td style="text-align: center;">4点</td> <td style="text-align: center;">4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、合否は、次の事項を考慮して評価すること。</p> <p>(a) 同一深さに存在するとみなされる2個以上の欠陥の間隔の長さがいずれかの欠陥指示長さ以下である場合は、それら2個以上の欠陥指示長さの和に間隔の長さを加えたものを欠陥指示長さとする。</p> <p>(b) (a)によって得られた欠陥指示長さ及び1個の欠陥の欠陥指示長さを2方向以上から探傷して異なる値が得られた場合は、いずれか大きい値を欠陥指示長さとする。</p> <p>b 前記aに定めた欠陥の評価点に基づき3点以下であり、かつ、欠陥の最も密な溶接部の長さ30cm当たりの評価点の和が5点以下のものを合格とする。</p> <p>エ 記録</p>	エコー高さの範囲	エコー高さ領域	M線を超えH線以下	Ⅲ	H線を超えるもの	Ⅳ	欠陥指示長さによる 区分の境界	A	B	C	母材の厚さ 6以上18以下	6	9	18	18を超えるもの	t/3	t/2	t	欠陥指示長さ	A以下	Aを超え B以下	Bを超え C以下	Cを超えるもの	最大エコー高さ 領域Ⅲ	1点	2点	3点	4点	領域Ⅳ	2点	3点	4点	4点		<p>また、受注者は、横割れに対する検査の必要が生じた場合、またぎ走査又は斜め平行走査を行うこと。</p> <p>(㊦) エコー高さの領域区分は、表 4.30 によること。</p> <p>なお、検出レベルは、M検出レベルとすること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.30 エコー高さの領域区分</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">エコー高さの範囲</th> <th style="text-align: center;">エコー高さ領域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">M線を超えH線以下</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H線を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">Ⅳ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(㊧) 超音波探傷試験による合否判定基準については、次によること。</p> <p>a 欠陥の評価は、母材の厚さに応じて表 4.31 のA、B又はCの値で区分される欠陥指示長さ最大エコー高さの領域により表 4.32 に従って行うこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.31 超音波探傷試験における欠陥指示長さの区分 (単位 mm)</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">欠陥指示長さによる 区分の境界</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">B</th> <th style="text-align: center;">C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">母材の厚さ 6以上18以下</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">18を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">t/3</td> <td style="text-align: center;">t/2</td> <td style="text-align: center;">t</td> </tr> </tbody> </table> <p>t : 母材の板厚、板厚の異なる突合せ溶接のときは、薄いほうの板厚とすること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.32 超音波探傷試験における欠陥の評価点</b></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">欠陥指示長さ</th> <th style="text-align: center;">A以下</th> <th style="text-align: center;">Aを超え B以下</th> <th style="text-align: center;">Bを超え C以下</th> <th style="text-align: center;">Cを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">最大エコー高さ 領域Ⅲ</td> <td style="text-align: center;">1点</td> <td style="text-align: center;">2点</td> <td style="text-align: center;">3点</td> <td style="text-align: center;">4点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領域Ⅳ</td> <td style="text-align: center;">2点</td> <td style="text-align: center;">3点</td> <td style="text-align: center;">4点</td> <td style="text-align: center;">4点</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、合否は、次の事項を考慮して評価すること。</p> <p>(a) 同一深さに存在するとみなされる2個以上の欠陥の間隔の長さがいずれかの欠陥指示長さ以下である場合は、それら2個以上の欠陥指示長さの和に間隔の長さを加えたものを欠陥指示長さとする。</p> <p>(b) (a)によって得られた欠陥指示長さ及び1個の欠陥の欠陥指示長さを2方向以上から探傷して異なる値が得られた場合は、いずれか大きい値を欠陥指示長さとする。</p> <p>b 前記aに定めた欠陥の評価点に基づき3点以下であり、かつ、欠陥の最も密な溶接部の長さ30cm当たりの評価点の和が5点以下のものを合格とする。</p> <p>エ 記録</p>	エコー高さの範囲	エコー高さ領域	M線を超えH線以下	Ⅲ	H線を超えるもの	Ⅳ	欠陥指示長さによる 区分の境界	A	B	C	母材の厚さ 6以上18以下	6	9	18	18を超えるもの	t/3	t/2	t	欠陥指示長さ	A以下	Aを超え B以下	Bを超え C以下	Cを超えるもの	最大エコー高さ 領域Ⅲ	1点	2点	3点	4点	領域Ⅳ	2点	3点	4点	4点	
エコー高さの範囲	エコー高さ領域																																																																				
M線を超えH線以下	Ⅲ																																																																				
H線を超えるもの	Ⅳ																																																																				
欠陥指示長さによる 区分の境界	A	B	C																																																																		
母材の厚さ 6以上18以下	6	9	18																																																																		
18を超えるもの	t/3	t/2	t																																																																		
欠陥指示長さ	A以下	Aを超え B以下	Bを超え C以下	Cを超えるもの																																																																	
最大エコー高さ 領域Ⅲ	1点	2点	3点	4点																																																																	
領域Ⅳ	2点	3点	4点	4点																																																																	
エコー高さの範囲	エコー高さ領域																																																																				
M線を超えH線以下	Ⅲ																																																																				
H線を超えるもの	Ⅳ																																																																				
欠陥指示長さによる 区分の境界	A	B	C																																																																		
母材の厚さ 6以上18以下	6	9	18																																																																		
18を超えるもの	t/3	t/2	t																																																																		
欠陥指示長さ	A以下	Aを超え B以下	Bを超え C以下	Cを超えるもの																																																																	
最大エコー高さ 領域Ⅲ	1点	2点	3点	4点																																																																	
領域Ⅳ	2点	3点	4点	4点																																																																	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																		
<p>(7) 受注者は、試験終了後、JIS Z 3050 及び JIS Z 3060 に規定された事項を記録し監督員に提出すること。</p> <p>また、記録と試験箇所については、常に照合できるようにすること。</p> <p>(4) 受注者は、溶接部を補修した場合は、補修前の状態と補修後の結果とを記録しておくこと。</p> <p><b>(3) 塗覆装の検査</b></p> <p>ア タールエポキシ樹脂塗装の検査</p> <p>(7) 被塗装面の前処理検査</p> <p>a 受注者は、被塗装面の前処理検査については、調整後、配管材料仕様書の検査に準拠して、処理方法と処理程度とについて検査を受けること。</p> <p>b 検査は、塗装作業開始直前に目視によって行うこと。ただし、前処理後直ちに塗装作業に入る場合は、省略できるものとする。</p> <p>(4) 外観検査</p> <p>受注者は、目視により塗装面の仕上り状態の外観検査を受けること。</p> <p>検査内容は、塗装面のたれ、しわ、流れ、光沢、平滑度、色等について有害な欠陥がなく、塗残し及びピンホールのないこと、塗覆装材の露出の有無及び表面の平滑度とすること。</p> <p>(7) ピンホール及び塗残し部</p> <p>受注者は、ホリデーデテクタにより塗装全面について、検査を受けること。この場合電圧については、表 4.30 によること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.30 ホリデーデテクタ試験電圧（直流）</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">呼 び 名</th> <th style="text-align: center;">塗膜厚(mm)</th> <th style="text-align: center;">電圧(V)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タールエポキシ</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> <td style="text-align: center;">1200～1500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">2000～2500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 厚さ</p> <p>厚さは、電磁微厚計その他により、管軸方向に対し任意の3か所、その各箇所の円周上任意の4点で測定すること。</p> <p>(4) 密着</p> <p>受注者は、完全乾燥後、当局の指示する位置又は試験片を鋼製両刃のへらを用いてはつり、密着の良否についての検査を受けること。</p> <p>イ 熱収縮チューブ、熱収縮シートの検査等</p> <p>(7) 受注者は、被覆部の検査を被覆箇所の全数について受けること。</p> <p>(4) 受注者は、前処理の検査として、4.3.8（熱収縮チューブ又は熱収縮シート）の（2）の内容について、目視による検査を受けること。</p> <p>(7) 受注者は、加熱収縮後の被覆部については、表 4.31 の検査項目の検査を受け、その判定基準を満たすこと。</p>	呼 び 名	塗膜厚(mm)	電圧(V)	タールエポキシ	0.3	1200～1500	"	0.5	2000～2500	<p>(7) 受注者は、試験終了後、JIS Z 3050 及び JIS Z 3060 に規定された事項を記録し監督員に提出すること。</p> <p>また、記録と試験箇所については、常に照合できるようにすること。</p> <p>(4) 受注者は、溶接部を補修した場合は、補修前の状態と補修後の結果とを記録しておくこと。</p> <p><b>(3) 塗覆装の検査</b></p> <p>ア タールエポキシ樹脂塗装の検査</p> <p>(7) 被塗装面の前処理検査</p> <p>a 受注者は、被塗装面の前処理検査については、調整後、配管材料仕様書の検査に準拠して、処理方法と処理程度とについて検査を受けること。</p> <p>b 検査は、塗装作業開始直前に目視によって行うこと。ただし、前処理後直ちに塗装作業に入る場合は、省略できるものとする。</p> <p>(4) 外観検査</p> <p>受注者は、目視により塗装面の仕上り状態の外観検査を受けること。</p> <p>検査内容は、塗装面のたれ、しわ、流れ、光沢、平滑度、色等について有害な欠陥がなく、塗残し及びピンホールのないこと、塗覆装材の露出の有無及び表面の平滑度とすること。</p> <p>(7) ピンホール及び塗残し部</p> <p>受注者は、ホリデーデテクタにより塗装全面について、検査を受けること。この場合電圧については、表 4.33 によること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.33 ホリデーデテクタ試験電圧（直流）</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">呼 び 名</th> <th style="text-align: center;">塗膜厚(mm)</th> <th style="text-align: center;">電圧(V)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タールエポキシ</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> <td style="text-align: center;">1200～1500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">2000～2500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 厚さ</p> <p>厚さは、電磁微厚計その他により、管軸方向に対し任意の3か所、その各箇所の円周上任意の4点で測定すること。</p> <p>(4) 密着</p> <p>受注者は、完全乾燥後、当局の指示する位置又は試験片を鋼製両刃のへらを用いてはつり、密着の良否についての検査を受けること。</p> <p>イ 熱収縮チューブ、熱収縮シートの検査等</p> <p>(7) 受注者は、被覆部の検査を被覆箇所の全数について受けること。</p> <p>(4) 受注者は、前処理の検査として、4.3.8（熱収縮チューブ又は熱収縮シート）の（2）の内容について、目視による検査を受けること。</p> <p>(7) 受注者は、加熱収縮後の被覆部については、表 4.34 の検査項目の検査を受け、その判定基準を満たすこと。</p>	呼 び 名	塗膜厚(mm)	電圧(V)	タールエポキシ	0.3	1200～1500	"	0.5	2000～2500	
呼 び 名	塗膜厚(mm)	電圧(V)																		
タールエポキシ	0.3	1200～1500																		
"	0.5	2000～2500																		
呼 び 名	塗膜厚(mm)	電圧(V)																		
タールエポキシ	0.3	1200～1500																		
"	0.5	2000～2500																		

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																												
<p style="text-align: center;"><b>表 4.31 工事現場における検査項目</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>防食代については、有害なきず、両端の大きなめくれ、両端から 50mm 以内の膨れ又は損傷がないこと。 耐衝撃シートについては、有害なきずがなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること。</td> </tr> <tr> <td>ピンホール試験</td> <td>ピンホールの検査は、ホリデーデテクタ（電圧：10,000～12,000V）を用いて行い、火花の発生するような欠陥がないこと。</td> </tr> <tr> <td>寸法検査</td> <td>防食代の被覆後の厚さは、1.5mm 以上あること。 また、工場塗覆装部との重ね代及びシートの円周方向の重ね代は 50mm 以上あること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 水道用液状エポキシ樹脂塗装及び水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装の検査</p> <p>(f) 被塗装面の前処理検査</p> <p>a 受注者は、被塗装面の前処理について、調整後速やかに、4.3.9（液状エポキシ樹脂塗装）（2）アの項目、又は4.3.10（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）（2）アの項目について、処理方法と処理程度の検査を受けること。</p> <p>b 検査は塗装作業開始直前に目視によって行うこと。ただし、前処理後直ちに塗装作業に入る場合は、省略できるものとする。</p> <p>(i) 塗装後の検査</p> <p>a 受注者は、目視により塗装面の仕上り状態の外観検査を受けること。 検査基準は、異物の混入、著しい塗りむら、流れ等がないこと。</p> <p>b 受注者は、塗膜厚の検査を受けること。 塗膜厚の検査基準は、電磁式微厚計又は他の適当な測定器具により測定した各測定値が表 4.25 又は表 4.26 の塗膜厚さに適合すること。ただし、測定する箇所は、長さ方向及び円周方向で、それぞれ約 500 mm 間隔とすること。 なお、形状、塗装面の大小等により任意に短縮できる。</p> <p>c 受注者は、ピンホール及び塗りもれの検査を受けること。 検査基準は、ホリデーデテクタで測定し塗膜全面について火花の発生する欠陥がないこと。この場合の電圧は、表 4.32 によること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.32 塗膜の厚さと試験電圧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">塗膜厚 (mm)</th> <th style="width: 50%;">電圧 (V)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.3</td> <td style="text-align: center;">1200~1500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">2000~2500</td> </tr> </tbody> </table> <p>d 受注者は、硬化乾燥後、当局の指示する場所又は試験片の塗膜を約 45° の角度で鋼製両刃のへらを用いてはつり、密着の良否についての検査を受けること。</p>	項 目	判 定 基 準	外観検査	防食代については、有害なきず、両端の大きなめくれ、両端から 50mm 以内の膨れ又は損傷がないこと。 耐衝撃シートについては、有害なきずがなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること。	ピンホール試験	ピンホールの検査は、ホリデーデテクタ（電圧：10,000～12,000V）を用いて行い、火花の発生するような欠陥がないこと。	寸法検査	防食代の被覆後の厚さは、1.5mm 以上あること。 また、工場塗覆装部との重ね代及びシートの円周方向の重ね代は 50mm 以上あること。	塗膜厚 (mm)	電圧 (V)	0.3	1200~1500	0.5	2000~2500	<p style="text-align: center;"><b>表 4.34 工事現場における検査項目</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 70%;">判 定 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td>防食代については、有害なきず、両端の大きなめくれ、両端から 50mm 以内の膨れ又は損傷がないこと。 耐衝撃シートについては、有害なきずがなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること。</td> </tr> <tr> <td>ピンホール試験</td> <td>ピンホールの検査は、ホリデーデテクタ（電圧：10,000～12,000V）を用いて行い、火花の発生するような欠陥がないこと。</td> </tr> <tr> <td>寸法検査</td> <td>防食代の被覆後の厚さは、1.5mm 以上あること。 また、工場塗覆装部との重ね代及びシートの円周方向の重ね代は 50mm 以上あること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 水道用液状エポキシ樹脂塗装及び水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装の検査</p> <p>(f) 被塗装面の前処理検査</p> <p>a 受注者は、被塗装面の前処理について、調整後速やかに、4.3.9（液状エポキシ樹脂塗装）（2）アの項目、又は4.3.10（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）（2）アの項目について、処理方法と処理程度の検査を受けること。</p> <p>b 検査は塗装作業開始直前に目視によって行うこと。ただし、前処理後直ちに塗装作業に入る場合は、省略できるものとする。</p> <p>(i) 塗装後の検査</p> <p>a 受注者は、目視により塗装面の仕上り状態の外観検査を受けること。 検査基準は、異物の混入、著しい塗りむら、流れ等がないこと。</p> <p>b 受注者は、塗膜厚の検査を受けること。 塗膜厚の検査基準は、電磁式微厚計又は他の適当な測定器具により測定した各測定値が表 4.28 又は表 4.29 の塗膜厚さに適合すること。ただし、測定する箇所は、長さ方向及び円周方向で、それぞれ約 500 mm 間隔とすること。 なお、形状、塗装面の大小等により任意に短縮できる。</p> <p>c 受注者は、ピンホール及び塗りもれの検査を受けること。 検査基準は、ホリデーデテクタで測定し塗膜全面について火花の発生する欠陥がないこと。この場合の電圧は、表 4.35 によること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.35 塗膜の厚さと試験電圧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">塗膜厚 (mm)</th> <th style="width: 50%;">電圧 (V)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.3</td> <td style="text-align: center;">1200~1500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">2000~2500</td> </tr> </tbody> </table> <p>d 受注者は、硬化乾燥後、当局の指示する場所又は試験片の塗膜を約 45° の角度で鋼製両刃のへらを用いてはつり、密着の良否についての検査を受けること。</p>	項 目	判 定 基 準	外観検査	防食代については、有害なきず、両端の大きなめくれ、両端から 50mm 以内の膨れ又は損傷がないこと。 耐衝撃シートについては、有害なきずがなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること。	ピンホール試験	ピンホールの検査は、ホリデーデテクタ（電圧：10,000～12,000V）を用いて行い、火花の発生するような欠陥がないこと。	寸法検査	防食代の被覆後の厚さは、1.5mm 以上あること。 また、工場塗覆装部との重ね代及びシートの円周方向の重ね代は 50mm 以上あること。	塗膜厚 (mm)	電圧 (V)	0.3	1200~1500	0.5	2000~2500	
項 目	判 定 基 準																													
外観検査	防食代については、有害なきず、両端の大きなめくれ、両端から 50mm 以内の膨れ又は損傷がないこと。 耐衝撃シートについては、有害なきずがなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること。																													
ピンホール試験	ピンホールの検査は、ホリデーデテクタ（電圧：10,000～12,000V）を用いて行い、火花の発生するような欠陥がないこと。																													
寸法検査	防食代の被覆後の厚さは、1.5mm 以上あること。 また、工場塗覆装部との重ね代及びシートの円周方向の重ね代は 50mm 以上あること。																													
塗膜厚 (mm)	電圧 (V)																													
0.3	1200~1500																													
0.5	2000~2500																													
項 目	判 定 基 準																													
外観検査	防食代については、有害なきず、両端の大きなめくれ、両端から 50mm 以内の膨れ又は損傷がないこと。 耐衝撃シートについては、有害なきずがなく、テープ又は固定バンドで確実に固定されていること。																													
ピンホール試験	ピンホールの検査は、ホリデーデテクタ（電圧：10,000～12,000V）を用いて行い、火花の発生するような欠陥がないこと。																													
寸法検査	防食代の被覆後の厚さは、1.5mm 以上あること。 また、工場塗覆装部との重ね代及びシートの円周方向の重ね代は 50mm 以上あること。																													
塗膜厚 (mm)	電圧 (V)																													
0.3	1200~1500																													
0.5	2000~2500																													

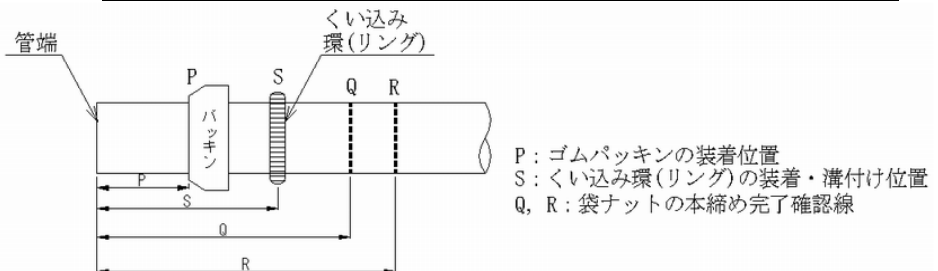
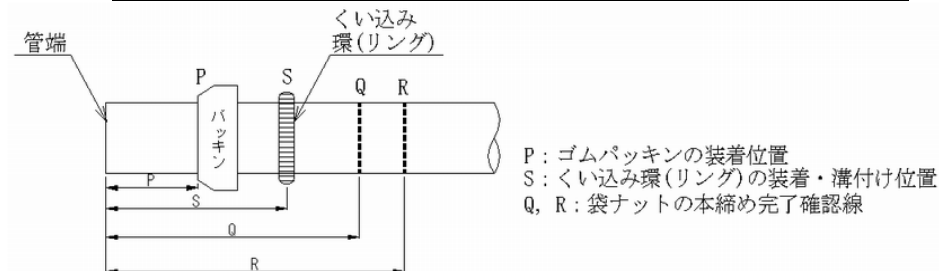
新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																															
<p>第4節 その他の管の接合及び据付け</p>	<p>第4節 その他の管の接合及び据付け</p>																																																
<p>4.4.2 フランジ継手の接合</p> <p>(1) R F形（大平面座形）フランジとR F形フランジとの接合</p> <p>ア 受注者は、フランジ面を清掃し、異物のかみ込みを防ぐこと。</p> <p>イ 受注者は、移動が生じないようにガスケットに接着剤（シアノアクリレート系）を塗布し、固定すること。</p> <p>なお、酢酸ビニル系及び合成ゴム系の接着剤は、使用しないこと。</p> <p>ウ 受注者は、ボルトが片締めにならないよう全周にわたって表 4.33 の標準締付けトルクにより均等に締め付けて水密性を図ること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.33 大平面座形フランジの締付けトルク</b></p> <table border="1" data-bbox="409 682 1202 892"> <thead> <tr> <th>ボルトの呼び</th> <th>締付けトルク(N・m)</th> <th>適用呼び径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M16</td> <td>60</td> <td>75～200</td> </tr> <tr> <td>M20</td> <td>90</td> <td>250・300</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>120</td> <td>350・400</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>260</td> <td>450～600</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 呼び径 700 以上はG F形-R F形の使用とすること。</p> <p>(2) G F形（溝形）フランジとR F形フランジとの接合（GF形ガスケット1号）</p> <p>ア GF形とRF形のフランジ接合では、GF形ガスケット1号を使用するメタルタッチによる接合を、原則とする。</p> <p>イ 受注者は、フランジ面及びガスケット溝を清掃し、異物や塗料の塗りだまりを除去すること。</p> <p>ウ 受注者は、ガスケット溝にGF形ガスケット1号を装着する。この時、溝からはずれやすい場合は、シアノアクリレート系接着剤を呼び径によって4～6等分点に点付けすること。</p> <p>エ 受注者は、両方のフランジ面が全周にわたり確実に接触するまで締め付け、フランジ面間に1mm厚のすきまゲージが入らないことを確認すること。</p> <p>また、すべての六角ボルトに60N・m以上のトルクがあることを確認する。</p> <p>(3) G F形（溝形）フランジとR F形フランジとの接合（GF形ガスケット2号）</p> <p>受注者は、絶縁フランジ接合等のGF形ガスケット2号を使用するメタルタッチでない場合の接合については、設計図書によること。</p> <p>(4) 継手チェックシート</p> <p>受注者は、鋼製のフランジ継手を使用した場合についても、4.2.1（一般事項）</p>	ボルトの呼び	締付けトルク(N・m)	適用呼び径	M16	60	75～200	M20	90	250・300	M22	120	350・400	M24	260	450～600	<p>4.4.2 フランジ継手の接合</p> <p>(1) R F形（大平面座形）フランジとR F形フランジとの接合</p> <p>ア 受注者は、フランジ面を清掃し、異物のかみ込みを防ぐこと。</p> <p>イ 受注者は、移動が生じないようにガスケットに接着剤（シアノアクリレート系）を塗布し、固定すること。</p> <p>なお、酢酸ビニル系及び合成ゴム系の接着剤は、使用しないこと。</p> <p>ウ 受注者は、ボルトが片締めにならないよう全周にわたって表 4.36 の標準締付けトルクにより均等に締め付けて水密性を図ること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.36 大平面座形フランジの締付けトルク</b></p> <table border="1" data-bbox="1602 682 2395 892"> <thead> <tr> <th>ボルトの呼び</th> <th>締付けトルク(N・m)</th> <th>適用呼び径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M16</td> <td>60</td> <td>75～200</td> </tr> <tr> <td>M20</td> <td>90</td> <td>250・300</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>120</td> <td>350・400</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>260</td> <td>450～600</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 呼び径 700 以上はG F形-R F形の使用とすること。</p> <p>(2) G F形（溝形）フランジとR F形フランジとの接合</p> <p>ア 受注者は、フランジ面及びガスケット溝を清掃し、異物のかみ込みを防ぐこと。</p> <p>イ 受注者は、ガスケットが溝から外れやすい場合、接着剤（シアノアクリレート）を呼び径によって4～6等分点に点付けすること。</p> <p>ウ 受注者は、ボルトが片締めにならないよう全周にわたって表 4.37 の規定隙間寸法の範囲以内に収まるよう均等に締め付けて、水密性を図ること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 4.37 溝型フランジ継手の規定隙間寸法（X）</b></p> <table border="1" data-bbox="1573 1417 2024 1732"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径（mm）</th> <th colspan="2">規定隙間（mm）</th> </tr> <tr> <th>下限</th> <th>上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75～900</td> <td>3.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>1000～1500</td> <td>4.5</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>1600～2400</td> <td>6.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>2600</td> <td>7.5</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="2062 1459 2404 1627" style="text-align: center;"> </div> <p>注 隙間寸法とは、右図のX寸法をいう。</p> <p>(3) 継手チェックシート</p> <p>受注者は、鋼製のフランジ継手を使用した場合についても、4.2.1（一般事項）</p>	ボルトの呼び	締付けトルク(N・m)	適用呼び径	M16	60	75～200	M20	90	250・300	M22	120	350・400	M24	260	450～600	呼び径（mm）	規定隙間（mm）		下限	上限	75～900	3.5	4.5	1000～1500	4.5	6.0	1600～2400	6.0	8.0	2600	7.5	9.5	<p>・GF形ガスケット1号の使用を原則としました。</p>
ボルトの呼び	締付けトルク(N・m)	適用呼び径																																															
M16	60	75～200																																															
M20	90	250・300																																															
M22	120	350・400																																															
M24	260	450～600																																															
ボルトの呼び	締付けトルク(N・m)	適用呼び径																																															
M16	60	75～200																																															
M20	90	250・300																																															
M22	120	350・400																																															
M24	260	450～600																																															
呼び径（mm）	規定隙間（mm）																																																
	下限	上限																																															
75～900	3.5	4.5																																															
1000～1500	4.5	6.0																																															
1600～2400	6.0	8.0																																															
2600	7.5	9.5																																															

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	(8)により継手チェックシートを作成し、監督員に提出すること。		(8)により継手チェックシートを作成し、監督員に提出すること。	
4.4.4 塩ビ管の接合	受注者は、塩ビ管の配管及び接合については、塩化ビニル管・継手協会発行の水道用硬質ポリ塩化ビニル管技術資料〈施工編〉に準拠すること。	4.4.4 塩ビ管の接合	受注者は、塩ビ管の配管及び接合については、塩化ビニル管・継手協会発行の水道用硬質塩化ビニル管技術資料〈施工編〉に準拠すること。	・語句を修正しました。
<b>第5節 制水弁等附属施設設置工</b>		<b>第5節 制水弁等附属施設設置工</b>		
4.5.1 一般事項	<p>(1) 設置場所の協議 受注者は、維持管理、操作等に支障のないよう周囲の道路、家屋、埋設物等を考慮し、附属施設等の設置場所を監督員と協議すること。</p> <p>(2) 弁類の設置 受注者は、弁類の設置に当たっては、正確に心出しを行い、堅固に据え付けること。</p> <p>(3) 鉄蓋類の取付け 受注者は、鉄蓋類を構造物に堅固に取り付け、かつ、路面に対して不陸のないようにすること。</p> <p>(4) 弁キョウの据付け 受注者は、弁キョウを沈下、傾斜及び開閉軸に対して偏心が生じないように据え付けること。</p> <p>(5) 酸欠注意表示板の取付け 受注者は、呼び径 400 以上の制水弁室、空気弁室、人孔室、排水室等には、当局支給の「酸欠注意」の表示板を取り付けること。</p> <p><b>(6) <u>プレキャスト製ブロックの水密性試験</u></b> <u>受注者は制水弁室のプレキャスト製ブロックについては0.05MPa（水深5m）、排水室のプレキャスト製ブロックについては0.15MPa（水深15m）と同等以上の止水性能とし、当該ブロックの水密性試験結果書を監督員に提出すること。試験結果は、公益財団法人日本下水道協会規格の組立てマンホールに規定する方法に準じて行うこと。</u></p>	4.5.1 一般事項	<p>(1) 設置場所の協議 受注者は、維持管理、操作等に支障のないよう周囲の道路、家屋、埋設物等を考慮し、附属施設等の設置場所を監督員と協議すること。</p> <p>(2) 弁類の設置 受注者は、弁類の設置に当たっては、正確に心出しを行い、堅固に据え付けること。</p> <p>(3) 鉄蓋類の取付け 受注者は、鉄蓋類を構造物に堅固に取り付け、かつ、路面に対して不陸のないようにすること。</p> <p>(4) 弁キョウの据付け 受注者は、弁キョウを沈下、傾斜及び開閉軸に対して偏心が生じないように据え付けること。</p> <p>(5) 酸欠注意表示板の取付け 受注者は、呼び径 400 以上の制水弁室、空気弁室、人孔室、排水室等には、当局支給の「酸欠注意」の表示板を取り付けること。</p>	・特記仕様書の記載内容を反映しました。
4.5.5 空気弁設置	<p>(1) 空気弁等の設置 受注者は、空気弁及びレバー式補修弁（又はハンドル付フランジ仕切弁）を水平に設置すること。 なお、玉押器対応型急速空気弁については蓋を外して保護材等を除去し、異物の有無及び遊動弁体と大空気孔弁座との密着度合を確認すること。</p> <p>(2) 補修弁等の取付け 受注者は、空気弁の設置に当たっては、フランジ付T字管にレバー式補修弁（又はハンドル付フランジ仕切弁）を直接取り付けること。玉押器対応型急速空気弁を設置する場合は、キャップ式補修弁を空気弁の下に設置すること。</p> <p><b>(3) <u>フランジ固定金具の設置</u></b> <u>受注者は、空気弁の第一仕切弁の下フランジ接合部に、補強のためのフランジ固定金具を設置すること。施工に当たっては、フランジ継手チェックシートを作</u></p>	4.5.5 空気弁設置	<p>(1) 空気弁等の設置 受注者は、空気弁及びレバー式補修弁（又はハンドル付フランジ仕切弁）を水平に設置すること。 なお、玉押器対応型急速空気弁については蓋を外して保護材等を除去し、異物の有無及び遊動弁体と大空気孔弁座との密着度合を確認すること。</p> <p>(2) 補修弁等の取付け 受注者は、空気弁の設置に当たっては、フランジ付T字管にレバー式補修弁（又はハンドル付フランジ仕切弁）を直接取り付けること。玉押器対応型急速空気弁を設置する場合は、キャップ式補修弁を空気弁の下に設置すること。</p>	・特記仕様書の記載内容を反映しました。

## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨																				
	<u>成し、監督員に提出すること。</u>																						
	<b>第 6 節 50mm 配水管布設工</b>	<b>第 6 節 50mm 配水管布設工</b>																					
4.6.4 ステンレス鋼管の接合	<p>(1) 伸縮可とう式継手の使用 受注者は、継手には、設計図書に示されたものを除き、JWWA G 116 水道用ステンレス鋼管継手の「伸縮可とう式継手」を使用すること。</p> <p>(2) 異物の除去 受注者は、接合に先立ち、挿入を伴う接合については、挿し口部外面、受口部内面等を乾いたウエス等できれいに拭き、油、砂その他の異物を完全に除去すること。</p> <p>(3) 挿入順序の遵守 受注者は、継手には、一継手当たりの部品が多いので、挿入順序を誤らないように注意すること。</p> <p>(4) 確認線の表示 受注者は、接合箇所には、継手の部品等の設定位置を示した表 4.34 のけがき線寸法及び接合後の管のみこみ状態が容易に判断できるように図 4.31 の確認線を表示し、接合すること。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>表 4.34 けがき線の寸法</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>P</th> <th>S</th> <th>Q</th> <th>R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>37</td> <td>56</td> <td>76</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> </div>  <p style="text-align: center;">図 4.31 パッキンの装着位置及び確認線</p>	呼び径	P	S	Q	R	50	37	56	76	89	<p>4.6.4 ステンレス鋼管の接合</p> <p>(1) 伸縮可とう式継手の使用 受注者は、継手には、設計図書に示されたものを除き、JWWA G 116 水道用ステンレス鋼管継手の「伸縮可とう式継手」を使用すること。</p> <p>(2) 異物の除去 受注者は、接合に先立ち、挿入を伴う接合については、挿し口部外面、受口部内面等を乾いたウエス等できれいに拭き、油、砂その他の異物を完全に除去すること。</p> <p>(3) 挿入順序の遵守 受注者は、継手には、一継手当たりの部品が多いので、挿入順序を誤らないように注意すること。</p> <p>(4) 確認線の表示 受注者は、接合箇所には、継手の部品等の設定位置を示した表 4.38 のけがき線寸法及び接合後の管のみこみ状態が容易に判断できるように図 4.36 の確認線を表示し、接合すること。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>表 4.38 けがき線の寸法</b></p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>呼び径</th> <th>P</th> <th>S</th> <th>Q</th> <th>R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>37</td> <td>56</td> <td>76</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> </div>  <p style="text-align: center;">図 4.31 パッキンの装着位置及び確認線</p>	呼び径	P	S	Q	R	50	37	56	76	89	
呼び径	P	S	Q	R																			
50	37	56	76	89																			
呼び径	P	S	Q	R																			
50	37	56	76	89																			

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
第5章 推進工事		第5章 推進工事		
第2節 推進		第2節 推進		
5.2.10 鋳鉄管 推進	<p>受注者は、鋳鉄管の接合を行う場合には、4.2.6 (US形ダクタイトル鋳鉄管の接合) に準拠するほか、次とおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、管接合に当たって受口端面と挿し口フランジ面とを正確に密着させ、埋込みボルトで所定の位置まで均等に締め付けること。</p> <p>イ 受注者は、呼び径 800 以上の場合、推進作業中に、既に接合を完了した他の継手の胴付間隔も定期的に測定すること。</p> <p>ウ 受注者は、推進精度維持のための方向修正を行う場合は、推進管の継手の許容曲げ範囲内で行うこと。</p> <p>エ 受注者は、4.1.19 (管明示) の規定に従い、管天端に青色ペイントを塗布すること。</p>	5.2.10 鋳鉄管 推進	<p>受注者は、鋳鉄管の接合を行う場合には、4.2.8 (US形ダクタイトル鋳鉄管の接合) に準拠するほか、次とおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、管接合に当たって受口端面と挿し口フランジ面とを正確に密着させ、埋込みボルトで所定の位置まで均等に締め付けること。</p> <p>イ 受注者は、呼び径 800 以上の場合、推進作業中に、既に接合を完了した他の継手の胴付間隔も定期的に測定すること。</p> <p>ウ 受注者は、推進精度維持のための方向修正を行う場合は、推進管の継手の許容曲げ範囲内で行うこと。</p> <p>エ 受注者は、4.1.19 (管明示) の規定に従い、管天端に青色ペイントを塗布すること。</p>	

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
第6章 シールド工事		第6章 シールド工事		
第4節 二次覆工		第4節 二次覆工		
6.4.2 点検通路方式	<p>受注者は、点検通路方式については、次のとおりとすること。</p> <p>ア 二次覆工に当たって、セグメントの継手ボルトを再度閉め直すとともに、セグメントを十分水洗いし、たまり水はウェス等でふき取り完全に清掃すること。</p> <p>イ 配管は、設計図に示された位置に、固定金具、受台、バンド等で固定すること。</p> <p>ウ 管の固定箇所は、マクロセル腐食防止のためゴム板等を用いて絶縁すること。</p> <p>エ 鉄筋を使用する場合、3.4.7（鉄筋工）に準拠すること。</p> <p>オ 移動式鋼製型枠を使用すること。</p> <p>カ 正確な測量の下に型枠の組立て、据付けを行うこと。 その許容差は、当局の「土木工事出来形管理基準」によること。</p> <p>キ 型枠の組立て据付け完了後、コンクリートの打込みに先立ち監督員に型枠の確認を受けること。</p> <p>ク コンクリートの充填については、「第3章第4節コンクリート工事」によること。</p> <p>ケ コンクリートの打継目を、漏水のないよう入念に施工すること。</p> <p>コ 覆工コンクリートがセグメントの内面の隅々まで行き渡るように打ち込むとともに、骨材の分離が起きないように振動締め固め機により締め固めを行うこと。 また、覆工天端付近については、モルタル、その他の注入剤により充填すること。</p> <p>サ コンクリートが所定の初期強度に達した後でなければ型枠を取り外さないこと。</p> <p>シ 所要の品質を確保するために、打込み後の一定期間必要な温度及び湿度を保つなど覆工コンクリートを十分養生すること。</p>	6.4.2 点検通路方式	<p>受注者は、点検通路方式については、次のとおりとすること。</p> <p>ア 二次覆工に当たって、セグメントの継手ボルトを再度閉め直すとともに、セグメントを十分水洗いし、たまり水はウェス等でふき取り完全に清掃すること。</p> <p>イ 配管は、設計図に示された位置に、固定金具、受台、バンド等で固定すること。</p> <p>ウ 管の固定箇所は、マクロセル腐食防止のためゴム板等を用いて絶縁すること。</p> <p>エ 鉄筋を使用する場合、3.4.11（鉄筋工）に準拠すること。</p> <p>オ 移動式鋼製型枠を使用すること。</p> <p>カ 正確な測量の下に型枠の組立て、据付けを行うこと。 その許容差は、当局の「土木工事出来形管理基準」によること。</p> <p>キ 型枠の組立て据付け完了後、コンクリートの打込みに先立ち監督員に型枠の確認を受けること。</p> <p>ク コンクリートの充填については、「第3章第4節コンクリート工事」によること。</p> <p>ケ コンクリートの打継目を、漏水のないよう入念に施工すること。</p> <p>コ 覆工コンクリートがセグメントの内面の隅々まで行き渡るように打ち込むとともに、骨材の分離が起きないように振動締め固め機により締め固めを行うこと。 また、覆工天端付近については、モルタル、その他の注入剤により充填すること。</p> <p>サ コンクリートが所定の初期強度に達した後でなければ型枠を取り外さないこと。</p> <p>シ 所要の品質を確保するために、打込み後の一定期間必要な温度及び湿度を保つなど覆工コンクリートを十分養生すること。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<b>第7章 既設管内配管工事</b>		・「既設管内調査工事仕様書」及び「既設管内調査工事仕様書」の記載内容を反映しました。
<b>第1節 施工一般</b>		
<b>7.1.1 一般事項</b>	<u>受注者は、既設管内配管工事の施行に当たって、設計図書によるほか、「パイプ・イン・パイプ工法設計・施工指針」(日本水道鋼管協会)及び「ダクタイル鉄管によるパイプ・イン・パイプ工法 設計と施工」(一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会)に準拠すること。</u>	
<b>7.1.2 用語の定義</b>	<p><b>(1) 挿入管</b> 挿入管とは、<u>既設管内に布設する新設管をいう。</u></p> <p><b>(2) 巻き込み鋼管</b> 巻き込み鋼管とは、<u>鋼管のうち既設管内に挿入後拡管し管体を製作するものをいう。</u></p>	
<b>7.1.3 管内作業が可能な呼び径</b>	<u>管内での作業を伴うものは、原則として挿入管の呼び径が 800 以上のものとする。</u>	
<b>第2節 管内調査</b>		
<b>7.2.1 調査の項目</b>	<p><u>受注者は、既設管内配管工事の実施前に管内調査を行うこと。管内調査は、下記の項目について行うこと。</u></p> <p><b>(1) 測点のマーキング</b> <u>受注者は、管内に測点をマーキングすること。</u></p> <p><b>(2) 既設管の屈曲角の測定</b> <u>受注者は、既設管の屈曲角を、適正な方法(角度測量、継手部の隙間測定)により正確に測定すること。</u></p> <p><b>(3) 実内径の測定</b> <u>受注者は、既設管の接合部において、上下、左右の2か所の内径を測定し、管の実内径を測定すること。</u></p> <p><b>(4) 延長測定と管長の測定</b> ア 受注者は、既設管の全延長を測定すること。 イ 受注者は、既設管1本ごとの寸法を測定すること。</p> <p><b>(5) 水準測量</b> <u>受注者は、継手ごとに水準測量を行うこと。</u></p> <p><b>(6) 構造物調査</b></p>	

## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨								
	<p><u>受注者は、仕切弁、空気弁等の呼び径、形式、管種、位置を調査すること。</u></p> <p><b>(7) 分岐等調査</b></p> <p><u>受注者は、分岐・連絡・伏越の位置、呼び径、管種等を調査すること。</u></p> <p><b>(8) 発錆調査</b></p> <p><u>受注者は、管内の発錆状況を調査すること。</u></p>										
<b>7.2.2 調査の方法</b>	<p><u>受注者は、呼び径 800 以上の既設管路の調査を行う場合は、管内の直接調査とする。</u></p> <p><u>また、呼び径 800 未満の管内調査を行う場合は、テレビカメラ調査及び模擬管調査併用とすること。</u></p>										
<b>7.2.3 報告書の提出</b>	<p><u>受注者は、調査完了後、下記の内容について報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</u></p>										
<b>7.2.4 報告書の構成</b>	<p><b>(1) 一般平面図</b></p> <p><u>調査区間の平面図に呼び径、管種、附属施設位置、分岐・連絡等の位置、延長を明示する。</u></p> <p><b>(2) 線形図</b></p> <p><u>既設管の現況（平面・縦断）を線形で表示する。この場合、管屈折部の曲げ角度と区間距離を明示する。</u></p> <p><b>(3) 配管計画図</b></p> <p><u>既設管内への新設管の配管割付を明示する。その場合、新設管の各管長、管種等を明示する。</u></p> <p><u>なお、屈曲部等については必要に応じ、別途詳細図（縮尺 1/100(1/50)程度）を作成する。</u></p> <p><b>(4) 一覧表</b></p> <p><u>既設管の屈曲角、実内径、新設管の使用材料等の一覧表を作成する。</u></p> <p><b>(5) 調査事項まとめ</b></p> <p><u>調査事項をまとめ、考察、見解を記述する。</u></p> <p><b>(6) 図面の縮尺</b></p> <p><u>図面の縮尺は原則として、表 7.1 による。</u></p> <p><u>ただし、小規模工事の縮尺は、原則として線形図 1/200(1/100)、配管計画図 1/100(1/50)とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.1 図面縮尺</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">図面名称</th> <th style="text-align: center;">縮尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平面図</td> <td style="text-align: center;">1/1000(1/500)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">線形図</td> <td style="text-align: center;">1/400(1/200)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配管計画図</td> <td style="text-align: center;">1/400(1/200)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(7) その他必要な事項</b></p>	図面名称	縮尺	平面図	1/1000(1/500)	線形図	1/400(1/200)	配管計画図	1/400(1/200)		
図面名称	縮尺										
平面図	1/1000(1/500)										
線形図	1/400(1/200)										
配管計画図	1/400(1/200)										

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<b>第3節 鋼管の製作</b>		
7.3.1 製作		
7.3.2 適用呼び径		
7.3.3 巻込み鋼管巻込み重ね幅		
7.3.4 塗装		

鋼管の製作は、「配管材料仕様書」の規定に準拠し製作する。

新設管の適用口径は、次のとおりとする。  
 ア 巻込み鋼管 内径 800mm～1800mm  
 イ 巻込み鋼管以外は、配管材料仕様書の規定による。

巻込み鋼管の巻込み重ね幅は、次式により算定した値以下とする。  

$$\ell = 1.5\pi D / (\alpha + 1.5)$$
 ここに  $\ell$  : 巻込み重ね幅(mm)  
 $D$  : 巻込み鋼管仕上り外径(mm)  
 $\alpha$  :  $T/D \times 10^3$   
 $T$  : 管厚(mm) をいう。

管の塗装は原則として次の通りとする。  
 (1) 外面  
 水道用タールエポキシ樹脂塗料 0.5 mm以上とする。  
 ただし、巻込み鋼管の場合は、ジンクリッチプライマー0.02mm 以上とする。  
 (2) 内面  
 水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装の塗装範囲は次の通りとし、塗膜厚は 0.5 mm 以上とする。  
 なお、塗料の品質、塗装方法、検査等は配管材料仕様書の規定に準拠する。

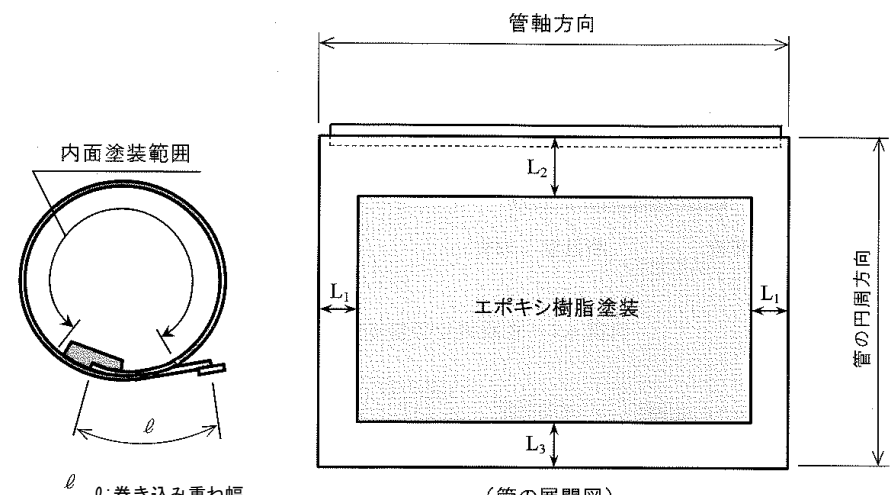


図 7.1 塗装範囲図

## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨																
	<p style="color: red;">表 7.2 塗装寸法 (単位: mm)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 5%;">L1</td> <td style="text-align: center; width: 15%;">100</td> <td style="text-align: center; width: 15%;">+20 -5</td> <td style="text-align: center; width: 65%;">(呼び径 800 以上 1350 以下)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">( 〃 1500 以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">L2</td> <td style="text-align: center;">ℓ+180</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">(ℓ: 巻込み重ね幅)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">L3</td> <td style="text-align: center;">ℓ+100</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">( 〃 )</td> </tr> </table>	L1	100	+20 -5	(呼び径 800 以上 1350 以下)		150	〃	( 〃 1500 以上)	L2	ℓ+180	〃	(ℓ: 巻込み重ね幅)	L3	ℓ+100	〃	( 〃 )		
L1	100	+20 -5	(呼び径 800 以上 1350 以下)																
	150	〃	( 〃 1500 以上)																
L2	ℓ+180	〃	(ℓ: 巻込み重ね幅)																
L3	ℓ+100	〃	( 〃 )																
	<p style="color: red;">第4節 ダクタイル鋳鉄管の製作</p>																		
7.4.1 製作	<p style="color: red;">ダクタイル鋳鉄管の製作は、配管材料仕様書の規定に準拠し製作する。</p>																		
7.4.2 適用	<p style="color: red;">ダクタイル鋳鉄管はPN形とする。</p>																		
	<p style="color: red;">第5節 端部接合材</p>																		
7.5.1 適用範囲	<p style="color: red;">端部接合材とは、既設管途中における挿入管端部と既設管との接合材をいう。</p>																		
7.5.2 材質	<p style="color: red;">鋼製又はダクタイル鋳鉄製とし、各々配管材料仕様書に規定する材質とする。</p>																		
7.5.3 製作	<p style="color: red;">端部接合材の製作に当たり、事前に承認書を監督員に提出する。</p>																		
7.5.4 工場検査	<p style="color: red;">検査の項目、方法は、配管材料仕様書の規定に準拠する。ただし、水圧試験は表 7.3 のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">種別</th> <th style="text-align: center; width: 35%;">試験圧力</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">保持時間 (min)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">普通</td> <td style="text-align: center;">1.3MPa</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高圧</td> <td style="text-align: center;">1.4MPa</td> </tr> </table> <p style="color: red; font-size: small;">ただし、現地で水圧試験を実施する場合は、監督員の指示による。</p>	種別	試験圧力	保持時間 (min)	普通	1.3MPa	5.0	高圧	1.4MPa										
種別	試験圧力	保持時間 (min)																	
普通	1.3MPa	5.0																	
高圧	1.4MPa																		
7.5.5 検査の省略	<p style="color: red;">端部接合材の検査のうち、形状、寸法を除き接合形式が同一のものについて、当初の検査成績表をもって以後の検査を省略することができる。ただし、監督員が必要と認められた場合は、この限りではない。</p>																		

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<b>第6節 既設管内配管工事</b>		
<p><u>7.6.1 一般事項</u></p>	<p><u>受注者は、管挿入に際して設計図に従い据付け位置を正確に確保するとともに、あらかじめ順序、方法、使用機器、施設等について監督員と打合せを行い諸準備を整えたうえ着手するものとする。</u></p>	
<p><u>7.6.2 管材料の取扱い</u></p>	<p><u>ア 鋼管の取扱いについては、配管材料仕様書の規定に準拠する他、次の事項を厳守し塗装面及び開先に損傷を与えないように注意する。</u></p> <p><u>(ア) 管を吊る場合は、塗装を傷つけないようにナイロンスリング等を用いる。</u></p> <p><u>(イ) 管の支保材は、据付け直前まで取りはずさない。</u></p> <p><u>(ウ) 管の運搬に当たっては、塗装面を傷めないよう適当な防護を施す。</u></p> <p><u>(エ) 管の挿入は、引込み用ソリ等を用い、管の機能、品質を損わないような方法による。</u></p> <p><u>(オ) 管の塗装上を直接歩いたり、資器材を置かない。やむを得ず歩いたり、資器材を置く場合はゴムマットを敷き塗装面を保護をする。</u></p> <p><u>(カ) 管の運搬、挿入等作業中に塗装を傷めた場合は、同一の塗装材料で補修し監督員の検査を受けなければならない、</u></p> <p><u>イ ダクタイル鋳鉄管の取扱いについては、配管材料仕様書の規定に準拠する他、次の事項を厳守する。</u></p> <p><u>(ア) 管を積み降ろしする場合は、巻き降ろすか又はクレーン等で2点吊りにより吊りあげる。</u></p> <p><u>(イ) 運搬又は巻き降ろしする場合は、クッション材を使用して管を損傷させないように十分注意する。</u></p> <p><u>(ウ) 保管に当たっては、ころび止めを行い保安上安全を期する。</u></p> <p><u>(エ) 管の挿入は、管の機能、品質を損なわないような方法による。</u></p>	
<p><u>7.6.3 事前調査</u></p>	<p><u>受注者は、工事の施行に先立ち本工事に必要な事柄について事前に調査を行う。</u></p>	
<p><u>7.6.4 配管</u></p>	<p><u>ア 配管に先立ち、既設管内面に付着している錆こぶ、滞留水を除去したのち、監督員の承認を得る。</u></p> <p><u>イ 配管は縮尺 1/200 又は 1/50 の配管計画図を提出して、監督員と協議のうえ決定する。</u></p> <p><u>ウ 管は、所定の位置に配管し固定する。</u></p> <p><u>エ 鋳鉄管及び鋼管の場合は標準仕様書の規定に準拠する。</u></p> <p><u>オ 鋼管の現場溶接後の管の真円度は、自重によるたわみのほか管内径の2%以下とする。なお、部分的な変形があってはならない。</u></p> <p><u>カ 巻き込み鋼管は、管軸方向の現場溶接箇所が目違いが生じないように調整した後、仮付け、本溶接を行う。</u></p> <p><u>キ 管引込用具又は異形鋼管の拡管用具は、仮付け完了後除去し、グラインダ、</u></p>	

## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨						
	<u>サンダ等で管表面に突起物の残らないよう平滑に仕上げなければならない。</u>								
<b>7.6.5 塗装</b>	<p>ア <u>鋼管の内面は、水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装とする。</u></p> <p>イ <u>水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料及び塗装方法は、標準仕様書の 4.3.10（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）に準拠する。</u></p>								
<b>7.6.6 管端部の接合</b>	<p>ア 既設管との接合は、原則として押込口、到達口内で鋼継ぎ輪又はダクタイル鋳鉄継ぎ輪により接続する。</p> <p>イ 既設管内で、やむを得ず接合する場合は第 5 節端部接合材によるほか、事前に使用する止水工法について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ウ 既設管内で接合する場合は、接合箇所の水密性を保持するため既設管内面をグラインダ又は無溶剤形エポキシ樹脂塗料により平滑に仕上げ、著しい凹凸があってはならない。</p>								
<b>7.6.7 管の切断</b>	<u>管の切断は標準仕様書の 4.1.6（管の切断）に準拠する。</u>								
<b>7.6.8 検査</b>	<p>ア <u>ダクタイル鋳鉄管の水圧試験は、標準仕様書 4.1.12（水圧試験）に準拠すること。</u></p> <p>イ <u>鋼管の溶接部の塗装検査は、次の通りとする。</u></p> <p><u>(イ) 溶接部の検査は、外観及び X 線透過試験又は超音波探傷試験により行う。この場合、標準仕様書 4.3.11（検査）の規定に準拠するとともに表 7.4 の規定による。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.4 溶接部の検査（超音波探傷試験）</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">溶接箇所</th> <th style="width: 70%;">試験箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管の円周方向溶接部</td> <td><u>2 箇所/口とし、1 箇所の長さは 500mm とする。</u></td> </tr> <tr> <td>管の軸方向溶接部 (巻き込み鋼管)</td> <td><u>管の軸方向、4m に 2 箇所とする。ただし端数は 1 箇所と数える。1 箇所の長さは 500mm とする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(i) <u>水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装の検査は、4.3.11 の (3) ウ（水道用液状エポキシ樹脂塗装及び水道用無溶剤型エポキシ樹脂塗装の検査）の規定に準拠する。</u></p> <p>(ii) <u>水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗装の検査の結果、不合格となり手直しを行う場合は、4.3.12（手直し）に準拠する。</u></p>	溶接箇所	試験箇所	管の円周方向溶接部	<u>2 箇所/口とし、1 箇所の長さは 500mm とする。</u>	管の軸方向溶接部 (巻き込み鋼管)	<u>管の軸方向、4m に 2 箇所とする。ただし端数は 1 箇所と数える。1 箇所の長さは 500mm とする。</u>		
溶接箇所	試験箇所								
管の円周方向溶接部	<u>2 箇所/口とし、1 箇所の長さは 500mm とする。</u>								
管の軸方向溶接部 (巻き込み鋼管)	<u>管の軸方向、4m に 2 箇所とする。ただし端数は 1 箇所と数える。1 箇所の長さは 500mm とする。</u>								

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
<b>第7節 充てん工</b>				
<b>7.7.1 一般事項</b>	<p><u>ア 既設管と挿入管との空隙を完全に充てんする。</u></p> <p><u>この場合、偏圧及び異常圧のかからないよう注意する。</u></p> <p><u>イ 充てん材料は、原則としてモルタルポンプを用い注入する。この場合、偏圧を生じないようにできるだけ低圧で入念に施工する。</u></p> <p><u>ウ 現場の状況により、上記以外の方法による場合は、事前に監督員と協議する。</u></p>			
<b>7.7.2 配合計画</b>	<p><u>ア 充てん材料及び配合計画を監督員に提出する。</u></p> <p><u>イ 充てん材料はエアミルク又は流動化充てん材とし、示方は標準仕様書 5.2.8（さや管推進）による。</u></p> <p><u>ウ 充てん材の充てん量の確認は充てん区間ごとに行い、監督員に報告する。</u></p>			

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
<b>第8章 給水管工事</b>		<b>第7章 給水管工事</b>		・第7章追加の為、番号を修正しました。
<b>第1節 施工一般</b>		<b>第1節 施工一般</b>		
<b>8.1.1 一般事項</b>	<p>給水管工事の施行は、「東京都給水条例」(昭和33年4月1日)第6条の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者が施行すること。</p> <p>また、施行に当たっては、「東京都指定給水装置工事事業者規程」(平成10年3月31日東京都水道局管理規程第13号)第12条の規定に基づき指名された給水装置工事主任技術者の管理の下に行うこと。</p> <p>なお、配水管からの給水管取出し、若しくは撤去工事を施行する場合は、同条の規定に基づき適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はそのものに当該工事に従事する他のものを実施に監督させること。</p>	<b>7.1.1 一般事項</b>	<p>給水管工事の施行は、「東京都給水条例」(昭和33年4月1日)第6条の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者が施行すること。</p> <p>また、施行に当たっては、「東京都指定給水装置工事事業者規程」(平成10年3月31日東京都水道局管理規程第13号)第12条の規定に基づき指名された給水装置工事主任技術者の管理の下に行うこと。</p> <p>なお、配水管からの給水管取出し、若しくは撤去工事を施行する場合は、同条の規定に基づき適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はそのものに当該工事に従事する他のものを実施に監督させること。</p>	
<b>第2節 給水管の取り出し</b>		<b>第2節 給水管の取り出し</b>		
<b>8.2.1 一般事項</b>	<p>(1) 管の確認 受注者は、設計図書等により、給水管の取出しの前に、必ず目的の配水小管又は給水管であることを確認すること。</p> <p>(2) 給水管の取出し位置 受注者は、配水小管の直管部から取出しを行う位置は、他の給水管の取出し位置から30cm以上離すことを原則とし、設計図書又は監督員の指示によること。 また、維持管理等を考慮して、配水小管の継手部端部から30cm以上離すこと。</p> <p>(3) 現場状況不一致による協議 受注者は、設計図書と施工現場との状況が不一致の場合は、監督員に連絡又は報告し、その指示に従うこと。</p> <p>(4) 隔離の確保 受注者は、隔離の確保については、4.1.1(一般事項)の規程によるものとする。</p> <p>(5) 施工時間制約下での工事 受注者は、施工時間制約下での工事については、4.1.1(一般事項)の規程によるものとする。</p>	<b>7.2.1 一般事項</b>	<p>(1) 管の確認 受注者は、設計図書等により、給水管の取出しの前に、必ず目的の配水小管又は給水管であることを確認すること。</p> <p>(2) 給水管の取出し位置 受注者は、配水小管の直管部から取出しを行う位置は、他の給水管の取出し位置から30cm以上離すことを原則とし、設計図書又は監督員の指示によること。 また、維持管理等を考慮して、配水小管の継手部端部から30cm以上離すこと。</p> <p>(3) 現場状況不一致による協議 受注者は、設計図書と施工現場との状況が不一致の場合は、監督員に連絡又は報告し、その指示に従うこと。</p> <p>(4) 隔離の確保 受注者は、隔離の確保については、4.1.1(一般事項)の規程によるものとする。</p> <p>(5) 施工時間制約下での工事 受注者は、施工時間制約下での工事については、4.1.1(一般事項)の規程によるものとする。</p>	
<b>8.2.2 サドル付分水栓による取出し</b>	<p>受注者は、配水小管の管種、口径及び給水管取出し口径に適合したステンレス製サドル付分水栓(以下「サドル分水栓」という。)を使用すること。(表8.1)</p> <p>(1) 取付け箇所の清掃 受注者は、サドル分水栓取付け箇所の管の表面を十分に清掃すること。</p> <p>(2) ポリエチレンスリーブ被覆箇所の処置 受注者は、配水小管にポリエチレンスリーブを被覆してある場合は、サドル分水栓取付け位置の中心線(管軸に対して直角の線)から20cm程度離れた両位置を固定用ゴムバンド(以下「ゴムバンド」という。)で固定してから、中心線</p>	<b>7.2.2 サドル付分水栓による取出し</b>	<p>受注者は、配水小管の管種、口径及び給水管取出し口径に適合したステンレス製サドル付分水栓(以下「サドル分水栓」という。)を使用すること。(表7.1)</p> <p>(1) 取付け箇所の清掃 受注者は、サドル分水栓取付け箇所の管の表面を十分に清掃すること。</p> <p>(2) ポリエチレンスリーブ被覆箇所の処置 受注者は、配水小管にポリエチレンスリーブを被覆してある場合は、サドル分水栓取付け位置の中心線(管軸に対して直角の線)から20cm程度離れた両位置を固定用ゴムバンド(以下「ゴムバンド」という。)で固定してから、中心線</p>	

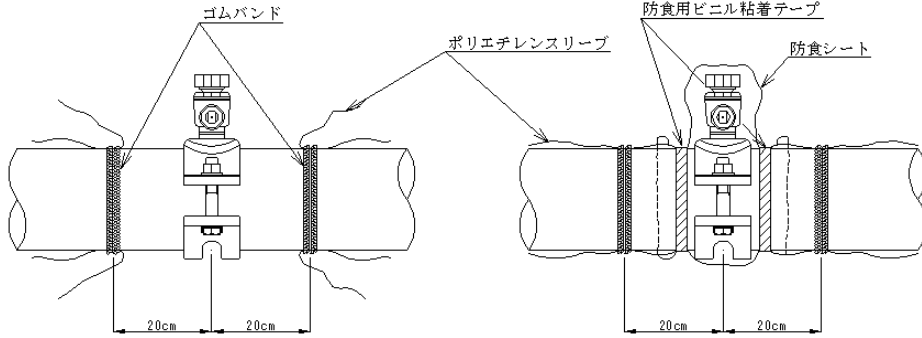
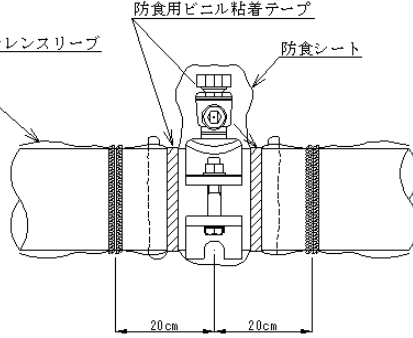
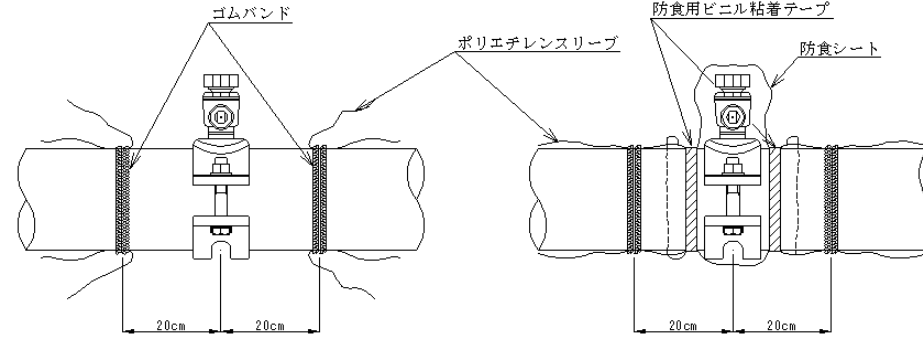
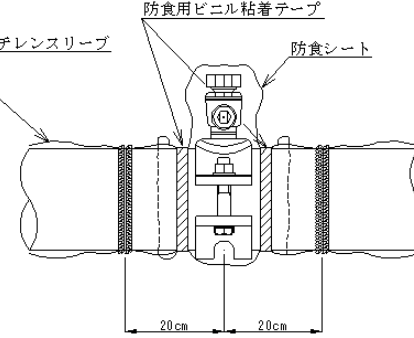
## 新旧対照表

改定		現行	改定の要旨																																																														
<p>に沿ってスリーブを切り開き、ゴムバンドの位置まで折り返して管の外面を露出させること（図 8.1）。</p> <p><b>表 8.1 都仕様のステンレス製サドル分水栓の種類及び呼び径（単位 mm）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="3">呼び径</th> </tr> <tr> <th>被分岐管</th> <th>記号</th> <th>止水機構</th> <th>分岐管</th> <th>サドル機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋳鉄（ミリ）管</td> <td rowspan="2">D 又は C</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">75, 100, 150, 200, 250, 300, 350</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">硬質塩化ビニル管</td> <td rowspan="2">V VS (兼用)</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">50, 75, 100, 150（鋼管と兼用しても良い。）</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管</td> <td rowspan="2">S</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 呼び径等については、鋳出し又は容易に消えない方法で表示されている。</p> <p><b>(3) サドル分水栓の設置</b></p> <p>受注者は、サドル分水栓を配水小管の管軸頂部にその中心が来るように据え付けること。ただし、障害物等によりやむを得ない場合は、中心から 45° 以内の範囲に限って据え付けることができるものとする。</p> <p>サドル分水栓を配水小管に固定するときは、パッキンと管の密着面において、異物の噛込みがないこと及びパッキンの変形がないことを確認し、締付けボルト及びナットを全体に均一になるように所定のトルクで締め付けること。</p> <p>なお、サドル部パッキンの破損、離脱を防止するため、ボルト及びナットを締め付けた状態でサドル分水栓を移動させないこと。</p> <p><b>(4) 配水小管が硬質塩化ビニル管の場合</b></p> <p>受注者は、配水小管が硬質塩化ビニル管の場合は、管頂部に沿って管探知用の銅線が配線されているので、設置に当たっては、この銅線を左右いずれかの方向にずらし、ビニルテープ等で固定すること。</p> <p>また、硬質塩化ビニル管専用のトルクレンチを使用してサドル分水栓のボルト及びナットを締め付けること。</p> <p><b>(5) 管のせん孔</b></p> <p>受注者は、取出し口径、配水小管の種類、内面の塗装及びライニングに応じたドリル、カッター及びせん孔機を使用すること。</p> <p><b>(6) せん孔部の防食コア取付け</b></p> <p>受注者は、鋳鉄管又は鋼管から給水管を取出す場合には、せん孔部に防食コア（以下「コア」という。）を取り付けること。</p> <p>なお、コアはサドル分水栓に同梱されているもの又は同一製作会社のもので、せん孔口径に適したものを使用すること。</p> <p><b>(7) サドル分水栓用ソケットの取付け</b></p> <p>受注者は、サドル分水栓の仕様及び給水管口径に応じた継手をサドル分水栓の給水管取出し口に取り付けること。（表 8.2）</p>	種類		呼び径			被分岐管	記号	止水機構	分岐管	サドル機構	鋳鉄（ミリ）管	D 又は C	25	20, 25	75, 100, 150, 200, 250, 300, 350	50	30, 40, 50	硬質塩化ビニル管	V VS (兼用)	25	20, 25	50, 75, 100, 150（鋼管と兼用しても良い。）	50	30, 40, 50	鋼管	S	25	20, 25	50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)	50	30, 40, 50		<p>に沿ってスリーブを切り開き、ゴムバンドの位置まで折り返して管の外面を露出させること（図 7.1）。</p> <p><b>表 7.1 都仕様のステンレス製サドル分水栓の種類及び呼び径（単位 mm）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="3">呼び径</th> </tr> <tr> <th>被分岐管</th> <th>記号</th> <th>止水機構</th> <th>分岐管</th> <th>サドル機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鋳鉄（ミリ）管</td> <td rowspan="2">D 又は C</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">75, 100, 150, 200, 250, 300, 350</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">硬質塩化ビニル管</td> <td rowspan="2">V VS (兼用)</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">50, 75, 100, 150（鋼管と兼用しても良い。）</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼管</td> <td rowspan="2">S</td> <td>25</td> <td>20, 25</td> <td rowspan="2">50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>30, 40, 50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 呼び径等については、鋳出し又は容易に消えない方法で表示されている。</p> <p><b>(3) サドル分水栓の設置</b></p> <p>受注者は、サドル分水栓を配水小管の管軸頂部にその中心が来るように据え付けること。ただし、障害物等によりやむを得ない場合は、中心から 45° 以内の範囲に限って据え付けることができるものとする。</p> <p>サドル分水栓を配水小管に固定するときは、パッキンと管の密着面において、異物の噛込みがないこと及びパッキンの変形がないことを確認し、締付けボルト及びナットを全体に均一になるように所定のトルクで締め付けること。</p> <p>なお、サドル部パッキンの破損、離脱を防止するため、ボルト及びナットを締め付けた状態でサドル分水栓を移動させないこと。</p> <p><b>(4) 配水小管が硬質塩化ビニル管の場合</b></p> <p>受注者は、配水小管が硬質塩化ビニル管の場合は、管頂部に沿って管探知用の銅線が配線されているので、設置に当たっては、この銅線を左右いずれかの方向にずらし、ビニルテープ等で固定すること。</p> <p>また、硬質塩化ビニル管専用のトルクレンチを使用してサドル分水栓のボルト及びナットを締め付けること。</p> <p><b>(5) 管のせん孔</b></p> <p>受注者は、取出し口径、配水小管の種類、内面の塗装及びライニングに応じたドリル、カッター及びせん孔機を使用すること。</p> <p><b>(6) せん孔部の防食コア取付け</b></p> <p>受注者は、鋳鉄管又は鋼管から給水管を取出す場合には、せん孔部に防食コア（以下「コア」という。）を取り付けること。</p> <p>なお、コアはサドル分水栓に同梱されているもの又は同一製作会社のもので、せん孔口径に適したものを使用すること。</p> <p><b>(7) サドル分水栓用ソケットの取付け</b></p> <p>受注者は、サドル分水栓の仕様及び給水管口径に応じた継手をサドル分水栓の給水管取出し口に取り付けること。（表 7.2）</p>	種類		呼び径			被分岐管	記号	止水機構	分岐管	サドル機構	鋳鉄（ミリ）管	D 又は C	25	20, 25	75, 100, 150, 200, 250, 300, 350	50	30, 40, 50	硬質塩化ビニル管	V VS (兼用)	25	20, 25	50, 75, 100, 150（鋼管と兼用しても良い。）	50	30, 40, 50	鋼管	S	25	20, 25	50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)	50	30, 40, 50	
種類		呼び径																																																															
被分岐管	記号	止水機構	分岐管	サドル機構																																																													
鋳鉄（ミリ）管	D 又は C	25	20, 25	75, 100, 150, 200, 250, 300, 350																																																													
		50	30, 40, 50																																																														
硬質塩化ビニル管	V VS (兼用)	25	20, 25	50, 75, 100, 150（鋼管と兼用しても良い。）																																																													
		50	30, 40, 50																																																														
鋼管	S	25	20, 25	50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)																																																													
		50	30, 40, 50																																																														
種類		呼び径																																																															
被分岐管	記号	止水機構	分岐管	サドル機構																																																													
鋳鉄（ミリ）管	D 又は C	25	20, 25	75, 100, 150, 200, 250, 300, 350																																																													
		50	30, 40, 50																																																														
硬質塩化ビニル管	V VS (兼用)	25	20, 25	50, 75, 100, 150（鋼管と兼用しても良い。）																																																													
		50	30, 40, 50																																																														
鋼管	S	25	20, 25	50, 75, 100, 150, 200, 250, 300, 350 (50～150 は硬質塩化ビニル管兼用としても良い。)																																																													
		50	30, 40, 50																																																														

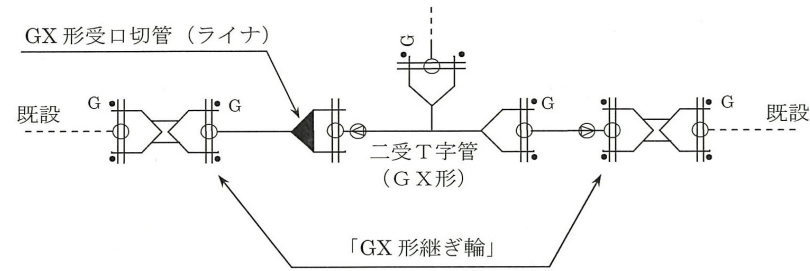
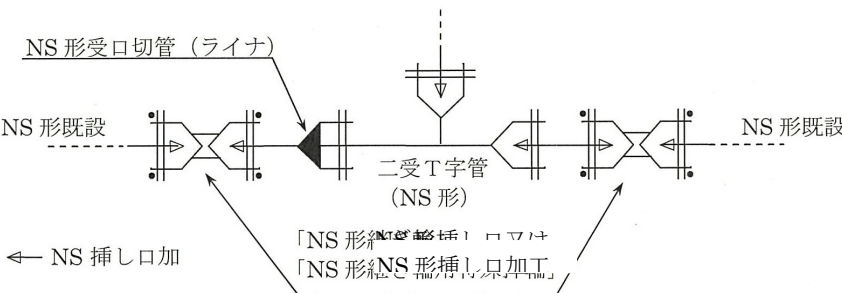
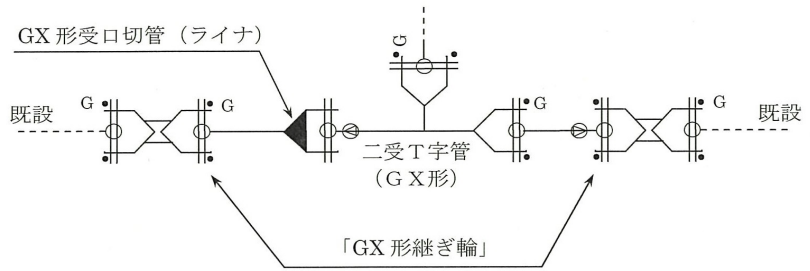
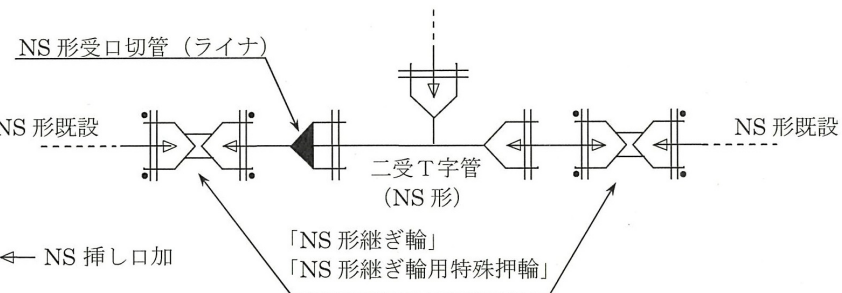
## 新旧対照表

改定	現行																																																																																																																														
<p>ただし、サドル分水栓は、給水管の取出し口が平行ネジのため、シールテープの巻き付けはしないこと。</p> <p>また、青銅製サドル付分水栓を再使用する場合は、給水管口径に応じた継手をサドル分水栓の給水管取出し口に取り付け、ネジ部にシールテープを巻きつけること。(表 8.3、8.4)</p> <p>なお、仮設時に耐久撃性硬質塩化ビニル管（H I V P）と接続する場合は、サドル分水栓タイプ-A（ソケットが一体式でないもの）を使用し、メネジアダプタを使用して接続すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 8.2 都仕様のステンレス製サドル付分水栓用ソケット及びプラグの種類及び呼び径</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ステンレス製サドル分水栓用ソケット</th> <th colspan="2" rowspan="2">ステンレス製サドル分水栓用プラグ</th> <th colspan="2">分岐部の形状</th> </tr> <tr> <th>ねじ形状</th> <th>長さ (mm)</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>呼び径</th> <th>種類</th> <th>呼び径</th> <th>D</th> <th>S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">タイプ-A</td> <td>25×20</td> <td rowspan="2">タイプ-A</td> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">G1 1/4</td> <td rowspan="2">15</td> </tr> <tr> <td>25×25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タイプ-A</td> <td>50×30</td> <td rowspan="3">タイプ-A</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">G2 1/2</td> <td rowspan="3">22</td> </tr> <tr> <td>50×40</td> </tr> <tr> <td>50×50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイプ-B</td> <td>25×20</td> <td rowspan="2">タイプ-B</td> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">M50×2</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>25×25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タイプ-B</td> <td>50×30</td> <td rowspan="3">タイプ-B</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">M72×2</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>50×40</td> </tr> <tr> <td>50×50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ねじ形状 D は、JIS B 0202「管用平行ねじ」又は JIS B 0205-1~4「一般用メートルねじ」による。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 8.3 青銅製サドル付分水栓とステンレス鋼管の接続継手</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×20) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×25) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td rowspan="3">おねじ付ソケット (50mm)</td> </tr> <tr> <td>40</td> </tr> <tr> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 おねじ付ソケットは、漏水時等の応急修繕用に使用する場合にのみ、使用が可能。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 8.4 シールテープ巻き付け量</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ねじ部口径 (mm)</th> <th>巻き量 (cm)</th> <th>巻き付け方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>約25</td> <td>1/2重ね巻き</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>約40</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	ステンレス製サドル分水栓用ソケット		ステンレス製サドル分水栓用プラグ		分岐部の形状		ねじ形状	長さ (mm)	種類	呼び径	種類	呼び径	D	S	タイプ-A	25×20	タイプ-A	25	G1 1/4	15	25×25	タイプ-A	50×30	タイプ-A	50	G2 1/2	22	50×40	50×50	タイプ-B	25×20	タイプ-B	25	M50×2	10	25×25	タイプ-B	50×30	タイプ-B	50	M72×2	10	50×40	50×50	口径	品名	20	伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×20) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)	25	伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×25) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)	30	おねじ付ソケット (50mm)	40	50	ねじ部口径 (mm)	巻き量 (cm)	巻き付け方法	25	約25	1/2重ね巻き	50	約40	〃	<p>ただし、サドル分水栓は、給水管の取出し口が平行ネジのため、シールテープの巻き付けはしないこと。</p> <p>また、青銅製サドル付分水栓を再使用する場合は、給水管口径に応じた継手をサドル分水栓の給水管取出し口に取り付け、ネジ部にシールテープを巻きつけること。(表 7.3、7.4)</p> <p>なお、仮設時に耐久撃性硬質塩化ビニル管（H I V P）と接続する場合は、サドル分水栓タイプ-A（ソケットが一体式でないもの）を使用し、メネジアダプタを使用して接続すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.2 都仕様のステンレス製サドル付分水栓用ソケット及びプラグの種類及び呼び径</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ステンレス製サドル分水栓用ソケット</th> <th colspan="2" rowspan="2">ステンレス製サドル分水栓用プラグ</th> <th colspan="2">分岐部の形状</th> </tr> <tr> <th>ねじ形状</th> <th>長さ (mm)</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>呼び径</th> <th>種類</th> <th>呼び径</th> <th>D</th> <th>S</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">タイプ-A</td> <td>25×20</td> <td rowspan="2">タイプ-A</td> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">G1 1/4</td> <td rowspan="2">15</td> </tr> <tr> <td>25×25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タイプ-A</td> <td>50×30</td> <td rowspan="3">タイプ-A</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">G2 1/2</td> <td rowspan="3">22</td> </tr> <tr> <td>50×40</td> </tr> <tr> <td>50×50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイプ-B</td> <td>25×20</td> <td rowspan="2">タイプ-B</td> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">M50×2</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>25×25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タイプ-B</td> <td>50×30</td> <td rowspan="3">タイプ-B</td> <td rowspan="3">50</td> <td rowspan="3">M72×2</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>50×40</td> </tr> <tr> <td>50×50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 ねじ形状 D は、JIS B 0202「管用平行ねじ」又は JIS B 0205-1~4「一般用メートルねじ」による。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.3 青銅製サドル付分水栓とステンレス鋼管の接続継手</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×20) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×25) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td rowspan="3">おねじ付ソケット (50mm)</td> </tr> <tr> <td>40</td> </tr> <tr> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 おねじ付ソケットは、漏水時等の応急修繕用に使用する場合にのみ、使用が可能。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.4 シールテープ巻き付け量</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ねじ部口径 (mm)</th> <th>巻き量 (cm)</th> <th>巻き付け方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>約25</td> <td>1/2重ね巻き</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>約40</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	ステンレス製サドル分水栓用ソケット		ステンレス製サドル分水栓用プラグ		分岐部の形状		ねじ形状	長さ (mm)	種類	呼び径	種類	呼び径	D	S	タイプ-A	25×20	タイプ-A	25	G1 1/4	15	25×25	タイプ-A	50×30	タイプ-A	50	G2 1/2	22	50×40	50×50	タイプ-B	25×20	タイプ-B	25	M50×2	10	25×25	タイプ-B	50×30	タイプ-B	50	M72×2	10	50×40	50×50	口径	品名	20	伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×20) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)	25	伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×25) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)	30	おねじ付ソケット (50mm)	40	50	ねじ部口径 (mm)	巻き量 (cm)	巻き付け方法	25	約25	1/2重ね巻き	50	約40	〃
ステンレス製サドル分水栓用ソケット					ステンレス製サドル分水栓用プラグ		分岐部の形状																																																																																																																								
		ねじ形状	長さ (mm)																																																																																																																												
種類	呼び径	種類	呼び径	D	S																																																																																																																										
タイプ-A	25×20	タイプ-A	25	G1 1/4	15																																																																																																																										
	25×25																																																																																																																														
タイプ-A	50×30	タイプ-A	50	G2 1/2	22																																																																																																																										
	50×40																																																																																																																														
	50×50																																																																																																																														
タイプ-B	25×20	タイプ-B	25	M50×2	10																																																																																																																										
	25×25																																																																																																																														
タイプ-B	50×30	タイプ-B	50	M72×2	10																																																																																																																										
	50×40																																																																																																																														
	50×50																																																																																																																														
口径	品名																																																																																																																														
20	伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×20) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)																																																																																																																														
25	伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×25) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)																																																																																																																														
30	おねじ付ソケット (50mm)																																																																																																																														
40																																																																																																																															
50																																																																																																																															
ねじ部口径 (mm)	巻き量 (cm)	巻き付け方法																																																																																																																													
25	約25	1/2重ね巻き																																																																																																																													
50	約40	〃																																																																																																																													
ステンレス製サドル分水栓用ソケット		ステンレス製サドル分水栓用プラグ		分岐部の形状																																																																																																																											
				ねじ形状	長さ (mm)																																																																																																																										
種類	呼び径	種類	呼び径	D	S																																																																																																																										
タイプ-A	25×20	タイプ-A	25	G1 1/4	15																																																																																																																										
	25×25																																																																																																																														
タイプ-A	50×30	タイプ-A	50	G2 1/2	22																																																																																																																										
	50×40																																																																																																																														
	50×50																																																																																																																														
タイプ-B	25×20	タイプ-B	25	M50×2	10																																																																																																																										
	25×25																																																																																																																														
タイプ-B	50×30	タイプ-B	50	M72×2	10																																																																																																																										
	50×40																																																																																																																														
	50×50																																																																																																																														
口径	品名																																																																																																																														
20	伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×20) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)																																																																																																																														
25	伸縮可とう式分水栓ソケット B (25×25) 又は 注 おねじ付ソケット (30mm)																																																																																																																														
30	おねじ付ソケット (50mm)																																																																																																																														
40																																																																																																																															
50																																																																																																																															
ねじ部口径 (mm)	巻き量 (cm)	巻き付け方法																																																																																																																													
25	約25	1/2重ね巻き																																																																																																																													
50	約40	〃																																																																																																																													

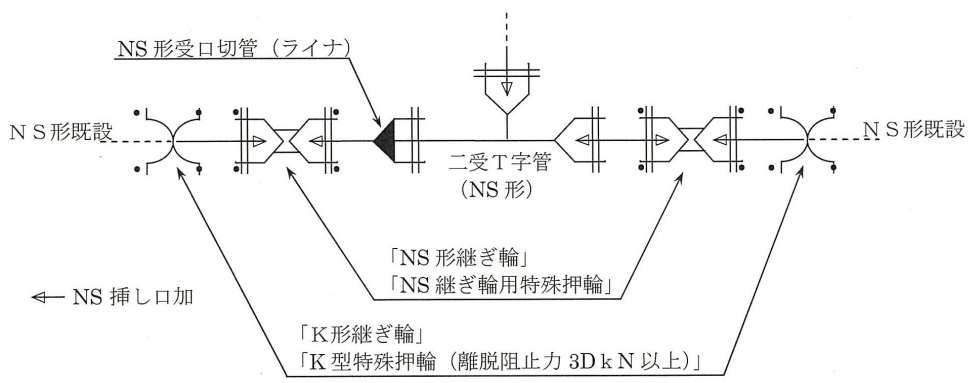
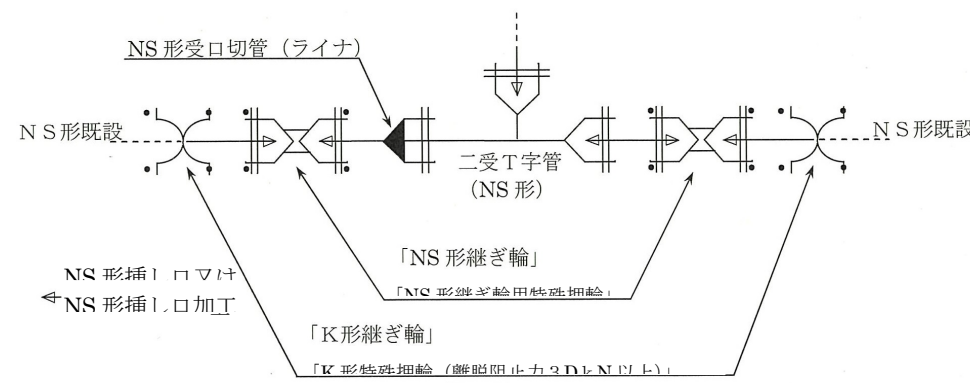
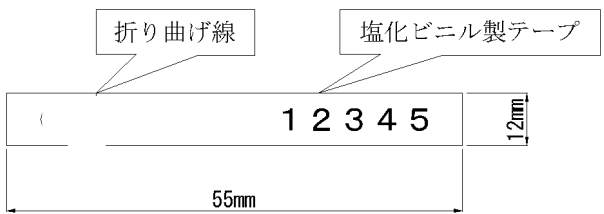
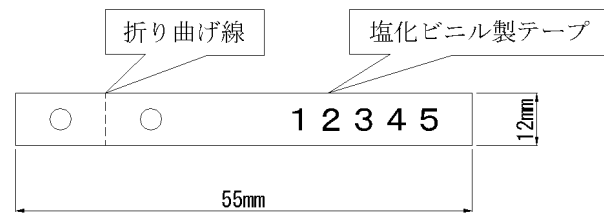
# 新旧対照表

改定	改定	現行	現行	改定の要旨
	<p>(8) ポリエチレンスリーブ及びポリエチレンシートによる被覆（防食処理）</p> <p>受注者は、取出し配管完了後、漏水等の異常がないことを確認した後、折り返していた配水小管のポリエチレンスリーブを元に戻してから、サドル水栓に同梱されているもの又は同一製作会社のポリエチレンシートと防食用ビニル粘着テープ（JIS Z 1901 厚さ 0.2mm、幅 75mm）を使用してスリーブ及びシートを密封させ、サドル分水栓を被覆すること。（図 8.2）。</p> <p>なお、シートは、被覆銅線付シート本体と被覆銅線単体とによって構成される。シートの形状及び寸法は、配水小管の口径及びサドル分水栓の取出し口径によって区分されているので、適合するものを使用すること。</p>  <p>図 8.1</p>  <p>図 8.2</p>		<p>(8) ポリエチレンスリーブ及びポリエチレンシートによる被覆（防食処理）</p> <p>受注者は、取出し配管完了後、漏水等の異常がないことを確認した後、折り返していた配水小管のポリエチレンスリーブを元に戻してから、サドル水栓に同梱されているもの又は同一製作会社のポリエチレンシートと防食用ビニル粘着テープ（JIS Z 1901 厚さ 0.2mm、幅 75mm）を使用してスリーブ及びシートを密封させ、サドル分水栓を被覆すること。（図 7.2）。</p> <p>なお、シートは、被覆銅線付シート本体と被覆銅線単体とによって構成される。シートの形状及び寸法は、配水小管の口径及びサドル分水栓の取出し口径によって区分されているので、適合するものを使用すること。</p>  <p>図 7.1</p>  <p>図 7.2</p>	
<p>8.2.3 集中分岐管からの取出し</p>	<p>(1) ソケット付絶縁フランジ継手の取付け</p> <p>受注者は、設計図書又は監督員の指示により、取出し口径が 30mm 以下の場合、管末にソケット付絶縁フランジ継手（以下「絶縁フランジ」という。）を設置して 50 mm ステンレス鋼管（配水小管）を布設し、伸縮可とう式チーズ及びキャップを使用して取出しを行うこと。取出し口径が 40 mm 以上の場合、絶縁フランジから直接給水管を取出しすること。</p> <p>また、必要となる場合には、三フランジ T 字管を設置すること。</p> <p>(2) 布設</p> <p>受注者は、取出し部から 1 m までは、水道用波状ステンレス鋼管を布設し、道路部分には仕切弁を設置しないこと。</p> <p>(3) ポリエチレンスリーブ被覆箇所の処置</p> <p>受注者は、絶縁フランジを設置する集中分岐管にポリエチレンスリーブが被覆してある場合は、スリーブの絶縁フランジ設置位置に必要最小限の穴を開け、取付け後にスリーブをたぐりよせ、その上から防食用ビニル粘着テープを巻いてスリーブを密封すること。</p> <p>また、三フランジ T 字管を設置する場合は、4.1.18（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆）の規定によるものとする。</p>	<p>7.2.3 集中分岐管からの取出し</p>	<p>(1) ソケット付絶縁フランジ継手の取付け</p> <p>受注者は、設計図書又は監督員の指示により、取出し口径が 30mm 以下の場合、管末にソケット付絶縁フランジ継手（以下「絶縁フランジ」という。）を設置して 50 mm ステンレス鋼管（配水小管）を布設し、伸縮可とう式チーズ及びキャップを使用して取出しを行うこと。取出し口径が 40 mm 以上の場合、絶縁フランジから直接給水管を取出しすること。</p> <p>また、必要となる場合には、三フランジ T 字管を設置すること。</p> <p>(2) 布設</p> <p>受注者は、取出し部から 1 m までは、水道用波状ステンレス鋼管を布設し、道路部分には仕切弁を設置しないこと。</p> <p>(3) ポリエチレンスリーブ被覆箇所の処置</p> <p>受注者は、絶縁フランジを設置する集中分岐管にポリエチレンスリーブが被覆してある場合は、スリーブの絶縁フランジ設置位置に必要最小限の穴を開け、取付け後にスリーブをたぐりよせ、その上から防食用ビニル粘着テープを巻いてスリーブを密封すること。</p> <p>また、三フランジ T 字管を設置する場合は、4.1.18（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆）の規定によるものとする。</p>	



## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨																																										
<p><b>8.2.4 耐震型割T字管による取出し</b></p>	<p>受注者は、給水管の口径が75mm～150mmで配水小管が鋳鉄管の場合、原則として、耐震形割T字管（以下「割T字管」という。）により取出しを行うこと（表8.5）。割T字管は、可とう部、止水弁（制水弁）が組み込まれた構造であり、給水管との継手構造は、GX形接合用挿口（挿口突部なし）になっている。なお、配水小管へのせん孔は、割T字管用のせん孔機を使用すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 8.5 割T字管の種類及び呼び径</b> (単位 mm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="3">呼び径</th> </tr> <tr> <th>被分岐管</th> <th>記号</th> <th>止水機構</th> <th>継手機構</th> <th>割T字機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋳鉄管 (ミリ)</td> <td rowspan="3">D又はC</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>100, 150, 200, 250, 300, 350</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>150, 200, 250, 300, 350</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>150</td> <td>200, 250, 300, 350</td> </tr> </tbody> </table>	種類		呼び径			被分岐管	記号	止水機構	継手機構	割T字機構	鋳鉄管 (ミリ)	D又はC	75	75	100, 150, 200, 250, 300, 350	100	100	150, 200, 250, 300, 350	150	150	200, 250, 300, 350	<p><b>7.2.4 耐震型割T字管による取出し</b></p> <p>受注者は、給水管の口径が75mm～150mmで配水小管が鋳鉄管の場合、原則として、耐震形割T字管（以下「割T字管」という。）により取出しを行うこと（表7.5）。割T字管は、可とう部、止水弁（制水弁）が組み込まれた構造であり、給水管との継手構造は、GX形接合用挿口（挿口突部なし）になっている。なお、配水小管へのせん孔は、割T字管用のせん孔機を使用すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.5 割T字管の種類及び呼び径</b> (単位 mm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="3">呼び径</th> </tr> <tr> <th>被分岐管</th> <th>記号</th> <th>止水機構</th> <th>継手機構</th> <th>割T字機構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鋳鉄管 (ミリ)</td> <td rowspan="3">D又はC</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>100, 150, 200, 250, 300, 350</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>150, 200, 250, 300, 350</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>150</td> <td>200, 250, 300, 350</td> </tr> </tbody> </table>	種類		呼び径			被分岐管	記号	止水機構	継手機構	割T字機構	鋳鉄管 (ミリ)	D又はC	75	75	100, 150, 200, 250, 300, 350	100	100	150, 200, 250, 300, 350	150	150	200, 250, 300, 350	
種類		呼び径																																											
被分岐管	記号	止水機構	継手機構	割T字機構																																									
鋳鉄管 (ミリ)	D又はC	75	75	100, 150, 200, 250, 300, 350																																									
		100	100	150, 200, 250, 300, 350																																									
		150	150	200, 250, 300, 350																																									
種類		呼び径																																											
被分岐管	記号	止水機構	継手機構	割T字機構																																									
鋳鉄管 (ミリ)	D又はC	75	75	100, 150, 200, 250, 300, 350																																									
		100	100	150, 200, 250, 300, 350																																									
		150	150	200, 250, 300, 350																																									
<p><b>8.2.5 二受T字管による取出し</b></p>	<p>(1) 一般事項 受注者は、二受T字管による取出しを行う場合の配管は、設計図書又は監督員の指示によることとし、標準的な配管は、次による。</p> <p>(2) GX形二受T字管で取出しを行う場合</p>  <p>(3) NS形二受T字管で取出しを行う場合 ア 既設管に溝切り及び挿し口加工が可能な場合</p> 	<p><b>7.2.5 二受T字管による取出し</b></p> <p>(1) 一般事項 受注者は、二受T字管による取出しを行う場合の配管は、設計図書又は監督員の指示によることとし、標準的な配管は、次による。</p> <p>(2) GX形二受T字管で取出しを行う場合</p>  <p>(3) NS形二受T字管で取出しを行う場合 ア 既設管に溝切り及び挿し口加工が可能な場合</p> 																																											

# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>イ 既設管の溝切り及び挿し口加工が不可能な場合</p>  <p>注 K形継ぎ輪及びK形特殊押輪により接合すること。          なお、特殊押輪の性能は、耐震性を有する（離脱阻止力3DkN以上）ものとし、特殊押輪の確認は、現地において製品証明書と照合し行うこと。</p> <p>(4) 鋳鉄管の防食処理（ポリエチレンスリーブによる被覆）          受注者は、鋳鉄管の防食処理については、4.1.18（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆）の規定によるものとする。</p>	<p>イ 既設管の溝切り及び挿し口加工が不可能な場合</p>  <p>注 K形継ぎ輪及びK形特殊押輪により接合すること。          なお、特殊押輪の性能は、耐震性を有する（離脱阻止力3DkN以上）ものとし、特殊押輪の確認は、現地において製品証明書と照合し行うこと。</p> <p>(4) 鋳鉄管の防食処理（ポリエチレンスリーブによる被覆）          受注者は、鋳鉄管の防食処理については、4.1.18（鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆）の規定によるものとする。</p>	
<p><b>8.2.6 異形管の抜け出し防護</b></p> <p>受注者は、異形管の抜け出し防護については、4.1.11（管防護）の規定によるものとする。</p>	<p><b>7.2.6 異形管の抜け出し防護</b></p> <p>受注者は、異形管の抜け出し防護については、4.1.11（管防護）の規定によるものとする。</p>	
<p><b>8.2.7 分岐番号標の取付け</b></p> <p>(1) 一般事項          受注者は、給水管の取出し箇所当該給水装置の水道番号を明示した分岐番号標を取り付けること。取付に当たっては、埋め戻し、掘削等の際に容易に取れないよう確実に結び付けること。</p> <p>(2) 分岐番号標          ア 分岐番号は、当該給水装置の水道番号とすること。          イ 分岐番号標はテープライターで刻印、印刷した塩化ビニル製テープ及び塩化ビニル被覆銅線を使用すること（図8.3）。</p>  <p>テープの色は赤色又は橙色</p> <p>図 8.3 分岐番号標</p> <p>ウ 塩化ビニル被覆銅線は複線になっているので、裂いて単線にして使用すること。</p>	<p><b>7.2.7 分岐番号標の取付け</b></p> <p>(1) 一般事項          受注者は、給水管の取出し箇所当該給水装置の水道番号を明示した分岐番号標を取り付けること。取付に当たっては、埋め戻し、掘削等の際に容易に取れないよう確実に結び付けること。</p> <p>(2) 分岐番号標          ア 分岐番号は、当該給水装置の水道番号とすること。          イ 分岐番号標はテープライターで刻印、印刷した塩化ビニル製テープ及び塩化ビニル被覆銅線を使用すること（図7.3）。</p>  <p>テープの色は赤色又は橙色</p> <p>図 7.3 分岐番号標</p> <p>ウ 塩化ビニル被覆銅線は複線になっているので、裂いて単線にして使用すること。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<div style="text-align: center;"> <p>線の外径：Φ2.0 mm 長さ：約 25 cm</p>  <p>図 8.4 塩化ビニル被覆銅線</p> </div> <p>エ 分岐番号標の一方にパンチ等で穴を開け、塩化ビニル被覆銅線を結び付けること。</p> <p><b>(3) 分岐番号標の取付け位置</b> 分岐番号標は、防食処理を施したのち、次の位置に取り付けること。</p> <p>ア サドル分水栓 サドル分水栓に近接したステンレス鋼管に取り付けること。</p> <p>イ 集中分岐管 ソケット付絶縁フランジ等の分岐部に近接したステンレス鋼管に取り付けること。</p> <p>ウ 耐震形割T字管 防食処理後、割T字管（止水弁、バンド部等）に取り付けること。</p> <p>エ 二受T字管 防食処理後、給水管側の受口の周辺に取り付けること。</p> <p><b>(4) 既設分岐番号標の再使用</b> 受注者は、改造工事等の場合は、既設分岐番号標を再使用することができるものとする。</p>	<div style="text-align: center;"> <p>線の外径：Φ2.0 mm 長さ：約 25 cm</p>  <p>図 7.4 塩化ビニル被覆銅線</p> </div> <p>エ 分岐番号標の一方にパンチ等で穴を開け、塩化ビニル被覆銅線を結び付けること。</p> <p><b>(3) 分岐番号標の取付け位置</b> 分岐番号標は、防食処理を施したのち、次の位置に取り付けること。</p> <p>ア サドル分水栓 サドル分水栓に近接したステンレス鋼管に取り付けること。</p> <p>イ 集中分岐管 ソケット付絶縁フランジ等の分岐部に近接したステンレス鋼管に取り付けること。</p> <p>ウ 耐震形割T字管 防食処理後、割T字管（止水弁、バンド部等）に取り付けること。</p> <p>エ 二受T字管 防食処理後、給水管側の受口の周辺に取り付けること。</p> <p><b>(4) 既設分岐番号標の再使用</b> 受注者は、改造工事等の場合は、既設分岐番号標を再使用することができるものとする。</p>	
<p><b>8.2.8 道路内埋設管の明示</b></p> <p><b>(1) 明示対象の管</b> 受注者は、口径 75 mm以上の給水管で、道路の縦方向に 10m以上布設するもの及び割T字管による取出し箇所給水管延長 1m 程度については、管の明示をすること。 なお、給水管取り出し工事等に伴う配水小管新設箇所及び工事で露出した明示のない既設管についても、管の明示をすること。</p> <p><b>(2) 明示方法</b> 受注者は、管の明示方法については、4.1.19（管明示）の規定によるほか、割T字管による取出しの場合は、給水管延長 1 m程度まで管明示シートを布設すること。</p>	<p><b>7.2.8 道路内埋設管の明示</b></p> <p><b>(1) 明示対象の管</b> 受注者は、口径 75 mm以上の給水管で、道路の縦方向に 10m以上布設するもの及び割T字管による取出し箇所給水管延長 1m 程度については、管の明示をすること。 なお、給水管取り出し工事等に伴う配水小管新設箇所及び工事で露出した明示のない既設管についても、管の明示をすること。</p> <p><b>(2) 明示方法</b> 受注者は、管の明示方法については、4.1.19（管明示）の規定によるほか、割T字管による取出しの場合は、給水管延長 1 m程度まで管明示シートを布設すること。</p>	
<p><b>8.2.9 給水管取出し部の撤去（閉止工）</b></p> <p>受注者は、給水装置を取出し部から撤去する方法は、設計図書又は監督員の指示によることとし、標準的な取出し形態に応じた撤去方法は次による（表 8.6）。 なお、施工完了後は、完全に止水したことを確認すること。</p>	<p><b>7.2.9 給水管取出し部の撤去（閉止工）</b></p> <p>受注者は、給水装置を取出し部から撤去する方法は、設計図書又は監督員の指示によることとし、標準的な取出し形態に応じた撤去方法は次による（表 7.6）。 なお、施工完了後は、完全に止水したことを確認すること。</p>	

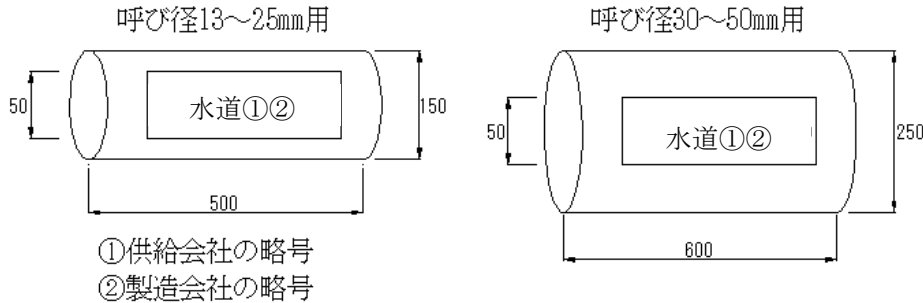
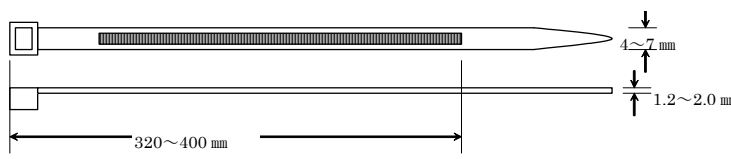
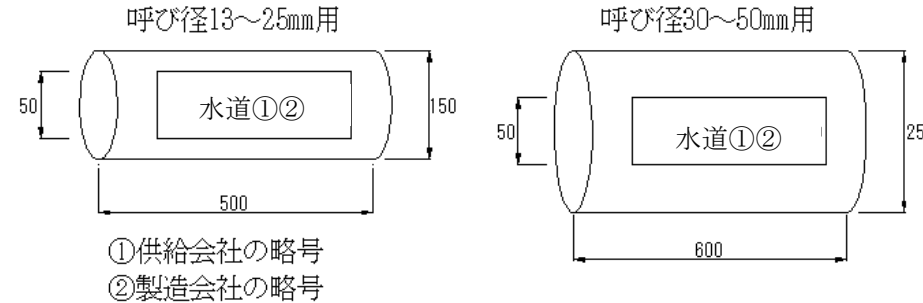
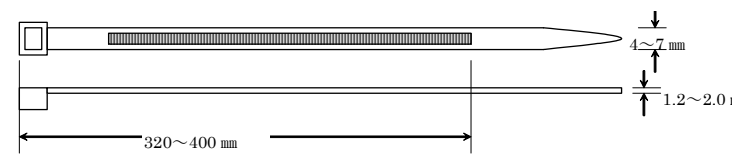
## 新旧対照表

改定			現行			改定の要旨
<b>表 8.6 給水管取出し部の撤去方法</b>			<b>表 7.6 給水管取出し部の撤去方法</b>			
分岐形態	撤去用材料	撤去方法	分岐形態	撤去用材料	撤去方法	
サドル 分水栓	都規格	サドル分水栓用プラグ	サドル 分水栓	都規格	サドル分水栓用プラグ	③ サドル分水栓のボール弁を閉止する。 ④ サドル分水栓用シモク（又は伸縮可とう式分水栓ソケットB）を取り外し、サドル分水栓用プラグ（又はサドル分水栓用プラグT形）を取り付ける。
	日本水道協会規格	サドル分水栓用プラグT形		日本水道協会規格	サドル分水栓用プラグT形	
ステンレス製サドル付分水栓	都仕様	ステンレス製サドル付分水栓用プラグ	ステンレス製サドル付分水栓	都仕様	ステンレス製サドル付分水栓用プラグ	③ ステンレス製サドル付分水栓のボール弁（又はスライド弁）を閉止する。 ④ ステンレス製サドル付分水栓用ソケットを取り外し、ステンレス製サドル分水栓用プラグを取り付ける。
分水栓（旧工法）	分水栓止水板又は埋金	分水栓を閉止し、分水栓止水板を取り付ける。分水栓が止水不良等の場合は、分水栓を取り外し、埋金を取り付ける（注5）。	分水栓（旧工法）	分水栓止水板又は埋金	分水栓を閉止し、分水栓止水板を取り付ける。分水栓が止水不良等の場合は、分水栓を取り外し、埋金を取り付ける（注5）。	
集中分岐管	サドル分水栓用プラグ（フランジ止水板）	サドル分水栓用シモク（ソケット付絶縁フランジ継手）を取り外し、サドル分水栓用プラグ（フランジ止水版）を取り付ける。	集中分岐管	サドル分水栓用プラグ（フランジ止水板）	サドル分水栓用シモク（ソケット付絶縁フランジ継手）を取り外し、サドル分水栓用プラグ（フランジ止水版）を取り付ける。	
割T字管（旧工法）	フランジ止水板	短管1号又は割T字管取付け金物を取り外し、フランジ止水板を取り付ける（注1）。	割T字管（旧工法）	フランジ止水板	短管1号又は割T字管取付け金物を取り外し、フランジ止水板を取り付ける（注1）。	
耐震形割T字管	耐震形割T字管栓	継手機構を取外し、耐震形割T字管用栓を取り付ける（注2）。	耐震形割T字管	耐震形割T字管栓	継手機構を取外し、耐震形割T字管用栓を取り付ける（注2）。	
铸铁管用二受T字管	栓（T、K形）	配水小管の断水を行い、二受T字管の岐管部に栓を取り付ける。	铸铁管用二受T字管	栓（T、K形）	配水小管の断水を行い、二受T字管の岐管部に栓を取り付ける。	
	切り管（SⅡ形、NS形、GX形）	配水小管から二受T字管を撤去し、切り管を継ぎ輪で接合する。		切り管（SⅡ形、NS形、GX形）	配水小管から二受T字管を撤去し、切り管を継ぎ輪で接合する。	
チーズ	キャップ	ビニル管用	チーズ	キャップ	ビニル管用	管を5cm程度切り残し、キャップをする。
		銅管用			銅管用	管を5cm程度切り残し、キャップをする。
	ステンレス鋼管用	ステンレス鋼管用		ステンレス鋼管用	チーズの岐管部にキャップを取り付ける。	
	プラグ（ライニング鋼管用）	チーズの岐管部にプラグを取り付ける。		プラグ（ライニング鋼管用）	チーズの岐管部にプラグを取り付ける。	
鉛管分岐	鉛管用ハンダによるチャンブル	鉛管を5cm程度切り残し、管端部を押しつぶした後ハンダ接合する。	鉛管分岐	鉛管用ハンダによるチャンブル	鉛管を5cm程度切り残し、管端部を押しつぶした後ハンダ接合する。	
<p>注 1 フランジ止水板の取付けには、専用のパッキン又はガスケットを使用すること。</p> <p>注 2 耐震形割T字管用栓は、メーカーにより使用する栓が異なることに注意すること。</p> <p>注 3 ステンレス製サドル付分水栓以外へのプラグ取付けは、ねじ部にシールテープを巻きつけて行うこと。</p> <p>注 4 撤去部をポリエチレンスリーブ等で被覆してある場合は、撤去工事施工後、防食テープ等を用いて防食処理を行うこと。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、既設サドル分水栓等に設置されているポリエチレンシートが再使用できない場合は、新しいものを用意すること。</p>			<p>注 1 フランジ止水板の取付けには、専用のパッキン又はガスケットを使用すること。</p> <p>注 2 耐震形割T字管用栓は、メーカーにより使用する栓が異なることに注意すること。</p> <p>注 3 ステンレス製サドル付分水栓以外へのプラグ取付けは、ねじ部にシールテープを巻きつけて行うこと。</p> <p>注 4 撤去部をポリエチレンスリーブ等で被覆してある場合は、撤去工事施工後、防食テープ等を用いて防食処理を行うこと。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、既設サドル分水栓等に設置されているポリエチレンシートが再使用できない場合は、新しいものを用意すること。</p>			

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>第3節 給水管の配管</b></p>	<p><b>第3節 給水管の配管</b></p>	
<p><b>8.3.1 材料の選定</b></p> <p>(1) 道路下に使用する給水管</p> <p>ア 受注者は、道路下に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により配水小管又は道路に布設された他の給水装置からの取出し部分から、当該取出し部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で取出し部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、その口径に応じて、次の材料を使用すること（東京都給水条例施行規程第6条の2）。</p> <p>(ア) 50mm以下の給水管は、原則としてJWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管B（SUS316）を使用し、当局が指定する工事については、JWWA G115 水道用ステンレス鋼管B（SUS316）を使用すること。ただし、ステンレス鋼管以外の給水装置から分岐する場合は、分岐部直近にステンレス製めねじ付ソケットを設置して、宅地内第一止水栓までの布設は、上記「50mm以下の給水管」の材料を使用する。</p> <p>(イ) 75mm以上の給水管は、75～300mmについては、JWWA G 120 水道用GX形ダクタイル鋳鉄管、350mmについては、JWWA G 113 水道用ダクタイル鋳鉄管（NS形）を使用すること。</p> <p>イ 受注者は、給水管に使用する継手については次の材料を使用すること。</p> <p>(ア) 波状ステンレス鋼管B（SUS316）及びステンレス鋼管B（SUS316）の使用が指定されている道路の配管に使用する継手は、当局が指定した伸縮可とう式継手を使用する。</p> <p>なお、接合における溝付け位置は管端面から49mmとすること。</p> <p>(イ) GX及びNS形ダクタイル鋳鉄管の配管に使用する継手は、当局が指定した異形管を使用すること。</p> <p>(2) 宅地内に使用する給水管</p> <p>受注者は、宅地内に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により、ステンレス鋼管、ダクタイル鋳鉄管のほか、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日付厚生省令第14号）に適合する管から適切なものを使用すること。</p>	<p><b>7.3.1 材料の選定</b></p> <p>(1) 道路下に使用する給水管</p> <p>ア 受注者は、道路下に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により配水小管又は道路に布設された他の給水装置からの取出し部分から、当該取出し部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で取出し部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、その口径に応じて、次の材料を使用すること（東京都給水条例施行規程第6条の2）。</p> <p>(ア) 50mm以下の給水管は、原則としてJWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管B（SUS316）を使用し、当局が指定する工事については、JWWA G115 水道用ステンレス鋼管B（SUS316）を使用すること。ただし、ステンレス鋼管以外の給水装置から分岐する場合は、分岐部直近にステンレス製めねじ付ソケットを設置して、宅地内第一止水栓までの布設は、上記「50mm以下の給水管」の材料を使用する。</p> <p>(イ) 75mm以上の給水管は、75～300mmについては、JWWA G 120 水道用GX形ダクタイル鋳鉄管、350mmについては、JWWA G 113 水道用ダクタイル鋳鉄管（NS形）を使用すること。</p> <p>イ 受注者は、給水管に使用する継手については次の材料を使用すること。</p> <p>(ア) 波状ステンレス鋼管B（SUS316）及びステンレス鋼管B（SUS316）の使用が指定されている道路の配管に使用する継手は、当局が指定した伸縮可とう式継手を使用する。</p> <p>なお、接合における溝付け位置は管端面から49mmとすること。</p> <p>(イ) GX及びNS形ダクタイル鋳鉄管の配管に使用する継手は、当局が指定した異形管を使用すること。</p> <p>(2) 宅地内に使用する給水管</p> <p>受注者は、宅地内に使用する給水管は、設計図書又は監督員の指示により、ステンレス鋼管、ダクタイル鋳鉄管のほか、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日付厚生省令第14号）に適合する管から適切なものを使用すること。</p>	
<p><b>8.3.2 配管</b></p> <p>(1) 波状ステンレス鋼管Bの配管</p> <p>受注者は、波状ステンレス鋼管B（SUS316）の配管については、次の事項に留意して施工すること。</p> <p>ア 配管延長が4m以下の場合には、原則としてソケット等を使用しないこと。</p> <p>イ 配管延長が特に長い場合においては、直線部分にステンレス鋼管Bを使用し、経済的になるよう配管すること。その場合は、継手は伸縮可とう式継手を使用すること。</p> <p>(2) ダクタイル鋳鉄管の配管</p> <p>受注者は、ダクタイル鋳鉄管の配管については、第4章（配水管工事）の規定によるものとする。</p>	<p><b>7.3.2 配管</b></p> <p>(1) 波状ステンレス鋼管Bの配管</p> <p>受注者は、波状ステンレス鋼管B（SUS316）の配管については、次の事項に留意して施工すること。</p> <p>ア 配管延長が4m以下の場合には、原則としてソケット等を使用しないこと。</p> <p>イ 配管延長が特に長い場合においては、直線部分にステンレス鋼管Bを使用し、経済的になるよう配管すること。その場合は、継手は伸縮可とう式継手を使用すること。</p> <p>(2) ダクタイル鋳鉄管の配管</p> <p>受注者は、ダクタイル鋳鉄管の配管については、第4章（配水管工事）の規定によるものとする。</p>	

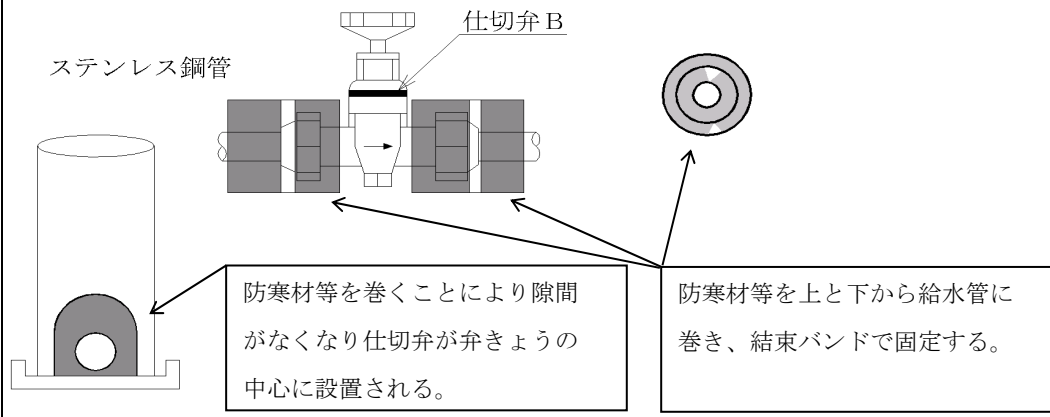
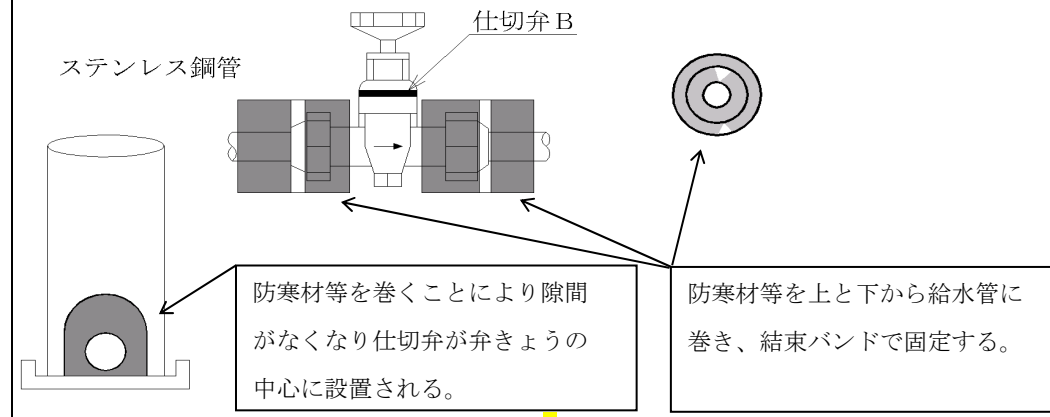
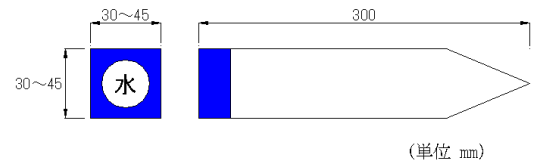
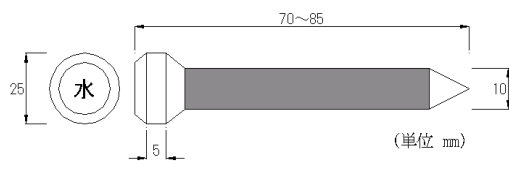
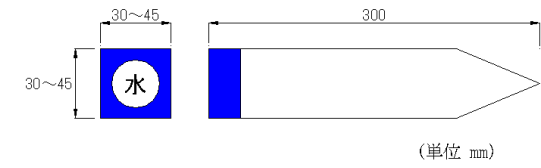
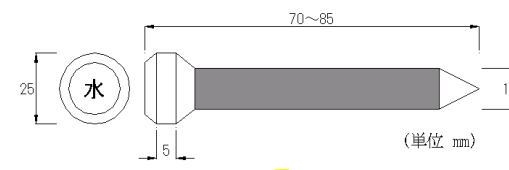
## 新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨
	<p>(3) 給水管の埋設深さ 受注者は、給水管の埋設深さについては、設計図書又は監督員の指示によること。</p>		<p>(3) 給水管の埋設深さ 受注者は、給水管の埋設深さについては、設計図書又は監督員の指示によること。</p>	
8.3.3 管の切断	<p>(1) ステンレス鋼管の切断 ア 受注者は、管の切断をパイプ万力、パイプグリップ等で管をしっかりと固定してから行うこと。 イ 受注者は、バリが生じない方法で管の切断面が真円を保持し、管軸に対し直角になるよう切断すること。</p> <p>(2) ダクタイル鋳鉄管の切断 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の切断は、4.1.6（管の切断）の規定によるものとする。</p>	7.3.3 管の切断	<p>(1) ステンレス鋼管の切断 ア 受注者は、管の切断をパイプ万力、パイプグリップ等で管をしっかりと固定してから行うこと。 イ 受注者は、バリが生じない方法で管の切断面が真円を保持し、管軸に対し直角になるよう切断すること。</p> <p>(2) ダクタイル鋳鉄管の切断 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の切断は、4.1.6（管の切断）の規定によるものとする。</p>	
8.3.4 ポリエチレンシート被覆	<p>(1) 一般事項 受注者は、配管に青銅鋳物製伸縮可とう式継手（SV継手）を使用した場合は、ポリエチレンシートによる被覆（防食処理）を行うこと。</p> <p>(2) 使用材料 ア ポリエチレンシートの形状及び寸法と結束バンドは、(図 8.5、図 8.6) による。</p> <div style="text-align: center;">  <p>①供給会社の略号 ②製造会社の略号</p> <p>図 8.5 ポリエチレンシート</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図 8.6 結束バンド</p> </div> <p>イ ポリエチレンシートの材質、製造方法については、JWWA K 158（水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ）の規定によるものとする。</p> <p>ウ 工事中に既設の青銅製の仕切弁Bが露出し、非防食であった場合は、ポリエチレンシートでの被覆を行うこと。</p>	7.3.4 ポリエチレンシート被覆	<p>(1) 一般事項 受注者は、配管に青銅鋳物製伸縮可とう式継手（SV継手）を使用した場合は、ポリエチレンシートによる被覆（防食処理）を行うこと。</p> <p>(2) 使用材料 ア ポリエチレンシートの形状及び寸法と結束バンドは、(図 7.5、図 7.6) による。</p> <div style="text-align: center;">  <p>①供給会社の略号 ②製造会社の略号</p> <p>図 7.5 ポリエチレンシート</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図 7.6 結束バンド</p> </div> <p>イ ポリエチレンシートの材質、製造方法については、<b>日本水道協会規格</b> JWWA K 158（水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ）の規定によるものとする。</p> <p>ウ 工事中に既設の青銅製の仕切弁Bが露出し、非防食であった場合は、ポリエチレンシートでの被覆を行うこと。</p>	<p>・日本水道協会規格の表現を見直しました。</p>

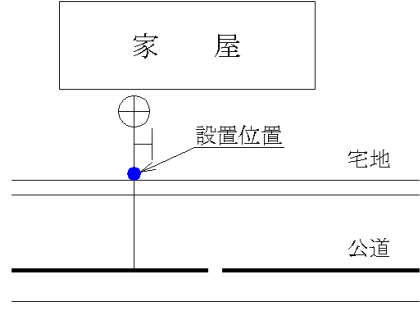
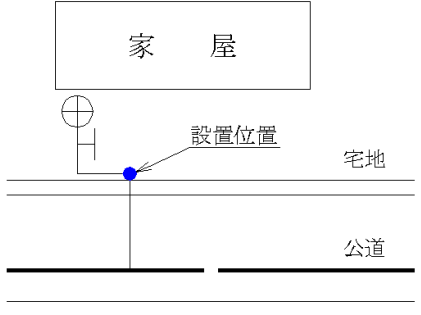
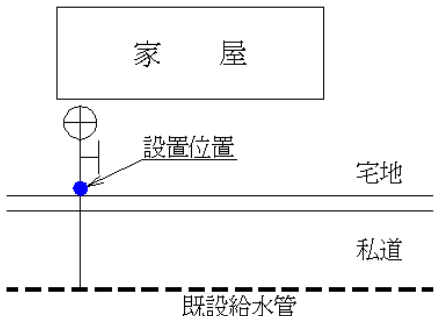
## 新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨																																																		
<p><b>8.3.5 仕切弁の取付け</b></p>	<p>(1) 50 mm以下の給水管への取付け 受注者は、50 mm以下の給水管に仕切弁を取り付ける場合は、設計図書又は監督員の指示により、接続する管の種類、設置位置等を確認の上、設置すること。</p> <p>(2) 75 mm以上の給水管への取付け 受注者は、75 mm以上の給水管に仕切弁を取り付ける場合は、設計図書又は監督員の指示により、接続する管の種類、設置位置等を確認の上、設置すること。</p> <p>(3) 給水管との接合及び配管 受注者は、給水管との接合及び配管については、8.4.2（接合）及び第4章（配水管工事）の規定によるものとする。</p>	<p><b>7.3.5 仕切弁の取付け</b></p>	<p>(1) 50 mm以下の給水管への取付け 受注者は、50 mm以下の給水管に仕切弁を取り付ける場合は、設計図書又は監督員の指示により、接続する管の種類、設置位置等を確認の上、設置すること。</p> <p>(2) 75 mm以上の給水管への取付け 受注者は、75 mm以上の給水管に仕切弁を取り付ける場合は、設計図書又は監督員の指示により、接続する管の種類、設置位置等を確認の上、設置すること。</p> <p>(3) 給水管との接合及び配管 受注者は、給水管との接合及び配管については、7.4.2（接合）及び第4章（配水管工事）の規定によるものとする。</p>																																																			
<p><b>8.3.6 仕切弁（制水弁）きょうの設置</b></p>	<p>(1) 仕切弁（制水弁）きょうの選定 受注者は、仕切弁（制水弁）きょうは、仕切弁の口径に適したものを設置すること（表8.7、表8.8）。 ア 仕切弁（制水弁）きょうの使用区分 (ア) 仕切弁口径 50 mm以下の場合</p> <p style="text-align: center;"><b>表 8.7 仕切弁きょう</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設置箇所</th> <th style="width: 40%;">使用する仕切弁きょうの高さ</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">車道</td> <td style="text-align: center;">60cm 以上</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">仕切弁の口径に応じ、13～25mm 用と30～50mm 用がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歩道</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">50cm 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私道</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宅地</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 仕切弁口径 75 mm以上の場合</p> <p style="text-align: center;"><b>表 8.8 制水弁きょう</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">仕切弁口径</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">制水弁きょうの形状等</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">頭部の形状</th> <th style="width: 15%;">材 質</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">75～200mm</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">円 形</td> <td style="text-align: center;">ダクタイル</td> <td style="text-align: center;">給水管用を使用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">250～350mm</td> <td style="text-align: center;">鑄 鉄</td> <td style="text-align: center;">配水管と共用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 仕切弁（制水弁）きょうの設置 受注者は、次の事項に注意して仕切弁（制水弁）きょうを設置すること。 ア 仕切弁口径 50 mm以下の場合、開閉操作に支障のないよう仕切弁きょうを正しい位置に設置するため、給水管及び仕切弁部に措置を施すこと（図8.7）。 また、仕切弁きょうの下部に受板を設置すること。 イ 仕切弁口径 75 mm以上の場合、標準図（標準図番号 No. 1～7）に基づき、制水弁きょうを設置すること ウ 仕切弁口径 250～350 mmの制水弁きょうについては、配水管用と同一のものを使用するので、配水管用と区別するために、制水弁きょうの蝶番部等に「給水弁」の標示板を結び付けること。</p>	設置箇所	使用する仕切弁きょうの高さ	備 考	車道	60cm 以上	仕切弁の口径に応じ、13～25mm 用と30～50mm 用がある。	歩道	50cm 以上	私道	宅地	30cm	仕切弁口径	制水弁きょうの形状等			頭部の形状	材 質	備 考	75～200mm	円 形	ダクタイル	給水管用を使用	250～350mm	鑄 鉄	配水管と共用	<p><b>7.3.6 仕切弁（制水弁）きょうの設置</b></p>	<p>(1) 仕切弁（制水弁）きょうの選定 受注者は、仕切弁（制水弁）きょうは、仕切弁の口径に適したものを設置すること（表7.7、表7.8）。 ア 仕切弁（制水弁）きょうの使用区分 (イ) 仕切弁口径 50 mm以下の場合</p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.7 仕切弁きょう</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設置箇所</th> <th style="width: 40%;">使用する仕切弁きょうの高さ</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">車道</td> <td style="text-align: center;">60cm 以上</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">仕切弁の口径に応じ、13～25mm 用と30～50mm 用がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">歩道</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">50cm 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私道</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宅地</td> <td style="text-align: center;">30cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 仕切弁口径 75 mm以上の場合</p> <p style="text-align: center;"><b>表 7.8 制水弁きょう</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">仕切弁口径</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">制水弁きょうの形状等</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">頭部の形状</th> <th style="width: 15%;">材 質</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">75～200mm</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">円 形</td> <td style="text-align: center;">ダクタイル</td> <td style="text-align: center;">給水管用を使用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">250～350mm</td> <td style="text-align: center;">鑄 鉄</td> <td style="text-align: center;">配水管と共用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 仕切弁（制水弁）きょうの設置 受注者は、次の事項に注意して仕切弁（制水弁）きょうを設置すること。 ア 仕切弁口径 50 mm以下の場合、開閉操作に支障のないよう仕切弁きょうを正しい位置に設置するため、給水管及び仕切弁部に措置を施すこと（図7.7）。 また、仕切弁きょうの下部に受板を設置すること。 イ 仕切弁口径 75 mm以上の場合、標準図（標準図番号 No. 1～7）に基づき、制水弁きょうを設置すること ウ 仕切弁口径 250～350 mmの制水弁きょうについては、配水管用と同一のものを使用するので、配水管用と区別するために、制水弁きょうの蝶番部等に「給水弁」の標示板を結び付けること。</p>	設置箇所	使用する仕切弁きょうの高さ	備 考	車道	60cm 以上	仕切弁の口径に応じ、13～25mm 用と30～50mm 用がある。	歩道	50cm 以上	私道	宅地	30cm	仕切弁口径	制水弁きょうの形状等			頭部の形状	材 質	備 考	75～200mm	円 形	ダクタイル	給水管用を使用	250～350mm	鑄 鉄	配水管と共用	
設置箇所	使用する仕切弁きょうの高さ	備 考																																																				
車道	60cm 以上	仕切弁の口径に応じ、13～25mm 用と30～50mm 用がある。																																																				
歩道	50cm 以上																																																					
私道																																																						
宅地	30cm																																																					
仕切弁口径	制水弁きょうの形状等																																																					
	頭部の形状	材 質	備 考																																																			
75～200mm	円 形	ダクタイル	給水管用を使用																																																			
250～350mm		鑄 鉄	配水管と共用																																																			
設置箇所	使用する仕切弁きょうの高さ	備 考																																																				
車道	60cm 以上	仕切弁の口径に応じ、13～25mm 用と30～50mm 用がある。																																																				
歩道	50cm 以上																																																					
私道																																																						
宅地	30cm																																																					
仕切弁口径	制水弁きょうの形状等																																																					
	頭部の形状	材 質	備 考																																																			
75～200mm	円 形	ダクタイル	給水管用を使用																																																			
250～350mm		鑄 鉄	配水管と共用																																																			

# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>エ ステンレス製ボール止水栓を設置した場合は、仕切弁きょうの蓋裏又は胴の内側に「ボール止水栓」の標示シールを目視にて容易に確認できる箇所に貼り付けること。</p>  <p>ステンレス鋼管</p> <p>仕切弁 B</p> <p>防寒材等を巻くことにより隙間がなくなり仕切弁が弁きょうの中心に設置される。</p> <p>防寒材等を上と下から給水管に巻き、結束バンドで固定する。</p> <p>図 8.7</p>	<p>エ ステンレス製ボール止水栓を設置した場合は、仕切弁きょうの蓋裏又は胴の内側に「ボール止水栓」の標示シールを目視にて容易に確認できる箇所に貼り付けること。</p>  <p>ステンレス鋼管</p> <p>仕切弁 B</p> <p>防寒材等を巻くことにより隙間がなくなり仕切弁が弁きょうの中心に設置される。</p> <p>防寒材等を上と下から給水管に巻き、結束バンドで固定する。</p> <p>図 7.7</p>	
<p><b>8.3.7 給水管引込み位置の明示</b></p> <p>(1) 明示杭又は明示鉸の設置</p> <p>受注者は、給水管の取出しを行った場合は、宅地内に明示杭又は明示鉸を設置し、給水管引込み位置を明示すること。</p> <p>なお、明示杭及び明示鉸の材質及び寸法は、次のものを使用すること。</p> <p>ア 明示杭</p> <p>(ア) 材質は、ポリエチレン製とする。</p> <p>(イ) 寸法は、図 8.8 による。</p> <p>(ウ) 色彩は、頭部は青色、足部は黒色とする。</p> <p>(エ) 表示は、頭部表面に水マークを表示する。</p>  <p>(単位 mm)</p> <p>図 8.8 明示杭</p> <p>イ 明示鉸</p> <p>(ア) 材質は、特殊鋼(熱処理済)とする。</p> <p>(イ) 寸法は、図 8.9 による。</p> <p>(ウ) 表示は、頭部表面に青色の水マークを表示する。</p>  <p>(単位 mm)</p> <p>図 8.9 明示鉸</p> <p>(2) 設置位置</p> <p>受注者は、明示杭又は明示鉸を道路部分(私道含む。)等から給水管が引き込</p>	<p><b>7.3.7 給水管引込み位置の明示</b></p> <p>(1) 明示杭又は明示鉸の設置</p> <p>受注者は、給水管の取出しを行った場合は、宅地内に明示杭又は明示鉸を設置し、給水管引込み位置を明示すること。</p> <p>なお、明示杭及び明示鉸の材質及び寸法は、次のものを使用すること。</p> <p>ア 明示杭</p> <p>(ア) 材質は、ポリエチレン製とする。</p> <p>(イ) 寸法は、図 7.8 による。</p> <p>(ウ) 色彩は、頭部は青色、足部は黒色とする。</p> <p>(エ) 表示は、頭部表面に水マークを表示する。</p>  <p>(単位 mm)</p> <p>図 7.8 明示杭</p> <p>イ 明示鉸</p> <p>(ア) 材質は、特殊鋼(熱処理済)とする。</p> <p>(イ) 寸法は、図 7.9 による。</p> <p>(ウ) 表示は、頭部表面に青色の水マークを表示する。</p>  <p>(単位 mm)</p> <p>図 7.9 明示鉸</p> <p>(2) 設置位置</p> <p>受注者は、明示杭又は明示鉸を道路部分(私道含む。)等から給水管が引き込</p>	

# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p style="text-align: center;">まれている宅地内の公私境界直近に設置すること（図 8.10 から 8.12）。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>図 8.10</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図 8.11</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>図 8.12</p> </div>	<p style="text-align: center;">まれている宅地内の公私境界直近に設置すること（図 7.10 から 7.12）。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>図 7.10</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図 7.11</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>図 7.12</p> </div>	
<p><b>8.3.8 メータますの設置</b></p> <p>受注者は、メータますの設置に当たっては、給水装置の維持管理及び計量に支障のないようにすること。</p>	<p><b>7.3.8 メータますの設置</b></p> <p>受注者は、メータますの設置に当たっては、給水装置の維持管理及び計量に支障のないようにすること。</p>	
<p><b>8.3.9 メータの取外し</b></p> <p>(1) <b>メータ番号等の確認</b></p> <p>受注者は、メータの取外しに当たっては、設計図書、メータ引上票及びメータ引換票と施工場所が一致していることを、メータ番号、お客さま識別標（水道番号及び部屋番号）等で確認すること。</p> <p>なお、メータ設置箇所に「お客さま識別標」がない場合は、仕切弁上流部の給水管に取り付けること。</p> <p>(2) <b>メータの取外し</b></p> <p>受注者は、メータの取外しに当たっては、作業に支障のないよう周囲の障害物等を取り除き、取り出すメータ番号、水道番号（お客さま識別標）等との一致を確認すること。</p> <p>また、仕切弁によりメータ上流側の水を完全に止水してから着手し、給水管内の戻り水等の処理を適切に行うこと。</p> <p>なお、メータ取外し後は、メータ上流及び下流側の接続部並びに管の状態</p>	<p><b>7.3.9 メータの取外し</b></p> <p>(1) <b>メータ番号等の確認</b></p> <p>受注者は、メータの取外しに当たっては、設計図書、メータ引上票及びメータ引換票と施工場所が一致していることを、メータ番号、お客さま識別標（水道番号及び部屋番号）等で確認すること。</p> <p>なお、メータ設置箇所に「お客さま識別標」がない場合は、仕切弁上流部の給水管に取り付けること。</p> <p>(2) <b>メータの取外し</b></p> <p>受注者は、メータの取外しに当たっては、作業に支障のないよう周囲の障害物等を取り除き、取り出すメータ番号、水道番号（お客さま識別標）等との一致を確認すること。</p> <p>また、仕切弁によりメータ上流側の水を完全に止水してから着手し、給水管内の戻り水等の処理を適切に行うこと。</p> <p>なお、メータ取外し後は、メータ上流及び下流側の接続部並びに管の状態</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>を確認し、漏水等の事故防止に努めること。</p> <p>ア 40 mm以下の場合</p> <p>(ア) 仕切弁Aのソケット部及び下流側メータ連結部を固定し、給水管の管軸方向にねじれやたわみを生じさせないようにすること。</p> <p>(イ) ナット部を反時計方向に回転させ、メータを取り外すこと。</p> <p>(ウ) 取り外した仕切弁ソケット部及び下流側連結部に、メータパッキンを使用して止水用プラグを取り付け、異物等の流入を防止すること。</p> <p>イ 50 mm以上の場合</p> <p>(ア) 管及びメータ等にずれ、沈下等が生じないよう、メータ補足管の下部にはレンガ、ブロック等を置き固定すること。</p> <p>(イ) 補足管フランジ部のボルトは、対角線上交互に少しずつ緩め、一点に力が作用しないようにすること。</p> <p>(ウ) メータ、補足管の取外し後、フランジ部に、所定のフランジパッキン、ガスケット、ボルト及びナットを使用してフランジ止水板を取り付け、異物等の流入を防止すること。</p> <p>ウ メータユニット及びメータバイパスユニットの場合</p> <p>(ア) スライドハンドルを固定する結束バンドを切断後、スライドハンドルの回転等でメータ接続部を緩ませ、メータを取り外すこと。</p> <p>(イ) メータを取り外したメータユニット、又はメータバイパスユニットに、Oリング又はメータパッキンを使用して止水用プラグを取り付けること。</p> <p>(ウ) メータバイパスユニットの切換弁の操作は、当局から専用のハンドルを借用して行うこと。</p>	<p>を確認し、漏水等の事故防止に努めること。</p> <p>ア 40 mm以下の場合</p> <p>(ア) 仕切弁Aのソケット部及び下流側メータ連結部を固定し、給水管の管軸方向にねじれやたわみを生じさせないようにすること。</p> <p>(イ) ナット部を反時計方向に回転させ、メータを取り外すこと。</p> <p>(ウ) 取り外した仕切弁ソケット部及び下流側連結部に、メータパッキンを使用して止水用プラグを取り付け、異物等の流入を防止すること。</p> <p>イ 50 mm以上の場合</p> <p>(ア) 管及びメータ等にずれ、沈下等が生じないよう、メータ補足管の下部にはレンガ、ブロック等を置き固定すること。</p> <p>(イ) 補足管フランジ部のボルトは、対角線上交互に少しずつ緩め、一点に力が作用しないようにすること。</p> <p>(ウ) メータ、補足管の取外し後、フランジ部に、所定のフランジパッキン、ガスケット、ボルト及びナットを使用してフランジ止水板を取り付け、異物等の流入を防止すること。</p> <p>ウ メータユニット及びメータバイパスユニットの場合</p> <p>(ア) スライドハンドルを固定する結束バンドを切断後、スライドハンドルの回転等でメータ接続部を緩ませ、メータを取り外すこと。</p> <p>(イ) メータを取り外したメータユニット、又はメータバイパスユニットに、Oリング又はメータパッキンを使用して止水用プラグを取り付けること。</p> <p>(ウ) メータバイパスユニットの切換弁の操作は、当局から専用のハンドルを借用して行うこと。</p>	
<p><b>8.3.10</b> <b>メータの取付け</b></p> <p><b>(1) メータ番号の確認</b></p> <p>受注者は、メータの取付けに当たっては、設計図書、メータ取付票及びメータ引換票と施工場所が一致していることを、メータ番号、お客さま識別標（水道番号及び部屋番号）等で確認し、設置位置の取り違い（メータクロス）を防止すること。</p> <p>なお、メータ設置箇所に「お客さま識別標」がない場合は、仕切弁上流部の給水管に取り付けること。</p> <p><b>(2) メータの取付け</b></p> <p>受注者は、水流の方向とメータに表示してある矢印とを確認の上、新しいメータパッキン等を使用してメータを取り付けること。</p> <p>ア 40 mm以下の場合</p> <p>仕切弁Aのメータ連結部は、伸縮構造（伸縮量約10 mm）となっているので、伸縮機能を適正に確保するため、メータの取付け後ソケットに表示されている確認線が見えるようにし、ナット部を時計方向に回転させ、メータパッキンを使用してメータを設置すること。（図 8.13）</p> <p>なお、メータ下流側に逆止弁付メータパッキンを設置する対象については、当局から支給を受けたもののみとする。</p>	<p><b>7.3.10</b> <b>メータの取付け</b></p> <p><b>(1) メータ番号の確認</b></p> <p>受注者は、メータの取付けに当たっては、設計図書、メータ取付票及びメータ引換票と施工場所が一致していることを、メータ番号、お客さま識別標（水道番号及び部屋番号）等で確認し、設置位置の取り違い（メータクロス）を防止すること。</p> <p>なお、メータ設置箇所に「お客さま識別標」がない場合は、仕切弁上流部の給水管に取り付けること。</p> <p><b>(2) メータの取付け</b></p> <p>受注者は、水流の方向とメータに表示してある矢印とを確認の上、新しいメータパッキン等を使用してメータを取り付けること。</p> <p>ア 40 mm以下の場合</p> <p>仕切弁Aのメータ連結部は、伸縮構造（伸縮量約10 mm）となっているので、伸縮機能を適正に確保するため、メータの取付け後ソケットに表示されている確認線が見えるようにし、ナット部を時計方向に回転させ、メータパッキンを使用してメータを設置すること。（図 7.13）</p> <p>なお、メータ下流側に逆止弁付メータパッキンを設置する対象については、当局から支給を受けたもののみとする。</p>	

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<div data-bbox="308 218 1166 506" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="694 562 786 590">図 8.13</p> <p data-bbox="368 604 605 632">イ 50 mm以上の場合</p> <p data-bbox="397 646 1270 940">                 (ア) メータ及びメータ補足管のフランジ接合部は、所定のフランジパッキン、ガスケット、ボルト及びナットを使用すること。                  (イ) ずれ、沈下等が生じないよう、メータ補足管の下部には、レンガ、ブロック等により受け台を設けること。                  (ウ) 屋内（地下室など）に取り付ける場合は、メータ補足管とメータ本体の両端フランジ部とは、特にずれ等が生じないよう通しボルト等で堅固に固定すること。             </p> <p data-bbox="368 955 1003 982">ウ メータユニット及びメータバイパスユニットの場合</p> <p data-bbox="397 997 1270 1291">                 (ア) メータの取付けは、スライドハンドルの回転等でメータ接続部を伸縮させ、Oリング又はメータパッキンを使用し、メータを圧着して取り付けること。                  (イ) メータを取り付けた後、スライドハンドルを結束バンドで固定し、回転を防止すること。                  (ウ) メータバイパスユニットの切換弁の操作は、当局から専用のハンドルを借用して行うこと。             </p>	<div data-bbox="1507 218 2365 506" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1893 562 1985 590">図 7.13</p> <p data-bbox="1567 604 1804 632">イ 50 mm以上の場合</p> <p data-bbox="1596 646 2469 940">                 (ア) メータ及びメータ補足管のフランジ接合部は、所定のフランジパッキン、ガスケット、ボルト及びナットを使用すること。                  (イ) ずれ、沈下等が生じないよう、メータ補足管の下部には、レンガ、ブロック等により受け台を設けること。                  (ウ) 屋内（地下室など）に取り付ける場合は、メータ補足管とメータ本体の両端フランジ部とは、特にずれ等が生じないよう通しボルト等で堅固に固定すること。             </p> <p data-bbox="1567 955 2202 982">ウ メータユニット及びメータバイパスユニットの場合</p> <p data-bbox="1596 997 2469 1291">                 (ア) メータの取付けは、スライドハンドルの回転等でメータ接続部を伸縮させ、Oリング又はメータパッキンを使用し、メータを圧着して取り付けること。                  (イ) メータを取り付けた後、スライドハンドルを結束バンドで固定し、回転を防止すること。                  (ウ) メータバイパスユニットの切換弁の操作は、当局から専用のハンドルを借用して行うこと。             </p>	
<p data-bbox="112 1348 299 1465"><b>8.3.11 分離型スマートメータの取付け</b></p> <p data-bbox="350 1348 1279 1423">分離型スマートメータとは、電子メータとスマートメータ用通信機器（以下「通信機器」という。）が結線されたものをいう。</p> <p data-bbox="350 1438 1279 1556">40 mm以下の分離型スマートメータについては、電子メータと通信機器が結線された状態で支給するが、50 mm以上の分離型スマートメータについては、電子メータと通信機器は結線されていない。</p> <p data-bbox="350 1570 1279 1646">このため、50 mm以上の分離型スマートメータを新規に取り付ける場合には、本項(1)により、メータ本体のみを取り付けること。</p> <p data-bbox="350 1661 626 1688"><b>(1) メータ本体の取付け</b></p> <p data-bbox="379 1703 1279 1778">受注者は、分離型スマートメータのメータ本体については、8.3.10により取り付けること。</p> <p data-bbox="350 1793 676 1820"><b>(2) 通信機器の設置について</b></p> <p data-bbox="379 1835 1279 1908">受注者は、次のとおりメータ取付け箇所に応じて通信機器を設置すること。                  なお、これにより難しい場合には、監督員と協議の上、指示を仰ぐこと。</p> <p data-bbox="379 1923 744 1950">ア メータます内に設置する場合</p> <p data-bbox="409 1965 1279 1992">(ア) メータます内の設置可能な箇所に、通信機器側ケーブル出口部の配線が折</p>	<p data-bbox="1308 1348 1495 1465"><b>7.3.11 分離型スマートメータの取付け</b></p> <p data-bbox="1537 1348 2466 1423">分離型スマートメータとは、電子メータとスマートメータ用通信機器（以下「通信機器」という。）が結線されたものをいう。</p> <p data-bbox="1537 1438 2466 1556">40 mm以下の分離型スマートメータについては、電子メータと通信機器が結線された状態で支給するが、50 mm以上の分離型スマートメータについては、電子メータと通信機器は結線されていない。</p> <p data-bbox="1537 1570 2466 1646">このため、50 mm以上の分離型スマートメータを新規に取り付ける場合には、本項(1)により、メータ本体のみを取り付けること。</p> <p data-bbox="1537 1661 1813 1688"><b>(1) メータ本体の取付け</b></p> <p data-bbox="1567 1703 2466 1778">受注者は、分離型スマートメータのメータ本体については、7.3.10により取り付けること。</p> <p data-bbox="1537 1793 1863 1820"><b>(2) 通信機器の設置について</b></p> <p data-bbox="1567 1835 2466 1908">受注者は、次のとおりメータ取付け箇所に応じて通信機器を設置すること。                  なお、これにより難しい場合には、監督員と協議の上、指示を仰ぐこと。</p> <p data-bbox="1567 1923 1932 1950">ア メータます内に設置する場合</p> <p data-bbox="1596 1965 2466 1992">(ア) メータます内の設置可能な箇所に、通信機器側ケーブル出口部の配線が折</p>	

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	<p>れ曲がらないように設置すること。</p> <p>(イ) ケーブル配線は、小さくまとめてワイヤー等で括り、メータます内に収納すること。</p> <p>イ 50 mm以上のメータ室内に設置する場合</p> <p>(ア) マグネットフック等を用いて、可能な限りメータ室内の上部に設置すること。</p> <p>(イ) ケーブル配線は、小さくまとめてワイヤー等で括り、メータ室内に収納すること。</p> <p>ウ 受水タンク以下装置等のメータ室（以下「パイプスペース等」という。）内に設置する場合</p> <p>(ア) パイプスペース等内の床面で、かつメータ本体の直近に設置すること。</p> <p>(イ) ケーブル配線は、小さくまとめてワイヤー等で括り、パイプスペース等内に収納すること。</p>		<p>れ曲がらないように設置すること。</p> <p>(イ) ケーブル配線は、小さくまとめてワイヤー等で括り、メータます内に収納すること。</p> <p>イ 50 mm以上のメータ室内に設置する場合</p> <p>(ア) マグネットフック等を用いて、可能な限りメータ室内の上部に設置すること。</p> <p>(イ) ケーブル配線は、小さくまとめてワイヤー等で括り、メータ室内に収納すること。</p> <p>ウ 受水タンク以下装置等のメータ室（以下「パイプスペース等」という。）内に設置する場合</p> <p>(ア) パイプスペース等内の床面で、かつメータ本体の直近に設置すること。</p> <p>(イ) ケーブル配線は、小さくまとめてワイヤー等で括り、パイプスペース等内に収納すること。</p>	
<b>第4節 給水管の接合</b>		<b>第4節 給水管の接合</b>		
<b>8.4.1 一般事項</b>	<p>受注者は、接合に先立ち、挿入を伴う接合については、挿し口部外面、受口部内面等を乾いたウエス等できれいにふき、油、砂その他の異物を完全に除去しておくこと。</p>	<b>7.4.1 一般事項</b>	<p>受注者は、接合に先立ち、挿入を伴う接合については、挿し口部外面、受口部内面等を乾いたウエス等できれいにふき、油、砂その他の異物を完全に除去しておくこと。</p>	
<b>8.4.2 接合</b>	<p><b>(1) ステンレス鋼管の接合</b></p> <p>受注者は、ステンレス鋼管のメカニカル接合については、次のとおりとすること。</p> <p>ア 伸縮可とう式継手の接合</p> <p>(ア) 受注者は、継手には一継手当たりの部品が多いので、挿入順序を誤らないように注意すること。</p> <p>(イ) 受注者は、接合箇所には継手の部品等の設定位置を示したけがき線及び接合後に管のみ込み状態が容易に判断できるよう確認線を表示し、接合すること。</p> <p>イ プレス式管継手の接合</p> <p>受注者は、共回りするおそれのある場所に配管する場合は、共回り防止措置を施すこと。</p> <p><b>(2) 銅管の接合</b></p> <p>ア 受注者は、トーチランプ又は電気ヒーターによるはんだ接合を行う場合は、熱不足や不均一な加熱とならないように注意すること。</p> <p>イ 受注者は、トーチランプの使用に当たっては、火気防止に十分注意すること。</p> <p>ウ 受注者は、鉛管及び銅管の接合に使用するはんだは、それぞれ専用のものとする。</p> <p><b>(3) 硬質塩化ビニルライニング鋼管の接合</b></p> <p>ア 受注者は、管の切断を自動金のご盤、旋盤などで行い、切断部が高温になりやすいガス切断、アーク切断、高速と石及びパイプカッターは使用しないこととし、管切断面の面取りを行うこと。</p>	<b>7.4.2 接合</b>	<p><b>(1) ステンレス鋼管の接合</b></p> <p>受注者は、ステンレス鋼管のメカニカル接合については、次のとおりとすること。</p> <p>ア 伸縮可とう式継手の接合</p> <p>(ア) 受注者は、継手には一継手当たりの部品が多いので、挿入順序を誤らないように注意すること。</p> <p>(イ) 受注者は、接合箇所には継手の部品等の設定位置を示したけがき線及び接合後に管のみ込み状態が容易に判断できるよう確認線を表示し、接合すること。</p> <p>イ プレス式管継手の接合</p> <p>受注者は、共回りするおそれのある場所に配管する場合は、共回り防止措置を施すこと。</p> <p><b>(2) 銅管の接合</b></p> <p>ア 受注者は、トーチランプ又は電気ヒーターによるはんだ接合を行う場合は、熱不足や不均一な加熱とならないように注意すること。</p> <p>イ 受注者は、トーチランプの使用に当たっては、火気防止に十分注意すること。</p> <p>ウ 受注者は、鉛管及び銅管の接合に使用するはんだは、それぞれ専用のものとする。</p> <p><b>(3) 硬質塩化ビニルライニング鋼管の接合</b></p> <p>ア 受注者は、管の切断を自動金のご盤、旋盤などで行い、切断部が高温になりやすいガス切断、アーク切断、高速と石及びパイプカッターは使用しないこととし、管切断面の面取りを行うこと。</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>イ 受注者は、ねじ立てするねじについては、JIS B 0203（管用テーパねじ）のテーパおねじとすること。</p> <p>また、ねじ加工するときは、JWWA K 137 に適合するねじ切り油剤を使用すること。</p> <p>管端面、管内面及びねじ部に付着した切削油、切削粉は十分洗浄すること。</p> <p>ウ 受注者は、管端部及び継手ねじ部には、防食処理を施すこと。</p> <p>エ 受注者は、シール剤は JWWA K 146（水道用シール剤）等を使用すること。</p> <p>オ 受注者は、次のいずれかの継手を使用すること。</p> <p>（ア） JWWA K 150（水道用ライニング鋼管用管端防食継手）に規定する継手</p> <p>（イ）（ア）以外の管端防食継手</p> <p>カ 受注者は、VA管を配管する場合は、その管外面全面にわたって日本産業規格に基づく樹脂塗料、調合ペイント等による防食処理を行うこと。</p> <p>キ 受注者は、VD管の取扱いについては、次のとおりとすること。</p> <p>（ア） 受注者は、被覆の傷を極力避けるため、1層被覆鋼管用専用治工具（チャック、チェーザ、パイプレンチ又は万力歯）を使用すること。</p> <p>（イ） 受注者は、ねじ込みは、その管径に適合した1層被覆鋼管用パイプレンチを使用し、無理なねじ込みをしないこと。</p> <p>（ウ） 受注者は、外面樹脂被覆継手を使用する場合は、管と継手の間にパテなどで十分にシールすること。</p> <p>また、外面ライニングに原管に達するような著しい傷を与えた場合は、防食テープなどにより補修すること。</p> <p><b>（4）ポリエチレン粉体ライニング鋼管の接合</b></p> <p>受注者は、ポリエチレン粉体ライニング鋼管の接合については（2）アからエまでの規定によるほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、PA管を配管する場合は、（3）カの規定によること。</p> <p>イ 受注者は、PC管、PD管を配管する場合は、（3）キの規定によること。</p> <p><b>（5）硬質塩化ビニル管の接合</b></p> <p>ア 受注者は、管の接続部外面及び継手内面に接着剤を塗り、直ちに管を継手に挿し込み、口径50mm以下のものにおいては30秒間以上、同75mm以上のものにおいては60秒以上そのまま保持すること。</p> <p>イ 受注者は、はみだした接着剤を直ちにふきとること。</p> <p>ウ 受注者は、接合直後に接合部に曲げ応力等を与えないこと。</p> <p><b>（6）水道用ポリエチレン管の接合</b></p> <p>ア 受注者は、管種（1種及び2種）に適合した継手を使用すること。</p> <p>イ 受注者は、インコアが入りやすいように内面の面取りを行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、継手を分解し、管に袋ナット、リングの順にセットすること。</p> <p>エ 受注者は、インコアを、管にプラスチックハンマー等で根元まで十分にたたき込むこと。</p> <p>オ 受注者は、管を継手本体に差し込み、リングを押し込みながら袋ナットを十分に締め付けること。</p>	<p>イ 受注者は、ねじ立てするねじについては、JIS B 0203（管用テーパねじ）のテーパおねじとすること。</p> <p>また、ねじ加工するときは、<b>日本水道協会規格</b> JWWA K 137 に適合するねじ切り油剤を使用すること。</p> <p>管端面、管内面及びねじ部に付着した切削油、切削粉は十分洗浄すること。</p> <p>ウ 受注者は、管端部及び継手ねじ部には、防食処理を施すこと。</p> <p>エ 受注者は、シール剤は <b>日本水道協会規格</b> JWWA K 146（水道用シール剤）等を使用すること。</p> <p>オ 受注者は、次のいずれかの継手を使用すること。</p> <p>（ア） JWWA K 150（水道用ライニング鋼管用管端防食継手）に規定する継手</p> <p>（イ）（ア）以外の管端防食継手</p> <p>カ 受注者は、VA管を配管する場合は、その管外面全面にわたって日本産業規格に基づく樹脂塗料、調合ペイント等による防食処理を行うこと。</p> <p>キ 受注者は、VD管の取扱いについては、次のとおりとすること。</p> <p>（ア） 受注者は、被覆の傷を極力避けるため、1層被覆鋼管用専用治工具（チャック、チェーザ、パイプレンチ又は万力歯）を使用すること。</p> <p>（イ） 受注者は、ねじ込みは、その管径に適合した1層被覆鋼管用パイプレンチを使用し、無理なねじ込みをしないこと。</p> <p>（ウ） 受注者は、外面樹脂被覆継手を使用する場合は、管と継手の間にパテなどで十分にシールすること。</p> <p>また、外面ライニングに原管に達するような著しい傷を与えた場合は、防食テープなどにより補修すること。</p> <p><b>（4）ポリエチレン粉体ライニング鋼管の接合</b></p> <p>受注者は、ポリエチレン粉体ライニング鋼管の接合については（2）アからエまでの規定によるほか、次のとおりとすること。</p> <p>ア 受注者は、PA管を配管する場合は、（3）カの規定によること。</p> <p>イ 受注者は、PC管、PD管を配管する場合は、（3）キの規定によること。</p> <p><b>（5）硬質塩化ビニル管の接合</b></p> <p>ア 受注者は、管の接続部外面及び継手内面に接着剤を塗り、直ちに管を継手に挿し込み、口径50mm以下のものにおいては30秒間以上、同75mm以上のものにおいては60秒以上そのまま保持すること。</p> <p>イ 受注者は、はみだした接着剤を直ちにふきとること。</p> <p>ウ 受注者は、接合直後に接合部に曲げ応力等を与えないこと。</p> <p><b>（6）水道用ポリエチレン管の接合</b></p> <p>ア 受注者は、管種（1種及び2種）に適合した継手を使用すること。</p> <p>イ 受注者は、インコアが入りやすいように内面の面取りを行うこと。</p> <p>ウ 受注者は、継手を分解し、管に袋ナット、リングの順にセットすること。</p> <p>エ 受注者は、インコアを、管にプラスチックハンマー等で根元まで十分にたたき込むこと。</p> <p>オ 受注者は、管を継手本体に差し込み、リングを押し込みながら袋ナットを十分に締め付けること。</p>	<p>・日本水道協会規格の表現を見直しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	<p>カ 受注者は、パイプレンチ等を2個使用して確実に締め付けを行うこと。</p> <p>(7) <b>ダクタイル鋳鉄管の接合</b> 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の接合については、第4章（配水管工事）の規定によるものとする。</p> <p>(8) <b>フランジ継手の接合</b> 受注者は、フランジ継手の接合については、4.4.2（フランジ継手の接合）の規定によるものとする。</p>		<p>カ 受注者は、パイプレンチ等を2個使用して確実に締め付けを行うこと。</p> <p>(7) <b>ダクタイル鋳鉄管の接合</b> 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の接合については、第4章（配水管工事）の規定によるものとする。</p> <p>(8) <b>フランジ継手の接合</b> 受注者は、フランジ継手の接合については、4.4.2（フランジ継手の接合）の規定によるものとする。</p>	
<b>8.4.3 耐圧試験</b>	<p>(1) <b>サドル分水栓で取出して第一止水栓まで施工した場合</b> 受注者は、耐圧試験における試験水圧を0.75Mpaとし、サドル分水栓の弁を閉めて加圧後、1分以上その状態を保持し、漏水のないことを確認すること。</p> <p>(2) <b>既設給水管がステンレス鋼管で付替を施工した場合</b> 受注者は、配水管動水圧にて通水後、サドル分水栓から新設給水管と既設給水管の配管及び接合箇所について、目視にて漏水のないことを確認すること。</p> <p>(3) <b>二受T字管又は耐震形割T字管で取出しを行った場合</b> 受注者は、配水管動水圧にて通水後、配管及び接合箇所について、目視にて漏水のないことを確認すること。</p> <p>(4) <b>第一止水栓から下流側を施工した場合</b> 受注者は、耐圧試験における試験水圧を1.75Mpaとし、加圧後、1分以上その状態を保持し、漏水のないことを確認すること。 なお、試験により安全装置が動作するなどの給水用具が設置されている場合は、必要に応じて給水用具上流側の止水栓を閉めること。</p>	<b>7.4.3 耐圧試験</b>	<p>(1) <b>サドル分水栓で取出して第一止水栓まで施工した場合</b> 受注者は、耐圧試験における試験水圧を0.75Mpaとし、サドル分水栓の弁を閉めて加圧後、1分以上その状態を保持し、漏水のないことを確認すること。</p> <p>(2) <b>既設給水管がステンレス鋼管で付替を施工した場合</b> 受注者は、配水管動水圧にて通水後、サドル分水栓から新設給水管と既設給水管の配管及び接合箇所について、目視にて漏水のないことを確認すること。</p> <p>(3) <b>二受T字管又は耐震形割T字管で取出しを行った場合</b> 受注者は、配水管動水圧にて通水後、配管及び接合箇所について、目視にて漏水のないことを確認すること。</p> <p>(4) <b>第一止水栓から下流側を施工した場合</b> 受注者は、耐圧試験における試験水圧を1.75Mpaとし、加圧後、1分以上その状態を保持し、漏水のないことを確認すること。 なお、試験により安全装置が動作するなどの給水用具が設置されている場合は、必要に応じて給水用具上流側の止水栓を閉めること。</p>	
<b>8.4.4 通水確認</b>	<p>受注者は、施工後に通水と排水を行い、管内に異物を残存させないこと。 また、メータストレーナ、受水タンク内等に異物がないことを確認すること。</p>	<b>7.4.4 通水確認</b>	<p>受注者は、施工後に通水と排水を行い、管内に異物を残存させないこと。 また、メータストレーナ、受水タンク内等に異物がないことを確認すること。</p>	
<b>8.4.5 水質検査</b>	<p>受注者は、通水確認後、水道水であることを確認するため、次のとおり、全ての給水管で水質検査を実施すること。ただし、給水管取付替を配水小管布設時に同一掘削内で行った場合は除く。</p> <p>ア 水質検査方法 検査水を取り出し工事完了後の給水管から採水し、遊離残留塩素があることを測定すること。なお、測定方法は、DPD法により行うこと。</p> <p>イ 工業用水道管、下水再生水管及び井戸等導水管との併設路線区域 工事路線が、「工業用水道管布設路線」、「下水再生水管布設路線」及び「井戸等導水管」と併設する場合は、誤接続を回避するため、前記アによる給水管の水質検査に加え、対照水として付近の直結栓等から採水し、両方の遊離残留塩素の測定結果を対比して判定すること。</p>	<b>7.4.5 水質検査</b>	<p>受注者は、通水確認後、水道水であることを確認するため、次のとおり、全ての給水管で水質検査を実施すること。ただし、給水管取付替を配水小管布設時に同一掘削内で行った場合は除く。</p> <p>ア 水質検査方法 検査水を取り出し工事完了後の給水管から採水し、遊離残留塩素があることを測定すること。なお、測定方法は、DPD法により行うこと。</p> <p>イ 工業用水道管、下水再生水管及び井戸等導水管との併設路線区域 工事路線が、「工業用水道管布設路線」、「下水再生水管布設路線」及び「井戸等導水管」と併設する場合は、誤接続を回避するため、前記アによる給水管の水質検査に加え、対照水として付近の直結栓等から採水し、両方の遊離残留塩素の測定結果を対比して判定すること。</p>	
	<p>(参考) 【工業用水道管布設地区】 区 部：墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、</p>		<p>(参考) 【工業用水道管布設地区】 区 部：墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、</p>	

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	<p style="text-align: center;">江戸川区及び練馬区の一部</p> <p>多摩地区：青梅市、羽村市及び瑞穂町の一部</p> <p>【下水再生水管布設地区】</p> <p>区 部：港区、新宿区、中野区、千代田区、中央区、品川区及び江東区の一部（品川駅東口、汐留、臨海副都心、西新宿・中野坂上、大崎、永田町、霞ヶ関、東品川、八潮地区等）</p> <p>多摩地区：八王子市（京王線南大沢駅周辺）</p>		<p style="text-align: center;">江戸川区及び練馬区の一部</p> <p>多摩地区：青梅市、羽村市及び瑞穂町の一部</p> <p>【下水再生水管布設地区】</p> <p>区 部：港区、新宿区、中野区、千代田区、中央区、品川区及び江東区の一部（品川駅東口、汐留、臨海副都心、西新宿・中野坂上、大崎、永田町、霞ヶ関、東品川、八潮地区等）</p> <p>多摩地区：八王子市（京王線南大沢駅周辺）</p>	
<b>第5節 設計図及び完成図等</b>		<b>第5節 設計図及び完成図等</b>		
<b>8.5.1 一般事項</b>	<p>受注者は、給水管の施行について記載例集第12（給管取付替設計要領）、第13（給水管工事設計図及び完成図作成要領）及び第14（水道管管理図修正用資料の作成方法）により、必要に応じて、設計図、完成図、取付替工事調書等及び水道管管理図修正用資料を作成すること。</p>	<b>7.5.1 一般事項</b>	<p>受注者は、給水管の施行について記載例集第12（給管取付替設計要領）、第13（給水管工事設計図及び完成図作成要領）及び第14（水道管管理図修正用資料の作成方法）により、必要に応じて、設計図、完成図、取付替工事調書等及び水道管管理図修正用資料を作成すること。</p>	
<b>第6節 その他</b>		<b>第6節 その他</b>		
<b>8.6.1 凍結工法</b>	<p>受注者は、当局が指示した場合に限り施行すること。</p> <p>なお、この工事に必要な器具及び材料（人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板）は、受注者持材料の場合を除き支給材料とする。</p>	<b>7.6.1 凍結工法</b>	<p>受注者は、当局が指示した場合に限り施行すること。</p> <p>なお、この工事に必要な器具及び材料（人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板）は、受注者持材料の場合を除き支給材料とする。</p>	
<b>8.6.2 メータ隔測化工事</b>	<p><b>（1）設計</b></p> <p>受注者は、メータ隔測化工事の設計については、図8.14を参考に行うこと。</p> <p>また、設計に当たっては、以下のことについて確認の上、着手すること。</p> <p>なお、隔測表示器の設置箇所が判断しにくい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>ア メータ隔測化工事の設計は、当該メータの使用者の承諾を得た後、表示器設置箇所、隔測ケーブル配線箇所等の選定を行うこと。</p> <p>なお、隔測表示器設置は、原則として壁掛式とし、メータますから最短距離にある壁又は扉に取り付けること。</p> <p>イ 隔測表示器を壁掛式にする場合は、ケーブルプロテクタ、防護管等の設置が容易で、かつ検針しやすい場所を選定すること。</p> <p>ウ 隔測表示器をスタンド式にする場合は、支柱用コンクリートの打設が容易で、かつ検針しやすい場所を選定すること。</p> <p>エ 隔測ケーブルが長距離になる場合、あらかじめ監督員と協議すること（原則として、最長距離はメーター一体コード延長の10mとする）。</p> <p><b>（2）施工</b></p> <p>受注者は、図8.15を参考に以下のとおり、施工を行うこと。</p> <p>なお、施工に当たっては、家屋内での作業等を考慮して、あらかじめ当該メータ使用者及び監督員と施工日時等を決定すること。</p> <p>また、支給された材料の現場への搬入等の際し、隔測表示器、ケーブル、電子</p>	<b>7.6.2 メータ隔測化工事</b>	<p><b>（1）設計</b></p> <p>受注者は、メータ隔測化工事の設計については、図7.14を参考に行うこと。</p> <p>また、設計に当たっては、以下のことについて確認の上、着手すること。</p> <p>なお、隔測表示器の設置箇所が判断しにくい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>ア メータ隔測化工事の設計は、当該メータの使用者の承諾を得た後、表示器設置箇所、隔測ケーブル配線箇所等の選定を行うこと。</p> <p>なお、隔測表示器設置は、原則として壁掛式とし、メータますから最短距離にある壁又は扉に取り付けること。</p> <p>イ 隔測表示器を壁掛式にする場合は、ケーブルプロテクタ、防護管等の設置が容易で、かつ検針しやすい場所を選定すること。</p> <p>ウ 隔測表示器をスタンド式にする場合は、支柱用コンクリートの打設が容易で、かつ検針しやすい場所を選定すること。</p> <p>エ 隔測ケーブルが長距離になる場合、あらかじめ監督員と協議すること（原則として、最長距離はメーター一体コード延長の10mとする）。</p> <p><b>（2）施工</b></p> <p>受注者は、図7.15を参考に以下のとおり、施工を行うこと。</p> <p>なお、施工に当たっては、家屋内での作業等を考慮して、あらかじめ当該メータ使用者及び監督員と施工日時等を決定すること。</p> <p>また、支給された材料の現場への搬入等の際し、隔測表示器、ケーブル、電子</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>メータ等に損傷を与えないよう十分な注意をすること。</p> <p>ア 旧メータと電子メータの引換え作業は、8.3.9（メータの取外し）及び8.3.10（メータの取付け）に準じて行うこと。このとき、電子メータに異常等が見られる場合は、速やかに監督員に連絡をすること。</p> <p>また、隔測ケーブルの断線、表示器の接触不良、感度不良等についても同様に扱うこと。</p> <p>イ 壁抜き、コンクリートはつり等の塵煙の発生が予想される工事については、工事箇所の回りを覆うなどして塵煙の飛散に対する策を講じること。</p> <p>ウ 隔測表示器の取付け高さは、120 cm～150 cmを標準とすること。</p> <p>エ 壁掛式隔測表示器を取り付ける際、表示器背面に取付板を取り付けること。</p> <p>オ 隔測ケーブル接続用圧着端子及び防水接続材料は、清浄なものを使用し、施工前に砂、水等で汚さないよう取扱いに十分注意すること。</p> <p>また、接続時も端子部に異物が付着しないよう注意すること。</p> <p>カ 隔測ケーブルを地中に埋設する場合は埋設深さを30 cm確保すること。</p> <p>また、自動車、その他衝撃等のおそれがあるところについては深く埋設すること。</p> <p>キ 原則として、隔測ケーブルには防護処理を施すものとし、地中配線については16 mm以上の合成樹脂性可とう電線管又は硬質塩化ビニル電線管等、地上配線についてはケーブルプロテクタを使用すること。</p> <p>また、維持管理上必要と思われる場合、配線箇所にかかわらず最適な防護処置を講ずること。</p> <p>ク 地中からの立上り部分以降の防護管は、壁又は塀に固定すること。</p> <p>ケ コンクリート等復旧を要する箇所については、使用者等の了解を得てから後日施工すること。</p>	<p>メータ等に損傷を与えないよう十分な注意をすること。</p> <p>ア 旧メータと電子メータの引換え作業は、7.3.9（メータの取外し）及び7.3.10（メータの取付け）に準じて行うこと。このとき、電子メータに異常等が見られる場合は、速やかに監督員に連絡をすること。</p> <p>また、隔測ケーブルの断線、表示器の接触不良、感度不良等についても同様に扱うこと。</p> <p>イ 壁抜き、コンクリートはつり等の塵煙の発生が予想される工事については、工事箇所の回りを覆うなどして塵煙の飛散に対する策を講じること。</p> <p>ウ 隔測表示器の取付け高さは、120 cm～150 cmを標準とすること。</p> <p>エ 壁掛式隔測表示器を取り付ける際、表示器背面に取付板を取り付けること。</p> <p>オ 隔測ケーブル接続用圧着端子及び防水接続材料は、清浄なものを使用し、施工前に砂、水等で汚さないよう取扱いに十分注意すること。</p> <p>また、接続時も端子部に異物が付着しないよう注意すること。</p> <p>カ 隔測ケーブルを地中に埋設する場合は埋設深さを30 cm確保すること。</p> <p>また、自動車、その他衝撃等のおそれがあるところについては深く埋設すること。</p> <p>キ 原則として、隔測ケーブルには防護処理を施すものとし、地中配線については16 mm以上の合成樹脂性可とう電線管又は硬質塩化ビニル電線管等、地上配線についてはケーブルプロテクタを使用すること。</p> <p>また、維持管理上必要と思われる場合、配線箇所にかかわらず最適な防護処置を講ずること。</p> <p>ク 地中からの立上り部分以降の防護管は、壁又は塀に固定すること。</p> <p>ケ コンクリート等復旧を要する箇所については、使用者等の了解を得てから後日施工すること。</p>	



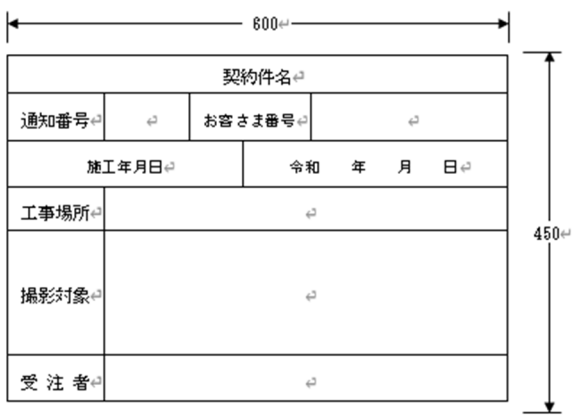
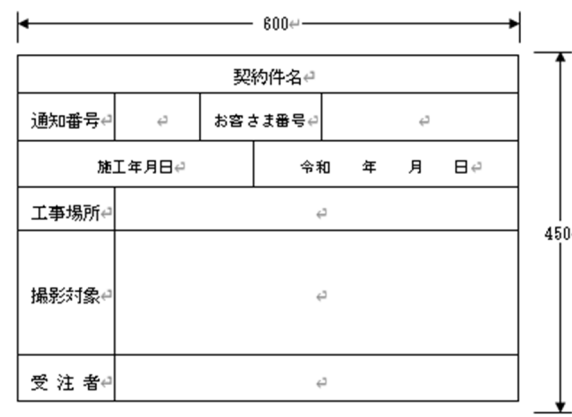
## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																																
<p style="text-align: center;"><b>表 8.9 支給材料一覧表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">材 料 名</th> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">材 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>メータ</td> <td>10</td> <td>防水接続材料</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）</td> <td>11</td> <td>圧着端子</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>分離型スマートメータ（40mm以下）</td> <td>12</td> <td>表示器取付スタンド、取付板</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>メータ六角ボルト・ナット（メータ用）</td> <td>13</td> <td>お客さま識別標</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ビクトリックジョイント（メータ用）</td> <td>14</td> <td>結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>止水プラグ</td> <td>15</td> <td>給水弁標示板</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>逆止弁付メータパッキン</td> <td>16</td> <td>ボール止水栓標示シール</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>電子メータ用表示器</td> <td>17</td> <td>人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>隔測用コード</td> <td>18</td> <td>スマートメータ用通信機器</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 No. 17 人工液体空気等については、受注者持材料の場合は除く。</p> <p><b>（1）支給材料の受領及び保管</b></p> <p>ア 支給材料は、工事施行通知の都度、当局指定の場所において、形状等を確認の上受領し、「支給材料[受領・返納]書」を監督員に提出すること。</p> <p>イ 支給材料の保管は、紛失及び汚損のない場所で保管すること。</p> <p>ウ 支給材料の運搬及び保管は、受注者の責任において行うこと。</p> <p><b>（2）支給材料の返納</b></p> <p>ア 支給材料に残材が生じたときは、「支給材料[受領・返納]書」を監督員に提出し、返納すること。</p> <p>イ 返納する材料は、十分に清掃すること。</p> <p>ウ 支給材料の返納は、受注者の責任において行うこと。</p>	No.	材 料 名	No.	材 料 名	1	メータ	10	防水接続材料	2	電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）	11	圧着端子	3	分離型スマートメータ（40mm以下）	12	表示器取付スタンド、取付板	4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標	5	ビクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）	6	止水プラグ	15	給水弁標示板	7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール	8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板	9	隔測用コード	18	スマートメータ用通信機器	<p style="text-align: center;"><b>表 7.9 支給材料一覧表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">材 料 名</th> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 20%;">材 料 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>メータ</td> <td>10</td> <td>防水接続材料</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）</td> <td>11</td> <td>圧着端子</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>分離型スマートメータ（40mm以下）</td> <td>12</td> <td>表示器取付スタンド、取付板</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>メータ六角ボルト・ナット（メータ用）</td> <td>13</td> <td>お客さま識別標</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ビクトリックジョイント（メータ用）</td> <td>14</td> <td>結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>止水プラグ</td> <td>15</td> <td>給水弁標示板</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>逆止弁付メータパッキン</td> <td>16</td> <td>ボール止水栓標示シール</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>電子メータ用表示器</td> <td>17</td> <td>人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>隔測用コード</td> <td>18</td> <td>スマートメータ用通信機器</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 No. 17 人工液体空気等については、受注者持材料の場合は除く。</p> <p><b>（1）支給材料の受領及び保管</b></p> <p>ア 支給材料は、工事施行通知の都度、当局指定の場所において、形状等を確認の上受領し、「支給材料[受領・返納]書」を監督員に提出すること。</p> <p>イ 支給材料の保管は、紛失及び汚損のない場所で保管すること。</p> <p>ウ 支給材料の運搬及び保管は、受注者の責任において行うこと。</p> <p><b>（2）支給材料の返納</b></p> <p>ア 支給材料に残材が生じたときは、「支給材料[受領・返納]書」を監督員に提出し、返納すること。</p> <p>イ 返納する材料は、十分に清掃すること。</p> <p>ウ 支給材料の返納は、受注者の責任において行うこと。</p>	No.	材 料 名	No.	材 料 名	1	メータ	10	防水接続材料	2	電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）	11	圧着端子	3	分離型スマートメータ（40mm以下）	12	表示器取付スタンド、取付板	4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標	5	ビクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）	6	止水プラグ	15	給水弁標示板	7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール	8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板	9	隔測用コード	18	スマートメータ用通信機器	
No.	材 料 名	No.	材 料 名																																																																															
1	メータ	10	防水接続材料																																																																															
2	電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）	11	圧着端子																																																																															
3	分離型スマートメータ（40mm以下）	12	表示器取付スタンド、取付板																																																																															
4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標																																																																															
5	ビクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）																																																																															
6	止水プラグ	15	給水弁標示板																																																																															
7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール																																																																															
8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板																																																																															
9	隔測用コード	18	スマートメータ用通信機器																																																																															
No.	材 料 名	No.	材 料 名																																																																															
1	メータ	10	防水接続材料																																																																															
2	電子メータ（50mm以上の分離型スマートメータ本体含む）	11	圧着端子																																																																															
3	分離型スマートメータ（40mm以下）	12	表示器取付スタンド、取付板																																																																															
4	メータ六角ボルト・ナット（メータ用）	13	お客さま識別標																																																																															
5	ビクトリックジョイント（メータ用）	14	結束バンド（メータバイパスユニット用を含む）																																																																															
6	止水プラグ	15	給水弁標示板																																																																															
7	逆止弁付メータパッキン	16	ボール止水栓標示シール																																																																															
8	電子メータ用表示器	17	人工液体空気、凍結容器、注入容器、運搬容器、パテ及び当て板																																																																															
9	隔測用コード	18	スマートメータ用通信機器																																																																															
<p><b>8.6.4 工事記録写真（給水管工事事務所施行分）</b></p> <p>給水管工事事務所が施行する工事については、1.3.17（工事記録写真等）の規定によるほか、次による。</p> <p><b>（1）撮影箇所、内容及び頻度等</b></p> <p>工事記録写真撮影事項（参考）を用い、施工内容に応じて撮影等行うこと（表 8.10）。 なお、撮影に当たっては、契約件名、通知番号、水道番号、施工月日、工事場所、撮影箇所、撮影対象、受注者名等を記入した撮影標示板（参考例）を入れること（図 8.17）。</p> <p><b>（2）写真の提出</b></p> <p>ア 通常の撮影手段の場合</p>	<p><b>7.6.4 工事記録写真（給水管工事事務所施行分）</b></p> <p>給水管工事事務所が施行する工事については、1.3.17（工事記録写真等）の規定によるほか、次による。</p> <p><b>（1）撮影箇所、内容及び頻度等</b></p> <p>工事記録写真撮影事項（参考）を用い、施工内容に応じて撮影等行うこと（表 7.10）。 なお、撮影に当たっては、契約件名、通知番号、水道番号、施工月日、工事場所、撮影箇所、撮影対象、受注者名等を記入した撮影標示板（参考例）を入れること（図 7.17）。</p> <p><b>（2）写真の提出</b></p> <p>ア 通常の撮影手段の場合</p>																																																																																	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>写真は、工事用アルバムA4版Eサイズポケット式の工事写真帳に整理し、提出すること（図8.16）。</p> <p>なお、写真のネガは、施行通知ごとに提出すること。</p> <p>イ デジタルカメラの場合</p> <p>写真は、工事用アルバムA4版Eサイズポケット式の工事写真帳（図8.16）又は、同等のレイアウトにしたA4サイズ（普通紙以上）に整理し提出する外、施行通知ごとに電子媒体（CD-R）を1部提出すること。</p> <p>(ア) 電子媒体の記録画像ファイル形式は、JPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）を原則とすること。</p> <p>(イ) 提出の際は、電子媒体本体及び電子媒体を収納するケースに、工事件名、通知番号、受注者名、担当部署等を容易に消えない方法で直接記入すること。</p> <p>(ウ) 提出する電子媒体には、監督員のパソコン（OS：Windows7以降）で閲覧できるソフトを添付すること。</p> <p>(エ) カラープリンタを使用する場合は、フルカラー600dpi以上、インク・用紙等は、通常の使用条件の下で5年間、顕著な劣化が生じないこと。用紙は、普通紙以上を使用すること。</p> <p>(オ) 写真の信憑性を考慮し、原則として写真編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。</p> <p>(カ) 撮影に誤り（撮影標示板の誤表記等）がある場合は、画像編集によらず写真帳備考欄などに別途明記すること。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div> <p style="text-align: center;">図 8.16 工事写真帳</p>	<p>写真は、工事用アルバムA4版Eサイズポケット式の工事写真帳に整理し、提出すること（図7.16）。</p> <p>なお、写真のネガは、施行通知ごとに提出すること。</p> <p>イ デジタルカメラの場合</p> <p>写真は、工事用アルバムA4版Eサイズポケット式の工事写真帳（図7.16）又は、同等のレイアウトにしたA4サイズ（普通紙以上）に整理し提出する外、施行通知ごとに電子媒体（CD-R）を1部提出すること。</p> <p>(ア) 電子媒体の記録画像ファイル形式は、JPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）を原則とすること。</p> <p>(イ) 提出の際は、電子媒体本体及び電子媒体を収納するケースに、工事件名、通知番号、受注者名、担当部署等を容易に消えない方法で直接記入すること。</p> <p>(ウ) 提出する電子媒体には、監督員のパソコン（OS：Windows7以降）で閲覧できるソフトを添付すること。</p> <p>(エ) カラープリンタを使用する場合は、フルカラー600dpi以上、インク・用紙等は、通常の使用条件の下で5年間、顕著な劣化が生じないこと。用紙は、普通紙以上を使用すること。</p> <p>(オ) 写真の信憑性を考慮し、原則として写真編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。</p> <p>(カ) 撮影に誤り（撮影標示板の誤表記等）がある場合は、画像編集によらず写真帳備考欄などに別途明記すること。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div> <p style="text-align: center;">図 7.16 工事写真帳</p>	

# 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨																																					
																																									
図 8.17 撮影標示板 (参考例)		図 7.17 撮影標示板 (参考例)																																							
表 8.10 工事記録写真撮影事項 (参考)		表 7.10 工事記録写真撮影事項 (参考)																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影内容・方法</th> <th>撮影枚数 (目安)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">安全管理</td> <td>1 保安施設 保安柵、工事標示板等の設置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td>2 交通誘導警備員等 交通誘導警備員(交替要員を含む)の配置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。また、建設機械誘導員等の配置が確認できるよう撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">掘削</td> <td>1 施工前 ・チョークで線を入れる等、掘削部分が見えるように撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>2 舗装切断・こわし工 ・舗装切断工Ocm、舗装こわし工Ocmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 分岐部掘削工 ・掘削完了後、配水小管を完全に露出させ、撮影する。 ・配水小管の深度、分岐部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>4 布設部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>5 宅地部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>6 側溝下等横抜き工 ・横抜きの長さが分かるように、標尺を入れて撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">穿孔配管</td> <td rowspan="3">1 サドル付分水栓取付工 ・サドル分水栓取付け後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・ステンレス製サドル付分水栓を取り付けた場合は、標示板にタイプ A 又は B・製造メーカー名を表示し、サドル付分水栓の種類等が判別できるように撮影する。標示板記入例「タイプ A - (製造メーカー名)」</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 分岐穿孔状況 ・配水小管が内面エポキシ粉体塗装管の場合は、施工前に専用のドリルを目印線が見えるように撮影する。 ・分岐穿孔状況(穿孔、排水)を撮影する。 ・コア挿入状況(挿入前、挿入後)は、ストレッチャーを入れて撮影する。</td> <td>1 1~2 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 配管状況 ・配管の立面図、寸法を標示板に記載し撮影する。 ・分岐部、布設部、宅地内に分けて撮影する。 なお、配管状況が把握できる場合は全景写真でも可とする。 ・仕切弁や仕切弁きょう等を設置した場合は、状況が分かるように撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 撤去工 ・撤去完了後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・掘り上げた撤去管の延長、仕切弁の種類等を標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td>5 防食シート工 ・ポリエチレンシート被覆後の写真を撮影する。分岐番号標も同時に撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 残留塩素測定状況 ・標示板に「残留塩素測定」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。 ・工業用水道管又は下水再生水管併設路線については、対照水との対比についても撮影する。</td> <td>1~3</td> </tr> <tr> <td>7 耐圧試験状況 ・標示板に「耐圧試験」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮復旧</td> <td rowspan="2">1 埋戻工 ・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 砂埋め戻しGLO〇cm 下がり」と記載する。 ・20cm ごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。</td> <td>5~7</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影内容・方法	撮影枚数 (目安)	安全管理	1 保安施設 保安柵、工事標示板等の設置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。	2~3	2 交通誘導警備員等 交通誘導警備員(交替要員を含む)の配置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。また、建設機械誘導員等の配置が確認できるよう撮影する。	2~3	掘削	1 施工前 ・チョークで線を入れる等、掘削部分が見えるように撮影する。	1~2	2 舗装切断・こわし工 ・舗装切断工Ocm、舗装こわし工Ocmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3	3 分岐部掘削工 ・掘削完了後、配水小管を完全に露出させ、撮影する。 ・配水小管の深度、分岐部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2	4 布設部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2	5 宅地部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2	6 側溝下等横抜き工 ・横抜きの長さが分かるように、標尺を入れて撮影する。	1~2	穿孔配管	1 サドル付分水栓取付工 ・サドル分水栓取付け後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・ステンレス製サドル付分水栓を取り付けた場合は、標示板にタイプ A 又は B・製造メーカー名を表示し、サドル付分水栓の種類等が判別できるように撮影する。標示板記入例「タイプ A - (製造メーカー名)」	1~2	2 分岐穿孔状況 ・配水小管が内面エポキシ粉体塗装管の場合は、施工前に専用のドリルを目印線が見えるように撮影する。 ・分岐穿孔状況(穿孔、排水)を撮影する。 ・コア挿入状況(挿入前、挿入後)は、ストレッチャーを入れて撮影する。	1 1~2 2	3 配管状況 ・配管の立面図、寸法を標示板に記載し撮影する。 ・分岐部、布設部、宅地内に分けて撮影する。 なお、配管状況が把握できる場合は全景写真でも可とする。 ・仕切弁や仕切弁きょう等を設置した場合は、状況が分かるように撮影する。	2~3	4 撤去工 ・撤去完了後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・掘り上げた撤去管の延長、仕切弁の種類等を標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3	5 防食シート工 ・ポリエチレンシート被覆後の写真を撮影する。分岐番号標も同時に撮影する。	1~2	6 残留塩素測定状況 ・標示板に「残留塩素測定」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。 ・工業用水道管又は下水再生水管併設路線については、対照水との対比についても撮影する。	1~3	7 耐圧試験状況 ・標示板に「耐圧試験」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。	1~2	仮復旧	1 埋戻工 ・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 砂埋め戻しGLO〇cm 下がり」と記載する。 ・20cm ごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	5~7	
工 種	撮影内容・方法	撮影枚数 (目安)																																							
安全管理	1 保安施設 保安柵、工事標示板等の設置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。	2~3																																							
	2 交通誘導警備員等 交通誘導警備員(交替要員を含む)の配置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。また、建設機械誘導員等の配置が確認できるよう撮影する。	2~3																																							
掘削	1 施工前 ・チョークで線を入れる等、掘削部分が見えるように撮影する。	1~2																																							
	2 舗装切断・こわし工 ・舗装切断工Ocm、舗装こわし工Ocmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3																																							
	3 分岐部掘削工 ・掘削完了後、配水小管を完全に露出させ、撮影する。 ・配水小管の深度、分岐部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2																																							
		4 布設部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2																																						
	5 宅地部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2																																							
	6 側溝下等横抜き工 ・横抜きの長さが分かるように、標尺を入れて撮影する。	1~2																																							
穿孔配管	1 サドル付分水栓取付工 ・サドル分水栓取付け後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・ステンレス製サドル付分水栓を取り付けた場合は、標示板にタイプ A 又は B・製造メーカー名を表示し、サドル付分水栓の種類等が判別できるように撮影する。標示板記入例「タイプ A - (製造メーカー名)」	1~2																																							
		2 分岐穿孔状況 ・配水小管が内面エポキシ粉体塗装管の場合は、施工前に専用のドリルを目印線が見えるように撮影する。 ・分岐穿孔状況(穿孔、排水)を撮影する。 ・コア挿入状況(挿入前、挿入後)は、ストレッチャーを入れて撮影する。	1 1~2 2																																						
			3 配管状況 ・配管の立面図、寸法を標示板に記載し撮影する。 ・分岐部、布設部、宅地内に分けて撮影する。 なお、配管状況が把握できる場合は全景写真でも可とする。 ・仕切弁や仕切弁きょう等を設置した場合は、状況が分かるように撮影する。	2~3																																					
	4 撤去工 ・撤去完了後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・掘り上げた撤去管の延長、仕切弁の種類等を標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3																																							
		5 防食シート工 ・ポリエチレンシート被覆後の写真を撮影する。分岐番号標も同時に撮影する。	1~2																																						
	6 残留塩素測定状況 ・標示板に「残留塩素測定」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。 ・工業用水道管又は下水再生水管併設路線については、対照水との対比についても撮影する。	1~3																																							
		7 耐圧試験状況 ・標示板に「耐圧試験」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。	1~2																																						
仮復旧	1 埋戻工 ・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 砂埋め戻しGLO〇cm 下がり」と記載する。 ・20cm ごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	5~7																																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>撮影内容・方法</th> <th>撮影枚数 (目安)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">安全管理</td> <td>1 保安施設 保安柵、工事標示板等の設置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td>2 交通誘導警備員等 交通誘導警備員(交替要員を含む)の配置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。また、建設機械誘導員等の配置が確認できるよう撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">掘削</td> <td>1 施工前 ・チョークで線を入れる等、掘削部分が見えるように撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>2 舗装切断・こわし工 ・舗装切断工Ocm、舗装こわし工Ocmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 分岐部掘削工 ・掘削完了後、配水小管を完全に露出させ、撮影する。 ・配水小管の深度、分岐部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>4 布設部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>5 宅地部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td>6 側溝下等横抜き工 ・横抜きの長さが分かるように、標尺を入れて撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">穿孔配管</td> <td rowspan="3">1 サドル付分水栓取付工 ・サドル分水栓取付け後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・ステンレス製サドル付分水栓を取り付けた場合は、標示板にタイプ A 又は B・製造メーカー名を表示し、サドル付分水栓の種類等が判別できるように撮影する。標示板記入例「タイプ A - (製造メーカー名)」</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 分岐穿孔状況 ・配水小管が内面エポキシ粉体塗装管の場合は、施工前に専用のドリルを目印線が見えるように撮影する。 ・分岐穿孔状況(穿孔、排水)を撮影する。 ・コア挿入状況(挿入前、挿入後)は、ストレッチャーを入れて撮影する。</td> <td>1 1~2 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 配管状況 ・配管の立面図、寸法を標示板に記載し撮影する。 ・分岐部、布設部、宅地内に分けて撮影する。 なお、配管状況が把握できる場合は全景写真でも可とする。 ・仕切弁や仕切弁きょう等を設置した場合は、状況が分かるように撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 撤去工 ・撤去完了後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・掘り上げた撤去管の延長、仕切弁の種類等を標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td>5 防食シート工 ・ポリエチレンシート被覆後の写真を撮影する。分岐番号標も同時に撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 残留塩素測定状況 ・標示板に「残留塩素測定」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。 ・工業用水道管又は下水再生水管併設路線については、対照水との対比についても撮影する。</td> <td>1~3</td> </tr> <tr> <td>7 耐圧試験状況 ・標示板に「耐圧試験」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。</td> <td>1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮復旧</td> <td rowspan="2">1 埋戻工 ・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 砂埋め戻しGLO〇cm 下がり」と記載する。 ・20cm ごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。</td> <td>5~7</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮影内容・方法	撮影枚数 (目安)	安全管理	1 保安施設 保安柵、工事標示板等の設置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。	2~3	2 交通誘導警備員等 交通誘導警備員(交替要員を含む)の配置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。また、建設機械誘導員等の配置が確認できるよう撮影する。	2~3	掘削	1 施工前 ・チョークで線を入れる等、掘削部分が見えるように撮影する。	1~2	2 舗装切断・こわし工 ・舗装切断工Ocm、舗装こわし工Ocmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3	3 分岐部掘削工 ・掘削完了後、配水小管を完全に露出させ、撮影する。 ・配水小管の深度、分岐部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2	4 布設部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2	5 宅地部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2	6 側溝下等横抜き工 ・横抜きの長さが分かるように、標尺を入れて撮影する。	1~2	穿孔配管	1 サドル付分水栓取付工 ・サドル分水栓取付け後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・ステンレス製サドル付分水栓を取り付けた場合は、標示板にタイプ A 又は B・製造メーカー名を表示し、サドル付分水栓の種類等が判別できるように撮影する。標示板記入例「タイプ A - (製造メーカー名)」	1~2	2 分岐穿孔状況 ・配水小管が内面エポキシ粉体塗装管の場合は、施工前に専用のドリルを目印線が見えるように撮影する。 ・分岐穿孔状況(穿孔、排水)を撮影する。 ・コア挿入状況(挿入前、挿入後)は、ストレッチャーを入れて撮影する。	1 1~2 2	3 配管状況 ・配管の立面図、寸法を標示板に記載し撮影する。 ・分岐部、布設部、宅地内に分けて撮影する。 なお、配管状況が把握できる場合は全景写真でも可とする。 ・仕切弁や仕切弁きょう等を設置した場合は、状況が分かるように撮影する。	2~3	4 撤去工 ・撤去完了後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・掘り上げた撤去管の延長、仕切弁の種類等を標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3	5 防食シート工 ・ポリエチレンシート被覆後の写真を撮影する。分岐番号標も同時に撮影する。	1~2	6 残留塩素測定状況 ・標示板に「残留塩素測定」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。 ・工業用水道管又は下水再生水管併設路線については、対照水との対比についても撮影する。	1~3	7 耐圧試験状況 ・標示板に「耐圧試験」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。	1~2	仮復旧	1 埋戻工 ・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 砂埋め戻しGLO〇cm 下がり」と記載する。 ・20cm ごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。
工 種	撮影内容・方法	撮影枚数 (目安)																																							
安全管理	1 保安施設 保安柵、工事標示板等の設置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。	2~3																																							
	2 交通誘導警備員等 交通誘導警備員(交替要員を含む)の配置状況が道路使用許可証と合致していることが確認できるよう撮影する。また、建設機械誘導員等の配置が確認できるよう撮影する。	2~3																																							
掘削	1 施工前 ・チョークで線を入れる等、掘削部分が見えるように撮影する。	1~2																																							
	2 舗装切断・こわし工 ・舗装切断工Ocm、舗装こわし工Ocmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3																																							
	3 分岐部掘削工 ・掘削完了後、配水小管を完全に露出させ、撮影する。 ・配水小管の深度、分岐部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2																																							
		4 布設部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2																																						
	5 宅地部掘削工 ・掘削完了後、布設部掘削面積と深度が分かるように標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	1~2																																							
	6 側溝下等横抜き工 ・横抜きの長さが分かるように、標尺を入れて撮影する。	1~2																																							
穿孔配管	1 サドル付分水栓取付工 ・サドル分水栓取付け後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・ステンレス製サドル付分水栓を取り付けた場合は、標示板にタイプ A 又は B・製造メーカー名を表示し、サドル付分水栓の種類等が判別できるように撮影する。標示板記入例「タイプ A - (製造メーカー名)」	1~2																																							
		2 分岐穿孔状況 ・配水小管が内面エポキシ粉体塗装管の場合は、施工前に専用のドリルを目印線が見えるように撮影する。 ・分岐穿孔状況(穿孔、排水)を撮影する。 ・コア挿入状況(挿入前、挿入後)は、ストレッチャーを入れて撮影する。	1 1~2 2																																						
			3 配管状況 ・配管の立面図、寸法を標示板に記載し撮影する。 ・分岐部、布設部、宅地内に分けて撮影する。 なお、配管状況が把握できる場合は全景写真でも可とする。 ・仕切弁や仕切弁きょう等を設置した場合は、状況が分かるように撮影する。	2~3																																					
	4 撤去工 ・撤去完了後、サドル分水栓の口径、配水小管の口径を標示板に記載し撮影する。 ・ゴムバンドの取付けがある場合は同時に撮影する。 ・掘り上げた撤去管の延長、仕切弁の種類等を標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3																																							
		5 防食シート工 ・ポリエチレンシート被覆後の写真を撮影する。分岐番号標も同時に撮影する。	1~2																																						
	6 残留塩素測定状況 ・標示板に「残留塩素測定」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。 ・工業用水道管又は下水再生水管併設路線については、対照水との対比についても撮影する。	1~3																																							
		7 耐圧試験状況 ・標示板に「耐圧試験」と記載し、試験状況が分かるように撮影する。	1~2																																						
仮復旧	1 埋戻工 ・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 砂埋め戻しGLO〇cm 下がり」と記載する。 ・20cm ごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	5~7																																							

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">仮復旧</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>路盤工</td> <td>・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">2~4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>塗布工</td> <td>・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 プライムコート(又はタックコート)」と記載し、撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>表層工</td> <td>・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>道路標示工</td> <td>・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本復旧</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>施工前</td> <td>・チョークで線を入れる等、掘削部分が分かるように撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>舗装切断・こわし工</td> <td>・舗装切断工〇cm、舗装こわし工〇cmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">2~3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td>路盤工</td> <td>・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">2~4</td> </tr> <tr> <td>塗布工</td> <td>・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 プライムコート(タックコート)」と記載し、撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>表層工</td> <td>・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>道路標示工</td> <td>・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように、標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">他</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>その他</td> <td>・覆工板、水替え工事、土留工、障害物等その必要な工種について、状況が分かるように撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">注 状況が把握できる場合は、複数の施工箇所、工種をまとめて撮影してもよい。</p>	仮復旧	2	路盤工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	2~4	3	塗布工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 プライムコート(又はタックコート)」と記載し、撮影する。	1~2	4	表層工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2	5	道路標示工	・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2	本復旧	1	施工前	・チョークで線を入れる等、掘削部分が分かるように撮影する。	1~2	2	舗装切断・こわし工	・舗装切断工〇cm、舗装こわし工〇cmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3	3	路盤工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	2~4	塗布工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 プライムコート(タックコート)」と記載し、撮影する。	1~2	5	表層工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2	6	道路標示工	・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように、標尺を入れて撮影する。	1~2	他	1	その他	・覆工板、水替え工事、土留工、障害物等その必要な工種について、状況が分かるように撮影する。	1~	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">仮復旧</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>路盤工</td> <td>・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">2~4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>塗布工</td> <td>・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 プライムコート(又はタックコート)」と記載し、撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>表層工</td> <td>・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>道路標示工</td> <td>・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本復旧</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>施工前</td> <td>・チョークで線を入れる等、掘削部分が分かるように撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>舗装切断・こわし工</td> <td>・舗装切断工〇cm、舗装こわし工〇cmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">2~3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3</td> <td>路盤工</td> <td>・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">2~4</td> </tr> <tr> <td>塗布工</td> <td>・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 プライムコート(タックコート)」と記載し、撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>表層工</td> <td>・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>道路標示工</td> <td>・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように、標尺を入れて撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">他</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>その他</td> <td>・覆工板、水替え工事、土留工、障害物等その必要な工種について、状況が分かるように撮影する。</td> <td style="text-align: center;">1~</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">注 状況が把握できる場合は、複数の施工箇所、工種をまとめて撮影してもよい。</p>	仮復旧	2	路盤工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	2~4	3	塗布工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 プライムコート(又はタックコート)」と記載し、撮影する。	1~2	4	表層工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2	5	道路標示工	・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2	本復旧	1	施工前	・チョークで線を入れる等、掘削部分が分かるように撮影する。	1~2	2	舗装切断・こわし工	・舗装切断工〇cm、舗装こわし工〇cmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3	3	路盤工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	2~4	塗布工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 プライムコート(タックコート)」と記載し、撮影する。	1~2	5	表層工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2	6	道路標示工	・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように、標尺を入れて撮影する。	1~2	他	1	その他	・覆工板、水替え工事、土留工、障害物等その必要な工種について、状況が分かるように撮影する。	1~	
仮復旧		2	路盤工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	2~4																																																																																									
		3	塗布工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 プライムコート(又はタックコート)」と記載し、撮影する。	1~2																																																																																									
		4	表層工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2																																																																																									
		5	道路標示工	・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2																																																																																									
	本復旧	1	施工前	・チョークで線を入れる等、掘削部分が分かるように撮影する。	1~2																																																																																									
2		舗装切断・こわし工	・舗装切断工〇cm、舗装こわし工〇cmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3																																																																																										
3		路盤工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	2~4																																																																																										
		塗布工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 プライムコート(タックコート)」と記載し、撮影する。	1~2																																																																																										
5		表層工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2																																																																																										
6		道路標示工	・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように、標尺を入れて撮影する。	1~2																																																																																										
他	1	その他	・覆工板、水替え工事、土留工、障害物等その必要な工種について、状況が分かるように撮影する。	1~																																																																																										
仮復旧	2	路盤工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	2~4																																																																																										
	3	塗布工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 プライムコート(又はタックコート)」と記載し、撮影する。	1~2																																																																																										
	4	表層工	・標示板に「仮復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2																																																																																										
	5	道路標示工	・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2																																																																																										
	本復旧	1	施工前	・チョークで線を入れる等、掘削部分が分かるように撮影する。	1~2																																																																																									
2		舗装切断・こわし工	・舗装切断工〇cm、舗装こわし工〇cmを標示板に記載し、標尺を入れて撮影する。	2~3																																																																																										
3		路盤工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 材料名GLO〇cm下がり」と記載する。 ・指定された厚さごとに転圧後、標尺を入れて撮影する。	2~4																																																																																										
		塗布工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 プライムコート(タックコート)」と記載し、撮影する。	1~2																																																																																										
5		表層工	・標示板に「本復旧アスコン〇〇型 表層工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように標尺を入れて撮影する。	1~2																																																																																										
6		道路標示工	・標示板に「道路標示工 ○×Om」と記載し、面積が分かるように、標尺を入れて撮影する。	1~2																																																																																										
他	1	その他	・覆工板、水替え工事、土留工、障害物等その必要な工種について、状況が分かるように撮影する。	1~																																																																																										
<p><b>8.6.5 工事関係書類</b></p> <p>受注者は、当局の定める様式により作成し、指定の期日までに提出すること（附則-8 受注者提出書類一覧）。</p> <p>また、当局が、特に必要があると認めた書類は、別途作成し提出すること。</p> <p>なお、提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を提出すること。</p>	<p><b>7.6.5 工事関係書類</b></p> <p>受注者は、当局の定める様式により作成し、指定の期日までに提出すること（附則-8 受注者提出書類一覧）。</p> <p>また、当局が、特に必要があると認めた書類は、別途作成し提出すること。</p> <p>なお、提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を提出すること。</p>																																																																																													

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
附則-1 工事記録写真撮影要綱		附則-1 工事記録写真撮影要綱		
3 撮影計画	<p>(1) 撮影計画書の提出</p> <p>受注者は、工事着手までに、「工事記録写真撮影計画書」(以下「撮影計画書」という。)を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出すること。</p> <p>なお、軽易な工事施行に当たっては、監督員の承諾を得た上で、撮影計画書を省略することができるものとする。</p> <p>(2) 「撮影計画書」記載事項</p> <p>ア 撮影者</p> <p>(ア) 責任者</p> <p>(イ) 補助者</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア) 撮影計画箇所(平面図等に記載)</p> <p>(イ) 撮影手段(デジタルカメラ)</p> <p>(ウ) 提出形式(紙面又は電子)</p> <p>(エ) 撮影機材(デジタルカメラの有効画素数を記載し、プリンタを使用する場合は、機器仕様を記載する。)</p>	3 撮影計画	<p>(1) 撮影計画書の提出</p> <p>受注者は、工事着手までに、「工事記録写真撮影計画書」(以下「撮影計画書」という。)を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出すること。</p> <p>なお、軽易な工事施行に当たっては、監督員の承諾を得た上で、撮影計画書を省略することができるものとする。ただし、撮影計画書を省略した場合でも、この撮影要綱に従い工事記録写真を撮影し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 「撮影計画書」記載事項</p> <p>ア 撮影者</p> <p>(ア) 責任者</p> <p>(イ) 補助者</p> <p>イ 内容</p> <p>(ア) 撮影計画箇所(平面図等に記載)</p> <p>(イ) 撮影手段(通常の写真機(銀塩カメラ)又はデジタルカメラ)</p> <p>(ウ) 提出形式(写真帳又は電子媒体)</p> <p>(エ) 撮影機材(デジタルカメラを使用する場合は、有効画素数を記載し、プリンタを使用する場合は、機器仕様を記載する。)</p>	<p>・取り扱いが変わらないため、表現を見直しました。</p> <p>・銀塩カメラに関する記載を削除しました。</p>
4 撮影方法	<p>(1) 写真の分類</p> <p>写真は、原則として状況写真、品質管理写真、出来形管理写真及びその他の写真とし、次の点に注意して撮影を行う。</p> <p>ア 状況写真は、施工の位置及び状況が容易に確認できるよう構造物等を背景に入れて撮影する。</p> <p>なお、1枚で状況が確認できない場合は、組写真にする。</p> <p>イ 品質管理写真は、検査、試験、測定等を行っている全景を遠距離で、また、規格、基準等と照合又は対比して確認できるものを近距離で撮影する。</p> <p>ウ 出来形管理写真は、所定の形状寸法が判定できるように必ず寸法を示す器具(箱尺、リボンテープ等)を入れて撮影する。</p> <p>エ その他の写真とは、着手前及び完成写真、安全管理写真、災害写真等をいう。</p> <p>(2) 撮影箇所</p> <p>撮影箇所は、「別表」に示す箇所のほか、監督員が指定する箇所を撮影する。ただし、「別表」の写真項目及び写真頻度等は、標準を示したものであり、工事内容により必要に応じて増減することができる。</p> <p>なお、撮影に当たっては、図-1の撮影表示板(例)を画面に入れる。</p> <p>(3) 撮影時期</p> <p>撮影に当たっては、常に工事の進捗状況及び施工内容を把握し、適切な時期に撮影する。</p>	4 撮影方法	<p>(1) 写真の分類</p> <p>写真は、原則として状況写真、品質管理写真、出来形管理写真及びその他の写真とし、次の点に注意して撮影を行う。</p> <p>ア 状況写真は、施工の位置及び状況が容易に確認できるよう構造物等を背景に入れて撮影する。</p> <p>なお、1枚で状況が確認できない場合は、組写真にする。</p> <p>イ 品質管理写真は、検査、試験、測定等を行っている全景を遠距離で、また、規格、基準等と照合又は対比して確認できるものを近距離で撮影する。</p> <p>ウ 出来形管理写真は、所定の形状寸法が判定できるように必ず寸法を示す器具(箱尺、リボンテープ等)を入れて撮影する。</p> <p>エ その他の写真とは、着手前及び完成写真、安全管理写真、災害写真等をいう。</p> <p>(2) 撮影箇所</p> <p>撮影箇所は、「別表」に示す箇所のほか、監督員が指定する箇所を撮影する。ただし、「別表」の写真項目及び写真頻度等は、標準を示したものであり、工事内容により必要に応じて増減することができる。</p> <p>なお、撮影に当たっては、図-1の撮影表示板(例)を画面に入れる。</p> <p>(3) 撮影時期</p> <p>撮影に当たっては、常に工事の進捗状況及び施工内容を把握し、適切な時期に撮影する。</p>	<p>・銀塩カメラに関する記載を削除しました。</p>

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(4) その他</p> <p>ア 夜間工事は、適宜照明やデジタルカメラの感度設定を活用し、その状況が判別できるような写真とする。</p> <p>イ 撮影は、必要に応じて遠距離と近距離から行う。</p> <p>ウ 必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能及び精度を確保できる撮影機材を用いることとする。(有効画素数 100 万画素以上から 300 万画素程度 (目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な設定とする。))</p> <p>エ フィルムカメラを使用する場合は、監督員と協議すること。</p>	<p>(4) その他</p> <p>ア 写真は、カラー写真とし、焼付けの大きさは、サービス判を原則とする。</p> <p>イ 事故、災害等緊急にその状況を報告する必要がある場合は、デジタルカメラ等の速やかに再現できる手段で撮影する。</p> <p>ウ 夜間工事は、適宜照明や高感度フィルムの活用などを行い、その状況が判別できるような写真とする。</p> <p>エ 撮影は、必要に応じて遠距離と近距離から行う。</p> <p>オ デジタルカメラにより工事記録写真の撮影を行う場合は、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能及び精度を確保できる撮影機材を用いる (有効画素数 100 万画素以上から 300 万画素程度 (目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な設定とする。))。</p> <p>カ デジタルカメラによる工事記録写真の撮影を行う場合において、監督員が必要と認めるときは、通常の写真機 (銀塩カメラ) による撮影、整理等を行う。</p>	
<p>5 整理・編集</p> <p>(1) 写真の整理</p> <p>ア 写真撮影後は、速やかに撮影内容の確認を行い、データを整理する。</p> <p>イ 図-2の要領で余白に撮影内容、索引番号、寸法等を記入する。</p> <p>ウ 案内図及び位置図を付し、撮影箇所と写真が対比できるようにする。</p> <p>エ 撮影内容が分かるように写真一覧 (コマ撮りしたもの) を作成する。また、工種等により必要がある場合は、説明図を添付する。</p> <p>オ 提出する電子媒体はCD-R又はDVD-Rを原則とし、これ以外の場合は、監督員の承諾を得る。</p> <p>カ 電子媒体の記録画像ファイル形式は日本産業規格 (JIS) に示される JPEG、TIFF や SVG 形式等とし、撮影モードによる圧縮比がある場合は、「標準 (BASIC、約 1/16 圧縮)」とする。</p> <p>(2) アルバム管理ソフト</p>	<p>5 整理・編集</p> <p>(1) 通常の写真手段の場合</p> <p>ア 写真帳</p> <p>写真帳の大きさは、フリーアルバムを標準とする。</p> <p>なお、表紙には、工事番号、工事件名、受注者名等を図-3に示す要領で記入する。</p> <p>イ 写真の整理</p> <p>(7) 写真撮影後は、速やかに工事の進行順に写真を整理し、図-2の要領で余白に撮影内容、索引番号、寸法等を記入する。</p> <p>(イ) 写真帳の巻頭に案内図及び位置図を付し、撮影箇所と写真が対比できるようにする。</p> <p>(ウ) ベタ焼きを添えたネガ帳を作成する。</p> <p>ウ ネガ等を電子媒体に変換して提出する場合は、(2)の規程による。</p> <p>(2) デジタルカメラの場合</p> <p>ア 写真の整理</p> <p>(7) 写真撮影後は、速やかに撮影内容の確認を行い、データを整理する。</p> <p>(イ) 撮影内容が分かるように写真一覧 (コマ撮りしたもの) を作成する。また、工種等により必要がある場合は、説明図を添付する。</p> <p>(ウ) 提出する電子媒体はCD-R又はDVD-Rを原則とし、これ以外の場合は、監督員の承諾を得る。</p> <p>(エ) 電子媒体の記録画像ファイル形式は、JPEG形式 (非圧縮から圧縮率 1/8 まで) を原則とし、これ以外の場合は、監督員の承諾を得る。</p> <p>イ アルバム管理ソフト</p>	<p>・銀塩カメラに関する記載を削除しました。</p> <p>・工事記録写真撮影基準 (建設局) の記載を踏まえ追記しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>次の要件を満たすアルバム管理ソフトで編集する。</p> <p><b>ア</b> ディスプレイの1画面には、3枚から4枚までの写真枚数とし、画像を拡大せずとも工事内容が容易に確認できること。</p> <p><b>イ</b> 写真帳と同様の内容（写真の説明文及び図（挿絵））が収録でき、表示及び確認が可能なこと。</p> <p><b>ウ</b> 前及び次の画面への移行（ページめくり）、画像の拡大等の展開が速やかにできること。</p> <p><b>エ</b> 工事写真の仕分け及び分類は、工程順及び工種別に整理され、検索が容易なこと。</p>	<p>次の要件を満たすアルバム管理ソフトで編集する。</p> <p><b>(ア)</b> ディスプレイの1画面には、3枚から4枚までの写真枚数とし、画像を拡大せずとも工事内容が容易に確認できること。</p> <p><b>(イ)</b> 写真帳と同様の内容（写真の説明文及び図（挿絵））が収録でき、表示及び確認が可能なこと。</p> <p><b>(ウ)</b> 前及び次の画面への移行（ページめくり）、画像の拡大等の展開が速やかにできること。</p> <p><b>(エ)</b> 工事写真の仕分け及び分類は、工程順及び工種別に整理され、検索が容易なこと。</p>	
<p><b>6 デジタル工事写真の黑板报情報電子化</b></p> <p><b>(1) デジタル工事写真の黑板报情報電子化</b> デジタル工事写真の黑板报情報電子化（以下「電子黑板」という。）を受注者が希望する場合は、監督員の承諾を得ること。</p> <p><u>また、この場合は、電子媒体による提出と</u>すること。</p> <p><b>(2) 対象機器の導入</b> 受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、「工事記録写真撮影要綱」（東京都水道局）「図-1 撮影表示板（例）」に示す項目（工事件名、撮影年月日等）の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。</p> <p>なお、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。</p> <p>使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黑板报情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。</p> <p>また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 URL <a href="http://www.cryptrec.go.jp/list.html">http://www.cryptrec.go.jp/list.html</a> 「デジタル工事写真の黑板报情報電子化対応ソフトウェア」 URL <a href="http://www.jcomsia.org/kokuban/">http://www.jcomsia.org/kokuban/</a></p>	<p><b>6 デジタル工事写真の黑板报情報電子化</b></p> <p><b>(1) デジタル工事写真の黑板报情報電子化</b> デジタル工事写真の黑板报情報電子化（以下「電子黑板」という。）を<b>実施する際は、以下の定めによる。</b> 受注者が希望する場合は、監督員の承諾を得た上で、<b>電子黑板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。</b> <b>対象工事では、次の全てを実施</b>すること。</p> <p><b>(2) 対象機器の導入</b> 受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、「工事記録写真撮影要綱」（東京都水道局）「図-1 撮影表示板（例）」に示す項目（工事件名、撮影年月日等）の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。</p> <p>なお、監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。</p> <p>使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黑板报情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。</p> <p>また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 URL <a href="http://www.cryptrec.go.jp/list.html">http://www.cryptrec.go.jp/list.html</a> 「デジタル工事写真の黑板报情報電子化対応ソフトウェア」 URL <a href="http://www.jcomsia.org/kokuban/">http://www.jcomsia.org/kokuban/</a></p>	<p>・電子黑板を使用する際の提出方法について追記しました。</p>
<p><b>7 工事記録写真の提出</b></p>	<p><b>7 工事記録写真の提出</b></p> <p><b>(1) 写真帳による提出</b> <b>ア</b> 工事の進行に合わせて、写真帳へ整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出する。 <b>イ</b> 工事が完成したときは、ネガ等及び写真帳を監督員に提出する。</p>	<p>・銀塩カメラに関する記載を削除しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>(1) 電子媒体による提出</b></p> <p>ア 工事の進行に合わせて整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、電子媒体で速やかに提出する。</p> <p>イ 工事が完成したときは、電子媒体を監督員に2部提出する。</p> <p>ウ 提出の際は、電子媒体のラベルに、工事件名、工事番号、受注者名及び担当部所を容易に消えない方法で直接記入すること。</p> <p>    なお、ラベルは直接印刷、全面貼り付け、又は油性フェルトペンで表記し、光学ドライブの故障の原因となるようなラベルプリンター等の一部貼り付けを行わないこと。</p> <p>    また、電子媒体を収納するケースには、図-3に示す要領で工事件名、工事番号、受注者名等を記入する。</p> <p>エ 提出する電子媒体には、閲覧できるソフトを添付する。</p> <p>    なお、対応するOSは、Windowsとする。</p> <p><b>オ</b> 電子黒板を用いた写真（以下「電子黒板写真」という。）は、一般財団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。</p> <p>    なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。</p> <p>    「一般財団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」</p> <p>    URL <a href="http://www.jcomsia.org/kokuban/">http://www.jcomsia.org/kokuban/</a></p> <p><b>(2) 紙面による提出</b></p> <p><u>ア 工事の進行に合わせて、写真帳へ整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出する。</u></p> <p><u>イ 工事が完成したときは、写真帳を監督員に提出する。</u></p>	<p><b>(2) 電子媒体による提出</b></p> <p>ア 工事の進行に合わせて整理し、必要に応じて監督員が提出を求めた場合は、電子媒体で速やかに提出する。</p> <p>イ 工事が完成したときは、電子媒体を監督員に2部提出する。</p> <p>ウ 提出の際は、電子媒体のラベルに、工事件名、工事番号、受注者名及び担当部所を容易に消えない方法で直接記入すること。</p> <p>    なお、ラベルは直接印刷、全面貼り付け、又は油性フェルトペンで表記し、光学ドライブの故障の原因となるようなラベルプリンター等の一部貼り付けを行わないこと。</p> <p>    また、電子媒体を収納するケースには、図-3に示す要領で工事件名、工事番号、受注者名等を記入する。</p> <p>エ 提出する電子媒体には、閲覧できるソフトを添付する。</p> <p>    なお、対応するOSは、Windowsとする。</p> <p><b>オ</b> 電子媒体で提出した工事の完成検査等において、検査員又は監督員が必要と認めるときは、カラー印刷して提出する（カラープリンタを使用する場合はフルカラーとし、解像度は、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な設定とすること。インク、用紙等は、通常の使用条件の下で3年間程度、顕著な劣化が生じないこと。用紙は、カラー印刷専用紙又は同等品以上を使用する。）。</p> <p><b>カ</b> 電子黒板を用いた写真（以下「電子黒板写真」という。）の引渡しについては、本附則に定めるとおりとする。</p> <p>    また、引渡し時に受注者は、一般財団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。</p> <p>    なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。</p> <p>    「一般財団法人施工管理ソフトウェア産業協会が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」</p> <p>    URL <a href="http://www.jcomsia.org/kokuban/">http://www.jcomsia.org/kokuban/</a></p>	<p>・書類の提出方法(紙面又は電子)は、協議により定めることとしているため削除しました。</p>

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>図-2 写真説明</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>天</span> <span>写真</span> <span>地</span> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <hr style="width: 30px;"/>             説  <hr style="width: 30px;"/>             明  <hr style="width: 30px;"/>             文  <hr style="width: 30px;"/> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>天</span> <span>写真</span> <span>地</span> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <hr style="width: 30px;"/>             説  <hr style="width: 30px;"/>             明  <hr style="width: 30px;"/>             文  <hr style="width: 30px;"/> </div> <p style="margin-top: 10px;">説 明 文</p> <hr style="width: 30px;"/> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">注1 撮影内容、索引番号、寸法等の写真の説明文は、写真の右側又は下側に記入すること。</p>	<p>図-2 写真説明</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>天</span> <span>写真</span> <span>地</span> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <hr style="width: 30px;"/>             説  <hr style="width: 30px;"/>             明  <hr style="width: 30px;"/>             文  <hr style="width: 30px;"/> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>天</span> <span>写真</span> <span>地</span> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <hr style="width: 30px;"/>             説  <hr style="width: 30px;"/>             明  <hr style="width: 30px;"/>             文  <hr style="width: 30px;"/> </div> <p style="margin-top: 10px;">説 明 文</p> <hr style="width: 30px;"/> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">注1 撮影内容、索引番号、寸法等の写真の説明文は、写真の右側又は下側に記入すること。</p> <p style="margin-top: 5px;">注2 電子媒体の場合でも、同様の内容が確認できるものとする。</p>	<p>・紙面を前提としないため削除しました。</p>
<p>図-3 写真帳表紙</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>工 事 記 録 写 真 帳 (n/N)</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>契約件名 _____</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>契約番号 _____ 水 契 第 号 _____</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>受 注 者 _____</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>施 工 部 署 _____</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">注 n : 当該冊数 / N : 総冊数</p>	<p>図-3 写真帳表紙</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>工 事 記 録 写 真 帳 (n/N)</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>工 事 件 名 _____</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>契約番号 _____ 水 契 第 号 _____</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>受 注 者 _____</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>施 工 部 所 _____</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">注 n : 当該冊数 / N : 総冊数</p>	<p>・語句を修正しました。</p>



新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
仮設工事	地下連続壁	撮影箇所及び内容	撮影箇所及び内容	・工事記録写真撮影基準(建設局)の記載内容を反映しました。
		撮影箇所	撮影箇所	
	撮影度	撮影度		
	撮影頻度	撮影頻度		
	撮影箇所ごと	撮影箇所ごと		
	実施箇所又は 実施箇所又は 40mごと	実施箇所ごと エレメントごと		
土工事	掘削	撮影箇所及び内容	撮影箇所及び内容	
		撮影箇所	撮影箇所	
	撮影度	撮影度		
	撮影頻度	撮影頻度		
	実施箇所又は 100mごと	実施箇所又は 100mごとに1回		
埋戻し	撮影箇所及び内容	撮影箇所及び内容		
	撮影箇所	撮影箇所		
	撮影度	撮影度		
盛土	撮影箇所及び内容	撮影箇所及び内容		
	撮影箇所	撮影箇所		
仮設工事	地下連続壁	撮影箇所及び内容	撮影箇所及び内容	・工事記録写真撮影基準(建設局)の記載内容を反映しました。
		撮影箇所	撮影箇所	
	撮影度	撮影度		
	撮影頻度	撮影頻度		
	撮影箇所ごと	撮影箇所ごと		
	実施箇所又は 40mごと	実施箇所ごと エレメントごと		
土工事	掘削	撮影箇所及び内容	撮影箇所及び内容	
		撮影箇所	撮影箇所	
	撮影度	撮影度		
	撮影頻度	撮影頻度		
	実施箇所又は 100mごと	実施箇所又は 100mごとに1回		
埋戻し	撮影箇所及び内容	撮影箇所及び内容		
	撮影箇所	撮影箇所		
	撮影度	撮影度		
盛土	撮影箇所及び内容	撮影箇所及び内容		
	撮影箇所	撮影箇所		





新旧対照表

改定		現行		改定の要旨	
工	種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要	
	種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要	
附属設備架造工事	コンクリート及び型枠	*型枠設置状況(支保工の状況) * <u>躯体</u> の断面及び鉄筋のかぶり *コンクリートの打込み状況 *弁室仕上がり状況	打込みロットごと 実施箇所ごと	断面の変化すること	
	その他据付	*附属金物(梯子、振止金物、継足金物、洗掘防止鋼板等)の取付状況	本管は実施箇所ごと		
		*コンクリート側塊積、室頂板据付け、ブロック据付け等の状況 *鉄蓋据付けの状況 *表示板等の取付状況(弁仕様及び酸欠)	小管は5か所ごと		
	水管橋及び橋梁添架	*管体及び部材製作状況	1工事に1回又は搬入ごと		
		*下部構造(「仮設工事」「土工事」「基礎工事」「鉄筋」「コンクリート及び型枠」による。)			
		*架設状況(吊込み、組立て)	1スパンごと 実施箇所ごと		
		*接合部検査状況	搬入ごと		
		*塗装(「塗装」による。)	1スパンごと 実施箇所ごと		
		*管材料検査状況	材料搬入ごと	種類ごとの長さ、径、本数 径、削孔長、アッカー孔間隔、 検査状況	
	推進工事	橋	*材料搬入状況 *削孔状況 *定着状況	一施工単位に1回 一施工単位に1回 実施箇所ごと	
		仮設	*刃口、支圧壁、推進設備の設置状況	実施箇所ごと	
			*管据付状況(推進用管、さや管) *掘削、残土発生土搬出、裏込め注入作業、充填作業の状況	実施箇所又は100mごと	
推進		*「配管工事」による。			
配管		*「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。			
推進工事		種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要
		附属設備架造工事	*附属金物(梯子、振止金物、継足金物、洗掘防止鋼板等)の取付状況	本管は実施箇所ごと	
			*コンクリート側塊積、室頂板据付け、ブロック据付け等の状況 *鉄蓋据付けの状況 *表示板等の取付状況(弁仕様及び酸欠)	小管は5か所ごと	
		水管橋及び橋梁添架	*管体及び部材製作状況	1工事に1回又は搬入ごと	
			*下部構造(「仮設工事」「土工事」「基礎工事」「鉄筋」「コンクリート及び型枠」による。)		
			*架設状況(吊込み、組立て)	1スパンごと 実施箇所ごと	
			*接合部検査状況	搬入ごと	
	*塗装(「塗装」による。)		1スパンごと 実施箇所ごと	種類ごとの長さ、径、本数 径、削孔長、アッカー孔間隔、検査状況	
	*管材料検査状況		材料搬入ごと	一施工単位に1回 一施工単位に1回 実施箇所ごと	
	推進工事	橋	*刃口、支圧壁、推進設備の設置状況	実施箇所ごと	
		推進	*管据付状況(推進用管、さや管) *掘削、残土発生土搬出、裏込め注入作業、充填作業の状況	実施箇所又は100mごと	
	推進工事	配管	*「配管工事」による。		
推進		*「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事記録写真撮影基準(建設局の記載内容)を反映しました。</li> </ul>	

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨	
シ ー ル ド 工 事	トンネル建造	撮影箇所及び内容 * シールド機掘削状況 * 一次覆工の組立状況 * 裏込注入作業状況	撮影頻度 必要に応じて 100mに1回	撮影要	
	二次覆工 (トンネル内配管)	* 「配管工事」に準じる。			
	二次覆工 (点検通路方式)	* 「コンクリート及び型枠」による。 * 浮き上がり防止措置状況 * 間仕切り壁設置状況 * エアミルック又は流動化充てん材の充てん状況			
	仮設	* 立坑設備、圧気設備、ロック設備、送排泥設備、汚水処理設備、運搬設備等の設置状況			
	立坑	* 「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。			
	注入	* 材料検査状況 * 施工機械設備状況 * 注入状況（注入位置・深さが確認できるもの及び全景） * 観測井設置状況及び地下水観測状況	搬入ロットごと 実施箇所又は100mごと		
	改良	* 材料検査状況 * 改良部分の床付状況 * 厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと		
	シ ー ル ド 工 事	トンネル建造	撮影箇所及び内容 * シールド機掘削状況 * 一次覆工の組立状況 * 裏込注入作業状況	撮影頻度 必要に応じて 100mに1回	撮影要
		二次覆工 (トンネル内配管)	* 「配管工事」に準じる。		
		二次覆工 (点検通路方式)	* 「コンクリート及び型枠」による。 * 浮き上がり防止措置状況 * 間仕切り壁設置状況 * エアミルック又は流動化充てん材の充てん状況		
仮設		* 立坑設備、圧気設備、ロック設備、送排泥設備、汚水処理設備、運搬設備等の設置状況			
立坑		* 「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。			
注入		* 材料検査状況 * 施工機械設備状況 * 注入状況（注入位置・深さが確認できるもの及び全景） * 観測井設置状況及び地下水観測状況	搬入ロットごと 実施箇所又は100mごと		
改良		* 材料検査状況 * 改良部分の床付状況 * 厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと		
シ ー ル ド 工 事		トンネル建造	撮影箇所及び内容 * シールド機掘削状況 * 一次覆工の組立状況 * 裏込注入作業状況	撮影頻度 必要に応じて 100mに1回	撮影要
		二次覆工 (トンネル内配管)	* 「配管工事」に準じる。		
		二次覆工 (点検通路方式)	* 「コンクリート及び型枠」による。 * 浮き上がり防止措置状況 * 間仕切り壁設置状況 * エアミルック又は流動化充てん材の充てん状況		
	仮設	* 立坑設備、圧気設備、ロック設備、送排泥設備、汚水処理設備、運搬設備等の設置状況			
	立坑	* 「仮設工事」、「土工事」、「基礎工事」、「鉄筋」及び「コンクリート及び型枠」による。			
	注入	* 材料検査状況 * 施工機械設備状況 * 注入状況（注入位置・深さが確認できるもの及び全景） * 観測井設置状況及び地下水観測状況	搬入ロットごと 実施箇所又は100mごと		
	改良	* 材料検査状況 * 改良部分の床付状況 * 厚さ及び施工範囲	実施箇所ごと		
	<p>・工事記録写真撮影基準(建設局)の記載内容を反映しました。</p>				

# 新旧対照表

改定					現行					改定の要旨												
工	種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要	種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要	種	撮影箇所及び内容	撮影頻度	摘要										
													舗装工事	路床	*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所又は80mごと 実施箇所ごと	改良土を使用する場合であつても各道路占用要綱に基づき密度試験を実施した場合に撮影する。	舗装工事	路床	*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所又は80mごと 実施箇所ごと	改良土を使用する場合であつても各道路占用要綱に基づき密度試験を実施した場合に撮影する。
														路盤	*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所又は80mごと	舗装種別ごとに土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。		路盤	*敷き均し厚 *転圧状況 *埋め戻し復旧後の強度試験	実施箇所又は80mごと	舗装種別ごとに土木工事出来形管理基準に基づく測定等は全て撮影する。
														基層	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は80mごと			基層	*敷き均し厚 *転圧状況	実施箇所又は80mごと	
														表面	*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）	実施箇所又は80mごと			表面	*敷き均し厚 *転圧状況 *養生状況（コンクリート舗装の場合）	実施箇所又は80mごと	
														コア採取状況	*表層・基層	実施箇所			コア採取状況	*表層・基層	実施箇所	
														試験	*平坦性試験	実施箇所			試験	*平坦性試験	実施箇所	
														試験	*ホイールトラッキング試験	実施箇所			試験	*ホイールトラッキング試験	実施箇所	
														試験	*現場透水性試験	実施箇所			試験	*現場透水性試験	実施箇所	
														試験	*すべり抵抗値試験	実施箇所			試験	*すべり抵抗値試験	実施箇所	
														試験	*ガードレール及びびガードパイプ、植樹、街きよ及び側溝	実施箇所又は指定箇所			試験	*ガードレール及びびガードパイプ、植樹、街きよ及び側溝	実施箇所又は指定箇所	
														塗装	*下地処理及び塗装状況 *検査状況（膜厚、ピンホール、密着等） *仕上がり状況	継手ごと又は1スパンごとに1回			塗装	*下地処理及び塗装状況 *検査状況（膜厚、ピンホール、密着等） *仕上がり状況	継手ごと又は1スパンごとに1回	
														塗装	*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況	実施箇所ごと			塗装	*下地処理及び塗装状況 *仕上がり状況	実施箇所ごと	

・強度試験を見直しました。

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
附則－４ 施工計画書記載要領		附則－４ 施工計画書記載要領		
<p>5 管理計画</p> <p>(1) 現場管理組織計画</p> <p>ア 職務分担表（各責任者名、職務内容、責任者及び代行者）</p> <p>イ 現場管理組織図</p> <p>(2) 品質管理</p> <p>ア 品質を維持するための日常項目及び体制（進行管理、資機材の確保及び使用機械・器具類の定期的な点検整備）</p> <p>イ 品質保証のための検査項目及び体制（仕様書及び関連規格に基づいた自主検査体制）</p> <p>ウ 品質向上のための作業改善方法</p> <p>(3) 検査</p> <p>検査体制（受検準備、必要な書類の整備、事前の自主検査、検査の段取り等）</p> <p>(4) 安全管理計画</p> <p>ア 安全管理体制</p> <p>(ア) 統括安全衛生責任者の設置</p> <p>(イ) 災害防止の組織の設置、運営及び協力</p> <p style="padding-left: 20px;">社内の安全管理対策会議及び安全パトロールの実施、協力会社との安全管理対策協議会及び合同パトロールの実施、リスクアセスメントの実施</p> <p>(ウ) 作業間の連絡及び調整</p> <p style="padding-left: 20px;">作業場所の巡視、各種機械等の取扱い時の運転、合図等の統一、各種機械及び施設の管理並びに安全行事の遂行</p> <p>(エ) 作業員への定期的な安全教育及び新規入場者教育の実施</p> <p>(オ) 安全点検制度の確立</p> <p style="padding-left: 20px;">作業前ミーティングの徹底（当日の作業内容と安全注意事項の伝達、各作業工種ごとの危険予知活動、準備体操及び体調確認等）、作業器具仮設足場等の点検及びチェックリストによる点検</p> <p>(カ) 転落事故防止対策</p> <p style="padding-left: 20px;">作業床・安全柵・安全ネット等の設置、墜落制止用器具使用の義務付け、昇降用仮設階段の設置、はしごへの背かご・踊り場の設置、タラップ昇降時のセーフティブロック使用等</p> <p>(キ) 危険作業に対する安全管理者の立会い</p> <p>(ク) 酸素欠乏症及び有害ガス等に対する対策</p> <p>(ケ) 作業員の健康管理対策（熱中症予防等）</p> <p>(コ) 水圧の掛かった水道管の挙動に対する安全対策</p> <p style="padding-left: 20px;">不平均力の掛かる曲管、T字管、管の末端部に制水弁を設置した箇所等のみならず、抜け出しのおそれのある直管に近接施工する場合の防護方法及び栓の取付け・取外し方法</p> <p>(サ) 爆発及び火災の防止（火気の使用場所、日時、消火設備等）</p> <p><u>(シ) 車両系建設機械に関する事故防止対策</u></p>	<p>5 管理計画</p> <p>(1) 現場管理組織計画</p> <p>ア 職務分担表（各責任者名、職務内容、責任者及び代行者）</p> <p>イ 現場管理組織図</p> <p>(2) 品質管理</p> <p>ア 品質を維持するための日常項目及び体制（進行管理、資機材の確保及び使用機械・器具類の定期的な点検整備）</p> <p>イ 品質保証のための検査項目及び体制（仕様書及び関連規格に基づいた自主検査体制）</p> <p>ウ 品質向上のための作業改善方法</p> <p>(3) 検査</p> <p>検査体制（受検準備、必要な書類の整備、事前の自主検査、検査の段取り等）</p> <p>(4) 安全管理計画</p> <p>ア 安全管理体制</p> <p>(ア) 統括安全衛生責任者の設置</p> <p>(イ) 災害防止の組織の設置、運営及び協力</p> <p style="padding-left: 20px;">社内の安全管理対策会議及び安全パトロールの実施、協力会社との安全管理対策協議会及び合同パトロールの実施、リスクアセスメントの実施</p> <p>(ウ) 作業間の連絡及び調整</p> <p style="padding-left: 20px;">作業場所の巡視、各種機械等の取扱い時の運転、合図等の統一、各種機械及び施設の管理並びに安全行事の遂行</p> <p>(エ) 作業員への定期的な安全教育及び新規入場者教育の実施</p> <p>(オ) 安全点検制度の確立</p> <p style="padding-left: 20px;">作業前ミーティングの徹底（当日の作業内容と安全注意事項の伝達、各作業工種ごとの危険予知活動、準備体操及び体調確認等）、作業器具仮設足場等の点検及びチェックリストによる点検</p> <p>(カ) 転落事故防止対策</p> <p style="padding-left: 20px;">作業床・安全柵・安全ネット等の設置、墜落制止用器具使用の義務付け、昇降用仮設階段の設置、はしごへの背かご・踊り場の設置、タラップ昇降時のセーフティブロック使用等</p> <p>(キ) 危険作業に対する安全管理者の立会い</p> <p>(ク) 酸素欠乏症及び有害ガス等に対する対策</p> <p>(ケ) 作業員の健康管理対策（熱中症予防等）</p> <p>(コ) 水圧の掛かった水道管の挙動に対する安全対策</p> <p style="padding-left: 20px;">不平均力の掛かる曲管、T字管、管の末端部に制水弁を設置した箇所等のみならず、抜け出しのおそれのある直管に近接施工する場合の防護方法及び栓の取付け・取外し方法</p> <p>(サ) 爆発及び火災の防止（火気の使用場所、日時、消火設備等）</p>	<p>・特記仕様書の記載内容を反映しました。</p>		

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>(ス) 局地的集中豪雨対策 (ハザードマップ等による浸水予想区域、周辺河川等の氾濫による浸水リスク、気象情報等の取得体制、作業中止基準、緊急退避方法、緊急資機材)</u></p> <p><b>イ 公衆安全管理</b></p> <p>(ア) 歩道の確保 (標示板、保安柵、カラーコーン、照明及び通路幅の確保)</p> <p>(イ) 仮橋の設置方法及び設置</p> <p>(ウ) 第三者に対する安全、環境対策 道路清掃、工車用車両の交通対策、土砂等の飛散防止対策、騒音・振動対策、不正軽油撲滅対策、ディーゼル車規制対策及び建設機械の排出ガス規制対策</p> <p>(エ) 土留・覆工 保守点検 (ボルト・ナットの緩み、覆工板と在来舗装面との段差及び隙間) 体制及び補修体制</p> <p>(オ) 交通安全管理</p> <p style="margin-left: 20px;">a 保安施設 (保安施設の設置方法、保安要員の配置個所等)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 交通整理員の配置個所 (作業区間の前後及び作業者の出入口)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 仮道路標示 (区画線、横断歩道等)</p> <p style="margin-left: 20px;">d 過積載防止対策 (積込み時の積載量の確認方法)</p> <p>(カ) 歩車道、道路幅員、交差点別の保安施設設置要領</p> <p style="margin-left: 20px;">a 歩車道、幅員、一般部交差点別の設置要領及び道路使用状況図 (施工区割図、作業内容、昼夜間別等)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 道路構造寸法 (歩道幅員、車道幅員、車線数、ガードパイプ・レール設置位置、上り車線、下り車線の表示、中央線の表示及び残車道幅員)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 歩行者通路の位置及び幅員</p> <p style="margin-left: 20px;">d 作業帯の表示、掘削幅、官民境界及び導流帯</p> <p style="margin-left: 20px;">e 工車用資機材の配置</p> <p style="margin-left: 20px;">f 保安施設 (電光盤、工事標示板、歩行者通路、黄色注意灯、規制標識、警戒標識、工事案内板、A型バリケード、交通保安要員等) の配置位置及び間隔</p> <p style="margin-left: 20px;">g 保安施設の規格</p> <p style="margin-left: 20px;">h 作業別 (舗装壊し、土留打設、覆工板設置、掘削・配管、埋め戻し、土留引抜き、仮復旧等) の設置要領</p> <p style="margin-left: 20px;">i 交差点の道路使用状況図 (分割施工図、作業内容、昼夜間別等)</p> <p><b>(5) 緊急保安体制</b></p> <p>ア 社内緊急連絡図</p> <p>イ 緊急資機材</p> <p>ウ 緊急連絡通報図</p> <p>エ <u>南海トラフ地震臨時情報の発表</u>に伴う緊急時対策計画 (参考: 表-1)</p>	<p><b>イ 公衆安全管理</b></p> <p>(ア) 歩道の確保 (標示板、保安柵、カラーコーン、照明及び通路幅の確保)</p> <p>(イ) 仮橋の設置方法及び設置</p> <p>(ウ) 第三者に対する安全、環境対策 道路清掃、工車用車両の交通対策、土砂等の飛散防止対策、騒音・振動対策、不正軽油撲滅対策、ディーゼル車規制対策及び建設機械の排出ガス規制対策</p> <p>(エ) 土留・覆工 保守点検 (ボルト・ナットの緩み、覆工板と在来舗装面との段差及び隙間) 体制及び補修体制</p> <p>(オ) 交通安全管理</p> <p style="margin-left: 20px;">a 保安施設 (保安施設の設置方法、保安要員の配置個所等)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 交通整理員の配置個所 (作業区間の前後及び作業者の出入口)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 仮道路標示 (区画線、横断歩道等)</p> <p style="margin-left: 20px;">d 過積載防止対策 (積込み時の積載量の確認方法)</p> <p>(カ) 歩車道、道路幅員、交差点別の保安施設設置要領</p> <p style="margin-left: 20px;">a 歩車道、幅員、一般部交差点別の設置要領及び道路使用状況図 (施工区割図、作業内容、昼夜間別等)</p> <p style="margin-left: 20px;">b 道路構造寸法 (歩道幅員、車道幅員、車線数、ガードパイプ・レール設置位置、上り車線、下り車線の表示、中央線の表示及び残車道幅員)</p> <p style="margin-left: 20px;">c 歩行者通路の位置及び幅員</p> <p style="margin-left: 20px;">d 作業帯の表示、掘削幅、官民境界及び導流帯</p> <p style="margin-left: 20px;">e 工車用資機材の配置</p> <p style="margin-left: 20px;">f 保安施設 (電光盤、工事標示板、歩行者通路、黄色注意灯、規制標識、警戒標識、工事案内板、A型バリケード、交通保安要員等) の配置位置及び間隔</p> <p style="margin-left: 20px;">g 保安施設の規格</p> <p style="margin-left: 20px;">h 作業別 (舗装壊し、土留打設、覆工板設置、掘削・配管、埋め戻し、土留引抜き、仮復旧等) の設置要領</p> <p style="margin-left: 20px;">i 交差点の道路使用状況図 (分割施工図、作業内容、昼夜間別等)</p> <p><b>(5) 緊急保安体制</b></p> <p>ア 社内緊急連絡図</p> <p>イ 緊急資機材</p> <p>ウ 緊急連絡通報図</p> <p>エ <b>警戒宣言</b>に伴う緊急時対策計画 (参考: 表-1)</p>	

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>(ア) 工事箇所及び資機材 工事箇所及び資機材、危険物の総点検の実施方法</p> <p>(イ) 公衆対策 保安柵の強化、安全灯、発電機の準備、誘導員の配置等</p> <p>(ウ) 危険物の処置 可燃物、爆発物の格納撤去等</p> <p>(エ) 開口部の応急対策及び仮設物の補強 開口部の閉鎖、段差の解消、埋戻し及び覆工、山留等仮設物の補強等</p> <p>(オ) 資機材の整理及び撤去 現場内の資機材の片付け及びやぐら、杭打機等</p> <p>(カ) その他 地震発生後の被害状況の調査及び記録並びに被害状況の所管事務所への報告</p> <p><b>(6) 設備管理</b></p> <p>ア 管理体制（保安要員、電気、給排水設備、土留、覆工、防災、現場の整理・整頓、清掃等）</p> <p>イ 各責任者、担当者</p> <p>ウ 保守・点検頻度</p> <p><b>(7) 資機材管理</b></p> <p>ア 支給材管理（受領後の保管方法、整理・整頓、数量管理等）</p> <p>イ 工事材料及び機械器具（必要数量の確保、品質の点検、定期点検・整備等）</p> <p><b>(8) 渉外管理、建設公害対策</b></p> <p>ア 地元対策、建設公害対策</p> <p>(ア) 地元説明会（説明方法、時期、資料の作成、苦情の措置・整理・連絡体制等）</p> <p>(イ) 建設公害対策（騒音対策、塵芥対策、工事用車両の交通対策等）</p> <p>(ウ) 関係官公署・施設管理者（各種申請書の作成、施工方法・内容の説明、立会い等）</p> <p><b>(9) 現場環境改善計画</b></p> <p>ア 仮設備関係</p> <p>(ア) 環境負荷の低減</p> <p>(イ) 用水、電力等の供給設備の設置</p> <p>(ウ) 緑化・花壇の設置</p> <p>(エ) ライトアップ施設の設置</p> <p>(オ) 見学通路及び椅子の設置</p> <p>(カ) 昇降設備の充実</p> <p>イ 営繕関係</p> <p>(ア) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む）</p> <p>(イ) 労務者宿舍の快適化</p> <p>(ウ) デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置</p> <p>(エ) 現場休息所の快適化</p>	<p>(ア) 工事箇所及び資機材 工事箇所及び資機材、危険物の総点検の実施方法</p> <p>(イ) 公衆対策 保安柵の強化、安全灯、発電機の準備、誘導員の配置等</p> <p>(ウ) 危険物の処置 可燃物、爆発物の格納撤去等</p> <p>(エ) 開口部の応急対策及び仮設物の補強 開口部の閉鎖、段差の解消、埋戻し及び覆工、山留等仮設物の補強等</p> <p>(オ) 資機材の整理及び撤去 現場内の資機材の片付け及びやぐら、杭打機等</p> <p>(カ) その他 地震発生後の被害状況の調査及び記録並びに被害状況の所管事務所への報告</p> <p><b>(6) 設備管理</b></p> <p>ア 管理体制（保安要員、電気、給排水設備、土留、覆工、防災、現場の整理・整頓、清掃等）</p> <p>イ 各責任者、担当者</p> <p>ウ 保守・点検頻度</p> <p><b>(7) 資機材管理</b></p> <p>ア 支給材管理（受領後の保管方法、整理・整頓、数量管理等）</p> <p>イ 工事材料及び機械器具（必要数量の確保、品質の点検、定期点検・整備等）</p> <p><b>(8) 渉外管理、建設公害対策</b></p> <p>ア 地元対策、建設公害対策</p> <p>(ア) 地元説明会（説明方法、時期、資料の作成、苦情の措置・整理・連絡体制等）</p> <p>(イ) 建設公害対策（騒音対策、塵芥対策、工事用車両の交通対策等）</p> <p>(ウ) 関係官公署・施設管理者（各種申請書の作成、施工方法・内容の説明、立会い等）</p> <p><b>(9) 現場環境改善計画</b></p> <p>ア 仮設備関係</p> <p>(ア) 環境負荷の低減</p> <p>(イ) 用水、電力等の供給設備の設置</p> <p>(ウ) 緑化・花壇の設置</p> <p>(エ) ライトアップ施設の設置</p> <p>(オ) 見学通路及び椅子の設置</p> <p>(カ) 昇降設備の充実</p> <p>イ 営繕関係</p> <p>(ア) 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む）</p> <p>(イ) 労務者宿舍の快適化</p> <p>(ウ) デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の設置</p> <p>(エ) 現場休息所の快適化</p>	

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
	<p>(オ) 健康関連設備及び厚生施設の充実</p> <p>ウ 安全関係</p> <p>(ア) 工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施</p> <p>(イ) 盗難防止対策（警報機等）の実施</p> <p>(ウ) 避暑（熱中症予防）、防寒対策現場休息所の快適化</p> <p>エ 地域連携</p> <p>(ア) 完成予想図の掲示</p> <p>(イ) 工法説明図の掲示</p> <p>(ウ) 工事工程表の掲示</p> <p>(エ) デザイン工事看板（各種事業のPR看板含む。）の設置</p> <p>(オ) 見学会等の開催（イベント等の開催含む。）</p> <p>(カ) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</p> <p>(キ) パンフレット・工法説明ビデオの作成</p> <p>(ク) 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上</p> <p>(ケ) 社会貢献</p>		<p>(オ) 健康関連設備及び厚生施設の充実</p> <p>ウ 安全関係</p> <p>(ア) 工事標識、照明等の安全施設のイメージアップ（電光標識等）の実施</p> <p>(イ) 盗難防止対策（警報機等）の実施</p> <p>(ウ) 避暑（熱中症予防）、防寒対策現場休息所の快適化</p> <p>エ 地域連携</p> <p>(ア) 完成予想図の掲示</p> <p>(イ) 工法説明図の掲示</p> <p>(ウ) 工事工程表の掲示</p> <p>(エ) デザイン工事看板（各種事業のPR看板含む。）の設置</p> <p>(オ) 見学会等の開催（イベント等の開催含む。）</p> <p>(カ) 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</p> <p>(キ) パンフレット・工法説明ビデオの作成</p> <p>(ク) 地域対策費（地域行事等の経費を含む。）の計上</p> <p>(ケ) 社会貢献</p>	
7 建設副産物の処理（リサイクル計画）	<p>(1) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等</p> <p>ア 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）及び最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）</p> <p>イ 処理期間</p> <p>ウ 保管方法、収集運搬方法及び処分方法</p> <p>エ 発生土受入地及び処分先</p> <p>オ 運搬経路図</p> <p>カ その他</p> <p>(2) 運搬・処理業者名</p> <p>ア 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の起源、処理能力、最大保管料、会社及び施設所在地</p> <p>イ その他</p> <p>(3) 現場での分別</p> <p>ア 工事現場での材料の梱包材、切れ端及び金属類等についての分別収集方法</p> <p>イ 現場事務所・作業員宿舎等における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別方法</p> <p>ウ その他</p> <p>(4) 解体工事計画（本体工事や工事の一部に解体工事を含む場合）</p> <p>ア 解体工事業者名、責任者名</p> <p>イ 発生する解体材の種類・数量</p> <p>ウ 分別解体の手順</p> <p>エ 解体材の分別方法及び処理方法</p> <p>オ その他</p> <p>(5) 添付書類（他の書類により提出した場合は添付不要とすることができる。）</p>	7 建設副産物の処理（リサイクル計画）	<p>(1) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等</p> <p>ア 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）及び最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）</p> <p>イ 処理期間</p> <p>ウ 保管方法、収集運搬方法及び処分方法</p> <p>エ 発生土受入地及び処分先</p> <p>オ 運搬経路図</p> <p>カ その他</p> <p>(2) 運搬・処理業者名</p> <p>ア 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の起源、処理能力、最大保管料、会社及び施設所在地</p> <p>イ その他</p> <p>(3) 現場での分別</p> <p>ア 工事現場での材料の梱包材、切れ端及び金属類等についての分別収集方法</p> <p>イ 現場事務所・作業員宿舎等における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別方法</p> <p>ウ その他</p> <p>(4) 解体工事計画（本体工事や工事の一部に解体工事を含む場合）</p> <p>ア 解体工事業者名、責任者名</p> <p>イ 発生する解体材の種類・数量</p> <p>ウ 分別解体の手順</p> <p>エ 解体材の分別方法及び処理方法</p> <p>オ その他</p> <p>(5) 添付書類（他の書類により提出した場合は添付不要とすることができる。）</p>	・ 語句を修正しました。

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p>ア 再生資源利用計画書 受注者は、建設副産物情報交換システム（以下「<u>コブリス・プラス</u>」という。）に必要なデータを入力して作成すること。 なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。 ア) 土砂を搬入する工事 イ) 砕石を搬入する工事 ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書 受注者は、<u>コブリス・プラス</u>に必要なデータを入力して作成すること。 なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。 ア) 建設発生土を搬出する工事 イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する工事 ウ) 金属くず、塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事</p> <p>ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合） 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、確認結果票を作成すること。</p> <p>エ 建設発生土搬出のお知らせ 対象は、建設発生土を 100 m<sup>3</sup>以上搬出する工事とする。</p> <p>オ 建設泥土の再資源化等計画書（建設泥土がある場合に限る。） 建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を受注者が自ら保管すること。</p> <p>カ 物質収支計算書 泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付すること。 なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。</p>	<p>ア 再生資源利用計画書 受注者は、建設副産物情報交換システム（以下「<u>COBRIS</u>」という。）に必要なデータを入力して作成すること。 なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。 ア) 土砂を搬入する工事 イ) 砕石を搬入する工事 ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書 受注者は、<u>COBRIS</u>に必要なデータを入力して作成すること。 なお、作成対象となる工事は、次のとおりである。 ア) 建設発生土を搬出する工事 イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する工事 ウ) 金属くず、塩化ビニル管、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事</p> <p>ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合） 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、確認結果票を作成すること。</p> <p>エ 建設発生土搬出のお知らせ 対象は、建設発生土を 100 m<sup>3</sup>以上搬出する工事とする。</p> <p>オ 建設泥土の再資源化等計画書（建設泥土がある場合に限る。） 建設泥土の再資源化等計画書は、建設泥土を建設資材製造工場に搬出する場合又は再資源化施設を活用する場合に必要なものであり、2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を受注者が自ら保管すること。</p> <p>カ 物質収支計算書 泥水循環方式及び泥土圧方式を採用する場合は、物質収支計算書を作成し添付すること。 なお、他の方式の場合においても、物質収支計算書を作成した場合は添付すること。</p>	

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨																																																																																		
<p><b>8 特殊工事</b></p> <p>推進工事等の特殊工事について、その施工方法、施工管理等を記載する。            なお、薬液注入工事については、記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書記載要領」による。</p> <p style="text-align: center;">表—1 <b>南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う緊急時対策計画</b>（例）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対応措置 工種</th> <th style="width: 15%;">工事箇所及び 資機材の点検</th> <th style="width: 15%;">公衆対策</th> <th style="width: 15%;">危険物の処理</th> <th style="width: 15%;">開口部の応急対策 及び仮設物の補強</th> <th style="width: 15%;">資機材の整理 及び撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼矢板 打込工</td> <td>仮設資機材は 全て民地内に撤 去する。 作業途中のも のは速やかに作 業を完了し交通 の障害とならな いよう埋戻す。</td> <td>保安要員を配 置し避難に支障 を来さないよう にする。</td> <td>重機の燃料は 倒れないよう結 束する。</td> <td style="text-align: center;">な し</td> <td>民地内に撤去 する。</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板 引抜工</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td>覆 工</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td>掘 削 工</td> <td>開口部は速や かに閉塞し、重 機、車輛等は民地 内に撤収する。ま た、吊防護物件の 吊材等の点検を 行う。</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td>切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td>管布設工</td> <td>仮設資機材は 全て民地内に撤 収する。 作業途中のも のは、速やかに作 業を完了し、交通 の障害にならない よう覆工する。</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td>作業途中のものは、 速やかに覆工する。</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td>埋 戻 工</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> </tbody> </table>	対応措置 工種	工事箇所及び 資機材の点検	公衆対策	危険物の処理	開口部の応急対策 及び仮設物の補強	資機材の整理 及び撤去	鋼矢板 打込工	仮設資機材は 全て民地内に撤 去する。 作業途中のも のは速やかに作 業を完了し交通 の障害とならな いよう埋戻す。	保安要員を配 置し避難に支障 を来さないよう にする。	重機の燃料は 倒れないよう結 束する。	な し	民地内に撤去 する。	鋼矢板 引抜工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	覆 工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	掘 削 工	開口部は速や かに閉塞し、重 機、車輛等は民地 内に撤収する。ま た、吊防護物件の 吊材等の点検を 行う。	同 上	同 上	切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。	同 上	管布設工	仮設資機材は 全て民地内に撤 収する。 作業途中のも のは、速やかに作 業を完了し、交通 の障害にならない よう覆工する。	同 上	同 上	作業途中のものは、 速やかに覆工する。	同 上	埋 戻 工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	<p><b>8 特殊工事</b></p> <p>推進工事等の特殊工事について、その施工方法、施工管理等を記載する。            なお、薬液注入工事については、記載例集「計画書等作成要領」の「注入工事施工計画書記載要領」による。</p> <p style="text-align: center;">表—1 <b>警戒宣言発令時対策</b>（例）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対応措置 工種</th> <th style="width: 15%;">工事箇所及び 資機材の点検</th> <th style="width: 15%;">公衆対策</th> <th style="width: 15%;">危険物の処理</th> <th style="width: 15%;">開口部の応急対策 及び仮設物の補強</th> <th style="width: 15%;">資機材の整理 及び撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼矢板 打込工</td> <td>仮設資機材は 全て民地内に撤 去する。 作業途中のも のは速やかに作 業を完了し交通 の障害とならな いよう埋戻す。</td> <td>保安要員を配 置し避難に支障 を来さないよう にする。</td> <td>重機の燃料は 倒れないよう結 束する。</td> <td style="text-align: center;">な し</td> <td>民地内に撤去 する。</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板 引抜工</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td>覆 工</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td>掘 削 工</td> <td>開口部は速や かに閉塞し、重 機、車輛等は民地 内に撤収する。ま た、吊防護物件の 吊材等の点検を 行う。</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td>切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td>管布設工</td> <td>仮設資機材は 全て民地内に撤 収する。 作業途中のも のは、速やかに作 業を完了し、交通 の障害にならない よう覆工する。</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td>作業途中のものは、 速やかに覆工する。</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> <tr> <td>埋 戻 工</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> <td style="text-align: center;">同 上</td> </tr> </tbody> </table>	対応措置 工種	工事箇所及び 資機材の点検	公衆対策	危険物の処理	開口部の応急対策 及び仮設物の補強	資機材の整理 及び撤去	鋼矢板 打込工	仮設資機材は 全て民地内に撤 去する。 作業途中のも のは速やかに作 業を完了し交通 の障害とならな いよう埋戻す。	保安要員を配 置し避難に支障 を来さないよう にする。	重機の燃料は 倒れないよう結 束する。	な し	民地内に撤去 する。	鋼矢板 引抜工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	覆 工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	掘 削 工	開口部は速や かに閉塞し、重 機、車輛等は民地 内に撤収する。ま た、吊防護物件の 吊材等の点検を 行う。	同 上	同 上	切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。	同 上	管布設工	仮設資機材は 全て民地内に撤 収する。 作業途中のも のは、速やかに作 業を完了し、交通 の障害にならない よう覆工する。	同 上	同 上	作業途中のものは、 速やかに覆工する。	同 上	埋 戻 工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	<p>・都仕様書の記載内容を反映 しました。</p>
対応措置 工種	工事箇所及び 資機材の点検	公衆対策	危険物の処理	開口部の応急対策 及び仮設物の補強	資機材の整理 及び撤去																																																																																	
鋼矢板 打込工	仮設資機材は 全て民地内に撤 去する。 作業途中のも のは速やかに作 業を完了し交通 の障害とならな いよう埋戻す。	保安要員を配 置し避難に支障 を来さないよう にする。	重機の燃料は 倒れないよう結 束する。	な し	民地内に撤去 する。																																																																																	
鋼矢板 引抜工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上																																																																																	
覆 工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上																																																																																	
掘 削 工	開口部は速や かに閉塞し、重 機、車輛等は民地 内に撤収する。ま た、吊防護物件の 吊材等の点検を 行う。	同 上	同 上	切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。	同 上																																																																																	
管布設工	仮設資機材は 全て民地内に撤 収する。 作業途中のも のは、速やかに作 業を完了し、交通 の障害にならない よう覆工する。	同 上	同 上	作業途中のものは、 速やかに覆工する。	同 上																																																																																	
埋 戻 工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上																																																																																	
対応措置 工種	工事箇所及び 資機材の点検	公衆対策	危険物の処理	開口部の応急対策 及び仮設物の補強	資機材の整理 及び撤去																																																																																	
鋼矢板 打込工	仮設資機材は 全て民地内に撤 去する。 作業途中のも のは速やかに作 業を完了し交通 の障害とならな いよう埋戻す。	保安要員を配 置し避難に支障 を来さないよう にする。	重機の燃料は 倒れないよう結 束する。	な し	民地内に撤去 する。																																																																																	
鋼矢板 引抜工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上																																																																																	
覆 工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上																																																																																	
掘 削 工	開口部は速や かに閉塞し、重 機、車輛等は民地 内に撤収する。ま た、吊防護物件の 吊材等の点検を 行う。	同 上	同 上	切梁、腹起こしが設 置できないときは、一 部埋戻し等を行う。	同 上																																																																																	
管布設工	仮設資機材は 全て民地内に撤 収する。 作業途中のも のは、速やかに作 業を完了し、交通 の障害にならない よう覆工する。	同 上	同 上	作業途中のものは、 速やかに覆工する。	同 上																																																																																	
埋 戻 工	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上																																																																																	

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
附則-5 東京都薬液注入工法暫定取扱指針		附則-5 東京都薬液注入工法暫定取扱指針		
第2章 薬液注入工法の選定		第2章 薬液注入工法の選定		
2-1 薬液注入工法の採用	<p>薬液注入工法の採用は、あらかじめ2-2に掲げる事前調査を行い、地盤の改良を行う必要がある箇所について、他の工法の採用の適否を検討した結果、薬液注入工法によらなければ、工事現場の保安、地下埋設物の保護、周辺の家屋その他の工作物の保全及び周辺の地下水位の低下の防止が著しく困難であると認められる場合に限るものとする。</p>	2-1 薬液注入工法の採用	<p>薬液注入工法の採用は、あらかじめ2-2に掲げる事前調査を行い、地盤の改良を行う必要がある箇所について、他の工法の採用の適否を検討した結果、薬液注入工法によらなければ、工事現場の保安、地下埋設物の保護、周辺の家屋その他の工作物の保全及び周辺の地下水位の低下の防止が著しく困難であると認められる場合に限るものとする。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
2-2 事前調査	<p>薬液注入工法の採用の決定に当たって行う調査は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土質調査</p> <p>土質調査は、次に定めるところに従って行うものとする。</p> <p>イ 原則として、施工面積 1,000m<sup>2</sup>につき 1 か所以上、各箇所間の距離 100mを超えない範囲でボーリングを行い、各層の資料を採取して土の透水性、強さ等に関する物理的試験及び力学的試験による調査を行わなければならない。</p> <p>ロ 河川の付近、旧河床等局部的に土質の変化が予測される箇所については、イに定める基準よりも密にボーリングを行わなければならない。</p> <p>ハ イ、ロ又はロによりボーリングを行った各地点の間は、必要に応じサウンディング等によって補足調査を行い、その間の変化を把握するように努めなければならない。</p> <p>ニ イからハマでにかかわらず、岩盤については別途必要な調査を行うものとする。</p> <p>(2) 地下埋設物調査</p> <p>地下埋設物調査は、工事現場及びその周辺の地下埋設物の位置、規格、構造及び老朽度について、関係諸機関から資料を収集し、必要に応じ、つぼ掘により確認して行うものとする。</p> <p>(3) 地下水等の調査</p> <p>工事現場及びその周辺の井戸等について、次の調査を行うものとし、範囲は、おおむねハによるものとする。</p> <p>イ 井戸の位置、深さ、構造、使用目的及び使用状況</p> <p>ロ 河川、湖沼、海域等の公共用水域及び飲用のための貯水池並びに養魚施設（以下「公共用水域等」という。）の位置、深さ、形状、構造、利用目的及び利用状況</p> <p>ハ 調査範囲</p> <p>関東ローム層相当の地層：周囲 100m以内</p> <p>砂れき層相当の地層：周囲 150m以内</p> <p>(4) 植物、農作物等の調査</p> <p>工事現場及びその周辺の樹木、草本類及び農作物について、その種類、大小、利用目的、位置等を調査する。</p>	2-2 事前調査	<p>薬液注入工法の採用の決定に当たって行う調査は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 土質調査</p> <p>土質調査は、次に定めるところに従って行うものとする。</p> <p>イ 原則として、施工面積 1,000m<sup>2</sup>につき 1 か所以上、各箇所間の距離 100mを超えない範囲でボーリングを行い、各層の資料を採取して土の透水性、強さ等に関する物理的試験及び力学的試験による調査を行わなければならない。</p> <p>ロ 河川の付近、旧河床等局部的に土質の変化が予測される箇所については、イに定める基準よりも密にボーリングを行わなければならない。</p> <p>ハ イ又はロによりボーリングを行った各地点の間は、必要に応じサウンディング等によって補足調査を行い、その間の変化を把握するように努めなければならない。</p> <p>ニ イからハマでにかかわらず、岩盤については別途必要な調査を行うものとする。</p> <p>(2) 地下埋設物調査</p> <p>地下埋設物調査は、工事現場及びその周辺の地下埋設物の位置、規格、構造及び老朽度について、関係諸機関から資料を収集し、必要に応じ、つぼ掘により確認して行うものとする。</p> <p>(3) 地下水等の調査</p> <p>工事現場及びその周辺の井戸等について、次の調査を行うものとし、範囲は、おおむねハによるものとする。</p> <p>イ 井戸の位置、深さ、構造、使用目的及び使用状況</p> <p>ロ 河川、湖沼、海域等の公共用水域及び飲用のための貯水池並びに養魚施設（以下「公共用水域等」という。）の位置、深さ、形状、構造、利用目的及び利用状況</p> <p>ハ 調査範囲</p> <p>関東ローム層相当の地層 周囲 100m以内</p> <p>砂れき層相当の地層 // 150m //</p> <p>(4) 植物、農作物等の調査</p> <p>工事現場及びその周辺の樹木、草本類及び農作物について、その種類、大小、利用目的、位置等を調査する。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
2-3 使用できる薬液	<p>薬液注入工法に使用する薬液は、専門調査機関の調査結果が判明するまで水ガラス系の薬液（主剤がけい酸ナトリウムである薬液をいう。以下同じ。）で劇物又は<u>フッ素</u>化合物を含まないものに限るものとする。ただし、工事施工中緊急事態が発生し、第二次災害を防ぐため応急措置として薬液注入工事を施工する場合は、現場の状況に応じて、劇物の少ない薬液から順次使用することができる。この場合においてもアクリルアミドは使用しないものとする。</p> <p>応急措置の実施に当たっては、この指針の趣旨を十分に考慮し、薬液使用に対する安全性の確保に努めるとともに、水質の監視、発生土、排出水の処理については次によるものとする。</p> <p>(1) 掘削発生土等の処分に当たっては、地下水等と遮断しなければならない。</p> <p>(2) 地下水等の水質の監視については、別表-3に定める検査項目、検査方法及び水質基準により行うこと。この場合において採水回数は、薬液注入完了後1年間1か月に2回以上行うものとする。</p> <p>(3) 排出水の処理に当たっては、別表-4の基準に適合するように行わなければならない。</p>	2-3 使用できる薬液	<p>薬液注入工法に使用する薬液は、専門調査機関の調査結果が判明するまで水ガラス系の薬液（主剤がけい酸ナトリウムである薬液をいう。以下同じ。）で劇物又は<u>フッ素</u>化合物を含まないものに限るものとする。ただし、工事施工中緊急事態が発生し、第二次災害を防ぐため応急措置として薬液注入工事を施工する場合は、現場の状況に応じて、劇物の少ない薬液から順次使用することができる。この場合においても、アクリルアミドは使用しないものとする。</p> <p>応急措置の実施に当たっては、この指針の趣旨を十分に考慮し、薬液使用に対する安全性の確保に努めるとともに、水質の監視、発生土、排出水の処理については次によるものとする。</p> <p>(1) 掘削発生土の処分に当たっては、地下水等と遮断しなければならない。</p> <p>(2) 地下水等の水質の監視については、別表-3に定める検査項目、検査方法及び水質基準により行うこと。この場合において、採水回数は、薬液注入完了後1年間1か月に2回以上行うものとする。</p> <p>(3) 排出水の処理に当たっては、別表-4の基準に適合するように行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都仕様書の記載内容を反映しました。</li> </ul>
<b>第3章 設計及び施工</b>		<b>第3章 設計及び施工</b>		
3-1 設計及び施工に関する基本的事項	<p>薬液注入工法による工事の設計及び施工については、薬液注入箇所周辺の地下水、<u>及び</u>公共用水域等において、別表-1の水質基準が維持されるよう、当該地域の地盤の性質、地下水、<u>及び</u>公共用水域等の状況を把握し、この章に定めた基準及び別途に定める設計施工基準等によって適切に行わなければならない。</p>	3-1 設計及び施工に関する基本的事項	<p>薬液注入工法による工事の設計及び施工については、薬液注入箇所周辺の地下水<u>及び</u>公共用水域等において、別表-1の水質基準が維持されるよう、当該地域の地盤の性質、地下水<u>及び</u>公共用水域等の状況を把握し、この章に定めた基準及び別途に定める設計施工基準等によって適切に行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都仕様書の記載内容を反映しました。</li> </ul>
3-3 注入に当たっての措置	<p>(1) 薬液の注入に当たっては、薬液が十分混合するように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 薬液の注入作業中は、注入圧力と注入量を常時監視し、異常な変化を生じた場合は、直ちに注入を中止し、その原因を調査して、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) <u>地下</u>埋設物に近接して薬液の注入を行う場合においては、当該地下埋設物に沿って薬液が流出する事態を防止するよう必要な措置を講じなければならない。</p>	3-3 注入に当たっての措置	<p>(1) 薬液の注入に当たっては、薬液が十分混合するように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 薬液の注入作業中は、注入圧力と注入量を常時監視し、異常な変化を生じた場合は、直ちに注入を中止し、その原因を調査して、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 埋設物に近接して薬液の注入を行う場合においては、当該地下埋設物に沿って薬液が流出する事態を防止するよう必要な措置を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都仕様書の記載内容を反映しました。</li> </ul>
3-6 排出水等の処理	<p>(1) 注入機器の洗浄水、薬液注入箇所からの涌水等の排出水を公共用水域へ排出する場合には、その水質は、別表-2の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) (1)の排出水の排出に伴い排水施設に発生した泥土は、「<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>」その他の法令の定めるところに従い、適切に処分しなければならない。</p>	3-6 排出水等の処理	<p>(1) 注入機器の洗浄水、薬液注入箇所からの涌水等の排出水を公共用水域へ排出する場合には、その水質は、別表-2の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) (1)の排出水の排出に伴い排水施設に発生した泥土は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u>その他の法令の定めるところに従い、適切に処分しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都仕様書の記載内容を反映しました。</li> </ul>

新旧対照表

改定		現行		改定の要旨
3-7 発生土等及び残材の処分方法	<p>(1) 薬液を注入した地盤から発生する掘削発生土等の処分に当たっては、地下水、公共用水域等を汚染することのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 残材の処理に当たっては、人の健康被害及び動植物の被害が発生することのないよう措置しなければならない。</p>	3-7 発生土及び残材の処分方法	<p>(1) 薬液を注入した地盤から発生する掘削発生土の処分に当たっては、地下水及び公共用水域等を汚染することのないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 残材の処理に当たっては、人の健康被害及び動植物の被害が発生することのないよう措置しなければならない。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
第4章 地下水等の水質の監視		第4章 地下水等の水質の監視		
4-1 地下水等の水質の監視	<p>(1) 事業主体は、薬液注入による地下水、公共用水域等の水質汚濁を防止するため、薬液注入箇所周辺の地下水、公共用水域等の水質汚濁の状況を監視しなければならない。</p> <p>(2) 水質の監視は、「4-2 採水地点」に掲げる地点で採水し、別表-1に掲げる検査項目について同表に掲げる水質基準に適合しているか否かを判定することにより行うものとする。</p> <p>(3) (2)の検査は、公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関において行うものとする。</p>	4-1 地下水等の水質の監視	<p>(1) 事業主体は、薬液注入による地下水及び公共用水域等の水質汚濁を防止するため、薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の水質汚濁の状況を監視しなければならない。</p> <p>(2) 水質の監視は、4-2に掲げる地点で採水し、別表-1に掲げる検査項目について同表に掲げる水質基準に適合しているか否かを判定することにより行うものとする。</p> <p>(3) (2)の検査は、公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関において行うものとする。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
4-2 採水地点	<p>採水地点は、次の各号に掲げるところにより選定するものとする。</p> <p>(1) 地下水については、薬液注入箇所及びその周辺の地域の地形並びに地盤の状況、地下水の流向等に応じ、監視の目的を達成するため、必要な箇所について選定するものとする。</p> <p>この場合において、注入箇所からおおむね10m以内に少なくとも数箇所の採水地点を設けなければならない。</p> <p>なお、採水は観測井を設けて行うものとし、状況に応じ既存の井戸を利用しても差し支えない。</p> <p>(2) 公共用水域等については、(1)の規定を準用するとともに、当該水域の状況に応じ、監視の目的を達成するため、必要な箇所について選定するものとする。</p>	4-2 採水地点	<p>採水地点は、次の各号に掲げるところにより選定するものとする。</p> <p>(1) 地下水については、薬液注入箇所及びその周辺の地域の地形及び地盤の状況、地下水の流向等に応じ、監視の目的を達成するため、必要な箇所について選定するものとする。</p> <p>この場合において、注入箇所からおおむね10m以内においては、少なくとも数箇所の採水地点を設けなければならない。</p> <p>なお、採水は観測井を設けて行うものとし、状況に応じ既存の井戸を利用しても差し支えない。</p> <p>(2) 公共用水域等については、(1)の規定を準用するとともに、当該水域の状況に応じ、監視の目的を達成するため必要な箇所について選定するものとする。</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
4-3 採水回数	<p>採水回数は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 薬液注入工事着手前 1回</p> <p>(2) 薬液注入工事中 毎日1回以上</p> <p>(3) 薬液注入工事終了後 イ 2週間を経過するまで毎日1回以上（当該地域における地下水の状況に著しい変化がないと認められる場合で、調査回数を減じても、監視の目的が十分に達成されると判断されるときは、週1回以上） ロ 2週間経過後半年を経過するまでの間にあつては、月2回以上</p>	4-3 採水回数	<p>採水回数は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 薬液注入工事着手前 1回</p> <p>(2) 薬液注入工事中 毎日1回以上</p> <p>(3) 薬液注入工事終了後 イ 2週間を経過するまで毎日1回以上（当該地域における地下水の状況に著しく変化がないと認められる場合で、調査回数を減じて、監視の目的が十分に達成されると判断されるときは、週1回以上） ロ 2週間経過後半年を経過するまでの間にあつては、月2回以上</p>	<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>

## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨																																				
別表－1	水 質 基 準	水 質 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>都仕様書の記載内容を反映しました。</li> </ul>																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水 ガ ラ ス 系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格K0102-1に定める方法</td> <td>pH値<u>5.8以上</u>8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下、<u>5.8を下回るときは当該測定値以上</u>）であること。</td> </tr> <tr> <td>有機物を含むもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全有機炭素(TOC)の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。</td> <td>3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格K0102-1に定める方法	pH値 <u>5.8以上</u> 8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下、 <u>5.8を下回るときは当該測定値以上</u> ）であること。	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上		全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水 ガ ラ ス 系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格K0102に定める方法</td> <td>pH値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下）であること。</td> </tr> <tr> <td>有機物を含むもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全有機炭素(TOC)の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。</td> <td>3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格K0102に定める方法	pH値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下）であること。	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上		全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。	
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																																				
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格K0102-1に定める方法	pH値 <u>5.8以上</u> 8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下、 <u>5.8を下回るときは当該測定値以上</u> ）であること。																																			
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上																																			
	全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。																																			
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準																																				
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「厚生労働省令」という。）又は日本産業規格K0102に定める方法	pH値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは、当該測定値以下）であること。																																			
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上																																			
	全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは、当該測定値以下）であること。																																			
別表－2	排 水 基 準	排 水 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>都仕様書の記載内容を反映しました。</li> </ul>																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>排水基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水 ガ ラ ス 系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>日本産業規格K0102-1に定める方法</td> <td>排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号、<u>以下「総理府令」という。</u>）に定める一般基準に適合すること。</td> </tr> <tr> <td>有機物を含むもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量</td> <td>日本産業規格K0102-1に定める方法</td> <td><u>総理府令</u>に定める一般基準に適合すること。</td> <td><u>排水基準を定める省令</u>に定める一般基準に適合すること。</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	排水基準	水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本産業規格K0102-1に定める方法	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号、 <u>以下「総理府令」という。</u> ）に定める一般基準に適合すること。	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	日本産業規格K0102-1に定める方法	<u>総理府令</u> に定める一般基準に適合すること。	<u>排水基準を定める省令</u> に定める一般基準に適合すること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>排水基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水 ガ ラ ス 系</td> <td>有機物を含まないもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>日本産業規格K0102に定める方法</td> <td>排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。</td> </tr> <tr> <td>有機物を含むもの</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量</td> <td>日本産業規格K0102に定める方法</td> <td><u>排水基準を定める省令</u>に定める一般基準に適合すること。</td> <td><u>排水基準を定める省令</u>に定める一般基準に適合すること。</td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	排水基準	水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本産業規格K0102に定める方法	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	日本産業規格K0102に定める方法	<u>排水基準を定める省令</u> に定める一般基準に適合すること。	<u>排水基準を定める省令</u> に定める一般基準に適合すること。	
薬液の種類	検査項目	検査方法	排水基準																																				
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本産業規格K0102-1に定める方法	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号、 <u>以下「総理府令」という。</u> ）に定める一般基準に適合すること。																																			
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上																																			
	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	日本産業規格K0102-1に定める方法	<u>総理府令</u> に定める一般基準に適合すること。	<u>排水基準を定める省令</u> に定める一般基準に適合すること。																																			
薬液の種類	検査項目	検査方法	排水基準																																				
水 ガ ラ ス 系	有機物を含まないもの	水素イオン濃度	日本産業規格K0102に定める方法	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）に定める一般基準に適合すること。																																			
	有機物を含むもの	水素イオン濃度	同上	同上																																			
	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	日本産業規格K0102に定める方法	<u>排水基準を定める省令</u> に定める一般基準に適合すること。	<u>排水基準を定める省令</u> に定める一般基準に適合すること。																																			

## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨																																																							
別表－3	水 質 基 準	水 質 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>都仕様書の記載内容を反映しました。</li> </ul>																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>厚生労働省令又は日本産業規格K0102-1に定める方法</td> <td>pH 値5.8以上8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下、5.8を下回るときは当該測定値以上）であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全有機炭素(TOC)の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは当該測定値以下）であること。</td> <td>薬液成分として有機物を含むものに限る。</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.8mg/L以下であること。</td> <td>薬液成分としてふっ素化合物を含むものに限る。</td> </tr> <tr> <td>尿素系</td> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.08mg/L以下であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リグニン系</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.02mg/L以下であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	備考	水ガラス系	水素イオン濃度	厚生労働省令又は日本産業規格K0102-1に定める方法	pH 値5.8以上8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下、5.8を下回るときは当該測定値以上）であること。		全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは当該測定値以下）であること。	薬液成分として有機物を含むものに限る。	ふっ素及びその化合物	厚生労働省令に定める方法	0.8mg/L以下であること。	薬液成分としてふっ素化合物を含むものに限る。	尿素系	ホルムアルデヒド	厚生労働省令に定める方法	0.08mg/L以下であること。		リグニン系	六価クロム化合物	厚生労働省令に定める方法	0.02mg/L以下であること。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>薬液の種類</th> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>水質基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水ガラス系</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>厚生労働省令又は日本産業規格K0102に定める方法</td> <td>pH 値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下）であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全有機炭素(TOC)の量</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは当該測定値以下）であること。</td> <td>薬液成分として有機物を含むものに限る。</td> </tr> <tr> <td>フッ素及びその化合物</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.8mg/L以下であること。</td> <td>薬液成分としてフッ素化合物を含むものに限る。</td> </tr> <tr> <td>尿素系</td> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.08mg/L以下であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リグニン系</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>厚生労働省令に定める方法</td> <td>0.02mg/L以下であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	備考	水ガラス系	水素イオン濃度	厚生労働省令又は日本産業規格K0102に定める方法	pH 値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下）であること。		全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは当該測定値以下）であること。	薬液成分として有機物を含むものに限る。	フッ素及びその化合物	厚生労働省令に定める方法	0.8mg/L以下であること。	薬液成分としてフッ素化合物を含むものに限る。	尿素系	ホルムアルデヒド	厚生労働省令に定める方法	0.08mg/L以下であること。		リグニン系	六価クロム化合物	厚生労働省令に定める方法	0.02mg/L以下であること。	
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	備考																																																						
水ガラス系	水素イオン濃度	厚生労働省令又は日本産業規格K0102-1に定める方法	pH 値5.8以上8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下、5.8を下回るときは当該測定値以上）であること。																																																							
	全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは当該測定値以下）であること。	薬液成分として有機物を含むものに限る。																																																						
	ふっ素及びその化合物	厚生労働省令に定める方法	0.8mg/L以下であること。	薬液成分としてふっ素化合物を含むものに限る。																																																						
尿素系	ホルムアルデヒド	厚生労働省令に定める方法	0.08mg/L以下であること。																																																							
リグニン系	六価クロム化合物	厚生労働省令に定める方法	0.02mg/L以下であること。																																																							
薬液の種類	検査項目	検査方法	水質基準	備考																																																						
水ガラス系	水素イオン濃度	厚生労働省令又は日本産業規格K0102に定める方法	pH 値8.6以下（工事直前の測定値が8.6を超えるときは当該測定値以下）であること。																																																							
	全有機炭素(TOC)の量	厚生労働省令に定める方法	3mg/L以下（工事直前の測定値が3mg/Lを超えるときは当該測定値以下）であること。	薬液成分として有機物を含むものに限る。																																																						
	フッ素及びその化合物	厚生労働省令に定める方法	0.8mg/L以下であること。	薬液成分としてフッ素化合物を含むものに限る。																																																						
尿素系	ホルムアルデヒド	厚生労働省令に定める方法	0.08mg/L以下であること。																																																							
リグニン系	六価クロム化合物	厚生労働省令に定める方法	0.02mg/L以下であること。																																																							

## 新旧対照表

改定					現行					改定の要旨		
別表－４	排 水 基 準				別表－４	排 水 基 準				・都仕様書の記載内容を反映しました。		
	薬液の種類	検 査 項 目	検 査 方 法	<u>排 水</u> 基 準		備考	薬液の種類	検 査 項 目	検 査 方 法		<u>水 質</u> 基 準	備考
	水ガラス系	水素イオン濃度	日本産業規格 K 0102-1 に定める方法	<u>総理府令</u> に定める一般基準に適合すること。			水ガラス系	水素イオン濃度	日本産業規格 K 0102 に定める方法		<u>排水基準を定める省令</u> (昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。) に定める一般基準に適合すること。	
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	日本産業規格 K 0102-1 に定める方法	<u>総理府令</u> に定める一般基準に適合すること。		薬液成分として有機物を含むものに限る。		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	日本産業規格 K 0102 に定める方法		<u>省令</u> に定める一般基準に適合すること。	薬液成分として有機物を含むものに限る。
		<u>ふっ</u> 素及びその化合物	日本産業規格 K 0102-2 に定める方法	<u>総理府令</u> に定める一般基準に適合すること。		薬液成分として <u>ふっ</u> 素化合物を含むものに限る。		<u>フッ</u> 素及びその化合物	日本産業規格 K 0102 に定める方法		<u>省令</u> に定める一般基準に適合すること。	薬液成分として <u>フッ</u> 素化合物を含むものに限る。
	尿 素 系	水素イオン濃度	日本産業規格 K 0102-1 に定める方法	<u>総理府令</u> に定める一般基準に適合すること。			尿 素 系	水素イオン濃度	日本産業規格 K 0102 に定める方法		<u>省令</u> に定める一般基準に適合すること。	
		ホルムアルデヒド	日本薬学会協会衛生試験方法による方法 <u>又は</u> <u>日本産業規格 K0125 附属書 E に定める方法</u>	5 mg/L 以下であること。				ホルムアルデヒド	日本薬学会協会衛生試験方法による方法		5 mg/L 以下であること。	
	リグニン系	六価クロム化合物	日本産業規格 K 0102-3 に定める方法	<u>総理府令</u> に定める一般基準に適合すること。			リグニン系	六価クロム化合物	日本産業規格 K 0102 に定める方法		<u>省令</u> に定める一般基準に適合すること。	

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨	
<p><b>附則-10 サイバーセキュリティに係る標準仕様書</b></p>		<p>・特記仕様書の記載内容を反映しました。</p>	
	<p>受注者は、契約書、仕様書等に定めのない事項について、本仕様書に定める事項に従って契約を履行すること。なお、受注者は契約の履行に先立ち、本仕様書の事項を確認するための確認票を発注者に提出すること。</p>		
<p><b>1 サイバーセキュリティの定義</b></p>	<p>本仕様書において「サイバーセキュリティ」とは、「業務で取り扱う当局の情報」（以下「情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を確保することを指す。 機密性とは、正当な権限を持った者だけが情報に触れることができる状態を、完全性とは、情報の破損や欠落がなく、正確さを保っている状態を、可用性とは、正当な権限のある者が必要な時に情報に触れることができる状態を、それぞれ表す。</p>		
<p><b>2 物理的セキュリティ</b></p>	<p>(1) 受注者は、情報を取り扱うパソコンやタブレット等（以下「情報機器」という。）について、施錠管理する等の盗難防止策を適切に講じなければならない。 (2) 受注者は、DVD や USB 等の、情報を記録した電子的記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、施錠された保管庫で管理するとともに、持ち出した時間や人等を記録した管理簿を作成しなければならない。 (3) 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、情報を含む記録媒体やデータを、発注者に提出した作業場所以外の場所へ持ち出してはならない。持ち出す必要がある場合は、盗難や紛失等の事故を防ぐ適切な対策を講じること。</p>		
<p><b>3 人的セキュリティ</b></p>	<p>(1) 受注者は、情報を含む記録媒体やデータを、業務外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約終了後も同様とする。 (2) 受注者は、情報を含む記録媒体やデータを、発注者の承諾なくして複写及び複製してはならない。 (3) 情報を含むデータは、パスワードを設定した電子ファイル等で適正に管理しなければならない。 (4) 受注者は、使用する情報機器に適切にパスワードを設定した上、定期的に更新しなければならない。また、パスワードは英字小文字、英字大文字、数字及び記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせた文字列とし、かつ、8桁以上に設定すること。 (5) 受注者は、業務における電子メール等の通信システムの利用について、適正な利用方法を理解した上で、次の事項を遵守しなければならない。 ア 添付ファイルには必ずパスワードを設定するとともに、パスワードに係る情報を発注者に連絡する際は、利用している通信システムを用いず、電話等、相互に相手と使用環境の安全が図られている方法を用いること。 イ 電子メールを互いに面識のない複数人に一斉送信する場合、BCC欄にメールアドレスを入力し、同時送信するアドレスが他者に知られないようにすること。 (6) 受注者は、申請した従事者以外が出入りする場所で、情報をパソコン画面上等、第三者が閲覧できる状態で放置してはならない。 (7) 受注者は、業務に従事する者全員に対し、契約の履行に関する遵守事項につい</p>		

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><b>4 技術的セキュリティ</b></p>		
<p><u>て十分に説明して周知徹底を図るとともに、サイバーセキュリティ対策について必要な教育を実施しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、確認票で事前に申請した情報機器のみを使用しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、業務における情報機器のソフトウェアの取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>ウィルス対策ソフトやセキュリティ対策ソフト等を導入すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>OS及びソフトウェアは、常に最新の状態に保ち、修正プログラムやバージョンアップ等の開発元のサポートが終了したものを利用しないこと。</u></p> <p>(3) <u>受注者は、情報を含むデータについて、契約履行完了後、又は発注者が請求したとき、速やかに消去しなければならない。また、データを消去後、発注者にその旨を書面により報告しなければならない。これにより難しい場合、発注者と別途協議すること。</u></p> <p>(4) <u>データの保管管理等にクラウドストレージを利用する場合は、取り扱う情報に応じて、ログの管理等の適切なセキュリティ機能を備えたものを選定すること。</u></p>		
<p><b>5 セキュリティ事故への対応</b></p>		
<p>(1) <u>受注者は、ウイルス感染や情報の漏洩等のセキュリティ事故が発生した場合、2時間以内に発注者に対して初動報告を行うとともに、遅滞なく事故報告書を提出しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、事故が発生した場合は、二次被害の防止、類似の事故の発生回避等の観点から、発注者に可能な限り情報を提供するものとする。</u></p>		
<p><b>6 再委託・再請負の取扱い</b></p>		
<p>(1) <u>受注者は、この契約の履行に当たり、再委託・再請負（再々委託・請負以降も含む。）を行う場合には、再委託・再請負先のセキュリティについて、確認票により発注者に提出し、承認を得なければならない。</u></p> <p>(2) <u>本仕様書に定める事項については、受注者と同様に、再委託・再請負先においても遵守するものとし、受注者は、再委託・再請負先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。</u></p>		
<p><b>7 実地調査及び指示等</b></p>		
<p>(1) <u>発注者は、受注者の作業場所の実地調査を含む、セキュリティ状況の調査を行うことができる。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、(1)の規定に基づき、発注者から作業状況の調査の実施の指示があった場合には、その指示に従わなければならない。</u></p> <p>(3) <u>発注者は、(1)に定める事項を再委託・再請負先に対しても実施できるものとする。</u></p>		

# 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨																																							
<p style="color: red; margin: 0;">様式 1</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">様式 1</div> <p style="text-align: center; color: red; margin: 0;"><b>サイバーセキュリティ確認票</b></p> <p>契約件名 _____ :</p> <p>受注者（企業名） _____ :</p> <p>業務責任者名 _____ :</p> <p>従事者 _____ : (情報を取り扱う方の氏名を記載してください。)</p> <p>作業場所 _____ :</p> <p>作成日（更新日） _____ :</p> <p><b>1 業務体制確認事項</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 80%;">項目</th> <th style="width: 15%;">チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>業務で使用する情報機器（パソコン、タブレット等）の台数</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>ウイルス対策ソフトやセキュリティ対策ソフトの導入</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>OS、ソフトウェアの最新版へのアップデート</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 サイバーセキュリティ遵守事項</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 80%;">項目</th> <th style="width: 15%;">チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td>業務で取り扱う局の情報（以下「情報」という。）をほかの用途に使用、第三者に提供しない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>発注者の許可なく、情報を含む記録媒体やデータの複写・複製を行わない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>情報を含む記録媒体やデータを、発注者の許可なく作業場所以外へ持ち出ししない。許可を得て持ち出す場合にも、厳重に取り扱い、紛失しないよう対策を講じる。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td>記録媒体の保管場所を定め、施錠し、定められた場所以外には保管しない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5)</td> <td>データは必ずパスワードを設定した電子ファイル等で適切に管理する。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6)</td> <td>データの保管管理にクラウドストレージを利用する場合、取り扱う情報に応じた適切なセキュリティ機能を備えたものを利用する。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(7)</td> <td>従事者以外が出入りする場所で、情報をパソコン等の画面上で閲覧できる状態のまま放置しない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(8)</td> <td>情報を閲覧するための権限（ID・パスワード等）は、従事者以外に付与しない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	チェック欄	(1)	業務で使用する情報機器（パソコン、タブレット等）の台数	台	(2)	ウイルス対策ソフトやセキュリティ対策ソフトの導入	<input type="checkbox"/>	(3)	OS、ソフトウェアの最新版へのアップデート	<input type="checkbox"/>	番号	項目	チェック欄	(1)	業務で取り扱う局の情報（以下「情報」という。）をほかの用途に使用、第三者に提供しない。	<input type="checkbox"/>	(2)	発注者の許可なく、情報を含む記録媒体やデータの複写・複製を行わない。	<input type="checkbox"/>	(3)	情報を含む記録媒体やデータを、発注者の許可なく作業場所以外へ持ち出ししない。許可を得て持ち出す場合にも、厳重に取り扱い、紛失しないよう対策を講じる。	<input type="checkbox"/>	(4)	記録媒体の保管場所を定め、施錠し、定められた場所以外には保管しない。	<input type="checkbox"/>	(5)	データは必ずパスワードを設定した電子ファイル等で適切に管理する。	<input type="checkbox"/>	(6)	データの保管管理にクラウドストレージを利用する場合、取り扱う情報に応じた適切なセキュリティ機能を備えたものを利用する。	<input type="checkbox"/>	(7)	従事者以外が出入りする場所で、情報をパソコン等の画面上で閲覧できる状態のまま放置しない。	<input type="checkbox"/>	(8)	情報を閲覧するための権限（ID・パスワード等）は、従事者以外に付与しない。	<input type="checkbox"/>		
番号	項目	チェック欄																																								
(1)	業務で使用する情報機器（パソコン、タブレット等）の台数	台																																								
(2)	ウイルス対策ソフトやセキュリティ対策ソフトの導入	<input type="checkbox"/>																																								
(3)	OS、ソフトウェアの最新版へのアップデート	<input type="checkbox"/>																																								
番号	項目	チェック欄																																								
(1)	業務で取り扱う局の情報（以下「情報」という。）をほかの用途に使用、第三者に提供しない。	<input type="checkbox"/>																																								
(2)	発注者の許可なく、情報を含む記録媒体やデータの複写・複製を行わない。	<input type="checkbox"/>																																								
(3)	情報を含む記録媒体やデータを、発注者の許可なく作業場所以外へ持ち出ししない。許可を得て持ち出す場合にも、厳重に取り扱い、紛失しないよう対策を講じる。	<input type="checkbox"/>																																								
(4)	記録媒体の保管場所を定め、施錠し、定められた場所以外には保管しない。	<input type="checkbox"/>																																								
(5)	データは必ずパスワードを設定した電子ファイル等で適切に管理する。	<input type="checkbox"/>																																								
(6)	データの保管管理にクラウドストレージを利用する場合、取り扱う情報に応じた適切なセキュリティ機能を備えたものを利用する。	<input type="checkbox"/>																																								
(7)	従事者以外が出入りする場所で、情報をパソコン等の画面上で閲覧できる状態のまま放置しない。	<input type="checkbox"/>																																								
(8)	情報を閲覧するための権限（ID・パスワード等）は、従事者以外に付与しない。	<input type="checkbox"/>																																								

## 新旧対照表

	改定		現行	改定の要旨																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(9)</td> <td><u>パスワードは、英（大文字 小文字）数記号から3種類以上を用いて、8文字以上で設定し、従事者以外に貸与しない。</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10)</td> <td><u>面識のない複数人の宛先に一斉に電子メールを送信する際は、BCCとする。</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(11)</td> <td><u>電子メールに情報を含むデータを添付する場合には、パスワードを設定し、パスワードは別の手段で発注者に通知する。</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(12)</td> <td><u>業務で使用する情報機器には、施錠管理等の適切な盗難防止策を講じる。</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(13)</td> <td><u>業務で使用する情報機器には、ウイルス対策ソフトや、セキュリティ対策ソフトを導入する。</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(14)</td> <td><u>業務で使用する情報機器のOS及びソフトウェアは、最新にアップデートされたものを用いる。</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(15)</td> <td><u>事故発生時には、事故発生から2時間以内に発注者に初動報告を行うとともに、遅滞なく事故報告書を提出する。</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"> <u>※本確認票は、本工事の業務責任者（業務に直接従事しその他従事者を取りまとめる者）が確認を行ってください。</u>  <u>※確認を実施した項目については、チェックボックスにチェックを入れてください。</u>  <u>（1 業務体制確認事項（1）については、具体的に記載をお願いします。）</u>  <u>※受注者は、記載内容に変更があった場合、直ちに修正の上発注者に提出してください。</u> </p>	(9)	<u>パスワードは、英（大文字 小文字）数記号から3種類以上を用いて、8文字以上で設定し、従事者以外に貸与しない。</u>	<input type="checkbox"/>	(10)	<u>面識のない複数人の宛先に一斉に電子メールを送信する際は、BCCとする。</u>	<input type="checkbox"/>	(11)	<u>電子メールに情報を含むデータを添付する場合には、パスワードを設定し、パスワードは別の手段で発注者に通知する。</u>	<input type="checkbox"/>	(12)	<u>業務で使用する情報機器には、施錠管理等の適切な盗難防止策を講じる。</u>	<input type="checkbox"/>	(13)	<u>業務で使用する情報機器には、ウイルス対策ソフトや、セキュリティ対策ソフトを導入する。</u>	<input type="checkbox"/>	(14)	<u>業務で使用する情報機器のOS及びソフトウェアは、最新にアップデートされたものを用いる。</u>	<input type="checkbox"/>	(15)	<u>事故発生時には、事故発生から2時間以内に発注者に初動報告を行うとともに、遅滞なく事故報告書を提出する。</u>	<input type="checkbox"/>			
(9)	<u>パスワードは、英（大文字 小文字）数記号から3種類以上を用いて、8文字以上で設定し、従事者以外に貸与しない。</u>	<input type="checkbox"/>																							
(10)	<u>面識のない複数人の宛先に一斉に電子メールを送信する際は、BCCとする。</u>	<input type="checkbox"/>																							
(11)	<u>電子メールに情報を含むデータを添付する場合には、パスワードを設定し、パスワードは別の手段で発注者に通知する。</u>	<input type="checkbox"/>																							
(12)	<u>業務で使用する情報機器には、施錠管理等の適切な盗難防止策を講じる。</u>	<input type="checkbox"/>																							
(13)	<u>業務で使用する情報機器には、ウイルス対策ソフトや、セキュリティ対策ソフトを導入する。</u>	<input type="checkbox"/>																							
(14)	<u>業務で使用する情報機器のOS及びソフトウェアは、最新にアップデートされたものを用いる。</u>	<input type="checkbox"/>																							
(15)	<u>事故発生時には、事故発生から2時間以内に発注者に初動報告を行うとともに、遅滞なく事故報告書を提出する。</u>	<input type="checkbox"/>																							

# 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨																																							
<p style="color: red; margin: 0;">様式 2</p>	<p style="text-align: right; margin: 0;">様式 2 &lt;再委託・再請負用&gt;</p> <p style="text-align: center; color: red; margin: 5px 0;"><b>サイバーセキュリティ確認票</b></p> <p>契約件名 _____ :</p> <p>再委託・再請負業者（企業名） _____ :</p> <p>再委託・再請負業務責任者名 _____ :</p> <p>再委託・再請負業務従事者 _____ : (情報を取り扱う方の氏名を記載してください。)</p> <p>作業場所 _____ :</p> <p>作成日（更新日） _____ :</p> <p style="margin-top: 10px;"><b>1 業務体制確認事項</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 85%;">項目</th> <th style="width: 10%;">チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>業務で使用する情報機器（パソコン、タブレット等）の台数</td> <td style="text-align: center;">台</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>ウイルス対策ソフトやセキュリティ対策ソフトの導入</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>OS、ソフトウェアの最新版へのアップデート</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 サイバーセキュリティ遵守事項</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 85%;">項目</th> <th style="width: 10%;">チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>業務で取り扱う局の情報（以下「情報」という。）をほかの用途に使用、第三者に提供しない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>発注者の許可なく、情報を含む記録媒体やデータの複写・複製を行わない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>情報を含む記録媒体やデータを、発注者の許可なく作業場所以外へ持ち出ししない。許可を得て持ち出す場合にも、厳重に取り扱い、紛失しないよう対策を講じる。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>記録媒体の保管場所を定め、施錠し、定められた場所以外には保管しない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>データは必ずパスワードを設定した電子ファイル等で適切に管理する。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>データの保管管理にクラウドストレージを利用する場合、取り扱う情報に応じた適切なセキュリティ機能を備えたものを利用する。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>従事者以外が出入りする場所で、情報をパソコン等の画面上で閲覧できる状態のまま放置しない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>情報を閲覧するための権限（ID・パスワード等）は、従事者以外に付与しない。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	番号	項目	チェック欄	(1)	業務で使用する情報機器（パソコン、タブレット等）の台数	台	(2)	ウイルス対策ソフトやセキュリティ対策ソフトの導入	<input type="checkbox"/>	(3)	OS、ソフトウェアの最新版へのアップデート	<input type="checkbox"/>	番号	項目	チェック欄	(1)	業務で取り扱う局の情報（以下「情報」という。）をほかの用途に使用、第三者に提供しない。	<input type="checkbox"/>	(2)	発注者の許可なく、情報を含む記録媒体やデータの複写・複製を行わない。	<input type="checkbox"/>	(3)	情報を含む記録媒体やデータを、発注者の許可なく作業場所以外へ持ち出ししない。許可を得て持ち出す場合にも、厳重に取り扱い、紛失しないよう対策を講じる。	<input type="checkbox"/>	(4)	記録媒体の保管場所を定め、施錠し、定められた場所以外には保管しない。	<input type="checkbox"/>	(5)	データは必ずパスワードを設定した電子ファイル等で適切に管理する。	<input type="checkbox"/>	(6)	データの保管管理にクラウドストレージを利用する場合、取り扱う情報に応じた適切なセキュリティ機能を備えたものを利用する。	<input type="checkbox"/>	(7)	従事者以外が出入りする場所で、情報をパソコン等の画面上で閲覧できる状態のまま放置しない。	<input type="checkbox"/>	(8)	情報を閲覧するための権限（ID・パスワード等）は、従事者以外に付与しない。	<input type="checkbox"/>		
番号	項目	チェック欄																																								
(1)	業務で使用する情報機器（パソコン、タブレット等）の台数	台																																								
(2)	ウイルス対策ソフトやセキュリティ対策ソフトの導入	<input type="checkbox"/>																																								
(3)	OS、ソフトウェアの最新版へのアップデート	<input type="checkbox"/>																																								
番号	項目	チェック欄																																								
(1)	業務で取り扱う局の情報（以下「情報」という。）をほかの用途に使用、第三者に提供しない。	<input type="checkbox"/>																																								
(2)	発注者の許可なく、情報を含む記録媒体やデータの複写・複製を行わない。	<input type="checkbox"/>																																								
(3)	情報を含む記録媒体やデータを、発注者の許可なく作業場所以外へ持ち出ししない。許可を得て持ち出す場合にも、厳重に取り扱い、紛失しないよう対策を講じる。	<input type="checkbox"/>																																								
(4)	記録媒体の保管場所を定め、施錠し、定められた場所以外には保管しない。	<input type="checkbox"/>																																								
(5)	データは必ずパスワードを設定した電子ファイル等で適切に管理する。	<input type="checkbox"/>																																								
(6)	データの保管管理にクラウドストレージを利用する場合、取り扱う情報に応じた適切なセキュリティ機能を備えたものを利用する。	<input type="checkbox"/>																																								
(7)	従事者以外が出入りする場所で、情報をパソコン等の画面上で閲覧できる状態のまま放置しない。	<input type="checkbox"/>																																								
(8)	情報を閲覧するための権限（ID・パスワード等）は、従事者以外に付与しない。	<input type="checkbox"/>																																								

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">(9)</td> <td style="width: 85%;">パスワードは、英（大文字 小文字）数記号から3種類以上を用いて、8文字以上で設定し、従事者以外に貸与しない。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10)</td> <td>面識のない複数人の宛先に一斉に電子メールを送信する際は、BCCとする。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(11)</td> <td>電子メールに情報を含むデータを添付する場合には、パスワードを設定し、パスワードは別的手段で発注者に通知する。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(12)</td> <td>業務で使用する情報機器には、施錠管理等の適切な盗難防止策を講じる。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(13)</td> <td>業務で使用する情報機器には、ウイルス対策ソフトや、セキュリティ対策ソフトを導入する。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(14)</td> <td>業務で使用する情報機器のOS及びソフトウェアは、最新にアップデートされたものを用いる。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(15)</td> <td>事故発生時には、事故発生から2時間以内に発注者に初動報告を行うとともに、遅滞なく事故報告書を提出する。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">※本確認票は、本工事の業務責任者（業務に直接従事しその他従事者を取りまとめる者）が確認を行ってください。</p> <p>※確認を実施した項目については、チェックボックスにチェックを入れてください。 （1 業務体制確認事項（1）については、具体的に記載をお願いします。）</p> <p>※受注者は、記載内容に変更があった場合、直ちに修正の上発注者に提出してください。</p>	(9)	パスワードは、英（大文字 小文字）数記号から3種類以上を用いて、8文字以上で設定し、従事者以外に貸与しない。	<input type="checkbox"/>	(10)	面識のない複数人の宛先に一斉に電子メールを送信する際は、BCCとする。	<input type="checkbox"/>	(11)	電子メールに情報を含むデータを添付する場合には、パスワードを設定し、パスワードは別的手段で発注者に通知する。	<input type="checkbox"/>	(12)	業務で使用する情報機器には、施錠管理等の適切な盗難防止策を講じる。	<input type="checkbox"/>	(13)	業務で使用する情報機器には、ウイルス対策ソフトや、セキュリティ対策ソフトを導入する。	<input type="checkbox"/>	(14)	業務で使用する情報機器のOS及びソフトウェアは、最新にアップデートされたものを用いる。	<input type="checkbox"/>	(15)	事故発生時には、事故発生から2時間以内に発注者に初動報告を行うとともに、遅滞なく事故報告書を提出する。	<input type="checkbox"/>		
(9)	パスワードは、英（大文字 小文字）数記号から3種類以上を用いて、8文字以上で設定し、従事者以外に貸与しない。	<input type="checkbox"/>																					
(10)	面識のない複数人の宛先に一斉に電子メールを送信する際は、BCCとする。	<input type="checkbox"/>																					
(11)	電子メールに情報を含むデータを添付する場合には、パスワードを設定し、パスワードは別的手段で発注者に通知する。	<input type="checkbox"/>																					
(12)	業務で使用する情報機器には、施錠管理等の適切な盗難防止策を講じる。	<input type="checkbox"/>																					
(13)	業務で使用する情報機器には、ウイルス対策ソフトや、セキュリティ対策ソフトを導入する。	<input type="checkbox"/>																					
(14)	業務で使用する情報機器のOS及びソフトウェアは、最新にアップデートされたものを用いる。	<input type="checkbox"/>																					
(15)	事故発生時には、事故発生から2時間以内に発注者に初動報告を行うとともに、遅滞なく事故報告書を提出する。	<input type="checkbox"/>																					

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<b>附則-11 家屋等損害賠償仕様書</b>		・特記仕様書の記載内容を反映しました。
<b>1 一般事項</b> <u>(1) 本節は、工事損害賠償に関する事項について定めたものであり、工事損害賠償とは、契約書第 27 条（第三者に及ぼした損害）に規定する、工事に起因して第三者に及ぼした損害の賠償をいう。</u> <u>(2) 受注者は、工事を施行するに当たり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止、軽減及び回避するため、最善の努力を払い、適切な処置を講じなければならない。</u> <u>(3) 受注者は、第三者に及ぼした損害賠償について、原則として金銭による渡し切り賠償としなければならない。</u> <u>(4) 受注者は、第三者に及ぼした損害に関する賠償事務全般の処理に当たって、局が作成した処理フローに従い、公正かつ迅速な処理に努めなければならない。</u>		
<b>2 工事前調査</b> <u>(1) 受注者は、局に調査依頼書を提出し、監督員と工事の規模、工法、付近の地盤等を勘案して工事前調査の範囲について協議を行うものとする。</u> <u>(2) 受注者は、工事前調査の実施について、監督員及び調査会社に協力しなければならない。</u> <u>(3) 受注者は、工事前調査結果を監督員と相互に確認すること。</u> <u>なお、受注者は監督員へ申し入れ、工事前調査結果について調査会社と打合せを実施することができる。</u>		
<b>3 工事後調査</b> <u>(1) 受注者は、局に調査依頼書を提出し、家屋調査の担当者（以下「調査委託担当者」※とする。）と工事後調査の範囲について協議を行うものとする。</u> <u>※調査委託担当者は、当該工事の監督部署の職員とする。</u> <u>(2) 受注者は、工事後調査の実施について、調査委託担当者及び調査会社に協力しなければならない。</u> <u>(3) 受注者は、工事後調査結果を調査委託担当者と相互に確認すること。</u> <u>なお、受注者は調査委託担当者へ申し入れ、工事後調査結果について調査会社と打合せを実施することができる。</u> <u>(4) 局は、4 復旧調査及び6 和解交渉により、必要に応じて工事後調査を行うことができる。</u>		
<b>4 復旧調査</b> <u>(1) 受注者は、局に調査依頼書を提出し、工事後調査結果に基づき、調査委託担当者と復旧調査内容、調査時期及び所有者の要望等について協議を行う。</u> <u>(2) 受注者は、復旧調査結果を調査委託担当者と相互に確認すること。</u> <u>なお、受注者は調査委託担当者へ申し入れ、復旧調査結果について調査会社と打合せを実施することができる。</u> <u>(3) 受注者は、調査会社が賠償対象者に行う復旧調査結果の説明に協力しなければならない。</u> <u>(4) 受注者は、賠償内容について賠償対象者から了解を得られない場合、局と協力して、賠償対象者と折衝し、誠意をもってその処理を行わなければならない。</u>		

## 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>(5) 受注者は、折衝開始後1年以内を目途に賠償対象者との和解促進に努めること。</u></p> <p><u>(6) (4) の場合、受注者は、交渉経過の概要及び未和解理由等を記載した報告書を作成し、概ね3か月ごとに局に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(7) 受注者は、折衝を行った結果、賠償対象者から了解を得られず、再調査を行う必要があると判断した場合、局へその理由を示す資料及び交渉経過等を提出し、再協議を行うこと。受注者は、調査の必要性が認められた場合、再調査することができる。</u></p>		
<p><b>5 損害の負担等に関する協定</b></p>	<p><u>(1) 受注者は、復旧調査完了後に損害の認定、賠償額、負担割合等について局と協議し、協定を締結する。</u></p> <p><u>(2) 局は、受注者が正当な理由なく、損害の負担割合等の協定について応じない場合は、損害の認定、賠償額、負担割合等を定めることができる。</u></p>	
<p><b>6 和解交渉</b></p>	<p><u>(1) 受注者は、協定締結後、賠償対象者と和解交渉を行い、承諾書及び身分証明書の写しの提出をもって和解交渉完了とする。なお、和解交渉が完了するまで常に誠意をもってその処理を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 身分証明書は次のいずれかとする。なお、身分証明書の写しは、紛失することがないよう厳重に取扱うこと。賠償対象者から身分証明書の提出を拒否された場合、調査委託担当者と協議すること。</u></p> <p>ア 賠償対象者が個人の場合</p> <p><u>(ア) 印鑑登録証明書</u></p> <p><u>(イ) 運転免許証</u></p> <p><u>(ウ) 旅券</u></p> <p><u>(エ) マイナンバーカード（おもて面のみ）</u></p> <p>イ 賠償対象者が法人の場合</p> <p><u>(ア) 印鑑登録証明書</u></p> <p><u>(イ) 不動産登記簿謄本</u></p> <p><u>(ウ) 官公庁から発行・発給された書類</u></p> <p><u>(3) 受注者は、その他必要のある場合、局と協議すること。</u></p>	
<p><b>7 賠償金の支払等</b></p>	<p><u>(1) 受注者は、和解が成立した場合、速やかに賠償金を賠償対象者に支払わなければならない。</u></p>	
<p><b>8 負担金の請求等</b></p>	<p><u>(1) 受注者は、賠償対象者への支払完了後、所定の様式に承諾書及び身分証明書の写しを添付し、賠償金について協定書に基づき当局負担分を請求するものとする。</u></p> <p><u>なお、賠償対象者への振込手数料は、受注者負担とする。</u></p> <p><u>(2) 受注者は、局が行った調査に関する費用のうち、受注者の負担分については、局の請求に基づいて速やかに納入しなければならない。</u></p>	

# 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨						
9 その他	<p>(1) <u>受注者は、工事中であっても、工作物の倒壊等による人身事故のおそれがある場合、直ちに調査の実施について局と協議しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、賠償が完了するまでの間に、会社の倒産等により賠償の処理が困難となった場合、速やかに申し出なければならない。</u></p>								
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     処 理 の フ ロ ー                 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">工事前調査</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">工事後調査</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">復旧調査・和解交渉</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	工事前調査		工事後調査		復旧調査・和解交渉			
工事前調査									
工事後調査									
復旧調査・和解交渉									

新旧対照表

改定	現行	改定の要旨
<p><u>様式1</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(様式1)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>家屋等損害調査依頼書</u></p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p><u>(発注者宛)</u> 東京都水道局長</p> <p style="padding-left: 100px;">殿</p> <p style="padding-left: 100px;"><u>住所</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><u>受注者</u></p> <p style="padding-left: 100px;"><u>氏名</u></p> <p style="padding-left: 100px;">〔<u>法人の場合は名称</u> <u>及び代表者の氏名</u>〕</p> <p style="padding-left: 100px;"><u>現場代理人氏名</u></p> <p><u>下記工事について、家屋等損害調査の実施を依頼します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 工 事 件 名</u>    <u>〇〇区〇〇町〇丁目・〇〇町〇丁目地先間</u> <u>配水本管〇〇mm 布設替工事</u></p> <p><u>2 工 事 番 号</u></p> <p><u>3 契 約 番 号</u></p> <p><u>4 契 約 年 月 日</u></p> <p><u>5 実 施 内 容</u>    <u>( 工 事 前 調 査 ・ 工 事 後 調 査 ・ 復 旧 調 査 )</u></p>		

## 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨										
<p style="color: red; margin: 0;">様式 2</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red; margin: 0;">(様式 2)</p> <p style="color: red; margin: 0;">令和 年 月 日</p> </div> <p style="color: red; margin: 0;">東京都水道局長 受注者</p> <p style="text-align: center; color: red; margin: 10px 0 10px 40px;">殿</p> <p style="text-align: right; color: red; margin: 0 0 0 100px;">住所 氏名</p> <p style="text-align: right; color: red; margin: 0 0 0 100px;">印</p> <p style="text-align: center; color: red; margin: 20px 0 20px 40px;">承 諾 書</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%; color: red;">金 額</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%; color: red;">千</td> <td style="width: 5%; color: red;">百</td> <td style="width: 5%; color: red;">十</td> <td style="width: 5%; color: red;">万</td> <td style="width: 5%; color: red;">千</td> <td style="width: 5%; color: red;">百</td> <td style="width: 5%; color: red;">十</td> <td style="width: 5%; color: red;">円</td> </tr> </table> <p style="color: red; margin: 10px 0 0 0;">東京都水道局の発注に基づき貴社が施工した配水本管布設替工事に際して発生した、私所有の下記物件に係る損害については示談の結果、頭書の金額により和解を承諾いたします。</p> <p style="color: red; margin: 0 0 0 0;">ついては、今後本件につき貴社及び東京都水道局に対し、一切異議の申立てをいたしません。</p> <p style="color: red; margin: 0 0 0 0;">上記、後日のため承諾書を差し入れます。</p> <p style="text-align: center; color: red; margin: 10px 0 0 0;">記</p> <p style="color: red; margin: 10px 0 0 0;">1 物件の所在</p> <p style="color: red; margin: 10px 0 0 0;">2 物件の概要</p>	金 額		千	百	十	万	千	百	十	円		
金 額		千	百	十	万	千	百	十	円				

# 新旧対照表

	改定	現行	改定の要旨				
<p style="color: red; margin: 0;">様式 3</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(様式 3)</div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em; margin: 0;">請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">東京都水道局長 殿</p> <p style="margin: 0; margin-left: 150px;">受注者 ※</p> <p style="margin: 0; margin-left: 150px;">債主登録番号</p> <p style="margin: 0; margin-left: 150px;">登録番号</p> <p style="margin: 10px 0 0 0; color: red;">〇〇区〇〇町〇丁目・〇〇町〇丁目地先間配水本管〇〇mm 布設替工事の施行に伴い発生した家屋等損害に対する損害賠償の水道局負担分について</p> <p style="margin: 0; color: red;">標記のことについて、令和 年 月 日締結の協定書第 条に基づき、下記のとおり請求いたします。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">記</p> <p style="margin: 0;">1 被 害 者 住 所 氏 名 外 件</p> <p style="margin: 0;">2 損 害 賠 償 件 数 件</p> <p style="margin: 0;">3 請 求 金 額 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円) (税率 10%)</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 10px 0 0 0;">※受注者氏名欄に記名の上、押印又は押印を省略する場合には以下を記載する。 〔本書類を発行することができる権限を有する者〕</p> <p style="margin: 0;">役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____</p> <p style="margin: 0;">〔事務担当者〕</p> <p style="margin: 0;">所属：_____ 役職：_____ 氏名：_____ 電話番号：_____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; font-size: 0.7em;">(都職員使用欄)押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">□対面 □電話 □テレビ会議</td> <td style="width: 40%; font-size: 0.7em; text-align: right;">(確認者氏名)</td> </tr> </table>	(都職員使用欄)押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	□対面 □電話 □テレビ会議	(確認者氏名)		
(都職員使用欄)押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	□対面 □電話 □テレビ会議	(確認者氏名)				

# 新旧対照表

改定	現行	改定の要旨																																																																																																																																																																																																																																														
<p>1. 建設分野で使われる<b>主な</b>単位</p> <p style="text-align: center;">参考資料・SI 単位換算率表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 15%;">量</th> <th style="width: 40%;">S I 単位及び併用<b>できる</b>単位</th> <th style="width: 40%;">従来単位及び固有名称単位間の関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空間・時間関係</td> <td>平面角</td> <td>rad, ° ' "</td> <td>1rad = 180/π°</td> </tr> <tr> <td>立体角</td> <td>sr</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>km, m, cm, mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>km<sup>2</sup>, m<sup>2</sup>, cm<sup>2</sup>, mm<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>体積</td> <td>km<sup>3</sup>, m<sup>3</sup>, cm<sup>3</sup>, mm<sup>3</sup>, L</td> <td>1L = 1.000cm<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>y r, d, h, min, s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>角速度</td> <td>rad/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>角加速度</td> <td>rad/s<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>速度</td> <td>km/h, m/s, cm/s, cm/d</td> <td>1kine = 1cm/s</td> </tr> <tr> <td>加速度</td> <td>m/s<sup>2</sup>, cm/s<sup>2</sup>, Gal</td> <td>1Gal = 1cm/s<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>MHz, kHz, Hz</td> <td>1c/s = 1Hz</td> </tr> <tr> <td>回転速度</td> <td>s<sup>-1</sup>, r/s, rps, min<sup>-1</sup>, r/min, rpm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>波数</td> <td>m<sup>-1</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">熱関係</td> <td>熱量</td> <td>J, W・s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温度・温度間隔</td> <td>K, °C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>線膨張係数</td> <td>K<sup>-1</sup>, °C<sup>-1</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱伝導率</td> <td>W/(m・K)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>比熱</td> <td>J/(kg・K)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱伝達率</td> <td>W/(m<sup>2</sup>・K)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">力学関連</td> <td>質量</td> <td>Mg, kg, g, mg, t</td> <td>1t = 1.000kg</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>g/cm<sup>3</sup>, t/m<sup>3</sup>, Mg/m<sup>3</sup>, <b>kg/m<sup>3</sup></b></td> <td>1g/cm<sup>3</sup>, 1t/m<sup>3</sup> = 1Mg/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>力</td> <td>MN, kN, N, mN</td> <td>1kgf = 9.80665N, 1tf = 9.80665kN 1dyne = 10μN</td> </tr> <tr> <td>単位体積重量</td> <td>MN/m<sup>3</sup>, kN/m<sup>3</sup>, N/m<sup>3</sup></td> <td>1gf/cm<sup>3</sup> = 9.80665kN/m<sup>3</sup> 1tf/m<sup>3</sup> = 9.80665kN/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>力のモーメント</td> <td>MN・m, kN・m, N・m</td> <td>1kgf・m = 9.80665N・m</td> </tr> <tr> <td>仕事エネルギー</td> <td>MJ, kJ, J, mJ, W・s, W・h</td> <td>1kgf・m = 9.80665J</td> </tr> <tr> <td>応力・圧力 弾性係数 地盤反力係数</td> <td>MN/m<sup>2</sup>, kN/m<sup>2</sup>, N/m<sup>2</sup>, N/mm<sup>2</sup>, MPa, kPa, Pa, MN/m<sup>3</sup>, kN/m<sup>3</sup>, N/m<sup>3</sup></td> <td>1kgf/cm<sup>2</sup> = 98.0665kPa, 98.0665kN/m<sup>2</sup> 1atm = 101.325kPa, 1mmHg = 133.322Pa</td> </tr> <tr> <td>体積圧縮係数</td> <td>(MPa)<sup>-1</sup>, (kPa)<sup>-1</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧密係数</td> <td>cm<sup>2</sup>/y, cm<sup>2</sup>/d, cm<sup>2</sup>/min</td> <td></td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>cm/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>Pa・s, P</td> <td>1P = 0.1Pa・s</td> </tr> <tr> <td>動粘度</td> <td>m<sup>2</sup>/s, St</td> <td>1St = 10<sup>-4</sup>m<sup>2</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>表面張力</td> <td>N/m</td> <td>1gf/cm = 0.980665N/m</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他</td> <td>電流</td> <td>kA, A, mA</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電圧・電位差</td> <td>MV, kV, V, mV</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気抵抗</td> <td>MΩ, kΩ, Ω, mΩ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>MW, kW, W, mW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃度</td> <td>kg/m<sup>3</sup>, mol/m<sup>3</sup>, mol/L, % (質量百分率、体積百分率), pH</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	量	S I 単位及び併用 <b>できる</b> 単位	従来単位及び固有名称単位間の関係	空間・時間関係	平面角	rad, ° ' "	1rad = 180/π°	立体角	sr		長さ	km, m, cm, mm		面積	km <sup>2</sup> , m <sup>2</sup> , cm <sup>2</sup> , mm <sup>2</sup>		体積	km <sup>3</sup> , m <sup>3</sup> , cm <sup>3</sup> , mm <sup>3</sup> , L	1L = 1.000cm <sup>3</sup>	時間	y r, d, h, min, s		角速度	rad/s		角加速度	rad/s <sup>2</sup>		速度	km/h, m/s, cm/s, cm/d	1kine = 1cm/s	加速度	m/s <sup>2</sup> , cm/s <sup>2</sup> , Gal	1Gal = 1cm/s <sup>2</sup>	周波数	MHz, kHz, Hz	1c/s = 1Hz	回転速度	s <sup>-1</sup> , r/s, rps, min <sup>-1</sup> , r/min, rpm		波数	m <sup>-1</sup>		熱関係	熱量	J, W・s		温度・温度間隔	K, °C		線膨張係数	K <sup>-1</sup> , °C <sup>-1</sup>		熱伝導率	W/(m・K)		比熱	J/(kg・K)		熱伝達率	W/(m <sup>2</sup> ・K)		力学関連	質量	Mg, kg, g, mg, t	1t = 1.000kg	密度	g/cm <sup>3</sup> , t/m <sup>3</sup> , Mg/m <sup>3</sup> , <b>kg/m<sup>3</sup></b>	1g/cm <sup>3</sup> , 1t/m <sup>3</sup> = 1Mg/m <sup>3</sup>	力	MN, kN, N, mN	1kgf = 9.80665N, 1tf = 9.80665kN 1dyne = 10μN	単位体積重量	MN/m <sup>3</sup> , kN/m <sup>3</sup> , N/m <sup>3</sup>	1gf/cm <sup>3</sup> = 9.80665kN/m <sup>3</sup> 1tf/m <sup>3</sup> = 9.80665kN/m <sup>3</sup>	力のモーメント	MN・m, kN・m, N・m	1kgf・m = 9.80665N・m	仕事エネルギー	MJ, kJ, J, mJ, W・s, W・h	1kgf・m = 9.80665J	応力・圧力 弾性係数 地盤反力係数	MN/m <sup>2</sup> , kN/m <sup>2</sup> , N/m <sup>2</sup> , N/mm <sup>2</sup> , MPa, kPa, Pa, MN/m <sup>3</sup> , kN/m <sup>3</sup> , N/m <sup>3</sup>	1kgf/cm <sup>2</sup> = 98.0665kPa, 98.0665kN/m <sup>2</sup> 1atm = 101.325kPa, 1mmHg = 133.322Pa	体積圧縮係数	(MPa) <sup>-1</sup> , (kPa) <sup>-1</sup>		圧密係数	cm <sup>2</sup> /y, cm <sup>2</sup> /d, cm <sup>2</sup> /min		透水係数	cm/s		粘度	Pa・s, P	1P = 0.1Pa・s	動粘度	m <sup>2</sup> /s, St	1St = 10 <sup>-4</sup> m <sup>2</sup> /s	表面張力	N/m	1gf/cm = 0.980665N/m	その他	電流	kA, A, mA		電圧・電位差	MV, kV, V, mV		電気抵抗	MΩ, kΩ, Ω, mΩ		電力	MW, kW, W, mW		濃度	kg/m <sup>3</sup> , mol/m <sup>3</sup> , mol/L, % (質量百分率、体積百分率), pH		<p>1. 建設分野で使われる<b>おもな</b>単位</p> <p style="text-align: center;">参考資料・SI 単位換算率表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 15%;">量</th> <th style="width: 40%;">S I 単位及び併用<b>出来る</b>単位</th> <th style="width: 40%;">従来単位及び固有名称単位間の関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">空間・時間関係</td> <td>平面角</td> <td>rad, ° ' "</td> <td>1rad = 180/π°</td> </tr> <tr> <td>立体角</td> <td>sr</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>km, m, cm, mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>km<sup>2</sup>, m<sup>2</sup>, cm<sup>2</sup>, mm<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>体積</td> <td>km<sup>3</sup>, m<sup>3</sup>, cm<sup>3</sup>, mm<sup>3</sup>, <b>l, L</b></td> <td>1L = 1.000cm<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>時間</td> <td>y r, d, h, min, s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>角速度</td> <td>rad/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>角加速度</td> <td>rad/s<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>速度</td> <td>km/h, m/s, cm/s, cm/d</td> <td>1kine = 1cm/s</td> </tr> <tr> <td>加速度</td> <td>m/s<sup>2</sup>, cm/s<sup>2</sup>, Gal</td> <td>1Gal = 1cm/s<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>MHz, kHz, Hz</td> <td>1c/s = 1Hz</td> </tr> <tr> <td>回転速度</td> <td>s<sup>-1</sup>, r/s, rps, min<sup>-1</sup>, r/min, rpm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>波数</td> <td>m<sup>-1</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">熱関係</td> <td>熱量</td> <td>J, W・s</td> <td><b>1cal = 4.18605J, 4.18605W・s</b></td> </tr> <tr> <td>温度・温度間隔</td> <td>K, °C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>線膨張係数</td> <td>K<sup>-1</sup>, °C<sup>-1</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱伝導率</td> <td>W/(m・K)</td> <td><b>1cal/(h・m・°C) = 0.001163W/(m・K)</b></td> </tr> <tr> <td>比熱</td> <td>J/(kg・K)</td> <td><b>1cal/(kg・°C) = 4.18605J/(kg・K)</b></td> </tr> <tr> <td>熱伝達率</td> <td>W/(m<sup>2</sup>・K)</td> <td><b>1cal/(h・m<sup>2</sup>・°C) = 0.001163W/(m<sup>2</sup>・K)</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">力学関連</td> <td>質量</td> <td>Mg, kg, g, mg, t</td> <td>1t = 1.000kg</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>g/cm<sup>3</sup>, t/m<sup>3</sup>, Mg/m<sup>3</sup></td> <td>1g/cm<sup>3</sup>, 1t/m<sup>3</sup> = 1Mg/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>力</td> <td>MN, kN, N, mN</td> <td>1kgf = 9.80665N, 1tf = 9.80665kN 1dyne = 10μN</td> </tr> <tr> <td>単位体積重量</td> <td>MN/m<sup>3</sup>, kN/m<sup>3</sup>, N/m<sup>3</sup></td> <td>1gf/cm<sup>3</sup> = 9.80665kN/m<sup>3</sup> 1tf/m<sup>3</sup> = 9.80665kN/m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>力のモーメント</td> <td>MN・m, kN・m, N・m</td> <td>1kgf・m = 9.80665N・m</td> </tr> <tr> <td>仕事エネルギー</td> <td>MJ, kJ, J, mJ, W・s, W・h</td> <td>1kgf・m = 9.80665J, <b>1cal = 4.19J</b></td> </tr> <tr> <td>応力・圧力 弾性係数 地盤反力係数</td> <td>MN/m<sup>2</sup>, kN/m<sup>2</sup>, N/m<sup>2</sup>, N/mm<sup>2</sup>, MPa, kPa, Pa, MN/m<sup>3</sup>, kN/m<sup>3</sup>, N/m<sup>3</sup></td> <td>1kgf/cm<sup>2</sup> = 98.0665kPa, 98.0665kN/m<sup>2</sup> 1atm = 101.325kPa, 1mmHg = 133.322Pa</td> </tr> <tr> <td>体積圧縮係数</td> <td>(MPa)<sup>-1</sup>, (kPa)<sup>-1</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧密係数</td> <td>cm<sup>2</sup>/y, cm<sup>2</sup>/d, cm<sup>2</sup>/min</td> <td></td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>cm/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>Pa・s, P</td> <td>1P = 0.1Pa・s</td> </tr> <tr> <td>動粘度</td> <td>m<sup>2</sup>/s, St</td> <td>1St = 10<sup>-4</sup>m<sup>2</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>表面張力</td> <td>N/m</td> <td>1gf/cm = 0.980665N/m</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">その他</td> <td>電流</td> <td>kA, A, mA</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電圧・電位差</td> <td>MV, kV, V, mV</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気抵抗</td> <td>MΩ, kΩ, Ω, mΩ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>MW, kW, W, mW</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃度</td> <td>kg/m<sup>3</sup>, mol/m<sup>3</sup>, mol/L, % (質量百分率、体積百分率), pH</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	量	S I 単位及び併用 <b>出来る</b> 単位	従来単位及び固有名称単位間の関係	空間・時間関係	平面角	rad, ° ' "	1rad = 180/π°	立体角	sr		長さ	km, m, cm, mm		面積	km <sup>2</sup> , m <sup>2</sup> , cm <sup>2</sup> , mm <sup>2</sup>		体積	km <sup>3</sup> , m <sup>3</sup> , cm <sup>3</sup> , mm <sup>3</sup> , <b>l, L</b>	1L = 1.000cm <sup>3</sup>	時間	y r, d, h, min, s		角速度	rad/s		角加速度	rad/s <sup>2</sup>		速度	km/h, m/s, cm/s, cm/d	1kine = 1cm/s	加速度	m/s <sup>2</sup> , cm/s <sup>2</sup> , Gal	1Gal = 1cm/s <sup>2</sup>	周波数	MHz, kHz, Hz	1c/s = 1Hz	回転速度	s <sup>-1</sup> , r/s, rps, min <sup>-1</sup> , r/min, rpm		波数	m <sup>-1</sup>		熱関係	熱量	J, W・s	<b>1cal = 4.18605J, 4.18605W・s</b>	温度・温度間隔	K, °C		線膨張係数	K <sup>-1</sup> , °C <sup>-1</sup>		熱伝導率	W/(m・K)	<b>1cal/(h・m・°C) = 0.001163W/(m・K)</b>	比熱	J/(kg・K)	<b>1cal/(kg・°C) = 4.18605J/(kg・K)</b>	熱伝達率	W/(m <sup>2</sup> ・K)	<b>1cal/(h・m<sup>2</sup>・°C) = 0.001163W/(m<sup>2</sup>・K)</b>	力学関連	質量	Mg, kg, g, mg, t	1t = 1.000kg	密度	g/cm <sup>3</sup> , t/m <sup>3</sup> , Mg/m <sup>3</sup>	1g/cm <sup>3</sup> , 1t/m <sup>3</sup> = 1Mg/m <sup>3</sup>	力	MN, kN, N, mN	1kgf = 9.80665N, 1tf = 9.80665kN 1dyne = 10μN	単位体積重量	MN/m <sup>3</sup> , kN/m <sup>3</sup> , N/m <sup>3</sup>	1gf/cm <sup>3</sup> = 9.80665kN/m <sup>3</sup> 1tf/m <sup>3</sup> = 9.80665kN/m <sup>3</sup>	力のモーメント	MN・m, kN・m, N・m	1kgf・m = 9.80665N・m	仕事エネルギー	MJ, kJ, J, mJ, W・s, W・h	1kgf・m = 9.80665J, <b>1cal = 4.19J</b>	応力・圧力 弾性係数 地盤反力係数	MN/m <sup>2</sup> , kN/m <sup>2</sup> , N/m <sup>2</sup> , N/mm <sup>2</sup> , MPa, kPa, Pa, MN/m <sup>3</sup> , kN/m <sup>3</sup> , N/m <sup>3</sup>	1kgf/cm <sup>2</sup> = 98.0665kPa, 98.0665kN/m <sup>2</sup> 1atm = 101.325kPa, 1mmHg = 133.322Pa	体積圧縮係数	(MPa) <sup>-1</sup> , (kPa) <sup>-1</sup>		圧密係数	cm <sup>2</sup> /y, cm <sup>2</sup> /d, cm <sup>2</sup> /min		透水係数	cm/s		粘度	Pa・s, P	1P = 0.1Pa・s	動粘度	m <sup>2</sup> /s, St	1St = 10 <sup>-4</sup> m <sup>2</sup> /s	表面張力	N/m	1gf/cm = 0.980665N/m	その他	電流	kA, A, mA		電圧・電位差	MV, kV, V, mV		電気抵抗	MΩ, kΩ, Ω, mΩ		電力	MW, kW, W, mW		濃度	kg/m <sup>3</sup> , mol/m <sup>3</sup> , mol/L, % (質量百分率、体積百分率), pH		<p>・都仕様書の記載内容を反映しました。</p>
区分	量	S I 単位及び併用 <b>できる</b> 単位	従来単位及び固有名称単位間の関係																																																																																																																																																																																																																																													
空間・時間関係	平面角	rad, ° ' "	1rad = 180/π°																																																																																																																																																																																																																																													
	立体角	sr																																																																																																																																																																																																																																														
	長さ	km, m, cm, mm																																																																																																																																																																																																																																														
	面積	km <sup>2</sup> , m <sup>2</sup> , cm <sup>2</sup> , mm <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
	体積	km <sup>3</sup> , m <sup>3</sup> , cm <sup>3</sup> , mm <sup>3</sup> , L	1L = 1.000cm <sup>3</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
	時間	y r, d, h, min, s																																																																																																																																																																																																																																														
	角速度	rad/s																																																																																																																																																																																																																																														
	角加速度	rad/s <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
	速度	km/h, m/s, cm/s, cm/d	1kine = 1cm/s																																																																																																																																																																																																																																													
	加速度	m/s <sup>2</sup> , cm/s <sup>2</sup> , Gal	1Gal = 1cm/s <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
	周波数	MHz, kHz, Hz	1c/s = 1Hz																																																																																																																																																																																																																																													
	回転速度	s <sup>-1</sup> , r/s, rps, min <sup>-1</sup> , r/min, rpm																																																																																																																																																																																																																																														
	波数	m <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
	熱関係	熱量	J, W・s																																																																																																																																																																																																																																													
温度・温度間隔		K, °C																																																																																																																																																																																																																																														
線膨張係数		K <sup>-1</sup> , °C <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
熱伝導率		W/(m・K)																																																																																																																																																																																																																																														
比熱		J/(kg・K)																																																																																																																																																																																																																																														
熱伝達率		W/(m <sup>2</sup> ・K)																																																																																																																																																																																																																																														
力学関連	質量	Mg, kg, g, mg, t	1t = 1.000kg																																																																																																																																																																																																																																													
	密度	g/cm <sup>3</sup> , t/m <sup>3</sup> , Mg/m <sup>3</sup> , <b>kg/m<sup>3</sup></b>	1g/cm <sup>3</sup> , 1t/m <sup>3</sup> = 1Mg/m <sup>3</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
	力	MN, kN, N, mN	1kgf = 9.80665N, 1tf = 9.80665kN 1dyne = 10μN																																																																																																																																																																																																																																													
	単位体積重量	MN/m <sup>3</sup> , kN/m <sup>3</sup> , N/m <sup>3</sup>	1gf/cm <sup>3</sup> = 9.80665kN/m <sup>3</sup> 1tf/m <sup>3</sup> = 9.80665kN/m <sup>3</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
	力のモーメント	MN・m, kN・m, N・m	1kgf・m = 9.80665N・m																																																																																																																																																																																																																																													
	仕事エネルギー	MJ, kJ, J, mJ, W・s, W・h	1kgf・m = 9.80665J																																																																																																																																																																																																																																													
	応力・圧力 弾性係数 地盤反力係数	MN/m <sup>2</sup> , kN/m <sup>2</sup> , N/m <sup>2</sup> , N/mm <sup>2</sup> , MPa, kPa, Pa, MN/m <sup>3</sup> , kN/m <sup>3</sup> , N/m <sup>3</sup>	1kgf/cm <sup>2</sup> = 98.0665kPa, 98.0665kN/m <sup>2</sup> 1atm = 101.325kPa, 1mmHg = 133.322Pa																																																																																																																																																																																																																																													
	体積圧縮係数	(MPa) <sup>-1</sup> , (kPa) <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
	圧密係数	cm <sup>2</sup> /y, cm <sup>2</sup> /d, cm <sup>2</sup> /min																																																																																																																																																																																																																																														
	透水係数	cm/s																																																																																																																																																																																																																																														
	粘度	Pa・s, P	1P = 0.1Pa・s																																																																																																																																																																																																																																													
	動粘度	m <sup>2</sup> /s, St	1St = 10 <sup>-4</sup> m <sup>2</sup> /s																																																																																																																																																																																																																																													
	表面張力	N/m	1gf/cm = 0.980665N/m																																																																																																																																																																																																																																													
	その他	電流	kA, A, mA																																																																																																																																																																																																																																													
電圧・電位差		MV, kV, V, mV																																																																																																																																																																																																																																														
電気抵抗		MΩ, kΩ, Ω, mΩ																																																																																																																																																																																																																																														
電力		MW, kW, W, mW																																																																																																																																																																																																																																														
濃度		kg/m <sup>3</sup> , mol/m <sup>3</sup> , mol/L, % (質量百分率、体積百分率), pH																																																																																																																																																																																																																																														
区分	量	S I 単位及び併用 <b>出来る</b> 単位	従来単位及び固有名称単位間の関係																																																																																																																																																																																																																																													
空間・時間関係	平面角	rad, ° ' "	1rad = 180/π°																																																																																																																																																																																																																																													
	立体角	sr																																																																																																																																																																																																																																														
	長さ	km, m, cm, mm																																																																																																																																																																																																																																														
	面積	km <sup>2</sup> , m <sup>2</sup> , cm <sup>2</sup> , mm <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
	体積	km <sup>3</sup> , m <sup>3</sup> , cm <sup>3</sup> , mm <sup>3</sup> , <b>l, L</b>	1L = 1.000cm <sup>3</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
	時間	y r, d, h, min, s																																																																																																																																																																																																																																														
	角速度	rad/s																																																																																																																																																																																																																																														
	角加速度	rad/s <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
	速度	km/h, m/s, cm/s, cm/d	1kine = 1cm/s																																																																																																																																																																																																																																													
	加速度	m/s <sup>2</sup> , cm/s <sup>2</sup> , Gal	1Gal = 1cm/s <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
	周波数	MHz, kHz, Hz	1c/s = 1Hz																																																																																																																																																																																																																																													
	回転速度	s <sup>-1</sup> , r/s, rps, min <sup>-1</sup> , r/min, rpm																																																																																																																																																																																																																																														
	波数	m <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
	熱関係	熱量	J, W・s	<b>1cal = 4.18605J, 4.18605W・s</b>																																																																																																																																																																																																																																												
温度・温度間隔		K, °C																																																																																																																																																																																																																																														
線膨張係数		K <sup>-1</sup> , °C <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
熱伝導率		W/(m・K)	<b>1cal/(h・m・°C) = 0.001163W/(m・K)</b>																																																																																																																																																																																																																																													
比熱		J/(kg・K)	<b>1cal/(kg・°C) = 4.18605J/(kg・K)</b>																																																																																																																																																																																																																																													
熱伝達率		W/(m <sup>2</sup> ・K)	<b>1cal/(h・m<sup>2</sup>・°C) = 0.001163W/(m<sup>2</sup>・K)</b>																																																																																																																																																																																																																																													
力学関連	質量	Mg, kg, g, mg, t	1t = 1.000kg																																																																																																																																																																																																																																													
	密度	g/cm <sup>3</sup> , t/m <sup>3</sup> , Mg/m <sup>3</sup>	1g/cm <sup>3</sup> , 1t/m <sup>3</sup> = 1Mg/m <sup>3</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
	力	MN, kN, N, mN	1kgf = 9.80665N, 1tf = 9.80665kN 1dyne = 10μN																																																																																																																																																																																																																																													
	単位体積重量	MN/m <sup>3</sup> , kN/m <sup>3</sup> , N/m <sup>3</sup>	1gf/cm <sup>3</sup> = 9.80665kN/m <sup>3</sup> 1tf/m <sup>3</sup> = 9.80665kN/m <sup>3</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
	力のモーメント	MN・m, kN・m, N・m	1kgf・m = 9.80665N・m																																																																																																																																																																																																																																													
	仕事エネルギー	MJ, kJ, J, mJ, W・s, W・h	1kgf・m = 9.80665J, <b>1cal = 4.19J</b>																																																																																																																																																																																																																																													
	応力・圧力 弾性係数 地盤反力係数	MN/m <sup>2</sup> , kN/m <sup>2</sup> , N/m <sup>2</sup> , N/mm <sup>2</sup> , MPa, kPa, Pa, MN/m <sup>3</sup> , kN/m <sup>3</sup> , N/m <sup>3</sup>	1kgf/cm <sup>2</sup> = 98.0665kPa, 98.0665kN/m <sup>2</sup> 1atm = 101.325kPa, 1mmHg = 133.322Pa																																																																																																																																																																																																																																													
	体積圧縮係数	(MPa) <sup>-1</sup> , (kPa) <sup>-1</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
	圧密係数	cm <sup>2</sup> /y, cm <sup>2</sup> /d, cm <sup>2</sup> /min																																																																																																																																																																																																																																														
	透水係数	cm/s																																																																																																																																																																																																																																														
	粘度	Pa・s, P	1P = 0.1Pa・s																																																																																																																																																																																																																																													
	動粘度	m <sup>2</sup> /s, St	1St = 10 <sup>-4</sup> m <sup>2</sup> /s																																																																																																																																																																																																																																													
	表面張力	N/m	1gf/cm = 0.980665N/m																																																																																																																																																																																																																																													
	その他	電流	kA, A, mA																																																																																																																																																																																																																																													
電圧・電位差		MV, kV, V, mV																																																																																																																																																																																																																																														
電気抵抗		MΩ, kΩ, Ω, mΩ																																																																																																																																																																																																																																														
電力		MW, kW, W, mW																																																																																																																																																																																																																																														
濃度		kg/m <sup>3</sup> , mol/m <sup>3</sup> , mol/L, % (質量百分率、体積百分率), pH																																																																																																																																																																																																																																														

# 新旧対照表

改定		現行					改定の要旨	
2. SI 単位換算 率表（網掛けし た単位は SI に よる単位）	力	dyn	kgf	N			・都仕様書の記載内容を反映 しました。	
		1	$1.01972 \times 10^{-6}$	$1 \times 10^{-5}$				
		$9.80665 \times 10^5$	1	9.80665				
		$1 \times 10^5$	$1.01972 \times 10^{-1}$	1				
	モーメント	kgf・m	tf・m	N・m				
		1	$1 \times 10^{-3}$	9.80665				
		$1 \times 10^3$	1	$9.80665 \times 10^3$				
		$1.01972 \times 10^{-1}$	$1.01972 \times 10^{-4}$	1				
	応力	kgf/mm <sup>2</sup>	kgf/cm <sup>2</sup>	N/m <sup>2</sup> (=Pa)	kPa	N/mm <sup>2</sup> (=MPa)		
		1	$1 \times 10^2$	$9.80665 \times 10^6$	$9.80665 \times 10^3$	9.80665		
		$1 \times 10^{-2}$	1	$9.80665 \times 10^4$	$9.80665 \times 10$	$9.80665 \times 10^{-2}$		
		$1.01972 \times 10^{-7}$	$1.01972 \times 10^{-5}$	1	$1 \times 10^{-3}$	$1 \times 10^{-6}$		
		$1.01972 \times 10^{-4}$	$1.01972 \times 10^{-2}$	$1 \times 10^3$	1	$1 \times 10^{-3}$		
		$1.01972 \times 10^{-1}$	$1.01972 \times 10$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^3$	1		
	単位体積重	gf/cm <sup>3</sup> (=tf/m <sup>3</sup> )	N/cm <sup>3</sup>	kN/m <sup>3</sup>	N/m <sup>3</sup>			
1		$9.80665 \times 10^{-3}$	9.80665	$9.80665 \times 10^3$				
$1.01972 \times 10^2$		1	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^6$				
$1.01972 \times 10^{-1}$		$1 \times 10^{-3}$	1	$1 \times 10^3$				
粘度	cP	P	Pa・s					
	$1 \times 10^3$	$1 \times 10$	1					
	1	$1 \times 10^{-2}$	$1 \times 10^{-3}$					
動粘度	cSt	St	m <sup>2</sup> /s					
	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^4$	1					
	1	$1 \times 10^{-2}$	$1 \times 10^{-6}$					
圧力	kgf/cm <sup>2</sup>	mmH <sub>2</sub> O	Pa	kPa	MPa			
	1	$1 \times 10^4$	$9.80665 \times 10^4$	$9.80665 \times 10$	$9.80665 \times 10^{-2}$			
	$1 \times 10^{-4}$	1	9.80665	$9.80665 \times 10^{-3}$	$9.80665 \times 10^{-6}$			
	$1.01972 \times 10^{-5}$	$1.01972 \times 10^{-1}$	1	$1 \times 10^{-3}$	$1 \times 10^{-6}$			
	$1.01972 \times 10^{-2}$	$1.01972 \times 10^2$	$1 \times 10^3$	1	$1 \times 10^{-3}$			
圧力	atm	mmHg	Pa	kPa	MPa			
	1	$7.60000 \times 10^2$	$1.01325 \times 10^5$	$1.01325 \times 10^2$	$1.01325 \times 10^{-1}$			
	$1.31579 \times 10^{-3}$	1	$1.33322 \times 10^2$	$1.33322 \times 10^{-1}$	$1.33322 \times 10^{-4}$			
	$9.86923 \times 10^{-6}$	$7.50062 \times 10^{-3}$	1	$1 \times 10^{-3}$	$1 \times 10^{-6}$			
	$9.86923 \times 10^{-3}$	7.50062	$1 \times 10^3$	1	$1 \times 10^{-3}$			
仕事・熱量・エネルギー	kW・h	kgf・m	J					
	1	$3.67098 \times 10^5$	$3.600 \times 10^6$					
	$2.72407 \times 10^{-6}$	1	9.80665					
	$2.77778 \times 10^{-7}$	$1.01972 \times 10^{-1}$	1					
熱伝導率	kcal/(h・m・°C)	W/(m・K)						
	1	1.16279						
	$8.6000 \times 10^{-1}$	1						
熱伝達率	kcal/(h・m <sup>2</sup> ・°C)	W/(m <sup>2</sup> ・K)						
	1	1.16279						
	$8.6000 \times 10^{-1}$	1						
比熱	kcal/(kg・°C)	J/(kg・K)						
	1	4.18605 × 10 <sup>3</sup>						
	$2.38889 \times 10^{-4}$	1						
2. SI 単位換算 率表（網掛けし た単位は SI に よる単位）	力	dyn	kgf	N				
	1	$1.01972 \times 10^{-6}$	$1 \times 10^{-5}$					
	$9.80665 \times 10^5$	1	9.80665					
	$1 \times 10^5$	$1.01972 \times 10^{-1}$	1					
モーメント	kgf・m	tf・m	N・m					
	1	$1 \times 10^{-3}$	9.80665					
	$1 \times 10^3$	1	$9.80665 \times 10^3$					
	$1.01972 \times 10^{-1}$	$1.01972 \times 10^{-4}$	1					
応力	kgf/mm <sup>2</sup>	kgf/cm <sup>2</sup>	N/m <sup>2</sup> (=Pa)	kPa	N/mm <sup>2</sup> (=MPa)			
	1	$1 \times 10^2$	$9.80665 \times 10^6$	$9.80665 \times 10^3$	9.80665			
	$1 \times 10^{-2}$	1	$9.80665 \times 10^4$	$9.80665 \times 10$	$9.80665 \times 10^{-2}$			
	$1.01972 \times 10^{-7}$	$1.01972 \times 10^{-5}$	1	$1 \times 10^{-3}$	$1 \times 10^{-6}$			
	$1.01972 \times 10^{-4}$	$1.01972 \times 10^{-2}$	$1 \times 10^3$	1	$1 \times 10^{-3}$			
	$1.01972 \times 10^{-1}$	$1.01972 \times 10$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^3$	1			
単位体積重	gf/cm <sup>3</sup> (=tf/m <sup>3</sup> )	N/cm <sup>3</sup>	kN/m <sup>3</sup>	N/m <sup>3</sup>				
	1	$9.80665 \times 10^{-3}$	9.80665	$9.80665 \times 10^3$				
	$1.01972 \times 10^2$	1	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^6$				
	$1.01972 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^{-3}$	1	$1 \times 10^3$				
粘度	cP	P	Pa・s					
	$1 \times 10^3$	$1 \times 10$	1					
	1	$1 \times 10^{-2}$	$1 \times 10^{-3}$					
動粘度	cSt	St	m <sup>2</sup> /s					
	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^4$	1					
	1	$1 \times 10^{-2}$	$1 \times 10^{-6}$					
圧力	kgf/cm <sup>2</sup>	mmH <sub>2</sub> O	Pa	kPa	MPa			
	1	$1 \times 10^4$	$9.80665 \times 10^4$	$9.80665 \times 10$	$9.80665 \times 10^{-2}$			
	$1 \times 10^{-4}$	1	9.80665	$9.80665 \times 10^{-3}$	$9.80665 \times 10^{-6}$			
	$1.01972 \times 10^{-5}$	$1.01972 \times 10^{-1}$	1	$1 \times 10^{-3}$	$1 \times 10^{-6}$			
	$1.01972 \times 10^{-2}$	$1.01972 \times 10^2$	$1 \times 10^3$	1	$1 \times 10^{-3}$			
圧力	atm	mmHg	Pa	kPa	MPa			
	1	$7.60000 \times 10^2$	$1.01325 \times 10^5$	$1.01325 \times 10^2$	$1.01325 \times 10^{-1}$			
	$1.31579 \times 10^{-3}$	1	$1.33322 \times 10^2$	$1.33322 \times 10^{-1}$	$1.33322 \times 10^{-4}$			
	$9.86923 \times 10^{-6}$	$7.50062 \times 10^{-3}$	1	$1 \times 10^{-3}$	$1 \times 10^{-6}$			
	$9.86923 \times 10^{-3}$	7.50062	$1 \times 10^3$	1	$1 \times 10^{-3}$			
仕事・熱量・エネルギー	kW・h	kgf・m	kcal	J				
	1	$3.67098 \times 10^5$	$8.60000 \times 10^2$	$3.600 \times 10^6$				
	$2.72407 \times 10^{-6}$	1	$2.34270 \times 10^{-3}$	9.80665				
	$1.16279 \times 10^{-3}$	$4.26858 \times 10^2$	1	$4.18605 \times 10^3$				
	$2.77778 \times 10^{-7}$	$1.01972 \times 10^{-1}$	$2.38889 \times 10^{-4}$	1				
熱伝導率	kcal/(h・m・°C)	W/(m・K)						
	1	1.16279						
	$8.6000 \times 10^{-1}$	1						
熱伝達率	kcal/(h・m <sup>2</sup> ・°C)	W/(m <sup>2</sup> ・K)						
	1	1.16279						
	$8.6000 \times 10^{-1}$	1						
比熱	kcal/(kg・°C)	J/(kg・K)						
	1	4.18605 × 10 <sup>3</sup>						
	$2.38889 \times 10^{-4}$	1						